明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十四年六月一日

○第五回國会 衆議院会議錄第四十一号附錄（一）

〔議長の報告〕

一、今三十一日松平參議院議長から幣原議長宛、參議院は閉会中左記委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

記

一　水産委員会　漁業法案及び漁業法施行法案

一　議院運営委員会　議院の運営に関する審査

一　地方行政委員会　地方行政に関する調査

一　法務委員会　檢察及び裁判の運営に関する調査

一　大藏委員会　租税制度に関する調査

一　文部委員会　教育文化施設及び文化財保護に関する調査

一　厚生委員会　社会保障制度に関する調査

一　農林委員会　農林関係配給公團制度に関する調査、水稻單作地帶対策に関する調査

一　運輸委員会　日本國有鉄道法施行に関する調査

一　建設委員会　建設事業一般並びに國土その他諸計画に関する調査

一　在外同胞引揚問題に関する特別委員会　在外同胞引揚問題に関する調査

一　選挙法改正に関する特別委員会　選挙法改正に関する調査

一、今三十一日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

水産委員会

理事　早川　崇君（理事早川崇君去る二十五日委員辞任につきその補欠）

労働委員会

理事　春日　正一君（理事春日正一君去る二十日委員辞任につきその補欠）

理事　島田　末信君（理事島田末信君去る二十日委員辞任につきその補欠）

一、昨三十日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　早川　崇君

大藏委員　淺沼稻次郎君

水産委員　佐竹　晴記君

労働委員　木村小左衛門君

議院運営委員　田中織之進君

懲罰委員　島田　末信君

一、今三十一日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

外務委員　中原　健次君

懲罰委員　玉井　祐吉君

一、昨三十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　佐竹　晴記君

大藏委員　田中織之進君

水産委員　早川　崇君

労働委員　島田　末信君

議院運営委員　山手　滿男君

懲罰委員　木村小左衛門君

一、今三十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員　玉井　祐吉君

懲罰委員　中原　健次君

一、今三十一日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

選挙法改正に関する特別委員　木村　俊夫君

一、今三十一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

選挙法改正に関する特別委員　小平　忠君

一、今三十一日議長は、國会法第四十六條第二項の規定により議院運営委員会の議を経て、考査特別委員北二郎君を椎熊三郎君に変更した。

一、去る三月二十八日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

内閣総理大臣の施政方針演説に関する決議案（米窪滿亮君外百十五名）

一、今三十一日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

災害復旧促進に関する決議案（大内一郎君外四十四名）

一、去る十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員河口陽一君提出不良温床用加工紙並びに糊の配給処置に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

不良温床用加工紙並びに糊の配給処置に関する質問主意書

東北、北海道の寒冷地帯の米作にその増産を図るため、温床により稻苗の育成が行われ、政府は指導と奨励に努力していることは周知の通りである、しかして從来これに要する紙と油は別々に配給されていたが、資材の節約、特に油の節約の点から昨年より温床用油紙が配給せられたが、糊付きが悪くて失敗し、農家に多大の損害を與えた。今年は優秀と称する糊を造つて紙と糊を組み合わせて保証付きで配給した。しかるにこの糊を使つて張つた障子を使用した温床は、温度の上昇とともに紙が悉くはがれて風のまにまに飛散してしまつた。そこで種々工夫したが駄目で、薄板をはつて周囲を釘で止めた。このため農家も役人も、配給の業務にある農協の職員も不眠不休で働いた。しかし、かかる努力も雨にあつたところ、周囲が薄板のため紙の上に水がたまり、遂に紙質が悪いのと油の不良のため全部破れてしまい、農家は泣くに泣かれぬことになつて了つた。そこで

一、北海道における昭和二十四年度温床苗代は六五〇万枚、内加工紙配給数量は三七五万枚で、この代金は一億一千万円で、すでに支拂済は八千万円である。この損害対策をとらなければならないが、差当りの金融対策を示されたい。

二、應急対策は北海道廳、農事試驗場並びに農協等が協力して善後策を考究したが、駄目なので、紙及び油等を一五〇万枚程度配給したが、残り二〇〇万枚は農家個々のやみ買と、直播により充足するものと考えられるが、時期おくれとなつたことにより減産は免れない。そこで事前割当補正の必要があると思うが如何。

三、今年は氣候不順で、雪融けがおくれたため、農家は温床栽培により食糧増産にはりきつていた矢先、政府の不明からかかる損害と減産をまねいた。よつて明年度よりは紙と油は別々に配給する計画を明示せられたい。

右質問する。

昭和二十四年五月十九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員河口陽一君提出不良温床用加工紙並びに糊の配給処置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河口陽一君提出不良温床用加工紙並びに糊の配給処置に関する質問に対する答弁書

一、北海道における今年度の温床紙の使用状況に関しては目下調査中である。

温床紙の購入資金に対する措置としては、本年度より温床紙及び温床用資材の購入に対し農業手形制度を適用している。

二、食糧確保臨時措置法第八條に基いて政府は、災害その他眞にやむを得ない事由によつて農業計画において定められた供出数量を供出することが困難になつたと認めたときには、補正する考である。

三、本年度の加工温床紙及び糊の使用状況及びその成績については、現在全國にわたり調査中であるが、明年度においても油の需給状況は相当窮屈であるので、明年度の加工方針については、本年度の成績判明後決定する予定である。

右答弁する。

一、昨三十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員並木芳雄君提出都営バス延長に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

都営バス延長に関する質問主意書

東京都営バス荻窪から青梅町（奥多摩）方面への延長は、いつ実現するか。

その経過ならびに見込如何。

右質問する。

昭和二十四年五月三十日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出都営バス延長に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出都営バス延長に関する質問に対する答弁書

五月二十三日開催の中央道路運送委員会において事業計画の一部を変更することを條件として可決したので、近日中に免許の予定である。

右答弁する。

一、今三十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員満尾君亮君提出陸運の運送秩序の確立に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

陸運の運送秩序の確立に関する質問主意書

わが陸運の大宗を占める自動車の各業態間の運送秩序の確立に関し、去る四月二十六日衆議院運輸委員会において大屋國務大臣は

道路運送法第五十二條の対價の意味でございますが、本條にいう対價とは、運送給付に対する反対給付ではありますが、單なる偶発的なものではなく、相当に継続的な性質を持つておる意味でありまして、しかもそれは、当該運送行爲に対する経常的な経済収入と見なし得るものをいうのであります。

と答弁しているが、右は道路運送法第五十二條の有権的解釈として、実質的には妥当なものと認められる。

しかるに同條の文理的表現は、従來の法律用語例からみて、大屋大臣の答弁にあるように解釈することは非常に無理であり、且つ困難であると思われる。実際においても右道路運送の秩序の維持を直接担当してある全國の道路運送監理事務所長及び各警察官においては、同條をほとんど正解していない実情である。そのため自家用自動車の運輸について非常識な取締までもが法律の忠実な励行の名の下に行われつつあり、善意の関係者の困惑は眞にはなはだしいものがある。

政府は至急道路運送法第五十二條の正しい解釈を全國道路運送監理事務所及び各種警察機構の末端（個々の警察官を指す。）に至るまで徹底せしめる方策を樹立し、且つ実施せられることを希望し、そのとらんとする具体的実施の方法と日時とを問う。

右質問する。

昭和二十四年五月三十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員満尾君亮君提出陸運の運送秩序の確立に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員満尾君亮君提出陸運の運送秩序の確立に関する質問に対する答弁書

道路運送の秩序を確立し、道路運送の綜合輸送力を昂上し、もつて道路運送における公共の福祉を確保増進することは、道路運送政策の骨子であつて、運輸省としては、これに関し特段の配慮を致しておるとともに、道路運送法の正確な解釈と、その実施運用についても、あらゆる機会にこれを周知徹底せしめるべく努力しておる次第である。

運輸省としては、道路運送法第五十二條の対價の解釈及び同條運用方についてはすでにこれを明示しているとおりであるが、御質問の趣旨もあり、更に下部機構に対してもこれが運用の万全を期するよう指導すべく目下準備中であり、数日中に通達する予定である。

右答弁する。

〔第四十一号参照〕

衆議院考査特別委員会報告書

（第一回）

本委員会は全國官公吏の綱紀たい廃著しきを匡正するために官公吏汚職問題を俎上に供したのである。官公吏汚職のうちで税務署の汚職事件ほど経済的に社会的に影響するところ重大なものはなく、税務署をめぐる悪質犯罪が続出している事情にかんがみ、その根絶を期する目的をもつて浦和、中野両税務署を中心として調査に着手し、証人十数名を喚問し、さらに各地に出張して取調べを続行した。

その調査方針並びに内容は従來の如く犯罪の面のみを追求するのではなく、かえつて、何が故にかような犯罪が起るのであるか、いかにすればかくの如き事犯を是正し得るやという点に重点を置き、その資料を得んとするものである。今日まで調査したところによれば

第一　税務署をめぐる汚職事件は昭和二十三年度四百二、三十件、同二十四年度六、七十件（今なお続出中）に達している。その原因について調査しているのであるが、

（一）　この問題はいうまでもなく人の問題であるが、根本的にみて税制並びに徴税制度及び機構などに欠陥があるのではないか。即ち、予算課税（大蔵省―各財務局―各税務署）によつて各税務署に割当てられた税の努力目標を責任目標と誤解し、目標に不足額を生じたときは、当該税務署はこれを一方的に納税者に割付け、再更正決定を出し、納税者をして何か割り切れぬ氣持を抱かしめてはいないか、この点について実績申告納税制度にしてもらいたいとの一般の声が相当多いようであるが、現在日本の経済を維持し、特に九原則の実施に当つては現在の予定申告納税制度によるの他ないのではないか等は実に検討を要する前提條件であると考えられる。

（二）　世間では税が一般に重いといわれているが、果して然りや、もし然りとせば、いかにしてこれを是正し得るや、脱税を極力防止することも重要なる案件であるが、一体國民総所得と徴税総額とが果してバランスがとれているか否か、はた又税の賦課の公平を失する点が相当あるのではないか、納税者に帳簿の不備もあるが、大体において

定課税をやつているのではないか(見込課税)、殊に未熟練者であつて二十才から二十五才位までの世の中を知らぬような若い者が果して適正に近い仕事をなし得るであろうか等調査中である。

(三)　さらに官吏汚職発生原因の中心は人の問題である。人が足りないのではないか、若い者に(全國税務署員の二十五才以下が七〇%以上ある)税の決定をやらしているようであるがここに犯罪の根拠が生れるのではないか、又素質が著しく低下しているという(未熟練者を使い一般に道義がたい廃していること等)、人員採用制度に欠陥があるのではないか(前科者を採用した事実さえある)、待遇の改善を要するのではないか(六千三百円ベースで平均六千円位のようである)、又署長はじめ上級官廳の指導監督に遺憾な点はないか、昭和二十三、四年度より一時に増員した人々に対する税務員としての充分な養成に力を盡しておらぬ実情にあるとも思われる点をも調査中である。

(四)　納税者の面にも欠陥があるのではないか。納税の基本をなす所得を明らかにするためには必要経費等を差引くようになつている。その必要経費と総収入との関係を明かにする帳簿をつけていない人が多いようである。特に悪いのは脱税者である。檢察当局の取調を見ても法人に二、三億円という莫大な数字、個人でも千万円以上の人々が相当多いという数字が出ている。

悪質者は嚴罰に処するということになつてはいるが、更にこれを何とかして防止することはできないか。更に課税に対する運動なるものが行われ、数百名の者が税務署に押しかけ喧騒をきわめる等多勢を利用して特に税を安くさせるというような運動が行われている事実はあるようだが、この影響はどうか(遵法精神の低下)。

(五)　所得税を決定するとき(仮更正の前及び本更正の前に)税務署は業種別に業者の團体及び組合に対して業者所得の序列、指数を諮問する模様であるが、所によつてはついでに金額まできいて来る事実があるようである。しかしこの團体への交渉、諮問はもつとも公平なようで、團体又は組合の指導者にボス的存在あるいは反感的分子がいるとまつたく思わざる弊害が起るのではないか、その際税務署側に相当な資料を持参しておらぬから間違いが起るのではないか等を調査の対象としているのである。

第二、税務官吏の汚職に対する対策として

(一)　すでに述べた点につき各項目にわたり調整すべきこともとよりであるが、左の点をも一應調査する必要があると思われる。

(二)　吏員の監督が今日では果してどうか、監察制度があるといわれるが果して何処迄目が届いているか。

(三)　従來あつた税務調査委員制度のような民主的な諮問機関を設けてはどうか、納税者側よりのみ選出する弊を除去して至公至平、民主的に活動し、税制と徴收機構に参画させるような新らしい制度を常置することの是非等をも調査しつつある次第である。

これらは近く結論を得て、詳細本院に報告するつもりであるが、ここに中間報告としてその概要を報告した次第である。

第三、なお、浦和税務署事件に関連して、大木貞雄を偽証として告発したことを附け加えて報告する。

右考査特別委員会設置に関する決議に基き報告する。

昭和二十四年五月三十日

考査特別委員長　鍛冶　良作

衆議院議長幣原喜重郎殿

(第五号参照)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

1　昨年の春過度経済力集中排除法の具体的実施の段階に入つた際、石炭企業等の新勘定に巨額の赤字の累積しているものは、同法によつて企業分割を企図しても、法律技術的に不可能なことが問題にされるに至つた。

2　昨年の秋、いわゆる企業三原則が提示されて以來、企業の合理化が強く要請されることになり、この面から過去の新勘定赤字を急速に処理し、將來の経営合理化の基礎を確立することが必要となつた。

3　復金融資の性格に関し、根本的な反省が加えられ、過去の赤字融資的色彩を一掃して健全な金融機関として育成すべきことが要請されることになり、この面から過去において異積した復金融資の返済について、政府において何らかの措置を講ずる必要が生じた。

以上三つの観点より、新勘定の赤字処理方策を檢討してきたのであるが、石炭鉱業、金属鉱業、電氣事業の各企業の過去の厖大なる赤字の処理を企業自体の責任において、行わせることは、事実上不可能であり、又過去の赤字をしさいに檢討すると、その発生原因からみて、企業の責任に帰することが明らかに不合理であると認定される部分が存在するのであり政府において、何らかの措置を講ずる必要があると認めるに至つたため、これらを業とする者の受けた損失を補てんし、これらの企業の経理の健全化に資する必要があり、その額は

石炭鉱業については

百七億九千四百万円

金属鉱業については

三億二千八百万円

電氣事業については

二十九億九千二百万円である。

右の政府補償は全額登錄國債をもつて賄い、主に復興金融金庫に対する債務の弁済に引き当てるように規定してあり、今回の損失補償金見合いの額は、すでに過去において復金をして赤字融資を行わせてあつたためである。

なお、今度赤字補てんの対象となつたものは、石炭鉱業は昭和二十二年七月六日より昭和二十三年六月二十二日までの間、金属鉱業については昭和二十三年五月一日より昭和二十三年七月三十一日までの間、電氣事業については昭和二十一年十一月一日より昭和二十三年六月二十二日までの間に発生したものである。

二、議案の可決理由

石炭鉱業等の経営の実情よりみて、本法案により企業の合理化を図り、以て生産目標達成のためにも、これら三業種の損失を、担当程度補塡することができ、各企業の経理の健全化達成の要因になると確信して、本案は、これを政府が公約したときと実施との時期的ずれがあるとはいえ、緊要措置であると認められるから、これを可決すべきものと議決した次第である。

三、経費

本案施行に要する経費は百四十一億一千四百万円であつて、全額登錄國債によつてまかなうものとする。

右報告する。

昭和二十四年三月二十六日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第六号参照〕

日本專賣公社法の一部を改正する法律案(內閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

日本專賣公社法は、第三回國会において可決せられ、当初、本年四月一日より施行することになつていたが、本國会の開会早々日本專賣公社法の一部を改正する法律案を審議し、とりあえずこれを六月一日から施行することに延期したのである。

しかるに、これによれば、專賣事業審議会の構成委員中、專賣事業関係者は、葉たばこ耕作者のみとなつているが、これでは範囲が狭く、他の專賣事業関係者を軽視することになつて、今後の業務運営上好ましくないので、葉煙草耕作者以外の專賣事業に関係ある者の中からも任命し得ることとし、これに伴い委員数六人を八人に増加することとしたのである。又專賣事業審議会は、公社の発足前に構成して、総裁及び監事の推薦を設立前に行うことが妥当と考えられるので、これらに関する規定に限り、五月十五日から施行することに改めたのである。

次に公社の役員及び職員の離職後の制限については、現在その規定がないのであるが、臨時物資需給調整法に基く指定生産資材割当規則による物資の割当事務に関係する役員及び職員については、その事務の性質上より見て、國家公務員の場合との振合をも考え合せ、これにある程度の制限を加えることが妥当と思われるので、これらの者の離職後の就職の制限に関する規定を設けたのである。

二、本案の可決理由

專賣事業審議会の設置を日本專賣公社の成立に先立させ、公社の発足の円滑を期するとともに、委員の構成を適正ならしめ、以つて日本專賣公社の業務運営の円滑を期せんとするもので、本案は妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する

昭和二十四年五月十日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

配炭公團法の一部を改正する法律案(內閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

配炭公團法は、昭和二十二年四月に制定され本年四月一日に失効することになつているが、昨今の石炭情勢に相当の変化があつたので、今直ちにこれを廃止することは困難なる事情にあり、一方新しい事態に対應する方策の決定、実施までにはなお若干の期間を存置することが適当と認められるので、本法の有効期間を三箇月間延長するというのである。

二、議案の可決理由

石炭鉱業の現状よりみて、配炭公團の取扱方については種々論議の余地もあるが、本案は、緊急やむを得ざるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月二十八日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案(內閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、公共企業体労働関係法が、その附則第二項において本年四月一日より施行される予定のところ、今回行政機構の整備等に関連して、日本專賣公社法及び日本國有鉄道法の施行を六月一日に延期するに伴い、これと符節を合わせる必要上、公共企業体労働関係法の一部を改正してその施行を六月一日に延期しようとするのがこの法律案の要旨並びに目的である。

二、議案の可決理由

行政機構の整備に関連して、日本專賣公社法及び日本國有鉄道法の施行を六月一日に延期しようとするに伴い、これと符節を合わせる必要上、公共企業体労働関係法の施行を六月一日に延期するのは妥当と認められるので、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月二十六日
労働委員長　倉石　忠雄
衆議院議長幣原喜重郎殿

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(內閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、さきに実施された臨時物資需給調整法は國家総動員法その他の戰時統制諸法令廃止の後をうけ、戰後の窮迫情勢に対し、わが國経済復興を図るため必要なる経済統制を実施する根拠法として、昭和二十一年十月制定せられたものであるが、これは非常立法であり、あくまでも暫定立法であるから、その附則において「昭和二十三年四月一日又は経済安定本部の廃止の時の何れか早い時に、その効力を失ふ。」と規定し、昨年三月末をもつて一應その有効期限が到來したのであるが、当時なお本法の存続を必要とする経済状況にあつたため、その有効期限を一箇年、即ち本年三月末まで延長したのであるが、最近わが國経済も漸次安定復興を見つつあるが、未だ全般的には物資需給のバランスを回復するに至つておらず、今後少くとも一箇年間は引き続き有効適切なる統制を実施することは、必要且つ適当なるものと認め、本法案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月二十八日
経済安定委員長　小野瀬忠兵衛
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第七号参照〕

造幣局据置運轉資本の増加等に関する法律案(內閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

本案の内容の第一点は、造幣局据置運轉資本を増加せんとするものである。即ち作業用原材料の価格高騰と、戰災復旧等のため増加を要する二千万円を造幣局特別会計資金より繰入することによつて補足せんとするものである。

第二点は、従來同会計において支拂義務を発生した経費であつて、年度内に支出をおわらないものを翌年度に繰越する規定が同会計規則に規定されていたのを、財政法施行に伴いこれを造幣局特別会計に明示せんとするものである。

二、本案の可決理由

本案は適正妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月二十八日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(內閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

今回改正しようとする点は次の二点である。

即ちその第一点は、船員保険特別会計においては、昭和二十二年十二月法律第二百三十六号をもつて、この会計を設置して以来、同会計を普通保険勘定及び失業保険勘定の二勘定に分けて整理してきたが、このように勘定を区分することは、経理上非常に複雑且つ非能率であるので、経理の能率化を図るために、この勘定区分を廃止しようとするものである。

第二点は、船員保険法に基く事務費及び失業保険給付に要する経費の國庫負担金を一般会計から受け入れた場合に、精算上過不足を生ずる場合があるが、現行法令では年度経過後においてはこの処置ができかねるのであつて、この場合には一般会計に返納せず、翌年度分の國庫負担金に充当する等の途を開こうとするものである。

二、本案の可決理由

本特別会計の適正なる運営を図る上に妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月二十八日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

失業保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

改正しようとする点は、失業保険法に基く事務費及び失業保険給付に要する経費の國庫負担金を一般会計から受け入れた場合に、精算上過不足を生ずる場合があるが、現行法令では年度経過後においてはこの処置ができかねるのであつて、この場合には一般会計に返納せず、翌年度分の國庫負担金に充当する等の途を開こうとするものである。

二、本案の可決理由

現下の情勢にかんがみ、その適正と健全を図る必要上本案は大体において妥当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月二十八日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

日本國有鉄道法の施行期日は、昭和二十四年四月一日となつているが、行政機構改革に伴い、これを昭和二十四年六月一日に延期するとともに、これに伴う所要の改正を行わんとするものである。

二、議案の可決理由

日本國有鉄道法の施行期日の延期は、諸般の事情に鑑み、必要且つ妥当なるものと認め、本法案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年三月二十八日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法は本年四月一日を施行期日と定めているが、刻下の重要課題たる行政機構刷新及び人員整理の立案並びに審議に充分の日時を與うるため、その基本法たる本法の施行期日を六月一日に延期せんとするのが本法律案の要旨及び目的である。

二、議決の可決理由

本法律案の目的とするところは適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年三月二十九日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

郵政省設置法は本年四月一日をその施行期日と定めているが、國家行政組織法の施行期日の延期と相呼應してその施行期日を同様に六月一日に改めんとするのが、本法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案の目的とするところは適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年三月二十九日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

電氣通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

電氣通信省設置法は本年四月一日をその施行期日と定めているが、國家行政組織法の施行期日の延期と相呼應して、その施行期日を同様に六月一日に改めんとするのが、本法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案の目的とするところは適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年三月二十九日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

産業設備営團の業務上の損失に対する政府補償等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

本案の要旨の第一は、産業設備営團が同法第十七條の規定する業務により昭和二十二年及び二十三年度においてうけた損失を十一億を限度として補償せんとするものである。即ち産業設備営團については、産業設備営團法第三十九條の規定に基いて、政府は昭和十六年度から昭和二十一年度までに同営團が受けた業務上の損失を、約二十四億円を限度として補償する旨契約してまいり、この補償契約に從つて、毎年度同営團に対して補償を実施してきたのであるが、その後同営團は昭和二十一年末に閉鎖機関に指定され、その特殊精算は意の如く進行せず、このため政府が契約金額の内約十三億円を補償しただけで、補償契約期限を経過してきたのである。ところが実際には、この契約期限経過後においても同営團は相当の損失を生じていて、これがひいては特殊清算の運営に支障を来すとともに、同営團の債権者である金融機関、企業等の再建整備を阻害することが予想されるので、この際、同営團が昭和二十二年度及び昭和二十三年度においてうけた損失を政府が補償しようというのである。そして、その補償に際しては先の契約金額二十四億円と、補償実施金額十三億円との差額である十一億円を限定とするとともに、この損失の範囲及び損失金額について、從來の産業設備営團損失審議会が決定することとしようというのである。

次に補償債務の決済については、交付公債を以てなさんとするものであり、この法律案の第二條にその條件を規定してある。

第二点は、この法律案の第三條においては戰時補償特別措置法第六十條の規定に基く政府の、地方公共團体又は特定機関に対する交付金約一億六千万円及び國民更生金庫の発行に係る更生債券に対する政府の保証債務約三億四千万円を決済するに当つて右の産業設備営團に対する業務上の損失補償と同じ條件の國債証券の交付により決

済しようとするのである。

二、本案の可決理由

現下の経済情勢にかんがみ、適当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月二十九日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第八号参照〕

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）（参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

食料品配給公團法、飼料配給公團法、油糧配給公團法及び肥料配給公團令の有効期間並びに食糧配給公團の存続期間は、昭和二十四年三月三十一日若しくは三十日をもつて満了することになつているので、一應その存続期間をそれぞれ三箇月間延長せんとするものである。

二、議案の可決理由

経済九原則の実施と関連して、公團統制方式が検討され、その必要な措置がとられることになるのであるが、目下これにつき考究中である。

しかしながらこれら五公團の存続期間が本年三月三十一日若しくは三十日をもつて満了するので、その消滅は直ちに流通秩序に支障を與えることになる。よつてこれをそれぞれ三箇月間延長して、その間に公團統制方式の改善刷新を考究するということは、至当なる措置と認められるので、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月二十九日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

國家公務員法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、今國会に提出せられている一部廃止のものを除いた各公團の存続期間を延長する法律案が成立した際には、國家公務員法第二條第三項第十四号の人事院の指定する公團（食糧配給公團）の存続期間も三箇月間延長せられることとなるため、その職員の特別職たる同号の規定の効力を昭和二十四年六月三十日まで延長せんとするものである。

一、議案の可決理由

食糧配給公團の職員は元来特別職であつたものが、國家公務員法の第一次改正により暫時一般職となり、第四回國会における第二次改正に伴う人事院の指定によつて、もとの特別職にもどつたものであるが、今回の存続期間の延長により、再び一般職となるときは、その身分関係の変動により職務遂行上多大の不安を伴うから、その特別職としての期間に関する規定の効力を延長する必要を認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月三十日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

財政法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

本案は、財政法施行二箇年の経過にかんがみ、その若干部分について改正を行わんとするものである。その改正の主要点を述べれば、先ず第一点は、目的別予算の廃止である。即ち従来歳入歳出予算は、目的別予算（甲一号）と組織別予算（甲二号）とがらなつていたのを甲一号を廃し、組織別予算一本とし、これによつて予算の執行上における政府各機関の責任を明確にしようというのである。

第二点は、財政法第二十四條の予備費の計上に関して「計上しなければならない」との規定を改め、必要により「計上することができる」ということに改めたのである。

第三点は、予算の流用に関する規定の改正である。即ち、歳出予算は原則として予算の定める各部局等の経費の金額又は部局等内の各項の経費の金額の移用はこれを禁止するところであるが、予算執行上の必要に基きその効率的使用を図るため、予め予算をもつて國会の議決を経た場合に限り、各部局等の間又は各項の間において彼れ此れ移用することをもできる途をひらくとともに、他面、目又は大蔵大臣の指定する節相互の間の流用に関してすべて大蔵大臣の承認を要することとし、流用の適正を期せんとするものである。

第四点は、目節の区分を付さないでも、予算の配賦ができる例外規定を設けるものである。即ち予算が成立したとき、内閣は國会の議決したところに從い各省各廳の長に対し、歳入歳出予算を配賦することになるが、この場合歳出にあつては項を目及び節に区分しなければならないことになつている。しかし、終戰処理費、賠償施設関係経費その他公共事業費等の特定経費については、配賦のときまでに目及び節の区分を明らかにすることができないものがあるので、これらの経費については、当分の間予算執行のときまでに、目又は節の区分をすることができる例外を認めようとするものである。なお右に関連して、他に用語の改正、規定の整備等の若干の改正をなさんとするものである。

二、本案の可決理由

歳入歳出予算の形式を明確にするため及び予算の執行に関する諸規定の整備を図るため、本案は大体において適切であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月三十日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

酒類配給公團法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

酒類配給公團は、昨年三月一日酒類配給公團法により設立され、由来一箇年余関係官廳の指導と公團役職員の努力とにより、着々その成績を挙げてきたのであるが、わが國現在における経済諸情勢及び行政整理の問題とも関連して、公團方式による配給統制について目下検討を進めている次第である。そこで差し当つての問題として酒類配給公團法の有効期間を三箇月間延長せんとするものである。

二、本案の可決理由

酒類配給公團法は、他の配給公團法と同様に、本年四月一日をもつてその効力を失うことが附則第二條に規定されているが、本公團においては、その本来の目的である酒類の適正円滑な配給の外に、酒税の確保という面で相当な機能を発揮し、國家財政に大いに寄與してきたのである。從つて公團を廃止するとしても、その受入態勢を整備するということは、徴税確保の見地からもゆるがせにできない問題であつて、その準備には少なくとも三箇月間延長する必要がある。以上の理由よりして、本案は大体において適切妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月三十日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

今回改正しようとする目的は、貿易資金の不足を補足するための應急措置を講じようとするもので、改正の要点は次の二点である。

先ず第一は、貿易資金の不足を補足するための借入金又は融通証券の発行限度の引き上げであり、第二点は、現在貿易資金特別会計の歳入歳出の決算上の過剰金は、一般会計に繰り入れることになつているが、これを貿易資金に組み入れて、その増加に充てるように改正しようとするものである。

二、本案の可決理由

現在、借入金又は融通証券の発行限度額は、二百五十億円となつているが、昭和二十二年度末において六十六億円借入済となつているので、昭和二十三年度における限度額の余裕額は、百八十四億円である。しかして最近の民間貿易の発展によつて、昭和二十三年度中における輸出物資の買入等に要する資金の支拂額は、約千九十五億二千七百余万円となるのに対して、輸入物資の賣拂代金等による資金の受入額は、約八百六十二億三百余万円となつているので、前述の借入限度額を全額借り入れて、なお現金支拂上約四十九億二千三百余万円の資金不足となるので、現行法定限度額二百五十億円を三百億円に引き上げる必要がある。以上の理由により本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月三十日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

金資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

今回改正しようとする点は、先ず第一は、金資金の不足を補足するための一般会計からの繰入金の限度額の拡張で、現行法定繰入限度額六億円を三十二億三千三百万円に增額せんとするものである。第二は、この会計の繰越に関する規定の整備である。即ちこれを財政法の規定に則應するよう改める必要があるので、從來会計規則に規定してあつた支拂義務の生じた経費を翌年度に繰り越す規定は、この法律に掲げることとし、所要の改正をしようとするものである。

二、本案の可決理由

金資金特別会計においては、資金の運用として貴金属の賣買操作を行つているが、この操作を行うに当つては、産金法等によつて、新産貴金属は、全部買上げを要する一方、買上げ貴金属の國内消費向けの拂下については、これを必要最小量に止めているので、その買上金額は、常に拂下金額を超過している状況である、この賣買の不均衡から生ずる資金の不足を一般会計からの操入金及び日本銀行からの借入金をもつて、補てんして來たのであるが、一般会計からの繰入金はその現行法定限度額六億円を、日本銀行からの借入金は、その現行法定限度額五億円を既にそれぞれ繰入又は借入済となり、今後の買上資金に不足を生ずることとなつたのである。

しかして昭和二十四年度中における貴金属の買上予定額は、約三十七億一千七百余万円、拂下見込額は、約十億九千四百余万円となる状況であるので、差引現金支拂上約二十六億三千三百万円の資金不足となるのである。よつて、この資金の不足額を一般会計からの繰入金をもつて補てんせんとするもので、大体において妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月三十日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

改正の要点は大要次の通りである。

第一は、予算執行の第一段階である契約等の実施の面で統制を強化し、支出の面からの統制は極力これを簡素化しようとするものであつて、從來の「契約等の計画」を「支出負担行爲の計画」と改称するとともに、他の統制範囲を全経費に拡張し、又あらたに支出負担行爲に関する認証制度を設け、この支出負担行爲が法令又は予算に違反することの有無等、その他計画の適否について各省各廳の長の指定する認証官の審査を受けさせ、この面からの自律的統制によつて不当支出の抑制を図り、健全財政の実現を期そうとするものである。

第二は、出納完結期限を延長することについてであつて、現行の法定期限たる七月三十一日までに出納事務を完結せしめることは、現下の経理事務の実情では非常に困難であるので、これを当分の間、八月三十一日まで繰り延べることができることとしようとするものである。

二、本案の可決理由

從來、予算執行の統制は、支拂計画の統制と小切手等の認証制度によるいわゆる支出統制によつていたのであるが、予算執行の最終段階たる支拂の面においてこれに統制を加えることは、いたずらに弊害が伴い、本末てん倒のそしりを免れなかつたのである。今回の改正はこれらの点を改正せんとするもので、大体において適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月三十日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

所得税の第一期の申告及び納期は、現在四月一日から同月三十日までとなつているのであるが、昭和二十四年の所得税の四月予定申告書は、本年六月一日の現況によりこれを記載し、六月一日から同月三十日までに提出することとし、また所得税の第一期の納期も六月一日から同月三十日までとしようとするものである。

二、本案の可決理由

税務行政の実情を見るに、前年度の所得税の更正決定に対する処理が四月及び五月には残つており、更に予定申告書の提出に対する指導等についても若干の準備期間が必要である。よつて本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月三十日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

貿易公團法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的

本案の目的は、昭和二十四年三月五日附日本政府宛連合國最高司令官覚書の趣旨に基き、貿易公團の機能及び機構を可及的に簡素化し、過渡的な貿易の停滞を避けようとするものである。

一、議案の要旨

本案は、食糧貿易公團及び原材料貿易公團を三月三十一日限り廃止するとともに、これらの公團の從來の業務のうち四月以降も存続

を要するものは、他の政府機関に移管し、その業務の清算は他の貿易公團において行い得ることとし、又廃止公團の資産及び負債のうち六月三十日まで清算を完了しないものは貿易資金特別会計に一括承継して、資産の有効利用及び負債の適正処理を図ることとしている。

一、議案の可決理由

貿易態勢が一部民間に移譲され、輸出貿易はほとんど民間取引によつて行われている現状であるが、輸入貿易は現今の國内物資交流の点にかんがみ、管理貿易が妥当であつて、党書の趣旨は時宜を得たものと考えられる。よつて本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月三十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第九号参照〕

昭和二十四年度一般会計暫定予算に関する報告書

一、本予算の趣旨

諸般の事情により昭和二十四年度本予算の編成が遅延したため、財政法第三十條の規定により昭和二十四年四月一日から四月十五日まで國務運営上やむを得ない最小限度の経費を計上したものである。

この暫定予算は歳入歳出とも四、六九九百、余万円である。

歳出のうち主なものは次の通りである。

議員歳費	二〇、百余万円
職員給與	一、六五五、〃
終戰処理費	一、〇〇〇、〃
生活保護費	四六七、〃
國債費	一二五、〃
年金及び恩給	六五一、〃

又これが財源としてはこの期間内における

租税及印紙收入	四、六九九、百余万円

を計上したものである。

一、議案の可決理由

本予算は極めて緊急にして必要なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月三十日

予算委員長　植原悦二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十四年度特別会計暫定予算に関する報告書

一、本予算の趣旨

諸般の事情により昭和二十四年度本予算の編成が遅延したため、財政法第三十條の規定により造幣局特別会計外二十一特別会計の昭和二十四年四月一日から四月十五日までやむを得ざる最小限度の経費を計上したものである。

この暫定予算は、上記特別会計を合計し

歳入	三九、四六四、百余万円
歳出	三二、八四五、〃

である。

歳出のうち主なるものは

政府職員給與　三、六六一、百余万円

事務及事業費　二、九〇〇、〃

國債償還　二五、一三三、〃

保険金　五三八、〃

などである。

一、議案の可決理由

本予算は極めて、緊急にして必要なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月三十日

予算委員長　植原悦二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方財政委員会法の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

地方財政委員会法の規定によれば、地方財政委員会の存続期間は、本年三月三十一日までとなつているので、これにかわるべき新たな行政機関が設置せられるまで、差し当りその存続期間を二箇月延長するため、附則第三項中「昭和二十四年三月三十一日」とあるのを「昭和二十四年五月三十一日」に改めんとするものである。

二、議案の審決理由

地方財政の自主化に資するため、新たな行政機関が設置せられるまで、地方財政委員会の存続が必要であり、その旨を規定した本法案は適切妥当のものと認め、全会一致これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月三十一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十三年度一般会計予算補正（第三号）に関する報告書

一、本予算の趣旨

この補正予算は船舶運営会の従業員の給與改善に関するものであり、さきに第四回國会において成立した昭和二十三年度一般会計予算補正（第二号）において船舶運営会補助費の追加額二十五億円のうち従業員の給與改善に充てられる金額は五億円をこえてはならないと規定してあるが、船舶運営会従業員の労務の特殊性並びに他産業の労務者との権衡上、今回これら従業員の待遇改善を行うこととなり、右の限度を二億五千万円拡張する必要が生じ、ここにその限度を七億五千万円と改訂するため、既定予算の修正をするものである。

なお、昭和二十三年度予算額は本予算の成立により計数は動かないので歳出とも

四七三、一四五、百余万円

である。

一、議案の可決理由

本予算は極めて緊急にして必要なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月三十一日

予算委員長　植原悦二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十三年度特別会計予算補正（特第三号）に関する報告書

一、本予算の趣旨

今回の補正予算は法令の規定等により当然支出を必要とする最小限度の経費に止め、大藏省預金部外五特別会計について所要の補正措置を構ずるものである。

その補正の概要は大藏省預金部特別会計において郵便貯金の増加による支拂利子の増加所要額、金資金特別会計において資金の運用上生じた損失金の整理、國債整理基金、薪炭需給調節、開拓者資金融通、漁船再保険の各特別会計においで公債利率の改訂に伴う支出増加額その他借入金の借換措置等必要やむを得ない経費の増加を計上してあり、以上特別会計を合計すると

歳入	四、二七七、百余万円
歳出増加額	四、三三三、〃
減少額	六四、〃
差引補正額	四、二六八、〃

となり、これを既定予算と合計すると

歳入	一、二九七、三三七、百余万円
歳出	一、一〇〇、五九三、〃

となる。

一、議案の可決理由

本予算は極めて緊急にして必要なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月三十一日

予算委員長　植原悦二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

國有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

改正の要点は次の五点である。

即ち第一点は、あらたに「引当金勘定」を設けて、現在「自己資本」に含めて整理している減價償却引当金を、この勘定において整理しようとすること。

第二点は、陸運監督及び観光事業に要する経費を、昭和二十四年度の予算から一般会計に移して経理しようとするものである。

第三点は、この会計において支拂上現金に不足を生じた場合、昭和二十四年度に限つて、國庫余裕金を繰り替え使用することができる途を開こうとするものである。

第四点は、この会計における貯藏品の價格を、一般の統制額に準じて改正して、これによつて生ずる資金をもつて貯藏品の保有量の増加に充てようとするものである。

第五点は、この会計における欠損金を整理するため、調整勘定を設けようとするものである。

二、本案の可決理由

この会計の運営を円滑にするためと、昭和二十四年度中において日本國有鉄道が設定されるに伴い、適当な措置を講ずる必要があるが、本案は大体において適切妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月三十一日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

改正点は、次の通りである。

第一点は、会計士管理委員会の委員を、公認会計士以外の者のうちからも任命できることとした点である。

第二点は、現行法によると試験課目は相当多方面にわたるので、公認会計士試験の第二次試験課目を整理しようとするものである。

第三点は、特別公認会計士試験の受験資格のうち会社の会計課長等の受験資格についてであるが、現行法では、極めて小さな会社の会計課長等でも受験資格を與えられているが、これを他の受験資格者との均衡を考慮して、資本金五百万円以上の会社の会計課長等にのみ限定することとした。

第四点は、特別公認会計士試験の合否決定に際して、筆記試験のみによるときは、会計事務について経驗深く老練な人物も不合格となるおそれがあるので、一部経驗年数をしんしゃくすることができることとした。

第五点は、従前の計理士が監査証明業務を除く計理士の業務を営むことができる期間を、公認会計士法施行後十年間(現行三箇年)に延期したこと。

以上が今回の改正点のうち主な点であるが、なお、附則において昨年十二月二十八日公布になつた公認会計士法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十五号)を廃止することとした。

二、本案の可決理由

公認会計士法の施行後の実情に照し、公認会計士制度の公正円滑な運営を図るため、二三の点について所要の改正を行う必要があるが、本案はこの点に関し、大体において適切妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年三月三十一日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十五号参照〕

通信事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

本年六月において通信省が郵政省及び電氣通信省に分離することになつた関係上、その分離の曉には、現在の通信事業特別会計を廃止して、新たに郵政事業特別会計及び電氣通信事業特別会計を新設する予定であるが、それまでの間、通信事業特別会計に、新たに郵政勘定及び電氣通信勘定を設けてこれを経理し、もつて新旧会計間の事務の円滑なる引継並びに当該会計の予算及び決算の適正を図らんとするものである。

二、郵政省及び電氣通信省ができるまでの適当なる暫定措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月八日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

公園等の予算及び決算の暫定措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

本法律案に規定する主なる点を述べれば

一　公園等の事業年度については、從來は、各公園法等により、毎年四月から翌年三月に至る間を、前期及び後期の二期に分けているのであるが、昭和二十四年度からは、國の会計年度と同様、毎年四月から三月までの一会計年度にしようとするのである。

二　予算については、公園等においてこれを作成し、参照書類を添えて、主務大臣を経て大藏大臣に提出することとし、大藏大臣はこれを検討し、又必要な調整を加えて閣議に提出し、その決定を経た上内閣から國会に提出して、その議決を経ることにしようとすること。

三　予算の形式及び内容については、公園等の性質に適合するように大藏大臣が主務大臣と協議して定める点を除いては、概ね國の予算にならつて款項に区分し、その実行科目も目節に区分することとする。

四　予算の実行については、國会において議決された各項に定める目的の外に、予算の使用はできないのは勿論であるが、予算執行の必要に基いてあらかじめ予算をもつて、國会の議決を経た場合は、國の予算執行の場合と同様、一定の制限のもとにその移用流用ができることとしている。

五　決算に関するものであつて、決算報告書は、これを公園等において作成して、主務大臣を経て大藏大臣に提出し、大藏大臣はこれを審査して、内閣に送付し、内閣は会計検査院の検査を経た上、國の歳入歳出決算とともに國会に提出して、その承認を経ることとしている。

二、本案の可決理由

公園等については、その性質に顧みて、その予算は國会の議決を経させる等の措置を講じ、その経理の適正明確を図る必要があるものと認められる。しかしてその予算の作成、議決及び実行並びにその決算の作成等について、その詳細な基準及び手続を確立するのが適当であるが、それまでの暫定措置として、とりあえず、昭和二十四年度から、概ね國の予算及び決算の例にならつて、これを実行せんとするものであつて、大体において適切妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月八日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

專賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に關する法律案（内閣提出）に關する報告書

一、本案の要旨及び目的

本案の第一点は、日本專賣公社及び日本國有鉄道の設置に伴い、專賣局及び國有鉄道事業の各特別会計はこれを廃止し、又通信事業特別会計はこれを廃止して、郵政事業特別会計及び電氣通信事業特別会計を設置するに当つては、昭和二十四年度予算は、專賣局、國有鉄道事業及び通信事業の各特別会計は、四月、五月の二箇月分の予算を作成し、六月以降十箇月分は、日本專賣公社、日本國有鉄道、郵政事業特別会計及び電氣通信事業特別会計の各予算をそれぞれ作成すべき性質のものであるのを、予算の作成、提出及び実行の手続上の便宜から、專賣局、國有鉄道事業及び通信事業の各特別会計の昭和二十四年度予算と六月から新設される日本專賣公社、日本國有鉄道、郵政事業特別会計及び電氣通信事業特別会計の予算とを、夫々一本として年間予算を作成し、國会に提出することができることにしようというのである。

第二点は、右によつて成立した專賣局、國有鉄道事業及び通信事業の各特別会計の昭和二十四年度予算及び各特別会計の昭和二十三年度予算で、二十四年度に繰越使用できるものについて、五月中に執行されなかつたものについては、そのまま当然それぞれ新設される日本專賣公社、日本國有鉄道、郵政事業特別会計及び電氣通信事業特別会計に繰越使用できることとするものである。

二、本案の可決理由

本年六月一日から日本專賣公社及び日本國有鉄道が設置せられ、又通信省が郵政省及び電氣通信省に分割されることに伴う措置として必要にして妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月八日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方財政法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

地方財政法の規定によれば、同法第十條において國と地方公共團体の利害に關係ある事務を行うために要する経費は、國と地方公共團体とがこれを負担することを定め、更に同法附則第三十七條においては右の経費について、その種目、算定基準及び國と地方公共團体とが負担すべき割合については、同法施行後制定される法律又は政令をもつて別段の定をなすものを除く外、昭和二十四年三月三十一日までの間は、なお、從前の例によると定められているが、この期限を昭和二十四年六月三十日と改めんとするものである。

二、議案の議決理由

地方財政法は、國費と地方費との負担区分について原則的規定を設け、地方財政の安固を期したものであるが、その負担区分の細目については、法律又は政令をもつて規定すべきことを定め、その法律又は政令の規定の制定せられていないものは暫定的に本年三月三十一日までは從來通りとする旨定めたのである。

しかし政府においては右期日までに關係法令の整備を期したのであるが、諸般の事情により右期日までにこれを果すことが不可能となつたため、右期日を更に本年六月三十日まで延期せんとする趣旨を規定した本法案は、適切妥当なるものと認め、全会一致これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月九日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十七号参照〕

郵便振替に關する約定に加入することについて承認を求めるの件（内閣提出）に關する報告書

一、本件の要旨及び目的

昭和二十二年七月五日パリで署名された万國郵便條約及び關係約定は、昭和二十三年七月一日以降ブエノス・アイレス万國郵便條約及び關係約定にかわつて、關係國間にすでに実施されている。

わが國は、昭和二十三年七月一日前記のパリ條約及び關係約定の一である小包郵便物に關する約定に加入したが、郵便振替に關する約定に対しては、爲替交換率の欠除等の事情により加入しなかつた。しかるに近く爲替交換率の設定が予想せられ、且つ、設定の際は郵便振替の國際業務を開始する必要が生ずるので、この事態に應じ郵便爲替に關する約定に加入したい。よつて本件について承認を與えられたいというのである。

二、本件の可決理由

本件は現下の事態に鑑み、政府の要求通りこれを承認することに議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月六日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

郵便爲替に關する約定に加入することについて承認を求めるの件（内閣提出）に關する報告書

一、本件の要旨及び目的

昭和二十二年七月五日パリで署名された万國郵便條約及び關係約定は、昭和二十三年七月一日以降ブエノス・アイレス万國郵便條約及び關係約定にかわつて關係國間にすでに実施されている。わが國は、昭和二十三年七月一日前記のパリ條約及び關係約定の一である小包郵便物に關する約定に加入したが、代金引換郵便物に關する約定に対しては、爲替交換率の欠除等の事情により加入しなかつた。しかるに近く爲替交換率の設定が予想せられ、且つ、設定の際は代金引換郵便物の國際業務を開始する必要が生ずるので、この事態に應じ代金引換郵便物に關する約定に加入したい。よつて本件について承認を與えられたいというのである。

二、本件の可決理由

本件は現下の事態に鑑み、政府の要求通りこれを承認することに

代金引換郵便物に關する約定に加入することについて承認を求めるの件（内閣提出）に關する報告書

一、本件の要旨及び目的

昭和二十二年七月五日パリで署名された万國郵便條約及び關係約定は、昭和二十三年七月一日以降ブエノス・アイレス万國郵便條約及び關係約定にかわつて關係國間にすでに実施されている。わが國は、昭和二十三年七月一日前記のパリ條約及び關係約定の一である小包郵便物に關する約定に加入したが、代金引換郵便物に關する約定に対しては、爲替交換率の欠除等の事情により加入しなかつた。しかるに近く爲替交換率の設定が予想せられ、且つ、設定の際は代金引換郵便物の國際業務を開始する必要が生ずるので、この事態に應じ代金引換郵便物に關する約定に加入したい。よつて本件について承認を與えられたいというのである。

二、本件の可決理由

本件は現下の事態に鑑み、政府の要求通りこれを承認することに

議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月六日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

価格表記の書状及び箱物に関する約定に加入することについて承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

昭和二十二年七月五日パリで署名された萬國郵便條約及び関係約定は、昭和二十三年七月一日以降プエノス・アイレス萬國郵便條約及び関係約定にかわつて関係國間にすでに実施されている。わが國は、昭和二十三年七月一日前記のパリ條約及び関係約定の一である小包郵便物に関する約定に加入したが、価格表記の書状及び箱物に関する約定に対しては、爲替交換率の欠除等の事情により加入しなかつた。しかるに近く爲替交換率の設定が予想せられ、且つ、設定の際は価格表記の書状及び箱物の國際業務を開始する必要が生ずるので、この事態に應じ価格表記の書状及び箱物に関する約定に加入したい。よつて本件について承認を與えられたいというのである。

二、本件の可決理由

本件は現下の事態に鑑み、政府の要求通りこれを承認することに議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月六日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

本法律案は、昭和二十四年度專賣益金の確保を図るための新たなる種類の製造たばこを発賣せんとするに際し、財政法第三條の規定により新定價を決定せんとするものである。

本法律案によつて定價を定めんとする新種たばこの第一は、太巻の新生である。即ち従來の細巻きの新生を太巻きに改め、これが定價をハツピーと均衡を図るため、十本当り三十円とせんとするものである。

第二は、戰前大衆たばことして人氣のあつたゴールデンバットの名称を復活し、これを現在のきんしにかえ、これと同規格で製造し、同價格で発賣せんとするものである。

第三は、最近パイプたばこの愛好者の増加にともない、大衆パイプたばことして「日光」を試驗的に製造し、計画外として少量発賣せんとするに際し、その價格を四十瓦当り百円と定めようとするものである。

二、本案の可決理由

昭和二十四年度專賣益金千二百億円を確保するため、三十円以下の比較的大衆性のある品種七七%、四十円以上の品種二三%の割合で新たな種類の製造たばこを発賣せんとするもので、益金確保のための適当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月十二日

大蔵委員長　山野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

印刷局特別会計の固有資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する決律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

昭和二十四年度における印刷局の予定事業量は日本銀行券百円紙幣二十四億枚、拾円紙幣五億枚、一円紙幣一億五千万枚を始め、収入印紙、郵便切手、郵便葉書、各種証券類、官報その他図書製品等、金額において約四十九億九千万円になる関係上、印刷局の事業を円滑に運営するためには常時相当量の手持生産品、原材料及び支拂資金等を保有していなければならないのであつて、この運轉資金に約八億円を必要とするのである。

しかるに現在印刷局特別会計の運轉資金は、従來の百万円があるのみであつて、昭和二十三年度においては八億円の借入金を行つて、これを賄つていたのであるが、この借入金は本年度内にこれを償還しなければならないことになつているので、今回一般会計から八億円を限つてこの会計に繰入金をし、以て本会計の固有資本を増加し、その企業的運営に支障ならしめようとするものである。

二、本案の可決理由

一般会計から繰入金による印刷局特別会計の固有資本を増加し、もつてその運轉資金を補足し、同会計の運営を円滑にする必要があるが、本案はこの点に関し大体において適切妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月十二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

今回改正しようとする点は、この会計において発行した公債又は借入れた借入金をその見返りとなつている物納財産の処分による収入金等をもつて償還するに当り、その償還金額をその物納財産の収納價額等の七割五分を下らない金額とすることである。

右のような改正をしようとするのは、物納財産の処分價格がこの特別会計法を制定した当時、即ち昭和二十一年十一月頃にくらべて、最近相当騰貴しており、物納財産の処分による収入金の全額をもつてこの財産を見返りとして発行した公債又は借入れた借入金を償還すると、償還金額が過大となるので、この収入金のうち、公債又は借入金に見合う金額、即ち収納價格の七割五分を下らない金額だけ償還に充て、この会計より一般会計に繰入れる金額を調整する必要があるからである。

二、本案の可決理由

物納財産の処分價格高騰に対処する適切なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年四月十三日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十八号参照〕

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨

本法案は、今年二月二十日大火のあつた熊代市に罹災都市借地借家臨時処理法を適用しようとするものである。元來罹災都市借地借家臨時処理法は、あるいは罹災建物の旧借主に優先的に借地権を取得させ、あるいは罹災地の借地権で今後存続させる意思のないと認められるものを消滅させる等の途を開き、以て罹災都市の急速なる復興を図ることを目的として制定されたのである。その後改正されて自然災害にも及ぼすこととし、火災、震災、風水害その他の災害の場合にも適用することとなつたのである。

二、議案の可決理由

本委員会は第一回國会以來罹災

都市借地借家臨時処理法の審議に当つてきた。又その後の改正において戰災のみならず、自然災害をもこれに含ましめたのは本委員会の前身たる司法委員会であつた。過般二月二十日秋田縣能代市に起つた大火は正にこの法律による災害及び地区の指定を受くるに相当なる事件及び地区であると認める。よつて四月十四日採択した結果、全会一致にて政府原案通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月十四日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

大藏省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

先ず大藏省預金部特別会計においては、人件費及び事務費、預金利子、通信事業特別会計への繰入金等、合計三億九千六百二十五万六千円を要するのであるが、その歳入としては、預金部資金の運用による利子、有價証券の償還による益金等、合計六十六億四千四百六十二万二千円であつて、差引三十七億五千百六十五万四千円の歳入不足を生ずるので、この不足額を一般会計からの繰入金をもつて補てんしようとするものである。

次に、食糧管理特別会計においては、二十八億九千八百四十八万三千円を昭和二十四年度において一般会計からの繰入金をもつて補てんしようとするものである。

次に、農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金については、八億五千六十八万八千円の歳入不足を生じるのである。これは、本年度において特別にはなはだしい災害の発生した場合に備えて、十億円の予備費を歳出に計上し、そのため生じたものであるので、この不足額については、そのような事態の発生した場合には一般会計から繰入金をし、これを補てんすることができるようにしようとするものである。

なお、大藏省預金部特別会計並びに農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金については、その性質にかんがみ、後日これらの特別会計の財政状況が健全な状態となつた暁には、その繰入額に相当する金額に達するまで、予算の定めるところにより一般会計へ繰り戻す規定を設けることとする。

二、本案の可決理由

各特別会計の昭和二十四年度における歳入不足を補てんするため、一般会計からそれぞれ繰入金をしようとするもので、大体において適切妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月十四日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

一般会計からの繰入金をもつて補てんしようとするものである。

次に、農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金については、八億五千六十八万八千円の歳入不足を生じるのである。これは、本年度において特別にはなはだしい災害の発生した場合に備えて、十億円の予備費を歳出に計上し、そのため生じたものであるので、この不足額については、そのような事態の発生した場合には一般会計から繰入金をし、これを補てんすることができるようにしようとするものである。

なお、大藏省預金部特別会計並びに農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金については、その性質にかんがみ、後日これらの特別会計の財政状況が健全な状態となつた暁には、その繰入額に相当する金額に達するまで、予算の定めるところにより一般会計へ繰り戻す規定を設けることとする。

二、本案の可決理由

各特別会計の昭和二十四年度における歳入不足を補てんするため、一般会計からそれぞれ繰入金をしようとするもので、大体において適切妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月十四日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

開拓者資金融通特別会計における貸付用資金は、従来この会計で公債を発行し、又は借入金を行つて調達してきたのであるが、昭和二十四年度においては、一般会計からこの会計に繰入金をして、この貸付財源に充てようとするものである。

しかして本年度においては、営農資金及び共同施設に必要な資金として、十五億千四百九万四千円の貸付を予定している。

二、本案の可決理由

借入金の制度を廃し、繰入金によることとしたことは、健全財政の見地よりして適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月十四日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

貴金属特別会計法案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

従来の金資金特別会計法を廃止し、あらたに貴金属特別会計を設置し、貴金属の賣拂代金及び附属雑収入をもつて歳入とし、貴金属買入代金、事務取扱費その他の諸費をもつて歳出とし、政府の行う貴金属の買入及び賣拂の全体を明らかにしようとするのである。

二、本案の可決理由

政府の行う貴金属の買入、賣拂又は管理に関する経理を明確にするためにも適切であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月十五日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十四年度一般会計予算に関する報告書

一、本予算の趣旨及び目的

昭和二十三年初頭より、わが國の経済的社会的條件は漸次好轉して來たこと、又國際的には、わが國自立化の要望が強くなつて來たことにより、厳格なる健全財政を実現し、健全なる経済基盤を造出しようとするものである。

本予算は

歳入

七〇四、九三四百余万円

歳出

七〇四、六六七百余万円

歳入歳出差引歳入超過額

二六七百余万円

となり前年度に比較して

歳入においては

二三一、七八九百余万円

歳出においては

二三一、五二一百余万円

の増加となり、増加の比率は、約四パーセントである。本年度國民所得推定額二九、七四二億円に対し、歳出に対する比率は、二四パーセントとなり、昨年度の一九パーセントに比較して本予算の國民経済に対する比重は更に重くなつている。

本予算の特徴は、第一に價格調整費に現われているが、本年度の價格調整的機能をもつ経費の総額は、價格調整関係費二、一六八億円である。これは前年度の六二五億円に対して、大幅に増加しており、本年度歳出額に占める比率は約三分の一である。

その内訳は次の通りである。

1　安定帶物資に対する補給金

一、一五二億円

輸入物資〃八三三億円

塩　〃三七億円

2　價格調整七公團に対する交付金　三億円

3　特別会計等損失補塡金

船舶運営会補助　六億円

鉄道運信特別会計繰入　〇

預金部特別会計繰入　一九億円

農業共済再保険特別会計繰入　三億円

第二の特徴は、政府の出資及び投資関係費に見られる、総合予算の均衡をはかり、政府の所要資金は普通歳入によつて賄い、且つ、金融機関の債務を返済し、財政面よりする金融面への圧迫を取りのぞき、財政と金融を分離したことである。

以上の諸経費総額は

出資及び投資関係費　八七四億

その内訳は

1　印刷局、貴金属及び貿易特別会計の増加運轉資金、農業共済再保険特別会計の災害発生の際繰入れるための保険料支拂財源、開拓者資金融通特別会計における貸付金等
以上合計　四五八億円

2(イ)　復興金融金庫出資金　三〇〇億円
本年度内期限の復金債償還にあてる。

(ロ)　國民金融金庫出資金　一三億円
日銀借入金、一二億余万円を返済し、残余は貸附回収金とともに本年度貸附金とする。

3(イ)　公團交付金　三二億円
前年度公團の事業費の不足額である。

(ロ)　船舶公團出資金　五三億円
復興金融金庫の融資方式が改められたので、前年度既契約の船舶建造に対する金融措置であり、公團基本金に対し出資するものである。

(ハ)　食糧及び油糧公團出資　一五億円
材料諸器具購入にあてる経費で、基本金増加に充当する。

第三の特徴は、以上の経費の外は極力圧縮し、歳出の節減をはかつていることである。

1　終戰処理関係費　一、二六七億円

終戰処理費　一、二二七億円

賠償施設処理費　二三億円

特殊財産処理費　一七億円

終戰処理費は、前年度不足分一七〇億円を含んでいるので、本年度分は一、〇五七億円である。前年度分は、その予算額一、〇三三億円に、本予算に計上された前年度不足分を合計すると一、二〇三億円となり、これに比較して本年度は極めて圧縮されている。建設的経費と維持的経費の比率は七・四パーセント対九〇パーセントで、昭和二十一年度六七・五対三二・五、昭和二十二年度五〇対五〇、前年度二〇対八〇となつており、一般会計歳出に占める比率は、本年度一七パーセント、昭和二十二年度及び前年度はそれぞれ三〇パーセント、二〇パーセントとなつている。

2　公共事業費　五一八億円

内事務費　一八億円

前年度予算額は、四九五億円であつて、前年度と同一の事業量を遂行するとすれば、六二一億円を要する。從つて前年度に対し八割程度となる。

3　地方配付税配付金　五七七億円

所得税及び法人税に対する從來の法定率三三・一四パーセントを一六・二九パーセントに半減して計上してある。

各省各廳の経常経費　六九八億円

前年度五六一億円である。

以上は削減された費目のうち、大なるものであるが、人件費は警察、檢察、刑務職員等を除き、予算定員に対し三割の行政整理を見込んで三十八億円の節約を図り、退職手当一五億円を支出することとなつているので、二十三億円の純減少となるが、平年度に換算すると四七億円の減少である。

その他重要経費としては、

失業対策費　二九億円

このうち、失業保険費二〇億円は、保険給付額の三分の一の國庫補助分であり、この給付額は三〇―六〇万人に支給できるものとしている。なお、失業保険特別会計には六〇億円の予備費がある。

又失業対策事業費八億円は、從來の公共事業費に含まれていた知識層、労務者層の失業事業の継続である。

同胞引揚費　六六億円

本年度内に全員四十六万九千人の帰還に要する経費を計上してある。

教育文化費　二三四億円

内(1)　小学校教員國庫負担金　一三五億円

(2)　新制中学校実施費　八四億円

(3)　定時制高校実施費　六億円

以上の三費目は、地方に対する補助金であるから、地方配付金との合計八二二億円は中央予算より、地方予算に分與及び交付するものである。

新制中学校実施費には、新制中学第三学年の教員費が含まれているので、建築費は削除されたが、六・三義務制の変更はしないことを示している。

(4)　新制大学実施費　九億円

生活保護費及び兒童保護関係費　一二四億円

生活保護を受けている人員は一七六万人である。

兒童保護費は、兒童福祉法の施行に伴い、学校給食、助産施設、保育所等の人件費、事務費及び事業費の八割、施設費の五割を補助する経費である。

徴税費　一三八億円

農地改革費　四〇億円

食糧供出関係費　三九億円

恩給　二九億円

予備費　〇

本年度は見通し得る限りの経費を計上してあるから、これを計上しないことになつた。

第四の特徴としては、眞の均衡を得るために、確実なる財源を確保して歳出を賄うことにしたことである。即ち、

1　本予算では、原則として税制の大幅な改正をせず、税收を減らさない範囲内で所要の改正を行い、

2　間接税より、直接税に、重点を移行し、

3　揮発油税が創設された。

租税及び印紙收入　五一四、六六〇億円

前年度三一六〇億円に対して六二パーセントの増加であり、歳入総額に占める割合は七三パーセント、前年度六六・八パーセント、專賣益金を加えると、九〇パーセントに及び、租税の占める比率は極めて大きくなつておる。國税及び地方税の合計額が國民所得に占める割合は、前年度四、八五一億円で二〇パーセント、本年度七、八四九億円で二六パーセントである。租税負担は一人当り平均は前年度六、一五〇円であるが、本年度は九、五四〇円となり、前年度より重くなつている。但し、國民の負担過重については歳出の節約、國有財産の拂下を促進して、將來根本的な移制改正とともに、軽減措置を講ずる筈である。

その内訳は

(1)　所得税　三、一〇二億円

内　源泉所得税　一、二〇二億円

申告所得税　一、九〇〇億円

前年度においては源泉分六一二億円、申告分一、二二一億円であるから、増加割合はそれぞれ二倍及び六割以上の増加となる。

(2)　法人税　二七二億円

昭和二十二年度分の法人の利益申告税を基礎として算出され、今年度からプレミアム課税は廃止された。

(3) 酒　税　六五〇億円
農村と労務者に対する配給の外は、自由販賣となし、價格が改訂された。

(4) 取引高税　四五一億円
印紙納入制度の廃止、一箇月三万円未満の賣上げに対しては非課税とし、パーマネント、質屋、簡易旅館、加工水産物等に対しては税率が引き下げられた。

(5) 揮発油税(新税)　四〇億円

(6) 物品税　二七〇億円

(7) 通行税　五八億円

(8) 印紙收入　七〇億円
等である。なお、本年度より、納税の合理化をはかるため、納税準備予金制度を設けることになつている。

官業及び官有財産收入　一、三〇八億円

(1) 專賣益金　一、二〇九億円

内　煙草益金　一、二〇〇億円

アルコール及びしょう脳益金　九億円
前年度の煙草益金は、九四三億円で、その歳入総額に占める比率は二〇パーセントであつた。本年度は一七パーセントである。

(2) 官有財産收入　四九億円
内國有財産の拂下代金二六億円前年度(八億円)であり、その他二三億円は住宅復興資材、藥品等の拂下げ代金等である。

雜收入　四八三億円

(1) 日本銀行納付金　三七億円
前年度予算額八億円は、前年度上半期のみ計上してあつたが、本年度は前年度下半期と二十四年度上半期の利益金が計上され、利益金も増加しているため相当の増收入となつている。

(2) 價格差益納付金　一〇一億円
昭和二十二年度物價改訂の分三六億円、前年度物價改訂の分六五億円の前年度末、未済分を計上している。

4 特別收入　七九億円

5 前年度剰余金　三〇億円
以上の通りである。

二、本予算の可決理由
本予算は、均衡財政を実現し、インフレーションの克服、経済の安定及び自立復興の道を拓いたものである。但し、一面において國民租税負担の過重、公共事業及び地方配付税の圧縮等、デフレ的要素の強いものであるが、政府の補正措置を見通し得るものとして可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十四年四月十六日
予算委員長　植原悦二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十四年度特別会計予算に関する報告書

一、本予算の趣旨及び目的
本予算は、地方配付税配付金特別会計外二十九の特別会計に属するものであり、歳入歳出総額は、
歳入　二、五〇五、〇四三百余万円
歳出　二、三五六、〇〇九百余万円
となり、前年度に比較し、
歳入において　一、三〇七、五一五百余万円
歳出において　一、二五五、四一五百余万円
の増加となる。増加の主な原因は、米國対日援助見返資金特別会計、國立病院特別会計及び貿易特別会計の経費勘定の新設並びに各特別会計における人件費及び物件費の予算單價の増加によるものである。

なお、金資金特別会計は、貴金属特別会計と改称し、本年六月からは專賣局及び國有鉄道事業はそれぞれ專賣公社会計及び日本國有鉄道会計となり、通信事業においては同月より郵政事業及び電氣通信事業特別会計に分離されることとなつた。

本予算の特色は次の諸点にある。

一　國有鉄道事業及び通信事業特別会計においては、料金値上によつて、損益勘定の均衡を確保したこと。

二　各特別会計を通ずる行政整理は二割を見込み、これによる節約は九四億円となり、退職手当三五億円を控除しても五九億円を節約し得る。これを平年度に換算すれば一四二億円の節約を予定されていること。

三　國有鉄道事業及び通信事業特別会計における建設公債の発行は、米國対日援助見返資金特別会計において引き受けたこと。

四　貿易、印刷局及び貴金属特別会計における運轉資金、並びに開拓者資金融通特別会計における貸付金等は、一般会計から繰入れたこと。

五　地方債は、厚生保険及び船員保険等の本年度内の積立金の純増額を限度として、二三三億円の発行を行つたこと。

六　米國対日援助見返資金特別会計を新設したこと。
從來米國の援助資金は、貿易資金おいて、輸出入補助金として不明確のうちに使用されていたがこれを明確になし、経済の安定と復興のための所要経費に充当するために、この特別会計が新設された。

次に主なる特別会計の予算の内容は次の通りである。

一　國有鉄道事業特別会計
損益勘定は、歳出入とも一、一五二億円、建設勘定は歳出入とも、一六二億円となり、その合計額から重複額を控除した予算額は歳出入とも一、三〇四億余万円である。

1　損益勘定は、前年度三〇二億円の赤字であつたが、左の如き方法をもつて均衡を図つた。

(1) 職員十二万名の行政整理による人件費の節約

(2) 運輸事業確保のための最小限度の経費の計上

(3) 不用物品及び財産の賣拂による一三億円の收入見込

(4) 旅客運賃の六割値上による二三〇億円の收入増加と物價の低位安定を期するための貨物運賃の現行率維持

損益勘定中の收入の主なものは、旅客收入七四三億円(旅客三十五万人を予想)、貨物運賃收入三〇八億円(輸送計画一億四千万トン予想)である。歳出においては人件費四三二億円、物件費六三二億円となつている。

なお営業費における國庫債務負担行爲の限度額は九五億円である。

2　工事勘定における工事費の收入は損益勘定により繰入一五〇億円の公債引受とによる。

又物品、車輛購入の國庫債務負担限度額は三四億円である。

二　通信事業特別会計
郵政勘定の予算額は、歳出入とも　四二一億円
電氣通信勘定の予算額は、歳出入とも　四六五億円
となつている。

1　郵政勘定においては

損益勘定　四〇九億円

建設勘定　一三億円

(1)　損益勘定においては、三万八千名の行政整理による人件費の節約額を約七億円計上し、その他経費を圧縮し、葉書を除く郵便料金四五パーセントの値上によつて均衡を図つている。

(2)　建設勘定の財源は損益勘定よりの繰入八億円、他会計から受入れる設備負担金五億円である。

2　電氣通信勘定においては

損益勘定　三二〇億円

建設勘定　一九二億円

(1)　建設勘定における主要工種は、市内電話新規加入数六万七千、増設統電話三万である。

(2)　建設公債は、鉄道会計と同様援助資金によつて一二〇億円を引き受ける。

(3)　前記郵政勘定の建設費の合計額は二〇五億円であり、前年度は一七六億円となつている。

三　食糧管理特別会計

歳入歳出とも四、四一五億円である。

食糧の賚拂代金三、〇八九億円及び買上代金二、六八九億円となつている。食糧の基礎数量は、輸入食糧と國内生産を加えて國民一人当り一、四〇〇カロリーであつて、主食二合七勺確保を基礎としている。

歳出入の主なるものは糧券発行及び借入金収入一、二七七億円、糧券償還一、二八〇億円である。

四　失業保険特別会計

予算額は歳出入とも一二四億円である。本年度失業保険金の支拂を六〇億円と計上し、更にその不足に充当するために六一・六億円の予備費を計上している。これにより、六〇乃至九〇万人の失業者の経費を賄い得るものとされている。

又歳入においては、給付額の三分の一の國庫負担二一億円及び失業保険金の收入一〇一・六億円を計上している。

五　貿易特別会計

事業費勘定　歳入歳出とも　四、三四六億円

経費勘定　歳入輸出とも　三三億円

清算勘定　歳入輸出とも　八八億円

1　事業費勘定

(1)　歳入三、一三五億円は、ガリオア及びエロアの援助物資一、七五〇億円及び一般物資一、三八五億円の合計額であり、三三〇円レートで逆算すると九・五億弗の輸入計画となる。

(2)　歳出一、六五九億円は、輸出物資の買上価格である。

(3)　一般会計輸入補助金中援助物資に対する六一六億円と一般物資二一七億円、計八三三億円は事業費勘定に繰り入れる。

(4)　歳入の雑收入三二九億円は、前年度分の賚却していないものであり、又輸出物資の滯貨三〇億円が拂い下げられる。

なお、輸出品買入代金一、八八六億円から本年度輸出計画一、六五九億円を差引いた二二七億円は、前年度滯貨と見られるものであるから、雑收入及び輸出物資の滯貨の合計額五八六億円は、代金の回收の時期的ずれ及び滯貨等による運轉資金の大きさを示しているといえる。

(5)　増加運轉資金は一般会計より四〇〇億円を繰入れる。

(6)　日銀よりの一時借入金二五〇億円は返済を予定してある。

六　米國対日援助見返資金特別会計、援助物資の賚拂代金一、七五〇億円を貿易特別会計より受け入れて、鉄道及び通信特別会計の建設公債引受二七〇億円と経済再建費及び國債買入費一、四八〇億円を予定している。

なお、本援助資金は、米國の一九四八―四九会計年度の援助物資の四月以降と一九四九―五〇会計年度の翌年三月末までに輸入される物資の賚拂代金を積立てたものである。

二、本予算の可決理由

本予算は、鉄道事業、通信事業両特別会計において企業の合理化及び人件費の節約による独立採算制を実施し、更に総合予算において、政府收支を均衡し、且つ経済安定に対する積極的措置を採つたものとして可決すべきものと議決した次第である。

右報告する

昭和二十四年四月十六日

予算委員長　植原悦二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十四年度政府関係機関予算に関する報告書

一、本予算の趣旨及び目的

本年度においては、國務を代行している政府関係機関、即ち法令による公團、復興金融金庫、庶民金庫、船舶運營会、特殊整理委員会、閉鎖機関整理委員会及び証券処理調整協議会等は、その收入支出の経理を明確にするため、「公團等の予算及決算の暫定措置に関する法律」により、予算として國会の議決を得ることとなつたものである。

政府関係機関を通じ歳出入総額は一、三一四、〇三三百余万円となり、内公團の予算総額は歳出入とも一、一六一、六二六百余万円である。

本予算の特色は次の通りである。

一、本年度の政府関係機関において事業の收支を明確に國民の前に示した。從來、出資金及び交付金は一般会計歳出に、又納付金は歳入に計上されていたが、この方法を改めたことである。

二、前年度事業の不足額あるいは資本金の増額に対し、一般会計又は特別会計より繰り入れ、政府事業の所要資金は、普通歳入をもつて賄うという原則を貫いていること。

三、インフレーションの有力なる原因をなしていた復興金融金庫の融資方式は原則的に廃止され、更に本年度において復金債券の全額償還を図つていること。

四、政府関係機関は、今後廃止、統合等整理の方向にあるが、本年度において廃止されたものは食糧貿易及び原材料貿易の二公團である。この清算勘定は、貿易特別会計の清算勘定に計上されていること。

以上である。

政府関係機関を通ずる政府債務の減少となるものは

復興金融金庫　一、〇九一億円

庶民金融金庫　一二億円

である。

又一般会計又は特別会計より繰り入れる額は三三億円である、その内訳は、食糧、石油公團等八公團の経費の不足額及び事業收入の不足額三二億円を、又鉱工品貿易公團、繊維貿易公團については、貿易特別会計より四千万円の繰り入れをすることとなつている。更に資本金の増額を一般会計から、六九億円を繰り入れる。その内訳は、復金廃止に伴う既契約の船舶建造

のために必要とする資金五四億円を船舶公團に、又食糧配給公團の備品購入の五千万円、油糧配給公團の輸入油脂及び油脂原料購入のための一五億円を基本金増加として一般会計より受け入れることとなつている。

復興金融金庫の予算は次の通りである。

本年度予算額は、歳出入とも一、二三六億円である。收入の主なるものは、一般会計より繰り入れる政府出資金三〇〇億円と交付公債六二四億円及び貸付回收金七五億円であり、支出の主なるものは、債券償還金一、〇九一億円、貸付金五十億円である。貸付金五十億円は大部分保証債務の履行にあてられることとなつており、本年度貸付回收金七五億円を超過した時は貸出をゆるすことになつているが、復金の業務は從來と内容をかえて、貸付金の回收と管理を主とすることになつた。復金債券は貸付回收金のうち二五億円、交付公債（石炭鉱業等の新勘定赤字の國庫補償金）一四一億円、政府出資三〇〇億円及び交付公債六二四億円をもつて全額償還するのであるが、交付公債六二四億円は米國対日援助見返資金特別会計で保有される。復金債の主なる金融機関別保有高は、日本銀行七〇三億円、銀行三〇三億円、信託銀行三億円、予金部四三億円、農林中央金庫三八億円等である。

二、本予算の可決理由

本予算は、一般会計及び特別会計予算と同様に経済の安定と自立に必要なる措置であり、復興金融金庫の融資方式を停止したことによる長期産業資金においても、政府の万全の金融措置を期待し得るものとして可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月十六日

予算委員長　植原悦二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十九号参照〕

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

皇室の費用のうち、内廷費及び皇族費は皇族経済法施行法第七條及び第八條に規定され、内廷費は二千万円、皇族費年額の基準額は三十六万円となつているところ、その後の経済情勢並びに現在における物價水準等を勘案して、この際夫、二千八百万円及び六十五万円に増額の改正を行わんとするものである。

二、議案の可決理由

本法案は現下の経済情勢並びに物價水準等に鑑みるとき、適切妥当なるものと認められるので、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月十六日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

日本國憲法第八條の規定による議決案（内閣提出）に関する報告書

一、議決案の要旨及び目的

天皇その他内廷にある皇族が一年内になされる賜與又は讓り受けの財産の價額の限度は、百二十万円と規定され、これを超ゆる場合は、すべて國会の議決を要するところ、これらの方々が、特に災害の場合の罹災者に対するお見舞、あるいは各種の御奨励等のためになされる賜與の價額は、一箇年間に二百五十万円近くに上ると見込まれるのであつて、これらは例えば災害に対するお見舞の如く、その都度実際の必要に当面して國会の議決を経ることが事実上困難である場合も多く、又その目的も定まつているので、昨年度價額の限度を百八十万円と議決したる例に倣い、今年度もその限度を二百五十万円と議決しようとするのが、この議決案の要旨並びに目的である。

二、議案の可決理由

本案は昨年度の議決と同様に、必要にして妥当と認められるので、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月十六日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

貿易特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、從來の貿易資金特別会計法を廃止し、新たに特別会計を設置し、輸入物資の賣拂代金、輸入物資の買入者に賣り拂う外貨請求権の賣拂代金等、從來歳入として経理していなかつたものも歳入として経理し、又輸出物資の買入代金、輸出物資の賣拂者から買い取る外貨請求権の買取代金等も同様に歳出として経理して、貿易に関する政府の経理の全体を明らかにするとともに、名称も貿易特別会計と改め、これに伴う所要の措置を規定しようとするものである。

二、議案の可決理由

最近における貿易の実情に則するため、貿易に関する政府の経理を明確にしようとするもので、大体において適切妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月十八日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

米國対日援助見返資金特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

この法律を制定しようとする趣旨は、ガリオア資金及びエロア資金による米國の対日援助の見返資金をもつて米國対日援助見返資金を設置し、この資金を國債及び公私企業に対する資金に運用し、又國債の償還に関する費途及び公企業に対する資金に使用し得ることとし、もつてわが國経済の再建に資せしめようとするものである。

米國対日援助見返資金は、貿易特別会計からの繰入金、即ち米國対日援助物資のドル貨による價額を一定の換算率により換算した円貨の價額に相当する金額の繰入金並びにこの資金の運用收益金、運用資産の回收金及び処分代金をもつて充てるのであつて、これらの受入金はすべて歳入として経理する一方、前述の資金の運用及び使用のための支出金は、すべて歳出として経理し、対日援助による資金の運用又は使用せられている状況を明瞭にしようとするものである。

以上がこの法律案の主な点であるが、この外特別会計の予算決算等に関する所要の措置を規定しようとするものである。

二、本案の修正議決理由

本案は、ガリオア資金及びエロア資金による米國の対日援助の見返資金をもつて米國対日援助見返資金を設置し、この資金を國債及び私企業に対する資金に運用し、又國債の償還に関する費途及び公企業に対する資金に使用し得ることとし、以てわが國経済の再建に資せしめようとするもので、大体において妥当なりと認めたが、第四條第六項第七項の如き條項を、國内法たる法律に規定することは、前例に乏しく、かかる條項のない方がよく、又その存置すると否とにかかわらず、管理下にあるわが國の現状においては、その効果において変りはない。かかる規定は、むしろとかく議論を生ぜしめるおそれがあるという理由で別紙の如く修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月十六日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

米國対日援助見返資金特別会計法案の一部を次のように修正する。

（援助資金の運用又は使用等）

第四條　援助資金は、通貨及び財政の安定、輸出の促進その他経済の再建に必要な使途に充てるため、國債に運用し、若しくは國債の償還に関する費途に使用し、又は公私企業に対する資金に運用し、若しくは公企業に対する資金に使用することができる。

2　前項の規定による運用に基く現金の受拂は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二條第一項の收入及び支出とみなす。

3　第一項の規定による援助資金をもつて國債の償還に関する費途に使用するときは、当該資金をもつて國債を買い入れ、又はこれに必要な金額を國債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

4　第一項の規定により援助資金の運用として買い入れた國債は、必要により償却することができる。

5　第三項の規定により買い入れた國債及び前項に規定する國債を償却しようとするときは、当該國債を國債整理基金特別会計の所属に移し償却するものとする。

6　第一項の規定による運用若しくは使用又は前項の規定による國債の償却については、連合國最高司令官の承認を経なければならない。

7　前項の承認を経て行つた運用、使用又は償却については、連合國最高司令官の監査を受け、又は必要な報告を行うものとする。

〔第二十号参照〕

地方配付税法の特例に関する報告書

律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

地方配付税法第二條の規定によれば、國から地方公共團体に配付すべき配付税額は、所得税及び法人税の徴收額の百分の三十三・一四と定められているのであるが、経済九原則に基く國、地方を通ずる綜合予算の均衡を図る上から、地方財政も徹底的緊縮を余儀なくせられるとともに、國庫財政の都合により地方配付税の繰入額を昭和二十四年度に限り、前述の繰入率によらず、総額五百七十七億円に止めることとしたため、本特例法をもつてその繰入率を百分の十六・二九に変更せんとするものである。

二、議案の議決理由

地方配付税は地方財政の根幹をなすものであつて、その大幅な削減は國の委任事務の増大、特に六・三制教育の完成、自治体警察の整備等のため、経費負担の重圧に苦しみつつある地方財政を極度の窮乏に陷れることが予想せられ、ひいては地方自治そのものの確立を危うくすることが懸念せられるとともに、國庫財政の一方的都合によつて繰入率の変更を行うことは、地方財政の自主性をそこなうものであるという見解が強く主張されたのであるが、経済九原則に基く緊縮予算編成の至上要請にかんがみ、本年度に限つて眞にやむを得ざる措置と認め、次の希望意見の実現を強く政府に要望して本法案に賛成することとし、多数をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

希望意見

一、若し、本年度予算に計上した所得税や法人税等國税徴收額が減少した場合には、地方配付税額五百七十七億円を確保するために、本特例法に定められた比率を変更する法律案を、政府は國会に提出せられたい。

二、若し、本年度において歳入に余剰を生じた場合には、優先的にこれを地方配付税額の増加に補塡せられたい。

三、昭和二十五年度以降においては、地方配付税法に規定せられた現行法定の割合による地方配付税の額は、地方財源としてこれを確保することとせられたい。

四、政府は、速かに國税と地方税との区分を明らかにし、税制の整理を断行して、地方財政の確立を期せられたい。

右報告する。

昭和二十四年四月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十一号参照〕

國立病院特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

予算、決算及び会計令による一般競爭契約又は指名競爭契約に基いて政府が物品、資材、建設又は役務の給付を受けてその対価を支拂う場合は政府が予め、予定價格を計算ししかもその計算を合理適正なるものとし、その範囲内で落札するものである以上、その額を一種の公價として取り扱うことが妥当であるので、さよう取り扱うというのである。

二、本案の可決理由

現下の國家財政の見地より適切なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月二十二日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

國立病院特別会計法案の一部を次のように修正する。

（一般会計からの繰入）

第十七條　政府は、看護婦養成の経費に充てるため必要な金額を、予算の定めるところにより、一般会計から、この会計に繰り入れることができる。

2　政府はこの会計の歳出の財源に充てるため必要があるときは、前項に規定する場合の外、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰入金をすることができる。

3　前項の規定により一般会計からこの会計に繰入金をした場合において、決算上剰余金が生じたときは、政令の定めるところにより、当該剰余金に相当する金額の一部を利益に組み入れ翌年度の歳入に繰り入れることができる。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2　この法律施行の際、一般会計所属の資産で國立病院経営の用に供せられているものは、政令の定めるところにより、この会計に引き継がれるものとする。

3　政府は、この会計の歳出の財源に充てるため必要があるときは、当分の間、第十七條に規定する場合の外、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰入金をすることができる。

4　前項の規定により一般会計からこの会計に繰入金をした場合において、決算上剰余金が生じたときは、政令の定めるところにより、当該剰余金に相当する金額の一部を利益に組み入れず翌年度の歳入に繰り入れることができる。

馬籍法を廃止する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

馬籍法は、大正十年軍馬の徴発と馬産改良及び馬の取引を改善する目的で馬籍簿の作成、馬の検査に関する規定を内容として制定された。

しかるに現在は、軍馬の徴発を目的とする馬籍は必要なく、馬産改良、馬の取引においても実際上寄与するところが少いので、これを廃止しようとするものである。

二、議案の可決理由

馬籍法の目的たる軍馬の徴発と馬産改良及び取引の改善等は、現在においては必要なきものと認められる。しかして馬籍法廃止後は、農林省令センサス並びに家畜登録をもつて、時宜に即応せる措置がとれるから、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月二十二日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律案（内閣提出）（参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

農業災害補償法第十二條第三項において、食糧管理特別会計が農作物共済の共済掛金の一部負担金を食糧の売渡価格の中に織り込み、消費者の負担とする旨規定してあるが、これによれば昭和二十三年度、同二十四年度において約二十八億九千万円となる。この規定の適用を除外して消費者の負担とせず、一般会計から繰り入れたいというのである。

二、議案の可決理由

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外して、消費者負担としない措置は、物価政策、賃銀政策上より至当なる施策と認める。よつて、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月二十二日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十二号参照〕

國営競馬特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

従来この会計において経理しておつた勝馬投票券の発売に関する収入金及び拂戻金等は、これを投票券勘定として整理するとともに、これまで一般会計に所属しておつた業務に関する収入支出は、これをこの特別会計に移して業務勘定とし、業務勘定においては、投票券勘定からの繰入金、入場料、登録料及び免許手数料、競馬用施設の貸付料及び競馬に関する刊行物の発売による収入金等の収入を歳入として、一般会計への繰入金、事務取扱費、競馬開催諸費、競馬用施設の拡張に、改良、維持及び補修費、競馬を行うに必要な物件の借入料及び都道府縣又は市町村に対する入場税等、交付金等の費用をもつて、その歳出としようとするものである。

二、本案の可決理由

國営競馬全体の収支を明らかにするためには、國営競馬の業務に関する歳入歳出をもこの会計において経理することが適当であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月二十五日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

郵便法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

現行の郵便料金は昭和二十三年七月十日改正に係るものであるが、その後における政府職員給與水準の改訂、物價の上昇等の事情から昭和二十四年度予算の編成にあたり、経費の節約に努めてもなお且つ、通信事業郵政勘定収支において約五十億円の不足を生ずるのと、他面、経済九原則に基く郵政事業独立採算制確立の建前から、既往におけるような借入金又は一般会計からの繰入金による赤字補塡の方法を廃棄したため、郵便法の一部を改正して料金を平均五割程度引き上げて収支の均衡を図るとともに、郵便貯金法、郵便爲替法、郵便振替貯金法の一部を改正して郵便料引上げに伴う関係料金に改正を加えようとするものである。

二、議案の要旨

郵便等料金の改正は各種料金とも概ね現行の五割程度の引上げを原則としているが、料金政策、あるいは徴収技術等の見地から個々の値上率の間には若干の開きをつけている、その主要なものをあげれば次の通りである。

（一）郵便法関係

1　第一種郵便物、即ち封書は料金徴収上の便宜から現行五円を八円とする。

2　第二種郵便物、即ち郵便葉書はその特殊な大衆性に着目して料金引上げを行わない。

3　第三種郵便物のうち、発行人又は賣さばき人から差し出される官公報及び新聞と、第四種郵便物中盲人用点字の書籍印刷物等は、現行の五十銭を八十銭とする。

4　第四種郵便物中通信教育のために差し出されるものは、その特殊な公共性に鑑み、第三種郵便物と同額の低料金を設定する。

5　第五種郵便物、即ち植物種子等は現行五十銭を一円とする。

6　小包郵便物の料金は、凡そ七割余の引上げをしたが、一定地域内に発着するものは、通信大臣において料金を低減することができる。

7　速達料は電報料金との関係上、現行十五円を二十円とし、保険扱料についても通貨と通貨以外のものにつきそれぞれ適当な料率に改訂する。

8　書留郵便物を亡失又は毀損した場合の損害賠償額通貨以外の物を内容とする保険扱郵便物の損害賠償額及び代金引換郵便物の最高制限額も適当の限度に引き上げる。

（二）郵便貯金法、郵便爲替法、郵便振替貯金法関係

郵便料の引上げに伴い郵便による書類の送達を必要とする取扱料金につき所要の改訂を施すとともに、郵便振替貯金加入者に賣り渡す用紙の代金についても若干の引上げをする。

三、議案の修正議決理由

本法律案の実質は、郵政事業の独立採算確保の建前から適当の措置とするが、諸般の事情から施行期日は修正を要するものと認め別紙の通り修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年四月二十六日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

郵便法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附　則

この法律は、昭和二十四年五月一日公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的
株主登録制度の範囲を拡張し、大会社にも株主の登録をさせる必要が生じたのであるが、極めて多数の株主を有する会社が零細なる株主に至るまで、その異動を逐一報告することは煩鎖にたえないので、本制度を簡素合理化し、五千株以上の株主についてのみ登録をすれば足ることとするとともに、株式分布状況報告書等を提出させ、株式民主化の実態を報告させようとするものである。
この外、先に閉鎖機関の特殊清算人の地位を解かれた日本銀行を証券処理調整協議会の協議員から除く等である。
二、本案の可決理由
株式民主化の見地から適切妥当なりと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十四年四月二十六日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

企業再建整備法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
一、本案の要旨及び目的
現行法においては、特別経理会社が第二会社に資産を出資する場合、新勘定の債務をこれに承継せしめるとともに、その債務に相当する資産を譲渡しなければならぬことになつておるが、新勘定に損失のある会社は、債務に相当する資産がないので、このような場合、例外として第二会社に承継せしめる債務のうち損失に相当する額については、資産を譲渡しなくてもよいことにしようとするのである。
この例外規定によつて第二会社が譲渡を受けた資産が、承継した債務に不足する額は、第二会社特利勘定として貸借対照表の資産の部に計上せしめることとし、第二会社の以後の決算期において利益を生ずるときは、必ずこの第二会社特別勘定の償却に充てなければならないということと、なお、以上のような措置に伴い、税法上次の特例を設けた。
第一に、見合資産を伴わないで債務を承継させたことによる特別経理会社の益金は税法上益金とみないこと。
第二は、第二会社特別勘定の償却額は、旧会社における第二会社設立前一年以内に開始した事業年度の損失の範囲内で第二会社の損失とみること。
第三に、第二会社特別勘定の償却額で、第二会社において損金とみられるべき金額は存続する旧会社においては損金とみないこと等である。
二、本案の可決理由
現下の経済情勢にかんがみ、最も適切妥当なる措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十四年四月二十六日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十三号参照〕
國有鉄道運賃法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
一、議案の要旨及び目的
本法案は、國有鉄道事業の独立採算制に基く收支の均衡を図るため、國有鉄道旅客運賃等を改正せんとするものである。その内容の主なる点は（一）旅客運賃を約六割引き上げ、三等の賃率を営業キロ一キロメートルごとに百五十キロメートルまでは一円四十五銭、百五十キロメートルをこえる部分は一円五銭とすること（二）航路普通旅客運賃、急行料金についてもそれぞれ約六割を引き上げること（三）特別急行料金を新たに設けること（四）この改正は昭和二十四年五月一日から実施すること等である。
二、議案の可決理由
國有鉄道財政の均衡を図るためには、輸送原価等から見れば、貨物運賃をもある程度引き上げることが適当であると考えられるが、現行物価水準の維持が強く要請せられている現状においては、貨物運賃は据置きとし、直接物価に影響することが比較的少いと考えられる旅客運賃を約六割引き上げることもやむを得ないものと認め、本法案は可決すべきものと議決した。
右報告する。
昭和二十四年四月二十八日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

飲食営業臨時規整法案（星島二郎君外六名提出）に関する報告書
一、本法案の要旨及び目的
飲食営業は、昭和二十二年政令第百十八号飲食営業緊急措置令実施以来旅館、外食券食堂及び喫茶店を除き禁止されているが、実状はこの禁令にもかかわらず料亭、待合等の裏口営業が行われ、しかもこれを取り締ることは経済的社会的に困難な状態にあつて、この事態をこのまま継続して行くことは國民生活を不明朗にするばかりでなく、裏口営業のため主要食糧等の闇の行われる機会を多くし、食糧の流通秩序を紊乱するおそれがあるので、本法案は、この際飲食営業を全面的に再開し、國民生活の実状に添うよう詳細な規定を設けて合理的な規整を行い、主要食糧等の闇取引を防止し、その有効な活用を促進しようとするものである。
二、本法案の議決理由
主要食糧等の闇取引を防止し、その有効な活用を促し、食糧の流通秩序を確立し、もつて國民生活を明朗にするために詳細な規整を設けて飲食営業を再開しようとする本法案は、現下食糧事情にかんがみ必要且つ適当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十四年四月二十八日
経済安定委員長　小野瀬忠兵衛
衆議院議長幣原喜重郎殿

会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
一、議案の要旨及び目的
政府は、連合國最高司令官の覚書に基き、昨年十二月三十一日政令第四百二号をもつて、会社等臨時措置法及び同法施行令を廃止したのであるが、その際、同政令の附則において右臨時措置法及び同法施行令中の若干の規定については、本年四月三十一日までなお、その効力を有するものとしたのである。
元来同法は、大戦中の窮迫した社会情勢、例えば交通通信の不便、物資の不足、戦争による災害等に対処し、会社法人がその「公告方法」、「株主総会の招集方法」、「特別決議に必要な総会の定足数」、「種類会社法人の総会招集の通知」、「日本興業銀行、日本勧業銀行等特殊会社の社債登記」等につき、事態に即応する簡易化乃至は緩和化をもたらし得ることを目的として制定せられたものであるが、一面において前述のような大戦中における諸事情は、同法を廃止した当時にあつても、又今日においても、完全に解消するにいたつてないし、他面において経済界からも以上述べたような簡易化、緩和化は現状にふさわしい制度としてその恒久化が要望されているのである。
政府は、目下、経済再建、外資導入等に資せんがため、商法の大規模な改正を考究中であり、その際これらの諸問題をも解決せんと

するものであるから、現に効力を有するこれらの諸規定を、本案により更に本年十二月三十一日までその効力を持續させようとするものである。

二、議案の可決理由

委員会における政府の答弁並びに説明によると、例えば資本金二十万円未満の株式会社の数は、昨年三月末において、九千余社を数え、全株式会社の実に八十六%という比重を示している。これらの群小会社にて商法の原則通りの官報又は日刊新聞による公告を要求することになると現在、四行一回の公告料金は二千八百六十円で、貸借対照表の如く二十行の公告料は一回一万四千円以上となるわけであるが、本案によるとこれら全國一万前後の郡小会社は官報、日刊新聞によらないで店頭廣告によることができ、これによる経費の節約は莫大な額にのぼるのである。

又終戰後、株式の民主化に伴い、大会社の株主数は急激に膨脹し、千人を越える会社の数は全國四万一千社という多数にのぼり、「日本発送電」の如きは株主数十七万に近く、「関東配電」十四万、「中部配電」十万というが如く、株主数の巨大会社が続出しているのであつて、これらの会社に商法の原則通りの通知による総会の招集方法、あるいは株式の半数及び資本の半額以上の特別決議方法を要求すると、これまたすこぶる莫大な経費と手数を要するわけであるが、本案によると、招集の方法は通知にかえて、公告によることができ、又特別決議の方法は資本の半額以上に当る株主によることができることとなつて、その経費の節約はこれ又極めて莫大な額にのぼるのである。

委員会においては、わが國産業経済復興の現段階並びに、経済界の要望等にかんがみ、本案は時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

國民金融公庫法案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

機能が比較的類似している庶民金庫と恩給金庫の両者を統合して新たに國民金融公庫を設立し、一般金融機関の供給すること困難な國民大衆に対する金融を行わしめようというのである。本公庫の資本金は、一般からあおぐことが困難であるので、政府の全額出資によることとし、昭和二十四年度において十三億円の予定であり、次に業務の範囲としては、國民大衆の生活再建のため緊要な小口の事業資金の供給に限ることとし、生活資金その他消費的な資金の供給を行わぬこととするとともに、従來庶民金庫の行つていた無盡会社及び市街地信用組合の中央機関業務、恩給金庫の行つていた恩給担保の貸付業務等については、今後これを行わぬこととし、更に又公庫が政府の全額出資による機関であるという特殊性に基き、その役員及び職員は國家公務員として取り扱われるとともに、その会計に関しては公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律に基き公庫の予算決算について國会の議決を経ることとしたのである。

二、本案の可決理由

一般の金融機関から資金の供給を受けることが困難な國民大衆に対して、その生活の再建を図るために必要な資金を供給し、民生の安定と社会秩序の維持を図るために適切妥当であると認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年四月二十六日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

揮発油税法案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

最近における揮発油の需給及び価格の状況等に顧みるときは、揮発油には相当の担税力があると認め、小賣価格の従價十割の税率により課税することとし、本税は他の間接税と同様製造場又は保税地域から揮発油を引き取る都度引取人から徴收すること、その他輸出品に対する免税規定、精製等のため他の製造場へ移出する場合未納税引取の規定その他取締上必要な事項を規定せんとするものである。

二、本案の可決理由

現下の経済情勢にかんがみ、財政需要に應ぜしめるためにも適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月二十七日

大藏委員長　川野芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

酒税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

租税收入を確保するため、差し当り現行制度を踏襲することとするも、酒税の税率、取引高税の課税範囲及び納付方法、所得税の納期、額面超過金に対する法人税等について当面必要と認められる若干の改正を行うというのである。各税に関する改正の大要は次の通りである。

1　所得税

昭和二十四年の所得税の申告及び納付についてその時期を六月、十月及び翌年一月の三期とし、年税額の三分の一ずつを納付することとすること。

2　法人税

(一)　法人の増資拂込に因る資金調達を容易ならしめるため、法人が額面超過金を積み立てた場合においては、当分の間その全額(現行十分の五)を益金に算入しないこととすること。

(二)　法人が法令又は法令に基く命令によりその所有する固定資産を買收若しくは收用され、又は他に讓渡せしめられた場合について課税上の特例を設けること。

3　酒税

(一)　酒類は原則として自由販賣するものとし、価格は現在の配給酒と特別價格酒の中間となる程度に税率を定めること。

(二)　労働者、農村等に対し最少限度必要な酒類の特配はこれを行うものとし、その場合の價格は現在の配給酒の價格程度とすること。

4　清涼飲料税

第二種サイダーの税率を一石について八千円(現行九千五百円)に引き上げ、その他の清涼飲料税についても同税度の税率の引き下げを行うこと。

5　砂糖消費税

(一)　輸入砂糖を非課税とすること。

(二)　右に伴い原料免税、輸出免税等の免税規定及び交付金の規定の適用を停止すること。

6　物品税

(一)　第一種の物品中鞄、トランク類、運動具、乳母車類等について、税率を一段階引き下げるとともに、綠茶を従量課税に組み替え税負担を若干軽減すること。

(二)　乗用小型自動車等若干の物品をあらたに第一種の物品として課税すること。

7　取引高稅

（一）　印紙納付制度を現金納付制度に改め、営業者をして毎月申告納稅せしめることとすること。

（二）　一箇月の取引金額が三万円未満のものは、課稅しないこととすること。

（三）　非課稅範囲を若干拡張し、あらたに理容業、簡易旅館業、加工水産物配給規則により配給される加工水産物の製造、取次及び販賣主要食糧及びそ菜の植物の種苗の販賣、取次等を非課稅とすること等である。

二、本案の可決理由

現下の経済情勢にかんがみ、適切妥当なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十四年四月二十七日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、土地の狀況及び交通の便否等にかんがみ、簡易裁判所を新設し、又はその管轄区域を変更しようとするのであつて、本案の要旨及び目的の第一は、次の六箇所に簡易裁判所を設けること。

1　岐阜縣武儀郡関町

2　廣島縣賀茂郡西條町

3　岡山縣兒島市

4　鳥取縣岩美郡浦富町

5　山形縣東置賜郡赤湯町

6　愛媛縣新居浜市

その第二は、次の二箇所の簡易裁判所の管轄区域を変更すること。

1　宇都宮簡易裁判所管内栃木縣上都賀郡粟野町、西方村、清洲村、永野村、眞名子村、松尾村を栃木簡易裁判所の管轄に変更すること。

2　尾道簡易裁判所管内廣島縣沼隈郡山南村を福山簡易裁判所の管轄に変更すること。

その第三は、市町村その他の行政区画の名称の変更に伴い本法律の別表を訂正することである。

二、議案の可決理由

簡易裁判所は全國に五百五十九箇所設置されたけれども、何分にも社会の治安の直接的確保に任ずる第一線の裁判所であるから、これでは足りない。一警察署ごとに一簡易裁判所を設けることが理想となつている。

現在の國家財政の窮迫の折柄一挙にその理想は達せられないのはやむを得ぬが、漸次その緊急必要の程度に應じて増設され、又管轄に調整が行わるべきである。

今回の改正は、國会に提出された請願や陳情で採択されたものを尊重し、且つ、政府、経済、交通、裁判所の事件数等各般の事情を考慮して決定されたものであつて、至極適切なものと認める。よつて本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月二十五日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

裁判所法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、裁判所法と裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律の一部を、それぞれ改正せんとするものである。まず裁判所法に関する改正の要旨は、

（一）　裁判所事務官の中から裁判所書記を補する現行制度は、國家公務員法の採用している「キヤリヤーシステム」（閲歴制度）に反しておるし、又裁判所事務官と裁判所書記との職務内容はそれぞれ全く異るものであるから、その職務内容に適應した裁判所書記官制度と、これを補助する裁判所書記官補制度を作らんとするものである。

（二）　補充裁判官の員数は現在一人となつているが、近時極めて長時間の審理を予想される事件も出て來るので、これを合議体裁判官の員数の範囲内に増加せんとするものである。

（三）　裁判所調査官、司法研修所教官は、その職務の性質上裁判官又は檢察官の経験のある者をもつて充てることが必要であるが、現在裁判官又は檢察官から教官、調査官への轉官は極めて困難な実情にあるので、当分の間特に必要がある場合に限り、裁判官又は檢察官をして、その地位にありながら教官に、又裁判官をしてその地位にありながら調査官にそれぞれ充てる途を開こうとするものである。

次に、裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律の改正の要旨は、要するに國家公務員法の改正に伴つて、官吏懲戒令が廃止され、裁判官及び最高裁判所裁判官の祕書官以外の裁判所職員には一般職として國家公務員法が全面的に適用されることになり、これら職員の懲戒手続を定める右分限法第十四條は、その必要がなくなつたので、これを削除せんとするものである。

二、議案の可決理由

裁判所職員の職務の性質、人員配置関係、法規の改廃等にかんがみ、本案は、妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月二十七日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

教育委員会法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、昨年七月十五日公布施行された教育委員会法のうち次の二点について改正しようとするものである。第一に、現行法規では明年十一月一日までには、市町村においても必らず教育委員会を設置しなければならないことになつているのであるが、委員の選挙を始め委員会の設置等に関して相当多額の経費が必要とされることは、現下の財政上の実情にかんがみて、その設置期限を昭和二十七年十一月一日まで延期し、また一方、教育委員の選挙は二年ごとに行われることになつているので、本年度の市町村教育委員会の設置を延期して、明年度に行われる都道府縣委員会の委員の改選とあわせて実施することにすれば、その後は隔年に委員の選挙が行われて、経費、労力の節約を図ることができるので、これがため本年度及び昭和二十六年度には、教育委員会を設置しないことにしようとするものである。

第二に、教科書の採択については、現行法では都道府縣委員会のみでその事務を行うことになつているのであるが、昨年度においてすでに相当数の市町村にも教育委員会が設けられたので、市町村の教育委員会でも教科書の採択をするのが適当と考えられ、從つて教科書の檢定は文部大臣とし、採択は各教育委員会で行うという方針に改正しようとするものである。

二、議案の可決理由

現下の中央、地方の財政上の実情よりかんがみて、本案は、極めて適切妥当なものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月二十七日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

被保険者の経済生活の逼迫と保険診療件数及び金額の異常な上昇とにより、保険経済は崩壊の危機に陥つた。ここにおいて保険経済の收支の均衡を図ることに主眼をおき、又最近の社会経済事情の変化に即應し、保険制度の運営を円滑ならしめんとするのが本法律案の目的である。その内容の主なるものは次の通りである。

（一）保険料率を千分の四十から千分の五十に引き上げ、及び初診料を負担させることとしたこと。

（二）被保険者の標準報酬を最低二千円から最高二万四千円に引き上げ、その間を十九等級に整備したこと。

（三）現金給付の増額を図つたこと。

（四）健康保険委員会を健康保険審議会と改め、その組織権限を明確にしたこと。

二、議案の可決理由

本法律案は、現下の社会事情に適合する改正を加えるとともに、保険経済の安定を期したもので、その内容は時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年四月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

現下の社会経済情勢の変化に即應した適切なる運営を行うため必要な改正を行おうとするもので、その内容の主なるものは次の通りである。

（一）標準報酬の最低を二千円から最高八千円に引き上げ、健康保険の区分と同様に整備したこと。

（二）現在支給している障害年金のうち標準報酬の基準を増額し、実生活に適合した保険給付を行うこと。

（三）標準報酬の算定方法及び延滞金の引上げについて、地方廳の事務手続を單一化し、併せて事業主の事務負担を軽減したこと。

二、議案の可決理由

本法律案は、現下の経済事情に適合するよう保険給付の改善を行おうとするもので、その内容は適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年四月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

職業安定法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、経済九原則の実施により予想される失業情勢に対処することを目的とするもので、学校と職業安定機関との協力体制を整備すること、身体障害者の職業補導を整備強化すること、政府以外の者の行う有料職業紹介事業に関する規定を整備したことが、その要旨である。

二、議案の可決理由

本案は、経済九原則の円滑なる実施と、当面の失業情勢に対処して、失業対策の中核である職業安定機関の業務を刷新強化することは必要と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月二十八日

労働委員長　倉石　忠雄

衆議院議長幣原喜重郎殿

緊急失業対策法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、経済九原則の強力な実施に伴う当面の失業情勢に対処して、失業対策事業及び公共事業に失業者を吸收することを目的とするもので、従來行われて來た公共事業を「失業対策事業」及び「公共事業」の二つに分類した点、失業対策事業を労働省の樹立する計画により行う点、公共事業に対する失業者の吸收活用方法を規定した点が、その要旨である。

二、議案の可決理由

本案は、経済九原則の強力な実施に伴い、今後の失業の深刻化が予想される情勢に対処して、強力な失業対策を樹立し、社会不安の除去と、経済安定興隆に寄與するために必要と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月二十八日

労働委員長　倉石　忠雄

衆議院議長幣原喜重郎殿

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、労働者災害補償保険法の実施の情況にかんがみ、適用事業の範囲を船舶による旅客又は貨物の運送事業に拡充したこと、保険料報告の義務を規定したことが、本案の目的並びに要旨である。

二、議案の可決理由

本案は、労働者災害補償保険法の主眼とする迅速且つ公正な災害補償を積極的に行うために必要と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月二十八日

労働委員長　倉石　忠雄

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十五号参照〕

失業保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、経済九原則の実施に伴う企業合理化によつて今後深刻なる失業狀態が発生するものと予測され、これらの失業者に対する生活の安定を図るため、失業保険制度を整備拡充することを目的とするもので、失業保険法の適用範囲を拡張すること、失業保険金の給付額及び保険料を改訂して失業保険の内容を改善すること、日傭労働者に対する失業保険制度を創設することがその要旨である。

二、議案の修正議決理由

本案は、企業合理化のための企業整備によつて生ずる失業者に対する失業対策として、失業保険による保護救済のため現行法の不備を補い、内容を改善するため必要と認め、さらに失業保険制度の内容充実のため、別紙の通り修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月四日

労働委員長　倉石　忠雄

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

失業保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五條及び第六條を次のように改める。

第五　保険料及び失業保険金の額は、被保険者の賃金に基いて、これを算定する。但し、失業保険金の額を算定する場合においては、賃金中臨時に支拂われたもの及び三箇月を超える期間ごとに支拂われるものは、第十七條の二に規定する賃金の總額から、これを除くものとする。

（賃金日額）

第十七條の二　賃金日額は、被保険者の離職した月前において第十四條の被保険者期間として計算され

た最後の六月（月の末日において離職した場合は、その月及びその前五〇月）に支拂われた賃金の総額を百八十六で除して得た額とする。但し、その二月間における後の月に支拂われた賃金が、法令又は労働協約若しくは就業規則に基く昇給その他これに準ずる賃金の増加によつて、その前の月に支拂われた賃金より高いときは、その後の月に支拂われた賃金の総額を三十で除して得た額とする。

前項の額が左の各号の額に満たないときは、賃金日額は、前項の規定にかかわらず、左の各号の額とする。

一　賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出來高拂制その他の請負制によつて定められている場合においては、前項の期間に支拂われた賃金の総額をその期間中に労働した日数で除して得た額の百分の七十に相当する額

二　賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められている場合においては、その部分の総額をその期間の総日数（月の場合は、一箇月を三十日として計算する。）で除して得た額と前号の額との合算額

特別都市計画法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、新憲法の精神に照らし、区劃整理施行によつて生ずる宅地地積の減少に対する補償の規定を、新憲法下、財産権の侵害にならぬように、施行後の宅地価格の総額が、施行前の宅地価格の総額に比して減少したときは、その減少した額に対して補償する。」ということに改めたのである。

二、議案の議決理由

本案は、新憲法の精神に照らし、適当と認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月四日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、一般公務員の恩給につきましては、昭和二十三年法律第百九十号恩給法臨時特例により、既に給與事由の生じたものに対し相当程度の増額を認めることになつたので、執行吏の恩給についてもこの例にならい、同様にスライドせしめようとするものである。即ち執行吏の受くべき恩給額は、執行吏に対する國庫補助の基準額を定めている政令の額を俸給額とみなして算定し、昭和二十三年七月一日以後に給與事由の発生したものにこれを適用せんとするものである。又同年六月三十日以前に給與事由の発生した執行吏の恩給についても一般公務員の恩給の例にならおうとするものである。

二、議案の可決理由

本案は、一般公務員の恩給の改正に伴い、法規上も会計事務上も当然の措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、いわゆる在廷証人、鑑定人等に対しても旅費、日当、宿泊料等を支給し、これを訴訟費用の一部に加えようとするものである。本年一月一日より施行になつた新刑事訴訟法によると、いわゆる起訴状一本主義が採用された結果、在廷証人の利用が従來の旧法時代よりも著しく活潑になつてくるのは当然の傾向であつて、この「在廷証人」を当初から裁判所が喚問した証人と同一の取扱をし、これに旅費、日当、宿泊料等を與え、これらの諸費用を訴訟費用の一部に加えることに改めようとするものである。又鑑定人等についてもこの「在廷証人」に準じて同様の取扱をしようとするものである。

二、議案の可決理由

本案は、刑事訴訟法の改正に伴う法規上、会計上当然の処置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する

昭和二十四年五月六日

法務委員長　花村　四郎

衆議員議長幣原喜重郎殿

関税法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

先ず、第一條の関税法改正の主なる点をあげれば、外國郵便物中小包郵便等について税関検査を、又本邦に入出國する旅客に対して旅券の査証制度を実施するとともに、その他諸般の改正を行い、税関行政の円滑を図らんとするものである。

次に、開港の指先をととのえるとともに、その閉鎖條件を定めたのである。即ち従來開港は関税法と横須賀港を開港に指定する等の法律の二法律に指定されていたのを、関税法一本に整理するとともに、新たに津久見、細島の両港を開港に追加するものであるが、これらの開港に一定の閉鎖條件を定めて、外國貿易の消長によつて、その價値を失うに至つたものについては、自動的にこれを整理する規定を定めようとするものである。

次に、朝鮮、台湾等は密貿易取締及び税関統計作成上の見地から、関税法の手続面では現在すでに外國とみなされているのであるが、今回これを、関係方面の意見もあるので、当分の間、関税法上全面的に外國とみなさんとするものである。

なお、この規定は、第二條の関税定率法改正においても、第三條の順税法改正においても同様の規定を定めるものである。

次に、第三條順税法の一部改正においては、右の外、現行総トン数一トン七錢を五円に改めるものであるが、それは現在の経済情勢から見て余りに低きにすぎるので、その適正化を図るとともに、租税増收の一助ともなさんとするものである。

第四條は、横須賀港を開港に指定する等の法律の廃止を規定するものであるが、これは右の関税法改正中において報告した通り、これら横須賀等十四港を「関税法」別表中に組み入れた結果、この法律は必要としなくなつたがためである。

二、本案の修正議決理由

本案は、現下の貿易諸情勢にかんがみ、外國郵便物の税関検査を実施し、開港の整備を行い、併せてとん税率を改正し、租税増收の一助とするとともに、税関行政の円滑なる運営を期するもので、大体において妥当と認めたが、本法律施行期日が五月一日とあるのは、今日の実情に適しないので、別表の如く修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月六日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

関税法の一部を改正する等の法律案の一部を次のように修正する。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年五月六日から施行する。

2　この法律施行前に課した、又は課すべきであつたとん税については、なお從前の例による。

專賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール專賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

專賣局、印刷局及びアルコール專賣事業の各特別会計において利益を生じたとき、これを一般会計に納付することについて特例を設け、これらの企業の円滑な運営を図るとともに、一般会計、特別会計を通じての総合的財政收支の均衡に資せんとするものである。

その第一要点は、昭和二十四年度以降においては、各特別会計において決算上生じた利益のうちから当該年度中に増加した固定資産及び作業資産の價額に相当する金額を控除した金額だけを、その年度の一般会計へ納付して、その残額はそれぞれ各会計の固有資本の増加に充てることとした。

第二は、この利益を一般会計に納付する場合に、その特別会計に納付に必要な現金が不足しているとき、又は運轉資金を増加する必要があるときは、その一部を翌年度以降において、納付することができることである。

第三は、昭和二十三年度並びに二十四年度の決算上生じた利益について、各特別会計につきそれぞれ特例を設け、專賣局特別会計においては、昭和二十三年度の決算上生じた利益の一部をもつて、固定資産の限度で固有資本の増加に充てることができることとし、アルコール專賣事業特別会計においては、昭和二十三年度の決算上生じた利益のうち、二億六千三百二十万円を限り固有資本の増加に充てることができるとし、印刷局特別会計においては、昭和二十四年度に限り、その利益の全額を固有資本の増加に充てることができることとした点である。

二、本案の可決理由

各特別会計の円滑なる運営を図るため適切な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月六日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

國庫余裕金の繰替使用に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

國庫金を合理的且つ効率的に使用し、併せて國の歲出を節減するために融通証券を発行し、又は一時借入金のできる特別会計において融通証券を発行し、又は一時借入金をする必要があるときは、これにかえて國庫余裕金を繰り替え使用することができることと、又償還期限の到來していない融通証券又は一時借入金を償還するためにも、國庫余裕金を繰り替え使用することができることとしようというのである。

二、本案の可決理由

現下の財政状況にかんがみ、最も適切であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月六日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

國立公園法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

國立公園法は、制定以來十八年にわたる運営の結果に徵し、且つ又現在並びに將來の國立公園行政の運営を円滑ならしめるため、これを改正しようとするのである。その内容の主なる点は

(一)　受益者負担及び原因者負担の規定を設け、國立公園事業の促進を図つたこと。

(二)　景観の損壞防止と水力利用との調整を図るため、特別地域内で「水位水量の増減を來す行爲」を制限し得るような規定を加えたこと。

(三)　自然景観維持のため特別保護地区の規定を設けて、景観の損壞行爲を抑制し、保護の徹底を期したこと。

(四)　國立公園法の準用地区を設定する規定を設け、風景地保護のため差当りの措置を講ずるとともに、その利用促進を図つたこと。

(五)　國立公園審議会に関する規定並びに特別地域に関する補償規定を設けたこと。

二、議案の可決理由

國立公園を保護し、その利用促進を図つたことは時宜に最も適合するものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月六日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

醫療法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

醫業、歯科醫業等に関する廣告について、これが適正を期し、醫療行政の円滑な運営を図らんとするのが、本法律案の目的である。その内容の主なる点は

(一)　厚生大臣が必要と認めて定める事項はこれを廣告することができることとし、厚生大臣が特定の事項を定めるに当つては必ず醫道審議会の意見を聞くを要すること。

(二)　往診のみによつて診療に従事する医師等に対し、必要に應じ報告を命じ、又は診療錄等の帳簿書類を検査のため提出させることのできる根拠規定を設けたこと。

(三)　罰則規定の必要な整備を行つたこと。

二、議案の可決理由

本法律案は、医業、歯科医業等に関する廣告の制限緩和を図り、その他必要な監督規定を設けようとするもので、時宜に適した改正と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月六日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

現行の医師法及び歯科医師法には、行政廳が医師又は歯科医師の業務に関して指示をなし得る根拠規定がないので、これを新たに設けようとするのが本法律案の目的である。即ち公衆衛生上重大な危害を生ずる虞がある場合においては、その危害を防止するため、厚生大臣が医師及び歯科医師に対し指示をなし得る根拠規定を設け、これが濫用を防止するため厚生大臣が指示をするに当つては、あらかじめ医道審議会の意見を聞かなければならないこととしたのである。

二、議案の可決理由

昨秋新聞紙上を賑わした輸血による病毒感染事件の発生等にかんがみ、公衆衛生上特に必要ある場合において、厚生大臣が医道審議会の意見を聞き、必要な指示をなす権限を與えることは、医療行政の眞に円滑な運営上必要であると

認め、これを可決すべきものと議決した。
右報告する。
昭和二十四年五月六日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

傳染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨
傳染病の外、終戰後日本脳炎を新たに指定傳染病としておるのであるが、最近の機構や制度の改革に伴い、本法の一部を改正する必要を生じたのである。その内容の主なる点は
（一）従來傳染病の発生轉帰等の届出受理者は市町村長であつたが、これを市町村長を経由して保健所長とし、衞生行政上の責任を明確にしたこと。
（二）地方出先機関整理の閣議決定に基き、防疫監吏及び防疫医を都道府縣に移譲し、傳染病予防上必要があるときは、厚生大臣がこれを指揮する権限を與えたこと。
二、議案の可決理由
本法律案は、公衆衞生上又機構や制度の改革に伴う改正として適当と認め、これを可決すべきものと議決した。
右報告する。
昭和二十四年五月六日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十六号参照〕
文部省著作教科書の出版権等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本案は、従來文部省著作の名義を有する教科書のほん刻発行は、数個の出版会社に独占させていたのであるが、社会情勢の変化に應じて、今後は自由競争の方法で出版権の設定契約を結ぶ方式を規定しようとするものである。内容の主要な点は、文部大臣の諸問機関である教科書資格審査会において、文部省著作教科書の出版権を取得しようとする者の事業能力及び信用狀態等を審査し、その合格者の間の自由競争による落札者と出版権設定契約を結ぶこと、教科書の発行に当つては一定基準額の出版料を國庫に納付させることとし、なお、出版権の消滅及び譲渡に関する規定を設けた点にある。
二、議案の可決理由
文部省著作教科書が良質で安價となり、且つ供給の円滑を期し得るものと認め、本案は全会一致可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十四年五月七日
文部委員長　原　彪
衆議院議長幣原喜重郎殿

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本案は、刑事訴訟法の実施に伴い、旧刑事訴訟法のもとにおいて制定されていた大正十三年司法省令第十一号証人、鑑定人、通事又は通訳人に旅費、日当、止宿料給與の件を改正し、且つ國費支出の根拠を明確にするため、これを法律にしようとするものである。
二、議案の可決理由
本案は、司法事務の処理上適切であり、その形式においても司法省令を法律に改めることは至極適当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十四年五月七日
法務委員長　花村　四郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
第一点は、司法警察職員等指定應急措置法の改正である。即ち運輸事務官、鉄道手等の國有鉄道の職員については、従來大正十二年勅令第五百二十八号により司法警察官吏の職務を行う者として指定されており、改正刑事訴訟法のもとにおいても、従來と同様に司法警察職員として指定されているのである。ところが今回日本國有鉄道法の施行に伴い、これらの職員は、公法人たる日本國有鉄道の役員又は職員となることになつたので、これを新たに、司法警察職員として指定する必要を生じたので、今回これを司法警察職員等指定應急措置法中に規定することとしたのである。
第二点は、海上保安廳法第三十一條の改正である。即ち現在海上保安官については、二級の海上保安官が司法警察員として、三級の海上保安官が司法巡査として職務を行うものと定められている。ところが二級の海上保安官の数は少いので、捜査事件の処理上、司法警察員と司法巡査との区別を海上保安廳長官の定めるところによると定めようとするのである。
二、議案の可決理由
前述の第一点は、運輸省が日本國有鉄道公社に改組される結果当然処理すべき事項であり、第二点は、海上保安行政の実情にかんがみ適切な事項である。よつて本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十四年五月七日
法務委員長　花村　四郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

農業協同組合自治監査法を廃止する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
昭和十三年産業組合の自治監査を行う目的で制定された本法は、農業協同組合法制定に伴つて、自治監査法となつた。しかしながら自主を旨とする農業協同組合の精神から見て、強権的趣きを有し、更に設立後日の浅い農業協同組合の実狀に添わないので、この際廃止しようというのである。
二、議案の可決理由
強権的な自治監査は自主的発展を期する農業協同組合にとつて弊害を助長し、健全な育成を阻害するから、本法は廃止することが適切なる措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十四年五月九日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
（イ）、農業協同組合及び同連合会の行う事業と競争関係にある事業を営む者等がこれらの團体の役員になることを禁止したこと。
（ロ）、行政廳の命令による農業協同組合等の解散制度を裁判所の決定によることにしたこと。
等所要の改正を行つて農業協同組合を自主的に発展せしめんとするものである。
二、議案の可決理由
農業協同組合の自主性を確保せしめて、その健全なる育成発展を図ることは至当なる措置であるので可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十四年五月九日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

簡易生命保險法案（內閣提出）に關する報告書

一、議案の目的

現行簡易生命保險法は大正五年に制定されたものであるが、新憲法の實施並びに民法の改正をみた今日の情勢にも、また最近における經濟事情の推移にも適應しないものがあるので、これを廢止して新たに時代の要求に合致した簡易生命保險法を制定しようとするものである。

二、議案の要旨

本法律案が現行簡易生命保險法と著しく異つている要点を挙げれば

（一）冒頭に法律の目的を掲げて決律制定の精神を明示し、この事業が國の經營する非營利事業であること並びに郵政省がこの事業の管理經營主体であることを明示したこと。

（二）保險契約に関する基本的事項は法律で規定し、その他はすべてこれを約款に讓ることとし、その約款の制定及び改正は學識經驗者、加入者代表よりなる簡易生命保險郵便年金事業審議会の議を經ることを要するものとしたこと。

（三）最近の經濟事情に対應するとともに事業費の低減、事業の合理化を図るため、保險金の最高制限額を二万五千円から五万円に、最低制限額を千円から五千円に引き上げたこと。

（四）小額契約整理のため新たに高額契約への乘換に関する規定を設けたこと。

（五）新たに災害による死亡の場合、保險金の倍額支拂の制限を定めたこと等である。

三、議案の可決理由

新憲法下の現狀に適應した簡易生命保險の基礎法規を制定することは、簡易生命保險事業の健全なる発達を図る上から急速に要請せられるところであり、本法律案の内容も又適切妥当と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

郵便年金法案（內閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

現行の郵便年金法は大正十五年に制定されたものであるが、新憲法の實施並びに民法の改正をみた今日の情勢にも、また最近における經濟事情の推移にも適應しないものがあるので、これを廢止して、新たに時代の要求に合致した郵便年金法を制定しようとするものである。

二、議案の要旨

本法律案が現行郵便年金法と著しく異つている要点を挙げれば

（一）冒頭に法律の目的を掲げて決律制定の精神を明示し、この事業が國の經営する非營利事業であること並びに郵政省がこの事業の管理經営主体であることを明定したこと。

（二）年金契約に関する基本的事項は法律で規定し、その他はすべて約款に讓ることとし、その約款の制定及び改正は學識經驗者、加入者代表よりなる簡易生命保險郵便年金事業審議会の議を經ることを要するものとしたこと。

（三）最近の經濟事情に対應するとともに、事業費の軽減、事業の合理化を図るため、年金の最高制限額を二万四千円から十二万円に、年金の最低額を二百四十円から六千円に引き上げたこと。

（四）年金の差押禁止の範囲を拡張したこと。

（五）新たに年金受取人は年金契約者の財産につき破産が開始したときは、一定價額を破産管財人に交付して、その年金契約に介入することができるものとしたこと等である。

本法律案の施行期日は昭和二十四年六月一日である。

三、議案の可決理由

新憲法下の現狀に適應した郵便年金の基礎法規を制定することは、郵便年金事業の健全なる発達を図る上から急速に要請せられるところであり、本法律案の内容も又適切妥当と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

船舶公團法の一部を改正する法律案（內閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、船舶公團の継続事業完遂に必要な資金を賄うため　並に産業設備営團より承継する権利義務に関する事項中変更があつたため、基本金を増額するとともに関係條文を改廢しようとするものである。その内容に主なる点は（一）基本金を五十六億九千七百万円に増額すること　（二）造船事業用設備に関する條項を削除すること等である。

二、議案の可決理由

我國海運の速かなる復興を期する一端として、船舶公團の事業運営の円滑を図るは有効且つ適切な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月九日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

日本國有鉄道法施行法案（內閣提出）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

本法案は、日本國有鉄道の設立に伴う職員及び財産の政府から日本國有鉄道への引継、関係法令の整備その他日本國有鉄道法施行のため必要な事項を定めんとするものである。その内容の主なる点は（一）日本國有鉄道法の施行前に、將來監理委員会の委員となるべき者を正規の委員任命の方式と同一方式で指名し得ることとし、又その推薦によつて、總裁となるべき者をも指名し得ることとし、これらの者は日本國有鉄道法の施行と同時に委員及び總裁に任命されたものとすること　（二）職員の引継については、現に運輸省の職員であつて、國有鉄道及びこれに関連する事業に関係している者は、原則として全部これを日本國有鉄道に引き継ぐこと　（三）國有鉄道及びこれに関連する事業に関して國の有している権利義務は、原則として、その一切を日本國有鉄道が承継すること　（四）日本國有鉄道が引き継ぐ財産は、昭和二十四年五月三十一日における國有鉄道事業特別会計の資産並びに公債及び借入金以外の負債とすること　（五）日本國有鉄道の資本金は、昭和二十四年五月三十一日における國有鉄道事業特別会計の資産の價額から負債の金額を控除した額に相当する金額とすること　（六）その外職員の引継、財産その他権利義務の承継、会計上の整理等、政府から日本國有鉄道への引継に関する所要の規定を設けていること　（七）日本國有鉄道の設立に伴つて、鉄道敷設等の関係法律に所要の改正を加えるとともに、國有鉄道事業特別会計法等の法律及び鉄道会議官制等の官制その他を廢止すること等である。

二、議案の可決理由

本法案は日本國有鉄道法の円滑な施行を期するため必要且つ適切と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月九日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

兒童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

本案は、廣く十八歳未満の兒童の健全な育成を図るため、兒童の保護、保健その他の福祉の徹底を期するとともに、少年法との間の調整を図ろうとするのが、その目的である。その内容の主なる点は

第一　少年法との調整で刑罰法令に触れる行爲をした、十四歳未満の兒童は、これを兒童福祉法によつて扱い、満十四歳以上十八歳未満の虞犯兒童は、これを兒童福祉法と少年法との双方によつて扱えるよう少年法との間に調整を図り、兒童福祉法の適用範囲を拡げ、その徹底を期したこと。

第二　いわゆる兒童賣買事件にかんがみ、兒童の自由人権を保障し、営利を目的として他人の兒童の養育を斡旋することを禁止するとともに、法令により兒童を委託された場合及び兒童を單に下宿させる場合のほか、他人の兒童をその家庭におく者に届出の義務を課し、その届出に基いて必要な指導監督ができるようにしたこと。

第三　市町村長と兒童福祉司及び兒童委員との協力関係を明かにしたこと。

第四　中央及び都道府縣、兒童福祉審議会が、蘆龍、出版物、玩具等の推薦及びその製作者等に対し、勧告をすることができるようにしたこと。

一、議案の修正議決理由

兒童福祉法実施の成績に徴し、一層その円滑なる運営を図るため、少年法との関係を調整するとともに、兒童の自由人権を保障する措置を講じたことは適当と認め、別紙の通り修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

(小字及び――は修正)

兒童福祉法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十四條但書を次のように改める。

第二十四條　市町村長は、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳兒、幼兒又は第三十九條第二項に規定する兒童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの兒童を保育所に入所させて保育しなければならない。但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他○○の適切な保護を加えなければならない。

第六十二條の次に次の一條を加える。

第六十二條の二　第四十六條第二項又は第五十八條第二項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁こ又は一万円以下の罰金に処する。

船員保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

船員保険法をして現下の実情に即應した有効適切なる施策たらしめるとともに保険経済の安定を図ろうとするもので、その内容の主な点は

第一、標準報酬を最低二千円から最高二万四千円に引き上げ、その間を十九等級に区分したこと。

第二、保険給付内容の改善につき、漁船船員に対する養老年金制度の適正化を図つたこと。即ち一般船員に相当する漁船を除き十年以上、十五年未満の者にも養老年金を支給することとし、その支給する年金額は報酬の二月分に相当する額としたこと。

第三は、失業保険金の支給日額を陸上の失業保険と同様にし、一律に報酬の百分の六十の率に改めると同時に、漁船乗組員の実態にかんがみ、労働者の四分の三以上の同意を得ることによつて失業保険から除外できることにしたこと。

第四、船員の災害補償を完全に実施し、適正に迅速な給付を行うため、傷病給付の保険料率を引上げたこと。

二、議案の修正議決理由

わが國の再建途上にある重要産業としての海運、水産の業務に従事する海上労務者に対し、船員保険をして現下の実情に即應した有効適切なる施策たらしめることは時宜に適したものと認め、別紙の通り修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

船員保険法等の一部を次のように修正する。

第一條中第五十九條の改正部分において「千分の二百十六」とあるを「千分の二百十四」と改め、第六十條の改正部分において「二百十六分の八十五」及び「二百十六分の百三十一」とあるを「二百十四分の八十四」及び「二百十四分の百三十」に改める。

第二條中附則第四條及び第五條の改正部分において「千分の百三十二」、「百二十二分の四十三」及び「百三十二分の八十九」とあるを「千分の百三十」、「百三十分の四十二」及び「百三十分の八十八」に改める。

〔第二十七号参照〕

昭和二十二年度予備費使用総調書(承諾を求める件)に関する報告書

一、本件の趣旨

本件は憲法並びに財政法の規定により國会の承諾を求めんとするものであつて、その予算額二十億円に対し、財政法第三十五條の規定により、昭和二十二年五月十六日から同二十三年三月三十日までの間に使用した総額は十九億七千七百余万円で、主な事項としては経済安定本部機構拡充、地方経済安定局設置、経済監視官設置、船舶運営会補助等に必要な経費である。

二、本件の議決要旨

委員会においては、本件について審査の結果左記事項を除くほか承諾を與えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

(一)　内閣所管

経済安定本部機構拡充に必要な経費

経済安定本部

(部)　行政部費

(款)　内閣及各廳

(項)　経済安定本部

五三、八六四、〇〇〇円

(二)　内閣所管

地方経済安定局設置に必要な経費

地方経済安定局

(部)　行政部費

(款)　内閣及各廳

(項)　経済安定本部

六一、二三七、〇〇〇円

(三)　内閣所管

総理廳火災復旧に必要な経費

総理廳官房

(部)　行政部費

(款)　内閣及各廳

(項)　総理廳

八、五〇〇、〇〇〇円

(四)　文部省所管

北海道大学理学部実験工場火災復旧等に必要な経費

工業専門学校

(部)　教育文化費

（款）直轄諸学校費
（項）工業専門学校
三〇〇、〇〇〇円
（五）運輸省所管
水路部
（部）行政部費
（款）運輸本省及各廳
（項）水路部
一、三三二、〇〇〇円

三、本件の議決理由
（一）経済安定本部の項五三、八六四、〇〇〇円中、電話交換機購入費として計上せられた四〇〇回線のもの二基分七、〇〇〇、〇〇〇円は、積算過大であつて、実際使用額一、四一三、四四二円に過ぎず、残余は他費目に流用せられた実情に鑑み、承諾を與うべきものと認めない。
（二）経済安定本部の項六一、二三七、〇〇〇円中、電話交換機購入費として計上せられた四〇〇回線のもの八基分二八、〇〇〇、〇〇〇円は、積算過大であつて、実際使用額三、三七三、〇五四円に過ぎず、残余の大部分は他費目に流用せられた実情に鑑み、承諾を與うべきものと認めない。
（三）総理廳の項八、五〇〇、〇〇〇円中、中央公職適否審査委員会用調査票カード類再調達費五、五七二、〇〇〇円は、積算過大であつて、実際使用した額は、当初予算額等を合せた六、九二八、九〇五円の内僅かに四九三、〇四〇円に過ぎず、残余は不用額とし、又は他費目に流用せられた実情に鑑み、承諾を與うべきものと認めない。
（四）工業専門学校の項三〇〇、〇〇〇円は、連合軍の命による廣島工業専門学校の機械器具類移轉に要する経費として計上せられたもので、本來既定の終戰処理費支弁とすべきものであるのに、予備費使用を認めたのは誤りである。よつて承諾を與うべきものと認めない。
（五）水路部の項一、三三二、〇〇〇円は、第二復員局廃止に伴い、水路図誌一、四八〇、〇〇〇枚の回収に必要な経費として計上せられたものであるが、その実際は二十三万七千余枚分一五六、六九六円を以て足り、残余はすべて他の費途に流用している状況なのに鑑み、承諾を與うべきものと認めない。

右報告する。

昭和二十四年五月六日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十二年度特別会計予備費使用総調書（承諾を求める件）に関する報告書

一、本件の趣旨
本件は憲法並びに財政法の規定により國会の承諾を求めんとするものであつて、その予算額は、地方分與税分與金等八特別会計の分、合せて六十九億六千八百余万円である。これに対し昭和二十二年五月十六日から同二十三年三月三十日までの間に使用した総額は四十八億八千九百余万円でその主な事項は、葉煙草購入、農業再保険、ギヤスリーン颱風災害復旧、給與改善等に必要な経費である。

二、本件の議決理由
委員会において審査の結果本件は承諾を與えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月六日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十三年度一般会計予備費使用総調書（その一）（承諾を求める件）に関する報告書

一、本件の趣旨
本件は、憲法及び財政法の規定により國会の承諾を求めるために提出されたものであつて、昭和二十三年度一般会計予備費の予算額は六十五億円であり、この内財政法第三十五條の規定により、同二十三年四月九日から同二十三年十二月二十四日までの間において五十一億千五百六十余万円を使用している。
その内主な事項は、検察審査会法の施行に必要な経費、家庭裁判所の新設に必要な経費、初任警察官の訓練に必要な経費、震災應急救助に必要な経費、農業共済保険実施に必要な経費等である。

二、本件の議決理由
委員会において審査の上、いずれも承諾を與えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月六日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十三年度特別会計予備費使用総調書（その一）（承諾を求める件）に関する報告書

一、本件の趣旨
本件は憲法及び財政法の規定により國会の承諾を求めるために提出されたものであつて、昭和二十三年度各特別会計予備費の予算総額は百三十五億八千四百余万円であり、この内同二十三年九月二十一日から同二十三年十二月二十四日までの間において、專賣廳等の十特別会計において二十二億八千余万円を使用している。
その内主な事項は、煙草專賣益金確保対策に必要な経費、健康保険給付費に必要な経費、物件費等の單價増に伴い必要な経費、福井地方震水害復旧に必要な経費等である。

二、本件の議決理由
委員会において察査の上、いずれも承諾を與えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月六日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

特殊財産資金歳入歳出決算に関する報告書

一、本件の趣旨
本特別会計は、戰時中、わが國が各地において没収し、又は管理下に收めた敵産を活用し、生産力拡充及び軍事力の増強を図ることを主たる目的として昭和十八年三月設置せられ、同二十二年三月廃止に至るまでの期間を一会計年度として処理せられたもので、その歳入は收入済額七千九百五十九万余円で、予算額八億百五十六万余円に比べ七億二千百九十六万余円を減少し、歳出の支出済額は十四万余円で、予算額の八千百七十六万余円に比べ八千百六十一万余円を減少している。
歳入歳出の差引額七千九百四十四万余円は決算上の剰余で、このうち本特別会計法の規定により九万余円を減價償却金に充て、残余の七千九百三十四万余円は本会計の資金に繰り入れ、決算を結了したもので、本会計の廃止とともに資金及び権利義務は、すべて一般会計に帰属することとなつたものである。

二、本件の議決理由
委員会において審査の上、全会一致を以てすべて是認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年四月十八日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十一事業年度の特殊会社整理委員会経費收支計算書並びに讓受財産に関する財産目錄及び收支計算書に関する報告書

一、本件の趣旨
本件は、昭和二十二年法律第二百四号により特殊会社整理委員会令改正の結果同法附則に基き國会に提出されたものであるが、同委

員会経費の支出額は七百十三万三千余円で、これは持株会社負担金七百十三万一千余円等で支拂されており、國庫からの交付金はない。讓受財産は年度末五十一億五千四百余万円となつているが、讓受財産に関する收支は收入支出ともに、七百二十三万一千余円である。

二、本件の議決理由

委員会において審査の上、異議ないものと認め、その旨議決したものである。

右報告する。

昭和二十四年四月二十二日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十二事業年度前期持株会社整理委員会経費收支計算書並びに讓受財産に関する財産目錄及び收支計算書に関する報告書

一、本件の趣旨

本件は、持株会社整理委員会令第二十三條に基き國会に提出されたものであるが、同委員会経費の支出総額は千四百八十三万三千余円で、これは持株会社負担金千三百六十五万四千余円、議決権行使手数料九十九万八千余円等で支弁されており、國庫からの交付金はない。讓受財産は期末五十七億九千五百余万円となつているが、讓受財産に関する收支は收入支出ともに二千九十五万四千余円である。

二、本件の議決理由

委員会において審査の上異議ないものと認めその旨議決したものである。

右報告する。

昭和二十四年四月二十二日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十二事業年度後期持株会社整理委員会経費收支計算書並びに讓受財産及び過度経済力集中排除法第七條第二項第五号の規定に基きその讓受けたる財産に関する財産目錄及び收支計算書に関する報告書

一、本件の趣旨

本件は持株会社整理委員会令第二十六條に基き國会に提出されたものであるが、同委員会の経費の支出総額は三千四百二万四千余円で、これは國庫交付金六百二十五万二千円、持株会社及び指定者手数料二千五百五十四万余円、同個別経費百六十二万六千余円等で支弁されており、讓受財産は期末六十一億七千百余万円となつているが、讓受財産に関する收支は、收入支出ともに二億三千四百三万余円である。次に過度経済力集中排除法題記関係事項については今期中該当事項がない。

二、本件の議決理由

委員会において審査の上異議ないものと認め、その旨議決したものである。

右報告する。

昭和二十四年四月二十二日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

価格調整公團法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案は、価格調整公團はその設立以來経済安定本部総務長官の定める基本的な政策及び計画に基き、物價廳長官のなす指導及び監督に從つて価格等の適正な調整に関する業務を行い見るべき成果を挙げてはいるが、この間の経験にかんがみて、同公團が業務を一層円滑、簡素強力に遂行するには現在の価格調整公團法の一部を、一、価格調整のため、物價廳長官はその命令により、価格調整の目的である物資を生産する業者に対し、一定の金額を公團に納付せしめ、又は公團から、その業者に支拂わせることとする。

二、価格調整公團の官吏以外の政府職員の一部にも、現在公團の当該官吏に與えられているのと同様の臨検捜査権を與えることとするのように改正する必要があるというのである。

二、議案の可決理由

価格の適正な調整は経済安定上緊急不可欠の要件として要請されているが、価格調整公團をしてこの業務を円滑確実に遂行させようとする本法律案は必要且つ適当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

過度経済力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案は、過度経済力集中排除法第二十六條の規定により、昭和二十四年六月三十日までに同法に基く持株会社整理委員会の職権等を公正取引委員会に移管するための法律を制定しなければならないので、その移管についての所要の規定を設ける必要があるというのである。

本法律案の内容は、第一條は職権の移管、第二條は記錄の引継、第三條は職員の処置、第四條は施行に関する必要事項を定め、附則では右移管に伴い必要あるため持株整理委員会令の一部改正を規定しているのである。

二、議案の可決理由

この法案は、單に既存の法律の要請に基いてすでに定められた権限を一の機関から他の機関に移管するだけのもので、新たに権限を附け加えるものはなく、又集中排除の方針、方法等に変更を加えるものでもないので、必要且つ適当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

競馬法の一部を改正する法律案（原健三郎君外六名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

競馬法による競馬施行の戰災市の枠を、著しく災害を受けた町村に対しても内閣総理大臣が指定する場合には、競馬の挙行を認めるよう、その枠を拡げ、もつて財源の確保を図りたいというのである。

二、議案の可決理由

地方財政窮迫の現状にかんがみ、これら特定の被災害町村に競馬を施行を認めて、救済するということは妥当な措置である。よつて本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

酪農業調整法を廃止する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

製酪業組合が昭和二十三年二月閉鎖機関に指定されたので、酪農業調整法も空文となつた。したがつてこの際これを廃止しようというのである。

二、議案の可決理由

事実上空文となつた酪農業調整法を廃止し、残された製酪品の流通秩序は、臨時物資需給調整法により規正するという措置は至当なものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

農地調整法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
農地改革は一應昭和二十三年十二月末をもつて、農地の買收、賣渡を終了したが、残された諸問題を解決するために農地調整法及び自作農創設特別措置法の一部を次の如く改正したいというのである。その概要は

(イ)　農地委員会委員の階層別構成は從來小作五、地主三、自作二となつていた。これを夫々小作二、地主二、自作六とした。

(ロ)　農地委員会委員の選挙を衆議院議員選挙法及び地方自治法に準ずるようにした。

(ハ)　不在地主の範囲において、從來は農地の所有者が農地のある市町村に住所がないときは不在地主とされていた。これを改めて、農地の所有且つ耕作者が正当な事由で他市町村に移轉し、その者の二親等以内のものがこれを継続している場合、その者が將來旧住所に帰る見込があると農地委員会が認めたときは、在村地主とみなすようにした。

(ニ)　宅地、建物の買收基準を、所得が農業以外の職業から得られ、所有者が自ら近く使用するとき、あるいは又位置、環境、構造等が買收に不適当のとき等、政府はこれらを買收から除外するようにした。

(ホ)　小作調停制度の從來のものは、小作官又は小作主事の意見により、小作調停法によつて、裁判所が行つた。その際農地委員会の意見を聽くことができるとなつていた。これを改めて、小作爭議を裁判所が受理したときは市町村農地委員会の調解に付し、更に小作調停を行うとき、小作官又は小作主事及び市町村農地委員会の意見を聽取することとした。又農用薪炭林、採草地、放牧地等の爭議についても小作調停制度を適用するようにした。

(ヘ)　小作料等の改訂手続を簡易化した。即ち從來の知事許可制を、行政廳又は知事の定める基準内で市町村農地委員会の承認によつて変更できるようにしたこと。

(ト)　農地の移動統制の基準を改めたこと、即ち自ら耕作業務を目的としているものと認められないとき、耕作面積が平均北海道十二町歩、都府縣三町歩以上あるとき、耕作面積の平均北海道二町歩、都府縣二反歩以下のとき、轉貸借の場合、農業生産の低下が明かなとき等の場合は、農地の所有権、貸借権の設定又は移轉について知事又は市町村農地委員会は許可又は承認を行うことができないようにした。

二、議案の可決理由
農地改革は昭和二十三年十二月末をもつて一應所期の目的を達成し得た。その結果、農村の階層構成は一変した。この変化に應じて農地改革関係法規に所要の変改を加えることは、時宜に適した妥当な措置である。よつて、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。
昭和二十四年五月十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

日本專賣公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的
本案は、第三國会において可決された日本專賣公社法が本年四月一日より施行されることになつているのを、行政機構刷新及び人員整理の方針と関連してその施行期日を本年六月一日に延期せんとするものである。

二、本案可決の理由
現下の情勢にかんがみ、本案は大体において妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十四年三月二十六日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

日本專賣公社法施行法案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的
本案の要点は次の通りである。
先ず第一に、公社の設立の時期を法律上明らかにするため六月一日をもつて設立されるものとした。

次に、專賣局に勤務する職員、專賣事業に関し國が有する権利義務、專賣局特別会計に属する資産及び負債並びに係属中の訴訟、訴願は当然公社に引き継がるべき性質のものであるので、これらの引継に関しそれぞれ規定を設けた。

次に、資本金についてであるが、昭和二十四年五月三十一日現在の貸借対照表に掲げる資産の額から負債の部に掲げる一般会計へ納付すべき益金、減價償却引当金借入金及び短期負債の額の合計額を差し引いた額をもつて公社の資本金の額とすることとした。以上の外專賣局特別会計の決算事務に関すること、登錄税、印紙税及び関税の免除に関すること、商工省のアルコール專賣事業に從事する職員を公社の共済組合に所属させること等について規定している。

二、本案の可決理由
日本專賣公社の設立、國から公社への財産及び職員の引継その他日本專賣公社法を施行するため必要な事項につき所要の規定を設けんとするもので、大体において適切妥当なりと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十四年五月十日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的
本法律案は、所得税、法人税、有價証券移轉税、相続税、通行税及び取引高税の諸税の加算税の計算について、基礎税額が「百円未満」の場合は、その納付を要せず、又「百円未満」の端数は切りすてて計算するのを改めて、「千円未満」についてこれを行うこととし、又加算税額が「十円未満」の場合は納付を要せず、又「十円未満」の端数を切りすてて計算するのを改めて「百円未満」についてこれを行うこととしようというのである。

又本法律案の改正に伴つて、追徴税の計算方法も、各法律の準用規定の結果、加算税の計算方法と同じく改められることになるのである。

二、本案の可決理由
本案は、諸税の施行の状況にかんがみ、加算税及び追徴税の計算を簡易化せんとするものであつて、妥当なりと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十四年五月十日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

人権擁護委員法案(内閣提出)に関する報告

一、議案の要旨及び目的
基本権の尊重と擁護を理想とする日本國憲法は施行されたが、民

主政治の經驗の淺い日本においては、自由人權の思想は未だ國民の間に充分に徹底していない。從つて、隨所において人權蹂躙の聲と、泣き寢入りの事實とをしばしば耳にする現狀にある。しかるに、現在これが直接救濟機構としては、法務廳人權擁護局の下に、政令により全國わずかに百五十人の人權擁護委員を設けて、その事務の補助をなさしめているに過ぎない。

以上の現狀にかんがみ、新たにこの委員の數を二万人の限度内まで、拡大し全國津々浦々にわたつて、自由人權思想を普及するとともに、いやしくも人權蹂躙が行われた場合には、速かにこれを調査して關係機關に報告、適當な勸告並びに告發をなす等、委員の職務と責任を法的に明確ならしめるため、本案を提出するにいたつたものである。その内容の要點は

（一）人權擁護委員の員數はこれを增加し、全國を通じて二万人を超えない範圍内で法務總裁がこれを定めて、市町村の區域におくこととした。

（二）委員の選任については

（イ）市町村長がその議會の意見をきいて、有資格者を法務總裁に推薦し、

（ロ）法務總裁は都道府縣知事、弁護士会の意見をきいて委嘱する。

（三）委員は國家公務員法上の國家公務員でないから、給與の支給はうけないが、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。（委員は國家公務員法の適用はうけないが、刑法上の公務員であるから、瀆職罪、公務執行妨害罪等刑法の諸規定の適用をうける。）

（四）委員の任期は二年であり、その職務は、人權侵犯事件の調査、關係機關への適當勸告、又は告發をなす等救濟に必要な措置を講ずることである。

二、議案の可決理由

（イ）委員の選任方式について、人權蹂躙の最大の被害者である勤労者、農民、中小商工業者等の團体の推薦制にするか、公選にすることが望ましい。（ロ）委員は名譽職にしないで有給制にして職務執行の公正をはかるべきである等の要望がなされたが、現下における人權擁護の重要性と緊急性とにかんがみ、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十一日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

檢察廳法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、國家公務員法との調整と國家行政組織法及び法務廳設置法の一部を改正する法律に伴う必要な整理とを行い、あわせてその他若干の改正をなさんとするものである。

その内容の主なるものは

（一）檢察官の任免についてであるが、從來一級の檢察官は内閣が、二級の檢察官は内閣總理大臣が、それぞれ任免することになつていたのである。ところが、國家公務員法及び人事院規則により、檢察官の任免は法務總裁がこれを行うこととなつたのである。しかしながら、檢事總長、次長檢事、檢事長等は認証官である關係上、その任免は内閣が行うことを適當と認め、その他の檢察官の任免は、國家公務員法の規定により、法務總裁がこれを行うものとし、關係條文を整理したのである。又、檢察官はその職務と責任の特殊性に基き、一般公務員とはその取扱を異にすべきものであるという立場から、檢察官の任免手続、任用資格等に關する諸規定を、國家公務員法附則第十三條による特例としたのである。

（二）本年六月一日から、國家行政組織法及び法務廳設置法の一部を改正する法律が施行される關係上、これに伴つて、從來、政令で定めることになつていた檢察廳の職員の定員を法律で定めるものとした外、法務廳が法務府と變るので、それら改正に順應する必要な整理を行つたのである。

（三）その他、檢察官適格審査会の予備委員に關する規定を、新たに設けた。この予備委員中、本委員と同樣國會議員が予備委員となる場合には、國會法第三十九條が適用される關係もあつて、右の規定が設けられたわけである。

二、議案の可決理由

本案は、すでに施行されている國家公務員法、本年六月一日から施行される國家行政組織法及び法務廳設置法の一部を改正する法律の線に沿う妥當なる整理改正と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

出版法及び新聞紙法を廢止する法律案（内閣提出）に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

（一）出版法及び新聞紙法は、昭和二十年九月二十七日以來事実上適用されておらず、その理由は連合國最高司令官の覚書によつて、言論の自由を抑圧する法律として、その法律の適用を停止しておつたからである。いまさら、ここにこれを廢止する法案を提出することは、時期に遲れたわけであるが、両法案の廢止を國民の前に再確認してこれを公示せんとするものである。

（二）次に予約出版法は、言論の自由の制限ではなくして、むしろ予約購読者の保護のために存在しておるものであるから、二・三の字句を改訂してこれを存続せしめることにした。以上が本案の目的及び趣旨である。

二、議案の可決理由

出版法及び新聞紙法を廢止した結果、出版自由の行き過ぎとなつて國民道德上弊害を生ずるおそれもあるが、一九四五年九月十九日以來「プレス・コード」が出版及び新聞界のよるべき基準として事実上守られており、且つ猥褻罪、名譽毀損、選擧運動、藥事廣告等においては法律の規定が最後の枠となつておるから、心配はないことを確認し、なお、法制及び文教の両方面からも充分審議を盡し、本案は、妥當なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

認知の訴の特例に關する法律案（古島義英君提出）に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、戰地等で死亡した者について、子、その直系卑屬又はこれらの者の法定代理人等が認知の訴を提起する意思を有しながら不可抗力のため、これをなし得ない場合がある。これは誠に氣の毒なことなので、この場合の救濟方法としてこの特例法を制定しようとするのである。

現在認知の訴は、民法の規定によつて親の死亡の日から三年経てば、提起することができないのであるが、前述の場合には戸籍法第四十四條の戸籍の訂正による死亡の記載、同法第八十六條の死亡の

届出又は同法第八十九條の死亡の報告があつた日から三年以内は認知の訴を提起することができるようにしようとするのである。但しこの法律施行の際すでに死亡の記載、届出又は報告があつた死亡者については、この法律施行の日をもつて、その死亡の記載、届出又は報告があつた日とみなすのである。

二、議案の可決理由

戰爭等によつて死亡した者の身分関係の安定をみることは最も好ましい事であり、死亡の記載等のあつた日から三年以内に簡易な認知の訴を許す方法を新設するという特例は至極時宜に適した処置であると認め、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

公共企業体労働関係法の施行に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、本年六月一日より公共企業体労働関係法を施行するに当つて必要な経過措置を定めることがその目的並びに要旨である。

二、議案の可決理由

本案は、公共企業体労働関係法の施行に当つてその経過措置を定めるために必要と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十日

労働委員長　倉石　忠雄

衆議院議長幣原喜重郎殿

國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

賣拂代金の納付に関しては、従來も当該物品の引渡のときまでに納付させることになつているが、この原則規定を法律に引き上げるとともに、従來特に制限を設けられていなかつた賣拂代金の延期に関し、第二條に列挙した如く必要やむを得ない範囲においてのみこれを認め、担保の提供を免除する等の場合においても、一定の條件を附し、必要最少の範囲にとどめることとしたのである。

二、本案の可決理由

従來会計法の施行規定である「予算、決算、及び会計令」及び「政府から物件を賣り拂う場合の代金の延納に関する勅令」の規定によつて來たのであるが、これらの規定は、現下の状況から、その内容について変更を加える必要があると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

國家公務員のための國設宿舎に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

本案の内容は大体左の通りである。

（一）先ず宿舎は、國がその事務、事業の円滑な運営に資する目的をもつて、國が自ら設置するものであることを規定し、宿舎運営の根本方針を確立したこと。

（二）次に、宿舎の設置、利用等に関する各省区々の現状を是正し、將來における統一を保持するため、特に内閣総理大臣所轄の下に宿舎審議会を設置し、宿舎の設置に関する計画、宿舎の維持及び管理に関する基準、無料宿舎を貸與する者の範囲、有料宿舎の一坪当りの使用料の基準、有料宿舎の居住者の選定の基準等、宿舎運営に関する重要事項を挙げて同審議会の審議決定に委ねることとした。

（三）宿舎は、公邸、無料宿舎及び有料宿舎の三種とし、公邸は、内閣総理大臣、國務大臣等特定の者のために設置し、無料で貸與するものとし、無料宿舎は、非常勤務に従事するもの等、その職務の特殊性にかんがみ、積極的に宿舎を提供する必要のある者のために設置し、無料で貸與するものとし、有料宿舎は、公邸又は無料宿舎の貸與を受ける者以外の國家公務員のために、予算の範囲内で設置し、有料で貸與するものである。

（四）宿舎の管理については、宿舎に関する総合調整は、宿舎審議会の決定事項の範囲内で大藏大臣がこれを行うものとし、各省各廳の長は大藏大臣の定めるところに従つて、宿舎の管理を行うことになつている。

（五）この法律は、実施のため相当の準備期間を必要とするので、公布の日後二箇月を経過した日から施行することとしたこと。

なお、この法律施行の際、現に國家公務員のために設置されている宿舎は、それぞれの区分に應じて、この法律により設置された、公邸、無料宿舎又は有料宿舎となることとなつている。

二、本案の修正議決理由

本案は、國家公務員に貸與すべき宿舎の設置、管理、維持等に関し、所要の規定と整備をしたもので、大体において妥当なりと認めたが、第十條の公邸を無料で貸與するものの範囲、第十九條の但書及び附則について修正を要するので、別紙の如く修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十一日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

〔別紙〕

國家公務員のための國設宿舎に関する法律案の一部を次のように修正する。

（公邸）

第十條　公邸は、左に掲げる國家公務員のために設置し、無料で貸與する。

一　衆議院議長及び衆議院副議長

二　参議院議長及び参議院副議長

三　内閣総理大臣及び國務大臣

四　最高裁判所裁判官長官

五　会計検査院長

六　人事院総裁

七　衆議院事務総長及び参議院事務総長

八　宮内府長官及び侍従長

九　検事総長

十　國家公安委員会委員長

十一　内閣官房長官

（宿舎の明渡）

第十九條　宿舎の貸與を受けた者が左の各号の一に該当した場合においては、居住者は、速かにその宿舎を明け渡さなければならない。但し、公邸及び無料宿舎にあつては、いかなる場合においても六十日○有料宿舎にあつては六月○をこえてはならない。

一　國家公務員でなくなつたとき。

二　死亡したとき。

三　轉勤又は轉職によりその宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなつたとき。

四　國の事務、事業の運営の必要に基き先順位者が生じたとき。

附　則

1　この法律は、公布の日後二月を経過した日から施行する。

2　この法律施行の際現に國家公務員のために設置されている宿舎は、左の各号の区分に應じ、それぞれこの法律により設置された宿舎となるものとする。

官報号外

昭和二十四年六月一日

○第五回國会　衆議院会議録第四十一号附録（一）の二

一　第十條各号に掲げる國家公務員のために設置せられている宿舎にあつては、公邸

二　第十二條第一項各号に掲げる國家公務員のうち政令で定める者のために設置せられている宿舎にあつては、無料宿舎

三　その他の宿舎にあつては、有料宿舎

3　宿舎審議会は、第三條第二項に掲げる事項につき調査審議の結果を國会に報告しなければならない。

4　宿舎審議会が第三條第二項に掲げる事項につき調査審議を完了するまでは、國家公務員に貸與すべき宿舎に関しては、この法律の規定にかかわらず、なお從前の例による。

5　左に掲げる勅令等は、廃止する。

官舎貸渡規則（明治九年太政官達第五十三号）

巡査給與令（明治三十九年勅令第二百五十九号）

官設鉄道の職員に宿舎料を支給するの件（明治三十九年勅令第二百九十四号）

監獄看守手当等給與令（大正十一年勅令第四百三十八号）

矯正院補導手当等給與令（大正十一年勅令第四百九十一号）

副看守長の俸給及び給與に関する件（昭和十年勅令第八百六十八号）

臨時宅地賃貸価格修正法案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

先ず修正の時期に関しては、本年四月一日現在の土地台帳に登録されている宅地の賃貸価格で著しく不均衡となつているものについて、本年十月一日においてこれを行うというのである。

次に、修正賃貸価格の算出方法は、先ず基準地区を選ぶのである。即ちこの基準地区は、戦災その他の災害を受けず、インフレーションによる一般的影響を除き、戦争に基く経済変動の影響を受けていないと認められる市町村のうちからこれを選ぶ。この基準地区内の宅地に関しては、その賃貸価格を現行のままにすえ置くこととし、これを基準として、基準地区以外の区域の宅地の賃貸価格を修正するのである。基準地区以外の区域内の宅地に関しては、原則として区域主義をとり、経済事情の変動等による影響の程度が同様であると認められる区域を一区域として、一定の割合をもつて一律に各筆の賃貸価格を修正するのである。

次に、戦災その他により各筆相互間に不均衡のはなはだしい区域については、これは不適当であり、宅地各筆ごとに、更に修正を行うのである。

これらの宅地の賃貸価格は、地租の課税標準であり、國民の税負担に影響し、又地方公共團体の歳入にも関係するので、この修正に当つて、大蔵省内に基準地区調査会を、財務局に原則として都道府縣ごとに、「地方宅地賃貸価格調査会」を設置し、地方職員、学識経験者等から委員を選び諮問することとなつている。

なお、この外審査訴願等に関する規定その他必要な規定を定めている。

二、本案の可決理由

本案は、宅地について、地租の課税標準たる賃貸価格が経済事情の変動等に因り、著しく不均衡となつている状況にかんがみ、租税負担の適正を図るため、差し当り土地の賃貸価格の一般的改定と切り離して、臨時に宅地の賃貸価格を修正せんとするものであり、大体において妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

この法律を制定しようとする第一点は、昭和二十四年度において、復興金融金庫に対し、六百二十四億六千七百万円を限り、登録國債の交付をもつて、出資しようとする点である。

第二点は、同金庫の毎事業年度の剰余金の國庫納付についてであつて、同金庫法の規定によれば剰余金は復興金融委員会の承認を受け処分できることになつており、從來の例によれば次年度に繰り越し、これを新規資金に充当してきたのであるが、同金庫は全額政府出資の法人であり、且つ、今後の貸付金は回収金をもつて賄うこととしたので、本年度からその剰余金は、國庫に納付しなければならないこととしようとするものである。

二、本案の可決理由

政府出資の未済分出資であつて、復金債の償却に充てらるべきもので、明年二月をもつて終了する復金をして、有終の美をなさしめるための当然の措置であり、大体において適切妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十一日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

興業債券の発行限度の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

本年度予算において復興金融金庫の機能が著しく縮小されたので、産業に必要な長期資金の供給が著しく窮屈となつたが、経済の安定復興のためには長期資金の円滑な供給が必要であるので、この要請に應ずるため日本興業銀行の興業債券発行の限度を引き上げるのであり、日本興業銀行は、昭和二十五年三月末日まで拂込資本金額の二十倍に相当する金額を限り、債券を発行することができることとし、これにより現在拂込資本金額、即ち五億円の十倍、五十億円まで興業債券の発行ができることとなつているのを、拂込資本金額の二十倍、即ち百億円まで興業債券の発行ができることとするというのである。

二、本案の可決理由

経済の安定復興のため、長期資金の円滑な供給が必要であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十一日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

民法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

民法の雇人の給料については、先取特権の規定があるが、その順位を二段と高めようとするものである。即ち雇人の給料の先取特権を葬式の費用の先取特権に優先せしめ、これによつて雇人の賃金の確保を目的としている。つまり六箇月間の給料については、あくまでも他の一般債権者の差押に先んじて、自分の給料を受領することができるようにしたのである。

なお、但書において金額五十円を限度としているが、これは今日の貨幣価値の実情に適合しないので、これを削除した。これが内容の第一点である。

次に第一点に相当した処置を同様の理由で民事訴訟法第五百七十條第一項第六号において採らんとするものである。即ち、官吏、神職、僧侶、教師等の職務上の收入の外に工員、労務者、雇人等の給料も、差押禁止物に指定して、これを確保しようとするのである。これが内容の第二点である。

二、議案の修正議決の理由

当委員会としては、第一回國会において民法を審議した際、附し

た附帯決議の如く民法財産編（総則、物権、債権）に関する大改正を新憲法の立場と親族相続編との調整の立場から、近き将来に着手する必要があるとの意見が有力である。この際雇人の給料の確保を先取特権の立場から強化する方法の如きは、他のあらゆる改正に先んじてなさるべきものと思料していない。しかし行政整理や企業整理の不安におののく勤労者の要請に應じ、労働組合側の請願、陳情を採用して、特に雇人給料確保の方法を講ずることは時局柄適当な措置と認めた。

しかし本案の内容自体については、確保の対象を「給料及び退職手当」とすべきことの修正意見があったが、これは採用されなかった。次に、現今の貨幣價値の実情を勘案して、別紙の通り修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十一日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字は修正）

民法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一條　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三百六條中第二号を第三号とし、第三号を第二号とする。

第三百八條を第三百九條とし、第三百九條中但書を削り、同條を第三百八條とする。

第二條　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五百七十條第一項第六号を次のように改める。

第六　第六百十八條第一項第五號及び第六號に掲ぐる収入にして差押を受けざる金額但し差押ヨリ次期の収入の支拂まで日數に應じ之を計算す

第六百十八條第二項中「一ケ年間に受くる金額の四分の三を超過する部分に限り」を「其の支拂期に受くべき金額の四分の一に限り」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

少年院法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

（一）　先に施行せられた少年院法の運用の実施に徴し、十四歳に満たない少年について、收容保護を加える必要がある場合には、すべて兒童福祉法による施設に收容することが妥当と認められるので、十四歳未満の少年は少年院には收容しないことに改めたこと。

（二）　少年観護所は、本年一月一日から開設せられたのであるが、改正少年法の実施により、從來ならば刑事事件として直ちに勾留処分に付せられるような悪質な犯罪少年も、観護措置によつて、少年観護所に收容せられることになり、観護所の施設は、相当堅固なものを必要とするに立ち至つたのみならず、最近少年犯罪の激増化、悪質化のため、現存の收容施設では、到底收容し得ない状態となり、急速にこれが拡充強化を必要とするのであるが、現在の國家財政上、その予算的措置が充分でなく、施設の整備には多少の日時を要する。

以上の関係から、昭和二十六年三月三十一日まで、およそ二年間は現存する少年院又は拘置監の特に区別した場所をもつて、臨時に少年観護所に充てることができるように改めて、この急場を切り抜け、又拘置監の区別した場所を充てる場合には、そこには犯罪少年であつて、逃走のおそれあるもののみを收容することとした。

二、議案の修正議決理由

（一）　特別少年院の施設は現在極めて不充分である。新少年法によれば、旧少年法適用の時代とは異り、從前ならば刑事事件として起訴されるような、犯罪性ある少年についても、保護処分として少年院に送致されるような建前となつたため、特別少年院に收容せらるべき少年事件が激増の傾向を示し、相当堅固な施設を必要とする特別少年院を全國的に整備する必要を生じたのであるが、これが予算的措置不充分な関係から、現状においてはその施設がこの特別少年院に適するものは一箇所もなく、やむを得ず從前刑務所として使用したことのある東北少年院を、特別少年院として應急的に充当したところ、過般來放火、集團逃走等の重大事件を惹起し、福島縣市民に多大の不安を與えた次第である。

しかるに、本年度少年院の拡充計画についても、國家財政上からうらして二億四千万円の予算を認められたに過ぎず、この予算をもつてしては、初等、中等又は医療少年院を増設する外、既設少年院の内容整備を図り得るに止まり、到底堅固な施設を必要とする特別少年院の新設は、当分の間望み得ないこととなつた。從つてこの急場を切り抜けるためには、その施設が一應整備せられると予想される昭和二十六年三月三十一日までの間、一時的に少年刑務所の特に区別した場所を、特別少年院に充てる外方法がない。

（二）　又医療少年院中、殊に女子を收容すべきものは、その施設が特に不充分なることが判明した。即ち、現在收容中の女子少年の九〇％は、性病その他胸部疾患にかかつているものであるが、これらを收容すべき女子医療施設の新設は、これ又予算の関係から急速に望むことは不可能な実情なので、この急場を切り抜けるためには、前同様、一時的に、男子の医療少年院の、特に区別した場所を女子の医療施設に充てる外方法がない。よつて、青少年犯罪激化の現状にかんがみ、少年院法運営の円滑を期するため、別紙の通り修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十一日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

少年院法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十一條　少年観護所の施設が十分でないため、特に必要があるときは、昭和二十六年三月三十一日までの間、少年院又は拘置監の特に区別した場所を少年観護所に充てることができる。但し、拘置監の区別した場所を充てた場合には、その場所には、少年法第三條第一項に掲げる罪を犯した少年であつて逃走の虞のあるものに限り、收容するものとする。

2　特別少年院の施設の收容能力が十分でないため、特に必要があるときは、昭和二十六年三月三十一日までの間、少年を收容する監獄の特に区別した場所を特別少年院に充てることができる。

3　女子の医療少年院の施設が十分でないため、特に必要があるときは、前項の日までの間、男子の医療少年院を特に区分して、男女の別に從つて少年を收容することができる。

少年法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、さきに施行せられた少年法の運用の実績に徴し、少年院法、兒童福祉法及び本國会提出中の犯罪者予防更生法案との間に適当な調整をなす必要があり、且つ少年保護事件の身柄取扱、証拠品の

処理等につき、法の不備欠陥を補正する必要があるところから提出されたものである。

その要旨は概ね次の通りである。

（一）少年院法との関係において

新たに少年観護所又は少年院の職員たる法務廳教官に対し、家庭裁判所の決定の円滑な執行を期するため、その決定の執行権限を與えたこと。

（二）児童福祉法との関係において

十四才未満の少年については、児童福祉法の措置を優先的に適用することに改め、この少年については、家庭裁判所は都道府縣知事又は児童相談所長から送致をうけた場合に限り初めてこれを取り扱うこととしたこと。

（三）犯罪者予防更生法案との関係において

家庭裁判所が身柄收容観護中の少年保護事件について、第十八條乃至第二十條、第二十三條第二項及び第二十四條第一項の決定をなす場合に、必要あるときは一時的に少年を少年観護所に收容することができることとしたこと。

（四）家庭裁判所は、処分を決定する場合には、証拠品として領置されている兇器等を没收する等適当な処分をすることができることとしたこと。

二、議案の可決理由

本案は、近時青少年の犯罪激化の傾向にかんがみ、その育成保護の必要上、適正な改正と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十一日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

都道府縣の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

警察法施行の際、警察の用に供されていた都道府縣の所有に属する警察財産等のうち、國家警察に不必要で市町村警察に必要なものについては、その市町村に無償で譲渡する旨が、警察法に規定されているのであるが、國家地方警察に必要なものの処理については、何ら規定する所なく、そのため新しい警察制度の運営上種々支障があるので、本法案によつて、その帰属を明確にしようとするものである。

二、議案の議決理由

本法案は、警察用財産の無償譲渡の原則を定めたこと、警察専用電話施設の大部分を通信省に移管するについて、その範囲を明らかにしたことが主たる内容であるが、元來その大部分が地元寄附によつて成立した財産を、國に無償で譲渡する点に問題があり、また警察専用電話施設を通信省に移管することについても、警察活動に及ぼす影響が論議せられたのであるが、前者については、機能に即した財源の付與という観点から、当然の措置と考えられ、後者については、警察用と一般用とを一元的に運営することが、経費、資材、人員の節約上有利であり、且つ、警察電話を優先的に取扱うことを通信省側が確約し、その実現に熱意を示している等の事情にかんがみ、本法案を妥当なるものと認め、多数をもつて可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

自轉車競技法の一部を改正する法律案（原健三郎君外六名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現行法においては、商工大臣が指定する都道府縣市の財政を勘案して、申請されたものについて認可を與えているが、本改正案によつて廣く門戸を開放し、町村においても商工大臣の許可を得れば主催権を持ち得ることとし、これによつて地方財政の貧困を救済するとともに、自轉車の改良増産、輸出の増加、國内需要の充足等に寄與せんとするものである。

一、議案の可決理由

主催権を町村に與えても、地方財政の現状においては簡單には行い得るものではなく、特に商工大臣の認可を必要とするから開催される町村が限定され、乱立その他の弊害は生じないと認められる。よつて本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十一日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

鉱山保安法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

本案は、鉱業の特殊性にかんがみ、鉱山労働者の保護と鉱物資源の合理的開発を図ることを目的とする。

二、議案の要旨

1　鉱業の保安に関する鉱業権者及び保安技術職員、鉱山労働者等の責任を明確に規定している。

2　鉱業保安が特殊の技術的事項に属する点にかんがみ、鉱山現場機構を整備強化したこと。即ち、保安管理者、保安監督員等の制度を整備するとともに、保安委員会を設置して、保安規定を作成せしめ、現場における保安業務の円滑なる運営を期している。

3　監督機関の整備と、その極めて、民主的な運営を図つている。即ち、中央に鉱山保安局を置き、地方に鉱山保安監督部、炭鉱保安監督部を設け、これらにそれぞれ鉱務監督官を配置して保安監督の強化を図るとともに、民主的運営を確保するため、中央地方にそれぞれ労、資、学識経驗者よりなる保安協議会を設けて重要事項について審議せしめると同時に、一方において監督命令に対する、聽聞会の制度を設けている。

三、議案の可決理由

本案は、その内容において完璧とはいい難いが、鉱業の特殊性とその現状よりみて、本案のごときものの制定は概ね妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

四、経費

本法施行に要する経費は四千九百六十二万五千円であつて、本年度予算に計上してある。

右報告する。

昭和二十四年五月十一日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

水産業團体整理特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

本案は、水産業協同組合の設立に伴い、水産業團体より新協同組合への財源の移轉について、水産業協同組合法の制定に伴う水産團体の整理等に関する法律中にその方途に関し規定してあるが、円滑なる財産の移轉を図るため、なお、債権者の保護及び財産の評価基準等につき規定する必要があるので、この措置をとろうとするのである。

二、議案の可決理由

本案は、水産業協同組合設立に伴い、水産業團体より新協同組合への財産移轉の場合、円滑なる財産の移轉を図ろうとする必要なる措置を行おうとするもので、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

港則法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、海上交通の安全を図るため港則法の一部を改正せんとするものである。その内容の主なる点は（一）港内における港長と港内諸施設管理者との事務の範囲を明確にすること（二）港内及び一定区域内の水質汚濁を防止すること（三）特定港のみに適用されていた命令及び許可等の諸制約を特定港以外の港に準用すること（四）罰金の額を現代の経済状態に則應せしめること等である。

二、議案の可決理由

本法案は、海上交通の万全を期するために有効且つ適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、船舶運航管理令により國家使用船が定期よう船制度に切り替えられたるに伴い、船舶運営会所属船員は船舶所有者に雇用せらるるに至つたため、これら船員に対する退職手当金の引当として交付金を当該船舶所有者に交付せんとするものである。その内容の主なる点は（一）交付金は直接船員に支給せず、他日船員が退職するときに船舶所有者よりこれを支給すること（二）退職手当は船舶運営会における在職期間に應じ、一箇月当りの給與額に所定の率を乗じて算出すること（三）船舶所有者は交付金を退職手当以外に使用してはならぬこと（四）船舶所有者は交付金より利子その他金銭上の利益が生じたときは、その利益金を船員の福利厚生施設その他運輸大臣の指定する用途に使用すること等である。

二、議案の可決理由

本法案は國家使用船及び船員の雇用替えに対して適切妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

水防法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

近年水災は激増の一途を辿つているが、これに対する水防活動のための法制としては、消防法において消火に関する若干の規定を準用しているのみであり、本案は、この際水防制度の現状に統一を與え、水防活動に基礎を與えようとするのである。

二、議案の議決理由

近年の水害の実状にかんがみ、河川災害復旧又は防除工事と併行して、水防組織を整備し、水防活動を強化して、災害を最小限度に止めることは、國土再建の上から重要であるので、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

建設委員長　浅利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

建設業法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

建設事業が公共の福祉及び現下國民経済に重大なる影響を有するとともに、近時の建設業界における種々なる混乱及び請負契約の不合理が建設業の健全なる発展及び建設工事の適正なる施工を阻害している現状からして、建設業を営む者の登録の実施、建設工事の請負契約の規正、建設技術者の設置等により、建設工事の適正な施工を確立するとともに、建設業の健全な発達を図らんとするのが本議案の要旨及び目的である。

二、議案の議決理由

本法案は、現下建設工事の重要性と建設業界の現状からして適切妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

建設委員長　浅利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

屋外廣告物法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現行の廣告物取締法は、明治四十四年の制定にかかり、その内容は、新憲法及び地方自治法の精神に照して、改正を必要とするものがあるので、これを廃止して、これにかえて本法案を制定しようとするものである。本法案は美観風致を維持し、又公衆に対する危害を防止するために、屋外廣告物の表示の場所及び方法等に関し、必要なる基準を定めることを目的としている。

二、議案の議決理由

前項に述べた立法の趣旨は、妥当なものであり、且つ、観光日本の建設のためにも必要であるので、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

建設委員長　浅利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十八号参照〕

内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法の施行に伴い内閣法の一部を改正しようとするものである。即ち、従來行政官廳法に規定されていた、内閣官房長官の規定を本法中に移し、且つ、内閣官房長官は國務大臣をもつて充てることができることとし、従つて祕書官を置くこととした。なお、従來政令で規定されていた内閣官房次長及び國務大臣祕書官に関する規定を本法に移して、内閣官房次長の名称を内閣官房副長官と改め、内部部局についても國家行政組織法に定める基準に基いて規定し、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案は、國政運営上必要且つ妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

國立世論調査所設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

世論を科学的に調査して、政府の施策の立案、実施並びに行政の円滑な運営に資するために、現在総理廳官房審議室内に置かれてある世論調査部を、一層その自立性と公正の完璧を期して、総理府の附属機関として独立せしめることとした。そして、その運営には世論の調査に関係ある民間の学術團体から推薦された七人の学識経験者からなる、世論調査審議会をして当らせることとし、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案は、國政運営上必要且つ妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日
内閣委員長　齋藤　隆夫
衆議院議長幣原喜重郎殿

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

今回改正しようとする主要なる点は次の通りである。

第一点は、年金額の増額であつて、これによつて、恩給法臨時特例の改正により恩給が実際給與ベースを基準とするように増額されたのに準じて、共済組合の長期給付を引き上げようとするものである。

第二点は、非現業雇傭人に対する退職給付等長期給付制度の適用であつて、これによつて、現業雇傭人との不均衡を是正しようとするものである。

第三点は、健康保険法の改正に関連して、健康保険法と同様に初診料を組合員の自費負担とすることであつて、これによつて、濫診濫療を防止するとともに、保険医の統一的取扱を可能にしようとするものである。なお、この外に、哺育手当金、埋葬料の最低保障額を引き上げて、最近の物價事情に即應することとしようとしている。

第四点は、日本國有鉄道及び日本專賣公社の設立等に伴い、組合の設置区分を改めるとともに、組合における苦情処理機関である審議会の設置等についても所要の改正を行い、これによつて実情に即應しようとするものである。

二、本案の修正議決理由

本案は、國家公務員法との関係において不充分なところがあり、全部にわたり修正しなければならないと思われるが、適当な時機において修正することとし、その間の経過的措置として一應妥当なるものと認めたが、ただ、施行期日について別紙の如く修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕　（小字及び――は修正）

國家公務員共済組合法の一部を次のように修正する。

附　則

1　この法律中第三十條から第三十三條まで、第三十六條及び第三十七條の改正規定は、昭和二十四年五月一日から、第二條第二項の改正規定並びに附則第七項及び第八項の規定は、昭和二十四年六月一日から、第十六條、第八十一條、第八十二條、第九十四條第一項及び第九十六條の改正規定は、同年十月一日から、その他の規定は、公布の日から施行する。但し、第五十一條、第五十二條、第八十三條の二、第九十四條第二項及び第三項、第九十四條の二及び第九十五條の改正規定は、昭和二十三年七月一日から、第三十六條及び第三十七條の改正規定は、昭和二十四年五月一日から適用する。

2　従前の國家公務員共済組合法第二條第二項第六号の規定により設けられた組合が昭和二十四年六月一日現在において有する一切の権利義務は、その日に、同法第二條第一項の規定により文部省に設けられた組合が承継するものとする。

3　昭和二十四年十月一日現在、國家公務員共済組合法第九十四條第一項の改正規定により新たに退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員については、昭和二十三年七月一日から昭和二十四年九月三十日までの期間をも控除期間に算入して同法第九十五條の規定を適用する。

4　昭和二十三年十月分以降の國家公務員共済組合法第九十四條の二の規定の適用を受ける退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その算定の基準となつた俸給を二十四倍した額を俸給とみなし、この法律の規定を適用して算定した額に改定する。但し、退職年金については、年齢満五十歳に達するまでは、なお従前の額とする。

5　公務に因り疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡したことにより、この法律施行の際國家公務員共済組合法第九十條の規定により受ける年金については、同條の規定にかかわらず、昭和二十三年十月分以降その年金額を二倍した額に改定する。

6　國庫は、前二項の規定により生ずべき組合の追加費用を負担する。

7　日本國有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七條第一項中「及び第七十五條第二項」を「、第七十五條第二項及び第九十八條」に改め、同條第二項中「國家公務員共済組合法第二條第二項第八号」の上に「國家公務員共済組合法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第　号）による改正前の」を加える。

8　日本專賣公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十七條第一項中「及び第七十五條第二項」を「、第七十五條第二項及び第九十八條」に改め、同條第二項中「國家公務員共済組合法第二條第二項第三号」の上に「國家公務員共済組合法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第　号）による改正前の」を加える。

外國保険事業者に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

本案の主要点は次の通りである。

第一は、日本保険事業者と衡平の條件の下に、外國保険事業者の日本における保険事業を規正すること。

第二は、免許及び供託に関するものであつて、外國保険事業者が日本において保険事業を営むには、大藏大臣の免許を受け、一千万円の金額の供託をしなければならないこと。

第三は、責任準備金等に関するものであつて、外國保険事業者が、日本において締結する保険契約は、再建を原則とし、その責任準備金等相当額は、日本円に投資しなければならないこと。

第四は、日本の保険監督行政上の特殊性を、必要以上に外國保険事業者に強要せぬような措置に関するものであつて、先ず、日本において保険事業を営み得るものの範囲を、会社又は個人に限定せず、法人たる組合組織のものにまで拡張し、又責任準備金等の算出についても、本國において採用されている方法を、日本において用いることができることとし、又一旦免許を受けた後に、新たな種類の保険事業を営もうとするときは、認可をもつて足りること。

第五は、監督に関するものであつて、外國保険事業者の日本における事業活動に対する監督その他については、商法、非訟事件手続法及び保険業法の必要な規定を準用すること。

第六は、罰則に関するものであつて、諸規定の違反に対し所要の罰則を規定すること。

第七は、保険契約の募集に関するものであり、外國保険事業者の日本においてなす保険契約の募集については、昨年施行された「保険募集の取締に関する法律」を適用するため、商法に所要の改正を行うこと。

第八は、事業再開に関するものであり、戰前日本において事業を

営んでいた保険会社が日本においてその事業を再開しようとするときは、所定の証明書を添附して簡単な届出をすれば、大藏大臣の免許を受けたものとみなすこと等である。

二、本案の可決理由

日本保険事業者との衡平を図るためにも、また日本における保険契約者、被保険者その他の債権者の利益を保護するためにも適切な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

郵政事業特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

本案は、本年六月一日、通信省が、郵政省及び電氣通信省に分割されるのに伴つて、現在の「通信事業特別会計」を廃止して、新たに「郵政事業特別会計」を設置しようとするものである。

二、本案の可決理由

本案は、通信省の分割に伴う措置として適切妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

電氣通信事業特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

本案は、本年六月一日通信省が、郵政省及び電氣通信省に分割されるのに伴い、現在の「通信事業特別会計」を廃止して、新たに、「電氣通信事業特別会計」を設置しようとするものである。

二、本案の可決理由

本案は、通信省の分割に伴う措置として適切妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

犯罪者予防更生法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案の目的は、第一は保護観察の実施により犯罪を犯した者の改善及び更正を助けること、第二に恩赦の適正な運用を図ること、第三に社会正義及び犯罪予防の見地から仮釈放、刑の執行猶予その他の関係制度の公正妥当なる運用を図ること、第四に犯罪予防の活動を助長することである。右は最近激増しつつある犯罪に対する対策として最も効果的な方法である。

本案の要旨は、概ね次の通りである。

中央に法務府の外局として中央更生保護委員会を置き、各高等裁判所の所在地にそれぞれ地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会を置き、各委員会にそれぞれ事務局を置く。更に、各地方裁判所の所在地に少年保護観察所及び成人保護観察所を置く。その上は現在の少年審判所は少年保護観察所に、又現在の司法保護委員会は成人保護観察所にそれぞれかわることとなる。保護観察に付すべき者は、一、少年法により家庭裁判所から送致せられた者　二、少年院（旧法の矯正院）から仮退院中の者　三、仮出獄中の者　四、刑の執行猶予の言渡と同時に保護観察に付する旨の言渡を受けた者である。

二、議案の修正議決の理由

最近の犯罪の実情、殊に青少年犯罪の激増による再犯の増加は、刑務所その他の矯正施設の過剰拘禁と青少年に対する保護監督機関の不備に由來するものであり、他方犯罪者を悉く刑務所その他の矯正施設に収容することは、財政的に収容費、増築費等莫大な國費を必要とする実情にかんがみ、現下の犯罪対策としては犯罪者を社会において保護監督し、これによつてその更生を促し、再犯を防止することに重点を置くべきであると思料する。しかし刑の執行猶予者を一般的に保護観察に付することは、なお、愼重に考慮を要するものと認め、この点は修正すべきものとし、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（ゴシック及び――は修正）

犯罪者予防更生法案の一部を次のように修正する。

（職員の任用）

第二十四條　前條第一項の職員は、國家公務員法の規定により任用する。

2　○人事院がその資格要件を定めるまでは、○調査官は、刑事学、医学、心理学、社会学その他犯罪者の改善及び更正に関係のある科学について相当な專門的知識をもつ者の中から、保護観察官は、犯罪者の矯正及び更生に関する事務、社会事業者しくは教育について相当な経験をもつ者又は経験及び教養においてこれに相当する者の中から、任用しなければならない。

（中央の事務部局の長）

第二十五條　中央委員会の事務局に事務局長を置き、事務官の中から命ずる。事務局長は、委員長の指揮監督を受けて事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

2　各部に部長を置き、事務官の中から命ずる。部長は、事務局長の指揮監督を受けて、それぞれ部務を掌理する。

（地方の少年事務部局の長）

第二十六條　各地方少年保護事務局に事務局長を置き、事務官の中から命ずる。事務局長は、当該地方少年委員会の委員長の指揮監督を受けて、地方少年保護事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

2　各少年保護観察所に所長を置き、保護観察官の中から命ずる。所長は、地方少年保護事務局の事務局長の指揮監督を受けて、少年保護観察所の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

（地方の成人事務部局の長）

第二十七條　各地方成人保護事務局に事務局長を置き、事務官の中から命ずる。事務局長は、当該地方成人委員会の委員長の指揮監督を受けて、地方成人保護事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

2　各成人保護観察所に所長を置き、保護観察官の中から命ずる。所長は、地方成人保護事務局の事務局長の指揮監督を受けて、成人保護観察所の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

（保護観察の対象及び期間）

第三十三條　左に掲げる者は、中央委員会の監督の下で、保護観察に付する。

一　少年法第二十四條第一項第一号の保護処分を受けた者

二　少年院からの仮退院を許されている者

三　仮出獄を許されている者

四　十八才に満たないとき懲役又は禁錮に処せられ、刑法第二十五條ノ二の規定により、猶予すべき事項を定めて刑の執行を猶予されている者（その言渡を受け、猶予中の者）

2　前項の規定は、保護観察の期間が、言い渡された期間、大赦、特赦若しくは刑の執行の免除の日、減刑により短縮された期間又は少年法第五十九條第一項、第二項若しくはこの法律の第四十八條第一項の規定によつて定められた刑の終期の経過後まで及ぶものを解してはならない。

3　第一項第一号に掲げる者の保護観察の期間は、本人が二十歳に達するまでとする。但し、本人が二十歳に達するまでに二年に満たない場合には、その者の保護観察の期間は、二年とする。

4　前項の保護観察は、その期間中であつても、必要がないと認められるときは、停止し、又は解除することができる。

（保護観察の目的及び遵守事項）

第三十四條　保護観察は、保護観察に付されている者を、第二項に規定する事項を遵守するように指導監督し、及びその者に本来自助の責任があることを認めてこれを補導援護することによつて、その改善及び更生を図ることを目的とする。

2　保護観察に付されている者は、第三十一條第三項若しくは第三十八條第一項の規定により地方少年委員会若しくは地方成人委員会が定めた遵守事項又は刑法第二十五條ノ二の規定により裁判所が定めた遵守事項のほか、左に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　一定の住居に居住し、正業に従事すること。

二　善行を保持すること。

三　犯罪性のある者又は素行不良の者と交際しないこと。

四　住居を転じ、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察を行う者の許可を求めること。

（猶予の違反）

第四十六條　地方少年委員会又は地方成人委員会は、刑の執行猶予の言渡を受けて保護観察に付されている者について、遵守すべき事項を遵守しなかつたことを理由として、猶予の言渡を取り消すべきものと認めるときは、その者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検察官に、これを通告しなければならない。

犯罪者予防更生法施行法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、犯罪者予防更生法の施行について必要な経過規定を設け、あわせて同法と関係法令との調整を図ることを目的とするもので、その要旨は概ね次のとおりである。

第一は、犯罪者予防更生法中、中央更生保護委員会の委員の定数、少年保護観察所及び成人保護観察所の設置、仮出獄又は仮退院等のことに関しては予算の関係上、当分実施困難な事情があるので、昭和二十五年三月三十一日までは同法の趣旨に副いつつ別途適当な措置を講ずること。

第二は、委員の同時更新をさけるため最初に任命される委員については、その任期の長短の差を設けること。

第三は、犯罪者予防更生法の施行と同時に現存の少年審判所を廃止し、その廃止の際少年審判所の職員の職にある者が直ちに新法の下における職務に従事し得ること等の規定を設けたことである。

二、議案の可決理由

本案は、犯罪者予防更生法の施行に伴い、経過規定の面において、又関係法律の整理の面において当然の措置を定めたものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

終戦後の社会情勢を反映して民事、刑事、行政等各種の事件は増加の一途を辿りつつあるが、近時刑事事件の如きは著しい激増振りを示している。又民事訴訟法、刑事訴訟法等の手続法が民主主義的に改正されたため、裁判所の負担は質的に増大したのである。更に家庭裁判所は本年一月一日新たに設置されたのであるが、草創の際極めて貧弱な機構で一応の発足をしたため、当面の事務処理にすら事欠く有様であるのみならず、近時この裁判所の所管する家庭事件、少年事件は著しく増加する現状にある。かかる特殊の事情を考慮し、機構改革、行政整理の折柄ではあるが、以上の情勢に対処するため、最小必要限度の裁判所職員の増加をなさんとするものである。

増員内容の概略は

（一）裁判官については、昭和二十四年七月一日以降において、新民事訴訟法、新刑事訴訟法運用のため、判事三十三人、判事補十九人、簡易裁判所判事三十五人を、同じく十月一日以降において、家庭裁判所充実のため、判事三十六人、判事補二十八人をそれぞれ増員せんとするものである。

（二）裁判所調査官については、東京高等裁判所に配置すべき調査官二人を増員せんとするものである。これは同裁判所が取り扱う租税事件等の激増に備えるためであるが、現在調査官の定員は二十人である。

（三）裁判所事務官、書記官等については、まず両者の定員を分離して規定することに改め、事務官については二百数十人、書記官等については六百数十人をそれぞれ増員せんとするものである。

二、議案の可決理由

現世相を反映して近時増加の一途を辿りつつある民事事件、行政事件、殊に激増のはなはだしい刑事事件に対処し、民主主義諸立法に則る基本人権の擁護と治安維持の万全を期するためには、行政整理の際ではあるが、この程度の裁判所職員の増員は必要やむを得ないものと認め、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

元来、皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律は、皇室典範の附属法として、同時に戸籍法に対する特別法として、「皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者」の戸籍の取扱を規定するものであるが、同法は旧戸籍法に即して制定されているのである。ところが、新戸籍法は、民主的に終戦後の民法の改正に対応して「一つの夫婦及びこれと氏を同じうする子」を戸籍の編成単位とし、「三代同籍」を避ける建前をとつておるので、この新戸籍法の精神に副うように改正せんとするものである。

その改正内容の一例を挙げると、現行の同法第一條によれば、皇室典範第十一條の規定により、皇族の身分を離れた者については、新戸籍を編成し、その第十三

條の規定により、これを同時に皇族の身分を離れた配偶者や、直系卑属は総べてその新戸籍に入ることになるが、この直系卑属に配偶者や、更に直系卑属がある場合には、その新戸籍には「一つの夫婦及びこれと氏を同じうする子」以外の者も同籍する結果を生ずるに至り、新戸籍法の建前に副わないので、かかる場合には、その直系卑属については、一つの夫婦とその子、若し配偶者がない場合には、その者とその子ごとに夫々新戸籍を編成しようとするものである。その他要するに以上と同様に新戸籍法に即応するような所要の改正をなさんとするものである。

二、審案の可決理由

本案は、新戸籍法に即応する必要にして妥当なる整理改正と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

社会保険診療報酬支拂基金法は昨年八月から実施されたのであるが、その実施の成績に徴し、診療報酬支拂資金の潤沢化と診療報酬請求書の審査の適正化を期し、もつて基金本来の目的を完遂するため、本案の必要が認められたのである。その内容の主なる点は

第一、各保険者から委託を受ける診療報酬支拂資金の一箇月分を一年六箇月分に増額すること。

第二、診療報酬請求書審査委員会の委員に学識経験者を加え、委員を増員したこと。

第三、診療報酬請求書を提出した診療担当者に対し、出頭説明を求めうる等の権限を認め、診療報酬請求書の審査の適正を期したこと。

一、議案の修正議決理由

社会保険診療報酬の迅速確実なる支拂を獲得することによつて、社会保険の円滑な運営に資そうとするもので、これを適切と認め、別紙の通り修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附　則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

死体解剖保存法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

死因不明死体の死因調査に関する厚生省令を法律に改めるとともに、これと密接な関連を有する「大学等へ死体交付に関する法律」をこれに統合し、併せて死体の解剖又は保存に関する統一的法制を整備せんとするもので、その内容の主なる点は

（一）死体の解剖をせんとするものは、原則として行政廳の認可を必要とした反面、死体の解剖を特に必要とする場合等には事後の届出をもつて足ることとしたこと。

（二）死体の解剖は、原則として遺族の承諾を必要とした外、遺族の承諾を要せず解剖ができる場合の基準を明かにしたこと。

（三）解剖は解剖室において行うべき事を規定した外、死体の保存については、大学又は綜合病院において保存する場合等を除き、原則として都道府縣知事の許可を要することとし、その適正化を図つたこと。

二、議案の可決理由

死体の解剖及び保存の適正を期することにより医学の教育又は研究に資するとともに、公衆衛生の向上を図ることは時宜に適したことと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

土地改良法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

土地及び水の利用を合理化し、飛躍的食糧増産をなし得るためには、從來の耕地整理法、水利組合法、北海道土功組合法を統一し、更には土地改良事業施行の参加資格を明確に規定し、土地改良の区域を設けて事業を推進し、國営及び都道府縣営の事業に法的根拠を與える等の措置を講じて、もつて土地改良事業を強力に実施せんとするものである。

二、議案の可決理由

土地改良事業を強力に行うには、法的基礎を確立し、もつて食糧増産並びに日本農業の画期的発展を図る必要のあることは、内外のひとしく要請するところであり、又緊急の要件である。これがための措置として土地改良法を制定することは、当を得たるものと認める。よつて本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

土地改良法施行法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

土地改良法の施行に伴つて、耕地整理法、北海道土功組合法を廃止し、更に水利組合法を水害予防組合法に改め、又土地改良事業施行による地方増進の地租の値上りに恩典を與える等所要の措置を講じたいというのである。

二、議案の可決理由

土地改良法施行による当然の措置であるので、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

水先法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現行水先法は、明治三十二年制定に係るものにして、現下のわが國海運の実状に則せざるをもつて、これを全面的に刷新して、本法案を制定せんとするものである。その内容の主なる点は（一）水先人の欠格事由を整理すること（二）水先人の免許を更新制度にすること（三）一定区域において一定船舶に対し強制水先制度を採用すること（四）水先制度に関する重要事項を調査審議するため水先審議会を設置すること等である。

二、議案の可決理由

本法案は、船舶航行の安全の確保並びに海難船舶による港湾施設の損壊防止等に対して適切妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、さきに施行せられた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律は、その行政一年半の実情にかんがみ、同法中若干の規定で日本経済の実態に不適当

なものがあり、殊に日本経済自立促進のため外國事業者との間の國際契約に関する認可制と、会社の株式保有に関する制限規定を緩和し、外資導入、証券消化の障害を除去する必要がある。又同法施行一年半の経験に徴し、第四章の予防規定、第八章の手続規定中不適当なもの又は條文の字句表現その他適当に調整する必要があるというのである。

二、議案の修正議決理由

本法案は、日本経済の現状及びその自立のため外資導入、証券消化を円滑ならしめるため、必要且つ適当なものと認めるが、これを更に徹底するため、会社合併に関する規定の緩和並びにそれに伴う諸規定を修正し、本案は別紙のごとく修正議決した次第である。

昭和二十四年五月十二日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように改正する。

第十條　会社（外國会社を含む。）は、直接たると間接たるとを問わず、國内の一又は二以上の他の会社の株式又は社債を取得し、又は所有することにより、これらの会社間の競争を実質的に減殺することとなる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式又は社債を取得し、又は所有してはならず、又、不公正な競争方法により、國内の他の会社の株式又は社債を取得し、又は所有してはならない。

金融業（銀行業、信託業、保険業、無盡業又は証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む会社（外國会社を含む。）は、自己と國内において競争関係にある國内の他の会社の株式又は社債を取得し、又は所有してはならない。

前項の規定の適用については、金融業以外の事業を営む会社（外國会社を含む。以下本項において親会社という。）とその子会社との間には競争関係があるものと解してはならない。（第十三條及び第十四條第二項若しくは第三項の規定の適用についても同じ。）この場合において子会社とは、左の各号のすべてに該当する國内の会社をいう。

一　事業活動に必要な原材料、半製品、部分品、副産物、廃物等の物資その他の経済上の利益（資金を除く。）の供給を受け、又は事業活動に必要な特許発明若しくは実用新案を利用することに関し、親会社と当該事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係にあることにより当該親会社に従属している会社

二　親会社により株式の相当部分が所有されており、又は所有されることとなる会社

三　親会社により株式を取得される際又はその直前において、当該親会社と國内において競争していない会社

金融業以外の事業を営む國内の会社であつて、その総資産（最終の貸借対照表により、且つ、未拂込株金、未拂込出資金又は未拂込基金に対する請求権を除いたものとする。以下同じ。）が五百万円を超えるもの又は金融業以外の事業を営む外國会社は、國内の他の会社の株式又は社債を所有する場合（株式又は社債の有價証券信託において、自己を受益者とする場合を含む。但し、株式については、自己が議決権を行使する場合に限る。）には、公正取引委員会規則の定めるところにより、毎年四月一日現在及び十月一日現在においてその所有し、又は信託している株式又は社債に関する報告書をそれぞれ三十日以内に公正取引委員会に提出しなければならない。

第十一條　金融業を営む会社（外國会社を含む。○以下本條において同じ。○）は、自己と國内において競争関係にある同種の金融業を営む國内の他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

金融業を営む会社（外國会社を含む。）は、國内の他の会社の株式総数の百分の五を超えてその会社の株式を所有することとなる場合には、その株式を取得し、又は所有してはならない。

前二項の規定は、左の各号の一に該当する場合には、これを適用しない。

一　証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合

二　証券業以外の金融業を営む会社が賣出のための引受によつて株式を取得し、又は所有する場合

三　委託者を受益者とする有價証券信託の引受によつて株式を取得し、又は所有する場合。但し、委託者が議決権を行使する場合に限る。

第二項の規定は、金融事を営む会社が担保権の行使又は代物弁済により、國内の他の会社の株式を取得する場合には、これを適用しない。

第三項第一号若しくは第二号又は前項の場合において、取得の日から一年を超えて株式を所有しようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、金融業を営む会社が当該株式をすみやかに処分することを條件としなければならない。

第十五條　國内の会社は、左の各号の一に該当する場合には、合併をしてはならない。

一　当該合併によつて不当な事業能力の較差が生ずることとなる場合

二　当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

三　当該合併が不公正な競争方法によるものである場合

國内の会社は、合併をしようとする場合において、そのいずれかの会社の総資産が五百万円を超えるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。○前項の場合において、○國内の会社は、前項の規定の適用日から三十日を経過するまでは、届出受理の用を受ける場合を除くの外、合併をしてはならない。○但し、○公正取引委員会が、会規則の定めるところにより、当該合併をした日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

（第一項各号の一に該当する疑があると認める場合には、当該会社の同意を得て、更に六十日を超えない期間を限り当該期間を延長することができる。）

公正取引委員会は、第十七條の二の規定により当該合併に関し必要な措置を命ずるために、審判開始決定をし、又は勧告する場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項但書の規定により延長された期間内にこれをしなければならない。但し、第二項の届出に重要な事項につき虚偽の記載があつた場合には、この限りでない。

前項の規定は公正取引委員会が、第七條、第八條第一項又は第二十條の規定により必要な措置を命ずるために審判開始決定をし、又は勧告することを妨げるものと解してはならない。

第十六條　前條の規定は、会社（外國会社を含む。以下本條において同じ。）が左の各号に掲げる行爲をする場合に、これを準用する。但し、外國会社が左の各号に掲げる行爲をする場合には、本條において準用する前條第三項の規定にかかわらず、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。

一　他の会社の國内における営業

の全部又は重要部分の譲受
二　他の会社の國内における営業上の固定資産の全部又は重要部分の譲受
三　他の会社の國内における営業の全部又は重要部分の賃借
四　他の会社の國内における営業の全部又は重要部分についての経営の受任
五　他の会社と國内における営業上の損益全部を共通にする契約の締結

第十七條の次に次の一條を加える。

第十七條の二　第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項若しくは第五項、第十五條○（第一項若しくは第二項若しくは第五項、第十六條において準用する場合を含む。）、第十六條但書又は前條の規定に違反する行爲があるときは、公正取引委員会は、事業者に対し、届出、報告書の提出若しくは認可の申請を命じ、又は株式若しくは社債の全部若しくは一部の処分、営業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行爲を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第九條第一項若しくは第二項、第十三條、第十四條第一項、第二項若しくは前條の規定に違反する行爲があるときは、公正取引委員会は、当該違反行爲者に対し、報告書の提出を命じ、又は株式の全部若しくは一部の処分、会社の役員の辞任その他これらの規定に違反する行爲を排除するために必要な措置を命ずることができる。

前二項に規定する排除措置は、第八章第二節に規定する手続に従つて、これをしなければならない。この場合において、前項の規定の適用については第八章第二節の規定中事業者又は当該事業者とあるのは、それぞれ違反行爲者又は当該違反行爲者と読み替えるものとする。

第十八條中「第十五條第一項」を「第十五條第二項○及び第三項」に改める。

第四十八條第一項を次のように改める。

公正取引委員会は、事業者が、第三條、第四條第一項、第五條、第六條第一項若しくは第三項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項、第二項若しくは第五項、第十三條、第十四條第一項、第二項若しくは第三項、第十五條○（第一項若しくは第十六條において準用する場合を含む。）、第十六條但書若しくは第十七條の規定に違反する行爲をしていると認める場合、事業者が第十九條の規定に違反して不公正な競争方法を用いていると認める場合又は第八條第一項の規定に該当する不当な事業能力の較差があると認める場合には、当該事業者に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

第五十一條の次に一條を加える。

第五十一條の二　公正取引委員会は、事業者が、第三條、第四條第一項、第五條、第六條第一項若しくは第三項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項、第二項若しくは第五項、第十三條、第十四條第一項、第二項若しくは第三項、第十五條○（第一項若しくは第十六條において準用する場合を含む。）、第十六條但書若しくは第十七條の規定に違反する行爲をしていると認める場合、事業者が第十九條の規定に違反して不公正な競争方法を用いていると認める場合又は第八條第一項の規定に該当する不当な事業能力の較差があると認める場合には、当該事業者に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

第五十一條の次に一條を加える。

第五十一條の二　公正取引委員会は、事業者が、第三條、第四條第一項、第五條、第六條第一項若しくは第三項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項、第二項若しくは第五項、第十三條、第十四條第一項、第二項若しくは第三項、第十五條○（第一項若しくは第十六條において準用する場合を含む。）、第十六條但書若しくは第十七條の規定に違反する行爲をしていると認める場合、事業者が第十九條の規定に違反して不公正な競争方法を用いていると認める場合又は第八條第一項の規定に該当する不当な事業能力の較差があると認める場合には、当該事業者に対し、第七條、第八條第一項、第十七條の二又は第二十條に規定する措置を命じなければならない。

第六十五條第一項を次のように改める。

公正取引委員会は、第十一條第五項、第十五條第二項（第十六條において準用する場合を含む。）又は第十六條但書の規定による認可の申請があつた場合において、当該申請を理由がないと認めるときは、審決を以て、これを却下しなければならない。

第七十六條中「規則」を「公正取引委員会規則」に改める。

第七十六條　公正取引委員会は、その内部規律、事件の処理手続及び届出、認可申請その他の事項に関する必要な手続について規則を定めることができる。

第九十一條を次のように改める。

第九十一條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第九條第一項の規定に違反して持株会社を設立し、又は同條第二項の規定に違反して会社を持株会社とした者

二　第十條第一項前段又は同條第二項の規定に違反して株式又は社債を取得し、又は所有した者

三　第十一條第一項若しくは同條第二項の規定に違反して株式を取得し、若しくは所有し、又は同條第五項の規定に違反して株式を所有した者

四　第十三條の規定に違反して役員の地位を兼ねた者

五　第十四條第一項前段又は同條第三項の規定に違反して株式又は社債を取得し、又は所有した者

六　第十六條において準用する第十五條第二項又は第十六條但書の規定に違反して第十六條各号の一に該当する行爲をした者

七　第十七條の規定に違反した者

第九十一條の二　左の各号の一に該当する者は、これを二十万円以下の罰金に処する。

一　第六條第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十條第四項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者

三　第十四條第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者

四　第十五條第二項の規定（第十六條において準用する場合を含む。）に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第十五條第三項の規定に違反して合併による設立又は変更の登記をした者

六　第十六條において準用する第十五條第三項の規定に違反して第十六條各号の一に該当する行爲をした者

第九十五條第一項中「第九十一條第一号から第四号まで、若しくは第六号から第八号まで」を「第九十一條第一号から第三号まで、若しくは第五号から第七号まで、第九十一條の二」に改め、同條に次の二項を加える。

法人でない團体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその團体の業務又は財産に関して、第八十九條、第九十條、第九十一條第一号若しくは第五号又は第九十一條の二第一号若しくは第三号の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その團体に対しても、各本條の罰金刑を科する。

前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行爲につきその團体を代表する外、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百三條に次の二項を加える。

第十一條第二項の規定は、金融業を営む会社が企業再建整備法の規定による決定整備計画に基いて金融業以外の事業の国内の他の会社の株式を取得し、又は所有する場合には、これを適用しない。

第十一條第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第百十條の次に次の一條を加える。

第百十條の二　第百三條第三項において準用する第十一條第五項の規定に違反して株式を所有した者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百十二條中「前條第二号」を「第百十條の二又は前條第二号」に、「同條」を「各本條」に改める。

附　則

第一條　この法律は、公布の日から施行する。

第二條　この法律施行の際、金融業以外の事業を営む会社（外國会社を含む。）が第十條第二項の改正規定に反して所有する國内の他の会社の株式又は社債の処置については、政令で定める。

2　金融業以外の事業を営む國内の会社であつてその総資産が五百万円をこえるもの又は金融業以外の事業を営む外國会社は、昭和二十四年四月一日現在において國内の他の会社の株式又は社債を所有している場合（株式又は社債の有価証券信託において、自己を受益者とする場合を含む。但し、株式については、自己が議決権を行使する場合に限る。）には、第十條第四項の改正規定にかかわらず、同日現在においてその所有し、又は信託をしている株式又は社債に関する報告書を公正取引委員会規則で定める日までに、公正取引委員会に提出しなければならない。

第三條　この法律施行の際、第十四條の改正規定に反して所有されている株式の処置については、政令で定める。

第四條　附則第二條第一項又は前條の規定に基く政令には、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金の範囲内で罰則の規定を設けることができる。

第五條　附則第二條第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第六條　法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して、前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人に対しても、同條の罰金刑を科する。

第七條　この法律施行前に公訴の提起のあつた事件の管轄は、第八十五條第三号の改正規定施行後も、なお改正前の規定による。

第八條　この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

労働組合法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、労働組合法の施行にかんがみ、経済再建に対してその責任を自ら負うところの自由にして建設的な労働組合の民主化を促進することを目的とするもので、本法の目的を現行法より具体的に規定し、且つ、労働組合の暴力の行使等は正当な行爲でないことを明らかにし、更に労働組合に加入し得る者の範囲を明示するとともに、使用者の財政上の援助を禁止した点、組合員の平等、公正な会計監督及び役員選挙、同盟罷業及び規約改正における無記名投票制等についての組合規約の必要記載事項を詳細に規定し、更に、不当労働行爲の範囲を拡充した点、労働委員会の性格を明確にし、その権限を強化し、準司法的機能を、公益委員のみの権限とした点が、その要旨である。

二、議案の修正議決理由

本案は、経済再建、特に九原則の実行のために、労働者及び労働組合の責任が極めて重大なる時、労働合組が眞に自主的、民主的である自由にして建設的な組織となり、組合大衆の盛り上る総意をもつてわが國再建の方途に協力する態勢確立のため、必要と認め、且つ、本案の不備を補い、内容を改善し別紙の通り修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

労働委員長　倉石　忠雄

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

國会は、労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）の全部を改正するこの法律を制定する。

目次

第一章　総則（第一條―第四條）
第二章　労働組合（第五條―第十三條）
第三章　労働協約（第十四條―第十八條）
第四章　労働委員会（第十九條―第二十七條）
第五章　罰則（第二十八條―第三十三條）
附則

（労働組合）

第二條　この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働條件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する團体又はその連合團体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

一、役員、雇入、解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての忠誠と直接に抵触する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの

二、團体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の廣さの事務所の供與を除くものとする。

三　共済事業その他福利事業のみを目的とするもの

四　主として政治運動又は社会運動を目的とするもの

（労働組合として設立されたものの取扱）

第五條　労働組合は、労働委員会に証拠を提出して第二條及び第二項

の規定に適合することを立証しなければ、この法律及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）に規定する手続に参與する資格を有せず、且つ、これらの法律に規定する救済を與えられない。但し、第七條第一号の規定に基く個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。

2　労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。

一　名称

二　主たる事務所の所在地

三　連合團体である労働組合以外の労働組合（以下「單位労働組合」という。）の組合員は、その労働組合のすべての問題に参與する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。

四　何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によつて組合員たる資格を奪われないこと。

五　單位労働組合にあつては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること、及び連合團体である労働組合又は全國的規模をもつ労働組合にあつては、その役員は、單位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員○の直接無記名投票により選挙されること。

六　總会は、少くとも毎年一回開催すること。

七　すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によつて委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少くとも毎年一回組合員に公表されること。

八　同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。

九　單位労働組合にあつては、その規約は、組合員の○直接無記名投票による過半数の支持投票を得なければ改正しないこと及び連合團体である労働組合又は全國的規模をもつ労働組合にあつては、その規約は、單位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の過半数の投票を得なければ改正しないこと。

（労働委員会）

第十九條　使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者各同数をもつて組織する労働委員会を設置する。

2　労働委員会は、中央労働委員会、地方労働委員会及び船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会とする。

3　この法律に規定する労働委員会の○委員及び○職員は、法令により公務に從事する職員であるものとする。

4　労働委員会に関する事項は、この法律に定めるものの外、政令で定める。

5　中央労働委員会は、労働大臣の所轄とする。

6　中央労働委員会は、使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）、労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）及び公益を代表する者（以下「公益委員」という。）各七人をもつて組織する。

7　使用者委員は、使用者團体の推薦に基いて、労働者委員は、労働組合の推薦に基いて、公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意を経て、労働大臣が任命するものとする。

8　禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁この刑に処せられてその執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。委員がこの規定によりその資格を失つたときは、当然退職するものとする。

9　公益委員の任命については、その中の三人以上の員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。公益委員が自己の行爲によつてこの規定にてい触してその資格を失つたときは、当然退職するものとする。

10　労働大臣は、中央労働委員会の委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認めたとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めたときは、中央労働委員会の同意を経て、その委員を罷免することができる。

11　委員の任期は、一年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

12　委員は、再任することができる。

13　委員は、後任者が任命されるまでその職務を行う。

14　委員は、別に法律の定めるところにより俸給、手当その他の給與を受け、及び政令の定めるところによりその職務を行うために要する費用の弁償を受けるものとする。

15　中央労働委員会に会長を置く。

16　会長は、委員が公益委員の中から選挙する。

17　会長は、中央労働委員会の会務を総理する。

18　会長がその職務を行うことができないとき、又は○会長が欠けた○第十六項の規定により選挙された者が会長の職務を代行し、ときは、同項この條の規定に從つて新たに会長を選挙する。

19　中央労働委員会にその事務を整理するために事務局を置き、事務局に会長の同意を経て労働大臣が任命する事務局長及び必要な職員を置く。

20　この條の規定は、地方労働委員会に準用する。但し、労働大臣の行う権限は、都道府縣知事が行うものとし、労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各五人○（東京都においては各七人）をもつて組織し、公益委員は、○（東京都においては三人）その中の二人○以上の員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。

21　船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、この法律に規定する中央労働委員会、地方労働委員会並びに労働大臣及び都道府縣知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び運輸大臣が行うものとし、中央労働委員会及び地方労働委員会に関する規定は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会に準用する。但し、「都道府縣」とあるのは「海運局の管轄区域」と読み替えるものとする。

（会議の公開）

第二十一條　労働委員会は、公益上必要があると認めたときは、その会議を公開することができる。

2　労働委員会の会議は、会長が招集する。

3　労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（強制権限）

第二十二條　労働委員会は、その事務を行うために必要があると認めたときは、使用者又はその團体、労働組合その他の関係者に対して、出頭、報告の提出若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは労働委員会の職員（以下單に「職員」という。）に関係工場事業場に臨檢し、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を檢査させることができる。

2　労働委員会は、前項の臨檢又は檢査をさせ

る場合においては、委員又は職員にその身分を証明する証票を携帯させ、関係人にこれを呈示させなければならない。

（労働委員会の命令等）

第二十七條　労働委員会は、使用者が第七條の規定に違反した旨の申立を受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは、当該申立が理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この調査及び審問の手続は、前條の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとし、審問の手続においては、当該使用者及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする充分な機会が與えられなければならない。

2　労働委員会は、前項の審問の手続を終つたときは、事実の認定をし、この認定に基いて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立を棄却する命令を発しなければならない。この事実の認定及び命令は、書面によるものとし、その写を使用者及び申立人に交付しなければならない。この命令は、交付の日から効力を生ずる。この項の規定による手続は、前條の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとする。

3　使用者は、前項の規定による地方労働委員会の命令の交付を受けたときは、十五日以内に中央労働委員会に再審査の申立をすることができる。但し、この申立は、当該命令の効力を停止せず、その命令は、中央労働委員会が第二十五條の規定により再審査の開始を決定するまでその効力を有する。

4　使用者が地方労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をしないとき、又は中央労働委員会が命令を発したときは、使用者は、当該命令の交付の日から三十日以内に、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の定めるところにより、訴を提起することができる。

5　前項の規定により使用者が裁判所に訴を提起した場合において、受訴裁判所は、当該労働委員会の申立により、決定をもつて、使用者に対し判決の確定に至るまでその労働委員会の命令の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は○当事者の申立により、若しくは職権で○この決定を取り消し、若しくは変更することができる。

6　使用者が第三項の規定により中央労働委員会に再審査の申立をした場合には、第四項の訴の提起期間は、第二十五條の規定により中央労働委員会が当該申立の却下その他の終局的処分をした日から起算する。

7　使用者が当該労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をせず、且つ、第四項の期間内に訴を提起しないときは、その労働委員会の命令は、確定する。この場合において、使用者が労働委員会の命令に従わないときは、労働委員会は、使用者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。この通知は、労働者もすることができる。

8　第四項の訴に基く確定判決によつて地方労働委員会の命令の全部又は一部が支持されたときは、中央労働委員会は、その地方労働委員会の命令について再審査することができない。

9　この條の規定は、労働組合又は労働者が第二十五條の規定により中央労働委員会に再審査の申立をすること、又は訴を提起することを妨げるものではない。

10　第一項及び第二項の規定は、中央労働委員会の再審査の手続について準用する。

附　則

1　この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日を越えない期間内において、政令で定める。

2　この法律施行の際現に法人である労働組合は、この法律の規定による法人である労働組合とみなす。但し、この法律施行の日から六十日以内にこの法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けなければならない。

3　この法律施行の際現に労働委員会の委員である者は、この法律の規定によつて罷免される場合を除く外、その任期満了の日まで在任するものとし、労働委員会の事務局長及びその他の職員は、法令に從つて別に辞令を発せられないときは、この法律の規定によつて任命されたものとみなされ、同級に止まり、同俸給を受けるものとする。

4　この法律施行の際現に労働委員会に係属中の事件の処理については、なお改正前の労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）の規定による。

5　この法律の施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

6　公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三條中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）（第十一條、第十二條及び第二十四條から第三十七條までの規定を除く。）」を「労働組合法（昭和二十四年法律第　号）（第七條、第八條及び第十八條から第三十三條までの規定を除く。）」に改める。

第三十七條中「労働組合法第二十八條から第三十一條まで及び第三十四條から第三十七條まで」を「労働組合法第二十一條第一項、第二十二條、第三十條及び第三十一條」に改める。

附則第三項を次のように改める。

労働組合法第五條、第十一條及び同法附則第二項に規定する労働委員会の権限は、労働大臣が行う。

第三十七條中「労働組合法第二十八條から第三十一條まで及び第三十四條から第三十七條まで」を「労働組合法第二十一條第一項、第二十二條、第三十條及び第三十一條」に改める。

附則第三項を次のように改める。

労働組合法第五條、第十一條及び同法附則第二項に規定する労働委員会の権限は、労働大臣が行う。

7　労働省設置法（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第四條中第十四号及び第十六号から第十八号までを削り、第十五号を第十四号とし、第十九号を第十五号とし、以下各号を順次四号ずつ繰り上げ、第十五号第十六号を次のように改め、第三十七号中「労働組合法」の次に「（昭和二十四年法律第　号）」を加える。

十五　公益事業に関する労働爭議につき、労働委員会に關係を調停を請求すること。

十六　公共企業体の職員に關する労働組合について、立證を受け、及び証明を與えること。

第七條第二号を次のように改める。

一　労働組合法及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の施行に関すること。但し、労働委員会が行う労働組合法第五條、第十一條、第十八條、第二十條から第二十一條まで、第二十四條から第二十七條まで及び附則第二項但書の規定による事務並びに労働関係調整法第四十二條の規定による事務を除く。

8　運輸省設置法（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、第二十五号中「第五十号」を「第四十九号」に改め、第十九号を次のように改める。

十九　船員に係る労働爭議につき船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）に調停を請求すること。

第五十七條中「労働関係調整法」の次に「（昭和二十一年法律第二十五号）」を加える。

9　他の法律中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）」を「労働組合法（昭和二十四年法律第　号）」に改める。

労働関係調整法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、労働爭議、就中公益事業の爭議行爲と公共の福祉との調整を図ることを目的とするもので、公益事業の追加指定を國会の承認を経て行うこととした点、調停案の解釈又は履行について、関係当事者に意見の不一致が生じたときは、調停委員会の見解をきかなければ爭議行爲をなし得ない

点、公益事業における争議行為の制限に関する点が、その要旨である。

二、議案の修正議決理由

本案は、従来往々見られた不合理な事態を合理的且つ平和的に解決し、労資間の無用の紛争をつとめて除去するために必要と認め、且つ、解釈上疑義の生ずる点を勘案し、別紙の通り修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

労働委員長　倉石　忠雄

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

労働関係調整法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三十七條に次の一項を加える。

前項の期間が満了した時から六十日を経過した後、公益事業に関し、関係当事者が争議行為をなすには、新たに前項に規定する條件を満たさなければならない。

公益事業に関し、関係当事者が受理した調停案中に、なお関係当事者間において交渉を行うべき旨が定められている事項がある場合において、その事項について関係当事者が争議行為をなすには、新たに前項に規定する條件を満たさなければならない。

〔第二十九号参照〕

獣医師法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

獣医師の資質の向上を図るために、大正十五年制定の獣医師法を廃止し、新たに現状に即する獣医師國家試験制度を採用し、且つこれがための措置を講ずる等、全面的に改革して、獣医業に適正を期したいというのである。

二、議案の修正議決理由

獣医師の國家試験による登用は、その資質を向上し、畜産界に貢献することを期待し、更に公衆衛生に寄與し得る等、現下の情勢に適合するものと認められる。但し

（イ）直ちに獣医手制度を廃止することは、獣医手の生活に影響を與え、

（ロ）獣医手の農村における業務内容より直接畜産振興上に影響を與える。

等により、獣医手制度を一年間延長し、その間に獣医師國家試験を行い、影響を最小限に止めるため、一部修正の必要を認め、別紙の通り修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

獣医師法案の一部を次のように修正する。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年十月一日から施行する。

2　昭和二十四年においては、第十一條の規定にかかわらず、獣医師國家試験は、行わない。

3　この法律施行の際現に家畜の診療施設を開設している者は、この法律施行の日から三十日以内に、当該施設の所在地を管轄する都道府縣知事に、その旨を届け出なければならない。

4　獣医師法（大正十五年法律第五十三号。以下「旧法」という。）、獣医師法等の臨時特例に関する法律（昭和十五年法律第九十二号）及び獣医師法第二條の臨時特例に関する法律（昭和十七年法律第十八号）は、廃止する。

5　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

6　昭和二十五年三月三十一日までに旧法第一條第二項各号の一に該当する資格を得た者は、昭和二十五年六月三十日までは、獣医師國家試験に合格しないでも、この法律の規定に従い、獣医師の免許を受けることができる。

7　前項に規定する者であつて自己の責に帰せられない事由により昭和二十五年六月三十日までに同項の規定により獣医師の免許を受けることができなかつた者は、その期間経過後でも昭和二十八年十二月三十一日までは、同項に準じ獣医師の免許を受けることができる。

8　第五條第二項の規定は、前項に規定する者の免許に準用する。

9　この法律施行の際旧法第一條の規定によつて獣医師の免許を受けている者は、この法律の規定によつて免許を受けた獣医師とみなす。

10　旧法第十二條の規定によつてした獣医師の免許の取消又は業務の停止の処分は、第八條の規定によつてしたものとみなす。

11　この法律施行の際、獣医師法等の臨時特例に関する法律第一條の規定によつて獣医手の免許を受けているものであつて、現に同法第二條の規定によつて業務として家畜の疾病に関する診療を行つているものは、この法律施行の日から一年間を限り、農林大臣の定めるところにより、第十七條の規定にかかわらず、その業務（獣の診療の業務を含む）を行うことができる。この場合においては、第八條、第九條、第十八條から第二十一條まで、第二十八條及び第二十九條第二号から第六号まで並びに前項の規定は、獣医手に準用する。

12　前項に規定する者は、家畜傳染病予防法（大正十一年法律第二十九号）、藥剤取締法（昭和二十三年法律第百二十三号）及び獣事法（昭和二十三年法律第百九十七号）の適用については、獣医師とみなす。

13　この法律施行の際旧法附則第五項の規定により効力を有する獣医仮免状は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

14　農林大臣は、申請により、仮免状の有効期間を更新することができる。

15　この法律の規定は、第十一項の仮免状を有する者に準用する。

16　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八條の規定により旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として存続した学校で審議会が認めたものは、第十二條第一号の大学とみなす。

17　第六項、第七項○○若しくは第十八項○○又は旧法第一條の規定により獣医師の免許を受けた者であつて、四年以上獣医師としての経験があるものは、第十二條の規定にかかわらず、獣医師國家試験を受けることができる。

18　この法律の附則第十一項に規定する者は、この法律の附則第四項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一年間を限り、旧法第一條第二項第二号の獣医師試験を受けて合格したときは、この法律の附則第六項の規定にかかわらず、獣医師國家試験に合格しないでも、この法律の規定に従い、獣医師の免許を受けることができる。この場合においては、同條第二項第二号及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

19　第六項若しくは第七項の規定により免許を受けた獣医師又は第九項の規定により免許を受けたものとみなされる獣医師は、新制獣医師の称号を用いてはならない。

総理府設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法の施行と行政機構の改革に伴い、総理廳を総理府と改め、その任務及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務の遂行に能率的な組織を定めた。即ち従来総理廳の外局であつた新聞出版用紙割当事務廳と賞勲局とをそれぞれ簡素化して、内部部局の新聞出版用紙割当局及び官房賞勲部とし、四部制であつた統計局を三部制に縮小して、総理府の機構を一官房、三局、四部としている。

附属機関としては、ふ慶情報局、統計職員養成所、新給與実施本部、日本学術会議及び官房審議室の世論調査部を独立させて國立世論調査所が設けられている。又、地方財政委員会と官房自治課とを統合し、外局たる地方自治廳を設けるとともに、外局を網羅的に列挙して、それぞれの根拠法を掲げ、内閣総理大臣の所轄に属する國の中央行政機関を一目瞭然たらしめている。なお、外局であつた連絡調整事務局は機構を縮小して外務省の一局となり、経済安定本部、経済調査廳、物價廳及び外資委員会は総理府の所轄から離して経済安定本部及びその外局として別個の設置法で規定することとなり、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の修正議決理由

本法律案は、國政運営上概ね妥当なものと認められるが、日本学術会議並びに総理府の権限に関する規定その他に若干の修正を加えることを適切と認め、別紙の通りこれを修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（ボ字及びゴシック体は修正）

総理府設置法案の一部を次のように修正する。

目次

第一章　総則（第一條―第四條）

第二章　本府

第一節　内部部局（第五條―第九條）

第二節　附属機関（第十條―第十五條）

第三節　機関（第十六條）

第三章　外局（第十七條、第十八條）

第四章　職員（第十九條―第二十二條）

附則

（総理府の権限）

第四條　総理府は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に從つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行爲をすること。

二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及びこれを管理すること。

八　職員に貸與するために宿舎を設置し、及びこれを管理すること。

九　所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに從い、必要な措置をすること。

十一　所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二　総理府の公印を制定すること。

十三　官報及び法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書の印刷について指揮監督すること。

十四　栄典を授與すること。

十五　栄典の授與及びはく奪に関し審査すること。

十六　恩給を受ける権利を裁定し、及び恩給に関する具申について裁決すること。

十七　各種の統計調査を行うこと。

十八　新聞出版用紙の割当を行うこと。

十九　國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）及びその他の法令の範囲内で、給與、勤務時間その他政府職員の勤務の條件を定めること。

二十　前各号に掲げるもののの外、他の行政機関に属しない事項及び條約、法律又は命令に基き総理府に属せしめられた行政事務を行うこと。

（附属機関）

第十條　第十六條に規定するもののの外、本府に、左の附属機関を置く。

ふ慶情報局

統計職員養成所

新給與実施本部

日本学術会議

國立世論調査所

（日本学術会議）

第十四條　日本学術会議は、わが國の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び國民生活に科学を反映浸透させるための機関とする。

2　日本学術会議は、東京都に置く。

3　日本学術会議の組織及び所掌事務については、國立世論調査所設置法（昭和二十四年法律第　号）の定めるところによる。

（國立世論調査所）

第十五條　國立世論調査所は、世論に基く政策の樹立及び行政の運営に資する目的で世論の調査を自主的且つ公正に行う機関とする。

2　國立世論調査所は、東京都に置く。

3　國立世論調査所の組織及び所掌事務については、國立世論調査所設置法（昭和二十四年法律第　号）の定めるところによる。

（その他の附属機関）

第十六條　左の表の上欄に掲げる機関は、総理府の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
恩給審査会	恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定に基き恩給に関する事項を審査すること。
交通事業調整審議会	運輸大臣及び建設大臣の諮問に應じて陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二條第一項、第三條第三項、第五條及び第十二條に規定する事項を調査審議すること。
食糧対策審議会	内閣総理大臣の諮問に應じて、食糧対策に関する重要事項を調査審議すること。
教育刷新審議会	教育に関する重要事項を調査審議すること。
地方制度調査会	内閣総理大臣の諮問に應じて、地方行政に関する事項を調査審議すること。
中央災害救助対策協議会	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に基く災害の救助その他緊急措置の適切円滑な実施を図ること。
都道府県災害救助対策協議会	
観光事業審議会	観光事業に関する基本的計画及びその他重要事項を調査審議すること。

引揚同胞対策審議会	引揚同胞対策審議会法（昭和二十三年法律第二百十二号）に基き在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。
地方税審議会	地方税法（昭和二十三年法律第百十号）に基き地方税に関する審査を行うこと。
検察官適格審査会	検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十三條第一項に規定する事項に関する審査を行うこと。
科学技術行政協議会	科学技術行政協議会法（昭和二十三年法律第二百五十三号）に基き日本学術会議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議すること。
社会保障制度審議会	社会保障制度審議会設置法（昭和二十三年法律第二百六十六号）に基き社会保障制度につき調査、審議及び勧告を行うこと。
宿舎審議会	國家公務員の國設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第　号）に基き内閣総理大臣の諮問に應じて國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理その他の重要事項を調査審議すること。
選挙制度調査会	内閣総理大臣の諮問に應じて國会議員の選挙及び地方公共團体における選挙に関する制度について調査審議する。
新聞出版用紙割当審議会	新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百十一号）に基き、新聞出版用紙の割当に関する重要事項を審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除くの外政令で定める。

第三節　機関

（機関）

第十六條　内閣総理大臣の所轄の下に、日本学術会議を置く。

2　日本学術会議は、わが國の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び國民生活に科学を反映浸透させるための機関とする。

3　日本学術会議は、東京都に置く。

4　日本学術会議の組織及び所掌事務については、日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）の定めるところによる。

（外局の組織、所掌事務及び権限）

第十八條　前條の規定による外局の組織、所掌事務及び権限に関しては、他の法律に別段の定めのあるものを除く外、それぞれ次の表の下欄の法律（法律に基く命令を含む。）又は政令の定めるところによる。

統計委員会	統計法（昭和二十二年法律第十八号）
公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
全國選挙管理委員会	全國選挙管理委員会設置法（昭和二十四年法律第〇百五十四号）
国家公安委員会	警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）
公職資格訴願審査委員会	公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の特免に関する政令（昭和二十四年政令第三十九号）
外國爲替管理委員会	外國爲替管理委員会令（昭和二十四年政令第五十三号）
宮内廳	宮内廳法（昭和二十二年法律第七十号）
特別調達廳	特別調達廳〇設置法（昭和二十四年法律第　号）
賠償廳	賠償廳臨時設置法（昭和二十三年法律第三号）
行政管理廳	行政管理廳設置法（昭和二十三年法律第七十七号）
地方自治廳	地方自治廳設置法（昭和二十四年法律第　号）

総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

総理府設置法の施行に伴い、総理廳を総理府、宮内廳を宮内府と改める等、各種機関の名称の変更に應じ、関係法令中の字句を訂正するとともに、宮内廳の内部組織に関し、國家行政組織法の規定に從つて一部改正を加え、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案は、國政運営上必要且つ妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

行政整理を目的とする機構改革の根本方針に基いて、第二回國会において成立を見た建設省の機構を整理し、現在の六局のうち、一局を減じて管理、河川、道路、都市及び住宅の五局としている。管理局には、営繕部を置いて、現在の総務局及び特別建設局営繕部の事務を、住宅局は建設局の事務をつかさどらしめることとし、他の諸局の所掌事務について若干字句の整理が行われている。建設工事本部は廃止されて、その事務はそれぞれの所掌に應じて各局及び地方建設局に統合されている。そして、現在の建設省設置法施行令に規定されている特別の職、附属機関及び地方支分部局の組織権限等を設置法に明記することとし、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案は、國政運営上必要且つ妥当なものと認め可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

経済調査廳法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法の施行と行政機構の改革に伴い、経済調査廳を総理廳の外局から経済安定本部の外局に移し、從來國務大臣をもつて充てることに規定されて、事実上は経済安定本部総務長官たる國務大臣をもつて充てていた中央経済調査廳長官たる國務大臣をもつて充てることを明かに定めた。又行政監査のため関係行政機関に対し報告を求める事務の範囲を拡め從來の中央経済調査廳長官及び管区経済調査廳長に加えて地方経済調査廳長が、その所掌事務について関係行政機関から報告を求めることができることとして、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案は、國政運営上必要且

つ妥当なものと認め可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

統計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法の施行と行政機構の改革に伴い、統計委員会官制を廃して、統計委員会の組織及び権限に関する事項を統計法中に規定した。そして地方公共團体の長に指定統計調査の事務の一部を委任し、統計官の資格要件に所要の改正を加え、以て統計委員会の運営の能率化を図ることとして、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の修正議決理由

本法律案は、國家行政における統計の重要性にかんがみ必要且つ妥当なものと認められるが、統計官の任命並びに統計委員会の最初の委員長任命に関する規定を整備するを適切と認め、別紙の通りこれを修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

統計法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

（統計官及び統計主事）

第十條　指定統計調査に関する事務に従事せしめるため、総理府、法務府及び各省の部内に統計官を置くことができる。

指定統計調査に関する事務に従事せしめるため、地方公共團体に統計主事を置く。

統計官及び統計主事以外の者は、指定統計調査の事務に従事することはできない。但し、統計委員会の承認を得た場合は、この限りでない。

統計官又は統計主事は、上官又は上司の命を受けて、指定統計調査その他の統計調査の事務に従事する。

統計官は、國家公務員法の定めるところにより、第一項に定める行政機関の長が命ずる。

統計官又は統計主事は、左の各号の一に掲げる資格を有する官吏又は吏員のうちから、第一項に定める行政機関又は地方公共團体の長が命ずる。

一　統計調査に関する事務に官吏又は吏員として通算して二年以上従事したこと。但し、統計主事に命ずる場合においては、あらかじめ統計委員会がその事実を認定することを要するものとする。

二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の学部で統計学を履修し、又は数学を専修する学科を修め、学士と称し得ること。

三　旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は文部大臣がこれと同等以上と認定した学校で統計学を履修し、若しくは数学を専修する学科を修め、卒業したこと。

四　統計委員会が指定した統計職員養成機関若しくは統計講習会の課程を修了したこと又は別に定める統計に関する國家試験に合格したこと。

五　前各号に掲げる資格の外、統計委員会が統計調査に従事するに適当な資格を有すると認定したこと。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から、施行する。

2　この法律施行の際國会が閉会中である場合においては、内閣総理大臣は、改正後の統計法第六條の四第四項の規定にかかわらず、衆議院の同意を得ないで委員会の最初の委員長を任命することができる。

3　内閣総理大臣は、前項の規定により委員会の最初の委員長を任命したときは、任命の後最初に國会が召集された場合前項の任命について、衆議院の承認を求めなければならない。その承認が得られなかつたときは、委員長は、委員長たる地位を失う。

4　特別職の職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一條第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三　統計委員会委員長

第二條第一項及び第七條中「第十三号の二」を「第十三号の三」に改める。

別表中「外國爲替管理委員会委員長　三、五〇〇円」を「外國爲替管理委員会委員長　三、五〇〇円　統計委員会委員長」に改める。

司法試験法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

これまで裁判官、検察官、弁護士等の法律専門家は高等試験令による高等試馬司法科試験に合格した者が司法修習生又は弁護士試補として実務修習を終え、この職につくことを原則としていたが、國家公務員法の改正によつて高等試験令が廃止せられ、高等試験司法科試験の制度は昨年末でなくなつたので、これにかわるべき試験制度を早急に定める必要がある。この試験は、法律専門家として必要な学識及びその應用能力を有するかどうかを判定することを目的とするもので、これを第一次試験と第二次試験に分ち、第一次試験は第二次試験を受けるのに相当な教養と一般的学力を有するかどうかを判定することを目的とし、学校教育法に定める大学卒業程度において一般教養科目について筆記の方法によつて行うこととし、従前の高等試験予備試験の如くその受験資格を制限しないこととするとともに、試験科目の範囲を廣めることにしたが、その具体的な細目は司法試験管理委員会規則で定める。この第一次試験は学校教育法に定める大学において、学士の称号を取得するに必要な一般教養科目の学修を終つた者、旧高等学校令による高等学校高等科、旧大学令による大学予科又は旧専門学校令による専門学校を卒業し、又は修了した者、旧高等試験令による高等試験予備試験に合格した者、又は弁護士法第三條の試験の受験資格の特例に関する勅令の規定等によつて高等試験予備試験の免除をうけていた者等に対しては第一次試験を免除する。第二次試験は第一次試験に合格した者又はその免除を受けた者について、筆記及び口述の方法によつて行うこととし、筆記試験は憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の五科目の外商法及び行政法のうち受験者があらかじめ選択する一科目、商法、行政法（この両法についてはすでに選択した場合を除く）破産法、労働法、國際私法及び刑事政策のうち受験者があらかじめ選択する一科目、合せて七科目について行い、又口述試験は筆記試験に合格した者について憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の五科目について行う。司法試験は毎年一回以上行い、その期日及び場所はあらかじめ官報をもつて公告する。

司法試験に関する事項を管理する機関は、これを法務総裁の所轄とする。即ち法務総裁の下に司法試験管理委員会を置き、委員会は法務総裁官房長、最高裁判所事務総長及び弁護士の都合三人をもつて構成する。委員会に、法務総裁

が委員会の推薦に基き、試験ごとに任命する司法試験考査委員を置き、司法試験並びに合格者の決定を行わせる。以上が政府原案の目的及び内容である。

二、議案の可決理由

試験を資格試験とすべきか、採用試験とすべきかという試験の性質については議論が分れた。しかし受験者の意向を尊重し、且つ試験実施の沿革にかんがみ、資格試験とするとの見解をとつた。次に試験管理委員会の所轄を法務総裁とすべきや、最高裁判所とすべきやについて議論が分れた。しかし試験管理委員会と司法研修所との連絡において適切であれば、かかる司法行政事務は本來法務廳をして実施せしめるのが適当であると考えられる。右の理由にて本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

第一は、家庭裁判所の開設に伴う改正である。刑事訴訟法は家庭裁判所が一定の刑事事件を取り扱うことを予想して制定されていなかつたので、家庭裁判所における刑事裁判の円滑なる運用をはかるためには、刑事訴訟法に若干の改正を加える必要がある。即ち家庭裁判所の裁判官が忌避せられた場合の裁判に関する規定、家庭裁判所における特別弁護人の選任に関する規定、事実の取調べ、勾引、押収、捜索、証人尋問などの嘱託は地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の外、家庭裁判所の裁判官に対してもすることができる旨の規定、勾引狀又は勾留狀の執行の指揮は急速を要する場合には家庭裁判所の裁判官もすることができる旨の規定、執行猶予の言渡の取消の請求は家庭裁判所に対してもすることができる旨の規定、家庭裁判所の第一審判決に対しては控訴することができる旨の規定並びに、家庭裁判所の裁判官のした判決の取消又は変更の請求に対する決定は合議体でしなければならない旨の規定などを整備する必要がある。

第二は、本國会提出中の刑法の一部を改正する法律案に関連する改正であり、右法案によれば裁判所は懲役又は禁錮刑につき、その執行を猶予する場合に必要と認めたときは、その刑の執行期間中被告人を、遵守事項を定めて保護観察に付することができることとし、且つ保護観察に付された者が遵守事項を守らなかつたときは刑の執行猶予を取り消し得ることにしたのであるが、かかる保護観察に付する旨の裁判の言渡につき、又刑の執行猶予の取消手続につき必要な規定を刑事訴訟法中に加えたものである。

二、議案の修正議決の理由

前述の第一については家庭裁判所の円滑なる運用上必要にして妥当なる改正と認められるが、第二については、わが國の実情にかんがみ、執行猶予者を保護観察に付することを一般的に認めることは、なお、慎重に考慮する必要ありと考え、この部分の規定を削除することにし、別紙の通り修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三百三十三條に次の一項を加える。

保護観察に付する旨の言渡は、前項の言渡と同時に、判決でこれをしなければならない。

第三百四十九條第二項を削り、同條第一項の次に次の四項を加える。

前項の請求が刑の執行猶予の期間中遵守すべき事項を遵守しなかつたことを理由とする場合には、裁判所は、公開の法廷で、事実の取調をし、且つ、檢察官及び被告人又はその代理人の意見を聽いて決定をしなければならない。但し、被告人及びその代理人が正当な理由がなく出頭しないときは、これらの者の意見を聽くことを要しない。この決定に対しては、抗告をすることができる。

前項の場合には、被告人は、弁護人を選任することができる。

第二項の抗告の提起期間は、十四日とする。但し、被告人が刑の執行猶予の言渡を取り消す旨の決定があつたことを知らなかつた場合には、抗告の提起期間は、被告人がこれを知つた時から起算する。

第二項に規定する場合の外、第一項の請求があつたときは、裁判所は、被告人又はその代理人の意見を聽いて決定をしなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百五十條中「前條第二項」を「前條第五項」に改める。

第四百二十九條第一項第二号中「勾留、」の下に「保釈、」を、同條第三項中「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。

第四百六十八條第二項後段を削り、「同條第三項中「前項前段」を「前項」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。但し、この法律中第三百三十三條、第三百四十九條及び第三百五十條を改正する規定（第三百四十九條については、第一項を改正する規定を除く。）は、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第　号）施行の日（昭和二十四年七月一日）から施行する。

郵便爲替法及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的

外國郵便爲替及び外國郵便振替貯金の料金は、財政法第三條の規定によれば、法律でこれを定める必要があるが、本料金は、郵便爲替約定及び郵便振替約定中にその基準が規定されている関係上、具体的な料金額については法律で規定せず、その基準を超えない範囲内において命令をもつてこれを規定しても支障をみないので、財政法第三條に対する例外規定を設けるため、郵便爲替法及び郵便振替貯金法の一部を改正しようとするものである。

二、議案の要旨

外國郵便爲替及び外國郵便振替貯金に関する料金は、條約の規定する料金を超えない範囲内において、内閣総理大臣及び郵政大臣が命令でこれを定めることとするものである。

三、議案の可決理由

本案は、その内容が適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的

現行の郵便貯金法は昭和二十二年十一月の制定に係るものであるが、その後の経済事情の変化に伴

い、郵便貯金の利用を一層容易にして貯蓄の吸收を図り、事業経営の合理化を期する必要が生じたため、郵便貯金法の一部を改正しようとするものである。

二、議案の要旨

本法律案の要点は

（一）通常郵便貯金及びすえ置郵便貯金の最低預入金額現行五円を十円に引き上げていること。

（二）無記名の地方債証券及びその利札による郵便貯金の預入制度を廃止すること。

（三）定額郵便貯金及び積立郵便貯金のすえ置期間をそれぞれ現行一年を六箇月に、三年を二年に短縮すること。

（四）積立郵便貯金の一回の預入金額を現行二十円以上五百円以下を百円以上千二百円以下に引き上げること。

（五）天災その他非常の災害を受けた預金者の緊急な需要をみたすため、新たに割増金附定額郵便貯金のすえ置期間内における拂もどしを認めることとしたこと。等である。

三、議案の可決理由

現下の経済事情にかんがみ、郵便貯金の利用を一層容易にして、事業経営の合理化を期するため、本件は必要の措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的

郵便貯金の預金者の便宜を図るため、郵便貯金の一部で國債証券等を購入、保管する取扱及び預金者の所有する証券を受け入れて保管する取扱は、今日において、保管高約一億三千九百万枚、額面金額二十二億七千万円に上つておるのであるが、一方この取扱に要する経費は、年額約二億四千万円の巨額に達しており、この業務をこのまま採算のとれない状態で続けて行くことは、郵便貯金事業経営上不利益であるからこの際、過去の保管証券については、通信大臣が、これを一括して適当な価格で賣却し、その代金を貯金として積立てておく簡便な方法をもつて、臨時的に整理を行う必要があるため、この法律を制定しようとするものである。

二、議案の要旨

本法律案の要点は、

（一）通信省が預金者のために保管している証券であつて、昭和二十三年三月三十一日以前に発行されたものは原則として、大藏省預金部等に賣却し、その代金を預金者の郵便貯金に組み入れる。但し、三箇月間の猶予期間を設け、この期間中に預金者の請求による保管証券の返付又は賣却を認めることとしたこと。

（二）本法案の規定により賣却する整理証券の価格は、政令で定めること。

（三）昭和三十四年八月三十一日までに証券整理貯金の金額の郵便貯金への組み入れの請求又は、全拂の請求がないときは証券整理貯金についての預金者の権利はその時において消滅すること。等である。

三、議案の可決理由

既往の保管証券を整理して取扱経費の節減を図ることは、郵便貯金事業收支の改善に裨益すること大であり、適切な措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的

郵便切手類賣さばき所、印紙賣さばき所並びにこの事務を行う賣さばき人に関しては、從來通信省令で規定していたのであるが、郵便法の規定によれば、郵便の業務たる郵便切手類の賣さばきを郵便官署以外の賣さばき人に委託執行させる場合には、法律でこれを定める必要があり、また郵便の附帶業務である印紙の賣さばきの場合においても、郵便切手類の場合と同様、法律で定めるのを適当と認め、郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律を制定しようとするものである。

二、議案の要旨

本法律案の要点は

（一）國と賣さばき人との関係は、許可の関係とせず、委託契約の関係としたこと。

（二）賣さばき人の資格は、郵便切手類及び印紙の賣さばき人は必要な資力及び信用を有するものとして、印紙のみの賣さばき人は、営利を目的としない法人に限ることにしたこと。

（三）賣さばき人の選定の手続は、機会均等と公平の原則に則り、必要事項を予め関係場所に公告するとともに、適当な希望者が二人以上あつたときは、抽せんにより選定することとしたこと。

（四）賣さばき手数料は、郵便切手類及び印紙の賣渡月額に一定の割合を乗じた金額とし、その手数料は一箇月一万一千百円を超えてはならぬこととしたこと。等である。

三、議案の可決理由

本法律案の制定は、郵便法第三十三條の規定により要請せらるるところであり、その内容も適切妥当と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

未復員者給與法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

未復員者には、前國会において未復員者給與法の改正法律により、療養費及び障害一時金が支給されることになつているのであるが、今回療養費を支給するかわりに厚生大臣の指定する医療関係機関により、直接療養を行うこともできるようにするとともに療養等に関して非課税の取扱をする等のため、更に同法の一部につき所要の改正を加えんとするものである。

二、議案の可決理由

未復員者に対し療養を行うことができるようにするとともに、療養、障害一時金等に関し、時効、非課税及び無料証明等の規定を設けることは時宜に適したものであり、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

大藏委員長　川野　芳滿

参議院議長幣原喜重郎殿

年齢のとなえ方に関する法律案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國民は、年齢を数え年によつて言い表わす從來のならわしを改めて、昭和二十五年一月一日以後は、年齢計算に関する法律（明治三十五年法律第五十号）の規定により算定した年数（一年に達しないときは月数。）によつてこれを言い表わそうとすることを目的とするものである。

二、議案の可決理由

年齢を満によつて言い表わすことは、年齢の実体を正確に表わし、食糧配給などにも合理性を與え、又多くの國の習慣にも合致する。かかる見地から本案は適切妥当であると認め、全会一致これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

在外公館等借入金整理準備審査会法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案の対象となつている在外公館等借入金とは終戦に際して日本より外國へ送金できなかつたため、東亜各地における在外公館、居留民会等が外務省の訓令に基き、在外邦人の救済、引揚に要する資金を各地において居留民から借り入れたものである。本案は、今般政府がこの借入金の性質にかんがみ、國の債務として確認する必要があり、借入金の整理に必要な準備をするため、外務省に在外公館等借入金整理準備審査会を置くというのである。

二、議案の可決理由

本案の対象となつている借入金の返還については早急に解決すべきものと認め、本案を可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十四日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十号参照〕

法務廳設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法の施行と行政機構の改革に伴い、法務廳を法務府と改め、現在の一官房長、五長官、十六局を一官房、三長官、十一局に縮小した。即ち、法務総裁の下に法制意見長官、刑政長官及び民事法務長官と法務総裁官房長を置き、法制意見長官の指揮監督の下に法制意見第一局から第四局までの四局を置いて、大体現在の法制長官と法務調査意見長官所属の各局を統合し、刑務長官の指揮監督の下に検務局、矯正保護局及び特別審査局の三局を置いて、主として現在の検察及び行刑関係の事務を一括し、民事法務長官の指揮監督の下に民事訟務局、行政訟務局、民事局及び人権擁護局の四局を置くこととした。なお、近く提出される犯罪者予防更正法が施行になるまでの間、臨時に保護局を置いていわゆる司法保護に関する各種の事務を処理することになつている。又、官房における会計事務の増大に対して経理部が設けられた。

廳外機関としては、現在の司法事務局並びに訟務及び人権擁護関係の駐在官制度を廃して、これを法務局及び地方法務局に改組した外、法規の整備を行つて本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の修正議決理由

本法律案は、法務行政運営上概ね妥当と認められるが、特設監獄として設置を予定されているものは、少年刑務所と婦人刑務所の二つだけで、これは別表に掲げてあるので、これに関する規定を削除し、且つ法案審査中に監獄及び少年院の設置の見込がついたものがあるので別表中にこれを追加する

久里濱刑務所	横須賀市

同表中神戸刑務所の項の次に次の一項を加える。

加古川刑務所	兵庫縣加古郡加古川町

同表中岐阜刑務所の項の次に次の一項を加える。

笠松刑務所	岐阜縣羽島郡笠松町

同表中奈良少年刑務所の項の次に次の一項を加える。

愛知少年刑務所	愛知縣西加茂郡保見村

（別表）五中千葉星華学院の項の次に次の二項を加える

印・旛少年院	千葉縣印旛郡船穂村
八街少年院	千葉縣印旛郡八街町

厚生省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法の制定と行政機構の改革に伴い、厚生省の任務及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する事務及び事業の遂行に能率的な組織を定めた。即ち大臣官房に統計調査部を設け、予防局を廃してその事務を公衆衛生局に統合し、従来の公衆衛生局において所管した國立公園及び環境衛生を國立公園部及び環境衛生部として主管せしめることとして、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の修正議決理由

本法律案は、厚生行政運営上概ね妥当と認められるが、ただ公衆衛生局に所属する國立公園部はこれを大臣官房に移すことを適当と認め、その他若干の字句の訂正を含め、別紙の通り修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十四日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

厚生省設置法案の一部を次のように修正する。

（小字及び――は修正）

（厚生省の任務）

第四條　厚生省は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を図ることを任務とし、左に掲げる國の行政事務及び事業の一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　國民の保健

二　薬事並びに麻薬及び大麻の取締

三　社会事業、災害救助その他國民生活の保護指導

四　児童及び母性の福祉の増進

五　社会保険に関する事務及び事業（労働省の所管に属するものを除く。）

六　人口問題に関する事務

（厚生省の権限）

第五條　厚生省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で、所掌事務の

遂行に必要な支出負担行爲をすること。

二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務遂行に直接必要な事務所等を施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務遂行に直接必要な業務○用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のために必要な施設をなし、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一　所掌事務の周知宣傳に関し資料の収集、準備を行うこと。

十二　厚生省の公印を制定すること。

十三　所掌事務に係る公益法人につき許可又は認可を與え、又はその許可を取り消すこと。

十四　優生結婚相談所の設置を認可し、優生結婚相談所に関する基準を定めること。

十五　栄養士養成施設を指定し、栄養士試験を行うこと。

十六　都道府縣又は政令で定める市に対し、保健所の設置及び運営に関し必要な事項を命ずること。

十七　傳染病予防法（明治三十年法律第三十六号）を適用すべき傳染病を指定し、その適用範囲を定めること。

十八　都道府縣知事の行う傳染病毒汚染の建物の処分並びに船舶、汽車及び電車の檢疫を認可すること。

十九　臨時予防接種を都道府縣をして行わせること。

二〇　性病のまん延著しいとき、都道府縣知事が健康診斷を行おうとする場合これを承認すること。

二十一　都道府縣に対して精神病院の設置を命ずること。

二十二　都道府縣その他必要と認める公共團体に対して結核療養所の設置を命ずること。

二十三　二以上の都道府縣を指定し、これに対してらい療養所の設置を命ずること。

二十四　檢疫を施行すべき海港及び傳染病の種類を指定すること。

二十五　区域を定めて國立公園を指定すること。

二十六　國立公園事業を執行し、その一部を公共團体に執行させること。

二十七　國立公園の区域内に特別地域を指定し、その区域内で一定の行爲をしようとする者に対し許可を與え、その條件に違反した者に対し原状回復を命ずること。

二十八　國立公園の区域内で一定の行爲を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を命じ、これらの命令若しくは処分に違反した者に対し原状回復を命ずること。

二十九　温泉の公共的利用増進のため、施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定すること。

三十　指定区域内において、温泉利用施設の管理者に対し、必要な指示をなすこと。

三十一　理容師養成施設を指定すること。

三十二　販賣の用に供する食品、添加物、器具又は容器包裝につき、その基準又は規格を定め、必要な製品檢査を行うこと。

三十三　輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）及び同法に基く命令の規定に基き輸出品の等級及びその標準を定め、又は指定輸出品の最低標準及び包裝條件を定めて、檢査を行うこと。但し、同法及び同法に基く命令によつて他省に属せしめられた権限を除く。

三十四　食品衛生監視員をして食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の定める営業施設につき、臨檢、檢査させ、試驗用物品を収去させること。

三十五　市町村に対して、と場の設置を命ずること。

三十六　水道及び下水道に関する事務を行うこと。

三十七　医師及び歯科医師の試驗、免許及び登錄を行い、並びに免許の取消又は医業の停止を命ずること。

三十八　保健婦、助産婦及び甲種看護婦の試驗、免許及び登錄を行い、並びに免許の取消又は業務の停止を命ずること。

三十九　歯科衛生士の試驗を行うこと。

四十　医療監視員をして、病院、診療所若しくは助産所につき、立入檢査させること。

四十一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定に基き、國の開設する病院の開設及び使用の承認を與え、國の開設する診療所又は助産所について立入檢査を行い、必要な申出をすること。

四十二　都道府縣、市町村その他厚生大臣の定める者に対し、病院又は診療所の設置を命じ、その開設者又は管理者に対して、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の定めるところにより、必要な事項を命ずること。

四十三　○○薬剤師國家試驗を監督し、○○薬剤師の免許及び登錄を行い、並びに免許の取消又は業務の停止を命ずること。

四十四　医薬品、用具又は化粧品の製造業者及び輸入販賣業者の登錄を行い、並びに登錄の取消又は業務の停止を命ずること。

四十五　薬事審議会の提出する原案に基いて、公定書を発行し、公布すること。

四十六　医薬品の製造業者が、公定書に収められていない医薬品を製造しようとするとき、又は用具の製造業者が、用具を製造しようとするとき、品目ごとにその製造を許可すること。

四十七　医薬品、医療用用具その他の衛生用品及びこれらの生産資材の割当を行うこと。

四十八　薬事監視員をして、必要な立入檢査を行わせ、必要な場合において試驗用物品を収去させること。

四十九　麻薬及び大麻（カンナビス・サテイバ・エル）の取扱者の免許及び登錄を行い、並びに免許の取消及び登錄のまつ消を行い、並びに麻薬取締員を指名し、監督し、指揮すること。

五十　毒物及び劇物を指定すること。

五十〇一　生物学的製剤、抗菌性物質製剤その他特定の医薬品（生物学的製剤及び抗菌性物質を含む。）○○の規格を定め、及びこれらの檢定を行うこと。

五十一　都道府縣又は政令で定める市に対して、社会事業の経営を命ずること。

五十二[三] 都道府縣知事の行う災害救助につき、他の都道府縣知事に対して應援をなすべきことを命ずること。

五十三[四] 地域又は職域が都道府縣又は特別市の区域を越える消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会の設立を認可すること。

五十四[五] 民生委員及び兒童委員を委嘱し、その定数及び指導訓練の基準を定めること。

五十五[六] 兒童福祉施設の設備及び運営につき、最低基準を定めること。

五十六[七] 政府の管掌する健康保険及び船員保険に関し、療養に要する費用を定め、診療契約を締結すること。

五十七[八] 健康保険組合及び健康保険組合連合会の設立、規約、保険料率又は予算を認可し、これらに対し事実に関する報告をさせ、事業及び財産の状況を檢査し、規約の変更を命じ、その他監督上必要な処分をなすこと。

五十八[九] 社会保険診療報酬支拂基金の予算を認可し、その事業又は財産の状況に関し報告をさせ、又は当該官吏にその業務又は財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を檢査させること。

五十九[十]五一[九] 國民健康保険を行う市町村（特別区を含む。）、國民健康保険組合、國民健康保険を行う社團法人及び國民健康保険團体連合会に対して、その事業及び財産に関し報告をさせ、その状況を檢査し、條例、規約又は規定の変更を命じ、その他監督上必要な命令又は処分をなすこと。

六十〇[一] 國民健康保険の診療報酬の標準額○を定めること。○及び國家公務員共濟組合の療養費の基準

六十一[二] 政府の管掌する健康保険又は厚生年金保険若しくは船員保険の保険料を徴收すること。

六十二[三] 前各号に掲げるもの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き厚生省に属せしめられた権限。

第二章　本省

第一節　内部部局

（内部部局）

第六條　本省に、大臣官房及び左の六局を置く。

公衆衛生局
医務局
薬務局
社会局
兒童局
保険局

2　大臣官房に統計調査部○及び國立公衆衛生局に國立公園部及び環境衛生部を置く。○及び國立公園部

（特別な職）

第七條　医務局に次長一人を置く。

（大臣官房の事務）

第八條　大臣官房においては、厚生省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　大臣の官印及び省印を管守すること。

四　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六　行政財産及び物品を管理すること。

七　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八　行政の考査を行うこと。

九　渉外事務に関すること。

十　こう報に関すること。

十一　法令案の審査その他総合調整に関すること。

十二　所管行政に関する物資の総合調整を行うこと。

十三　所管行政に関する調査一般に関すること。

十四　人口動態統計その他厚生省の所管行政に必要な統計について、企画、普及、資料の收集、保管、製表、解析及び編さんを行うこと。

十五　國立公園を保護し、國立公園計画を定め、國立公園事業を行うこと。

十六　國立公園及び温泉に関する観光事業を指導育成し、これらに関する利用施設の整備改善を図ること。

十七　皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑を維持管理すること。

十八　景勝地及び休養地に関し、國民厚生のため調査を行い、これらの普及発達及び利用の増進を図ること。

十九　國民の厚生のため公園（都市計画上の公園を除く。）に関し、調査を行い、その整備改善を図ること。

二十　温泉を保護し、その利用の適正を図ること。

二十一[十五]　前各号に掲げるもの外、厚生省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属さない事務に関すること。

2　統計調査部は、前項第十三号及び第十四号に掲げる事務をつかさどる。

3　國立公園部は第一項第十五号から第二十号までに掲げる事務をつかさどる。

（公衆衛生局の事務）

第九條　公衆衛生局においては、左の事務をつかさどる。

一　國民の健康増進及び資質の向上に関し、企画し、実施すること。

二　優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）を施行すること。

三[二]　國民厚生運動の普及発達を図ること。

四[三]　國民の栄養状態の調査を行い、その改善向上を図ること。

五[四]　栄養士の身分及び業務について、監督を行うこと。

六[五]　疾病にかかつている者の栄養食品の確保及び調理の指導を行うこと。

七[六]　保健所の設置及び運営を指導監督すること。

八[七]　衛生教育○及び公衆衛生従事者の再教育に関すること。○

九[八]　傳染病、精神病、地方病その他特殊の疾病について傳ぱん及び発生の防止、予防治療施設の拡充等予防業務の指導監督を行うこと。但し、他局の主管に属するものを除く。

十[九]　疾病予防の試験、檢査及び研究を指導すること。

十一[十]　海港及び空港における檢疫に関すること。

十二[十一]　國立公園を保護し、國立公園計画を定め、國立公園事業を行うこと。

十三[十二]　國立公園及び温泉に関する観光事業を指導育成し、これらに関する利用施設の整備改善を図ること。

十四[十三]　皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑を維持管理すること。

十五[十四]　國民の厚生のため公園（都市計画上の公園を除く。）に関し、調査を行い、その整備改善を図ること。

十六[十五]　温泉を保護し、その利用の適正を図ること。

十七[十六]　旅館、興行場、公衆浴場、理容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。

十八[十七]　建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上を図ること。

十九[十八]　ねずみ、こん虫等の駆除、へい獣処理場等の指導監督その他環境衛生の改善及び向上を図ること。

十五　飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。

十六　と場、と畜及び犬の狂犬病の予防に関すること。

十七　販賣の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締を行うこと。

十八　水道及び下水道に関すること。

十九　墓地、埋葬、火葬等に関すること。

二十　前各号に掲げるものの外、公衆衛生の向上及び増進に関すること。但し、他局の主管に属するものを除く。

2　国立公園部は、前項第十一号から第十六号までに掲げる事務をつかさどる。

3　環境衛生部は、前項第十七号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

（薬務局の事務）

第十一條　薬務局においては、左の事務をつかさどる。

一　医薬品、医療用用具その他衛生用品の生産配給、販賣等に関する業務の指導、奨励、監督及び調整を行うこと。

二　薬剤師の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

三　医薬品、用具又は化粧品の製造業者及び輸入販賣業者に関すること。

四　薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）に規定する不良又は不正表示医薬品、用具及び化粧品の取締を行うこと。

五　医薬品、用具及び化粧品の試験、検査及び研究を指導すること。

六　生物学的製剤、抗菌性物質製剤及び特定の医薬品の検定に関すること。

七　毒物、劇物、麻薬及び大麻の取締を行うこと。

八　前各号に掲げるものの外、薬事に関する法律を施行すること。

（保険局の事務）

第十四條　保険局においては、左の事務をつかさどる。

一　政府の管掌する健康保険事業を行うこと。

二　健康保険組合及び健康保険組合連合会を指導監督すること。

三　厚生年金保険事業を行うこと。

四　船員保険事業を行うこと。

五　厚生省所管の社会保険全般に関し、調査及び再審に関する事務を行い、各種審議会を維持すること。

六　國民健康保険を行う市町村（特別区を含む。）及び國民健康保険を行う社團法人の國民健康保険事業並びに國民健康保険組合及び國民健康保険團体連合会を指導監督すること。

七　社会保険診療報酬支拂基金を指導監督すること。

八　厚生保険特別会計の経理を行うこと。

九　船員保険特別会計の経理を行うこと。

十　社会保険制度の調整を図ること。

十一　社会保障の向上及び増進に関し、調査研究を行うこと。

十二　厚生省所管の社会保険全般に関し、経理及び数理の報告を收集し、保管し、発表し、並びに適当な企画又は立法に必要な研究を行うこと。

（國立予防衛生研究所）

第十九條　國立予防衛生研究所は、傳染病その他の特定疾病及び食品衛生に関し、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一　病原及び病因の検索並びに予防治療方法の研究及び講習を行うこと。

二　予防　治療及び診断に関する生物学的製剤、抗菌性物質、消毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の生物学的消毒材料等の検査、検定及び試験的製造を行うこと。

三　ペストワクチンその他使用されることが稀で、その製造が技術上困難なワクチン及び血清の製造を行うこと。

四　食品衛生に関し、細菌学的及び生物学的試験検査を行うこと。

五　その他予防衛生に関し、科学的調査研究を行うこと。

六　予防衛生に関する試験研究の総合調査を行うこと。

2　國立予防衛生研究所は、東京都に置く。

3　國立予防衛生研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

4　厚生大臣は、國立予防衛生研究所の事務を分掌させるため、所要の地に國立予防衛生研究所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

（國立療養所）

第二十二條　國立療養所は、特殊の療養を要する者に対して、医療を行い、あわせて医療の向上に寄與する機関とする。

2　國立療養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

3　厚生大臣は、必要があると認めるときは、所要の地に國立療養所の分院又は診療所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

4　前條第四項の規定は、國立療養所又は分院若しくは診療所に準用する。

5　國立療養所において看護婦の再教育及び養成所を附置することができる。養成所に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

（國立衛生試験所）

第二十四條　國立衛生試験所は、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一　國家検定を要する医薬品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

二　輸出品取締法に基き輸出する医薬品○（生物学的製剤及び抗菌性物質製剤を除く。）、用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

三　國内消費用不良の臭ある医薬品○（生物学的製剤及び抗菌性物質を除く。）、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

四　消毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の試験及び検査（生物学的検査を除く。）を行うこと。

四　薬用植物の栽培、指導及び研究を行うこと。

五　医薬品等の試験的製造を行うこと。

六　その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。

2　國立衛生試験所は、東京都に置く。

3　國立衛生試験所の内部組織は、厚生省令で定める。

4　厚生大臣は、國立衛生試験所の事務を分掌させるため、所要の地に國立衛生試験所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

厚生省設置法の施行に伴い、従來委員会の名称を用いているものをそれぞれ名称を変更する外、関係法令の整理を行うとともに、引揚援護廳設置令の附則を一部改正し、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十四日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

農林省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法の施行と行政機構の改革に伴い、農林省の任務及び権限について明確に定めるとともに、その所掌する事務及び事業の遂行に能率的な組織を定めたものである。即ち、内部部局において、一官房、八局、十部、一室を一官房、五局、四部に縮小し、農政、蚕糸、畜産、農業改良の四局を存置しているが、農政局の農地部と開拓局とを統合して、新たに農地局を設け、調査統計局はこれを部として農業改良局に置くこととし、総務局の事務は官房その他の局に分掌せしめることとなつている。

地方支分部局については、局長官房の外、農地、開拓及び土地改良の三部からなる農地事務局と作物報告事務所とを残し、資材調整事務所は本年七月三十一日限り、附属機関たる國営牧野事務所は本年六月三十日限りをもつて廃されることとなつている。

外局については、現在内局の食品局と外局の食糧管理局とを統合して食糧廳とし、林野廳、水産廳とともに外局となつている。外局の附属機関及び地方支部局については、それぞれ詳細に規定されているが、その内部部局の細目については農林省令又は政令で定められることとなり、又、農林省所轄の公團については、それぞれの公團法の定めるところによる旨を明かにしており、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律の要旨及び目的である。

二、議案の修正議決理由

本法律案は、農林行政運営上概ね妥当と認められるが、土地改良事業の内容を明かにするとともに、これに関する字句の訂正を行う別紙のような修正をすることを適切と認め、これを修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十四日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

農林省設置法案の一部を次のように修正する。

（農林省の任務）

第三條　農林省は、農林畜水産業の改良発達及び農山漁家の福祉の増進を図り、もつて國民経済の興隆に寄與することを目的として左に掲げる行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の生産の増進を図ること。

二　農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の流通及び消費を規制すること。

三　農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の品質の向上を図ること。

四　農林畜水産業に関する試験研究を実施し、指導し、及びその普及を図ること。

五　農林畜水産業及び農山漁家に関する調査を行い、及び統計を作成すること。

六　農山漁家の生活の改善及びその社会的経済的地位の向上を図ること。

七　土地改良事業（かんがい排水、開墾、干拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧その他土地の農業上の利用を維持増進するのに必要な事業をいう。以下同じ。）を行うこと。

八　農業共済再保険事業、漁船再保険事業及び森林火災保険事業を行うこと。

九　國有林野事業を行うこと。

十　國営競馬事業を行い、及び地方競馬を監督すること。

（農林省の権限）

第四條　農林省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一　所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二　農林省の公印を制定すること。

十三　所掌事務に係る物資の割当を行い、又は配給を規制すること。

十四　所掌事務に係る供給の特に不足する物資の使用を制限し、又は禁止すること及びその生産（加工及び修理を含む。）、出荷若しくは移動又は工事の施行を命ずること。

十五　所掌事務に係る物資の生産（加工及び修理を含む。）、出荷若しくは移動又は工事の施行を制限し、又は禁止すること。

十六　所掌事務に係る供給の特に不足する物資又は運休設備の譲渡、引渡又は貸與を命ずること。

十七　農業協同組合、農林中央金庫その他本省の所掌事務に係る團体につき許可又は認可を與えること。

十八　所掌事務に係る事業の再建整備計画につき認可を與えること。

十九　所掌事務に係る輸出品の等級、標準及び包装條件を定めて、これらの検査を行うこと。

二十　指定農林物資検査法（昭和二十三年法律第二百十号）の規定に基く指定農林物資の規格を定めること。

二十一　農業災害に関する再保険事業を行うこと。

二十二　食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第百八十二号）に基く農業計画を定めて都道府縣知事に指示すること。

二十三　農薬及び農産種苗の登録を行うこと。

二十四　農畜産物及び肥料、農薬その他農畜産業用物品の検査を行うこと。

二十五　輸出入動植物を檢疫し、消毒し、廃棄し、その收受を禁止し、又はその輸入場所を制限すること。

二十六　中央卸賣市場につき認可を與えること。

二十七　自作農を創設するため、農地等を取得し、管理し、及び処分すること。

二十八　小作関係その他の農地の利用関係の争議の調停に関與すること。
二十九　農地の價格、移動廃用及び小作料を統制すること。
三十　開拓適地を選定すること。
三十一　開拓者に資金を貸し付けること。
三十二　開拓用機械器具及び資材を取得し、管理し、及び処分すること。
三十三　國営○の土地改良事業を実施し、又はこれを都道府縣に委託すること。
三十四　土地改良事業を行う者に対し補助金を交付すること。
三十五　耕地面積及び農作物の作況その他農林畜水産業に関する報告を徴すること。
三十六　農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）に基き、都道府縣その他試驗研究機関に対し補助金及び委託金を交付すること。
三十七　種畜の檢査を行うこと。
三十八　家畜及び家きんの移動及びと殺を制限すること。
三十九　獸医師、装蹄師、調教師及び騎手の免許をすること。
四十　國営競馬を行うこと。
四十一　地方競馬の実施に必要な規程を認可し、又は地方競馬の停止を命ずること。
四十二　生糸の檢査を行うこと。
四十三　蚕種製造業、製糸業、輸出生糸問屋業及び生糸販賣業を許可すること。
四十四　蚕病の予防駆除又は桑苗の檢査のために必要な措置を命ずること。
四十五　主要食糧の供出割当を行うこと。
四十六　主要食糧を買い入れ、賣り渡し、加工し、交換し、交付し、又は貯藏すること。
四十七　主要食糧の價格を決定すること。
四十八　食糧廳の所掌事務に係る團体につき許可又は認可を與えること。
四十九　主要食糧及び飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）の檢査を行うこと。
五十　國有林野の境界を査定すること。
五十一　國有林野の処分を行うこと。
五十二　森林原野の火入及び森林害虫の駆除又は予防に関し都道府縣知事に認可を與えること。
五十三　木材、薪炭その他の林産物及び加工炭を檢査すること。
五十四　森林組合その他林野廳の所掌事務に係る團体につき許可又は認可を與えること。
五十五　民有林の森林治水事業を行うこと。
五十六　保安林の編入及び解除を行うこと。
五十七　森林火災國営保険事業を行うこと。
五十八　狩猟鳥獸の種類並びに狩猟の区域及び時期を定めること。
五十九　國有林野及び公有林野官行造林地の造林、営林及び治水事業を実施すること。
六十　國有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品を処分すること。
六十一　立木を買い入れて木材又は薪炭を生産し、これを賣り渡すこと。
六十二　薪炭を買い入れ、賣り渡し、又は貯藏すること。
六十三　水産廳設置法（昭和二十三年法律第七十八号）第二條に規定する権限
六十四　所掌事務に係る事項の試驗研究及び調査を委託し、並びに依頼を受けて試驗及び檢査を行い、その手数料を徴収すること。
六十五　前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き農林省に属させられた権限
（農地局の事務）
第九條　農地局においては、左の事務をつかさどる。
一　農地及び農業水利に関する企画を行うこと。
二　自作農創設特別措置に関すること。
三　農地の移動廃用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。
四　開拓適地を調査し、その開拓計画を樹立すること。
五　開墾、入植及び○これに伴う○営農の指導助成を行うこと。
六　開拓者資金の融通を行うこと。
七　自作農創設特別措置特別会計及び開拓者資金融通特別会計の経理を行うこと。
八　國営○の土地改良事業に関すること。
九　土地改良事業及びこれを行う者の指導監督及び助成を行うこと。
十　開拓用機械、器具及び資材の管理及びあつ旋に関すること。
（所掌事務）
第三十六條　農地事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。
一　自作農創設特別措置に関すること。
二　農地の移動廃用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。
三　開拓適地を調査し、その開拓計画を樹立すること。
四　開墾、入植及び○これに伴う○営農の指導助成を行うこと。
五　開拓者資金の融通を行うこと。
六　國営○の土地改良事業に関すること。
七　土地改良事業の指導監督及び助成を行うこと。
八　開拓用機械、器具及び資材の管理及びあつ旋に関すること。

農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

農林省設置法の施行に伴い、農林省の外局である水産廳設置法について、國家行政組織法の規定に従つて形式を整備するとともに、従來委員会の名称を用いているものをそれぞれ名称を変更して整理し、且つ存続の必要のなくなつた諸問機関等に関する官制を廃止し、農林省設置法施行の日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案は、必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十四日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

通商産業省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

わが國経済の現状にかんがみ、産業行政の方向を、従來の國内経済中心主義から國際通商中心主義に切り換えるため、商工省を解体して新たな使命をもつ通商産業省を設置しようとするもので、通商産業省の任務及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する事務及び事業の遂行に能率的な組織を定めたものである。

内部部局は、商工省の大半と外局の貿易廳を統合して、一官房、八局、六部を構成し、通商、通商振興、通商企業の通商関係の三局の外、繊維、雑貨、機械、化学、鉄鋼の輸出生産物資別の五局を置き、通商関係事務の重要性にかんがみ、特に通商監を設けて次官を補佐せしめることとしている。

地方支分部局については、現在の商工局と地方貿易事務局とを合体した通商産業局を全國八箇所に設け、通商産業局の出張所は本年七月三十一日まで存置され、それ以後は分室として当分の間所要の地に置かれることとなつており、局務の一部を分掌させるための事務所や工場の設置を通商産業省令で定めることができることとなつている。

外局については、通商と比較的関係の乏しい國内資源関係の石炭管理、鉱山及び電力の各局と、これに鉱山保安に当る局をもつて資源廳を新たに設け、工業技術廳、特許廳及び中小企業廳は大体現在の機構を踏襲している。

外局の附属機関及び地方支分部局については、それぞれ詳細に規定してあるが、その内部部局の細目については、通商産業省令又は政令で定められることになつている。なお、通商産業省所轄の公園については、それぞれの公園法の定めるところによる旨を明かにし、特に本案の重要性にかんがみ、各省設置法に先き立つて、本年五月二十日から施行しようとするのがこの法律案の要旨及び目的である。

二、議案の修正議決理由

本案は、國政の運営上必要且つ妥当と認められるが、部局の構成並びに所掌事務や地方支分部局の管轄区域に関し若干の修正を加えることの必要を認め、また國会閉会中における通商産業局の分室設置に関する規定を補うことを適当と認め、別紙の通りこれを修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十四日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

(別紙)　(小字及び――は修正)

通商産業省設置法案の一部を次のように修正する。

(通商機械局の事務)

第十三條　通商機械局においては、左の事務をつかさどる。

一　左に掲げる機械器具等(鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関、船舶用品及び農林省が生産を所掌する農機具を除く。)の輸出、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図り、並びにこれらの輸出に関する事業を行うこと。(農林省水産業専用物品の流通及び消費に関すること、通商雑貨局及び通商鉄鋼局の所掌に係ること並びに放送聽取用受信機については、その施設規格の最低技術基準の設定を除く。)

精密機械器具
産業機械器具
農水産機械器具
電氣機械器具及び電氣用品
電氣通信機械器具及び電氣通信用品
原動機
自動車
自轉車
産業車両
陸用内燃機関
右に掲げるもの以外の機械器具

二　鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品の輸出の増進、改善及び調整を図り、並びにこれらの輸出に関する事業を行うこと。

三　鑄造品及び鍛造品の輸出、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図り、並びにこれらの輸出に関する事業を行うこと。(通商雑貨局及び通商鉄鋼局の所掌に係ることを除く。)

四　度量衡及び計量に関すること。(工業技術廳の所掌に係ることを除く。)

五　自轉車競爭の施行に関すること。

六　通商機械局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

2　電氣通信機械部においては、前項第一号及び第五号に掲げる事務のうち、電氣通信機械器具及び電氣通信用品に関することをつかさどる。

3　車両部においては、第一項第一号及び第五号に掲げる事務のうち、自動車、自轉車、産業車両及び陸用内燃機関○に関すること並びに同項第二号○に掲げる事務をつかさどる。

(試薬検査所)

第二十條　試薬検査所は、通商産業省がその生産を所掌する試薬の検査を行う機関とする。

2　試薬検査所は、東京都に置く。

(名称、位置及び管轄区域)

第二十五條　通商産業局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
札幌通商産業局	札幌市	北海道
仙台通商産業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京通商産業局	東京都	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
名古屋通商産業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、静岡県、三重県、富山県、石川県
大阪通商産業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県
廣島通商産業局	廣島市	鳥取県、島根県、岡山県、廣島県、山口県
四國通商産業局	丸亀市	德島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡通商産業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2　通商に関しては、前項の規定にかかわらず、関門港は、福岡通商産業局の管轄区域とする。

3　鉱業若しくは砂鉱業の区域が二以上の通商産業局の区域にわたるとき、又は通商産業局の管轄区域の境界が明確でないため鉱業若しくは砂鉱業の管轄について疑を生じたときは、通商産業大臣が管轄通商産業局を指定する。

4　通商産業大臣は、必要があるときは、第一項に定める管轄区域を、臨時に変更することができる。

第二款　内部部局

(内部部局)

第三十二條　資源廳に、長官官房及び國家行政組織法第七條第二項の規定にかかわらず左の五局を置く。

石炭管理局
石炭生産局
鉱山局
鉱山保安局
電力局

2　石炭生産局に開発部を○、電力局に○電力開発部を置く。

(電力局の事務)

第三十九條　電力局においては、左の事務をつかさどる。

一　電氣の需給を調整し、及び電氣の利用の合理化を図ること。

二　電氣事業、電氣工事業及び電氣施設に関する監督を行うこと。

三　発電水力の調査及び調整を行い、並びに電氣施設の建設を推進すること。

四　前各号に掲げるものの外、発電、送電、配電及び電氣の消費の増進、改善及び調整を図ること並びに電氣の保安その他電氣に関すること。

五　電力局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

2　電力開発部においては、前項第三号に掲げる事務のうち発電に関することをつかさどる。

（その他の附属機関）

第四十一條　左の表の上欄に掲げる機関は、資源廳の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
全國炭鉱管理審議会	通商産業大臣の諮問に應じ、炭鉱の管理に関する重要事項を調査審議すること。
石炭鉱業損失補償審査会	炭鉱の管理に伴う損失補償の金額を議決すること。
中央鉱害対策審議会	資源廳長官の諮問に應じ、鉱害復旧の方針、工事計画等に関する重要事項を調査審議すること。
中央炭田探査審議会	資源廳長官の諮問に應じ、炭田探査に関する重要事項を調査審議すること。
ガス事業審議会	ガス事業に関する重要事項を調査審議すること。
重要鉱物審議会	帝國鉱業開発株式会社に対する損失補償に関する事項を調査審議すること。
鉱業法令改正審議会	鉱業関係法令の改正に関する重要事項を調査審議すること。
石油資源開発促進審議会	石油資源の開発促進に関する事項を調査審議すること。
鉱山保安試験審査会	鉱山保安技術職員の國家試験を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。
中央鉱山保安協議会	通商産業大臣の諮問に應し、鉱山の保安に関する重要事項を調査審議すること。
中央電氣審議会	通商産業大臣の諮問に應し、電氣事業に関する重要事項を調査審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年五月二十日から施行する。

2　左の法令は廃止する。但し、法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、從前の機関及び職員は、別に辞令を発せられないときは、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

商工省官制（昭和二十年勅令第四百八十六号）

貿易廳官制（昭和二十年勅令第七百三号）

燃料局酒精部におけるブタノール及びアセトンの製造に関する件（昭和十七年勅令第八百二十一号）

商工局官制（昭和二十一年勅令第一号）

石炭廳設置法（昭和二十三年法律第四十号）

臨時地方石炭増産本部官制（昭和二十年勅令第七百六号）

特許局官制（昭和二十年勅令第五百十八号）

商工部内臨時職員等設置制（昭和二十年勅令第四百八十七号）

重要なる産業統制及び産業合理化に関し委員会設置の件（昭和十二年勅令第百五十九号）

中小商工業融資補償審査会規程（昭和十三年勅令第百七号）

電力審議会官制（昭和十三年勅令第三百六十九号）

電力調整委員会官制（昭和十四年勅令第七百三十号）

物資利用委員会官制（昭和十四年勅令第八百三十九号）

鉱業評価委員会官制（昭和十八年勅令第百八十七号）

圧延鋼材委員会官制（昭和十八年勅令第五百七十号）

特殊回収銅物件審査委員会官制（昭和十八年勅令第六百二号）

企業整備共助資金整理審査会官制（昭和二十一年勅令第百六十八号）

3　前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4　第二條第一項中「國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて」とあり、第二十九條中「國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて」とあるのは、國家行政組織法施行の日の前日までは、「この法律により」と読み替えるものとする。

5　第二十八條中「アルコール事務所、鉱山事務所、電力事務所及び当分の間通商産業局の分室並びに」とあるのは、昭和二十四年七月三十一日（昭和二十四年五月二十日以降昭和二十四年七月二十一日までに國会が開会されないため、通商産業局の分室の設置についての國会の承認が得られないときは、その以後に最初に召集される國会の閉会の日）までは、「通商産業局の出張所及び」と読み替えるものとする。

6　やむを得ない必要があるときは、通商産業大臣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十六條第四項の規定にかかわらず、國会の承認を得ないで通商産業局の分室を設置することができる。

7　通商産業大臣が前項の規定により通商産業局の分室を設置したときは、設置の後最初に召集される國会において、内閣総理大臣は、当該通商産業局の分室の設置についてその承認を求めなければならない。國会の承認を得られなかつたときは、通商産業大臣は、当該通商産業局の分室を遅滞なく廃止しなければならない。

一、議案の要旨及び目的

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

二、議案の修正議決理由

本法律案は、産業行政運営上必要且つ妥当と認められるが、なお、関係法令の整備を必要とする個所があるので、別紙の通りこれを修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十四日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

（別紙）

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案の一部を次のように修正する。

（鉱山保安法の改正）

第一條　鉱山保安法（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

「商工大臣」を「通商産業大臣」に、「商工局長」を「通商産業局長」に、「商工省」を「通商産業省資源廳」に改める。

第三十二條第二項から第六項までを削る。

第三十三條及び第三十四條を次のように改める。

第三十三條　削除

(鉱務監督官)

第三十四條　鉱山保安局並びに鉱山保安監督部及び炭鉱保安監督部に鉱務監督官を置く。

第三十六條第一項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長又は炭鉱保安監督部長(以下「保安監督部長」という。)」に改める。

附則第二項中「鉱山監督局長」を「通商産業局長」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

(工業技術廳設置法の改正)

第三條　工業技術廳設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項及び第三條第五号中「商工省」を「通商産業省」に改める。

第四條中「及び左の二部並びに政令の定めるところにより試験研究等を行う機関」を「並びに左の二部及び試験研究所」に改める。

第五條第一項及び第二項並びに第六條第六項中「商工大臣」を「通商産業大臣」に改める。

第八條の次に次の一條を加える。

(試験研究所)

第八條の二　試験研究所は、試験研究等を行う。

2　前項に定めるものの外、試験研究所について必要な事項は、政令で、これを定める。

第十條　削除

第十條を次のように改める。

船舶運営会の船員の給與基準の設定及び船舶運営会の役職員に対する特別手当の支給に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、船舶運営会の船員の給與基準を確立するとともに同会の役職員に対し特別手当を支給せんとするものである。その内容の主なる点は　(一)船舶運営会の船員の給與基準を政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)に定める船員の給與の例に準ずること　(二)船舶運営会理事長は、主務大臣の承認を得て、予算の範囲内で役職員に所定の限度以内の特別手当を支給することができること等である。

二、議案の可決理由

本法案の目的とするところは、船舶運営会の特殊性にかんがみ、その役職員に対する措置として有効且つ適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十四日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

航路標識法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現行の航路標識條例は明治二十一年に制定された勅令であり、従つてその法令体制並びに内容が現情勢に適應しないので、これを全面的に刷新して、船舶交通の安全を確保するとともに船舶の運航能率の向上を図るため本法案を制定せんとするものである。その内容の主なる点は　(一)航路標識の設置及び管理は、原則として海上保安廳が行うこと、(二)航路標識の事故を発見した者は直ちにこれを海上保安廳の事務所に通報すること、(三)私設航路標識に対する損失補償の規定を設けること、(四)罰金の額を現下の経済状況に相應するように改めること等である。

二、議案の可決理由

本法案は航路標識を完備し、もつて海上交通の安全を期するに有効且つ適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十四日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

教育職員免許法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

学校教育法第一條に定める小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園の校長及び教員並びに教育委員会の教育長及び指導主事となるべきものの免許に関する基準を定め、これらの教育職員の資質の向上と資格の適性について、その基本的事項は、法律をもつて定めることとした。

本法案は、第一に、前記のように適用範囲を定めておる。

第二に、免許状の種類を旧來のものに比して多種類に分けて、教育職員の数の充足を容易ならしめることと及び教育職員の研修の努力次第によつては、その地位の向上もでき得ることを規定しておる。

第三に、免許状の授與権者を、従來の中央集権的な在り方から地方分権的な在り方に改めておる。

第四に、免許状制度に罰則規定を設けて、その授與方法の厳正さを期しておる。以上が本法案の内容の主なるものである。

二、議案の修正議決理由

教育職員の資質の向上を主たる目的とした本法案は概ね妥当と認められるが

(一)　臨時免許状の有効期間を短縮して、教育職員の資質に新陳代謝の機会を與え、常に良質の教育職員を得ること。

(二)　土地の状況その他特別の如何なる事情があつても、講師といえども相当学校の教員の相当免許状を有することを必要として、以て教育の充実を図ること。等の点で修正の必要を認め、別紙の通り本法案を修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十四日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

(別紙)

教育職員免許法案の一部を次のように修正する。

(小字及び――は修正)

(免許)

第三條　教育職員は、この法律により授與する各相当の教育職員の免許状を有する者でなければならない。

2　講師については、前項の規定にかかわらず、各相当○の教員の○免許状を有する者をこれに充てるものとする。但し、土地の状況その他特別の事情により、免許状を有する者を得ることが困難である場合に限り、免許状を有しない者を充てることができる。

3　盲学校、ろう学校及び養護学校の教員(養護教諭及び養護助教諭を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の免許状のほか、盲学校、ろう学校又は養護学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第二章　免許状

(種類)

第四條　免許状は、普通免許状、仮免許状及び臨時免許状とする。

2　普通免許状は、左の通りとする。

一　小学校教諭免許状
二　中学校教諭免許状
三　高等学校教諭免許状
四　養護教諭免許状
五　盲学校教諭免許状
六　ろう学校教諭免許状
七　養護学校教諭免許状

八　幼稚園教諭免許狀
九　校長免許狀
十　教育長免許狀
十一　指導主事免許狀

3　普通免許狀は、一級及び二級とする。

4　仮免許狀は、左の通りとする。

一　小学校教諭仮免許狀
二　中学校教諭仮免許狀
三　高等学校教諭仮免許狀
四　養護教諭仮免許狀
五　盲学校教諭仮免許狀
六　ろう学校教諭仮免許狀
七　養護学校教諭仮免許狀
八　幼稚園教諭仮免許狀
九　校長仮免許狀
十　教育長仮免許狀
十一　指導主事仮免許狀

5　臨時免許狀は、左の通りとする。

一　小学校助教諭免許狀
二　中学校助教諭免許狀
三　高等学校助教諭免許狀
四　養護助教諭免許狀
五　盲学校助教諭免許狀
六　ろう学校助教諭免許狀
七　養護学校助教諭免許狀
八　幼稚園助教諭免許狀

6　中学校及び高等学校の教員の免許狀は、左に掲げる各教科について授与するものとする。

一　中学校の教員にあつては、國語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育、保健、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業及び水産のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習及び外國語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外國語に分ける。）

二　高等学校の教員にあつては、國語、社会、数学、理科、音楽、図画、工作、書道、保健体育、保健、家庭、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習○、（職業指導）及び外國語、（英語、ドイツ語、フランス語その他の外國語に分ける。）

（授與）

第五條　普通免許狀及び仮免許狀は、別表第一、第二若しくは第三に定める基礎資格を有し、且つ、大学において別表第一若しくは第二に定める單位を修得した者（養護教諭にあつては、文部大臣の指定する養護教諭養成機関において○第一、第二若しくは單位を修得別表○第三に定める授業時間の課程を修了した者）又は教育職員検定に合格した者に授與する。但し、左の各号の一に該当する者には、授與しない。

一　十八歳未満の者

二　高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。但し、文部大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。

三　禁治産者及び準禁治産者

四　禁こ以上の刑に処せられた者

五　免許狀取上げの処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

六　日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團体を結成し、又はこれに加入した者

2　免許狀は、國立又は公立の学校の校長及び教員並びに教育長及び指導主事にあつては、都道府縣の教育委員会、私立学校の校長及び教員にあつては都道府縣知事（以下「授與権者」という。）が授與する。

3　臨時免許狀は、普通免許狀又は仮免許狀を有する者を採用することができない困難な場合に限り、第一項各号の一に該当しない者に、都道府縣の教育委員会規則又は都道府縣規則で定めるところにより、授與するものとする。

（証明書の発行）

第七條　大学（学校教育法第九十八條第一項に規定する専門学校、文部大臣の指定する教員養成機関、文部大臣の認定する高等学校並びに文部大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）又は所轄廳は、免許狀の授與又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、学力、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

（効力）

第九條　普通免許狀は、すべての都道府縣において効力を有する。

2　仮免許狀は、その免許狀を授與したときから五年間、すべての都道府縣において効力を有する。但し、一回に限り、教育職員検定により、その有効期間を更新することができる。

3　臨時免許狀は、その免許狀を授與したときから一年間三年以内において、都道府縣の教育委員会規則又は○免許狀を授與した授與権者の置かれるの○都道府縣においてのみ効力を有する。

第二十二條　第三條の規定に違反して、相当の教育職員の免許狀を有しないのにかかわらず、これを教育職員に任命し、若しくは雇用し、又は教育職員となつた者は、一万円以下の罰金に処する。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年九月一日から施行する。

2　第二條第二項中「大学の管理機関」とあるのは、当分の間、大学附置の國立又は公立の学校の校長にあつては「大学の校長」、これらの学校の教員にあつては「校長の意見を聞き学長」と読み替えるものとする。

3　第五條の大学には、当分の間、学校教育法第九十八條第一項に規定する専門学校を含むものとする。

4　旧國民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）、旧教員免許令（明治三十三年勅令第百三十四号）又は旧幼稚園令（大正十五年勅令第七十四号）による教員免許狀を有する者及び学校教育法第八條に基く学校教育法施行規則（以下単に「学校教育法施行規則」という。）第九十六條又は第九十七條の規定により、校長仮免許狀、國長仮免許狀、教諭仮免許狀、助教諭仮免許狀、養護教諭仮免許狀又は養護助教諭仮免許狀を有するものとみなされた者には、第五條第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、免許狀を授與することができる。

5　第五條第一項第六号の「免許狀取上げの処分」には、従前の規定による教員免許狀の褫奪又は学校教育法施行規則第百七條の二の規定による仮免許狀取上げの処分を含むものとする。

別表第一

所要資格 / 免許状の種類	基礎資格	大学における最低修得単位数 一般教科目	大学における最低修得単位数 専門科目 教科に関するもの	大学における最低修得単位数 専門科目 教職に関するもの	大学における最低修得単位数 専門科目 特殊教育に関するもの
一級普通免許状	学士の称号を有すること。	三六	二四	二五	
二級普通免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること。	一八	一二	一〇	
小学校又は幼稚園の教諭 仮免許状	大学に一年以上在学し、三十一単位（内一単位は、体育とする。）以上を修得すること。	一五		一五	
一級普通免許状	学士の称号を有すること。	三六 甲 三〇 乙 一八		二〇	
二級普通免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位（内二単位は体育とする。）以上を修得すること。	一八 甲 一五 乙 一〇		一五	
中学校教諭 仮免許状	大学に一年以上在学し、三十一単位（内一単位は、体育とする。）以上を修得すること。	一五		一五	
二級普通免許状	学士の称号を有すること。	三六 甲 三〇 乙 一八		二〇	
高等学校教諭 仮免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること。	一八 甲 一五 乙 一〇		一五	
一級普通免許状	教諭の普通免許状を有すること。				
盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭 二級普通免許状	右に同じ。				一〇

備考

一　「単位」は、大学（学校教育法第九十八條第一項に規定する専門学校並びに文部大臣の認定する講習及び通信教育を含む。）において、学生（生徒及び受講者を含む。）が、科目について、その種類に應じ、左に掲げる基準により定める課程を履修した場合に與えるものとする。（以下別表第二、第四、第五及び第七〇の場合においても同様とする。）

イ　一時間の授業につき二時間の予習又は復習を必要とする講義によるものについては、十五時間の授業の課程

ロ　二時間の授業につき、一時間の予習又は復習を必要とする演習によるものについては、三十時間の授業の課程

ハ　前二号に掲げるものを除くほか、予習又は復習を必要としない実験又は実習によるものについては、四十五時間の授業の課程

二　小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の仮免許状又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教諭の一級及び二級の普通免許状の授與の所要資格に関しては、この表中「大学」には、それぞれ、大学の別科、文部大臣の認定する高等学校の專攻科若しくは文部大臣の指定する小学校、中学校若しくは幼稚園の教員養成機関又は文部大臣の指定する盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教員養成機関を含むものとする。

三　この表中「甲」とは、中学校の教諭にあつては社会、理科、家庭及び職業の、高等学校の教諭にあつては社会、理科、家庭、農業、工業、商業及び水産の各教科についての免許状の授與を受ける場合を、「乙」とは、中学校の教諭にあつては國語、数学、音楽、図画工作、保健体育、保健、職業指導及び外國語の、高等学校の教諭にあつては國語、数学、音楽、図画、工作、書道、保健体育、保健、職業指導及び外國語の各教科についての免許状の授與を受ける場合をいう。

別表第二

所要資格 / 免許状の種類	基礎資格	職名	在職年数	大学における教職に関する科目についての最低修得単位数
校長 一級普通免許状	学士の称号を有し、又は職員の一級普通免許状の授與を受ける資格を有すること。	教育職員又は官公廳若しくは私立学校における教育事務に関する職で良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有することを必要とする職名及び在職年数	五	四五
二級普通免許状	右に同じ。	右に同じ。	三	三〇
教育長 一級普通免許状	右に同じ。	右に同じ。	五	四五
二級普通免許状	右に同じ。	右に同じ。	三	三〇
指導主事 一級普通免許状	教員の一級普通免許状の授與を受ける資格を有すること。	指導主事又は教員	七	三〇
二級普通免許状	右に同じ。	教員 右に同じ。	五	一五

備考　この表中校長及び教育長の免許状授與の所要資格中、教育職員又は官公廳若しくは私立学校における教育事務に関する職員としての在職年数には、校長の免許状の場合にあつては二年以上の、教育長の免許状の場合にあつては一年以上の教員としての在職年数を含むことを要する。但し、当分の間、教育長の免許状の場合には、教員としての在職年数を要しない。

別表第三

所要資格 ＼ 免許狀の種類	基礎資格			
	文部大臣の指定する養護教諭養成機関における最低授業時間数（修得單位數）			
	一般教養科目	専門科目		
		養護に関するもの	教職に関するもの	
養護教諭 一級普通免許狀	三〇〇（七）	六〇〇（一四）	四五〇（九）	
養護教諭 二級普通免許狀	一五〇（三）	三〇〇（七）	二一五（五）	

イ、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）による甲種看護婦の免許（以下甲種看護婦の免許という。）を有し、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学し、文部省令で定める課程を修了すること。

ロ、保健婦助産婦看護婦法による保健婦の免許を有すること。

イ、高等学校を卒業し、保健婦助産婦看護婦法による乙種看護婦の免許（以下乙種看護婦の免許という。）を有し、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学し、文部省令で定める課程を修了すること。

ロ、保健婦助産婦看護婦法第五十一條第一項の規定により、都道府縣知事による保健婦の免許を有すること。

別表第四

所要資格 ＼ 受けようとする免許狀の種類	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	小学校又は幼稚園の教諭			
	一級普通免許狀	二級普通免許狀	第二欄に掲げる「各免許狀を有し、第一欄に掲げる一学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有すること。	大学において修得し、又は修得したものと認められること。
	二級普通免許狀	仮免許狀		
	仮免許狀	臨時免許狀		
有することを必要とする第一欄に掲げる学校の教員免許狀の種類	一五	一〇	職年数	單位数
	三五	三		
	三	三		
	四五	三〇		

中学校教諭	一級普通免許狀	二級普通免許狀	仮免許狀	臨時免許狀
	二級普通免許狀	仮免許狀	臨時免許狀	
	仮免許狀	臨時免許狀		
高等学校教諭	一級普通免許狀	二級普通免許狀	仮免許狀	
	二級普通免許狀	仮免許狀		
	仮免許狀	臨時免許狀		
	二五	二〇（四五）		
	二五	一〇（一五）		
	三	三		
	三五	三〇（四五）		
	三五	二〇（四五）		

備考

一　実務の検定は、第三欄により、学力の検定は、第四欄によるものとする。（別表第六及び別表第五）

二　第四欄の各項に掲げる各單位数には、同欄の他の項の單位数を含まないものとする。

（別表○第五から第七○まで○の場合においても同様とする。）

三　大学において單位修得の認定を受けることが困難な者については、文部大臣の認定する講習又は通信教育における單位の修得をもつて、大学における單位修得の認定に替えることができる。（別表第五及び第七の場合においても同様とする。）

別表第五

所要資格 ＼ 受けようとする免許狀の種類	第一欄	第二欄	第三欄
		基礎資格	大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低單位数
中学校又は高等学校において、職業実習又は農業実習、工業実習	一級普通免許狀	次の項に掲げる二級普通免許狀を有し、三年以上中学校又は高等学校において第一欄に掲げるそれぞれの実習を担任するそれぞれの教員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有すること。	一五
	二級普通免許狀	大学において第一欄に掲げる実業に関する学科を専攻して、学士の称号を有し、一年以上その実業に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。 次の項に掲げる仮免許狀を有し、三年以上中学校又は高等学校において第一欄に掲げるそれぞれの実習を担任するそれぞれの教員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有すること。	

商業実習若しくは水産実習を担任する教諭	仮免許状	第一欄に掲げる実業に関する課程を修めて高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。）を卒業し、三年以上その実業に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	
		中学校又は高等学校の第一欄に掲げるそれぞれの実習についての教員の臨時免許状を有し、三年以上中学校又は高等学校において第一欄に掲げるそれぞれの実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有すること。	一〇

備考

一　実務の檢定は、第二欄により、学力の檢定は第三欄によるものとする。

二　この表の中学校の教諭の二級普通免許状授與のための基礎資格中、大学における修業年数に関しては、二年以内に限り、第一欄に掲げるそれぞれの実習に関する教員として、良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有する在職年数又は技術優秀と認められる実地の経験年数を通算してこれに替えることができる。

別表第六

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格 / 受けようとする免許状の種類	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を有し、養護教諭又は養護助教諭として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有する在職年数	文部大臣の指定する養護教諭養成機関における最低修得単位数 / 授業時間数
一級普通免許状	養護教諭の二級普通免許状を有すること。	三	二〇 三三八
二級普通免許状	養護教諭の仮免許状を有すること。	三（但し、次の項のロからニまでの場合に限る。）	一〇 三三八
養護教諭 仮免許状	イ　甲種看護婦の免許を有すること。 ロ　旧中等学校令による高等女学校を卒業し、乙種看護婦の免許を有すること。 ハ　旧中等学校令による高等女学校を卒業し、保健婦助産婦看護婦法第五十一條又は第五十三條に該当すること。 ニ　乙種看護婦の免許を有し又は保健婦助産婦看護婦法第五十三條に該当し、養護助教諭免許状を有すること。		

備考　乙種看護婦の免許を有する者については、第五條第一項第二号の規定を適用しない。

別表第七

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格 / 受けようとする免許状の種類	有することを必要とする免許状の種類	職名	在職年数
校長 一級普通免許状	校長の二級普通免許状	校長、指導主事、教育長又は官公廳若しくは私立学校における教育事務に関する職	三
校長 二級普通免許状	校長の仮免許状	右に同じ。	三
校長 仮免許状	教育職員の一級普通免許状	教育職員	三
盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭 一級普通免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の二級普通免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員	三
盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭 二級普通免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の仮免許状	右に同じ。	三
盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭 仮免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状		
教育長 一級普通免許状	教育長の二級普通免許状	教育長、校長又は官公廳若しくは私立学校における教育事務に関する職	三
教育長 二級普通免許状	教育長の仮免許状	右に同じ。	三

		大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数	八
			八
			一五
			八
			一五

教育長	仮免許状	教員の一級普通免許状	教員	五
		校長又は指導主事の普通免許状	校長又は指導主事	
			官公廳又は私立学校における教育事務に関する職	五
指導主事	一級普通免許状	指導主事の二級普通免許状	指導主事又は教員	三
	二級普通免許状	指導主事の仮免許状	右に同じ。	三
	仮免許状	教員の一級普通免許状	教員	五

備考　第三欄中「校長」には、大学の学長及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第三條第三項（第二十四條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する部局長を、「教員」には、同法第二條第二項（第二十四條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する大学の教員を含むものとする。

教育職員免許法施行法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、教育職員免許法の制定に伴い、その施行に必要な事項について規定したもので、従つてその要旨及び目的は教育職員免許法案と同様なものであるが、本施行法案中で特例を設けて、旧令による免許状を有する者については、旧免許状に適当したところの新免許状をそれぞれ授與することを規定している点が主要点である。

二、議案の修正議決理由

教育職員免許法の制定に伴い、その施行に必要な事項を規定したもので、本法案は概ね妥当と認めるが、法案中旧学校制度と新制度との切り替えの過渡的な現段階では、学校の名称の不統一、学校の資格の不明確等の点で、それらを明確、統一化する必要があり、その他教育職員免許法案の修正に伴い本施行法案中の條文整理の関係で修正を要する点もあり、別紙の通り本法案を修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十四日

衆議院議長幣原喜重郎殿

文部委員長　原　彪

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

教育職員免許法施行法案の一部を次のように修正する。

（従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授與）

第二條　次の表の上欄各号に掲げる者は、免許法第六條第一項の規定による教育職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授與を受けることができる。

番号	上欄	下欄
一	旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による師範学校（以下「師範学校」という。）を卒業した者	○幼稚園、○小学校及び中学校の教員の二級普通免許状
二	旧師範教育令による青年師範学校（以下「青年師範学校」という。）を卒業した者	中学校の教員の二級普通免許状並びに小学校及び高等学校の教員の仮免許状
三	旧青年学校教員養成所令（昭和十年勅令第四十七号）による青年学校教員養成所（以下「青年学校教員養成所」という。）を卒業した者	小学校及び中学校の教員の仮免許状
四	旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による学士の称号を有する者（この表の第十五号の上欄に掲げる者を除く。）	小学校の教員の仮免許状並びに中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状
五	旧大学令による学士の称号を有する者で、三年以上下欄に掲げる相当学校の教員（下欄に掲げる各学校の教員として、文部省令で定める旧令による学校の教員を含む。第七号の場合においても同様とする。）として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有するもの	小学校の教員の二級普通免許状並びに中学校及び高等学校の教員の一級普通免許状
六	旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科（以下「高等学校高等科」という。）若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「専門学校」という。）を卒業した者（この表の○青年師範学校又は旧大学令による大学予科（以下「大学予科」という。）を修了した者（この表の第十五号の上欄に掲げる者を除く。）又は旧大学令による大学予科（以下「大学予科」という。）を修了した者	小学校、中学校及び高等学校の教員の仮免許状
七	高等学校高等科、専門学校○若しくは青年学校教員養成所を卒業した者又は大学予科を修了した者で、三年以上下欄に掲げる相当学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有するもの	小学校及び中学校の教員の二級普通免許状
八	旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校免許状、実業学校教員免許状○（高等女学校高等科及び専攻科教員免許状）又は高等学校高等科教員免許状を有する者又はこの表の第十二号から第十五号までの上欄に掲げる者で、三年以上小学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有するもの	小学校の教員の二級普通免許状

九	昭和二十三年三月三十一日現に文部教官又は地方教官たる旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校の教員であつた者	小学校及び中学校の教員の仮免許状
十	前條の表又はこの表の上欄の各号の一に該当しない者で、旧大学令による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一條に規定する教員養成諸学校（以下「教員養成諸学校」という。）の教員の経歴を有する者	小学校、中学校及び高等学校の教員の仮免許状
十一	イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八條の規定に基く学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（以下「学校教育法施行規則」という。）第九十九條第十号の規定に基き、この法律施行の日までに文部大臣の指定した者 ロ　文部大臣の指定する教員養成機関を修了した者	小学校の教員の仮免許状
十二	教員養成諸学校（師範学校及び青年師範学校を除く。）又は旧教員養成諸学校官制第二條に規定する教員養成所を卒業した者	中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状並びに小学校の教員の仮免許状
十三	旧学位令（大正九年勅令第二百号）による学位を有する者	中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状
十四	旧教員免許令第二條但書の規定に基く昭和十八年文部省告示第五百号一の定めるところによつて、旧中等学校令（昭和十八年勅令第百十六号）による実業学校の教員となることのできる者	中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状
十五	旧教員免許令に基く教員無試験検定に関する指定学校（明治三十六年文部省告示第三十号）又は公立私立学校卒業者に対し○師範学校、○中学校、○高等女学校教員無試験検定の取扱を許可した○ろ学校（明治四十四年文部省告示第二百四十二号）○はを卒業した者 ○又は実業学校教員検定に関する規程に依り無試験検定を受けることを許可しられた学校（大正十二年文部省告示第十五号）	小学校の教員の仮免許状並びに中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状
十六	前條又は本條の表の上欄の各号の一に該当しない者で、昭和二十二年四月一日現に中等学校教員の職にあつた者	中学校の教員の仮免許状

十七	イ　学校教育法施行規則第百一條第四号の規定に基き、この法律施行の日までに文部大臣の指定した者 ロ　文部大臣の指定する教員養成機関を修了した者	中学校の教員の仮免許状
十八	学校教育法施行規則第百三條の四第二号、第三号又は第四号の規定により、高等学校教諭仮免許状を有するものとみなされた者	高等学校の教員の二級普通免許状
十九	学校教育法施行規則第百三條の六又は第百三條の七又は第百三條の八第二号の規定により、高等学校○助教諭仮免許状を有するものとみなされた者	高等学校の教員の仮免許状
二十	学校教育法施行規則第百三條第九の規定により、高等学校教諭仮免許状を有するものとみなされた者	高等学校の教員の仮免許状
二十一	イ　学校教育法施行規則第百三條第二号又は第三号の規定により、養護教諭仮免許状を有するものとみなされた者 ロ　学校教育法施行規則第百三條第四号の規定に基き、この法律施行の日までに文部大臣の指定した者 ハ　文部大臣の指定する教員養成機関を修了した者	養護教諭の二級普通免許状
二十二	旧盲学校及び聾唖学校令（大正十二年勅令第三百七十五号）に基く公立私立盲学校及聾唖学校規程（大正十二年文部省令第三十四号）（以下「旧公立私立盲学校及聾唖学校規程」という。）第十條第一項又は第十一條第一項の規定により、盲学校又はろうあ学校の教員となることができる者	盲学校又はろう、学校の教員の二級普通免許状
二十三	旧公立私立盲学校及聾唖学校規程第十條第二項又は第十一條第二項の規定により、盲学校初等部又はろうあ学校初等部の教員となることができる者	盲学校又はろう、学校の教員の仮免許状
二十四	イ　学校教育法施行規則第百四條第三号の規定に基き、この法律施行の日までに文部大臣の指定した者 ロ　文部大臣の指定する教員養成機関を修了した者	幼稚園の教員の仮免許状
	イ　前條又は本條若しくは第七條の規定により、教員の一級普通免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けることのできる者で、三年以上教育職員（これに相	

二十五　校長の仮免許状

当するものとして、文部省令で定める旧令による学校の校長及び教員を含む。以下第二十六号から第二十八号までの場合においても同様とする。）又は官公廳若しくは私立学校における教育事務に関する職員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有するもの

ロ　この表の第二十六号及び第二十七号に該当しない者（イに掲げる者を除く。）で、この法律施行の際現に校長の職にあるもの

二十六　校長の二級普通免許状

前條又は本條若しくは第七條の規定により、教員の一級普通免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けることのできる者で、六年以上教育職員、又は官公廳若しくは私立学校における教育事務に関する職員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有し、文部省令で定める講習の相当課程を修了したもの

二十七　校長の一級普通免許状

前條又は本條若しくは第七條の規定により、教員の一級普通免許状を有するものとみなされた者又は授與を受けることのできる者で、九年以上教育職員又は官公廳若しくは私立学校における教育事務に関する職員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有し、文部省令で定める講習の相当課程を修了したもの

二十八　教育長の仮免許状

イ　教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）の改正前の第七十八條第一項（以下「教育委員会法旧第七十八條第一項」という。）の規定又はこれに準じ文部省令の定めるところにより、教育長の暫定資格を有し、前條又は本條若しくは第七條の規定により、教員の一級普通免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けることのできる者で、五年以上教育職員又は官公廳若しくは私立学校における教育事務に関する職員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有するもの

ロ　前條又は本條若しくは第七條の規定により、教員の一級普通免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けることのできる者で、五年以上教育職員又は官公廳若しくは私立学校における教育事務に関する職員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有するもの

ハ　イ、ロ並びにこの表の第二十九号及び第三十号に掲げる資格を有しない者で、この法律施行の際現に教育長の職にあるもの

二十九　教育長の二級普通免許状

教育委員会法旧第七十八條第一項の規定又はこれに準じ文部省令の定めるところにより、教育長の暫定資格を有し、前條又は本條若しくは第七條の規定により、教員の一級普通免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けることのできる者で、三年以上校長（これに相当するものとして、文部省令で定める旧令による学校の校長を含む。第三十号の場合においても同様とする。）、教育長又は官公廳の一級若しくは二級の官吏若しくは吏員（市町村又は私立学校の職員でこれに準ずる者を含む。この表中以下同じ。）として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有するもの

三十　教育長の一級普通免許状

教育委員会法旧第七十八條第一項の規定又はこれに準じ文部省令の定めるところにより、教育長の暫定資格を有し、前條又は本條若しくは第七條の規定により教員の一級普通免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けることのできる者で、六年以上校長、教育長、若しくは官公廳の一級若しくは二級の官吏若しくは吏員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有するもの

三十一　指導主事の仮免許状

イ　教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六十二号）の改正前の第八條（以下「教育公務員特例法施行令旧第八條」という。）の規定又はこれに準じ文部省令の定めるところにより、指導主事の暫定資格を有する者

ロ　前條又は本條若しくは第七條の規定により、教員の一級普通免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けることのできる者で、五年以上指導主事（文部省令でこれに準ずるものと定めたものを含む。この表中以下同じ。）又は教員（これに相当するものとして、文部省令で定める旧令による学校の教員を含む。以下第三十二号及び第三十三号の場合においても同様とする。）として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有するもの

ハ　イ、ロ並びにこの表の第三十二号及び第三十三号に掲げる資格を有しない者で、この法律施行の際現に指導主事の職にあるもの

三十二　指導主事の二級普通免許状

教育公務員特例法施行令旧第八條の規定又はこれに準じ文部省令の定めるところにより、指導主事の暫定資格を有し、前條、又は本條若しくは第七條の規定により、教員の一級普通免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けることのできる者で、三年以上指導主事又は教員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有するもの

三十三　指導主事の一級普通免許状

教育公務員特例法施行令旧第八條の規定又はこれに準じ文部省令の定めるところにより、指導主事の暫定資格を有し、前條、本條又は第七條の規定により教員の一級普通免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けることのできる者で、六年以上指導主事又は教員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有するもの

学校教育法施行規則第百條、第百二條、第百三條の二、第百五條、第百六條の二、第百六條の四、第百六條の八、第百六條の十、

三十四	○第百六條の十二、○第百六條の十五及び第百六條の十七の規定により、助教諭仮免許状を有するものとみなされた者	各相当の臨時免許状

2　前項の表の各号の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に関する免許法第四條第六項に掲げる教科については、文部省令で定める基準に従い、都道府縣の教育委員会規則又は都道府縣規則で定める。

第五條　第二條の表の第二十五号から第二十八号[九]までの上欄及び前條に規定する私立学校には、旧私立学校令（明治三十二年勅令第三百五十九号）による私立学校（但し、旧専門学校令第五條第二項の規定に基く専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）第十一條の規定により卒業者の専門学校入学に関し指定を受けた学校以外の各種学校を除く。）を含むものとする。

（第一條及び第二條に定める者に対する上級の免許状の授與）

第七條　第一條又は第二條の規定により、教員の二級の普通免許状、仮免許状若しくは臨時免許状を有するものとみなされた者又は教員の二級の普通免許状、仮免許状若しくは臨時免許状の授與を受けることができる者で、教育職員（これに相当するものとして、文部省令で定める旧令による学校の校長及び教員並びに官公廳又は私立学校における教育事務に関する職員を含む。）として、左の各号に掲げる年数（第二條の表の上欄に掲げる在職年数は、含まないものとする。）を良好な成績で勤務した旨の所轄廳の証明を有し、文部省令で各教員につき定める講習の課程を修了した者は、免許法第六條第一項の規定による教育職員検定により、それぞれ相当の教員の一級普通免許状、二級普通免許状又は仮免許状の授與を受けることができる。

一　幼稚園、小学校若しくは中学校の教員の二級普通免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けることのできる者が、これらの学校の教員の一級普通免許状の授與を受ける場合　十年以上

二　幼稚園、小学校若しくは中学校の教員の仮免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けることのできる者が、これらの学校の教員の二級普通免許状の授與を受ける場合　五年以上

三　高等学校の教員の二級普通免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受ける場合　五年以上

四　高等学校の教員の仮免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けることのできる者が、高等学校の教員の二級普通免許状の授與を受ける場合　十年以上

五　養護教諭の二級普通免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けることのできる者が、養護教諭の一級普通免許状の授與を受ける場合　七年以上

六　盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の二級普通免許状若しくは仮免許状を有するものとみなされた者が、これらの学校の教員の一級普通免許状又は二級普通免許状の授與を受ける場合及び盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の二級普通免許状若しくは仮免許状の授與を受けることのできる者が、これらの学校の教員の一級普通免許状の授與を受ける場合　三年以上

七　臨時免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けることのできる者が、相当の仮免許状の授與を受ける場合　五年以上

2　前項に規定する者の小学校から最終学校（文部省令で定める学校を除く。）又は文部省令で定める教員養成機関を卒業し、又は修了するに至るまでの学校又はその教員養成機関における修業の年数が、通算して次の表の各号の上欄に掲げる免許状の種類に應じ、それぞれその下欄に規定する年数を超過し、又はこれに不足する場合は、その超過又は不足する年数をその者の在職年数に加え、又これより差し引くものとする。

番号	上欄　免許状の種類	下欄　年数
一	幼稚園及び小学校の教員の二級普通免許状	一四
二	幼稚園及び小学校○及び中学校○の教員の仮免許状	一三
三	中学校の教員の二級普通免許状	一四
四	中学校及び高等学校の教員の仮免許状	一四
五	高等学校の教員の二級普通免許状	一六
六	養護教諭の二級普通免許状	一四
七	幼稚園、小学校及び中学校の教員の臨時免許状並びに養護助教諭免許状	一二

3　旧國民学校令、旧教員免許令又は旧幼稚園令の規定による教員検定により、教員免許状を授與された者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）については、次の表の上欄に掲げる免許状の種類に應じ、それぞれその下欄に掲げる年数を前項に規定する学校又は教員養成機関における修業の年数とみなし、前項の規定を適用する。

番号	上欄　免許状の種類	下欄　年数
一	國民学校本科教員免許状	教員検定合格の年における師範学校卒業に要する修業年数
二	國民学校專科教員免許状	一二
三	國民学校初等科教員免許状	一二
四	國民学校准教員免許状	一一
五	國民学校初等科准教員免許状	一〇
六	國民学校養護教員免許状	一二
七	中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状、実業学校教員免許状	一四
八	高等学校高等科教員免許状 実等女学校高等科及び專攻科教員免許状	一七
九	幼稚園教員免許状	一二

学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、第一に医学又は歯学の学部を置く大学に関し、それらの大学が単に技術の上に止まらず、社会人としても練達した医師又は歯科医を養成して、人命をあづかるのに遺憾なきを期する必要がある点にかんがみ、入学資格において特例を認め、より高い程度、即ちその大学の他の学部又は他の大学に二年以上在学して所定の課程を履修した者を有資格者と規定し、

第二に、大学の修業年限について四年制の新制大学に切り替えの困難な事情にある学校について、短期大学の制度を認めるとともに、他面ここを卒業後、更に四年制大学に進学を希望する者には、その卒業した大学における修業年限を一定の基準に従い入学した大学の修業年限に通算できることを規定している。

二、議案の修正議決理由

医学又は歯学教育の改善、向上を図るため、及び國の現状に照し、入学志願者の例における父兄の経済的負担乃至は実務者の短期養成という社会的要望に副うため、本法案は妥当であると認められるが、ただ表現の点において一層明確を期する必要があり、これを別紙のように修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十四日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

学校教育法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五十六條に次の一項を加える。

医学又は歯学の学部を置く大学に入学〇〇し、医学又は歯学を履修することのできる者は、前項の規定にかかわらず、その大学の他の学部又は他の大学に二年以上在学し、監督廳の定める課程を履修した者又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。但し、主として薬学を履修するために、大学に入学しようとする者については、この限りでない。

國立身体障害者更生指導所設置法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

本法案は、身体障害者の保護更生を目的とする國立施設を設置しようとするものである。

その内容は、身体障害者の相談に應じ、医学的、心理学的及び職能的の綜合判定に基き、社会的更生の方途を指導するとともに、必要ある者については直ちに施設に收容し、その医学的及び社会的更生のため必要な指導訓練を行い、身体障害者をしてその精神的、肉体的傷痍を速かに克服して、再び積極的に社会活動に参加せしめようとするものである。

二、議案の可決理由

身体障害者に対して生活問題、医療問題、職業問題等に関するあらゆる相談に應じ、助言を與え、医療監理の下で職業指導を実施し、身体障害者の社会活動に必要な指導訓練を行うことは最も時宜に適したものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十四日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

工業標準化法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、適正且つ合理的な工業標準の制定及び普及により工業標準化を促進し、以つて鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進、取引の單純公正化及び使用消費の合理化を図り、併せて公共の福祉の増進に寄與することを目的とするものであつて、日本工業標準調査会を設け、工業標準の制定、日本工業規格の表示、檢査及び聽聞を行うことを規定したものである。

二、議案の可決理由

本案は、わが國における工業標準化に確固たる基礎を與えるものであり、鉱工業の発達改善と輸出の振興とに好影響を及ぼすことにかんがみ、本法案は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十四日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、大阪工業試驗所四國支所並びに電氣試驗所新潟支所及び金澤支所設置に関し承認を求める件（内閣提出）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

大阪工業試驗所四國支所の設置に関しては、多大なる工業生産量を有しているにもかかわらず、政治、経済、産業、交通、文化等の点において近畿、中國の従属的地位におかれている四國地方の将来性を発展せしめ、海水化学、紙パルプ工業等の発達を図るために強力な試驗所を設け、技術の高度化を図り、産業の振興に寄與せんとするものであり、又電氣試驗所新潟及び金澤支所の設置に関しては、電氣計器の檢定件数が年々増加するのに伴い、現有設備では円滑な処理が困難であるから、支所を設け、檢定の万全を期せんとするものであつて、それぞれ承認を得たいというのである。

二、本件の議決理由

四國の特殊性を認め、且つ又電氣試驗所の現状にかんがみ、政府の要求通り承認を與えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十四日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

たばこ專賣法案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

現行の煙草專賣法は、直接政府が專賣局の收納、製造、販賣、取締等の事業を行うことに規定してあるので、公法人である日本專賣公社をして專賣事業を行わせるためには、ほとんど各條にわたり字句を修正する必要があることと、なお、併せて從來省令で規定されていた事項のうち重要なものを法律の中に織り込むとともに、制度の民主化と法文の平易化を図るため、全文改正を行うこととしたのであるが、實質的には現行法にさしたる変更を加えていないのである。

二、本案の修正議決理由

本案は、大体において適切なるものと認めたが、なお、別紙の如く修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

たばこ專賣法案の一部を次のように修正する。

國会は、煙草專賣法（明治三十七年法律第十四号）の全部を改正するこの法律を制定する。

（許可の制限）

第九條　公社は、左の各号の一に該当する場合においては、たばこの耕作を許可しないことができる。

一　申請者がこの法律に基いて処罰（第七十九條において準用する國税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）に基いてされる通告の処分を含む。以下同じ。）され、その処罰の日から

二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。

二　申請者がこの法律に基いてたばこの耕作の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者である場合。

三　申請者の耕作の成績が不良であつた場合。

四　たばこ耕作上又は取締上不適当と認める場所に耕作しようとする場合。

五　申請面積の著しく少い場合。

六　その他たばこの耕作上不適当であると認める場合。

2　法人が申請者である場合においては、前項第一号及び第二号の規定の適用については、法人の代表者もまた申請者とみなす。

3　未成年者又は禁治産者が申請者である場合においては、第一項第一号及び第二号の規定の適用については、その法定代理人もまた申請者とみなす。但し、営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。

（災害補償）

第二十四條　耕作者の耕作したたばこ又は収穫した葉たばこが風害、水害、震害、ひよう害、干害、病害その他の災害にかかり、著しい損害を受けたときは、公社は、○○その耕作者に大蔵省令にその損害の二分の一に相当する金額の範囲で定める額の内で定めるところにより、その耕作者に損害の一部に対する補償金を交付することができる。

（耕作者の團体）

第二十五條　耕作者が左に掲げる事業を行うことを目的とする團体又はその連合体を組織したときは、その旨を公社に届け出なければならない。

公社は、耕作者の組織する團体又はその連合体に対し、その事務の一部を委託し、又はたばこ耕作の健全な発達を図るため必要な指示をすることができる。

2　公社は、前項の規定による委託又は指示を受けた團体又はその連合体に対し、大蔵省令の定めるところにより、交付金を交付することができる。

一　たばこの耕作並びに葉たばこの乾燥及び調理の方法の改良

二　たばこの耕作の経営及び技術の向上に関する指導及び宣傳

三　肥料その他葉たばこの生産上必要な資材の共同購入

四　災害に因り耕作者の受けた損害に対する共済

五　葉たばこの生産上必要な試験その他の共同事業

六　たばこ種子の配付のあつせん

七　葉たばこに関する公社の査定及び收納に伴う事務に対する助力

八　公社の耕作者に対して発する指示等の傳達

九　この法律の違反の自発的予防

2　前項に掲げる事業を行うことを目的とする團体又はその連合体は、左に掲げる要件を備えなければならない。

一　耕作者（法人である場合を除く。）の相互扶助を目的とすること。

二　團体員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三　各團体員が平等の議決権を有すること。

3　公社は、第一項に規定する團体又はその連合体に対し、第一項第五号から第九号に掲げる事業に関し必要な指示をすることができる。

4　公社は、前項の規定による指示を受けた團体又はその連合体に対し、当該年度の予算の範囲内でその示された事業に要した費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（專賣代金の延納許可）

第六十三條　公社は、葉たばこ、製造たばこ、葉たばこ若しくは製造たばこのくず又は巻紙を賣り渡す場合において、特に必要があると認めたときは、その代金の延納を許可することができる。

2　前項の規定により代金の延納を許可する場合においては、公社は、大蔵大臣の承認を受けて、又は大蔵大臣の定めた条件に従つてこれをしなければならない。

第七十九條　國税犯則取締法の規定は、この法律の違反事件に準用する。この場合においては、この法律の違反事件は、間接國税の犯則事件とする。

2　前項の場合において、國税犯則取締法に規定する財務局長又は税務署長の職務は、公社の総裁の推薦に基き、その管轄区域を定めて大蔵大臣が指定する公社の役員又は職員が行う。

3　第一項の場合において、國税犯則取締法に規定する收税官吏の職務は前項の規定により大蔵大臣が指定する公社の役員又は職員の管轄区域に應じ公社の総裁の推薦に基き大蔵大臣が指定する公社の職員並びに左に掲げる攻令で定める司法警察職員及び國家公務員○○が行う。この場合において、財務局長の職務を行う公社の役員又は職員の管轄区域に應じて指定された公社の職員は、財務局の收税官吏と、税務署長の職務を行う公社の役員又は職員の管轄区域に應じて指定された公社の職員並びに攻令で定める司法警察職員及び國家公務員は、税務署の收税官吏とする。

一　警察官及び警察吏員

二　海上保安官

三　司法警察職員として職務を行う日本國有鉄道の役員及び職員

四　森林官吏

五　税関官吏

六　收税官吏

4　公社の総裁は、候補者を定めて前二項の規定による推薦をしなければならない。

5　第二項又は第三項に規定する役員又は職員が國税犯則取締法に規定する財務局長、税務署長又は收税官吏の職務を行う場合においては、大蔵大臣がこれを監督する。

6　大蔵大臣は、必要があるときは、第二項又は第三項の規定による指定を解除することができる。

7　大蔵大臣は、第二項又は第三項に規定する役員又は職員が國税犯則取締法に規定する財務局長、税務署長又は收税官吏の職務を行う場合において同法若しくは同法に基く命令若しくは第五項の規定による大蔵大臣の監督上の命令に違反したとき又はその職務を怠つたときは、役員については、自ら解任し、職員については、公社の総裁に懲戒すべきことを命ずることができる。日本專賣公社法第二十四條及び第四十五條の規定は、この場合に準用する。

8　第一項において準用する國税犯則取締法第十四條第一項の規定による通告により納付された金銭その他の物品は、國庫に帰属する。

9　第二項又は第三項に規定する役員又は職員が國税犯則取締法に規定する財務局長、税務署長又は收税官吏の職務を行う場合における國家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）の規定の適用については、当該職務の遂行を國の公権力の行使とし、当該役員又は職員を國の公務員とする。

10　第一項において準用する國税犯則取締法による公社の役員及び職員の職務の遂行に要する経費は、公社の負担とする。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2　改正前の煙草專賣法（以下「旧法」という。）又はこれに基く命令により政府がした許可、指定、これらの取消、命令、指示、決定、その他の処分は、それらの処分のあつた日において、この法律に基いて公社がしたものとみなす。

3　旧法又はこれに基く命令による申請、異議若しくは再鑑定の申立、申告、報告、届出又は書類の提出は、この法律に基いて公社にされたものとみなす。

4　旧法若しくはこれに基く命令に基き、又は旧法若しくはこれに基く命令に基く政府の処分に因り、この法律施行の日以後において政府に納付すべき、又は政府から受領すべき代金、葉たばこ、巻紙そ

の他の物は、それぞれ公社に納付し、又は公社から受領するものとする。この法律施行前に政府に納付すべきであつた、又は政府から受領すべきであつた物についても、同様とする。

5　この法律施行前に旧法第三十七條ノ三第一項の規定に基いて通知をし、まだ許可の取消をしていない場合においては、当該許可の取消については、同條の規定は、なお効力を有する。

6　旧法又はこれに基く命令に基いて処罰された者は、この法律に基いて処罰された者とみなす。

7　この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8　旧法の違反事件については、第七十九條の例による。

9　旧法第六十七條において準用する國税犯則取締法に基いてした処分は、この法律に基いて権限を有する公社の役員又は職員がしたものとみなす。

10　この法律施行の際における第七十九條第二項又は第三項の規定による公社の役員又は職員の指定は、公社の総裁の推薦によらないですることができる。

11　前項の規定による指定は、この法律施行の日から一月を経過した日又は公社の総裁の推薦に基いて第七十九條第二項若しくは第三項の規定による指定のあつた日において効力を失う。

12　この法律施行前に政府の賣り渡した葉たばこ、製造たばこ及び巻紙は、この法律により公社の賣り渡したものとみなす。

13　第三十四條第二項（第四十六條第三項及び第六十條第二項において準用する場合を含む。）の財政法第三條には、財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）が効力を有する間は、同法を含むものとする。

14　事業者團体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第四号ニの次に次のように加える。

ホ　たばこ專賣法（昭和二十四年法律第　号）第二十五條第一項の規定により届け出たたばこ耕作者の團体及びその連合体

第七條第三号を次のように改める。

三　削除
たばこ專賣法（昭和二十四年法律第　号）第二十五條及び第三十九條第二項

15　日本專賣公社法の一部を次のように改正する。

第一條中「煙草專賣法（明治三十七年法律第十四号）、塩專賣法（明治三十八年法律第十一号）及び粗製樟脳、樟脳油專賣法（明治三十六年法律第五号）」を「たばこ專賣法（昭和二十四年法律第　号）、塩專賣法（昭和二十四年法律第　号）及びしよう脳專賣法（昭和二十四年法律第　号）」に改める。

第二十七條中「第一号から第七号まで」を次のように改める。

第二十七條中「たばこ」を「製造たばこ」に、「たばこ用巻紙」を「製造たばこ用巻紙」に改め、同條第一号、第三号及び第六号中「しよう脳原油」を「しよう脳原油」に改め、同條第二号中「及び塩」を「、塩及びにがり」に改め、同條第四号及び第五号中「粗製しよう脳」を「しよう脳」に改め、同條第六号中「塩、」の下に「にがり、」を加える。

第二十七條第七号及び第四十五條第一項第一号中「煙草專賣法、塩專賣法及び粗製樟脳、樟脳油專賣法」を「たばこ專賣法、塩專賣法及びしよう脳專賣法」に改める。

一　葉たばこ、製造たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよう脳及びしよう脳原油を買い入れること。

二　製造たばこ、塩、にがり、粗製しよう脳及びしよう脳原油を製造すること。

三　製造たばこ、製造たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよう脳及びしよう脳原油を販賣すること。

四　葉たばこ、製造たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよう脳及びしよう脳原油の生産者の指導及び助成に関すること。

五　製造たばこ、製造たばこ用巻紙及び塩の販賣者の指導及び助成に関すること。

六　葉たばこ、製造たばこ、製造たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよう脳及びしよう脳原油の輸出及び輸入を行うこと。

七　前各号に掲げる事務の外たばこ專賣法、塩專賣法及びしよう脳專賣法に定められた事項の実施に関すること。

第四十五條第一項第一号中「煙草專賣法、塩專賣法及び粗製樟脳、樟脳油專賣法」を「たばこ專賣法、塩專賣法及びしよう脳專賣法」に改める。

塩專賣法案（内閣提出）に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

現行の塩專賣法は、直接政府が專賣品の收納、販賣、取締等の事業を行うことに規定してあるので、公法人である日本專賣公社をして專賣事業を行わせるためには、ほとんど各條にわたり字句を修正する必要があることと、なお、併せて従來省令で規定されていた事項のうち、重要なものを法律のうちに織り込むとともに、制度の民主化と法文の平易化を図るため、全文改正を行うこととしたのであるが、実質的には現行法にさしたる変更を加えていないのである。

二、本案の修正議決理由

本案は、大体において妥当なるものと認められるが、なお、別紙の如く修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

塩專賣法案の一部を次のように修正する。

國会は、塩專賣法（明治三十八年法律第十一号）の全部を改正する。この法律を制定する。

（指示）

第十條　公社は、製造者に対し、塩、にがり又はかん水の製造又は貯藏場所又は貯藏方法についてあらかじめ公社の定めた標準に従うように指示することができる。

（災害補償）

第十六條　製造者が津波の害、風水害、震害その他の災害に因り、塩、にがり又はかん水について滅失、損傷その他の事由に因る損害を受けたときは、公社は、○その損害の三分の二に相当する金額の範囲内で○大藏省令の定めるところにより、その製造者にその損害の一部に対する補償金を交付することができる。

（製造者の團体）

第十七條　公社は、製造者又は製塩施設の所有者の組織する團体又はその連合体に対し、公社の事務の一部を委託し、又は製塩事業の健全な発達を図るため必要な指示をすることができる。

2　公社は、前項の規定により委託又は指示を受けた團体又はその連合体に対し、○当該年度の予算の範囲内で○大藏省令の定めるところにより、交付金を交付することができる。

（特別價格）

第二十九條　公社は、か性ソーダ、ソーダ灰その他政令で指定する化学製品の製造の用に供する者に塩を賣り渡す場合においては、前條の規定にかかわらず、大藏大臣の認可を受けて同條第一項の賣渡價格より低い價格（以下「特別價格」という。）でこれを賣り渡すことができる。

2　公社は、前項の規定により特別價格で塩を買い受けた者に対し、帳簿の作製、報告の提出その他必要な指示をすることができる。第四項の規定による許可を受け讓り渡した塩を前項の用に供するため

譲り受けた者についても、同様とする。

3　公社は、第一項に該当する者に特別価格で塩を賣り渡す場合においては、大蔵省令の定めるところにより、その特別価格と前條第一項の賣渡價格との差額の全部又は一部に相当する担保を提供させることができる。

4　第一項の用に供するため特別価格で買い受けた塩について、その目的を変更しようとするとき又はこれを他に譲り渡そうとするときは、公社の許可を受けなければならない。この場合においては、公社は、他の第一項に該当する者に譲り渡す場合を除き、特別價格と前條第一項の賣渡價格との差額に相当する金額を徴収する。

5　特別価格以外の価格で買い受けた塩が第一項の用に供されたときは、公社は、その用に供した者に対し、大蔵省令の定めるところにより、特別価格と前條第一項の賣渡價格との差額の五分の四の全部又は一部に相当する金額の交付金を交付することができる。

6　公社は、第一号又は第二号に該当する場合においては、特別價格と前條第一項の賣渡價格との差額に賣渡数量（第二号の場合には、不足した数量）を乗じて得た金額の二倍、第三号に該当する場合においては、虚偽の書類又は陳述に基き受けた交付金額の二倍に相当する金額の範囲内で追徴金を徴収する。

一　特別価格で買い受けた塩について、公社の許可を受けないでその目的を変更した場合又は他に譲り渡した場合。

二　特別価格で買い受けた塩について、その目的に充てた数量が賣渡数量に対し正当の事由がなくて不足した場合。

三　虚偽の書類又は陳述により第五項の交付金を受けた場合。

（代金の延納）

第三十一條　公社は、公社から塩又はにがりを買い受ける者に対し、その代金を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、確実な担保を徴し、その代金の延納を許可することができる。

2　公社は、大蔵省令の定めるところにより、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、○担保提供額が賣受代金の三分の一を下らない範囲内において、○担保の全部又は一部の提供を免除することができる。

3　第一項の場合において、その代金を支拂期日までに支拂わないときは、公社は、大蔵省令の定めるところにより、遅延利息を徴収することができる。

4　公社は、第一項の規定により延納を許可した者について、延納継続の必要がないと認めたとき又は延納の継続を著しく不適当と認めたときは、延納の許可を取り消すことができる。

（指示）

第三十六條　公社は、販賣人に対し、営業所及び貯藏所の設備、○引取方法、○販賣及び○保存○方法その他塩の賣受及び販賣に関する事項について、○備えて置くべき塩の種類及び数量、塩の○並びに○を用途、数量及び時期について指示することができる。

2　公社は、販賣人の組織する團体又はその連合体に対し、塩の販賣業の健全な発達を図るために必要な事項を指示することができる。

3　第十三條の規定は、販賣人、その組織する團体又はその連合体に準用する。

（かん水の譲渡）

第四十三條　かん水は、塩又はにがりの製造者以外に譲り渡してはならない。但し、公社の許可を受けた場合においては、この限りでない。

2　かん水を塩及びにがりの製造用以外の用途に使用する場合は、公社の許可を受けなければならない。

3　公社は、塩の需給調整上特に必要があるときは、製造者に対し、かん水の譲渡について必要な指示をすることができる。

4　公社は、かん水の譲渡価格を制限することができる。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2　改正前の塩專賣法（以下「旧法」という。）又はこれに基く命令により政府がした許可、指定、これらの取消、命令、指示、決定その他の処分（塩業組合又は塩業組合連合会に係るものを除く。）は、それらの処分のあつた日において、この法律に基いてした処分又は他の法律に基いて公社がしたものとみなす。

3　旧法又はこれに基く命令による申請、再鑑定の申立、申告、報告、届出又は書類の提出は、この法律に基いて公社にされたものとみなす。

4　旧法若しくはこれに基く命令に基き、又は旧法若しくはこれに基く命令に基く政府の処分に因り、この法律施行の日以後において政府に納付すべき、又は政府から受領すべき代金、塩、にがりその他の物は、それぞれ公社に納付し、又は公社から受領するものとする。この法律施行前に政府に納付すべきであつた、又は政府から受領すべきであつた物についても、同様とする。

5　この法律施行前に、旧法第十三條第二項の規定に基いて通知をし、まだ許可の取消をしていない場合においては、当該許可の取消については、同條の規定は、なお効力を有する。

6　この法律施行前に、旧法第十九條の規定に基いて特に定めた價格で塩を賣り渡した場合又は交付金の下付を受けることができる場合であつて、第二十九條の規定により特別價格で塩を賣り渡すことができない場合又は交付金の交付を受けることのできない場合については、旧法第十九條及び同條に基く命令の規定は、なお効力を有する。

7　旧法又はこれに基く命令に基いて処罰された者は、この法律に基いて処罰された者とみなす。

8　この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9　旧法の違反事件については、第五十五條の例による。

10　旧法第三十八條において準用する國税犯則取締法に基いてした処分は、この法律に基いて権限を有する公社の役員又は職員がしたものとみなす。

11　この法律施行前に、政府の賣り渡した塩及びにがりは、この法律により、公社の賣り渡したものとみなす。

12　第二十八條第二項の財政法第三條には、財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）が効力を有する間は、同法を含むものとする。

13　臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基いて塩の割当又は配給が行われている間は、第二十四條から第二十六條まで、第二十七條第二項及び第三項、第三十八條第一項（第二十四條第二項に関する部分に限る。）及び第三十九條の規定は、適用しない。

14　臨時物資需給調整法に基く命令により塩元賣業若しくは塩小賣業の登録を受けた者又はその取消を受けた者は、それぞれこの法律に基いて元賣人若しくは小賣人の指定を受けた者又はその取消を受けた者とみなす。

15　旧法中塩業組合及び塩業組合連合会に関する規定並びに旧法第十七條ノ十二に基く命令（塩業組合

中央会に関する部分及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十四條各号に掲げる要件について触する部分を除く。）は、中小企業等協同組合に関する法律が制定施行されるまでの間は、なお効力を有する。

16　前項の規定により効力を有する旧法の規定に基く塩業組合及び塩業組合連合会は、その規定が効力を有する間は、事業者團体法（昭和二十三年法律第百九十一号）第六條第一項第一号の團体とする。

17　左の勅令は、廃止する。

特別用塩規則（大正五年勅令第百九十七号）

塩業組合令（昭和十八年勅令第四百二号）

塩專賣法臨時特例（昭和二十年勅令第七百二十九号）

18　廃止前の塩專賣法臨時特例第二條の規定に基いて、塩、にがり、又はかん水の製造の届出をし、この法律施行の際現にこれらを製造する者で、この法律施行後引き続きこれらを製造しようとするものは、この法律施行の日から一月以内に、第六條第一項の規定により公社に対し許可の申請をしなければならない。この場合においては、第七條第一項第四号及び第五号の規定は、適用しない。

19　公社は、前項の規定による申請に基き、第七條第一項第四号又は第五号の規定に該当する者に対し、製造の許可をする場合においては、当該許可に一年の範囲内で期限を附することができる。

20　第十八項の規定により申請をすることができる者は、同項の期間内（同項の規定による申請をした場合は当該申請に基き公社の許可又は不許可の処分があるまで）は、この法律の規定にかかわらず、塩、にがり又はかん水の製造をすることができる。

21　前項の規定により塩、にがり又はかん水を製造することができる者がその製造をすることができる期間内に製造した塩、にがり又はかん水については、なお従前の例による。但し、この場合においては、政府とあるのは公社とする。

22　事業者團体法の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号ロを次のように改める。

ロ　削除

第七條第三号の次に次の一号を加える。

三の二　塩專賣法（昭和二十四年法律第　号）第十七條及び第三十六條第二項

23　公社は、大藏大臣の定める期日までは、第三十二條の規定にかかわらず、元賣人及び小賣人の販賣価格を制限することができる。

24　前項の規定により制限された価格をこえて塩を販賣した元賣人又は小賣人は、十万円以下の罰金に処する。

25　第五十三條及び第五十四條の規定は、前項の場合に準用する。

26　公社は、第二十三項の期日までは、元賣人以外のもの（第二十九條第一項に該当する者を除く。）に塩を賣り渡す場合においては、第三十三條の規定にかかわらず、第二十八條第一項の賣渡価格に公社の定める金額を加算した額の範囲内でこれを賣り渡すことができる。

しよう脳專賣法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現行の粗製しよう脳、しよう脳專賣法は、直接政府が專賣局の收納、販賣、取締等の事務を行うことに規定してあるので、公法人である日本專賣公社をして專賣事業を行わせるためには、ほとんど各條にわたり字句を修正する必要があることと、なお、併せて從來省令で規定されていた事項のうち重要なものを法律の中に織り込むとともに、制度の民主化と法文の平易化を図るため全文改正を行わんとするものである。

二、議案の修正議決理由

日本專賣公社法は、第三回國会において可決せられ、本年六月一日から施行されることとなつているので、日本專賣公社法の実施に伴い、その根拠である粗製しよう脳、しよう脳油專賣法の改正をする必要があり、本案は大体において適切なるものと認めたが、二三不備の点があるので、別紙の如く修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

しよう脳專賣法案の一部を次のように修正する。

國会は、粗製樟脳、樟脳油專賣法（明治三十六年法律第五号）の全部を改正するこの法律を制定する。

（製造数量の割当）

第七條　粗製しよう脳又はしよう脳原油を製造しようとする者は、製造場ごとに公社の定める手続により、毎年公社に申請して粗製しよう脳又はしよう脳原油の翌年度の製造予定数量の割当を受けなければならない。

2　公社は、前條の製造予定数量の確保上必要があるときは、その年度内において、申請に基き前項の割当数量を増加し、又は新たな割当をすることができる。

3　製造者は、前二項の規定により割当を受けた数量をこえて粗製しよう脳又はしよう脳原油を製造してはならない。

4　粗製しよう脳又はしよう脳原油を製造しようとする者は、自ら製造場を管理する場合を除き、製造場ごとに管理人を定めて、第一項又は第二項の申請の際公社に届け出なければならない。製造者が新たに管理人を置き、又は管理人を変更しようとする場合は、その都度公社に届け出なければならない。

5　第一項又は第二項の割当は、○申請数量の範囲内において製造能力等を基準として決定する。この場合においては、○改正前の粗製樟脳、樟脳油專賣法（以下「旧法」という。）に基き粗製しよう脳及びしよう脳原油の製造の許可をした事実を根拠としたものであり、又は当該事実によつて影響を受けたものであつてはならない。

（指示）

第十條　公社は、製造者に対し、原料の採取及び使用の方法、製造の方法並びに有効利用その他製造に関する事項について、貯藏の場所及び方法について、あらかじめ公社の定めた標準に從うように指示することができる。

（代金の延納）

第十七條　公社は、公社から粗製しよう脳又はしよう脳原油を買い受ける者に対し、その代金を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、確実な担保を徴し、その代金の延納を許可することができる。

2　公社は、大藏省令の定めるところにより、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、○担保提供額が買受代金の二分の一を下らない範囲において、○担保の全部又は一部の提供を免除することができる。

3　第一項の場合において、その代金を支拂期日までに支拂わないときは、公社は、大藏省令の定めるところにより、遅延利息を徴收することができる。

4　公社は、第一項の規定により延納を許可した者について、延納継続の必要がないと認めたとき又は延納の継続を著しく不適当と認めたときは、延納の許可を取り消すことができる。

日本銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、今般日本銀行にその最高の政策決定機関として経済各界の権威をもつて構成される政策委員会を設置して、日本銀行がその中央銀行としての機能、金融の調整を行うに遺憾なからしめることとしようとするものである。

二、議案の可決理由

現下の経済諸情勢よりして、わが國の中央銀行である日本銀行の占める地位は極めて重大となつてきたのであつて、日本銀行における通貨信用操作の是非如何は、わが國経済の再建のために非常に大きな関係をもつこととなつたのである。

今回の改正は、これらの要請に應ずる措置として、はなはだ適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十一号参照〕

経済安定本部設置法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法の施行と行政機構の改革に伴い、從來総理廳の外局であつた経済安定本部を、現下のわが國における経済安定の基本的施策の立案と、これに関連する各行政機関の事務の総合的調整の任務を遂行するため、國家行政組織法第二十四條に基いて、昭和二十五年五月三十一日をもつて終る臨時的の機関として設置しようとするものである。即ち、総裁には、内閣総理大臣を、総務長官には、國務大臣をもつて充て、その補佐として副長官一人を置いている。

内部組織としては、四局、次長七人及び二部を減じて、一官房、六局、次長八人及び一部とし、更に從來総理廳の外局であつた物價廳、経済調査廳及び外資委員会を外局として取り入れてある。これらの機構は、物價廳が一部を減じて四部となつた外は、何らの変更を見ていない。なお、経済安定本部が、本來の任務を遂行する上に、民間有識者の見解を強くその施策に反映させるため、從來通り顧問及び参與をいずれも二十人以内置くこととしている。

附属機関及び地方支分部局たる地方経済安定局には、何らの変更を加えることなく、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の修正議決理由

本法律案は、現下における経済安定政策運営上、必要且つ妥当と認められるが、経済安定本部の事務の特殊性にかんがみ、官房次長一人を二人に、生産局及び生活物資局の次長一人をそれぞれ二人に改め、物價廳長官には経済安定本部総務長官たる國務大臣をもつて充てることを定め、物價廳の権限について、字句について訂正を加える必要を認め、これを別紙の通り修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

(小字及び――は修正)

経済安定本部設置法案の一部を次のように修正する。

(特別な職)

第七條　総裁官房に、官房長を置く。官房長は、命を受けて総裁官房の事務を掌理する。

2　総裁官房に、官房次長二人を置く。官房次長は、官房長を助け、官房の事務を整理する。

3　生産局○、動力局○、○に次長一人○に次長二人生活物資局○、財政金融局○、○に次長一人○に次長二人及び貿易局に、それぞれ次長一人を、建設交通局に、次長二人を、置く。各局の次長は、局長を助け、局務を整理する。

4　本部に、顧問及び参與を置く。顧問には、重要な部務に関して総務長官に対して意見を述べさせ、参與には、部務に参與させる。

(物價廳の任務、長及び次長)

第二十條　物價廳は、価格等の統制その他物價に関する事務を行うことを主たる任務とする。

2　物價廳の長は、物價廳長官とし、○経済安定本部総務長官たる○國務大臣をもつてこれに充てる。

3　物價廳に、次長一人を置く。次長は、長官を助け、廳務を整理する。

(物價廳の権限)

第二十一條　物價廳は、その所掌事務を遂行するため第五條第一号から第二十三号まで及び第三十二号に掲げる○権限及びその他法律(法律に基く命令を含む。)に基き物價廳に属せしめられた権限を行使する。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2　経済安定本部の存続期間は、昭和二十五年五月三十一日までとする。

3　経済安定本部令(昭和二十二年勅令第百九十三号)及び物價廳官制(昭和二十一年勅令第三百八十一号)は、廃止する。

4　前項の規定にかかわらず法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定のある場合を除き、從前の経済安定本部、物價廳、経済調査廳及び外資委員会の機関及び職員は、総理廳事務官は経済安定本部事務官に、総理廳技官は経済安定本部技官に任ぜられるものとする外、この法律に基く相当の機関及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。

5　前項の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

6　左に掲げる法令中各省各廳の長又は各廳の長のうちには経済安定本部総裁を、各省各廳のうちには経済安定本部を含むものとする。

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)

会計法(昭和二十二年法律第三十五号)

國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)

政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)

國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)

予算、決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)

予算、決算及び会計令臨時特例(昭和二十一年勅令第五百五十八号)

國有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)

通貨発行審議会法の一部を次のように改正する。

通貨発行審議会法第一條、第三條第一項○、同條第三項○及び第五條中「内閣総理大臣」を「経済安定本部総裁」に改める。

8　外國人の財産取得に関する政令の一部を次のように改正する。

外國人の財産収得に関する政令第十一條中「総理廳」を「経済安定本部」に改める。

9　企業再建整備法の一部を次のように改正する。

企業再建整備法中「経済再建整備審議会」を「経済再建整備審議会」に改め、第四十五條第一項の次に左の一項を加える。

経済再建整備審議会は、前項に規定する事項を行う外、企業再建整備の基本に関する事項につき、経済安定本部総裁に建議することができる。

10　金融機関再建整備法の一部を次のように改正する。

金融機関再建整備法中「経済再建整備委員会」を「経済再建整備審議会」に改め、第六十一條の次に左の一條を加える。

第六十一條の二　経済再建整備審議会は、第七條、第四十一條、第四十七條、第四十九條及び第五十條に規定する事項を行う外、金融機関再建整備の基本に関する事項につき、経済安定本部総裁に建議することができる。

11　物價統制令の一部を次のように改正する。

物價統制令中「内閣総理大臣」を「経済安定本部総裁」に、「総理廳令」を「経済安定本部令」に改める。

文部省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法の施行と行政機構の改革に伴い、文部省における從來の中央集権的監督行政の色彩を一新して、教育、学術、文化のあらゆる面について指導助言を與え、且つ、これを助長育成する機関たらしめることを根本方針として、その機構を簡素化するとともに、その任務及び権限を明確に定めようとするものである。

内部部局においては、二局及び次長制を廃して、一官房と初等中等教育、大学学術、社会教育、調査普及及び管理の五局並びに管理局内に教育施設部を設けており、國立学校については、別途國立学校設置法において規定することとなつている。

國立教育研究所以下八機関については、大体において從來通りであるが、國立教育研究所、國立博物館、國立科学博物館、統計数理研究所及び國立遺傳学研究所の五機関については、民主的運営を図るための助言機関として、二十人以内の学識経験者からなる評議員会を、それぞれ設けることになつている。

なお、地方支分部局としては、現在の文部省教育施設部出張所を文部省教育施設部出張所と改称して、現在通り設けることになつていて、その他、新しい教育行政における過渡的事務について、必要な経過的規定を設け、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の修正議決理由

本法律案は、現下における文教行政運営上概ね妥当と認められるが、國立博物館に長崎資料館を置かないこと並びに文部省の所掌する研究機関には他の行政機関に属するものを除くことを明かにするのを適当とするとともに、字義を明瞭にするための訂正を加える必要を認め、これを別紙の通り修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

文部省設置法案の一部を次のように修正する。

（定義）

第二條　この法律の解釈に関しては、左の定義に從うものとする。

一　「学術」とは、人文科学及び自然科学並びにそれらの應用の研究をいう。

二　「文化」とは、藝術及び國民娯楽、國宝、重要美術品、史跡名勝天然記念物その他の文化財、出版及び著作権並びにこれらに関する國民の文化的生活向上のための活動をいう。

三　「初等教育」とは、小学校及び幼稚園における教育をいう。

四　「中等教育」とは、中学校及び高等学校における教育○○（職業教育を含む）をいう。

五　「特殊教育」とは、盲学校、ろう学校及び養護学校における教育をいう。

六　「社会教育」とは、公民教育、青少年教育、婦人教育、労働者教育等の社会人に対する教育、生活向上のための○○（職業教育及び）科学教育、運動競技及びレクリエーション並びに図書館、博物館、公民館等の施設における活動をいう。

2　この法律で單に「教育」という場合には、学術及び文化を含むものとする。

3　第十條中「社会教育」には、文化（出版及び著作権を除く。）を含むものとする。

（文部省の任務）

第四條　文部省は、左に掲げたる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　教育委員会、大学、研究機関○○（他の行政機関に属するものを除く。以下同じ。）その他教育に関する機関に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

二　民主教育の体系を確立するための最低基準に関する法令案その他教育の向上及び普及に必要な法令案を作成すること。

三　教育のための予算案の作成及び國庫支出金の割当、配分を行うこと。

四　教育のための物資の確保について援助すること。

五　大学及び研究機関の研究活動を連絡調整すること。

六　國際的な教育に関する國内における諸活動を連絡調整すること。

七　教育に関する調査研究を行い、及びその調査研究を行う機関に対し、協力し、又は協力を求めること。

八　教育に関する専門的、技術的な資料を作成し、及び刊行頒布すること。

九　前各号に掲げるもののほか、教育に関し、法律（これに基く命令を含む。）に基き文部省に属せしめられた事務を行うこと。

（文部省の権限）

第五條　文部省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に從つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　收入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに從い、必要な措置をとること。

十　所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十一　文部省の公印を制定すること。

十二　廣く利用に供する適当な記錄を整備すること。

十三　大学の設置及び所掌事務に関する法人の設立を認可すること。

十四　教育職員、学徒、研究者、著作家、藝術家並びに國際的な運動競技大会及び文化的会合の参加者等の諸外國との交換に関し、條約その他國際約束に從い、國際的取決めを交渉し、締結すること。

十五　所掌事務に関する國際会議の政府代表を選考し、関係行政機関に勧告すること。

十六　在外研究員及び内地研究員を選考して、これを任命し並びに個人的な研究のための海外旅行及び在外研究を援助すること。

十七　教育職員の研修について連絡し、及び援助を與えること。

十八　大学及び研究機関に、國庫支出金によつて支持される研究の計画及びその経費の見積を提出させること。

十九　所掌事務に関する國庫支出金及び物資を割り当て、配分すること。

二十　自然物に関する調査研究、観察及び実習の場として、國立自然教育園を管理運営し、及び整備すること。

二十一　所掌事務に関する調査研究をし、その結果を利用に供し、及び教育に関する調査研究を行う機関に対し、協力し、又は必要がある場合調査研究を委託すること。

二十二　所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を収集し、解釈し、及び刊行頒布すること。

二十三　教育委員会、大学、研究機関その他教育に関する機関に、報告書その他資料を提出させ、収集するための手続及び方式の基準を設定すること。

二十四　國家的又は國際的関心のある題目について、会議、研究会、討論会その他の催しを主催すること。

二十五　小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園に関し、教育課程、教科用図書その他の教材、施設、編制、身体検査、保健衛生、学校給食及び教育職員の免許等についての最低基準に関する法令案を作成すること。

二十六　教育委員会、大学及び研究機関に関する法令案を作成すること。

二十七　前各号に掲げるもののほか、法律（これに基く命令を含む。）に基き文部省に属せしめられた権限

2　文部省は、その権限の行使に当つて、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする。

第七條　大臣官房においては、文部省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　大臣の官印及び省印を管守すること。

四　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五　各部局の準備した予算案に基いて、文部省所管の予算案を作成する等予算に関する事務を処理すること。

六　経費及び収入の決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

七　行政財産及び物品を管理すること。

八　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

九　こう報に関すること

十　法令案の審査その他総合調整に関すること。

十一　渉外事務に関すること。

十二　前各号に掲げるもののほか、文部省の所掌事務で他部局の所掌に属さない事務に関すること。

2　大臣官房においては、前項に掲げる事務のほか、左の事務をつかさどる。

一　ユネスコに関する國内における諸活動及び各部局のユネスコに関する事務について連絡調整すること。

二　教育職員の給與その他の待遇及び福利厚生に関し、調査研究し、及び援助を與えること。

三　國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）に基き國立学校共済組合及び公立学校共済組合に関し、文部省に属せしめられた事務を処理すること。

四　宗教に関する情報、資料を収集し、及び宗教團体に関し、連絡すること。

五　教育職員及び教育関係公務員等の適格審査に関すること。

（初等中等教育局の事務）

第八條　初等中等教育局においては、初等教育、中等教育及び特殊教育に関し、左の事務をつかさどる。

一　初等教育、中等教育及び特殊教育に関する法令案を作成すること。

二　法律による最低基準に基く教育計画を推進助長し、且つ、その最低基準を越える初等教育、中等教育及び特殊教育の推進を指導すること。

三　左に掲げる事項のための予算案を準備すること。

イ　初等教育、中等教育及び特殊教育のための國庫補助金

ロ　専門的、技術的な援助及び資料を與える等この局の所掌事務の遂行に必要な経費

四　義務教育費國庫負担法（昭和十五年法律第二十二号）に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。

五　左のような方法によつて、学校管理、学校の施設、教育課程、特別教育活動、生徒指導、教授法その他初等教育、中等教育及び特殊教育のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ　手引書、指導書、会報、パンフレットその他の専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ　初等教育、中等教育及び特殊教育に関係のある教育職員の訓練のための全國的、地域的又はその他の研究集会、講習会、会議その他の催しを主催し、又はその開催を委託し、若しくはそれに参加すること。

ハ　初等教育、中等教育及び特殊教育のあらゆる面について、教育委員会その他の機関の求めに應じ、直接専門的、技術的な指導と助言を與えること。

六　初等教育、中等教育及び特殊教育に関する基礎的調査研究を行い、その結果及びそれを学校に関する諸問題に適用することについての情報を提供すること。

七　初等教育、中等教育及び特殊教育に関する統計調査を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供し、又はそれらに関し、指導し、若しくは協力すること。

八　教材教具等の解説目録を作成し、及びそれを利用に供すること。

九　職業指導に関し、援助と助言を與えること。

十　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き高等学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の行う通信教育に関し、援助と助言を與えること。

十一　学校における保健衛生及び学校給食に関し、援助と助言を與えること。

十二　初等教育、中等教育及び特殊教育についての國際的事項に関する國内事務を処理すること。

十三　小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園に準ずる各種学校に関し、援助と助言を與えること。

十四　小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園（これらの学校に準ずる各種学校を含む。）に関する法人の設立の認可について、管理局に対し、勧告すること。

十五　この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

十六　前各号に掲げるもののほか、初等教育、中等教育及び特殊教育に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（大学学術局の事務）

第九條　大学学術局においては、左の事務をつかさどる。

一　大学教育及び学術に関する法令案を作成すること。

二　大学教育及び学術の発達及び普及、奨励に関し、指導と助言を與えること。

三　左に掲げる事項のための予算案を準備すること。

イ　大学教育及び学術のための國庫補助金

ロ　専門的、技術的な援助及び資料を與える等この局の所掌事務の遂行に必要な経費

四　左のような方法によつて、大学教育及び学術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ　大学教育及び学術のための出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ　大学教育及び学術に関する全國的、地域的又はその他の研究集会、講習会、会議その他の催しを主催し、又はその開催を委託し、若しくはそれに参加すること。

五　大学教育及び学術に関する統計調査を行い、必要な資料を收集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供し、又はそれらに関し指導し、若しくは協力すること。

六　学校教育法に基き大学の行う通信教育に関し、援助と助言を與えること。

七　奨学及び学徒の厚生援護に関し、援助と助言を與えること。

八　大日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。

九　教育職員免許法（昭和二十四年法律第　号）に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。

十　教員及び研究者の養成計画に関し、連絡調整を行い、及び援助、助言を與えること。

十一　日本学術会議、科学技術行政協議会及びその他の学術團体との連絡に関すること。

十二　研究者及び研究事業に関する目録を作成し、及び利用に供すること。

十三　大学及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

十四　教育機関及び研究機関に対し、学術に関する情報の提供その他の便宜を與えること。

十五　自然物に関する調査研究、観察及び実習の場として、國立自然教育園を管理運営し、及び整備すること。

十六　史料の收集、保存、及び利用に関する事務を処理すること。

十七　大学教育及び学術に関し、外國との教育職員、学徒、研究者及び出版物の交換並びにユネスコその他の國際機関、國際会議その他の國際的事項に関する國内事務を処理すること。

十八　國費による在外研究員及び内地研究員の任命に関する事務を処理し、並びに個人的な研究のための海外旅行及び在外研究を援助すること。

十九　外國人留学生に関し、援助と助言を與えること。

二十　大学に準ずる各種学校に関し、援助と助言を與えること。

二十一　大学（大学に準ずる各種学校を含む。）及び学術に関する法人の設立の認可について、管理局に対し、勧告すること。

二十二　この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

二十三　前各号に掲げるもののほか、大学教育及び学術に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（社会教育局の事務）

第十條　社会教育局においては、社会教育に関し、左の事務をつかさどる。

一　社会教育に関する法令案を作成すること。

二　社会教育の発達及び普及、奨励に関し、指導と助言を與えること。

三　左に掲げる事項のための予算案を準備すること。

イ　社会教育のための國庫補助金

ロ　専門的、技術的な援助及び資料を與える等この局の所掌事務の遂行に必要な経費

四　左のような方法によつて、社会教育のあらゆる面について、社会教育に関する團体、社会教育指導者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ　適当な情報、資料を作成し、及び利用に供すること。

ロ　社会教育に関する研究集会、講習会、会議、討論会、展示会その他の催しを主催し、又はその開催を委託し、若しくはそれに参加すること。

ハ　社会教育のあらゆる面について、教育委員会その他の機関の求めに應じ、直接専門的、技術的な指導と助言を與えること。

五　社会教育に関する基礎的調査研究を行い、それを解釈し、及びその結果に関する情報を提供すること。

六　社会教育に関する統計調査を行い、必要な資料を收集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供し、又はそれらに関し、指導し、若しくは協力すること。

七　社会教育に有益な教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。

八　学校教育法に基くものを除く通信教育に関し、援助と助言を與えること。

九　國宝、重要美術品、史跡名勝天然記念物その他の文化財の保存、及び維持及び利用に関する事務を処理すること。

十　社会教育に関し、外國との社会教育指導者、著作家、藝術家、運動競技者及び資料の交換並びにユネスコその他の國際機関、國際会議その他の國際的事項に関する國内事務を処理すること。

十一　社会教育に関する法人の設立の認可について、管理局に対し、勧告すること。

十二　この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

十三　前各号に掲げるもののほか、社会教育に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（調査普及局の事務）

第十一條　調査普及局においては、左の事務をつかさどる。

一　文部省の調査統計年次計画を立案すること。

二　文部省の所掌事務に関する一般的調査統計を行い、必要な資

料を收集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供すること。

三　他部局及び教育委員会その他の機関の調査統計計画に対し、専門的、技術的な援助と助言を與えること。

四　他部局の求めに應じ、特殊の調査研究及び統計調査の結果の集計について援助を與えること。

五　他部局と協力して、外國の教育に関する事情を調査研究し、及びその結果についての情報を他部局、教育委員会、教育職員その他一般の利用に供すること。

六　この局及び他部局の調査研究及び統計調査の結果を取りまとめ、文部省の所掌事務に関する年次報告、要覽、時報その他を編集し、及び頒布すること。

七　文部省の出版物の用語及び用語法を審査し、文体を定め、並びに体裁、意匠、さし絵及び図式に関する企画について他部局に対し、援助を與えること。

八　文部省が著作の名義を有する出版物の著作權を管理すること。

九　文部省の出版物（教科用図書（図書その他の出版物、検定教科用図書を除く。）及び文部省の奨励する事業のために必要な用紙及びその副資材の需要量を総合調整すること。

十　前号の用紙及びその副資材について、決定された割当量に基いて、その割当方針を立てること。

十一　文部省から用紙の割当を受ける出版物の印刷、製本その他に必要な基準を設定し、及びこれらの出版物の価格を法令の範囲内で認可すること。

十二　文部省の出版物の印刷及び刊行頒布に関して、他部局に対し、援助を與えること。

十三　文部省の必要とする外國出版物の購入又は交換に関する事務を処理すること。

十四　國語審議会の答申の実施について企画し、他の政府機関、教育機関その他と連絡して、國語の改良及びその普及をはかること。

十五　文部省の計画及び政策に関し、公報を準備し、及び普及すること。

十六　この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

十七　この局の所掌事務に関する法令案を作成すること。

十八　この局の所掌事務に関する予算案を準備すること。

十九　前各号に掲げるもののほか、この局の所掌事務に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（管理局の事務）

第十二條　管理局においては、左の事務をつかさどる。

一　大学の設置、廃止及び設置者の変更の認可を行うこと。

二　文部省の所掌事務に関する法人の設立の認可等を行うこと。

三　文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。

四　著作権法（明治三十二年法律第三十九号）その他著作権に関する法令及び予約出版法（明治四十三年法律第五十五号）に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。

五　文部省が著作の名義を有する教科用図書及び検定教科用図書のために必要な用紙及びその副資材の需要量を総合調整すること。

六　前号の用紙及びその副資材について、決定された割当量に基いて、その割当方針を立てること。

七　別に私立学校に関して規定する法律に基き文部省に属せしめられた事務を処理し、及び私立学校の運営について援助と助言を與え、又は関係部局に対し、勧告すること。

八　学校、研究機関、社会教育施設その他文部省の所掌事務に関する團体、機関の要求する施設の建設、復旧、維持及び運営並びに実習、実驗及び研究等のための統制物資の需要量を取りまとめ、その需要計画を作成して行政官庁たる政府機関に要求すること。

九　決定された割当量に基いて、前号の團体、機関に対するそれぞれの物資の割当計画を作成し、及び割当、配分を行うこと。

十　前二号のほか、入手困難な物資に関し、第八号の團体、機関に対し、その入手についてあつ旋すること。

十一　学校施設の基準の設定について、関係部局に対し、勧告し、及び学校施設の復旧整備に関し、教育委員会その他の機関に対し、援助と助言を與えること。

十二　他部局と協力して、教育用品の規格を設定し、及び教育用品の解説目録を作成すること。

十三　学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。

十四　國費の支弁に属する学校施設の復旧整備工事を行うこと。

十五　この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

十六　この局の所掌事務に関する法令案を作成すること。

十七　この局の所掌事務に関する予算案を準備すること。

十八　前各号に掲げるもののほか、この局の所掌事務に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（教育施設部）

第十三條　教育施設部においては、前項第一号から第十四号までに掲げる事務のうち、学校施設に関する事務及びこれらに関する次の事務をつかさどる。

一　学校施設の基準の設定について、関係部局に対し、勧告し、及び学校施設の復旧整備に関し、教育委員会その他の機関に対し、援助と助言を與えること。

二　学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。

三　國費の支弁に属する学校施設の復旧整備工事を行うこと。

四　この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

五　この局の所掌事務に関する法令案を作成すること。

六　この局の所掌事務に関する予算案を準備すること。

七　前各号に掲げるもののほか、この局の所掌事務に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（教育施設部の事務）

第十四條　教育施設部においては、前項第一号から第十四号までに掲げる事務のうち、学校施設に関する事務及びこれらに関する次の事務をつかさどる。

（國立博物館）

第十七條　國立博物館は、美術品及び歴史資料を收集、保存して公衆の観覽に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事務を行う機関とする。

2　國立博物館は、東京都に置く。

3　國立博物館に奈良分館を置く。

4　國立博物館に長崎資料館を置き、歴史及び美術等に関する資料を收集、保存して、公衆の観覽に供せしめる。

5　國立博物館に美術研究所を置き、美術に関する調査研究を行わしめる。

6　國立博物館の内部組織は、文部省令で定める。

（國立科学博物館）

第十八條　國立科学博物館は、自然科学及びその應用に関する資料を收集、保存して公衆の観覽に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う機関とする。

2　國立科学博物館は、東京都に置く。

3　國立科学博物館の内部組織は、文部省令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2　左の勅令及び政令は、廃止する。但し、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除くほか、從前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及

び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

文部省官制（昭和十七年勅令第七百四十八号）

文部省に調査局を置く勅令（昭和二十一年勅令第五百八十九号）

文部部内臨時職員等設置制（大正九年勅令第二百九十三号）

教育研修所官制（昭和二十年勅令第五百七十二号）

國立博物館官制（昭和二十二年政令第八号）

東京科学博物館官制（大正十年勅令第二百八十六号）

緯度観測所官制（大正九年勅令第四百八十二号）

統計数理研究所官制（昭和十九年勅令第三百八十五号）

日本藝術院官制（昭和十二年勅令第二百八十号）

測地学委員会官制（明治三十一年勅令第八十四号）

史蹟名勝天然紀念物調査会官制（昭和十一年勅令第三百九十七号）

國語審議会官制（昭和九年勅令第三百三十一号）

教科用図書委員会官制（昭和二十二年政令第二百七十六号）

教員検定委員会官制（明治三十三年勅令第百三十五号）

3　前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4　この法律中「高等学校」には、学校教育法第九十八條第一項の従前の規定による中等学校を、「大学」には、同條同項の従前の規定による大学、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校を含むものとする。

5　第八條第十号中「高等学校」は、当分の間、「中学校及び高等学校」と読み替えるものとする。

6　初等中等教育局においては、当分の間、学習指導要領を作成するものとする。但し、教育委員会において、学習指導要領を作成することを妨げるものではない。

7　初等中等教育局においては、昭和二十三年度において編修を計画した社会科、理科、國史、習字の教科用図書の編修が終るまでは、その編修を継続するものとする。

8　初等中等教育局においては、当分の間、文部省が著作の名義を有する教科用図書で年需要部数が一万部を越えるものについて、この改訂を行うものとする。

9　初等中等教育局においては、当分の間、盲ろう教育用等の特殊の教科用図書の編修及び改訂を行うものとする。

10　初等中等教育局においては、当分の間、学校給食に関する左の事務をつかさどる。

一　学校給食計画の運営に必要な食糧その他の物資の需要量を総合調整し、及び割当方針を立てること。

二　関係行政機関、教育委員会その他の関係機関との連絡を行い、及びその協力を求めること。

11　管理局においては、当分の間、教科用図書の検定を行うものとする。

12　調査普及局においては、当分の間、初等教育、中等教育及び特殊教育用の教科用図書の発行の指示及び製造供給の承認等、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）に基き文部省に属せしめられた事務を処理するものとする。

13　社会教育局においては、当分の間、北海道函館市、京都府舞鶴市及び長崎縣佐世保市に所部の職員を派遣して、復員者その他一般引揚者に対する成人教育を行うものとする。

14　第十三條に掲げるもののほか、別に図書館に関して規定する法律が制定施行されるまで、文部大臣の所轄の下に、図書館職員養成所を置き、図書館の職員を養成せしめる。図書館職員養成所に関して必要な事項は、文部省令で定める。

15　國立図書館官制を廃止する等の政令（昭和二十四年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條　削除

16　第二十四條に掲げるもののほか、当分の間、本省に左表の上欄に掲げる審議会等を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
教員検定審査会	教員検定に関する事務をつかさどること。
ローマ字調査審議会	ローマ字による國語の書き表し方に関する事項を調査審議すること。
教科書出版資格審査会	文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第　号）に規定する事項を審査すること。
教科用図書検定調査会	文部大臣の諮問に應じて検定申請の教科用図書を調査すること。

17　前項に掲げる機関の分科会、内部組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除くほか、政令で定める。

18　第二章第三節に規定する文部省教育施設部出張所は、臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）の規定が効力を有する間、存続するものとする。

19　國立國語研究所設置法の一部を次のように改正する。

第十一條を削る。

地方自治廳設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國と地方公共團体との連絡及び地方公共團体相互間の連絡協調を図るとともに、國家公益と地方公共團体の自主性との間に調和を保ちつつ、地方公共團体の自治権を擁護して、地方自治の本旨の実現に資する目的をもつて、現在地方自治に関する行政部面を担任している総理廳官房自治課と、財政部面を担任している地方財政委員会とを統合し、総理府の外局として地方自治廳を設置しようとするものである。これは、従来行政面と財政面とを別個の政府機関が掌理している不便を克服して、能率的な行政運営を期するとともに、地方自治廳設置の趣旨に基く新たな地方自治に関する総合連絡に関する事務を処理するものである。この任務遂行の制度的保障として、地方自治に影響を及ぼす國の施策の企画立案及び運営に関して必要な意見を内閣及び関係行政機関に申し出ること、及び國家行政組織法第十六條第一項の規定による地方公共團体の長の申出を受理してこれに関する調査を行い、関係各大臣に対し必要な指示をなしその他適当な措置を講ずることが規定されている。更に、その組織については、國務大臣をもつて長官とするとともに、衆、参両議院議員のうちから各院の指名した者それぞれ一人、全國の都道府縣知事、市長及び町村長のそれぞれの連合組織がその代表者として推薦した者それぞれ一人、並びに学識経験者一人都合六人の地方自治委員と長官をもつて組織する地方自治委員会議を置くことにしてあるが、地方自治廳は所掌事務の重要な事項については、地方自治委員会議の意見

を聞かなければならないこと及び地方自治委員会議は諮問事項について関係機関に意見を提出することができることになつている。

内部部局としては官房の外、連絡の事務と現在の官房自治課の所掌事務を行う連絡行政部と、地方財政委員会の所掌事務を行う財政部の二部が置かれており、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議院の修正議決理由

本法律案は、地方自治運営上概ね必要且つ妥当と認められるが、地方自治振興のためには（一）地方自治委員会議を議決機関とすること（二）委員については、全國の都道府縣議会、市議会並びに町村議会の議長のそれぞれの連合組織がその代表者として推薦した者各一人、学識経験者一人を四人に改め、委員六人を十三人とすること（三）地方自治廳の権限事項中に自轉車競走を行うことができる市町村を指定することを加えることを適切と認め、別紙の通りこれを修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

地方自治廳設置法案の一部を次のように修正する。

（地方自治委員会議）

第四條　地方自治廳に、地方自治委員会議を置く。

2　地方自治委員会議は、長官及び左に掲げる者につき内閣総理大臣の任命した地方自治委員十二人をもつて組織する。

一　衆議院議員のうちから衆議院の指名した者　一人

二　参議院議員のうちから参議院の指名した者　一人

三　全國の都道府縣知事の連合組織がその代表者として推薦した者　一人

四　全國の市長の連合組織がその代表者として推薦した者　一人

五　全國の町村長の連合組織がその代表者として推薦した者　一人

六　全國の都道府縣議会の議長の連合組織がその代表者として推薦した者　一人

七　全國の市議会の議長の連合組織がその代表者として推薦した者　一人

八　全國の町村議会の議長の連合組織がその代表者として推薦した者　一人

九　学識経験のある者　四人

3　前項第三号から第九号までに掲げる者を任命する場合においては、両議院の同意を経なければならない。

（地方自治廳の権限）

第五條　地方自治廳は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な契約をすること。

二　収入金を徴收し、及び所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のために必要な施設をし、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する統計及び調査資料を收集し、頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十一　地方自治廳の公印を制定すること。

十二　内閣総理大臣の権限に属する左に掲げる事項を補佐すること。

（一）　國家行政組織法第十六條第一項の規定による地方公共團体の長の申出を受理し、これに関する調査を行い、関係各大臣に対し必要な指示をしその他適当な措置を講ずること。

（二）　地方公共團体の区域の変更に関する処分をし、又はこれに関する都道府縣知事の処分の届出を受理すること。

（三）　都道府縣に関する直接請求及び都道府縣の議会の結果並びに都道府縣の條例の制定又は改廃に関する報告を受理すること。

（四）　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百四十六條の規定による手続を採ること。

（五）　地方自治法第二百四十七條の規定による手続を採ること。

（六）　一の地方公共團体のみに適用される特別法の一般投票の手続及び当該法律の公布の手続を採ること。

（七）　都道府縣及び特別市の加入する地方公共團体の組合の設立、加入團体の増減、共同処理事務の変更又は組合規約の変更を許可し、及びその解散の届出を受理すること。

（八）　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により、法人の設立を許可すること。

（九）　地方税法（昭和二十三年法律第百十号）第七條の規定により事業税の課税標準たる所得金額に関する異議の決定をすること。

（十）　地方税法第八條の規定により事業税附加税の課税標準たるべき本税額に関する異議の決定をすること。

（十一）　地方税法第三十六條の規定により、特別徴收義務者をして徴收させることができる地方税の税目を指定すること。

（十二）　地方税法第四十四條の規定により、証紙徴收をすることができる地方税の税目を指定すること。

（十三）　地方税法第九十八條の規定により、道府縣の課税権の帰属等について決定をすること。

（十四）　地方税法第百二十二條の規定による報告を受理すること。

（十五）　地方税法第百二十三條の規定に基く地方公共團体の條例に関する審査の請求、取消又は変更に関すること。

（十六）　地方配付税を配付すること。

（十七）　地方債の発行に関して許可を與えること。

（十八）　國庫負担地方職員の各地方公共團体別の定員を決定すること。

（十九）　地方公共團体の行う当せん金附証票の発賣を許可すること。

（二十）　地方競馬を行うことができる都市を指定すること。

（二十一）　自轉車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）により自轉車競走を行うことができる市町村を指定すること。

十三　前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き地方自治廳に属せしめられた権限

（地方自治委員会議への諮問事項）

第十一條　地方自治廳の所掌事務のうち、左に掲げる事項は、地方自治委員会議の意見を聞かなければならない。

一　地方公共團体の行政及び財政並びに地方公共團体の職員に関する制度についての法令案に関する事項

二　國家行政組織法第十六條第一項の規定による関係各大臣に対する指示その他適当な措置に関する事項

三　地方自治法第百四十六條の規定による手続に関する事項

四　地方自治法第二百四十七條の規定による手続に関する事項

五　一の地方公共團体のみに適用される特別法の一般投票の手続及び当該法律の公布の手続に関する事項

六　地方公共團体の職員の給與についての技術的助言に関する事項

七　地方配付税中第五種配付額及び特別配付税の配付に関する事項

八　地方債の発行許可の基本方針に関する事項

九　その他地方自治に関する重要な事項

2　地方自治委員会議は、前項に掲げる事項について、関係機関にその意見を提出することができる。

（地方自治委員会議の議事）

第十二條　地方自治廳長官をもつて充てる。

2　地方自治委員会議の議長は、委員三人以上出席しなければ開くことができない。議事は、出席委員の過半数の同意をもつて決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　前二項に定めるものの外、地方自治委員会議の議事に関し必要な事項は、地方自治委員会議が定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2　第四條第二項及び第三項の規定による地方自治委員の任命のために必要な行爲は、前項の規定にかかわらず、昭和二十四年六月一日前においても行うことができる。

3　この法律施行後最初の地方自治委員の全員が任命されるまでの間は、第十二條第二項の規定にかかわらず、逐次任命された地方自治委員だけで地方自治委員会議の議事を開くことができる。

4　地方財政委員会法（昭和二十二年法律第百五十五号）は、廃止する。

5　地方財政法の一部を次のように改正する。

「地方財政委員会」を「地方自治廳長官」に改める。

第三十六條を次のように改める。

6　第三十六條　削除

5　6　当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「地方財政委員会」を「地方自治廳長官」に改める。

外務省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法の施行と行政機構の改革に伴い、従來の外務省の機構を簡素化するとともに、外交再開の曉に備えての整備を図り、その任務及び権限を明確に定め、且つ所掌する行政事務の遂行に能率的な組織を定めようとするものである。

内部部局においては、従來の一官房、五局二部一所が、一官房と政務、條約、調査、管理、連絡の五局並びに情報の一部となり、情報部は政務局内に、又外務官吏研修所及び中央連絡協議会が附属機関として置かれている。連絡局は総理廳の外局であつた連絡調整事務局を縮小整理したもので、特殊財産局は賠償廳に統合されることになつている。

地方支分部局としての連絡調整事務局については、四出張所を廃して十一局を存置することにして、本年六月一日から施行しようとするのがこの法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案は、國政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

古物営業取締法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

盗難激増のうちに、そのぞう品の過半数が古物商殊にもぐり業者の手でさばかれている実情にかんがみ、本法案は古物商、市場主、露店、行商、せり賣は、すべて公安委員会の許可を要するものとし、又盗犯防止に協力性の乏しいような者には許可を與えない意図のもとに、古物商、市場主の許可基準を規定し、他方営業権を尊重して、その許可の取消及び営業の停止の行政処分をなす場合には予め公開の聽聞を行うべきものとしている。又防犯の対象として古物の取扱を公正且つ明朗にし、古物商の協力によつてぞう品の発見を容易にするため、その相手方を確認する方法を規定し、帳簿の記載方を適確に定めている。

なお、犯罪の溫床となるもぐり業者に対する取締の徹底を期するため、これに対する刑罰を重くしている。

二、議案の修正議決理由

現行の古物営業取締法が時勢にそわぬ部分があるのみでなく、最近における犯罪激増の事情にかんがみ、古物の取扱を公正且つ明朗にするとともに、古物の取引に際して、盗品の発見に努めることによつて、盗犯の防止を効果的ならしめるため、本法案は必要と認め、且つ、本法案の不備を補い、内容を改善し、別紙のとおり修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

古物営業取締法

（小字及び――は修正）

（定義）

第一條　この法律において「古物」とは、一度使用された物品（使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入をしたものをいう。

2　この法律において「古物商」とは、古物を賣買し、若しくは交換し、又は委託を受けて賣買し、若しくは交換することを営業とする者で第二條第一項の規定による許可を受けたものをいう。

3　この法律において「市場」とは、古物商間の古物の賣買又は交換のための市場をいう。

4　この法律において「市場主」とは、市場を経営する者で第三條の規定による許可を受けたものをいう。

（行商及び露店の許可）

第八條　古物商が、行商をしようとし、又は露店を出そうとするときは、命令の定めるところにより、営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2　古物商は、その従業者に、三人をこえない範囲において行商をさせ、又は露店を出させることができる。前項の規定は、この場合に準用する。

（盗品及び遺失物の回復）

第二十一條　古物商が買い受け、又は交換した古物のうちに盗品又は遺失物があつた場合においては、その古物商が当該盗品又は遺失物を公の市場において又は同種の物を取り扱う営業者から善意で譲り受けた場合においても、被害者又は遺失主は、古物商に対し、これを無償で回復することを求めることができる。但し、盗難又は遺失のときから一年を経過した後においては、この限りでない。

（立入及び調査）

第二十三條　警察官又は警察吏員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所、古物の保管場所、市場又は第九條のせり売の場所に立ち入り、古物及び帳簿を検査し、関係者に質問することができる。

2　前項の場合においては、警察官又は警察吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3　警察署長は、必要があると認めるときは、古物商又は市場主から盗品又は遺失物に関し、必要な報告を求めることができる。

道路交通取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

自動車等高速度交通機関の増加に伴い、交通事故も急増しつつある現状にかんがみ、昭和二十二年十一月に制定され、翌二十三年一月から施行された現行道路交通取締法に若干の改正を加え、事故の発生を可及的に防止し、交通秩序の円滑安全を図ろうとするもので、その要点は、歩行者は、原則として道路の右側を通行して、車馬に対しては、いわゆる小廻りの方法をとること、またこれに伴う交叉点においての車馬相互間及び車馬と歩行者との間の通行順位に関する規定を整備すること、その他現行法に所要の改正を加えることである。

二、議案の議決理由

終戦以来自動車の激増する交通秩序の現状と諸外國の実例に徴して近き将来に備えるためには、早晩本法案の如き改正を必要とする。ただ國民多年の慣習である左側通行を右側通行に一変することは、過渡期における混乱も予想されるので、本法案に予定された六箇月間の準備期間中において、本法施行についての直接関係者はもとより國民一般に対し、本法改正の主旨を周知徹底させて本法運用の実際に遺憾ないよう政府が万全の方途を講ずることを要望しつつ本委員会は、多数をもつて可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

測量法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現行の陸地測量標條例は不備で改正を要するものがあるので、この際同條例を廃し、これに代つて本法律により測量実施の基準及び権能を定め、測量制度を整備することにより測量の正確さを確保し、測量の重複を除いて測量の改善発達を図らんとするものである。

二、議案の可決理由

本法律案の目的とするところは適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

建設委員長　浅利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

公認会計士法の一部を改正する法律案（宮幡靖君外二名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

計理士で財務書類の監査又は証明を業とする期間を延長せんとするものである。

二、議案の可決理由

公認会計士特別試験の実施遅延に伴う措置として極めて適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の増設に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

最近における外國貿易のすう勢に対應し、税関行政の円滑な遂行を期するため、東京税関支署羽田飛行場出張所外一税関出張所及び岩國税関支署上関監視署外二税関支署監視署を設ける必要が生じたので、これらの設置について國会の承認を求めんとするものである。

二、本件の承認理由

外國貿易の現状にかんがみ、税関行政の円滑を期するために必要なる措置と認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十一号参照〕

大蔵省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法の施行と行政機構の改革に伴い、大蔵省の任務及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する事務及び事業の遂行に能率的な組織を定めようとするものである。即ち、内部部局としては、現在より二局、一支局、五部を減じて、一官房と主計、主税、理財、管財及び銀行の五局並びに四部とする外、財務行政に関する渉外事務が複雑多岐にわたり、特に今回新設される米國対日援助見返資金の管理に関する事務の重要性にかんがみ、財務官一人を設置して、渉外事務の総括に当らせることとした。

地方支分部局としては、税関六箇所及び現在の財務局から徴税関係事務を除いたものを所掌する財務部八箇所を設けることとなつている。

外局については、専賣局が日本専賣公社となり、会計士管理委員会及び同事務局を廃して理財局に吸収し、証券取引委員会、國税廳、造幣廳及び印刷廳とし、証券取引委員会は事務局の部制を廃して次長一人とし、印刷廳は一部を減じて一官房二部となつている。

國税廳は、専ら徴税事務を所掌する行政機関として新たに設けようとするもので、現在の主税局から徴税部面を独立せしめたものである。

内部部局は、総務、直税、間税及び調査査察の四部からなり、税務講習所の外五の審議会等を附属機関とし、地方支分部局として十一箇所の國税局を設け、税務署をその下部機関とし、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案は、國政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十七日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

行政整理を目的とする機構改革の根本方針に基いて、第三回國会において成立を見た郵政省の機構を簡素化しようとするものである。即ち、監察、郵務、貯金及び簡易保険の四局の部制を廃するとともに、これらの局の長には理事をもつて充てることになつているのを取り止め、局長の補佐として次長一人ずつを置くことになつている、更に人事、資材、建築の三局をいずれも大臣官房の部に縮小し、人事、経理の二局に置く予定の次長及び官房長を廃して、従來の機構より十二の長を整理して、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案は、行政機構簡素化の根本方針から見て、必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十七日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

電氣通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

行政整理を目的とする機構改革の根本方針に基いて、第三回國会において成立を見た電氣通信省の機構を簡素化するもので、電氣通信省設置法の基本構想であるいわゆる「ライン・オルガニゼーション」の貫徹」の理念との調節を図るとともに、従來の組織段階を一齊に一段ずつ繰り下げた。即ち、総務長官を電氣通信監に改め、長官官房を電氣通信監室とし、業務部門、施設部門担当の理事二人を廃して両部門をそれぞれ業務局、施設局とするとともに、両部門を総務室を廃し、両部門の各局を部とすることにした。又人事局を大臣官房人事部とし、従來の機構から理事二人、七局を減じている。なお、外局については、電波廳において四部を三部に、航空保安廳において二部を廃して次長一人を置くこととして、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案は、國政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十七日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴い、通信省官制以下関係諸官制を廃止するとともに、関係法令中における字句の読替を規定しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案は、國政運営上必要且つ妥当と認められるが、法務府、各省及び法律で内閣総理大臣その他國務大臣がその長に当ることと定められている行政機関に、その機関の長たる大臣を助け、政策及び企画に参與し、政務の処理に当る政務次官各一人を置くことができること、政務次官は特別職で、内閣官房長官と同待遇とし、その総数は内閣総理大臣その他の國務大臣の総数をこえてはならないこと、並びに内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の國務大臣がすべてその地位を失つたときに、これと同時にその地位を失うものとし、従來の各省次官を事務次官と改めるとともに、その他所要の改正を行う必要を認め、別紙の通りこれを修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十七日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

[別紙]

(かな及び――は修正)

國家行政組織法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五條第一項中「内閣法」を「内閣法(昭和二十二年法律第五号)」に改める。

第七條中第四項を第五項とし、第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、第二項を第三項とする。

同條第一項の次に次の一項を加える。

2　特に必要がある場合においては、前項の内部部局の外、官房及び局に部を置くことができる。

第十七條を次のように改める。

(行政機関の長)

第十七條　法務府、各省及び法律で内閣総理大臣その他の國務大臣がその長に当ることと定められている行政機関には政務次官各一人を置く。

2　前項の規定により行政機関に置かれる政務次官は、大臣を助け、省務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

3　政務次官は、その機関の長たる大臣を助け、政策及び企画に参與し、政務を処理する。

4　政務次官の任免は、その機関の長たる大臣の申出により、内閣においてこれを行う。

5　政務次官は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の國務大臣がすべてその地位を失つたときに、これと同時にその地位を失う。

第十七條の次に次の一條を加える。

第十七條の二　各省に事務次官一人を置く。

2　事務次官は、その省の長たる大臣を助け、省務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

第二十五條第二項中「次官」を「事務次官」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

2　経済安定本部に政務次官が置かれる場合(外局に置かれる場合を含まない。)においては、第十七條第三項及び第四項中「その機関の長たる大臣」とあるのは「総務長官たる大臣」と読み替えるものとする。

3　第十七條の二の規定は、國家行政組織法第二十四條第二項の規定にかかわらず、経済安定本部については適用しない。

4　他の法令中「次官」とあるものは「事務次官」と、「政務次官」とあるものは何々「事務次官」として読み替えるものとする。

5　政務次官の職員の俸給等に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第九号を次のように改める。

九　政務次官及び副政官

別表中

内閣官房長官	二八、〇〇〇円

を

内閣官房長官 政務次官	二八、〇〇〇円

に、

「政務次官」を「副政官」に改める。

國立学校設置法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の目的

國家行政組織法の施行及び新制大学の発足に伴つて、文部大臣の所轄に属する國立の学校の設置に関して規定しようとするものである。

二、議案の要旨

本案は、十五條よりなつているが、その内容は大要次の通りである。

第一に、六十九の新制國立大学については、各大学の名称、位置及び学部について規定し、併せてそれぞれの國立大学に包括せらるべき現在の学校を掲げている。

第二に、各國立大学に附置される研究所の名称、位置及びその目的について規定している。

第三に、各國立大学の学部に附置される研究施設を掲げている。

第四に、三つの電波高等学校についてはその名称、位置について規定し、國立盲教育学校及び聾教育学校については、その名称、位置について規定し、國立盲教育学校及び聾教育学校については、その名称、位置及び目的について規定している。

第五に、各國立学校に置かれる職員の定員を各学校ごとに規定している。

三、議案の修正議決理由

國立学校の設置に関しては、地理的分布と、教育環境、教育施設等の諸條件を考慮し、わが國学術文化の向上を図るため、本案は第三條、第四條、第五條、附則第五項、別表第一、第四について修正する必要を認め、別紙の通り修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十七日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

國立学校設置法案の一部を次のように修正する。

(名称及び位置等)

第三條　國立大学の名称、位置、学部及びその國立大学に包括される学校は、左表に掲げる通りとする。

(小学及び――は修正)

國立大学の名称	位置	学部	学校教育法第九十八條の規定による学校で、上欄の國立大学に包括されるもの
北海道大学	北海道	法文学部 教育学部 理学部 医学部 工学部 農学部 水産学部	北海道大学 北海道大学予科 北海道大学附属農林専門部 北海道大学附属医学専門部 函館水産専門学校
北海道学藝大学		学藝学部	北海道第一師範学校 北海道第二師範学校 北海道第三師範学校 北海道青年師範学校
室蘭工業大学		工学部	北海道大学附属土木専門部 室蘭工業専門学校
小樽商科大学		商学部	小樽経済専門学校
帯廣畜産大学		畜産学部	帯廣農業専門学校
弘前大学	青森縣	文理学部 教育学校 医学部	弘前医科大学 青森医学専門学校 弘前高等学校 青森師範学校 青森青年師範学校
岩手大学	岩手縣	学藝学部 工学部 農学部	盛岡農林専門学校 盛岡工業専門学校 岩手師範学校 岩手青年師範学校
東北大学	宮城縣	文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 工学部 農学部	東北大学 東北大学附属医学専門部 第二高等学校 仙台工業専門学校 宮城師範学校 宮城青年師範学校
秋田大学	秋田縣	学藝学部 鉱山学部	秋田鉱山専門学校 秋田師範学校 秋田青年師範学校
山形大学	山形縣	文理学部 教育学部 工学部 農学部	山形高等学校 米沢工業専門学校 山形師範学校 山形青年師範学校
福島大学	福島縣	学藝学部 経済学部	福島経済専門学校 福島師範学校 福島青年師範学校
茨城大学	茨城縣	文理学部 教育学部 工学部	水戸高等学校 多賀工業専門学校 茨城師範学校 茨城青年師範学校
宇都宮大学	栃木縣	学藝学部 農学部	宇都宮農林専門学校 栃木師範学校 栃木青年師範学校
群馬大学	群馬縣	学藝学部 医学部 工学部	前橋医科大学 前橋医学専門学校 桐生工業専門学校 群馬師範学校 群馬青年師範学校
埼玉大学	埼玉縣	文理学部 教育学部	浦和高等学校 埼玉師範学校 埼玉青年師範学校

千葉大学	千葉縣	学藝学部 医学部 薬学部 工藝学部 園藝学部	千葉医科大学 千葉医科大学附属医学専門部 千葉医科大学附属薬学専門部 千葉農業専門学校 千葉工業専門学校 千葉師範学校 千葉青年師範学校
東京大学	東京都	教養学部 文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 工学部 農学部	東京大学 東京大学附属医学専門部 第一高等学校 東京高等学校
東京外國語大学		外國語学部	東京外事専門学校
東京学藝大学		学藝学部	東京第一師範学校 東京第二師範学校 東京第三師範学校 東京青年師範学校
東京農工大学		農学部 繊維学部	東京農林専門学校 東京繊維専門学校
東京藝術大学		美術学部 音樂学部	東京美術学校 東京音樂学校
東京文教大学（教育）		文学部 教育学部 理学部 農学部 体育学部	東京文理科大学 東京高等師範学校 東京農業教育専門学校 東京体育専門学校
東京工業大学		工学部	東京工業大学 東京工業大学附属予備部 東京工業大学附属高等工業教員養成所
お茶の水女子大学		文学部 理家政学部	東京女子高等師範学校
電氣通信大学		電氣通信学部	中央無線電信講習所
一橋大学		法学社会学部 経済学部 商学部	東京商科大学 東京商科大学予科 東京商科大学附属商学専門部
東京水産大学	神奈川縣	水産学部	第一水産講習所
横浜國立大学		学藝学部 経済学部 工学部	横浜経済専門学校 横浜工業専門学校 神奈川師範学校 神奈川青年師範学校

新潟大学	新潟縣	人文学部 教育学部 理学部 医学部 工学部 農学部	新潟医科大学 新潟医科大学附属医学専門部 新潟高等学校 長岡工業専門学校 新潟第一師範学校 新潟第二師範学校 新潟青年師範学校
富山大学	富山縣	文理学部 教育学部 薬学部 工学部	富山高等学校 富山薬学専門学校 高岡工業専門学校 富山師範学校 富山青年師範学校
金沢大学	石川縣	法文学部 教育学部 理学部 医学部 薬学部 工学部	金沢医科大学 金沢医科大学附属医学専門部 金沢医科大学附属薬学専門部 第四高等学校 金沢工業専門学校 金沢高等師範学校 石川師範学校 石川青年師範学校
福井大学	福井縣	学藝学部 工学部	福井工業専門学校 福井師範学校 福井青年師範学校
山梨大学	山梨縣	学藝学部 工学部	山梨工業専門学校 山梨師範学校 山梨青年師範学校
信州大学	長野縣	文理学部 教育学部 医学部 工学部 農学部 繊維学部	松本医科大学 松本医学専門学校 松本高等学校 上田繊維専門学校 長野工業専門学校 長野師範学校 長野青年師範学校
岐阜大学	岐阜縣	学藝学部 農学部	岐阜農林専門学校 岐阜師範学校 岐阜青年師範学校
静岡大学	静岡縣	文理学部 教育学部 工学部	静岡高等学校 浜松工業専門学校 静岡第一師範学校 静岡第三師範学校 静岡青年師範学校
名古屋大学	愛知縣	文学部 教育学部 法経学部 理学部 医学部 工学部	名古屋大学 名古屋大学附属医学専門部 第八高等学校 名古屋経済専門学校 岡崎高等師範学校

愛知学藝大学			学藝学部	愛知第一師範学校 愛知第二師範学校 愛知青年師範学校
名古屋 愛知工業大学			工学部	名古屋工業専門学校
三重大学	三重縣		学藝学部 農学部	三重農林専門学校 三重師範学校 三重青年師範学校
滋賀大学	滋賀縣		学藝学部 経済学部	彦根経済専門学校 滋賀師範学校 滋賀青年師範学校
京都大学	京都府		文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 工学部 農学部	京都大学 京都大学附属医学専門部 第三高等学校
京都学藝大学			学藝学部	京都師範学校 京都青年師範学校
京都工藝繊維大学			工藝学部 繊維学部	京都繊維専門学校 京都工業専門学校
大阪大学	大阪府		文学部 法経学部 理学部 医学部 工学部	大阪大学 大阪大学附属医学専門部 大阪大学附属薬学専門部 大阪高等学校
大阪外國語大学			外國語学部	大阪外事専門学校
大阪学藝大学			学藝学部	大阪第一師範学校 大阪第二師範学校
神戸大学	兵庫縣		文理学部 教育学部 法学部 経済学部 経営学部 工学部	神戸経済大学 神戸経済大学予科 神戸経済大学附属経営学専門部 姫路高等学校 神戸工業専門学校 兵庫師範学校 兵庫青年師範学校
奈良学藝大学	奈良縣		学藝学部	奈良師範学校 奈良青年師範学校
奈良女子大学			文学部 理家政学部	奈良女子高等師範学校

和歌山大学	和歌山縣		学藝学部 経済学部	和歌山経済専門学校 和歌山師範学校 和歌山青年師範学校
鳥取大学	鳥取縣		学藝学部 医学部 農学部	米子医科大学 米子医学専門学校 鳥取農林専門学校 鳥取師範学校 鳥取青年師範学校
島根大学	島根縣		文理学部 教育学部	松江高等学校 島根師範学校 島根青年師範学校
岡山大学	岡山縣		法文学部 教育学部 理学部 医学部 農学部	岡山医科大学 岡山医科大学附属医学専門部 第六高等学校 岡山師範学校 岡山青年師範学校
廣島大学	廣島縣		文学部 教育学部 政経学部 理学部 工学部 水畜産学部	廣島文理科大学 廣島高等学校 廣島工業専門学校 廣島高等師範学校 廣島女子高等師範学校 廣島青年師範学校
山口大学	山口縣		文理学部 教育学部 経済学部 工学部 農学部	山口高等学校 山口経済専門学校 宇部工業専門学校 山口師範学校 山口青年師範学校
徳島大学	徳島縣		学藝学部 医学部 工学部	徳島医科大学 徳島医学専門学校 徳島高等学校 徳島工業専門学校 徳島師範学校 徳島青年師範学校
香川大学	香川縣		学藝学部 経済学部	高松経済専門学校 香川師範学校 香川青年師範学校
愛媛大学	愛媛縣		文理学部 教育学部 工学部	松山高等学校 新居浜工業専門学校 愛媛師範学校 愛媛青年師範学校
高知大学	高知縣		文理学部 教育学部 農学部	高知高等学校 高知師範学校 高知青年師範学校

福岡学藝大学	福岡縣	学藝学部	福岡第一師範学校 福岡第二師範学校 福岡青年師範学校
九州大学		文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 工学部 農学部	九州大学 九州大学附属医学専門部 福岡高等学校 久留米工業専門学校
九州工業大学		工学部	明治工業専門学校
佐賀大学	佐賀縣	文理学部 教育学部	佐賀高等学校 佐賀師範学校
長崎大学	長崎縣	学藝学部 経済学部 医学部 薬学部 水産学部	長崎医科大学 長崎医科大学附属薬学専門部 長崎高等学校 長崎経済専門学校 長崎師範学校 長崎青年師範学校
熊本大学	熊本縣	法文学部 教育学部 理学部 医学部 薬学部 工学部	熊本医科大学 熊本医科大学附属医学専門部 第五高等学校 熊本薬学専門学校 熊本工業専門学校 熊本師範学校 熊本青年師範学校
大分大学	大分縣	学藝学部 経済学部	大分経済専門学校 大分師範学校 大分青年師範学校
宮崎大学	宮崎縣	学藝学部 工学部 農学部	宮崎農林専門学校 宮崎師範学校 宮崎青年師範学校
鹿児島大学	鹿児島縣	文理学部 教育学部 農学部 水産学部	第七高等学校 鹿児島農林専門学校 鹿児島水産専門学校 鹿児島師範学校 鹿児島青年師範学校

（附置の研究所）

第四條　國立大学は、左表の通り、研究所を附置する。

大学の名称	研究所の名称	位置	目的
北海道大学	低温科学研究所	北海道	低温における科学的現象に関する学理及びその応用の研究
	応用電氣研究所		電氣の応用に関する総合研究
	触媒研究所		触媒に関する学理及びその応用の研究
東北大学	金属材料研究所	宮城縣	鉄鉱その他の金属及び合金に関する学理及びその応用の研究
	農学研究所		東北地方における農産（林産及び畜産を含む。）及び水産に関する学理並びにその応用の研究
	選鉱製錬研究所		重要金属の選鉱及び製錬に関する学理及びその応用の研究
	抗酸菌病研究所		抗酸菌病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究
	科学計測研究所		科学計測に関する学理及びその応用の研究
	高速力学研究所		高速力学に関する学理及びその応用の研究
	電氣通信研究所		電氣通信に関する学理及びその応用の研究
	非水溶液化学研究所		非水溶液化学に関する学理及びその応用の研究
	ガラス研究所		ガラスに関する学理及びその応用の研究
千葉大学	腐敗研究所	千葉縣	腐敗に関する学理及びその応用の研究
東京大学	傳染病研究所	東京都	傳染病その他の病源の検索並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究
	東京天文台		天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、暦書編製、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務
	地震研究所		地震の学理及び震災予防に関する事項並びに爆震爆風及び地震探鉱法に関する事項の研究
	東洋文化研究所		東洋文化に関する総合研究
	立地自然科学研究所		國民生活に必要なる資源に関する立地自然科学の学理及びその応用の総合研究

	ふく射線化学研究所	電波、赤外線、光波等のふく射線に関する化学的事項の学理及びその応用の研究
	理工学研究所	理学及び工学に関する学理及びその応用の研究
	社会科学研究所	社会科学に関する総合研究
	新聞研究所	新聞及び時事についての出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成
	生産技術研究所 千葉縣	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験
教育 東京文教大学	光学研究所 東京都	光学に関する学理及びその応用の研究
東京工業大学	建築材料研究所	建築用材料に関する学理及びその応用の研究
	資源化学研究所	資源に関する化学の学理及びその応用の研究
	精密機械研究所	精密機械に関する学理及びその応用の研究
	窯業研究所	窯業に関する学理及びその応用の研究
	電氣科学研究所	電氣科学に関する学理及びその応用の研究
	燃料科学研究所 東京都	燃料科学の学理及びその応用の研究
一橋大学	経済研究所 東京都	日本及び世界の経済の総合研究
金沢大学	結核研究所 石川縣	結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究
名古屋大学	環境医学研究所 愛知縣	環境医学に関する学理及びその応用の研究
	空電研究所	空電に関する学理及びその応用の研究
	化学研究所	化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究
	人文科学研究所	世界文化に関する人文科学の総合研究
	結核研究所	結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究
京都大学	工学研究所 京都府	工学に関する学理及びその応用の総合研究
	木材研究所	木材に関する学理及びその応用の研究
	食糧科学研究所	食糧の生産、加工、利用及び貯藏に関する研究
大阪大学	微生物病研究所	微生物病に関する学理及びその応用の研究
	産業科学研究所 大阪府	自然科学に関する特殊事項で、産業に必要なものの基礎的学理及びその応用の研究
	音響科学研究所	音響に関する学理及びその応用の研究
神戸大学	経済経営研究所 兵庫縣	経済並びに経営に関する学理及びその技術の研究
岡山大学	放射能泉研究所 鳥取縣	放射能泉に関する学理及びその応用の研究
廣島大学	理論物理学研究所 廣島縣	物理学の基礎理論に関する総合研究
九州大学	溫泉治療学研究所 大分縣	溫泉治療学に関する学理及びその応用の研究
	流体工学研究所	流体に関する工学の学理及びその応用の研究
	彈性工学研究所	彈性工学に関する学理及びその応用の研究
	産業労働研究所	産業労働に関する総合研究
	生産科学研究所 福岡縣	産業に関する基礎的及び応用的研究
長崎大学	風土病研究所 長崎縣	風土病に関する学理及びその応用の研究
熊本大学	体質医学研究所 熊本縣	体質医学の学理及びその応用の研究

（学部附属の研究施設）

第五條　國立大学の学部に、左表の通り研究施設を置く。

大学の名称	学部	研究施設の名称
北海道大学	理学部	附属臨海実験所
	医学部	附属病院、附属病院分院、看護婦養成施設
	農学部	附属植物園、附属農場、附属演習林
帯廣畜産大学	畜産学部	附属農場
弘前大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設

岩手大学	農学部	附属農場、附属演習林
東北大学	理学部	所属臨海実験所
	医学部	附属病院、附属病院分院、看護婦養成施設
	農学部	附属農場、附属演習林
宇都宮大学	農学部	附属農場、附属演習林
群馬大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
千葉大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
	園藝学部	附属農場
東京大学	文学部	史料編纂所
	理学部	附属臨海実験所、附属植物園
	医学部	附属病院、附属病院分院、看護婦養成施設
	工学部	附属総合試験所
	農学部	附属農場、附属演習林、附属水産実験所
東京農工大学	農学部	附属農場、附属演習林
東京文教大学（教育）	理学部	附属臨海実験所
	農学部	附属農場、附属演習林
東京水産大学	水産学部	附属実験実習場
新潟大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
金沢大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
信州大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條の規定は、学校の修業年限及び学年の進行に関しては、昭和二十四年四月一日から適用があるものとする。

2　左に掲げる勅令は、廃止する。

國立総合大学令（大正八年勅令第十二号）

國立総合大学官制（昭和二十一年勅令第二百五号）

國立総合大学及び其の学部に関する件（大正八年勅令第十三号）

東京大学講座令（大正八年勅令第十四号）

京都大学講座令（大正八年勅令第十五号）

東北大学講座令（大正八年勅令第十六号）

九州大学講座令（大正八年勅令第十七号）

北海道大学講座令（大正八年勅令第十八号）

大阪大学講座令（昭和六年勅令第六十九号）

名古屋大学講座令（昭和十四年勅令第百十四号）

官立大学官制（昭和二十一年勅令第二百六号）

教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）

臨時教員養成所官制（明治三十五年勅令第百号）

官立高等学校官制（昭和二十一年勅令第二百九号）

官立専門学校官制（昭和二十一年勅令第二百十号）

國立総合大学及び官立医科大学に臨時医学専門部を設置するの件（昭和十五年勅令第二百七十八号）

岐阜大学	農学部	附属農場、附属演習林
名古屋大学	理学部	附属臨海実験所
	医学部	附属病院、附属病院分院、看護婦養成施設
三重大学	農学部	附属農場、附属演習林
京都大学	理学部	附属臨海実験所、附属臨湖実験所、附属火山温泉研究所
	医学部	附属病院、看護婦養成施設
	農学部	附属農場、附属演習林
大阪大学	医学部	附属病院、附属病院分院、看護婦養成施設
鳥取大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
	農学部	附属農場、附属演習林
岡山大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
廣島大学	理学部	附属臨海実験所
徳島大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
九州大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
	農学部	附属農場、附属演習林、附属水産実験所
長崎大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
熊本大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
宮崎大学	農学部	附属農場、附属演習林
鹿兒島大学	農学部	附属農場、附属演習林

工業技術講習所官制（昭和十五年勅令第七百六十九号）
無線電信講習所官制（昭和十七年勅令第二百七十四号）
水產講習所官制（昭和四年勅令第二十二号）
官立盲学校及聾唖学校官制（昭和二十一年勅令第二百十一号）
低温科学研究所官制（昭和十六年勅令第千一号）
應用電氣研究所官制（昭和十八年勅令第五十六号）
触媒研究所官制（昭和十八年勅令第五十七号）
金属材料研究所官制（大正十一年勅令第三百六十号ノ一）
農学研究所官制（昭和十四年勅令第五百二十一号）
選鉱製錬研究所官制（昭和十六年勅令第二百六十八号）
抗酸菌病研究所官制（昭和十六年勅令第千百十九号）
科学計測研究所官制（昭和十八年勅令第五十四号）
高速力学研究所官制（昭和十八年勅令第七百六十一号）
電氣通信研究所官制（昭和十九年勅令第六号）
非水溶液化学研究所官制（昭和十九年勅令第七号）
硝子研究所官制（昭和二十年勅令第二十五号）
傳染病研究所官制（大正五年勅令第四十七号）
東京天文台官制（大正十年勅令第四百五十号）
地震研究所官制（大正十四年勅令第三百十一号）
東洋文化研究所官制（昭和十六年勅令第千十二号）
宣地自然科学研究所官制（昭和十九年勅令第十七号）
輻射線化学研究所官制（昭和二十年勅令第三十九号）
理工学研究所官制（昭和二十一年勅令第百七十三号）
社会科学研究所官制（昭和二十一年勅令第三百九十四号）
環境医学研究所官制（昭和二十一年勅令第百七十四号）
化学研究所官制（大正十五年勅令第三百十三号）
人文科学研究所官制（昭和十四年勅令第五百二十号）
結核研究所官制（昭和十六年勅令第二百六十七号）
工学研究所官制（昭和十六年勅令第千二十二号）
木材研究所官制（昭和十九年勅令第三百五十四号）
食糧科学研究所官制（昭和二十一年勅令第四百二十三号）
獣医畜産研究所官制（昭和九年勅令第二百七十号）
蠶業科学研究所官制（昭和十四年勅令第八百三号）
醫学専門学校官制（昭和十九年勅令第八号）
温泉治療学研究所官制（昭和六年勅令第二百六十六号）
統体工学研究所官制（昭和十七年勅令第三十号）
彈性工学研究所官制（昭和十八年勅令第五十五号）
史料編纂に関する職員の件（明治三十八年勅令第九十五号）

3　第三條に規定する大学は、それぞれその包括する学校の課程を存置するものとし、それらの課程の履修、卒業及びそれらの課程を担当する教職員の身分等に関する事項並びに第三條に規定する大学に包括する学校に附置される学校については、なお従前の例により取り扱うものとする。

4　前項の規定の実施に関し必要な事項は、文部省令で定める。

5　学校教育法第九十八條の規定による学校のうち、國立大学に包括されないで、当分の間、なお従前の例により存続するものは、左に掲げる通りとする。但し、東京医学歯学専門学校は、昭和二十五年三月三十一日まで、東京医科歯科大学、大阪工業専門学校及び大阪青年師範学校は、昭和二十六年三月三十一日まで、存続するものとする。

東京医科歯科大学
東京医学歯学専門学校
秋田鉱山専門学校
秋田師範学校
秋田青年師範学校
上田繊維専門学校
大阪工業専門学校
大阪青年師範学校

6　水產講習所のうち、東京水產大学に包括されないもの（第二水產講習所）については、水產講習所官制は、別に農林省の設置に関する法律が制定施行されるまでの間、なお効力を有する。

7　従前の規定による國立の大学の大学院は、当分の間、なお従前の例により取り扱うものとする。

8　國立大学に包括される学校に置かれる職員の定員は、それぞれその学校を包括する國立大学の職員の定員に含まれるものとする。

9　第五項に掲げる学校に置かれる職員の定員は、別表第四による。

10　第十二條及び前項の規定は、別に政府職員の定員に関して定める法律の適用に影響を及ぼすものではない。

11　國立学校のうち、東京水產大学は、第一條第二項の規定にかかわらず、昭和二十五年三月三十一日まで、農林大臣の所轄とする。

12　第八條、第十三條、第十五條及び第四項中「文部省令」とあるのは、前項に定める日まで、東京水產大学にあつては「農林省令」と読み替えるものとする。

13　第四章に定める國立の各種学校は、昭和二十五年三月三十一日まで、存続するものとする。

（別表第一）

國立大学の名称	大学に置かれる職員の定員
北海道大学	二、五七二人
北海道学藝大学	六六〇人
室蘭工業大学	一四七人
小樽商科大学	九八人
帯廣畜産大学	一五一人
弘前大学	八二五人
岩手大学	五九八人
東北大学	三、九九七人
秋田大学	四九六人
山形大学	五五八人
福島大学	四二六人
茨城大学	五七八人
宇都宮大学	四六五人
群馬大学	九〇二人
埼玉大学	三五〇人
千葉大学	一、六二八人
東京大学	五、八六七人
東京外國語大学	一二二人
東京学藝大学	九二六人
東京農工大学	三一三人
東京藝術大学	二九四人
東京水產大学	三二二人
横浜國立大学	六三二人
新潟大学	一、四九一人
富山大学	四九二人
金沢大学	一、七〇三人
福井大学	三八一人
山梨大学	四一三人
信州大学	一、三三〇七二人
東京学藝大学	九一八人
東京文教大学	九四五人
お茶の水女子大学	三二〇人
電氣通信大学	一四九人
一橋大学	三二四人

岐阜大学	四五二人
靜岡大学	七三二人
名古屋大学	一、九四〇人
愛知学藝大学	五八八人
名古屋工業大学	一七八人
三重大学	四七〇人
滋賀大学	三〇七人
京都学藝大学	三、四五三人
京都工藝繊維大学	三一九人
大阪大学	三四七人
大阪外國語大学	二、五三一人
大阪学藝大学	一〇五人
神戸大学	六七三人
奈良学藝大学	一、〇一五人
和歌山大学	二六一人
鳥取大学	二三六人
島根大学	八一一人
岡山大学	三五五人
廣島大学	一、七三四人
山口大学	一、三〇九人
德島大学	六七〇人
香川大学	八六三人
愛媛大学	三六七人
高知大学	五六一人
福岡学藝大学	三六五人
九州大学	四八七人
九州工業大学	二、九一六人
佐賀大学	二三三人
長崎大学	三一一人
熊本大学	一、一五六人
大分大学	一、四八四人
宮崎大学	三六五人
鹿兒島大学	四二五人
大阪工業専門学校	八一三人
大阪青年師範学校	一四〇人
	六一人

(別表第二)

國立高等学校の名称	高等学校に置かれる職員の定員
仙台電波高等学校	四六人
詫間電波高等学校	五〇人
熊本電波高等学校	五二人

(別表第三)

國立各種学校の名称	各種学校に置かれる職員の定員
國立盲教育学校	六五人
國立ろう教育学校	九四人

(別表第四)

附則第五項に掲げる学校の名称	上欄の学校に置かれる職員の定員
東京医科歯科大学	七四三人
東京医学歯学専門学校	三五人
秋田鉱山専門学校	一四三人
秋田師範学校	一二五人
秋田青年師範学校	一八人
上田繊維専門学校	一五一人

貸金業等の取締に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

本法案の要旨は次の通りである。

第一は、貸金業者の届出制及びその業務運営の監督に関するものであつて、貸金業を行おうとするものは、あらかじめ、大藏大臣に届出書を提出し、その受理書を受けた後でなければ貸金業を行うことができないものとし、また、貸金業者は預り金をしてはならないこととし、更に、その金銭貸借上の利息及び媒介の手数料については、臨時金利調整法の規定に準じて定めることとしている。

第二は、営業として行われていない無盡、即ちいわゆる頼母子講の取締に関するものであつて、そのうち規模が大きく、公共の利益に影響を及ぼすと認められるもので、大藏大臣の指定するものについては、貸金業者の例によつて取締を行うこととしている。

第三は、いわゆる、日掛貯金による貸付業務に関するものであつて、この業務を無盡会社の業務のうちに採用して、この業務を行う会社のうち、健全良質なものは、無盡会社の免許を受くることにより、正規の金融機関として営業することができることとしている。

第四は、いわゆる浮貸し等の禁止に関するものであつて、金融機関の役職員その他の従業者は、その地位を利用して、不正金融等をしてはならないこととしている。

二、本案の可決理由

本案は、貸金業を取り締るとともに、不正金融を防止することにより、金融の健全な発達に資せしめんとするもので、大体において適切妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十八日

大藏委員長　川野芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

参政官設置法案(高橋英吉君外三名提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、國会と内閣との緊密な連絡を図り、もつて國政の円滑な運営を期するために、参政官制度を設けようとするものであつて、参政官は、内閣法第二條の規定による内閣総理大臣その他の國務大臣の総数の範囲内において、國務大臣を長とする行政機関に各一人を置くことができるものとし、その所属の行政機関の所掌事項に相應する各議院の常任委員会の委員のうちから議院の同意を経て、内閣が任命し、従つてその常任委員会の委員でなくなつたときは、辞任すべきものとせられ、又内閣が罷免するには、あらかじめ議院の議長に通知することを要し、更に議院においても罷免の勧告をすることができることとせられている。

二、議案の可決理由

本案は、國会と内閣との連絡を一層緊密にして、國政の円滑な運営を期するために、一面において國家行政組織法の一部を改正する法律案の本院修正によつて政務次官制度の恒久化を図り、その定員を減少するとともに、これに対應して新たに参政官制度を設けようとするのであつて、その趣旨適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

議院運営委員長　大村清一

衆議院議長幣原喜重郎殿

労働省設置法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法の施行と行政機構の改革に伴い、労働省の福祉と職業の確保とを図り、以て経済の興隆と國民生活の安定とに寄与する目的をもつ行政機関としての労働省の任務及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する事務及び事業の遂行に能率的な組織を定めようとするものである。

内部部局については、労働統計調査局を部とする外は、実質的に何ら現状に変更を加えてはいない。

附属機関については、鉱業安全研究所の外十六の審議会等を設け、地方支分部局については、都道府縣労働基準局、労働基準監督署及び公共職業安定所を設けている。

外局については、中央労働委員会、公共企業体仲裁委員会、國有鉄道中央調停委員会、專賣公社中央調停委員会、國有鉄道地方調停委員会及び專賣公社地方調停委員会を設置することとして、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の修正議決理由

本法律案は、現下における労働行政運営上、概ね必要且つ妥当と認められるが、附属機関たる中央職業安定審議会の目的に、失業保険法の施行に関する重要事項の調査審議を加えるとともに、都道府縣労働基準局の附属機関たる労働者災害補償保険審査会の目的から、保険料その他労働者災害補償保険法に規定する徴收金の賦課又は徴收の処分に関する訴願の審査を除外するを適当とし、且つその他字句について訂正する必要を認め、これを別紙の通り修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十八日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

(小字及び――は修正)

労働省設置法案の一部を次のように修正する。

國会は、労働省設置法（昭和二十二年法律第九十七号）の全部を改正するこの法律を制定する。

(労政局の事務)

第七條　労政局においては、左の事務をつかさどる。

一　労働組合法及び労働関係調整法の施行に関すること。但し、労働委員会が行う労働組合法第六條、第八條、第十五條、第二十四條（第三十一條の規定により準用する場合を含む。）第二十七條第二項、第二十八條、第二十九條及び第三十三條第二項に規定する事務、労働組合法施行令（昭和二十一年勅令第百八号）第三十六條第三項から第五項までに規定する事務、労働関係調整法第八條第二項、第四十條但書及び第四十二條に規定する事務並びに労働組合法及び労働関係調整法に基く労働爭議のあつ旋、調停及び仲裁の事務を除く。

二　公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）に基き、労働大臣及び労働省の権限に属する事務を行うこと。

三　法令に基き、労働大臣の権限に属する労働委員会、公共企業体仲裁委員会、國有鉄道中央調停委員会、專賣公社中央調停委員会、國有鉄道地方調停委員会及び專賣公社地方調停委員会に関する事務を行うこと。

四　労働組合及び労働関係の調整に関する啓もう宣傳を行うこと。

五　前各号に掲げるものの外、労働組合その他労働に関する團体及び労働関係の調整に関することで、他の所掌に属しない事務に関すること。

(その他の附属機関)

第十三條　左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名称	目的
船員労働連絡会議	船員の労働に関する行政の重要事項に関し、労働省の所管行政との連絡統一を図ること。
労働教育審議会	労働教育に関し、調査審議すること。
中央賃金審議会	労働大臣の求に應じ、最低賃金に関する事項を調査審議して意見を提出すること。
技能者養成審議会	労働基準法第七十條の規定に基いて発する命令に関する事項その他技能者の養成に関する重要事項を調査審議すること。
中央労働基準審議会	労働大臣の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。
労働基準監督官分限審議会	労働基準監督官の罷免について、同意を與えること。
労働者災害補償保険審議会	労働者災害補償保険事業の運営に関する重要事項を審議すること。
中央特殊技能試験審議会	労働大臣の諮問に應じ、労働基準法に基く特殊技能試験の基準に関し、調査審議すること。
労働安全装置性能審議会	労働基準法に基く安全装置の性能審査に関し、調査審議すること。
けい肺対策審議会	けい肺対策を調査審議すること。
婦人少年問題審議会	婦人少年問題に関し、調査審議すること。
中央職業安定審議会	公共職業安定所の業務その他職業安定法○及び失業保險法○の施行に関する重要事項を調査審議すること。
特別地区職業安定審議会	二以上の都道府縣にわたる特別地区に関し、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること。
職業安定連絡協議会	職業安定法に定める職業紹介、職業指導、職業補導、労働力の需要供給に関する調査又は労働者の募集について、関係官廳の事務の調整を図り、及び國民の労働力を最も有効に発揮させる方法を協議すること。
失業保険審査会	失業保険金の支給に関する失業保険審査官の決定について不服の申立を審査するとともに、失業保険料その他失業保険法による徴收金の賦課又は徴收の処分に対する訴願を審査すること。
労働統計調査審査会	労働統計調査の企画及び実施に関し、調査審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

(附属機関)

第十六條　左の表の上欄に掲げる機関は、都道府縣労働基準局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名称	目的
地方賃金審議会	都道府縣労働基準局長の求に應じ、最低賃金に関する事項を調査審議して意見を提出すること。
労働者災害補償審査会	労働者の業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他労働基準法の定める災害補償の実施に関する異議の申立を審査又は仲裁すること。
地方労働基準審議会	都道府縣労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。
労働者災害補償保険審査会	労働者災害補償保険の保険給付に関する決定についての不服の申立を審査するとともに、保険料その他労働者災害補償保険法に規定する徴收金の賦課又は徴收の処分に関する訴願を審査すること。

地方特殊技能試験審議会	都道府縣労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法に基く特殊技能試験に関し、調査審議すること。
衛生管理者試験審議会	都道府縣労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法に基く衛生管理者試験に関し、調査審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

（外局）

第二十條　國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて労働省に置かれる外局は、左の通りとする。

中央労働委員会

公共企業体仲裁委員会

國有鉄道中央調停委員会

專賣公社中央調停委員会

國有鉄道地方調停委員会

專賣公社地方調停委員会

2　中央労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働組合法（これに基く命令を含む。）及び労働関係調整法（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

3　公共企業体仲裁委員会、國有鉄道中央調停委員会及び專賣公社中央調停委員会の組織、所掌事務及び権限は、公共企業体労働関係法（これに基く命令を含む。○以下同じ。）の定めるところによる。

4　國有鉄道地方調停委員会及び專賣公社地方調停委員会の名称、位置、管轄区域、組織、所掌事務及び権限は、公共企業体労働関係法の定めるところによる。

國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法の施行に伴い、從來労働関係法律において規定されている各種委員会の名称をその性格に應じて、審議会、協議会又は審査会と改めるとともに、労働基準法及び職業安定法中の職員の定員を命令で定める旨の規定を削除することとして、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案は、國政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十八日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

運輸省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法の施行と行政機構の改革並びに國有鉄道の公共企業体としての独立に伴い、運輸省の任務及び権限を明確に定めるとともに、所掌事務の遂行に能率的な組織を定めようとするものである。即ち、運輸行政を公平且つ合理的に行い、行政の民主化を図るため、運輸次官を会長たる委員とし、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する六人の委員、都合七人の委員をもつて構成する運輸審議会が設置され運輸大臣は公衆と関係の深い、運輸事業の免許、運賃の決定その他の重要事項については審議会にはかり、その意見を尊重せねばならないことになつている。

内部部局については、現在の鉄道総局、海運総局、陸運監理局の、二総局一局下の十三局四部を縮小して、海運、船舶、船員、港湾、鉄道監督及び自動車の六局並びに大臣官房に新設の観光部以下の六部としている。

附属機関については、中央気象台以下十二機関が設けられ、又地方支分部局については、海運局、公共船員職業安定所、港湾建設部は大体從來通りであるが、日本國有鉄道の発足とともに、現在の特定道路運送監理事務所の事務と鉄道局等で所掌している監督行政事務を一元化して掌理する陸運局を九箇所設置し、なお、都道府縣にある道路運送監理事務所は本年八月三十一日限りとし、その後は所要の地に陸運局の分室として置かれることになつている。

外局については、船員労働委員会及び海上保安廳の二とし、海難審判所を運輸大臣から海上保安廳長官の所轄に移して、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の修正議決理由

本法律案は、運輸行政運営上概ね必要且つ妥当と認められるが、

（一）運輸審議会が諮問機関たるの性格にかんがみ、その会長は委員の互選によつて選任すること、小委員会は廃すること及び委員の兼業は認めないこと

（二）海難審判所は、その性格にかんがみ、現行通り運輸大臣の所轄に置き、海難審判廳として運輸省の外局とすること

（三）運輸省の権限中において、自家用自動車の使用調整の範囲を明確にするとともに、自動車局並びに港湾建設部の所掌事務を整理すること

（四）運輸審議会委員の任命のための事前措置及び國会閉会中における最初の委員の任命に関する措置を定めること

（五）陸運局の分室設置についての手続について定めることを適当と認め、別紙の通りこれを修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十八日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

（別紙）

（小字及び――は修正）

運輸省設置法案の一部を次のように修正する。

目次

第一章　総則（第一條―第四條）

第二章　本省

第一節　運輸審議会（第五條―第十八條）

第二節　内部部局（第十九條―第二十八條）

第三節　附属機関（第二十九條―第三十八條）

第四節　地方支分部局（第三十九條―第五十五條）

第一款　海運局（第四十條―第四十四條）

第二款　公共船員職業安定所（第四十五條）

第三款　港湾建設部（第四十六條―第五十條）

第四款　陸運局（第五十一條―第五十五條）

第三章　外局（第五十六條―第五十八條）

第一節　船員労働委員会（第五十九條―第六十七條）

第二節　海上保安廳（第六十八條―第七十三條）

第三節　海難審判廳（第七十四條―第七十九條）

第四章　職員（第八十條―第八十二條）

第五章　公團（第八十三條―第八十六條）

附則

（運輸省の任務）

第三條　運輸省は、左に掲げる事項に関する國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　水運

二　陸運

三　港湾

四　船舶及び鉄道車両その他の陸運機器（自動車の製造を除く。）

五　船員

六　運輸に関連する観光

七　氣象

八　倉庫業

九　海上の安全及び治安の確保並びに海難の審判

十　海難の審判

（運輸省の権限）

第四條　運輸省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理し、並びに職員を訓練すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する統計、調査資料等を頒布し、刊行し、又は販賣すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一　所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二　運輸省の公印を制定すること。

十三　所掌事務に係る公益法人その他の團体につき、許可若しくは認可を與え、又はその許可若しくは認可を取り消すこと。

十四　所掌事務に関し、届出をさせ、報告を徴し、又は必要な命令をすること。

十五　水上運送事業者に対し、航路、就航区域又は船舶を指定して航海を命じ、制限し、又は禁止すること。

十六　船舶の製造、改造、修繕、引揚及び解体を許可し、且つ、必要な命令をすること。

十七　船舶の積量を測度し、及び船舶を登錄すること。

十八　船員の労働組合の資格に関する決定をし、及び規約の変更を命ずること。

十九　船員に係る労働協約を、他の同種の船員及び使用者に適用することを決定すること。

二十　船員の労働関係に関し、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の定める公益事業を指定し、及び労働爭議につき船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）に調停を請求すること。

二十一　船員又は船舶所有者に対し、公認、許可、審査、仲裁、臨檢又は質問を行い、及び必要な処分をすること。

二十二　法令又は労働協約に抵触する船員の就業規則の変更を命ずること。

二十三　船員手帳を交付し、及び船員原簿を管理すること。

二十四　船員の最低賃銀を定めること。

二十五　船員の職業紹介事業、労務供給事業及び募集を許可し、又は制限すること。

二十六　港湾（港湾施設（もつぱら國の他の行政機関の管理に属するものを除く。）を含む。以下第五十号を除き本條中同じ。）及び航路の建設、改良、保存若しくは管理を行い、又はこれらを行う者に対し認可を與え、若しくは助成すること。

二十七　港湾の使用料の徴收に関し、認可すること。

二十八　港湾運送に関し、事業設備の新設、拡張、改良、譲渡、譲受、貸借又は使用方法につき必要な命令をすること。

二十九　港湾内の公有水面の埋立、干たく及び使用を免許すること。

三十　倉庫業法（昭和十年法律第四十一号）により、倉庫証券の発行を許可し、及び事業計画、営業規則又は保管料率の変更を命ずること。

三十一　日本國有鉄道を監督すること。

三十二　國有鉄道調停委員会に対し調停を請求し、又は公共事業体仲裁委員会に対し仲裁を請求すること。

三十三　内閣総理大臣に対し公共企業体仲裁委員会の委員の罷免を請求すること。

三十四　日本國有鉄道の役員又は職員で司法警察職員として職務を行う者を指名し、又は指名する者を定め、及びこれらの者が司法警察職員として行う職務を監督すること。

三十五　地方鉄道及び軌道を免許し、又は特許し、並びに地方鉄道及び軌道の業務に関し、許可し、又は認可すること。

三十六　鉄道財團及び軌道財團につき、抵当権の設定を認可し、且つ、これを登錄すること。

三十七　地方鉄道及び軌道の係員の職制及び資格を定めること。

三十八　専用鉄道及び索道を免許し、及び無軌條電車を特許すること。

三十九　自動車運送事業及び自動車道事業を免許し、及び自動車運送事業及び自動車道事業の業務に関し、許可し、又は認可すること。

四十　軽車両運送事業者に対し事業計画、運送條件又は運送約款の変更を命じ、その他必要な命令をすること。

○道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）

四十一　○自家用自動車の使用を自的に適合するように調整すること。

四十二　自動車及び旅客軽車両の整備を命じ、又はその検査及び登錄をすること。

四十三　小運送業を免許し、及び小運送業の業務（附帶業務を含む。）に関し、認可すること。

四十四　水上運送事業における運賃及び船舶のよう船料に関し、必要な命令をすること。

四十五　鉄道、軌道、索道、無軌條電車、自動車運送事業、自動車道事業及び小運送業における運賃又は料金に関し、認可し、又はその変更を命ずること。

四十六　氣象電報を集め、氣象無線報を受信すること。

四十七　氣象及び海況の予報、氣象資料の通報、地震、地動、津波及び火山に関する通報を発すること。

四十八　船舶を指定して氣象の観測をさせること。

四十九　地上氣象及び地震の観測のうち簡易なもの及び氣象事業に関係のある潮せきの観測を政府機関、地方公共團体、個人又は会社その他の團体に委託すること。

五十　委託により、港湾（港湾施設を含む。以下同じ。）及び海面の工事を施行すること。

五十一　船員の労働爭議に関し、あつ旋し、調停し、及び仲裁すること。

五十二　港、湾、海峡その他の日本國の沿岸水域において海上の安全を確保し、並びに法令の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、必要な措置をとり、並びに海難の審判を行うこと。

五十三　海難の審判を行うこと。

五十四　前各号に掲げるもののほか、法律（これに基く命令を含む。）に基き運輸省に属させられた権限

2　運輸省は、前項に掲げるものの外、臨時の権限として左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　船舶を使用し、及び船舶運営会を監督すること。

二　船舶の期間よう船契約に関する定をし、及び船舶の使用に関し、許可し、又は承認すること。

三　船舶公團を監督すること。

四　所掌事務に係る事業の再建整備計画につき認可を與えること。

五　所掌事務に係る賠償充当設備等の管理及び撤去並びに賠償充当設備等の輸送を命ずること。

六　所掌事務に係る物資の割当を行い、又は配給を規整すること。

七　所掌事務に関し、供給の特に不足する物資の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその輸送若しくは工事の施行を命ずること。

八　所掌事務に係る工事の施行を制限し、又は禁止すること。

九　前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き運輸省に属させられた権限

（試聞事項）

第六條　運輸大臣は、左に掲げる事項について必要な措置をする場合には、運輸審議会にはかり、その決定を尊重して、これをしなければならない。

一　日本國有鉄道における基本的な運賃及び料金の設定若しくは変更又はこれらに関する認可

二　地方鉄道、軌道、自動車運送事業及び小運送業における基本的な運賃及び料金に関する認可又は変更の命令

三　水上運送事業の國内航路における基本的な運賃及びよう船料（船舶運営会による期間よう船のよう船料を除く。）に関する指定又は認可

四　港湾運送業における基本的な港湾作業料率及び倉庫業における基本的な保管料率に関する指定又は認可

五　地方鉄道の免許及び軌道の特許

六　地方鉄道の免許若しくは軌道の特許の取消又は地方鉄道若しくは軌道の営業の停止

七　自動車運送事業の免許若しくはその取消又は事業の停止

八　小運送業の免許若しくはその取消又は事業の停止

九　日本國有鉄道が行う鉄道新線の建設、他の運輸事業の譲受、連絡船航路若しくは自動車運送事業の開始及び営業線の譲渡の許可又は認可

十　日本國有鉄道、地方鉄道及び軌道の営業線の休止又は廃止の許可

十一　地方鉄道、軌道及び自動車運送事業における会社の合併、事業の譲受若しくは譲渡又は事業の管理の委託若しくは受託の許可又は認可

十二　前各号に掲げる処分に関する訴願の裁決

2　前項各号に掲げる事項のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、運輸大臣は、運輸審議会にはからないでこれを行うことができる。

（組織）

第八條　運輸審議会は、委員七人をもつて組織する。

2　委員のうち一人は、運輸次官をもつて充てる。

3　運輸審議会に、会長を置く。会長は、委員の互選により選任する運輸次官たる委員をもつて充てる。

4　会長は、会務を総理する。

5　運輸審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

6　運輸次官たる委員には、次條から第十二條までの規定は、適用しない。

（兼業の禁止）

（小委員会）

第十四條　委員は、運輸審議会の承認及び運輸大臣の同意のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事し、又は商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

委員は、運輸審議会の議決により、委員三人以上をもつて組織する小委員会を設け、運輸審議会の権限の一部を委任することができる。

2　小委員会のした決定は、運輸審議会の決定と同一の効力を有する。

3　運輸審議会は、必要があると認めるときは、小委員会のした決定を再審査し、これを変更し、又は取り消すことができる。

（自動車局の事務）

第二十八條　自動車局においては、左の事務をつかさどる。

一　自動車運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

二　自動車道事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

三　小運送業（附帯業務を含む。以下同じ。）に関する免許又は認可に関すること。

四　前三号に掲げる事業の運賃及び料金に関すること。

五　軽車両運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

六　道路運送に関する輸送の実施の計画、調整及び監査に関すること。

七　自家用自動車の使用の調整に関すること。

八　前各号に掲げるものの外、道路運送に関する事業及び小運送業の発達、改善及び調整に関すること。

九　道路運送に関し、道路の調査及び研究に関すること。

十　自動車の流通及び消費の増進、改善及び調整並びに軽車両及び自動車用代燃装置の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

十一　自動車の登録に関すること。

十二　自動車及び旅客軽車両の整備及び検査に関すること。

十三　自動車の保安並びに軽車両の保安及び技術上の改善に関すること。

十四　自動車用燃料油脂の使用に関する技術上の改善に関すること。

十五　自動車運送事業の補償に関すること。

十六　自動車局の所掌に係る事業の財務及び労務に関すること。

2　自動車局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

一　軽車両運送事業の運賃及び料金に関すること。

二　自動車局の所掌に係る事業に従事する者の労働物資に関すること。

三　自動車の割当に関すること。

四　自動車用タイヤ、チューブ（新車用のものを除く。）の割当及び監査に関すること。

五　自動車用石油製品の割当及び監査に関すること。

六　道路運送事業及び小運送業の用に供する指定生産資材等並びに自動車、軽車両及び自動車用代燃装置その他の道路運送及び小運送業の用に供する機械器具に関する指定生産資材等（自動車の製造に関するものを除く。）の割当及び監査に関すること。

3　業務部においては、第一項第一号から第九号まで及び第二項第一号に掲げる事務を、整備部においては、第一項第十号から第十四号まで及び第二項第二号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

（所掌事務）

第四十六條　港湾建設部は、本省の所掌事務のうち、左の事務を分掌する。

一　港湾、航路及び港湾内の運河に関する國の直轄（直接施行を含む。）の土木工事の施行に関すること。

二　委託により、港湾その他海面の工事を施行すること。

2　港湾建設部は、前項に掲げるもの外、臨時の事務として、所掌事務に関する指定生産資材等の割当及び監査に関する事務をつかさどる。

（所掌事務）

第五十一條　陸運局は、本省の所掌事務のうち、左の事務を分掌する。

一　地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車に関する免許、特許、許可又は認可に関すること。

二　地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の運轉及び運轉並びにこれらの施設及び車両の整備に関すること。

三　地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の安全保安に関すること。

四　地方鉄道及び軌道の係員の職制、服務、資格及び懲戒に関すること。

五　自動車運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

六　自動車道事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

七　小運送業に関する免許又は認可に関すること。

八　軽車両運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

九　道路運送に関する輸送の実施の計画、調整及び監査に関すること。

十　自家用自動車の使用の調整に関すること。

十一　自動車の登録に関すること。

十二　自動車及び旅客軽車両の整備及び検査に関すること。

十三　自動車の保安並びに軽車両の保安及び技術上の改善に関すること。

十四　自動車用燃料油脂の使用に関する技術上の改善に関すること。

十五　道路運送に関し、道路の調査及び研究に関すること。

十六　鉄道、軌道、道路運送その他の陸運の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の生産（自動車の製造を除く。）、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

十七　倉庫業（臨港倉庫業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。

十八　所掌事務に係る事業の運賃及び料金に関すること。

十九　所掌事務に関する財務に関すること。

二十　所掌事務に係る事業の労務に関すること。

二十一　所掌事務に関する買収及び補償に関すること。

二十二　前各号に掲げるものの外、鉄道、軌道、道路運送事業、小運送業その他陸運の発達、改善及び調整に関すること。

二十三　運輸に関して、観光事業の発達、改善及び調整を図ること（海運局の所掌に属するものを除く。）。

二十四　運輸に関して、観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること（海運局の所掌に属するものを除く。）。

二十五　観光宣傳に関すること。

2　陸運局においては、前項に掲げるもの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

一　所掌事務に関する指定生産資材等の割当及び監査に関すること。

二　自動車の割当に関すること。

三　自動車用タイヤ、チューブ（新車用のものを除く。）の割当及び監査に関すること。

四　自動車用石油製品の割当及び監査に関すること。

五　陸運局の所掌に係る事業に従事する者の労需物資に関すること。

（分室）

第五十四條　運輸大臣は、局務の一部を分掌させるため、○当分の間、○所要の地に、陸運局の分室を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

2　前項の分室の所掌事務の範囲は、從前の道路運送監理事務所の所掌に係る事務のうち特に分室に行わせる必要があるものに限る。

（道路運送審議会）

第五十五條　道路運送審議会は、陸運局の附属機関として置かれるものとし、その目的、組織、所掌事務、委員その他の職員については、道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合の外、政令で定める。

2　運輸審議会は、その職務を行うため必要があるときは、道路運送審議会に対し、報告をさせ、情報若しくは資料の提出を求め、調査を命じ、又は意見を徴することができる。

第三章　外局

（外局の設置）

第五十六條　國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、運輸省に置かれる外局は、左の通りとする。

船員労働委員会

海上保安廳

海難審判廳

第一節　船員労働委員会

（船員労働委員会）

第五十七條　船員労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）（これに基く命令を含む。）、労働関係調整法（これに基く命令を含む。）及び船員法（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

第二節　海上保安廳

（海上保安廳）

第五十八條　海上保安廳の組織、所掌事務及び権限は、海上保安廳法（昭和二十三年法律第二十八号）（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

第三節　海難審判廳

（海難審判廳）

第五十九條　海難審判廳の組織、所掌事務及び権限は、海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

第四章　職員

（職員）

第六十條　運輸省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

（定員）

第六十一條　運輸省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章　公園

（船舶公園）

第六十二條　運輸省所轄の公園は、船舶公園とする。

2　船舶公園に関しては、船舶公園法（昭和二十二年法律第五十二号）の定めるところによる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第五十四條、附則第十五項及び附則第十七項の規定は、昭和二十四年九月一日から施行し、第六條第一項第七号、第九号、第十一号及び第十二号の規定のうち自動車運送事業に関する部分、第五十五條並びに附則第十七項の規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

官報 号外

昭和二十四年六月一日

○第五回國会 衆議院会議錄第四十一号附錄（一）の三

（運輸審議会に関する暫定措置）

2 第九條の規定により、運輸審議会の最初の委員が任命される日の前日までは、運輸大臣は、第六條第一項の規定にかかわらず、同條同項各項に掲げる事項について運輸審議会にはからないで措置をすることができる。

（運輸審議会の委員の任命のための準備）

2 第九條第一項の規定による運輸審議会の委員の任命のために必要な行爲は、前項の規定にかかわらず、昭和二十四年六月一日前においても行うことができる。

（運輸審議会の最初の委員）

3 この法律施行の際國会が開会中である場合においては、内閣総理大臣は、第九條第一項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで、運輸審議会の最初の委員を任命することができる。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により運輸審議会の委員を任命したときは、任命の後最初に召集される國会において、当該委員の任命について、両議院の承認を求めなければならない。両議院の承認が得られなかつたときは、内閣総理大臣は、第十一條の規定にかかわらず、当該委員を遅滞なく罷免しなければならない。

（道路運送監理事務所に関する暫定措置）

3 道路運送監理事務所は、道路運送法の定めるところにより、本省の地方支分部局として置かれるものとする。

4 前項の道路運送監理事務所の長は、陸運局の長の指導をも受けるものとする。

（道路運送審議会に関する暫定措置）

5 昭和二十四年十二月三十一日まで、道路運送法第八條に規定する中央道路運送審議会は運輸省の、地方道路運送審議会は陸運局の附属機関とする。

（物價統制令との関係）

6 この法律の規定は、物價統制令（昭和二十二年勅令第百十八号）（これに基く命令を含む。以下同じ。）の規定になんらの影響を及ぼすものではない。

7 内閣総理大臣又は物價廳長官は、運送賃、保管料その他の運輸に関する給付の対價である財産的給付に関するものについて物價統制令に基く措置をするときは、運輸大臣の意見を徴するものとする。

（他の法令の廃止）

8 左に掲げる勅令は、廃止する。但し、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定のある場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基く相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

運輸省官制（昭和十八年勅令第八百二十九号）

臨時に運輸省に運輸省顧問を置くの件（昭和二十一年勅令第七十九号）

運輸部内臨時職員等設置制（昭和十八年勅令第八百三十号）

臨時に運輸省に三級の運輸事務官又は運輸技官を置くの件（昭和二十一年勅令第二百十九号）

気象官署官制（昭和十四年勅令第七百四十号）

鉄道技術研究所官制（昭和十七年勅令第百五十八号）

船舶試験所官制（昭和十六年勅令第千百四十五号）

海務学院官制（昭和二十年勅令第百七十一号）

高等商船学校官制（昭和十六年勅令第千百四十六号）

海技専門学院官制（昭和二十年勅令第百六十七号）

商船学校官制（昭和十六年勅令第千百四十七号）

航海訓練所官制（昭和十八年勅令第二百六十三号）

海員養成所官制（昭和十四年勅令第四百五十八号）

海運局官制（昭和十八年勅令第八百三十二号）

海事審議会官制（昭和十六年勅令第五百二十九号）

港湾委員会官制（昭和二十二年勅令第十六号）

9 前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

（他の法令の改正）

10 軌道法（大正十年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五條中「鉄道局長」を「陸運局長」に改める。

11 小運送業法（昭和十二年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「鉄道局長」を「陸運局長」に改める。

12 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二條から第五條まで及び第十二條中「交通事業調整委員会」を「交通事業調整審議会」に改める。

13 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四條中「鉄道局長」を「陸運局長」に改める。

14 道路運送法の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「都府縣」を「府縣」に、「都府縣廳の所在地、札幌市」を「陸運局の所在する都府縣以外の府縣の府縣廳の所在地」に、同條第四項中「前二項」を「前項」に、同條第五項第一号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長及び道路運送監理事務所長」に、同項第二号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長、道路運送監理事務所長」に、同條第六項第一号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長及び道路運送監理事務所長」に改め、同條第三項を削る。

第八條中「道路運送委員会」、「中央道路運送委員会」及び「地方道路運送審議会」をそれぞれ「道路運送審議会」、「中央道路運送審議会」及び「地方道路運送審議会」に改め、同條第二項中「第四條第三項に規定する一定区域」を「陸運局」に改める。

15 道路運送法の一部を次のように改正する。

第四條第四項第一号中「及び道路運送監理事務所長」を、同項第二号中「、道路運送監理事務所長」を同條第五項第一号中「及び道路運送監理事務所長」を削り、同條二項及び第三項を削る。

16 従前の道路運送監理事務所及びその職員は、これに相当する第五十四條第一項の分室及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

17 道路運送法の一部を次のように改正する。

第八條中第二項から第五項までを次のように改める。

道路運送審議会は、陸運局ごとに、これを置く。

道路運送審議会は、委員若干人をもつて、これを組織する。

道路運送審議会に委員の互選による委員長を置く。

道路運送審議会の委員は、各都道府縣知事の推薦に基く運輸大臣の申出により内閣総理大臣が、これを命ずる。

第八條第十三項中「行政官廳」を

18 やむを得ない必要があるときは、運輸大臣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十六條第四項の規定にかかわらず、國会の承認を得ないで陸運局の分室を設置することができる。

19 運輸大臣が、前項の規定により陸運局の分室を設置したときは、内閣総理大臣は、当該陸運局の分室の設置についてその承認を求めなければならない。國会の承認が得られなかつたときは、運輸大臣は、当該陸運局の分室を遅滞なく廃止しなければならない。

20 道路運送法の一部を次のように改正する。

第八條中第二項から第五項までを次のように改める。

道路運送審議会は、陸運局ごとに、これを置く。

道路運送審議会は、委員若干人をもつて、これを組織する。

道路運送審議会に委員の互選による委員長を置く。

道路運送審議会の委員は、各都道府縣知事の推薦に基く運輸大臣の申出により内閣総理大臣が、これを命ずる。

第八條第十三項中「行政官廳」を

印刷局朝日印刷発行　昭和二十四年六月一日　官報第二千五百十一号

「陸運局長」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

1821

船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第七條の見出しを「（企画及び監督）」に改め、同條中「運輸省海運総局長官（以下海運総局長官という。）は、運輸大臣の指揮監督を受け、」を「運輸大臣は、」に改める。

第十三條、第十四條及び第六十一條中「海運総局長官」を「運輸大臣」に改める。

1922

船舶運航管理令の一部を次のように改正する。

第二十條第一項第四号中「運輸省海運総局長官」を「運輸省海運局長」に改める。

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法の施行に伴い、航海の安全と海上治安の確保を期し、海上保安廳及び海難審判所について、その所掌する事務及び事業の遂行に一層能率的な組織を定めるため、これに関する規定を改正しようとするものである。

即ち海上保安廳については、その所掌事務の特殊性から海上保安官の階級制度を設け、内部部局としては官房及び新たに設けた警備救難部以下四部とし、從來、政令で定められた海上保安学校について、これを法律で規定することにした。

又、海難審判所については、その所轄を運輸大臣から海上保安廳長官に移し、海難検察部を附置して海難審判理事官を置くことにして、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の修正議決理由

本法律案は、海上保安行政運営上概ね必要且つ妥当と認められるが、海難審判所を運輸省の外局たる海難審判廳と改めることによつて、

（一）海上保安廳法については、海上保安廳の所掌事務から海難の審判に関する事項を、又、海上保安廳長官の所轄から海難審判所をそれぞれ除くこと、海上保安官の階級について國家公務員法及び職階制に関する法律に基いて職務の分類が定められるまで政令で定めること、海難審判理事官の任命権を運輸大臣から海上保安廳長官に移すこと、その他所要の訂正を加えること。

（二）海難審判法については、海難審判所を運輸省の外局たる海難審判廳となすことに伴う関係機関の名称変更、その他所要の訂正をすることを適当と認め、別紙の通りこれを修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十八日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕　（小字及び――は修正）

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一條　海上保安廳法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「海難の調査、」の下に「海難の審判、」を加える。

第五條を次のように改める。

第五條　海上保安廳に長官官房及び左の四部を置く。

警備救難部

保安部

水路部

燈台部

第六條第七号中「他局の所管」を「他部の所掌」に改め、同号を第八号とし、第七号として次の一号を加える。

七　海上保安廳の使用する基地施設及び船舶の管理並びに通信施設の管理及び運用に関する事項

第七條を次のように改める。

第七條　警備救難部においては、左の事務を掌る。

一　海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を要する場合における必要な援助に関する事項

二　船舶交通の障害の除去に関する事項

三　海上保安廳以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関する事項

四　旅客又は貨物の海上運送に從事する者に対する海上における保安のため必要な監督に関する事項

五　沿岸水域における巡視警戒に関する事項

六　海上における密貿易、不法入出國その他の犯罪の予防及び鎮圧に関する事項

七　海上における犯人の捜査及び逮捕に関する事項

八　海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関する事項

九　海上保安廳の使用する基地施設及び船舶の運用に関する事項並びに税関、検疫所その他の行政廳がその職務を行う場合における当該行政廳に対する海上交通の便宜の供與に関する事項

十　國家地方警察及び市町村警察（以下「警察行政廳」という。）、税関、検疫所その他関係行政廳との間における協力、共助及び連絡に関する事項

第七條の次に次の一條を加える。

第七條の二　保安部においては、左の事務を掌る。

一　船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関する事項

二　満載きつ水線の指定に関する事項

三　船舶職員の資格及び定員に関する事項

四　水先人及び水先業務の監督に関する事項

五　航法及び船舶交通に関する信号に関する事項

六　海難の調査に関する事項

七　海難審判廳に対する審判の請求及び海難審判廳の裁決の執行に関する事項

八　その他船舶交通の安全に関する事項であつて他部の所掌に属しないもの

第八條中「水路局」を「水路部」に改める。

第九條中「燈台局」を「燈台部」に改め、同條第二号中「氣象の観測」の下に「並びにその通報」を加える。

第十一條を次のように改める。

第十一條　海上保安廳に次長一人を置く。

次長は、長官を助け、廳務を掌理する。

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條の二　海上保安廳長官の所轄の下に、海難審判所を置く。

海難審判所については、海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の定めるところによる。

第十一條の二　海上保安廳に海上保安学校を置く。

海上保安学校は、海上保安廳の職員の訓練を行うための機関とする。

海上保安学校の名称、位置及び内部組織は、海上保安廳令でこれを定める。

第十三條　削除

第十四條を次のように改める。

第十四條　海上保安廳に海上保安官を置く。

海上保安官の階級は、○○國家公務員法及び職階制に関する法律に基いて職務の分類が定められるまで○○政令でこれを定める。

海上保安官は、上官の命を受け、第二條第一項に規定する事務の中、海難審判所審判官、海難審判所事務官及び海難審判理事官の行う事務以外の事務を掌る。

第二十一條第一項を次のように改める。

海上保安廳長官は、海上保安官の中から港長を命ずる。

第二十二條○第一項中「運輸大臣」を「海上保安廳長官」に、同條第二項中「第七條　第六号」を「第七條の二第七号」に改める。

第二十二條　削除

第二十六條の前の「第二章　海上保安審議会」を「第二章　海上保安審議会」に改める。

第二十六條中「海上保安委員会」を「海上保安審議会」に、「中央海上保安委員会及び地方海上保安審議会」を「中央海上保安審議会及び地上海上保安審議会」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條　削除

第三十三條中「海上保安委員会」を「海上保安審議会」に改める。

第三十五條第二項中「海上保安廳保安局」を「海上保安廳警備救難部」に改める。

第二條　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

「海難審判所」を「海難審判廳」に、「地方海難審判所」を「地方海難審判廳」に、「高等海難審判所」を「高等海難審判廳」に、「海難審判所審判官」を「海難審判廳審判官」に、「海難審判所事務官」を「海難審判廳事務官」に、「海難審判所長」を「海難審判廳の長」に、「高等海難審判所長」を「高等海難審判廳長官」に、「海難審判所書記」を「海難審判廳書記」に、「海上保安廳保安局」を「海上保安廳保安部」に改める。

第八條中「運輸大臣」を「海上保安廳長官」に改める。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條の二　各地方海難審判廳に廳長を、高等海難審判廳に長官を置く。

第十條第一項を次のように改める。

海難審判所に海難審判所審判官及び海難審判所事務官を置く。

第十條中第三項を第四項とし、第三項として次の一項を加える。

海難審判所審判官は、運輸大臣がこれを任命する。

第十七條及び第十八條を次のように改める。

第十七條　各海難審判所に海難検察部を附置する。

海難検察部は、海難審判理事官の行う事務の統轄するところとする。

第十八條　海上保安廳長官は、海上保安廳法（昭和二十三年法律第二十八号）第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、海難審判理事官を命ずる。

海難審判理事官は、海難審判所に対する審判の請求及び海難審判所の裁決の執行に関する事務を掌る。

海難審判理事官は、海難審判所に対し、独立して、その事務を行う。

第十八條の次に次の二條を加える。

第十八條の二　海難審判理事官は、いずれかの海難検察部に属し、その属する海難検察部の附置された海難審判所の管轄区域内において、前條第二項に規定する事務を行う。

第十八條の三　海上保安廳長官は、第十八條第二項に規定する海難審判理事官の事務に関し、海難審判理事官を一般的にのみ指揮監督することができる。

第二十二條中「海難審判所」の下に「及び海難検察部」を加える。

第二十八條中「管海官廳」の上に「海上保安官、」を加え、「警察官吏」を「警察官、警察吏員」に、「地方海難審判所の所在地を管轄する海上保安廳法第十二條に規定する海上保安廳の事務所（以下單に海上保安廳の事務所という。）」を「地方海難審判所の海難審判所」に改める。

第二十九條中「海上保安廳保安局」を「高等海難審判所の海難検察部」に改める。

第五十四條中「海上保安廳保安局」を「高等海難審判所の海難検察部」に改める。

第五十八條中「海上保安廳保安局」を「高等海難審判所の海難検察部」に、「当該地方海難審判所の所在地」を「当該地方海難審判所の海難検察部」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2　従前の海難審判所及びその職員は、第二條の規定による海難審判法の改正規定に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3　高等海難審判所においてした事件に関する手続は、これを高等海難審判廳においてした事件に関する手続と、地方海難審判所においてした事件に関する手続は、これを当該地方海難審判所の所在地を管轄する地方海難審判廳においてした事件に関する手続とみなす。

特別調達廳設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

閣議決定をもつて、政府機関として取扱つて来た特別法人たる特別調達廳について、これを國家行政組織法の施行に伴い、総理府の外局に改めようとするものである。即ち、その任務及び権限を明確に定めるとともに、従来の八局二部を縮小して一官房、五局とし、廳及び局に次長を置くこととして、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の修正議決理由

本法律案は、現下における連合國に対する調達事務運営上必要且つ妥当と認められるが、政府の需要する建造物及び設備の営繕並びに物及び役務の調達に関する規定は、従前の特別法人であつた場合の規定で、政府機関となつた後は、各省との間に権限の紛更を来たす虞もあり、且つ実際上働いてもいないのでこれを削除するを適当と認めるとともに、地方支分部局たる特別調達局の総務部を経理部と改める外、字句を訂正する必要があり、これを別紙の通り修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十八日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

特別調達廳設置法案の一部を次のように修正する。

（任務）

第三條　特別調達廳は、左の事務を行うことを主たる任務とする。

一　連合國の需要する建造物及び設備の営繕並びに物及び役務の調達。但し、現に他の行政機関の所掌に属するものを除く。

二　連合國の需要を解除された建造物、設備及び物の保管、返還及び処分。但し、他の行政機関の所掌に属するものを除く。

三　連合國占領軍の特に指示する事務

2　特別調達廳は、別に法律の定めるところにより、政府の需要する建造物及び設備の営繕並びに物及び役務の調達に関する事務を行うことができる。

3　前2項第一項第三号の指示があつた場合においては、内閣総理大臣は、その旨指示するものとする。

（内部部局）

第十六條　特別調達局に、左の四部を置く。

経理
総務部
契約部
技術部
促進監督部

2　前項に定めるものの外、特別調達局の組織の細目は、総理府令で定める。

〔第三十四号参照〕

臨時鉄くず資源回収法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

本案は、鉄鋼業その他鉄くずを原料又は材料として使用する産業の回復及び振興に必要な鉄くずの供給を確保することを目的とする。

二、議案の要旨

1　建造物、艦船、機械、器具、設備又は車両中現に本來の用途に供せられておらず、且つ將來も、その見込のないものの全部又は一部をくず化物件として指定することができるが、艦船についてはあらかじめ運輸大臣に協議せねばならぬこととなつている。

2　くず化物件の解体によつて生じた鉄くずの割当、配給、譲渡若しくは引渡又は使用等の制限若しくは禁止をして、鉄くず需給調整の完璧を期することができることとなつている。

3　商工大臣は、くず化物件、鉄くずの所有者、占有者、需要者又は鉄くずの集荷、販賣を業とする者に対し、鉄くずの需給調整上必要があると認めた場合に報告を命ずることができることとなつている。

三、議案の修正議決理由

現下の鉄鋼生産と鉄くず資源回收の緊急性よりみて、本法案は、概ね、妥当なりと認めるが、第十二條第二項中政府の命令により生じた損失の補償の点につき、これを單に「政令の定めるところにより」という表現では損失補償の内容が不明確であり、補償する金額についても何ら具体的表現がなく、これでは本法案の円滑なる実施は極めて困難であるから、これを別紙の如く修正すべきものと議決した次第である。

四、経費

本案施行に要する経費は次の通りであつて、本年度予算に計上されている。

百二十七万七千円（内訳　調査費　九十七万九千円　審議会費用　二十九万八千円）

右報告する。

昭和二十四年五月十八日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

臨時鉄くず資源回収法案の一部を次のように修正する。

（くず化物件の指定）

第二條　通商産業商工大臣は、銑又は鋼（鋼を主要な成分とする合金を含む。以下同じ。）を主要な材料とする物件（國有の物件を除く。）で、左に掲げるもののうち、現に本來の用途に供せられていず、且つ、將來もその見込のないものの全部又は一部をくず化物件として指定することができる。但し、第二号の物件については、あらかじめ運輸大臣に協議しなければならない。

一　建造物
二　艦船
三　機械、器具、設備又は装置
四　車両

2　前項の指定は、同項の物件を鉄くずとして利用することが國民経済上最も有効であると認められる場合でなければ行うことができない。

3　通商産業商工大臣は、第一項の指定をしたときは、直ちにその物件の名称、所在地、所有者又は占有者の氏名その他省令で定める事項をその物件の所有者及び占有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第三條　前條第三項の規定による通知があつたときは、その物件の所有者又は占有者は、第十二條第一項の規定による命令による場合の外、その物件につき譲渡その他の処分をし、又はその形質を変更してはならない。但し、省令の定めるところにより、通商産業商工大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

（異議の申立及び利害関係人の意見）

第四條　くず化物件の所有者、占有者又はこれにつき担保権を有する者は、第二條第一項の規定によるくず化物件の指定に異議があるときは、同條第三項の規定による公告のあつた日から四十日以内に、通商産業商工大臣に異議を申し立てることができる。

2　通商産業商工大臣は、前項の規定による異議の申立を受けたときは、八十日以内に、くず化物件審議会にはかつて決定しなければならない。

3　前項の期間内に異議の決定がないときは、その申立を容認する旨の決定があつたものとみなす。

4　通商産業商工大臣は、第二項の規定により異議の申立を容認する旨の決定をした場合又は前項の場合には、直ちに指定を取り消し、又は変更し、且つ、その旨を公告しなければならない。

（くず化物件審議会）

第六條　通商産業商工省にくず化物件審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第七條　審議会は、第四條第二項○及び第十二條第四項○に規定するものの外、通商産業商工大臣の諮問に應じ、左に掲げる事項を調査審議する。

一　くず化物件の指定の基準に関する事項
二　くず化物件の解体を促進する方策に関する事項
三　前各号の外、くず化物件に関する重要事項

2　審議会は、くず化物件に関する事項について、関係行政廳に建議することができる。

第九條　審議会の会長は、通商産業商工大臣をもつて充てる。

2　審議会の委員は、関係各廳の職員、学識経験のある者、鉄くずの集荷又は販賣を業とする者及び鉄くずの需要者の中から、通商産業商工大臣が委嘱する。

（商工大臣の命令権）

第十二條　通商産業商工大臣は、経済安定本部総裁が定める方策に基き、左の事項に関して、必要な命令をすることができる。

一　くず化物件の割当、譲渡若しくは引渡又は譲渡若しくは引渡の制限若しくは禁止

二　くず化物件の解体によつて生じた鉄くずの割当、配給、譲渡若しくは引渡又は使用、譲渡若しくは引渡の制限若しくは禁止

2　政府は、政令の定めるところにより、前項第一号に掲げるくず化物件の譲渡又は引渡に関する命令により生じた損失を補償する。

3　前項の規定により補償すべき損失は、通常生ずべき損失とする。

4　第二項の規定による補償の金額は、通商産業大臣が大藏大臣に協議して、審議会の意見を聽いて定める。

5　前三項に定めるものの外、損失の補償に関し必要な事項は、省令で定める。

3・6　第一項の規定による命令をする場合における担保権の処理その他必要な事項は、政令で定める。

（報告、検査）

第十三條　通商産業商工大臣は、くず化物件若しくは鉄くずの所有者、占有者若しくは需要者又は鉄くずの集荷若しくは販賣を業とする者に対し、鉄くずの需給調整上必要があると認める事項につき、報告を命ずることができる。この場合において、報告を命ぜられた者が報告をせず、又はその報告が虚偽であ

ると認められるときは、通商産業商工大臣、は、その職員にその者の事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、業務の状況又はくず化物件若しくは鉄くず、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年五月六日から施行する。

2　この法律は、昭和二十七年五月六日にその効力を失う。

3　前項の時までにした行為に対する罰則の適用に関しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

配炭公團法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法の改正については、先に配炭公團の存続期間を暫定的に三箇月間延長して六月末日まで存続せしめることとなつたのであるが、今回の改正においては

1　配炭公團法の有効期間を更に昭和二十五年三月末日までとする。

2　金融の逼迫、需給の均衡等よりみて、今回無煙炭、煉石、微粉炭、四〇〇〇カロリー以下の低品位炭、半成コークス、灰分三〇%以上の低品位コークスについて、これを公團取扱品目より除外し、低品位炭以外のものについては、概ね五月下旬頃より、又低品位炭については七月一日より実施する。

3　従來の配給直営業務を改めて、今回需要者に対する配給業務は卸売業者及び小売業者を設けて、これに委せる。

4　これに関連して配炭公團の機構及び業務を現状において可能な限り縮小する。

二、議案の修正議決理由

経済九原則、企業三原則の下において、今回の改正案は概ね妥当なりと認めるが、現下の石炭鉱業の現状よりみて、別表第一、第四号に「発熱量四〇〇〇カロリー以下」とあるのは、これを全國一率に規定すべきではなく、地区別の有効発熱量、即ち地区別石炭の特殊性を考慮して、常磐炭、本土炭及び宇部炭については特別の枠を設ける必要がある。

以上の理由により本法案は別紙の通り修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十八日

商工委員長　大野伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字は修正）

配炭公團法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

第一條第一項の規定による石炭及びコークスは、左の通りとする。

一　無煙炭（國内産のものに限る。）

二　せん石

三　微粉炭（沈でん微粉炭を含む。）

四　発熱量四、〇〇〇カロリー以下の石炭（常磐炭及び本土炭については発熱量三、七〇〇カロリー以下、宇部炭については発熱量三、五〇〇カロリー以下のものとする。）

五　半成コークス（國内産のものに限る。）

六　含有灰分三〇パーセント以上のコークス

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

通商に関する地方行政機関としては從來貿易廳地方貿易事務局及びその出張所分室があつたが、今般通商産業省設置法案によつて通商産業局に統合されることになつているが、管理貿易の現状においては主要通商港にあらたに通商事務所を設置し、通商物資の船積、取引に関し通商事務処理の迅速円滑を期せんとするものである。

一、本件議決理由

貿易が経済復興の重大要素である現状にかんがみ、通商事務の迅速円滑を期する見地より、本件は承認を與えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十八日

商工委員長　大野伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、繊維製品検査所の支所設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

昭和二十三年十一月十五日政令第三百三十七号によつて商工省に繊維製品検査所を設置し、從來の輸出絹織物検査所及び輸出毛織物検査所はこれを廃止したのであるが、輸出品取締法第六條第二項に基いて新たにこの検査を行うようになつたから、これがために多額の出張検査旅費及び日時に相当の無駄を要し、業務の完遂上支障をきたしている現状にかんがみ、事務の円滑迅速を期するとともに、業界の利便のために新たに八箇所の支所を増設せんとするものである。

一、本件の議決理由

本件によつて設置すべき支所のうち、廣島、岡山、久留米においてはその生産状況より見て支所を設置するの必要を認めず、上記三箇所の支所を除いて承認を與えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十八日

商工委員長　大野伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

行政整理を目的とする機構改革の根本方針に則り、且つ密接な相互関連を有し、対外関係においても便利な点にかんがみ、外務省特殊財産局の所掌事務の全部と大藏省管理局の所掌事務の一部とを、賠償廳に統合しようとするものである。そして長官の権限に関する規定を整理するとともに、長官を助けて廳務を総理する次官を置き、官房の外賠償及び特殊財産の二部を置くこととして、所要の改正を加え、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の修正議決理由

本法律案は、賠償事務遂行上概ね必要且つ妥当と認められるが、賠償廳長官は、その所掌事務中連絡調整事務が分掌するものについては連絡調整事務局長を、又、財務部及び税務署が分掌するものについては財務部長及び税務署長を、それぞれ指揮監督することを明かにするのを適当と認め、別紙の通りこれを修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

内閣委員長　齋藤隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八條　広島復興局長官は、その所掌事務で建設調整事務局が分掌するものについて、建設調整事務局の長を指揮監督する。

2　賠償庁長官は、第一條第七号に規定する事務で財務部及び税務署が分掌するものについて財務部長及び税務署長を指揮監督する。

第九條　賠償廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

第十條　賠償廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

第二回國会において制定された競馬法は、その実績にかんがみ、且つ施行後一年内に改廃の措置をとる規定になつているので、この際公正な競馬を維持するための措置として　(1)國営競馬の開催日数を地方競馬と同一の四回とし　(2)一年以上の懲役に処せられた者は馬主になれないことにし　(3)地方競馬についても農林大臣が監督できることにし　(4)罰則を強化し　(5)更に新たに重勝式勝馬投票法を採用して賞得金の増大を図る等、所要の改正をなしたいというのである。

二、議案の修正議決理由

競馬法施行後一年内に改廃の措置をとる規定によりその不備なる点を改め、現状に即するものとなすことは妥当な措置であるが、賞得金において國家財政、地方財政に寄與することと、健全娯楽に資することのみでは畜産振興たる競馬の意義に合致しないので、この際

(イ)　勝馬投票券の発賣による純益の三分の一を畜産振興費に充当する。

(ロ)　本法の施行期間を昭和二十五年三月三十一日に限定する。

等の措置を講ずべきを規定し、一部修正の必要を認め、別紙の通り修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

競馬法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第二項として次の一項を加える。

2　前項の規定により拂戻金を算出する場合において、勝馬投票の的中者のない勝馬があるときは、その勝馬は、その算出については、勝馬でないものとする。

第十一條の次に次の一條を加える。

（畜産業の振興費への充当）

第十一條の二　政府は、勝馬投票券の発賣による収入金のうち、勝馬投票券の賞金の総額から拂戻金及び返還金の総額を控除した残額の三分の一に相当する金額を、畜産業の振興のために必要な経費に充てなければならない。

2　前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

第二十條第三項中「前二項」を「前七項」に改め、同項を第八項とし、第五項の次に次の五項を加える。

3　都道府縣とその都道府縣の区域内にある指定市○○町村とが組織する組合の行う競馬の開催は、競馬場ごとに、一年につき、その組合に加入している指定市○○町村の数に二を乗じた回数に四を加えたもの（その組合に加入している指定市○○町村の数に二を乗じた回数に四を加えたもの（その組合に加入している都道府縣及び指定市○○町村が、加入前、その年に、その競馬場において競馬を開催した場合にあつては、その回数を減じたもの）以内とする。

4　前項の組合の行う競馬の開催は、一年につき、その組合に加入している指定市○○町村の数に二を乗じた回数にその組合の競馬場の数に四を乗じた回数を加えたもの（その組合に加入している都道府縣及び指定市○○町村が、加入前、その年に、競馬を開催した場合にあつては、その回数を減じたもの）以内とする。

5　同一の都道府縣の区域内にある指定市○○町村の組合の行う競馬の開催は、一年につき、その組合に加入している指定市○○町村の数に二を乗じた回数（その組合に加入している指定市○○町村が、加入前、その年に、競馬を開催した場合にあつては、その回数を減じたもの）以内とする。

6　第三項の組合の組織團体でなくなつた都道府縣のその年において行う競馬の開催は、競馬場ごとに、その組合が、その年に、その競馬場において開催した競馬の回数とあわせて四回以内とする。

7　第三項又は第五項の組合の組織團体でなくなつた指定市○○町村のその年において行う競馬の開催は、その組合が、その年に開催した競馬の回数とあわせて二回以内とする。

第二十三條第一項中「都道府縣」の下に「又は指定市○○町村」を、「当該都道府縣」の下に「又は当該指定市○○町村」を加える。

第二十五條第一項中「都道府縣に対し、」を「都道府縣又は指定市○○町村に対し、」に改める。

第三十四條中「千円」を「五万円」に改める。

第四十條中「施行の日から一年を経過した日までに、」を「昭和二十五年三月三十一日までに、」に改める。

特殊勝馬投票券に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國営競馬において、勝馬投票券の発賣をなし、これが特殊の措置として、的中者のうち、くじに当つたものに券面金額十万倍以内の集中拂戻しをなして、賞得金の増大を図り、併せて競馬法に必要な規定を設ける等、浮動資金を吸収し、國家財政に資したいというのである。

二、議案の修正議決理由

浮動購買力を吸収して國家財政に寄與せしめることは、財政窮迫の現状より妥当なる措置である。しかしこれのみでは競馬本来の使命たる畜産振興の意義を失うことになるので、

(イ)　馬券の発賣による純益の三分の一を競馬法と同様畜産振興費に充当する。

(ロ)　特殊勝馬投票券の発賣を銀行のみならず、農林大臣指定の法人に認める。等によつて畜産振興を積極的に図り、且つ國家財政に寄與せしめ、競馬の意義を大ならしめる。これがために一部修正の必要を認め、別紙の通り修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

特殊勝馬投票券に関する法律案の一部を次のように修正する。

（特殊勝馬投票券の発賣等の委託）

第四條　特殊勝馬投票券の発賣並びに拂もどし金及び返還金の交付については、農林大臣は、銀行（日本銀行を除く。以下同じ。）○○又は農林大臣の指定する法人の申請により、その事務をこれに委託して取り扱わせることができる。

2　農林大臣は、前項の委託に先だち、一定期日までに申請する銀行○○又は農林大臣の指定する法人○○に対し特殊勝馬投票券の発賣並びに拂もどし金及び返還金の交付の事務を委託して取り扱わせ、且つ、一定の手数料を支拂う旨を公告しなければならない。

3　前項の手数料率は、一特殊勝馬投票券につき、券面金額の一割をこえない範囲で、農林大臣が定める。

4　第一項の規定による委託をしたときは、農林大臣は、委託した銀行○（以下「受託銀行○」という。）の名称及び所在地を公告しなければならない。

（特殊勝馬投票券の記載事項）

第五條　特殊勝馬投票券には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　名称
二　発賣者
三　券面金額
四　くじびきに必要な組及び番号又は記号
五　再交付しない旨
六　当せん特殊勝馬投票券の拂もどし金の債権の時効完成の年月日
七　競馬法第十二條の規定による返還請求権の除斥期間
八　受託銀行○があるときはその名称及び商号

（畜産業の振興費への充当）

第九條　政府は、特殊勝馬投票券の発賣による収入金のうち、特殊勝馬投票券の賣得金の総額から拂もどし金、返還金及び第四條の規定に基き、受託銀行等へ支拂う手数料の總額を控除した殘額の三分の一に相当する金額を、畜産業の振興のために必要な経費に充てなければならない。

2　前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度予算金額によるものとする。

（課税の除外）

第十條　特殊勝馬投票券の拂もどし金については、所得税は課さない。

（受託銀行○の経理）

第十一條　受託銀行○は、その通常の業務の勘定と別な勘定を設けて特殊勝馬投票券の発賣並びに拂もどし金及び返還金の交付に関する経理をしなければならない。

2　受託銀行○は、前項の勘定に属する資金を貸付、投資その他の通常の業務に使用してはならない。

3　受託銀行○は、毎月十五日までに、前月中の第一項の経理に関し、省令の定めるところにより、農林大臣に報告しなければならない。

（受託銀行○への資金の交付）

第十二條　農林大臣は、特殊勝馬投票券の拂もどし金及び返還金の交付に必要な資金を受託銀行○に交付する。

（賣得金の納付）

第十三條　受託銀行○は、特殊勝馬投票券の賣得金を、その発賣期間満了後三十日をこえない範囲で農林大臣の指定する期間内に、政府に納付しなければならない。

（報告及び検査）

第十四條　農林大臣は、必要があると認めるときは、受託銀行○から、その委託した業務に関し報告を徴し、又は所属の職員に、受託銀行○の営業所に立ち入つて帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

（罰則）

第十五條　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十條第一項又は第二項の規定に違反して、特殊勝馬投票券の発賣並びに拂もどし金及び返還金の交付に関し、その経理を他の勘定と区分してせず、若しくは虚偽の経理をし、又はその勘定に属する資金を貸付、投資その他の通常の業務に使用した者
二　第十條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三　前條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十六條　受託銀行○の代表者、代理人又は使用人その他の従業者が、その受託銀行○の業務に関して、前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その受託銀行○に対しても前條の罰金刑を課する。

附　則

1　この法律の施行期日は、別に法律で定める。

2　競馬法の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「勝馬投票券」の下に「及び特殊勝馬投票券」を、同條第二項中「前項の勝馬投票券十枚分又は百枚分を一枚をもつて代表する勝馬投票券」の下に「及び同項の特殊勝馬投票券三枚分、五枚分又は十枚分を一枚をもつて代表する特殊勝馬投票券」を加える。

第十二條の次に次の一條を加える。

（特殊勝馬投票券）

第十二條の二　特殊勝馬投票券については、第八條から第十一條まで及び前條第三項の規定は、適用しない。

2　特殊勝馬投票券の発賣並びに拂戻金及び返還金の交付については、第五條から第七條まで及び前條（第三項を除く。）の規定による外、特殊勝馬投票券に関する法律（昭和二十四年法律第　号）で定める。

第二十一條の次に次の一條を加える。

（勝馬投票券）

第二十一條の二　都道府縣又は指定市○町村は、券面金額十円又は二十円の勝馬投票券を券面金額で発賣することができる。

2　都道府縣又は指定市○町村は、前項の勝馬投票券十枚分又は百枚分を一枚をもつて代表する勝馬投票券を発賣することができる。

第二十二條中「第五條から第十七條」を「第六條から第十二條まで及び第十三條から第十七條」に、「第五條及び第八條」を「第八條」に改める。

食糧管理法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

昭和二十四年三月三日附連合國最高司令官の覚書に即應して、主要食糧の配給制度の強化を図るためにその割当配給方法を明確にし、又第九條の規定による命令をなし得る場合に制限を加え、これらの不服申立の制度を設ける等、同條を民主化し、更に食糧配給公團の基本金を増額する等、食糧管理法の一部を改正して主要食糧の配給を効率化しようというのである。その大要は次の如くである。

（イ）「主要食糧の配給制度強化方策に関する件」の覚書に基くための必要な法的措置として、

(1)　農林大臣は毎月配給計画を定め、知事に指示し、知事は実施計画を定め、管下市町村と食糧配給公團に指示する。

(2)　農林大臣は主要食糧の購入券の発給、交付の根拠を定める。即ち食糧管理法施行規則第二十五條を法制化した。又購入券交付の委任機関及び知事委任の交付事務をなす市町村長は交付限度を超過して交付することができない。

(3)　配給手続において食糧配給公團は購入券記載通り賣り渡し、受配者は記載通り受配する。しかし災害等のときはその限りでない。これは食糧管理法施行規則第二十六條を法制化したものである。

(4)　購入券の譲渡譲受を禁止した。これは食糧管理法施行規則第二十七條を法律化したものである。

(5)　農林大臣は知事に、知事は市町村長に、夫々主要食糧の管理に関し報告を聽取し得ることとした。

(6)　知事に食糧配給公團の業務監督権を與えることとした。

(ロ)　第九條改正の要点としては「主要食糧ノ公正且適正ナル配給ヲ確保シ其ノ他本法ノ目的ヲ遂行スル爲」という目的を加え、これが結果を公表し、更にこの命令について直接利害関係者は経済安定本部総裁に対して不服申立をなし得るようにし、この場合総裁は五十日以内に裁定し、公聽会を開く等、規定した。

(ハ)　食糧配給公團の基本金を一億三千万円より一億八千万円に増額し、緊急必需品購入に充当する。

(ニ)　その他

(1)　主要食糧に甘藷及び馬鈴薯の加工品を加える。

(2)　必要なとき食糧管理を地方公共團体の長に委任できることとした。

二、議案の可決理由

経済九原則並びに連合國最高司令官の発した主要食糧の配給制度強化方策に関する件の覚書に基き、可及的速かに経済自立安定化を図るためには國内産主要食糧の最大限の確保と活用が必要である。これがためには無用の輸入を避け、且つ不正受配を根絶し、画一的配給計画の樹立と実施は、絶対食糧不足のわが國としては当然とらるべき方策である。同時に消費者に対して最大のサーヴイスをなすこともまた必要であつて、これらを合理的に調整して食糧需給の安定化を図るために食糧管理法の一部を改正することは至当な措置である。よつて、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業災害補償法の一部を改正する法律案（小笠原八十美君外二十四名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

農業災害の発生は、農家経済を破壊し、農民生活に至大の影響を與えるものであるが、かかるとき共済金の支拂は、これを救済し、且つ生産力を維持し、延いて食糧増産ともなり、更に経済九原則の実施に貢献することになる。しかしながら現行法においては、なお、不備なる点があるので、より以上、農業経営の安定と生産の確保とを図るため、この際災害補償制度を一段と完備せしめる必要がある。そこで

(イ)　現行の農業共済團体の必須共済事業の外に、團体限りにおいて任意に行うことができるものとして、地方的特殊農作物、建物、農機具、輸送中の家畜等を対象とする共済事業を加えた。

(ロ)　農家が無理なく加入できる掛金負担の範囲内で、総会の議決を経て、牛馬死亡、廃用を共済に付すべきものとした。

(ハ)　総代会を設け、総会に代つて議決し得るようにした。

(ニ)　農業共済保険組合を農業共済組合連合会と名称を改めた。以上所要の改正をなしたいのである。

二、議案の可決理由

災害による農家の打撃は風水害等を始めとして年々莫大な損害を受けている。しかるに現行法においては、不備なる点が多々あり、これについては第一回國会においても附帯事項として、その実現はひとしく農民が熱望してきたものである。ここにおいて本案により災害の損失を保障し、以て農業経営の安定と生産の発展に寄與し、延いて農村民主化の確立に貢献し、併せて日本経済の復興を助成せんとするものである。かかる点より本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

中小企業等協同組合法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

現在わが國経済の再建上、中小企業の維持育成は不可欠の要請であつて、これがためには、まず中小企業の組織化を図り、その水準の向上を期し、中小企業者の競争力を強化し、以つて焦眉の急たる中小企業に関する協同組合制度を確立せんとするものである。

一、議案の要旨

1　事業の種類により、事業協同組合、保険協同組合、信用協同組合の三協同組合の他新しい経営体としての企業組合を認め、農業、水産業、消費生活の三協同組合法を除いて協同組合に関する包括的な組織法たる体制をとつており、業種的な隔てを除いて、異業種間の組織交流を企図し、さらに勤労者その他の者を加えることによつてその組織の基盤の拡充を図つている。

2　中小規模の事業者、勤労者、その他の者の協同組織たることを明確にし、各種協同組合と独占禁止法、事業者團体法との関係についても、一目瞭然として、小規模の事業者の相互扶助組合であると認められるものについては、法律上明確な線を引き、安んじて活動ができるようにしている。

3　組合の設立に準則主義を採用し、設立については官廳の認可がいらないこととし、組合の内部的な事項について行政干渉を排除し、組合の自主性の確立を期することとしている。

4　協同組合の事業の種類により、それぞれの具体的実情に應じて事業が活潑且つ確実に行われるように配慮している。

一、議案の修正議決理由

本案は概ね妥当と認められるのであるが、保険協同組合は、財産権に関する問題等、保険事業の特殊性にかんがみ、又現今の経済段階においては、かかる貧弱なる組織をもつてしては、到底罹災金額の拂戻等は行い得るものではない等の理由により、全部これを削除することとし、役員の任期は二年とあるが、二年では事務の運営上困難があるため三年と改め、又総代の定数に関して信用組合の組合員が二千人では多きに過ぎるから、これを千人とし、従つて総代が十分の一の百人を超えてはならぬこととし、なお、信用協同組合は現在ただ信用組合として事業を行つているから、信用協同組合、又は信用組合いずれでも可とするように改めるべきものと認められ、よつて本案は別紙の通り修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

中小企業等協同組合法案の一部を次のように修正する。

目次

第一章　総則

第一節　総則（第一條―第九條）

第二節　組合員（第十條―第二十三條）

第三節　設立（第二十四條―第三十二條）

第四節　管理（第三十三條―第六十一條）

第五節　解散及び清算（第六十二條―第六十九條）

第二章　事業協同組合（第七十條―第七十五條）

第三章　保険協同組合（第七十六條・第七十七條）
第四章　信用協同組合（第七十八條）
第五章　協同組合連合会（第七十九條）
第六章　企業組合（第八十條―第八十四條）
第七章　登記（第八十五條―第百五條）
第八章　雑則（第百六條―第百十三條）
第九章　罰則（第百十四條―第百十八條）
附則

（種類）

第二條　中小企業等協同組合（以下本章及び第六章から第九章までにおいて「組合」という。）は、左の各号に掲げるものとする。

一　事業協同組合

二　保険協同組合

三　信用協同組合

四　協同組合連合会

五　企業組合

（基準及び原則）

第四條　組合は、この法律に別段の定のある場合の外、左の各号に掲げる要件を備えなければならない。

一　組合員又は会員（以下本章及び第七章から第九章までにおいて「組合員」と総称する。）の相互扶助を目的とすること。

二　組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三　組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

四　組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に應じてするものとし、出資額に應じて配当をするときは、その限度が定められていること。

2　組合は、その行う事業によつてその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

3　組合は、特定の政党のために利用してはならない。

（名称）

第五條　組合は、その名称中に、左の文字を用いなければならない。

一　事業協同組合にあつては、協同組合

二　保険協同組合にあつては、保険協同組合

三　信用協同組合にあつては、信用協同組合○又は信用組合○

四　協同組合連合会にあつては、その種類に従い、協同組合、保険協同組合又は信用協同組合のうちの一を冠する連合会

五　企業組合にあつては、企業組合

2　この法律によつて設立された組合又は他の特別の法律によつて設立された協同組合若しくはその連合会以外の者は、その名称中に、前項に掲げる文字を用いてはならない。

3　組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九條から第二十二條まで（商号）の規定を準用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第六條　左の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、同法第二十四條第一号の要件を備える組合とみなす。

一　事業協同組合、保険協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者（企業組合を含み、企業組合以外の組合を除く。）の常時使用する従業員の数が百人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二十人）をこえないもの

二　前号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会

2　事業協同組合、保険協同組合又は信用協同組合であつて、常時使用する従業員の数が前項第一号に掲げる数をこえる事業者を組合員に含むものがあるときは、その組合が私的独占禁止法第二十四條第一号の要件を備える組合に該当するかどうかの判断は、公正取引委員会の権限に属する。

3　前項に掲げる組合は、常時使用する従業員の数が第一項第一号に掲げる数をこえる事業者が組合に加入した日又は事業者たる組合員の常時使用する従業員の数が同項同号に掲げる数をこえることとなつた日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

（組合員の資格）

第七條　事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前條第一項又は第二項に掲げる小規模の事業者で定款で定めるものとする。

2　保険協同組合又は信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前條第一項又は第二項に掲げる小規模の事業者で定款で定めるものとする。

3　協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定める者とする。

一　連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合（企業組合を除く。）

二　連合会の地区の全部又は一部を地区として他の法律に基いて設立された協同組合

4　企業組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とする。

（出資）

第十條　組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2　出資一口の金額は、均一でなければならない。

3　一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五○（信用協同組合にあつては、百分の十）をこえてはならない。但し、組合員の数が三人以下の場合は、この限りでない。

4　組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5　組合員は、出資の拂込について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（法定脱退）

第十九條　組合員は、左の事由によつて脱退する。

一　組合員たる資格の喪失

二　死亡又は解散

三　除名

四　第百九條から第百十一條までの規定による公正取引委員会の審決

2　除名は、左に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ、総会において、弁明する機会を與えなければならない。

一　長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二　出資の拂込、経費の支拂その他組合に対する義務を怠つた組合員

三　その他定款で定める事由に該当する組合員

3　除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

（発起人）

第二十四條　事業協同組合、保険協同組合、信用協同組合又は企業組合を設立するには、その組合員になろうとする四人以上の者が、協同組合連合会を設立するには、その会員になろうとする二以上の組合が発起人となることを要する。

2　信用協同組合は、三百人以上の組合員がなければ設立することができない。

（定款作成委員）

第二十六條　設立準備会においては、前條の目論見書に基き組合員たる資格を有する者が出席し、その中から定款作成委員を選任し、且つ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

2　定款作成委員は、事業協同組合、保険協同組合、信用協同組合又は企業組合にあつては四人以上、協同組合連合会にあつては二人以上でなければならない。

3　設立準備会の議事は、第一項の規定により出席した者の過半数の同意をもつて決する。

（出資の第一回の拂込）

第二十九條　理事は、前條の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく出資の第一回の拂込をさせなければならない。

2　前項の第一回の拂込の金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3　現物出資者は、第一回の拂込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移轉をもつて第三者に対抗するため必要な行爲は、組合成立の後にすることを妨げない。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、保険協同組合若しくは信用協同組合又は第七十九條第一項第一号若しくは第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては、理事は、前條の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく、出資の全額の拂込をさせなければならない。

（役員の任期）

第三十六條　役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

2　設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

（総代会）

第五十五條　組合員の総数が二百人をこえる組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2　総代は、定款の定めるところにより、総会において、組合員のうちから、その住所、事業の種類等に應じて公平に選挙されなければならない。

3　総代の定数は、組合員の総数の十分の一（組合員の総数が二千人をこえる保険協同組合又は信用協同組合にあつては二百人）を下つてはならない。

4　総代の選挙については、第三十五條第四項及び第五項の規定を準用する。

5　総代会については、総会に関する規定を準用する。但し、○組合員の総数が千人をこえる信用協同組合の総代会においては、役員（組合員の総数が二千人をこえる保険協同組合又は信用協同組合の役員を除く。）若しくは総代を選挙し、第六十四條第一項の規定による設立委員を選任し、又は第五十三條の事項について議決することができない。

（出資一口の金額の減少）

第五十六條　組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2　組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、預金者、定期積金の積金者及び保険契約者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3　前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

（準備金及び繰越金）

第五十八條　組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2　前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3　第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4　第七十條第一項第四号又は第七十九條第一項第六号の事業を行う組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

（合併の時期及び効果）

第六十五條　組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第九十一條に規定する登録をすることによつてその効力を生ずる。

2　合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（その組合がその行う事業に関し、行政廳の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

（信用協同組合等の事業の全部の譲渡）

第六十七條　信用協同組合又は第七十九條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会がその事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2　前項の公告をしたときは、同項の組合の貸付金の債務者に対し、民法第四百六十七條の規定による確定日附のある証言をもつてする通知をしたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

第三章　保険協同組合

（事業）

第七十六條　保険協同組合は、組合員が不慮の事故によつて受けることのある損害（人の生命又は身体に関する事故による損害を除く。）をてん補するための保険事業を行うものとする。

2　保険協同組合については、第七十條第二項の規定を準用する。

第七十七條　前條に定めるもののほか、保険協同組合の行う保険事業に関しては、別に法律で定める。

第四章　信用協同組合

（事業）

第七十八條　信用協同組合は、左の事業を行うものとする。

一　組合員に対する資金の貸付

二　組合員のためにする手形の割引

三　組合員の預金又は定期積金の受入

四　前各号の事業に附帯する事業

2　信用協同組合は、前項の事業のほか、左の事業をあわせ行うことができる。

一　金融機関の業務の代理

二　前号の規定により貸付の事業の代理をする場合において、その貸付によつて生じる債務の保証

三　組合員に対する有價証券の貸付

四　組合員以外の者の預金又は定期積金の受入
五　前号に掲げる者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付

第五章　協同組合連合会

（事業）

第七十九条　協同組合連合会（以下本章において「連合会」という。）は、左の事業の一部を行うことができる。

一　会員を直接又は間接に構成する者（以下本章において「所属員」という。）の預金又は定期積金の受入
二　会員に対する資金の貸付（手形の割引を含む。）及び所属員のためにするその借入
三　所属員が不慮の事故によつて受けることのある損害（人の生命又は身体に関する事故による損害を除く。）をてん補するための保険事業
四　生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他所属員の事業に関する共同施設（連合会を直接又は間接に構成する者（以下本章において「所属員」という。）の教育及び情報の提供に関する施設
六　所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
七　前各号の事業に附帯する事業

2　前項第一号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業の外、他の事業を行うことができない。

3　第一項第三号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、同項同号の事業及びこれに附帯する事業の外、他の事業を行うことができない。

4　その地区が別表の地区をこえる連合会は、第一項第四号の事業を行うことができない。

5　連合会（第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。）については、第七十条第二項から第六項まで及び第七十一条から第七十五条までの規定を準用する。

6　第一項第一号の事業を行う連合会については、第七十八条第二項の規定を準用する。

7　第一項第三号の事業については、第七十七条の規定を準用する。

第六章　企業組合

（事業）

第七十八条　企業組合（以下本章において「組合」という。）は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行うものとする。

（組合の事業と組合員との関係）

第七十九条　組合員の三分の二以上は、組合の行う事業に従事しなければならない。

2　組合の行う事業に従事する者の二分の一以上は、組合員でなければならない。

3　組合員は、総会の承認を得なければ、自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引をしてはならない。

4　組合員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、組合は、総会の議決により、これをもつて組合のためにしたものとみなすことができる。

5　前項に定める権利は、他の組合員の一人がその取引を知つた時から二箇月間行使しないときは、消滅する。取引の時から一年を経過したときも同様である。

（出資）

第八十二条　組合の総出資口数の過半数は、組合の行う事業に従業する組合員によつて保有されなければならない。

（組合員の所得に対する課税）

第八十三条　組合員が組合の行う事業に従事したことによつて受ける所得のうち、組合が組合員以外の者で組合の行う事業に従事する者に対して支拂う給料、賃金、賞用弁償、賞與及び退職給與並びにこれらの性質を有する給與と同一の基準によつて受けるものは、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、給與所得又は退職所得とする。

（適用除外）

第八十四条　企業組合については、第十二条、第十三条、第三十三条第一項第三号及び第八号、第五十一条第四号並びに第五十五条の規定は、適用しない。

2　第五十九条第二項及び第三項の規定にかかわらず、剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年一割をこえない範囲内において拂込済出資額に應じて、なお剰余があるときは、組合員が組合の事業に従事した程度に應じてしなければならない。

第七章　登記

（設立の登記）

第八十五条　組合は、第二十九条の規定による出資の拂込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。但し、企業組合の設立の登記には、第三号の事項を掲げなくてもよい。

一　事業
二　名称
三　地区
四　事務所
五　出資一口の金額及びその拂込の方法並びに出資の総口数及び拂込済出資総額
六　存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
七　役員の氏名及び住所
八　組合を代表しない理事があるときは、組合を代表すべき者の氏名
九　数人の理事が共同し、又は理事が参事と共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定
十　公告の方法

3　組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

（従たる事務所の新設の登記）

第八十六条　組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内に、その従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2　主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すればよい。

（事務所の移轉の登記）

第八十七条　組合が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に第八十五条第二項の事項を登記し、従たる事務所を移轉したと

きは、旧所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2　同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすればよい。

（変更の登記）

第八十六條　第八十三條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2　第八十三條第二項第五号の事項中出資の総口数及び拂込済出資総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすればよい。

（参事の登記）

第八十七條　組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても同様である。

（解散の登記）

第八十八條　組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

（合併の登記）

第八十九條　組合が合併するときは、合併に必要な行爲を終つてから、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併によつて消滅する組合については解散の登記、合併によつて成立する組合については第八十五條第二項に規定する登記をしなければならない。

（清算人の登記）

第九十條　清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2　前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第八十六條第一項の規定を準用する。

（清算結了の登記）

第九十一條　組合の清算が結了したときは、清算結了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

（管轄登記所及び登記簿）

第九十二條　組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

2　各登記所に、事業協同組合登記簿、保険協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿及び企業組合登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第九十三條　組合の設立の登記は、役員の全員の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、定款、役員たることを証する書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の拂込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

3　合併による組合の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第六十三條第二項において準用する第五十六條第二項の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債務者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

（参事の登記の申請）

第九十四條　第八十三條第三項の規定による登記は、理事の申請によつてする。

（事務所の新設、移轉及び変更の登記の申請）

第九十五條　組合の事務所の新設又は事務所の移轉その他第八十三條第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3　出資一口の金額の減少又は組合の合併による変更の登記の申請書には、前記の書面の外、第五十六條第二項（第六十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

（参事の登記の申請）

第九十六條　参事の選任、第八十九條の規定により登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅の登記は、理事の申請によつてする。

2　前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には、参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を添附しなければならない。

（解散の登記の申請）

第九十七條　第八十八條の規定による組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3　組合の解散を命ずる裁判が確定した場合については、非訟事件手続法第百三十五條及び第百九十三條第三項（裁判による会社の解散の登記）の規定を準用する。

第百九十八條　第八十九條の規定による解散の登記は、合併によつて消滅する組合の理事の申請によつてする。

2　前項の場合については、第九十五條第三項及び前條第二項の規定を準用する。

（清算人の登記の申請）

第百九十九條　第九十二條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2　第九十二條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

（清算結了の登記の申請）

第二百條　組合の清算結了の登記は、清算人の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、清算人が第六十九條において準用する商法第四百二十七條第一項の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（設立無効等の登記の手続）

第二百一條　組合の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は総会の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定し

た場合については、非訟事件手続法第百三十五條ノ六（裁判による会社の設立無効の登記）の規定を準用する。

（登記事項の公告）

第百四條　登記した事項は、司法事務局において遅滞なく公告しなければならない。

（非訟事件手続法の準用）

第百五條　組合の登記については、非訟事件手続法第百四十一條から第百五十一條ノ六まで及び第百五十四條から第百五十七條まで（商業登記の通則）の規定を準用する。

第八章　雑則

（不服の申出）

第百六條　組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると思料する組合員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を行政廳に申し出ることができる。

2　前項の申出があつたときは、行政廳は、組合に対して、その業務又は会計に関し必要な報告書の提出を命じ、前項の申出について調査しなければならない。

3　組合が、前項の規定による報告書を提出しないときは、行政廳は、組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（検査の請求）

第百七條　組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、行政廳にその検査を請求することができる。

2　前項の請求があつたときは、行政廳は、組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（行政廳の指示）

第百八條　行政廳は、第百六條第二項の規定による調査又は同條第三項若しくは前條第二項の規定による検査を行つた場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、組合に対し、期間を定めて適当な措置を採るべき旨を指示することができる。

2　前項の規定による指示があつたときは、組合は、遅滞なく総会を開き、その指示に係る措置を実施するため必要な事項を議決しなければならない。

（排除措置）

第百九條　公正取引委員会は、組合の組合員たる事業者でその常時使用する従業員の数が五十人をこえるものが実質的に小規模の事業者でないと認めるときは、この法律の目的を達成するために、第百十條に規定する手続に従い、その事業者を組合から脱退させることができる。

第百十條　前條の場合については、私的独占禁止法第四十條から第四十二條まで（公正取引委員会の権限）、第四十五條から第六十一條まで、第六十四條、第六十六條第二項、第六十九條、第七十條（事実の報告、事件の調査、審判、審決その他事件処理の手続）、第七十五條、第七十六條（雑則）、第七十七條から第八十三條まで及び第八十八條（訴訟）の規定を準用する。

（東京高等裁判所の管轄権）

第百十一條　前條の規定による公正取引委員会の審決に係る訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

2　前項に掲げる訴訟事件は、私的独占禁止法第八十七條第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体が取り扱うものとする。

（商法等の準用）

第百十二條　組合については、商法第五十八條第二項及び第三項、第五十九條及び第六十條（裁判による会社の解散）並びに非訟事件手続法第百二十六條第一項、第百三十四條から第百三十四條ノ三まで、第百三十五條ノ二から第百三十五條ノ五まで（裁判による会社の解散）の規定を準用する。

（所管行政廳）

第百十三條　この法律中「行政廳」とあるのは、第六十五條第二項の場合を除いては、大蔵大臣又は運輸大臣の所管する事業を行う組合及びこれらの事業以外の事業を行う組合で都道府縣の区域をこえる区域を地区とする組合（企業組合を除く。）については組合の行う事業の所管大臣、その他の組合については都道府縣知事とする。

2　主務大臣は、政令の定めるところにより、この法律による権限の一部を地方支分部局の長又は都道府縣知事に委任することができる。

第九章　罰則

第百十四條　組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3　第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正條がある場合には適用しない。

第百十五條　組合が第六條第三項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第百十六條　第七十一條第四項において準用する倉庫業法第八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第七十一條第四項において準用する倉庫業法第八條第一項若しくはこの法律第百六條第三項若しくは第百七條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

第百十七條　左の場合には、組合の理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定に基いて組合が行うことができる事業以外の事業を営んだとき。

二　この法律に定める登記を怠つたとき。

三　第十四條の規定に違反したとき。

四　第十九條第二項、第四十一條第四項又は第四十五條第四項の規定に違反したとき。

五　第二十七條第六項又は第五十四條において準用する商法第二百四十四條若しくは第六十九條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して総会の議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六　第三十一條又は第六十二條第二項の規定に違反したとき。

七　第三十七條の規定に違反したとき。

八　第三十九條又は第四十條（以上の各規定を第六十九條において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記

職をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

九　第四十二條において準用する商法第二百七十四條又は第六十九條において準用する商法第四百七十四條又は第六十百十九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十　第四十六條、第四十七條第二項又は第四十八條の規定に違反したとき。

十一　第五十六條第二項（第六十三條第二項において準用する場合を含む。）又は第六十九條において準用する商法第四百二十一條第一項に規定する公告をなし、又は不正の公告をしたとき。

十二　第五十六條若しくは第五十七條第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十三條第二項において準用する第五十六條若しくは第五十七條第二項の規定に違反して組合の合併若しくは事業の全部の譲渡をしたとき。

十三　第五十八條、第五十九條又は第八十四條第二項の規定に違反したとき。

十四　第六十一條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十五　第六十九條において準用する商法第百三十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十六　第六十九條において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

十七　第六十九條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十八　第七十條第二項（第七十七條第四項條第二項及び第七十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十九　第七十七條第二項又は第三項第七十九條第二項から第四項までの規定に違反したとき。

別表

連合会の種類	地区
酒類の製造又は販賣の事業を行う協同組合連合会	財務局の管轄区域
葉たばこの耕作者しくは製造たばこの販賣又は塩の製造若しくは販賣の事業を行う協同組合連合会	たばこ専賣法（昭和二十四年法律第　号）第七十九條第二項の規定により大蔵大臣が財務局長の職務を行う者として指定する日本専賣公社の役員又は職員の管轄区域
陸上運送業、小運送業、鉄道及び軌道の用に供する機械器具に関する事業その他陸運に関する事業を行う協同組合連合会	陸運局の管轄区域
水上運送業及び港湾運送業その他海運に関する事業を行う協同組合連合会	海運局の管轄区域
その他の協同組合連合会	通商産業局の管轄区域

第百十八條　第百十八條において私的独占禁止法第四十條及び第四十六條の規定を準用する場合の違反については、同法第九十四條及び第九十四條の二の規定を準用する。

附　則

この法律施行の期日は、公布の日から起算して一箇月を経過した日とする。但し、この法律中協同組合連合会に関する規定は、この法律施行後八箇月を経過した日から施行する。

中小企業等協同組合法施行法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

中小企業等協同組合法案が、農業、水産業、消費生活の三協同組合を除く他の協同組合を包括する組織法の体制をとつているから、その施行に伴つて、既存の各種組合の中小企業等協同組合への移り変りをできるだけ円滑にするとともに、財産の不必要な分散や、不自然な課税などのないように措置を講ずるためのものである。

一、議案の要旨

1　協同組合に関する制度は、農業、水産業、消費生活の三協同組合制度を除いて、他はすべて中小企業等協同組合にまとめる意味で、商工協同組合法、林業会法、市街地信用組合法等を廃止し、蚕糸業法中蚕糸協同組合法に関する規定を削除することとし、なお、旧塩専賣法に基く塩業組合も、旧塩専賣法が別途提出される新塩専賣法によつて廃止され、組合に関する規定は削除されることになつているから、中小企業等協同組合にまとめることとなるのである。

2　既存の組合で単位組合的なものは、新法施行後八箇月以内に所要の手続を経て新しい組合に組織変更することができるようにしており、又八箇月を経過したときは、単位組合的なるものはすべて解散することとなる。なお、連合会的なものは、新法に基く連合会への移行は認めないが、本法によつて単位組合が連合会を作つたものはこの限りでないとしており、旧連合会の財産分割は、新連合会との協議をし、その承継をすることができることとし、財産の不必要な分散を避けるようにしている。

3　旧組合から新組合への移り変りの際の財産の移転に対する法人税、有価証券移転税及び地方税による不動産取得税等の適用については、旧農業会から新農業協同組合への移り変りの時の取扱と同様とし、法律の改正のために起る不自然な課税のないように配慮している。

一、議案の修正議決理由

本施行法案は、現在までの各種の協同組合が中小企業等協同組合に一括されること、またこれらが民主的並びに自主的に機構を変えたことは時宜を得たものであり、その移り変りに業務上支障なき措置を講ぜられたことは妥当と認められるが、その移り変りの時期については、本協同組合に改組するために、財産譲渡に相当の猶予期間を與え、特に信用組合の場合にはその処置が必要と認められるため、商工協同組合中央会は、新法施行三箇月後に解散すること、市街地信用組合法の廃止は施行後六箇月を経過した日からとする等、別紙の通り修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

中小企業等協同組合法施行法案の一部を次のように修正する。

（現存する商工協同組合等）

第三條　この法律施行の際現に存する商工協同組合及び商工協同組合中央会、林業会及び林産組合、市街地信用組合、蚕糸協同組合並びに塩業組合及び塩業組合連合会（以下「旧組合」と総称する。）については、第一條に掲げる法律、改正前の蚕糸業法並びに塩専賣法（昭和

二十四年法律第　号）附則第十五項の規定によりなお効力を有する旧塩專賣法（明治三十八年法律第十一号）（以下「旧法」と総称する。）は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

2　旧組合であつて、この法律施行の日から起算して八箇月（同組合中央会にあつては三箇月）を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。

3　裁判所は、公益上必要があると認めるときは、利害関係人又は行政廳の申立により、旧組合に対し、解散を命ずることができる。この場合は、その旧組合は、その命令によつて解散する。

第五條　前條第一項の規定による中小企業等協同組合への組織変更は、第三條第二項の期間内に、主たる事務所の所在地において、新法第八十五條第二項の事項を登記することによつて、その効力を生ずる。

2　前項の登記については、新法第八十五條第三項、第九十四條第一項、第九十五條第一項及び第二項並びに第九十六條の規定を準用する。

3　第一項の登記の申請書には、その旧組合の主たる事務所の所在地で登記をする場合を除いて、その旧組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。

4　旧組合の主たる事務所の所在地で、第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職権で、その旧組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

5　旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で、第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

6　前項の通知があつた場合については、第四項の規定を準用する。

7　第四項（前項において準用する場合を含む。）の手続をしたときは、登記官吏は、その旧組合の従たる事務所の所在地の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

8　前項の通知があつた場合については、第四項の規定を準用する。

第七條　第四條第一項の規定により、旧組合が中小企業等協同組合になつたときは、その旧組合の組合員のうち中小企業等協同組合の組合員たる資格を有しない者は、中小企業等協同組合への組織変更が効力を生じた時に、旧組合を脱退したものとみなす。

2　第四條第一項の場合において、旧組合の従前の組合員の持分の上に存した質権は、その組合員が中小企業等協同組合の組合員となつたときは、その者の有すべき新法第二十條第一項の規定による拂戻請求権、第五十九條又は第八十四條第二項の規定による配当請求権及び組合が解散した場合における財産分配請求権の上に存するものとする。

3　第四條第一項の場合において中小企業等協同組合が従前旧組合として行つていた事業の範囲を縮小したときは、その縮小した事業の残務を処理するために必要な行爲は、新法の規定にかかわらず行うことができる。

（貸付の継続）

第十條　市街地信用組合が第四條第一項の規定により中小企業等協同組合になつたときは、その中小企業等協同組合は、新法第七十八條又は第七十九條の規定にかかわらず、その市街地信用組合の組合員で組織変更の時に組合を脱退したものに対し、組織変更の際に存した貸付を継続することができる。

（印紙稅法の改正）

第二十四條　印紙稅法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十一ノ二号中「市街地信用組合」を「中小企業等協同組合」に改め、同條同項第十二号中「水產加工業協同組合連合会」の下に「中小企業等協同組合、」を加え、「蚕糸協同組合、」、「林產組合、林業会、」及び「商工協同組合、」を削る。

第五條第六号中「塩業組合」を「塩業ニ関スル中小企業等協同組合」に、同條第六号ノ七及び第九号ノ三中「市街地信用組合」を「信用協同組合又ハ中小企業等協同組合法第七十九條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会」に改める。

（金融機関経理應急措置法等の改正）

第二十九條　左に掲げる規定中「市街地信用組合」を「信用協同組合、中小企業等協同組合法第七十九條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会」に改める。

金融機関経理應急措置法（昭和二十一年法律第六号）第二十七條第一項第一号

臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）第一條第一項

（金融緊急措置令の改正）

第三十條　金融緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第八條中「市街地信用組合、中小企業等協同組合」を「信用協同組合、中小企業等協同組合法第七十九條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会」に改める。

（國民貯蓄組合法の改正）

第三十一條　國民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一條第三号中「市街地信用組合、商工協同組合」を「中小企業等協同組合」に改める。

第二條第四号中「市街地信用組合」を「信用協同組合、中小企業等協同組合法第七十九條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会」に改める。

第四條第一項中「市街地信用組合貯金」を「信用協同組合等貯金」に改める。

（経済関係罰則の整備に関する法律の改正）

第三十二條　経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号中「二十　市街地信用組合法ニ依ル市街地信用組合」を「二十一　中小企業等協同組合法ニ依ル信用協同組合及同法第七十九條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会」に改める。

附　則

この法律は、中小企業等協同組合法施行の日から施行する。但し、第一條中市街地信用組合法の廃止に関する部分は、この法律施行の日から起算して六箇月を経過した日から施行する。

簡易郵便局法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的

郵政窓口機関の普及を図るとともに、郵政事業の経済的な運営に資するため、地方公共團体、農漁業協同組合等に、郵政窓口事務の一部を委託執行せしめる簡易郵便局の制度を創設しようとするものである。

二、議案の要旨

（一）　郵政大臣の委託により郵政窓口事務を行う者を、地方公共團体、農業協同組合、漁業協同組合、消費生活協同組合（職域による消費生活協同組合を除く。）に限定したこと。

（二）　委託契約の期間は三年とし、当事者の合意による更新を妨げないこととしたこと。

（三）　委託事務の範囲は、郵便（印紙の賣さばきを含む。）、郵便貯金、郵便爲替、簡易生命保険及び郵便年金に関する郵政窓口事務のうち省令で定めるものと

し、その取扱時間、取扱休止日も省令で定めることとしたこと。

（四）受託者は、委託事務執行に必要な施設及び経費を支弁し、郵政大臣はこれに対し、月額二万円の範囲内において取扱手数料を支拂うこととしたこと。

等である。本法律案は公布の日から起算して、三十日を経過した日から施行される。

三、議案の可決理由

簡易にして経済的な郵政窓口機関を普及させることは、郵政事業の公共性からみて、適切な措置であり、本法律案の内容も又妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業資産相続特例法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

日本農業の経営規模は元來零細であり、加えて民法の均分相続制の実施は一層細分化を來たすので、憲法及び民法の原則を維持しつつ農地の細分化を防止して、農業経営を安定化するために、農業資産の相続において民法に特例を定めたいというのである。本案の主要な内容の概要は、

（イ）農業資産の相続は、原則として農業を営む見込のある者一人に相続させる、この決定は指定相続人により、被相続人のいないときは共同相続人の話合による。これが決定し得ざるときは家庭裁判所で決定する。

（ロ）共同相続人に一定額の求償権を認め、不当に利益を害されないようにする。しかし求償権は農業経営の安定を害しないよう話合をなし、この場合、話合が成立しないときは家庭裁判所で返還金額、時期、方法等を定める。

二、議案の可決理由

本案は、第一回國会に上程せられたが、当時の経済不安定及び憲法上の疑点等により審査未了となつたのであるが、今回は経済も安定の傾向を示し、又憲法上の疑義も修正され、農村の実情に即するものとなつた。しかして現在の農村の実態は農地改革、農村人口の増大等により益、零細化され、農業経営の不安定を來たしつつある。かかるとき憲法及び民法の原則を維持しつつ零細化を防止するため一子相続制を採用し、農業資産の相続に一定の基準を與えることは、世論においても合致するところであり、又農業経営の合理化を促進し、農家経済の安定を図るものである。よつて、本案は時宜に適する措置として認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

作物報告事務所の任務が重大性を増しつつある現在、北海道における事務は、面積、人口等他に比して大であるのに一事務所しかない。この特殊的條件に即應して北海道作物報告事務所を廃止し、新たに函館、札幌、帶廣、北見にそれぞれ作物報告事務所を設置して、農作物の作付面積、收穫量、その他必要な調査を正確に把握し、円滑な運営をなしたいというのである。

二、本件の議決理由

作物報告事務所の任務重大なるにかんがみ、北海道の如き廣大な地域に一事務所しかないことは、種々の統計調査をなす上に支障を來たすので、四事務所に増設することは至当なる措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品及び農林水産物の検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

輸出食料品及び農林水産物の検査は、輸出品取締法によつて本年三月より東京に検査所を設けて実施してきた。しかしこの検査はそれぞれ輸出港又は生産地に出張して行つていたが、このため経費、日時等多きを要するので、この際地方自治法第百五十六條第四項に基いて神戸の外六箇所に新たに検査支所及び出張所を設けて円滑なる検査を行いたいというのである。

二、本件の議決理由

輸出を振興することにより日本経済の自立安定化が齎らされる。しかるに輸出品の検査において不備なる点があるときは、輸出が阻害されるので、これが円滑なる運営のために輸出食料品及び農林水産物の検査支所及び出張所を設置することは至当なる措置であると認める。よつて本件は承認すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

協同組合による金融事業に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、協同組合について、銀行等と同じように金融事業を行うに当つては、大藏大臣の免許を要することとし、その行う金融事業に関しては、概ね銀行法又は貯蓄銀行法の例によつて規律を設け、以て一般金融秩序の中における協同組合による金融の健全な発達を図ろうとするものである。

二、議案の修正議決理由

本案は、大体において適切なるものと認めたが、大藏大臣の監督を有効ならしめ、協同組合による金融事業の健全な経営を確保するためには、第二條第三項を削る必要があるので、別紙の如く修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（――は正修）

協同組合による金融事業に関する法律案の一部を次のように修正する。

（免許）

第二條　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第　号）に規定する信用協同組合（同法第七十九條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を含む。以下「信用協同組合」という。）は、大藏大臣の免許を受けなければ、事業を行うことができない。

2　前項の免許を受けようとする信用協同組合は、申請書に、定款並びに業務の種類及び方法を記載した書面及び事業計画書を添附し、大藏大臣に提出しなければならない。

3　大藏大臣は、第一項の規定により免許の申請があつた場合においては、定款、事業の方法又は事業の計画が法令の規定に違反するときを除いて、免許しなければならない。

國立國会図書館法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、國立國会図書館に対

する出版物の納入について、從來の國の出版物の外に、更に地方公共團体の出版物についても納入の制度を設け、又いわゆる民間出版物の納入について、正當な理由なく納入しない発行者を過料に処する等納入制度の改善強化により、図書及びその他の図書館資料の蒐集に万全を期せんとするものである。

一、議案の可決理由

國立國会図書館が國会議員館その他に対し、充分なる図書館奉仕をなすためには、図書その他の図書館資料の蒐集確保が絶対に必要であるが、本法案の企図する納入制度の改正は、現在の不充分なる納入状況にかんがみ、時宜に適した、妥当なるものと認め、可決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

衆議院図書館運営委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長幣原喜重郎殿

行政機関職員定員法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法の施行に伴い、各省設置法の制定による行政機構の簡素化と相並んで職員の縮減を行い、以て行政整理を実施しようとするものである。即ち、総理府、法務府、各省、経済安定本部及びこれらの外局に常時勤務する國家公務員で一般職に属する者について定員を定め、この定員数にまで職員の数を本年六月一日から九月三十日までの間において、逐次整理するものとし、これに必要な事項を定めたものである。

行政機関の職員の定員については、本府又は本省と外局とを区別して、その各々に置かれる職員の総定員を定め、これらの行政機関の内部部局、地方支分部局及び附属機関別の定数は、それぞれの定員の範囲内で、総理府令、法務府令、省令又は経済安定本部令で定められることになつていて、その総計は八十七万一千二百七十九人とされている。なお、引揚援護廳の職員の定員は、引揚援護事務の情況により、特に必要がある場合は、予算の範囲内において政令の定めるところにより増加することができ、又終戰処理費関係事務に従事するものは、各行政機関を通じて五千四百六人以内とされている。

各行政機関の長は、毎月一日現在において、当該行政機関に在職する職員の数を、行政管理廳長官に報告しなければならないことになつている。

この法律は、本年六月一日から施行しようとするもので、通商産業省に関する部分については五月二十日から、中央更生保護委員会に関する部分については七月一日から、それぞれ施行するものであること、又、法務府の本府の定員は、本年六月三十日までの間は四万千八百五十四人とされている。

地方自治法附則第八條による都道府縣の職員の定員については、同法に基く政令の定めるところにより、以上に準じて整理されることになつている。

今次の整理については、國家公務員法第八十九條から第九十二條、即ち職員の意に反する不利益な処分に関し人事院の審査を請求することのできる規定は適用がないこととなつている。

その他、大藏省及び運輸省の職員の相当部分が移管されることになつている日本專賣公社及び日本國有鉄道についても整理が行われることになり、公社の職員については本年十月一日において三万八千百十四人、日本國有鉄道の職員については本年十月一日において五十万六千七百三十四人をこえないように、同年九月三十日までの間にそれぞれ逐次整理されるものとなつている。これらに対しては、日本專賣公社及び日本國有鉄道の総裁は、その職員をその意に反して降職し、又は免職することができることとし、この場合には公共企業体労働関係法第八條第二項及び第十九條即ち團体交渉及び苦情処理共同調整会議に関する規定及び日本專賣公社法第十七條の二の規定は、適用されないこととなつている。

今次の整理による退職手当については、昭和二十四年度予算の範囲内において、恩給法、國家公務員共済組合法及び労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律に基く給與その他の給付との関係を考慮して、政令で定められることになつており、未帰還職員については、なお、從前の例によつて取扱われることとされ、日本專賣公社及び日本國有鉄道の職員についても同様である。以上が、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の修正議決理由

本法律案は、行政整理を行うに必要且つ妥当なものと認められるが、法務府、大藏省、運輸省及び経済安定本部における機構について若干の変更が行われたので、該当機関の職員の定員を表示する必要があるとともに、中央更生保護委員会に関する部分については本年七月一日から、又、通商産業省に関する部分については同省設置法の施行の日から適用するものであることを明かにするため、別紙の通りこれを修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

行政機関職員定員法案の一部を次のように修正する。

（各行政機関の職員の定員）

第二條　各行政機関の職員の定員は、左に掲げる通りとする。

行政機関の区分	定員	備考
本府	二、二六〇人	
統計委員会	六三人	
公正取引委員会	三三三人	
全國選挙管理委員会	四八人	
國家公安委員会		
國家地方警察	四七、〇〇一人	うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。
國家消防廳	一二二八人	
総理府		
公職資格訴願審査委員会	六〇人	
外國為替管理委員会	四四人	
宮内廳	九二八人	
特別調達廳	六、九四一人	
賠償廳	一七二人	
行政管理廳	六六人	
地方自治廳	一〇五人	

法務府	本府	四〇、八七六人
	中央更生保護委員会	一、〇二九人
	司法試験管理委員会	—
	計	四一、九〇五人
外務省	本省	一、五五六人
	計	
大蔵省	本省	一三、三二一人 七三、八一六人 一四五人
	證券取引委員会	六〇、四九五人
	國税庁	
	造幣局	二、〇二三人
	印刷局	九、〇三〇人
	計	八五、〇一四人
文部省	本省	六三、〇九〇人
	計	
厚生省	本省	四〇、二九七人
	引揚援護庁	五、〇六六人
	計	四五、三六三人
農林省	本省	三二、六三四人
	食糧庁	二九、二〇二人
	林野庁	二三、三一四人
	水産庁	一、八五二人
	計	八七、〇〇二人
通商産業省	本省	一三、八八二人 二、三七三人 四、三六五人
	資源庁	
	工業技術庁	
	特許庁	五四五人
	中小企業庁	九四人
	計	二一、二五九人

運輸省	本省	一八、四三五人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安庁	二三七人 八、二一〇人
	海難審判庁	七三人
	計	二六、七〇四人
郵政省	本省	二六〇、六五五人
	電波庁	一三八、八三五人
	航空保安庁	三、八〇二人 一、〇九六人
	計	一四三、七三三人
電氣通信省	本省	一九、八八一人
	中央労働委員会	九九人
	公共企業体仲裁委員会	一九人
	國有鉄道中央調停委員会	一五人
	專賣公社中央調停委員会	一一人
	國有鉄道地方調停委員会	六三人
	專賣公社地方調停委員会	四五人
	計	二〇、一三三人
労働省	本省	一〇、九〇七人
	計	
建設省	本省	一、二四八人
	物価庁	八五八人
	経済調査庁	三、七一九人
	外資委員会	一人
	計	五、八二五人
経済安定本部		
合計		八七一、二七九人

2　引揚援護庁の職員の定員は、前項の規定にかかわらず、引揚援護事務の状況により、特に必要がある場合においては、予算の定めるところにより、増加することができる。

3　第一項に定める職員の定員の外、当分の間、終戦処理業務費、特殊財産処理附帯事務費、連合國財産返還費、りやく奪物件返還費、賠償施設処理附帯事務費及び賠償施設管理費の支弁に係る事務に従事させるため、各行政機関を通じて五千四百六人以内の職員を置くことができる。

4　前項の職員の各行政機関別の定数は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、この法律第二條第一項の規定中、通商産業省に関する部分については、同年五月二十日から、中央更生保護委員会に

うち一一、四七六人は、検察庁の職員とする。

うち六〇、九四〇人は、國立学校の職員とする。

うち一、八三人は、鉱務監督官とする。

関する部分については、同年七月一日から、施行する。

（通商産業省設置法（昭和二十四年法律第　号）施行の日から適用する。）

2　法務府の本府の定員は、昭和二十四年六月三十日までの間は、第二條第一項の規定にかかわらず、四万千八百五十四人とする。

3　各行政機関の職員は、その数が昭和二十四年十月一日において、第二條に規定する定員をこえないように、同年九月三十日までの間に、逐次整理されるものとし、それまでの間は、同條の定員をこえる員数の職員は、定員の外にあるものとする。

4　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八條に規定する都道府縣の職員（雇傭人を含む。）の定員は、同法に基く政令の定めるところによるものとし、当該職員については、前項の規定を準用する。

5　國家公務員法第八十九條から第九十二條までの規定は、前二項の規定により降任され、又は免職された職員については、適用しない。

6　日本專賣公社の職員は、その数が昭和二十四年十月一日において、三万八千百十四人をこえないように、同年九月三十日までの間に、逐次整理されるものとする。

7　日本國有鉄道の職員は、その数が昭和二十四年十月一日において、五十万六千七百三十四人をこえないように、同年九月三十日までの間に、逐次整理されるものとする。

8　日本專賣公社及び日本國有鉄道の総裁は、前二項の規定による整理を実施する場合においては、その職員をその意に反して降職し、又は免職することができる。

9　公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第八條第二項及び第十九條の規定は、前三項の場合には、適用しない。

10　日本專賣公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第十七條の二の規定は、第六項の規定による整理により退職する日本專賣公社の職員については、適用しない。

11　第三項、第四項、第六項及び第七項の規定による整理により退職する者に対して支給する退職手当については、昭和二十四年度予算の範囲内において、恩給法（大正十二年法律第四十八号）、國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）及び労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）に基く給與その他の給付との関係を考慮して、政令で定める。

12　未帰還職員に関する取扱については、なお従前の例による。日本專賣公社及び日本國有鉄道の未帰還職員に関する取扱も、これに準ずるものとする。

13　國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律（昭和二十三年法律第三十号）及び行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十七号）は、廃止する。

行政機関職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

行政機関職員定員法の施行に伴い、全國選挙管理委員会法その他六法令について、行政機関職員定員法に抵触し、又は不要となる規定をそれぞれ削除又は訂正するとともに、統計委員会官制その他七の政令及び勅令を廃止し、本年六月一日から施行しようとするもので、これがこの法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案は、行政整理実施上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

大蔵省の機構改革に伴い、行政機関職員定員法その他各種の関係法令を整理しようとするもので、名称の変更等に伴う字句の修正が主なるものである。ただ、実質的な改正としては、会計士管理委員会の廃止に伴い、大蔵省の附属機関として公認会計士審査会及び公認会計士試験委員を設け、公認会計士法について、公認会計士制度の運営に関する重要な事項については、この審査会の議決又は諮問を経なければならないことを定めるとともに、公認会計士等の試験を同試験委員をして行わせることにしている。その他不要官制の廃止並びに改正前の專賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール專賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律の規定は、日本專賣公社法の規定においてその例による限りにおいて、なお、その効力を有すること並びに公認会計士試験委員についての経過規定を定めて、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の修正議決理由

本法律案は、大蔵省の機構改革実施のため必要且つ妥当と認められるが、行政機関職員定員法に関する事項は、別途同法案において修正せられることとなり、不要となつたので、削ることを適切と認め、別紙の通りこれを修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

（別紙）

（小字及び――は修正）

大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案の一部を次のように修正する。

第三十七條　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第二條中

大蔵省	本省	七三、八一六人	
	証券取引委員会	一四五人	
	造幣廳	二、〇二三人	
	印刷廳	九、〇三〇人	
	計	八五、〇一四人	

を

大蔵省	本省	一三、三二一人	
	証券取引委員会	一四五人	
	國税廳	六〇、四九五人	
	造幣廳	二、〇二三人	
	印刷廳	九、〇三〇人	
	計	八五、〇一四人	

に改める。

第三十八條　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百七十四條及び第百七十六條中「財務局」を「財務部」に改める。

第三十九條　閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五條中「財務局」を「財務部」に改める。

第三十九條　特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七條中「財務局」を「財務部」に改める。

（第三十五号参照）

海上運送法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案の目的は、従來海上運送並びに海上運送事業は、断片的臨時法規の運用乃至は実際上の行政指導に依存してきたのであるが、それがわが國産業経済上又は國民生活上に占める重要性にかんがみ、海上運送の秩序を維持し、且つ、海上運送事業の健全なる発達を図るため、統一的基本法たる海上運送法を制定せんとするものである。その内容の主なる点は、（一）定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに運輸大臣の免許を受けなければならないこと、（二）運輸大臣は右免許申請があつた場合、その申請の内容が所定の免許基準に適合しているかどうかを決定しようとするときは、運輸審議会にはかりその意見を聞かなければならないこと、（三）定期航路事業者は、旅客運賃、手荷物料金及び運送約款等について、運輸大臣の認可を受け、これを公示しなければならないこと、（四）不定期航路事業者は、事業を開始した日又は事業を廃止した日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならないこと、（五）政府は、定期航路事業であつて、その航路の性質上経営困難なものに対して、公益上必要な最少限度の運送を確保するため、予算の範囲内で補助金を交付することができること、（六）運輸大臣は、当該航海が災害の救助その他公共の安全の保持のため必要であり、且つ、自発的に当該航海を行う者が無い場合又は著しく不足する場合に限り、運輸審議会にはかり、船舶運航事業者に対し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができること。但し、この航海のために特に損失を受けた場合には、政府はその損失を補償すること、（七）船舶運航事業者が、他の船舶運航事業者とする運賃、料金その他運送条件等を内容とする協定等については、極端に独占となり、又は不公正な競争方法がとられる場合を除き、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び事業者団体法の適用を受けないこと、（八）検数人、鑑定人又は検量人になろうとする者は、海運局の登録簿に登録を受けなければならないこと等である。

二、議案の修正議決理由

本法案の趣旨は、概ね妥当なるものと認めるが、更に、（一）定期航路事業に関する規定のうち、運賃、料金及び運送約款の認可、運送の引受義務、運送の順序、運賃、料金又は運送約款の改善に関する命令等の対象が、旅客並びに手荷物に限定されているが、これらはいずれも社会公共の立場から、一般國民を保護することを目的としているのにかんがみ、これらに小荷物を追加すること、（二）定期航路事業の開始の免許については、運輸審議会に対する諮問と、公聴会にはかるよう定めているのに対応して、事業の休廃止についても、これと同じ取扱をなすように改めること、（三）附則第二項によつて、第二十六條第一項後段の規定は、本法施行の日から二年を経過した日に効力を失うことになつているが、その有効期間内に起つた命令違反を、期間経過後、本法により処罰できるように改めること、（四）臨時船舶管理法を全部廃止するようになつているのを、本法案に直接関係のある第六條（航海命令）のみを廃止するように改めること、（五）附則第六項及び第七項は、事業の免許に関する経過規定であるから、これに対応して認可を免許に改めること、（六）附則第十項は臨時船舶管理法の全部廃止を前提として定めているのであるが、前掲（四）の修正に伴い、これに対応する如く改めること、その他用語を適切なものに改める必要があるので、本法案は別紙の通り修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

（別紙）

（小字及び――は修正）

海上運送法案の一部を次のように修正する。

（運賃及び料金の認可）

第八條　定期航路事業を営む者（以下「定期航路事業者」という。）は、旅客及び手荷物○及び小荷物の運賃及び料金については、省令の定める手続により、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2　運輸大臣は、前項の認可○に関する処分をしようとするときは、運輸審議会にはからなければならない。

（運送約款の認可）

第九條　定期航路事業者は、省令の定める手続により、運送約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2　運送約款においては、旅客及び手荷物○及び小荷物の運賃及び料金その他の運送條件並びに運送に関する事業者の責任に関する事項を定めなければならない。

（運送の引受義務）

第十二條　定期航路事業者は、左の場合を除いて、旅客及び手荷物○及び小荷物の運送を拒絶してはならない。

一　当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

二　天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

三　当該運送が第九條の規定により認可を受けた運送約款に適合しないとき。

（運送の順序等）

第十三條　定期航路事業者は、旅客及び手荷物○及び小荷物を運送の申込の順序により運送しなければならない。但し、第二十六條の規定による運輸大臣の命令があるときその他正当な事由があるときは、この限りでない。

2　定期航路事業者は、旅客及び手荷物○及び小荷物の運送をする場合において、特定の利用者に対し、不当な差別的取扱をしてはならない。

（事業の休廃止の許可）

第十五條　定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、省令の定める手続により、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2　運輸大臣は、前項の許可に関する処分をしようとするときは、運輸審議会にはからなければならない。

3　第六條の規定は、前項の規定により附職された事項について運輸審議会が決定をしようとする場合に準用する。

（事業の譲渡及び譲受の認可等）

第十八條　定期航路事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。定期航路事業を経営する会社の合併及び解散は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。但し、定期航路事業を経営する会社が定期航路事業を行わない会社を合併する場合は、この限りでない。

3　第一項の規定により認可を受けて定期航路事業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を受けて定期航路事業を経営する会社が他の会社と合併した場合における合併後存続する会社若しくは合併により設立された会社は、免許に基く権利義務を承継する。

4　定期航路事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行つていた定期航路事業を引き続き営もうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

5　相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合においては、その認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受けるまでは、第三條第一項の規定にかかわらず定期航路事業を営むことができる。

6　運輸大臣は、第一項、第二項又は第四項の認可○○に関する処分をしようとするときは、運輸審議会にはかり、その意見を聞かなければならない。

7　第六條の規定は、前項の規定により附議された事項について運輸審議会が決定をしようとする場合に準用する。

（サービスの改善に関する命令）

第十九條　運輸大臣は、定期航路事業者の事業について利用者の利便を阻害している事実があると認めるときは、運輸審議会にはかり、当該定期航路事業者に対し、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

一　旅客及び手荷物○及び小荷物○の運賃及び料金その他の運送條件又は運送約款を変更すること。

二　運航計画を変更すること。

2　第六條の規定は、前項の規定により附議された事項について運輸審議会が決定をしようとする場合に準用する。

（國、日本國有鉄道又は船舶運営会に関する規定）

第四十二條　この法律の規定は、國、日本國有鉄道又は船舶運営会が海上運送事業を営む場合には、適用しない。

2　運輸大臣が日本國有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十三條の規定により日本國有鉄道の連絡船航路の開始○に関する処分の認可○をする場合において、定期航路事業については、この法律第四條の規定の趣旨をもあわせ考慮して行わなければならない。

3　國において定期航路事業を営もうとするときは、当該官廳は、運輸大臣に協議しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律施行の期日は、公布の日から九十日をこえない期間内において、政令で定める。

（有効期間の特例）

2　この法律第二十六條第一項後段の規定は、この法律施行の日から二年を経過した日にその効力を失う。

但し、そのときまでにした行爲に対する罰則の適用については、そのとき以後も、なおその効力を有する。

（他の法律の改廃）

3　臨時船舶管理法（昭和十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條　削除

第十五條第四号中「第六條又ハ」を削る。

4　事業者團体法の一部を次のように改正する。

第七條第二号の次に次の一号を加える。

二の二　海上運送法（昭和二十四年法律第　号）第二十八條

5　運輸省設置法（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　定期航路事業を免許し、助成し、及び定期航路事業の業務に関し、許可し、又は認可すること。

第四條第一項第十六号の次に次の二号を加える。

十六の二　船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する技術の改善を助成すること。

十六の三　船舶の製造及び修繕の用に供する施設の新設、拡張及び移轉を許可すること。

第六條第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　海上運送法（昭和二十四年法律第　号）の規定により運輸審議会にはかることを要する事項

（経過規定）

6　この法律施行の際現に定期航路事業を営んでいる者は、この法律施行の日から六十日以内は、第三條第一項の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。その期間内に当該航路について定期航路事業の免許を申請した場合において、その申請について免許認可をする旨又は免許認可をしない旨の通知を受けるまでの期間についても同様である。

7　運輸大臣が前項の申請を受けた日から百日以内に、当該申請について免許認可をする旨又は免許認可をしない旨の通知をしないときは、当該申請は、免許されたものとする。

8　この法律施行の際現に定期航路事業以外の海上運送事業を営んでいる者は、省令の定める手続により、この法律施行の日から六十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

9　この法律施行の際現に職業として検数等に従事している者は、この法律施行の日から六十日以内は、第三十五條の規定による登録を受けて検数等に従事する者とみなす。

10　改正前の臨時船舶管理法に関するこの法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、廃止前の臨時船舶管理法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。従前の例による

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

本件は、最近における税務行政の実情にかんがみ、税務行政運営の適正化と租税収入の確保を図るため、荻窪、大宮、香住、上川、三島、島田の六税務署を増設せんとするものである。

二、本件の承認理由

本件は、最近の税務行政の運営にかんがみ、大体において適正妥当なるものと認め、これを承認することに決した。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

員会の委員の任命について、衆議院が同意しない場合には、衆議院の同意をもつて両議院の同意とすることとなつているが、本法案は、その任命を愼重にするため、必ず両議院の同意を要することに改めんとするものである。

二、議案の可決理由

監理委員会の権限と責任とにかんがみ、その委員の任命を愼重にすることを適当と認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

本件は、最近における税務行政の実情にかんがみ、税務行政運営の適正化と租税収入の確保を図るため、荻窪、大宮、香住、上川、三島、島田の六税務署を増設せんとするものである。

二、本件の承認理由

本件は、最近の税務行政の運営にかんがみ、大体において適正妥当なるものと認め、これを承認することに決した。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十一年度歳入歳出総決算、昭和二十一年度特別会計歳入歳出決算に関する報告書

一、本件の内容

本件は憲法第九十條、財政法第四十條の規定により國会に提出されたものである。

昭和二十一年度歳入歳出総決算は歳入千百八十八億九千九百余万円、歳出千百五十二億七百余万円であり、差引三十六億九千二百余万円の剰余金を生じたが、これは旧会計法第二十六條の規定によつて同二十二年度の歳入に繰り入れられている。

昭和二十一年度決算額を同年度の予算額と比較すると、歳入においては予算額千百九十億八千七百余万円に対し一億八千八百余万円を、歳出においては予算額千百九十億八千七百余万円に対し三十八億八千余万円をそれぞれ減少した。

歳出予算額は予算決定後前年度予算残額を本年度に繰越した額二億六千九百余万円を合せた予算現額は千百九十三億五千六百余万円で、支出額は千百五十二億七百余万円、翌年度繰越額十九億六千余万円、不用額二十億八千八百余万円である。

予備金の予算額は第一、第二予備金を合せ六億七千万円で、支出額は六億三千六百余万円である。

経済安定費は予算額六十四億四千万円に対し支出額は六十五億千九百余万円である。

旧会計法第六條の規定による大蔵省証券の発行及び借入金の最高額は三百十億千万円であるが、大蔵省証券の発行額は九百五十五億円である。なお借入をしたものはない。

昭和二十二年法律第四十二号第九條第三項の規定による一時借入金の限度は百億円であつて、その借入額は七十億円である。

旧会計法第十一條の規定によつて翌年度にわたる契約をすることができる金額は五千万円であつたが、その契約をしたものはない。

昭和二十一年度の特別会計の歳入歳出決算の合計は歳入千九百七億七千八百余万円、歳出千七百八十二億五百余万円であり、一般、特別両会計の決算額総計は、歳入三千九十六億七千七百余万円、歳出二千九百三十四億千二百余万円である。

なお、元臨時軍事費特別会計所属の歳入一億六万八百余万円、歳出二百十五億八千五百余万円は本総決算に附記されておる。

二、本件の議決内容

昭和二十一年度歳入歳出総決算、同特別会計歳入歳出決算並びに既往年度分未確認額中確認額につきそれぞれ次の如く議決した。

第一左記特殊物件（放出物件を含む。）の処分は措置違法である。仍て政府の反省と善処を促すものである。

大蔵省所管

一般会計歳入臨時部、第二款臨時雑収入、第三項特別雑収入

(一)　福岡縣外七地方公共團体において特殊物件（放出物件を含む）を無償譲渡したもの八件（会計検査院検査報告三一―三二頁及び五七頁参照）

(二)　内務省その他において特殊物件の処分による収入金の徴収措置緩慢なもの一件（同四二頁参照）

(三)　内務省において特殊物件の賣拂價格の決定に当り措置当を得ないもの一件（同四四頁参照）

(四)　京都府において放出物件の処分による収入金を府費に受入れたもの一件（同四六頁参照）

(五)　青森縣において放出物件の処分による収入金を直に使用し歳入に納付しないもの一件（同）

(六)　岡山縣において放出物件の処分による収入金を寄附金として使用したもの一件（同四七頁参照）

(七)　山形縣において放出物件の処分による収入金を職員に対する手当等に使用したもの一件（同四八頁参照）

(八)　長崎縣において放出物件の賣拂價格の決定に当り戰時補償請求権相当額を減額するなど当を得ないもの一件（同四九頁参照）

(九)　福井縣において特殊物件の処分による収入金の徴収措置よろしきを得ないもの一件（同五七頁参照）

(十)　北海道石狩支廳外八支廳において放出物件の処分による収入金を國の歳入に納付せず別途保管していたもの一件（同五八頁参照）

(十一)　愛媛縣において放出物件の処分による収入金を他に融通したもの一件（同五八頁参照）

(十二)　山梨縣において放出物件の処分による収入金を罹災者援護費等に使用したもの一件（同五九頁参照）

(十三)　長崎縣において放出物件の処分による収入金を職員に対する慰労金として使用したもの一件（同五九頁参照）

第二　左記はいずれも工事の施行、物品の購入等に当り年度内に完成又は完納の事実がないのに証明を作爲して支出をなす等、経費の年度区分をみだつたもので措置違法である。政府においては適切なる方策を講ぜられたい。

(一)　大蔵省所管、造幣局特別会計歳出、第一款造幣局作業費、第一項作業費、造幣局東京支局において経費の年度区分をみだつたもの一件（会計検査院報告、三六頁参照）

(二)　司法省所管、一般会計歳出臨時部、第一款一般費、第三項災害対策費、和歌山地方裁判所外五ヶ所において経費の年度区分をみだつたもの六件（同九七―一〇〇頁参照）

(三)　文部省所管、学校特別会計歳出臨時部、第二款官立大学、第二項諸新営及修繕費、文部省において経費の年度区分をみだつたもの一件（同一〇五頁参照）

(四)　厚生省所管、一般会計歳出臨時部、第二款民生安定施設費、第一項民生安定施設費、宮城縣において経費の年度区分をみだつたもの一件（同一〇八頁参照）

(五)　商工省所管、一般会計歳出臨時部、第一款一般費、第十二項臨時物資需給調整費、東北地方商工局において経費の年度区分をみだつたもの一件（同一一九頁参照）

(六)　運輸省所管、一般会計歳出臨時部、第一款一般費、第四項氣象施設整備費、第六項航路標識その他災害復旧諸費、中央氣象台において経理上の措置特に当を失しているもの一件（同一二六頁参照）

(七)　通信省所管、通信事業特別会計資本勘定歳出、第一款通信事業設備諸費、第一項電信電話事業設備費、東京通信局並に通信省総務局において経費の年度区分をみだつたもの一件（同一四四頁参照）

第三　左記はいずれも職員の犯罪行爲に因り國に損失を及ぼしたもので、この種犯罪に基く國損事項は毎年度においてその跡を絶たないが、政府は現金等の管守職員の指導監督に格段の努力をなし、國庫の損失を防止することに万全を期せられたい。

（一）　一般会計歳出臨時部、第三款復員諸費、第一項第一復員局において職員の犯罪に因り國庫に損害を及ぼしたもの二件（会計検査院検査報告七四―七五頁）

（二）　一般会計歳出臨時部、第三款復員諸費、第二項第二復員局において職員の犯罪に因り國庫に損害を及ぼしたもの一件（同七五頁参照）

（三）　一般会計歳出臨時部、第四款終戦処理費、第一項終戦処理費、大藏省特殊財務部において宮城縣職員の犯罪に因り國庫に損害を及ぼしたもの一件（同七五頁参照）

（四）　厚生省所管、厚生保険特別会計健康勘定歳出、第一款健康保険費、第一項保険給付費、秋田縣において職員の犯罪に因り國庫に損害を及ぼしたもの一件（同一一〇頁参照）

（五）　通信省所管、通信事業特別会計業務勘定歳出、第一款通信業務費、第一項業務費

（一）　貯金保険局において職員の犯罪に因り國庫に損害を及ぼしたもの二十六件（同一五一頁）

（二）　大阪通信局において職員の犯罪に因り國庫に損害を及ぼしたもの一件（同一五三頁）

第四　左記はいずれも、措置違法又は不当と認められるにつき再びこのようなことのないよう厳重に警告する。

一、内務省所管

（一）　一般会計歳出臨時部、第一款一般費、第三項北海道拓殖産業費、北海道廳において予算の目的外に経費を使用したもの一件（会計検査院検査報告二四頁参照）

（二）　同、北海道十勝支廳において事業費の支拂にあたり調査の粗漏等のためへん取されたもの一件（同二五頁参照）

（三）　一般会計歳入臨時部、内務省において廃兵器類の竇拂にあたり措置当を得ないもの一件（同五〇頁参照）

二、大藏省所管

（一）　一般会計歳入臨時部、第二款臨時雑収入、第三項特別雑収入、第四項臨時雑入、運輸建設本部において歳入金を受託工事の運轉資金に流用したもの一件（同三二頁参照）

（二）　一般会計歳入経常部、第一款租税、第二款還付税収入、歳入臨時部、第一款租税、財産税等収入金特別会計歳入、第一款租税、東京外七財務局管内において租税の收納未済多額に上るもの一件（同三三頁参照）

（三）　一般会計歳入経常部、第一款租税、第十五項通行税、近畿日本鉄道株式会社外六十八業者の通行税の拂込遅延したもの一件（同三五頁参照）

（四）　一般会計歳入経常部、第三款印紙収入、第一項印紙収入、東京区裁判所において登録税の賦課徴收に当り措置当を得ないもの一件（同）

（五）　一般会計歳入経常部、第五款雑収入、第四項雑入、歳入臨時部、第二款臨時雑収入、復員廳及び商工省において收入未済多額に上るもの一件（同二九頁参照）

（六）　一般会計歳入臨時部、第二款臨時雑収入、第四項臨時雑入、引揚援護院において物件竇拂代金の徴收に当り措置緩慢に失するもの一件（同五一頁参照）

（七）　一般会計歳入経常部、第五款雑収入、第四項雑入、内務省及び各都道府縣において精算遅延のため補助超過額の返納に至らないもの一件（同五二頁参照）

（八）　一般会計歳入経常部、款租税、款還付税収入、歳入臨時部、款租税、澁谷外九税務署において取扱の過誤により租税の徴收不足を來たしたもの一五件（同五三―五五頁参照）

（九）　一般会計歳入経常部、第四款官業及官有財産收入、第三項刑務所收入、岐阜刑務所において製品の竇拂に当り物品税を加算しなかつたもの一件（同五六頁参照）

（十）　一般会計歳入臨時部、第二款臨時雑収入、第三項特別雑収入、物價廳において取扱の過誤により價格差益の徴收不足を來たしたもの四件（同五六頁参照）

（十一）　既往年度（自昭和十六年度至同二十年度）一般会計歳入経常部、款租税、款還付税收入、歳入臨時部、款租税、款臨時利得税、布施外十八税務署において取扱過誤により所得税徴收過不足を來たしたもの四八件（同六〇―六五頁参照）

（十二）　一般会計歳出臨時部、第三款復員諸費、第二項復員諸費、第二復員局において経費の年度区分をみだるなど措置当を得ないもの一件（同六八頁参照）

（十三）　一般会計歳出臨時部、第四款終戦処理費、第一項終戦処理費、名古屋財務局において予算の使用及び物件の管理等措置よろしきを得ないもの一件（同六九頁参照）

（十四）　一般会計歳出臨時部、第四款終戦処理費、第一項終戦処理費、各都道府縣において工事費の精算が著しく遅延しているもの一件

（十五）　一般会計歳出臨時部、第四款終戦処理費、第一項終戦処理費、東京都において物品購入代金の概算拂のうち過拂となつたものの回收に至らないもの一件（同七一頁参照）

（十六）　一般会計歳出臨時部、第四款終戦処理費、第一項終戦処理費、終戦連絡中央事務局において日本銀行立替金に関する経理の不良なもの一件（同七二頁参照）

（十七）　一般会計歳出臨時部、第二款戦災復興費、第四項戦災復興事業費補助、東京都において補助金の交付多額に失したもの一件（同七三頁参照）

（十八）　一般会計歳出臨時部、第三款復員諸費、第一項第一復員諸費、大分地方世話部において給與の支拂に当り分類所得税を控除しなかつたもの一件（同七六頁参照）

（十九）　一般会計歳出臨時部、第四款終戦処理費、第一項終戦処理費、石川縣において工事費の支拂にあたり誤拂をしたもの一件（同七六頁参照）

（二十）　一般会計歳出臨時部、第四款終戦処理費、第一項終戦処理費、神奈川縣において物品の購入にあたり過拂をしたもの一件（同七七頁参照）

（二十一）一般会計歳出臨時部、第四款終戦処理費、第一項終戦処理費、香川縣において特別の資金を保有するため虞構の事実に対し支拂をしたもの一件（同七七頁参照）

（二十二）一般会計歳出臨時部、第四款終戦処理費、第一項終戦処理費、廣島縣において請負契約金額の精算当を得ず且つ概算拂のうち過拂となつたものの返納遅延したもの一件（同七八頁参照）

（二十三）造幣局特別会計歳入、第一款造幣局作業収入、第一項作業収入、造幣局において物件の賣拂價格低廉に失したもの一件（同八三頁参照）

（二十四）印刷局特別会計歳出、第一款印刷局作業費、第一項作業費、印刷局西大寺工場において取扱の不注意により物品購入代金の二重拂をしたもの一件（同八五頁参照）

（二十五）専賣局特別会計歳出、第一款専賣局作業費、第一項作業費、専賣局において予算の目的外に経費を使用したもの一件（同八六頁参照）

（二十六）専賣局特別会計歳出、第一款専賣局作業費、第一項作業費、専賣局において自給製塩設備に対する補助金の交付にあたり條件の適合しないものに交付し又は設備費の査定当を得ないもの一件（同八七―九三頁参照）

（二十七）官有物、廣島財務局において國有財産を無償で使用させているもの一件（同九四頁参照）

（二十八）官有物、大藏省において金資金特別会計所属の物品の保管よろしきを得ず國に損害を與えたもの一件（同九五頁参照）

（二十九）臨時軍事費特別会計（元海軍省）歳出、第一款臨時軍事費、第四項臨時軍事費、第二海軍衣糧廠において物品の購入にあたり檢收の手続を怠り納入の事実を確めないで代金を支拂つたもの一件（同九五頁参照）

三、司法省所管

（一）官有物、靜岡京都両刑務所並びに大阪拘置所において物品の経理よろしきを得ず亡失したもの一件（同一〇一頁参照）

四、文部省所管

（一）官有物、大阪帝國大学微生物病研究所において物品を交換により取得したもの一件（同一〇六頁参照）

五、厚生省所管

（一）一般会計歳出経常部、第三款補充費、第二項諸支出金、厚生省において予算の目的外に経費を使用したもの一件（同一〇八頁参照）

（二）一般会計歳出臨時部、第二款民生安定施設費、第一項民生安定施設費、京都府において生活保護費等の補助金の交付多額に失したもの一件（同一〇九頁参照）

六、農林省所管

（一）一般会計歳出臨時部、第一款一般費、第十一項農産物増産補助、農林省において東京都外三十一府縣の農業会に対する補助金の交付にあたり措置当を得ないもの一件（同一一二頁参照）

（二）既往年度（昭和二十年度）一般会計歳出臨時部、第一款一般費、第十三項食糧増産対策諸費、農林省において開拓施設その他の補助金交付の時期適切を欠いたもの一件（同一一四頁参照）

（三）既往年度（昭和二十年度）歳出臨時部、第一款一般費、第十三項食糧増産対策諸費、農林省において開拓施設その他の補助金交付の時期適切を欠いたもの一件（同一一三頁参照）

（四）既往年度（昭和二十年度）歳出臨時部、第三款補充費、第二項緊急対策費、農林省において集團歸農者就農施設等に対する補助金交付の時期適切を欠いたもの一件（同一一六頁参照）

（五）食糧管理特別会計歳出、第一款食糧管理費、第一項事業費、奈良縣食糧檢查所において予算の目的外に経費を使用したもの一件（同一一七頁参照）

七、商工省所管

（一）一般会計歳出臨時部、第一款一般費、第八項炭田開発調査費、九州地方商工局において予算の目的外に経費を使用したもの一件（同一二〇頁参照）

（二）一般会計歳出経常部、第一款一般費、第二項商工各廳、歳出臨時部、第一款一般費、第三項政府職員給與特別措置費、第二款補充費、第一項臨時諸支出金、貿易資金特別会計歳出、第一款貿易運営費、第一項事務費、第二項諸支出金、貿易廳において分類所得税を納付しなかつたもの一件（同一二〇頁参照）

（三）一般会計歳出臨時部、第一款一般費、第四項價格調整補給金、石炭廳において概算拂の精算遅延し過拂金の返納に至らないもの一件（同一二一頁参照）

八、運輸省所管

（一）帝國鉄道特別会計資本勘定歳入、運輸省において用品勘定の過剰金を資本勘定の歳入に繰入れなかつたもの一件（同一二九頁参照）

（二）帝國鉄道特別会計用品勘定歳入、第一款用品及工作収入、第一項用品及工作収入、第二項雑収入、運輸省において委託調弁物品代等の収入未済多額に上るもの一件（同一三〇頁参照）

（三）帝國鉄道特別会計収益勘定歳入、第一款作業収入、第一項運輸収入、運輸省において後納運賃等の徴収措置よろしきを得ないもの一件（同一三一頁参照）

（四）帝國鉄道特別会計用品勘定歳入、第一款用品及工作収入、第一項用品及工作収入、運輸省において物品賣拂代金を物資購入資金として流用しているもの一件（同一三二頁参照）

（五）帝國鉄道特別会計用品勘定歳入、第一款用品及工作収入、第一項用品及工作収入、運輸省において調定未済多額に上るもの一件（同一三二頁参照）

（六）帝國鉄道特別会計収益勘定歳出、第一款作業費、第一項事業費、東京鉄道局において予算の目的外に経費を使用したもの一件（同一三四頁参照）

（七）帝國鉄道特別会計用品勘定歳出、第一款用品及工作費、第一項用品及工作費、東京鉄道局において不急でしかも割当のない統制品を大量購入したもの一件（同一三四頁参照）

（八）帝國鉄道特別会計用品勘定歳出、第一款用品及工作費、第一項用品及工作費、廣島鉄道局において物件の購入にあたり措置よろしきを得ないもの一件（同一三八頁参照）

（九）帝國鉄道特別会計収益勘定歳出、第一款作業費、第一項事業費、運輸省において食料増産のため予算に認められた以上に多額の経費を使用したもの一件（同一三九頁参照）

九、通信省所管

（一）通信事業特別会計資本勘定歳入、通信省において用品勘定の過剰金を資本勘定の歳入に繰入れなかつたもの一件（同一四四頁参照）

（二）通信事業特別会計業務勘定歳入、第二款前年度過剰金受入、第一項前年度過剰金受入、通信省において法令に反して過剰金を繰入れなかつたもの一件（同一四四頁参照）

（三）通信事業特別会計資本勘定歳出、第一款通信事業設備諸費、第一項電信電話事業設備費、東京、熊本、長野各通信局において予算の目的外に経費を使用したもの二件（同一四五―一四八頁参照）

（四）通信事業特別会計資本勘定歳出、第一款通信事業設備諸費、第一項電信電話事業設備費、通信省回線統制本部において予算を流して給與の増加を図るなど措置当を得ないもの一件（同一四八頁参照）

（五）通信事業特別会計資本勘定歳出、第一款通信事業設備諸費、第一項電信電話事業設備費、東京通信局において書類を作爲し自由支拂の限度を超過して支拂をしたもの一件（同一五〇頁参照）

（六）通信事業特別会計用品勘定歳出、第一款通信事業用品及工作費、第一項用品及工作費、通信省資材局において契約以外の値増しをして支拂つたもの一件（同一五三頁参照）

（七）官有物、東京通信局において國有財産の管理よろしきを得ないもの一件（同一五四頁参照）

第五　決算のうち他の事項については異議がない。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

國有財産法第四十五條の規定による國有財産總類別表に関する報告書

一、本件の趣旨

本件は、昭和二十三年法律第七十三号國有財産法第四十五條の規定に基き國会に提出されたものである。この新國有財産法は、旧法における財産分類の不備を改めることとした。本表は、この新分類による國有財産の全ぼうを明かにする趣旨のもとに作成されたものであつて、一般会計並びに特別会計別に行政財産と普通財産とに二大別し、前者を公用財産、公共福祉用財産、皇室用財産、企業用財産に細別してあり、両会計の行政財産總額は、四百六十億九千二百余万円、同普通財産の總額は二百八十二億三千余万円、總計七百四十三億二千三百余万円である。昭和二十三年七月一日後において増減した公共福祉用財産の増加額千百余万円、皇室用財産の減少額三千六百余万円を含んでおる旨備考に記されている。

二、議決の理由

委員会において審査の上、承認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十二年度國有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一、本件の趣旨

本件は、昭和二十二年度において増加又は減少した國有財産総額と同年度末國有財産現在額との報告で昭和二十三年法律第七十三号國有財産法第三十四條の規定に基き國会に提出されたものである。本年度中に増加として登録された國有財産の総額は、一般会計並びに特別会計を通じ、四百九十七億四千七百余万円、同じく減少の総額は二百二十一億千六百余万円、この増加額と減少額との差引き純増額は二百七十六億三千百余万円、年度末現在額は七百億四千余万円である。

二、議決の理由

委員会において審査した結果、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十二年度國有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一、本件の趣旨

本件は、昭和二十二年度中における國有財産無償貸付の状況を表示した報告で、昭和二十三年法律第七十三号國有財産法第三十七條の規定に基き國会に提出されたものである。本年度中貸付の増加額は、一般会計並びに特別会計を通じ、五千七百十六万余円、同減少額は二千三百六十四万余円、この増加額と減少額との差引き純増額は三千三百五十一万余円、年度末現在額は、一億二百六十一万余円である。この内訳は建物五千百六十八万余円、土地三千八百三十九万余円、船舶六百七十六万余円等である。

二、議決の理由

委員会において審査の結果、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律案(参議院提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

消費生活協同組合法の制定により、産業組合及び同連合会が解散することになつているので、さきに農業活同組合が農業團体から資産を承継した場合の課税上の特例を定めたのにならい、産業組合及び同連合会から農業協同組合及び同連合会等が資産の承継を容易ならしめるために、所要の手続規定を定めるとともに、その資産の承継につき有價証券移轉税、地方税の免除あるいは登録税の軽減等の措置をとつて、農業協同組合の発展に資したいというのである。

二、議案の可決理由

日本農業の画期的発展の基礎は農業協同組合の健全なる育成にある。しかして農業協同組合が漸く発展の緒につきつつあるとき、一層強力に育成措置を講ずることは機宜に適する処置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、内閣法及び各省設置法等の改正及び制定並びに緊急失業対策法の制定に伴い、國家公務員法中関係條項に所要の改正を施そうとするものであつて、その要旨とするところは、次の通りである。

1　内閣法の改正、総理府設置法等の制定に伴い、内閣官房次長を内閣官房副長官に、総理廳を総理府に、宮内府を宮内廳に改めること。

2　連絡調整事務局臨時設置法の廃止に伴い、國家公務員法第二條第三項の特別職の規定中から、連絡調整中央事務局長官を削除すること。

3　内閣官房長官に秘書官一名が置かれるのに伴い、その職を特別職とすること。

4　緊急失業対策法の制定に伴い、失業対策事業のために、公共職業安定所から失業者として紹介を受け、國が雇用した職員及び公共事業のため、失業者として國が雇用した職員で技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者は、これを一般職とすることは不適当であるから、これを特別職として第二條第三項に加えること。

5　経済安定本部設置法の制定に伴い、経済安定本部総裁も、各省廳と同様にその内部の職員並びにその外局の長に対して、任命権を有するものであることの規定を設けること。

二、議案の修正議決の理由

本法案は、現下の行政機構の改変に即應するものであつて、概ね妥当と認められるのであるが、なお、(一)参政官設置法の成立したあかつきには、参政官を特別職とし　(二)食糧管理法の一部を改正する法律が成立し、人事院の指定する公團(食糧配給公團)の存続期間が昭和二十四年七月一日より以降に延期されることとなつた際には、その職員の特別職たる身分の取扱を昭和二十五年三月三十一日まで延期し　(三)國家行政組織法の一部を改正する法律の制

定に伴つては、國家公務員法附則第九條第一項中次官を事務次官に改める等の必要があるため、本法案は、別紙の通り修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

國家公務員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二條第三項第五号中「内閣官房次長」を「内閣官房副長官」に改め、同項第七号○を次のように改める。

七　削除

第二條第三項第八号中「國務大臣」を「國務大臣、内閣官房長官」に、同項第十号中「宮内府長官」を「宮内廳長官」に、「宮内府」を「宮内廳」に改める。

第二條第三項第十四号中「昭和二十四年七月一日に」を「昭和二十五年四月一日から」に改める。

第十九條第二項及び第四項、第二十五條第一項並びに第二十六條第一項中「総理廳」を「総理府」に改める。

附則第九條第一項中「次官」を「事務次官」に改める。

國家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法の施行と、これに基く各府省廳設置法の制定に伴い、國の行政機関を総理府、法務府、各省及び経済安定本部に分ち、さらにこれらの行政機関の部内にある委員会、廳及び公團を列挙してわが國行政組織の全ぼうを明らかにし、以て行政組織の系統を一目瞭然たらしめ、本年六月一日から施行しようとするものである。なお、中央更生保護委員会に関する部分については本年七月一日から施行すること、又本年六月三十日までは食糧配給公團を飼料配給公團、食糧配給公團と、食品配給公團を食料品配給公團、油糧配給公團と、それぞれ読み替えることを規定しており、これが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の修正議決理由

本法律案は、國政運営上概ね必要且つ妥当と認められるが、海難審判廳が設置され、且つ農林省所轄の公團については整理が今回は行われないこととなつたので、これらに関する規定を改める必要があり、別紙の通りこれを修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

〔別紙〕

國家行政組織法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十七條の次に次の別表を加える。

（別表○）　○第二十七條の規定に基く。

府、省又は本部	委員会	廳	公團
総理府	統計委員会 公正取引委員会 全國選挙管理委員会 國家公安委員会 公職資格訴願審査委員会 外國爲替管理委員会	宮内廳 特別調達廳 賠償廳 行政管理廳 地方自治廳	
法務府	中央更生保護委員会 司法試験管理委員会		
外務省			
大藏省	証券取引委員会	國税廳 造幣廳 印刷廳	酒類配給公團

文部省			
厚生省		引揚援護廳	
農林省		食糧廳 林野廳 水産廳	肥料配給公團（飼料配給公團） 食糧配給公團（○料○品配給公團） 油糧配給公團
通商産業省		資源廳 工業技術廳 特許廳 中小企業廳	配炭公團 産業復興公團 貿易公團
運輸省	船員労働委員会	海上保安廳（海難審判廳）	船舶公團
郵政省			
電氣通信省		電波廳 航空保安廳	
労働省	中央労働委員会 公共企業体仲裁委員会 國有鉄道中央調停委員会 專賣公社中央調停委員会 國有鉄道地方調停委員会 專賣公社地方調停委員会		
建設省			
経済安定本部	外資委員会	物價廳 経済調査廳	價格調整公團

附則

1　この法律中、中央更生保護委員会に関する部分は、昭和二十四年七月一日から、その他の規定は、同年六月一日から施行する。

2　昭和二十四年六月三十日までは、この法律中「食糧配給公團」とあるのは「食料品配給公團」と、「食品配給公團」とあるのは「食料品配給公團」と、それぞれ読み替えるものとする。

〔第三十六号参照〕

地方財政法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、地方財政法の一部を改正する外、河川法、砂防法、癩予防法、府縣災害土木費國庫補助ニ関スル法律、結核予防法、「トラホーム」予防法、都市計画法、道路法、寄生虫病予防法、生活保護法、特別都市計画法、保健所法、災害救助法、食品衛生法、國家公務員共済組合法、藥事法、民生委員法等地方財政に関係ある各法律の一部を改正することを内容とし、地方財政の合理化と安定、特に國と地方公共團体との間における経費の負担区分を明確にすることを目的としたものである。

改正の要点を摘記すれば、まづ地方財政法に関しては國の直轄工事に対する地方公共團体の負担金について、國はその工事着手前にあらかじめ当該地方公共團体にその負担金の予定額を通知すべきこととし、なお、その金額に不服のある地方公共團体は内閣に対し意見を申し出ることができることとして、直轄工事に伴う負担金の支出についてその團体の財政計画にそごを來たしたりすることのないような措置を講ずることとし、その他義務教育職員費に対する國庫負担金を一般の國庫負担地方職員費の例によらないで、文部省所管の歳出予算に計上すること、並びに地方公共團体の負担を伴う予備費使用調書についても、地方財政委員会の意見を求めることを要するものとすることについて所要の改正を加えようとしているのである。

河川法以下の各法律の改正規定は二つの法律を除き、すべて國費と地方費との負担区分を明確にするために、経費に関する規定を合理化せんとするものである。從來これらの法律規定の上においては、河川、道路、砂防、都市計画等の重要土木事業費や、結核、癩等の傳染病予防費又は生活保護費、民生委員費等の厚生費はすべて地方公共團体が負担し、國がその一部を補助するという建前が採られていたのであるが、これらの経費は國と地方公共團体とがともに分担し合うべき旨を地方財政法第十條で規定しているので、この規定の趣旨に即應するように関係法律の規定を改め、なお、負担の割合についても、從來「何分の一以内」あるいは「何分の一乃至何分の一」等とされておつたのを適当な率に一定して、これを明かにしようとするのである。

國家公務員共済組合法の改正は、義務教育職員の共済組合に要する経費に対する國庫補助の根拠規定を同法中に新たに設けようとするものであり、藥事法の一部改正は同法中の手数料の額に関する規定を削除して、地方自治法に基く地方公共團体手数料に統合しようとするものである。

二、議案の修正議決理由

本法案は、地方財政の確立を図るうえにおいて、まだ充分とはいえないが、地方財政運営の基本方針並びに國と地方公共團体との財政関係の基本原則を明確に定めた地方財政法の不備を補修し、河川法以下多くの地方財政に関係のある法律を改正して、國と地方公共團体との間における各種事業費の負担区分を明確にして、地方財政の合理化を図り、地方團体の立場を強化することに一歩を進めておるので、その趣旨において妥当なものと認められたが、本委員会においては、本案について更にその改正の趣旨を拡充徹底させ、地方財政の強化と合理化を促進するために、次のような要望事項を決定し、別紙の通り修正議決した次第である。

要望事項

第一　地方財政法第十條に定められている國と地方公共團体相互の利害に関係のある事務を行うために要する経費は、國と地方公共團体とが負担することになつている。その負担区分については、政府は今後一層調査検討して、例えば食糧、薪炭等の配給に要する経費等、國政事務のために地方公共團体に不当に経費を負担させることのないよう努力すべきこと。

第二　修正点たる第二十條の二のみでは、國の負担に属する支出金の支出の遅延乃至不拂等の場合に際して、地方公共團体の立場を保護するになお不充分であるから、政府においては、更にかかる場合に処するため、公共團体の國に対する積極的な請求権を確立する法律的措置を講ずるよう努力すべきこと。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

地方財政法の一部を改正する等の法律案の一部を次のように修正する。

目次

第一條　地方財政法の一部改正
第二條　河川法の一部改正
第三條　砂防法の一部改正
第四條　癩予防法の一部改正
第五條　府縣災害土木費國庫補助ニ関スル法律の一部改正
第六條　結核予防法の一部改正
第七條　「トラホーム」予防法の一部改正
第八條　都市計画法の一部改正
第九條　道路法の一部改正
第十條　寄生虫病予防法の一部改正
第十一條　生活保護法の一部改正
第十二條　特別都市計画法の一部改正

第十三條　保健所法の一部改正
第十四條　災害救助法の一部改正
第十五條　食品衞生法の一部改正
第十六條　國家公務員共済組合法の一部改正
第十七條　藥事法の一部改正
第十八條　民生委員法の一部改正
第十九條　当せん金附証票法の一部改正

附　則

第一條　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「職員」の下に「（義務教育に従事する職員を除く。）」を加える。

第十七條の次に次の一條を加える。

（地方公共團体の負担金）

第十七條の二　國の行う河川、道路、砂防、港湾等の土木事業で地方公共團体を利するものに対する当該地方公共團体の負担金の予定額は、当該工事の着手前にあらかじめ当該地方公共團体に通知しなければならない。事業計画の変更等により負担金の予定額に著しい変更があつた場合も、同様とする。

2　地方公共團体は、前項の通知を受けた場合において負担金の予定額に不服があるときは、内閣に対し意見を申し出ることができる。

第二十條の次に次の一條を加える。

（支出金の算定又は支出時期等に関する意見書の提出）

第二十條の二　國の支出金又は前條の國の負担に属する支出金の算定又は支出時期その他支出について不服のある地方公共團体は、内閣を経由して國会に意見書を提出することができる。

2　第十三條第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二十二條中「書類」の下に「及び同法第三十五條第二項に規定する調書」を加える。

第三十二條中「都道府縣」の下に「並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市」を加える。

第十八條　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六條中「の負担とする。」を「がこれを支弁する。」に改める。

第二十七條中「の負担とする。」を「がこれを支弁する。」に改める。

第二十八條及び第二十九條中「補助」を「負担」に、「負担」を「支弁」に改める。

第十九條　当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條の見出しを「（都道府縣等の当せん金附証票の発賣）」に改め、同條第一項中「都道府縣縣會」の下に「並びに京都市、大阪市、横濱市、神戸市及び名古屋市（以下五大市という。）の議會」を、同條同項及び同條第三項中「都道府縣」の下に「及び五大市」を加える。

第六條第一項から第三項まで中「都道府縣知事」の下に「若しくは五大市の市長」を加える。

第八條第一項中「都道府縣知事」の下に「又は五大市の市長」を加える。

第十一條第二項中「都道府縣」の下に「、五大市」を加える。

第十五條中「都道府縣知事」の下に「若しくは五大市の市長」を加える。

第十六條中「都道府縣」の下に「若しくは五大市」を、「当該都道府縣知事」の下に「若しくは当該五大市の市長」を、「当該都道府縣」の下に「若しくは当該五大市」を加える。

第十七條第一項及び第二項中「都道府縣知事」の下に「若しくは五大市の市長」を加える。

戰時中政府が買収した鉄道の譲渡に関する法律案（廣川弘禪君外五名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、政府が昭和十八年及び十九年に今次の戰争遂行上買収せる地方鉄道を日本國有鉄道をして、旧所有者又はこれと密接な関係のある者に拂い下げ、もつて地方鉄道の強化並びに地方交通の利便を図るとともに、日本國有鉄道の財政改善の一助にせんとするものである。その内容の主なる点は

（一）鉄道の譲渡は、公共の利益に合致する限りこれを行うこと

（二）譲渡申請権者の範囲を限定すること　（三）運輸大臣は、譲渡申請のあつた鉄道について、所定の事項につき國有鉄道譲渡審査会の議を経てこれを決定しなければならないこと　（四）譲渡価格は、地方鉄道法第三十一條乃至第三十三條の規定を準用して算出した金額を基準として公正且つ妥当に定めること　（五）所定の職員が譲渡先会社に引き継がれることを希望したときは当然会社に引き継がれること等である。

二、議案の修正議決理由

本法案の趣旨は、概ね妥当なるものと認めるが、更に（一）譲渡の結果をより以上公正妥当にするため、譲渡申請権者の範囲を拡張すること　（二）運輸大臣が当該鉄道の譲渡を決定する場合に、その慎重を期するため、両議院の同意を得ることを要するように改めること　（三）鉄道の譲渡価額は、原案によれば地方鉄道法第三十一條乃至第三十三條の規定を準用してこれを決定することになつているが、かくては現下の経済情勢に即応せぬため買収価額、買収後の建設改良費及び時価等を参しやくして、より一層公正妥当にこれを定めるように改めること　（四）譲渡の代価の支拂については、國有財産法第三十一條の規定を準用することとなつているが、かくては常時これを準用することとなり、不適当と認められるから、これを準用することができるに改める。即ち原則としてはこれを準用しないが、例外としてこれを準用する趣旨に改めること　（五）運輸省設置法案による運輸審議会の設置がほぼ確実となつたから、國有鉄道譲渡審査会に関する部分を運輸審議会に改めること　（六）本法によつて鉄道を譲り受けた者がその譲受けに関して納付すべき税について、これを減免することは、現下の経済情勢にかんがみ不適当であるから、これを削除すること　（七）第二十三條は國から直接拂い下げる場合の会計区分の規定と認められるから、これを削除すること　（八）本法施行日を日本

國有鉄道法の施行日と一致させるため昭和二十四年六月一日に改めること等に修正するを適当と認め、本法案は、これを別紙の通り修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

戰時中政府が買收した鉄道の讓渡に関する法律案の一部を次のように修正する。

（この法律の趣旨）

第一條　この法律は、日本國有鉄道をして、政府が昭和十八年及び昭和十九年に今次の戰爭の必要に基いて地方鉄道会社から買收した鉄道（休止中のもの及び附属物件を含む。以下同じ。）を、公共の利益に合致する限り、旧所有会社又はこれと密接な関係のある会社○○等に讓渡させ、もつて地方鉄道を強化して地方交通の利便を増進し、あわせて日本國有鉄道の財政の改善を図ることを目的とする。

2　この法律のいかなる規定も、鉄道國有法（明治三十九年法律第十七号）第一條の趣旨を変更するものと解釈してはならない。

（申請権者）

第二條　左に掲げる会社は、この法律の定めるところにより、前條第一項に規定する鉄道の讓渡を申請することができる。

一　昭和十八年又は昭和十九年に当該鉄道を政府に買收された会社（その会社が合併した場合には、合併後存続する会社又は合併により設立された会社）

二　前号の会社の当該買收当時における残存線路を現に経営している会社

三　第一号の会社が消滅（合併によるものを除く。）している場合には、当該鉄道と線路が接続している等密接な関係にある会社

四　その他の会社であつて鉄道事業経営の能力があり、且つ、その経理的基礎が確実なもの

（讓渡に関する決定）

第四條　日本國有鉄道は、前條の規定による讓渡申請書の提出を受けたときは、遅滞なく、その一通を運輸大臣に送付しなければならない。

2　運輸大臣は、前項の規定による讓渡申請書の送付を受けたときは、遅滞なく、讓渡の申請のあつた鉄道について左に掲げる事項を、運輸審議会國有鉄道讓渡審査会の議を経て、決定しなければならない。

一　讓渡すべきかどうか

二　讓渡すべき鉄道の区間

三　車両その他讓渡すべき物件の範囲

四　讓渡の價額

五　讓渡の代價の支拂時期及び支拂方法

六　讓渡の期日

七　権利義務の承継に関する事項

八　その他讓渡に関する事項で事案の重要なもの

3　前項に掲げる事項特に同項第一号に掲げる事項は、当該鉄道の位置、利用状況、收支の状態その他諸般の事情を考慮し、当該鉄道を讓渡することが公共の利益に合致し、且つ、第一條第一項の目的を達成するかどうかを判断して、決定しなければならない。

4　運輸大臣は、当該鉄道を隣渡すべきこと及び第二項第二号から第八号までに掲げる事項の決定をするについては、両議院の同意を得なければならない。

（讓渡の價額）

第五條　鉄道の讓渡の價額は、当該鉄道の買收價額、買收後当該鉄道に関し支出された建設改良費、時價及び当該鉄道の企業收益力を参しやくして、規定を準用して算出した金額を基準として、公正妥当に定めるものとする。

（讓渡の代價の支拂）

第六條　讓渡の代價の支拂は、会社が買收を受けたときにその代價として政府から交付を受け、支拂の日において現に所有している國債証券で、することができる。この場合における國債証券の引渡價格は、時價及びその交付價格を参しやくして、大蔵大臣が定める。

2　前項に規定するものの外、讓渡の代價の支拂については、國有財産法第三十一條の規定を準用する○○ことができる。

第三章　國有鉄道讓渡審査会（國有鉄道讓渡審議会の設置）

第九條　第四條第二項に掲げる事項を調査審議するため、運輸省に國有鉄道讓渡審査会を置く。

（審査会の組織）

第十條　審査会は、委員九人をもつて組織する。

2　審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

3　審査会は、あらかじめ、委員の中から、会長が事故のある場合に会長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第十一條　審査会の委員は、交通又は財産金融について廣い経驗と知識を有する者の中から、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2　運輸省職員、日本國有鉄道の役員又は監理委員会の委員及び第二條に掲げる会社の役員（取締役及び監査役をいう。以下これに同じ。）は、委員であることができない。

（委員の罷免）

第十二條　内閣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（説明の聴取等）
（議決方法）
第十三條　○審査会は、会長又は会長の職務を代理する者及び五人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。
2　審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長が決する。
3　○運輸審議審査会は、政府職員、日本國有鉄道若しくは当該鉄道の譲渡を申請した会社の役員若しくは職員その他審議のため必要があると認める者をその会議に出席させて必要な説明を求め、又はこれらの者に対し必要な書類の提出を求めることができる。
4　2　運輸大臣若しくはその指名する運輸省職員、日本國有鉄道の役員若しくはその指名する職員又は当該鉄道に関し直に利害関係を有する者は、○運輸審議審査会に出席して、意見を述べ、又は説明することができる。
（委員の手当等）
第十四條　委員は、政令の定めるところにより、手当、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。
（委員の就職の制限）
第十五條　○運輸審議会の委員は、この法律により鉄道の譲渡を受けた会社の役員となることができない。
（審査会に関する事項の命令への委任）
第十六條　この法律に定めるもののの外、審査会に関し必要な事項は、命令で定める。

第四章　職員の引継

（職員の引継）
第十七條　左の各号に掲げる者で、この法律により鉄道の譲渡を受ける会社の職員となることを日本國有鉄道及び当該会社に申し出た者は、譲渡の日に当該会社に引き継がれるものとする。
一　日本國有鉄道の職員で譲渡の日に譲渡区間の鉄道に勤務している者
二　前号に掲げる者の外、政府が買収した際にその会社の職員であつた者で買収に伴い運輸省の職員となり、引き続き日本國有鉄道の職員として勤務している者
（職員の待遇の保障）
第十八條　前條の場合において、会社は、当該職員が譲渡の際に有する待遇に相当する待遇を保障しなければならない。
（職員の保護）
第十九條　第十七條の規定により会社に引き継がれた者で前條の規定の実施に関し不服のある者は、譲渡の日から起算して三十日以内にその旨を運輸大臣に申し立てることができる。
2　前項の規定による不服の申立があつたときは、運輸大臣は、会社に対し必要な事項を命ずることができる。

第五章　雑則

（免許及び認可）
第二十條　会社は、譲渡の日において、譲渡区間の鉄道につき、地方鉄道法○（大正八年法律第五十二号）第十二條の規定による免許及び同法第二十條の規定による認可を受けたものとみなす。
第二十一條　会社は、譲渡の日において、旅客及び荷物の運賃その他運輸に関する料金並びに旅客列車及び混合列車の運轉速度及び度数につき、従前通りの運賃及び料金並びに運轉速度及び度数をもつて、それぞれ地方鉄道法第二十一條第一項及び第二十二條第一項の規定による認可を受けたものとみなす。
2　会社は、譲渡を理由にして、旅客及び荷物の運賃の値上をし、その他旅客又は荷主の負担を増加してはならない。
（税の減免）
第二十二條　第二條に掲げる会社が、この法律により鉄道の譲渡を受け、その譲渡に伴う会社の資本増加又は不動産に関する権利の取得につき登記を受ける場合においては、その登録税の額は、左に掲げる額とする。但し、登録税法（明治二十九年法律第三十七号）により算出した登録税が左に掲げる額より少いときは、その額による。
一　会社の資本増加
増資株金額の千分の五
二　不動産に関する権利の取得
不動産の價格の千分の三
2　地方公共團体は、譲渡に伴う不動産に関する権利の取得に関して、地方税を課することができない。
3　第一項第二号の規定は、この法律により鉄道の譲渡を受けた二以上の会社が、譲渡の日（譲渡の日が異なるときはその最も遅い日）から六箇月以内になす合併に伴う不動産に関する権利の取得につき、これを準用する。
（譲渡による収入の所属）
第二十三條　譲渡による収入は、國有鉄道事業特別会計の歳入とし、第八條第一項の規定により受け入れる國債証券は、同会計の所属とする。
（施行規定）
第二十四條　この法律に定めるもののの外、この法律施行のため必要な事項は、命令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日公布の日から施行する。
2　運輸省の設置に関する法律により運輸省に審議会が設けられ、且つ、その審議会の組織及び権限がこの法律で規定する國有鉄道譲渡審査会の組織及び権限と同じようになつたときは、この法律は、運輸省の審議会が設けられた日から施行する。

なものである場合には、國有鉄道讓渡審査会を廃止し、この法律の規定による司審査会の権限を運輸省の設置に関する法律による審議会に移すような措置をとらなければならない。

通訳案内業法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、昭和二十三年一月一日以来自由営業となつている通訳案内業の育成と取締に関する準則を定めて、その健全な発達を図り、外客接遇の向上に資することを目的としたものである。その内容の主なる点は

(一)　通訳案内業を営もうとする者は、運輸大臣の行う試験に合格し、都道府縣知事の免許を受けなければならないこと。

(二)　通訳案内業の免許は、五年目ごとに申請により更新を受けなければその効力を失うこと。

(三)　通訳案内業の営業の停止及び免許の取消の処分をしようとするときは、当該通訳案内業者に対し聴聞をしなければならないこと。

(四)　行政廳のした処分に不服のある者は、訴願をすることができ、且つ訴訟を提起することができること。

(五)　旧案内業者取締規則により免許を受けた者は、この法律により運輸大臣の行う試験に合格した者とみなし、現に通訳案内業を営む者は、この法律施行の日から三箇月間は、本法による免許をうけないで通訳案内業を営むことができること。等である。

二、議案の可決理由

外客の來訪日に多きを加えようとする現狀にかんがみ、本法案は、通訳案内業の健全な発達を図り、外客の接遇の向上に資するため、必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

公証人法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

第一に、法務廳設置法の一部を改正する法律により司法事務局又はその出張所が、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所に改組されるとともに、公証人懲戒委員会については、これを公証人審査会として同法に規定することになつた。これに伴い公証人法の関係規定を整理しようとするものである。

第二に、現行法の規定は、公証、認証等の手続につき余りにも嚴格にすぎるので、公証制度の趣旨に反しない範囲において、これを是正しようとするものである。

第三に、公証人の任用資格等につき、現行法では判事、檢事又は弁護士たる資格を有する者に限つて、所定の試験及び実地修習を経ないで公証人に任ぜられることができるのであるが、これを改正して当分の間多年法務にたずさわり、右の者に準ずる学識経験を有する者であつて、且つ公証人審査会の選考を経た者もまた試験及び実地修習を経ることなくして、公証人に任ぜられることができるものとしようとするものである。

以上が本案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本案中「印鑑証明書ノ提出其ノ他之ニ準ズベキ確実ナル方法」とあるのは具体的に如何なる行爲であるかという解釈について、公証事務取扱の経験から議論されたが本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

社会教育法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的

本案は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に則り、社会教育、殊に青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動に関する國及び地方公共團体の任務を明かにすることを目的とするものである。

二、議案の要旨

本案は、五十八條よりなつているが、その内容は大要次の通りである。

第一、國及び教育委員会などの地方公共團体の社会教育に関する任務と事務内容について、具体的に明確な規定を設けた。國は、社会教育のため、地方公共團体に対し、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつ旋を行うことができることになつている。

第二、公の支配に属しない團体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものを「社会教育團体」と定義し、これらと國及び地方公共團体との関係を明かにした。なお、國及び地方公共團体は補助金を與えてはならないことになつている。

第三、都道府縣及び市町村に社会教育委員を置くことができるようにし、教育委員会が教育長の推薦によつて委嘱し、公民館を設置する市町村にあつては、公民館運営審議会の委員をもつて充てることができるように定めている。社会教育委員は、教育長に助言するため社会教育方策を立案し、教育委員会の諮問に應じて意見を述べることになつている。又、その定数、任期その他必要な事項は條例で定めるように規定した。委員は、実費弁償の外報酬及び給料を受けない。

第四、公民館の目的、事業、運営方針、職員などについての規定を設け、國庫は、公民館を設置する市町村に対し、経費の補助その他必要な援助をすることができるようにし、公民館が眞に市町村の社会教育上その綜合中心施設として発達するように考慮されている。

第五、社会教育の有力な手段である通信教育に種々の利便を與えて、通信教育の発達を図るように定めている。

三、議案の可決理由

昨年発足をみた教育委員会は、教育行政の在り方に根本的刷新を加え、民主的な教育制度を樹立せんとするものであるが、その主旨にそい國及び地方公共團体の社会教育に関する任務を明示し、社会教育の振興を図る見地から、社会教育実施について法的根拠を與える必要を認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

優生保護法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

優生保護法は昨年制定せられたのであるが、実施以来の成績に徴し、又最近の社会経済情勢の変化に対應して所要の改正を行わんとするもので、その内容の主なる点は、

第一　人工妊娠中絶に関してその施行範囲を拡げたこと。

第二　優生結婚相談所において受胎調節に関する適正な方法の普及指導等をなさしめること。

二、議案の修正議決理由

現下の社会経済情勢にかんがみ、人工妊娠中絶の施行範囲を拡げることが母性保護の見地からみてやむを得ないものである。又受胎調節の普及指導に努めることは人口問題にも貢献するところと認め、別紙の通り修正議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

優生保護法の一部を改正する法律

優生保護法の一部を次のように修正する。

第十三條第一項中第一号から第三号までを次のように改める。

一　本人又は配偶者が精神病又は精神薄弱であるもの

二　妊娠の継続又は分娩が○身体的又は経済的理由により○母体の健康を著しく害する○虞れのある○もの

三　妊娠の継続又は分娩によつて生活が著しく窮迫するもの

同條第二項中「第一号から第三号」を「第一号又は第二号に」、「第四号」を「第三号又は第四号」に改め、同條第三項を次のように改める。

2　前項の申請には、同項第一号の場合にあつては他の医師の意見書を、同項第二号の場合にあつては身体的理由によるときは他の医師の、経済的理由によるときは他の医師及び民生委員の意見書を、同項第三号の場合にあつては民生委員の意見書を添えることを要する。

同條第三項を次のように改める。

3　第一項の同意には、第三條第二項の規定を準用する。

4　本人が心神喪失の状態にあるため、その意思を表示することができない場合において、親権者、後見人又は保佐人があるときは、親権者、後見人又は保佐人の、親権者、後見人又は保佐人がないときは、親族の同意をもつて本人の同意に代えることができ、そのいずれもないときは、本人の同意を必要としない。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

昭和二十三年七月実施せられた地方税財政制度の全般的改正により、地方財源の強化が図られたのであるが、その後給與ベースの改訂、物件費の昂騰及び委任事務費の増加等の諸事由により、再び地方公共團体の財源は窮迫をつげ、現行の地方税法をもつてしては収支の均衡を保持し難い情勢に立ち至つている。この情勢に対処して可及的に税収入の増加を図るとともに、経済九原則の線にそい徴税確保の措置を講ずる等のため、現行地方税法に必要な改正を加えんとするものである。

二、議案の修正議決理由

本改正法案は、窮迫せる地方財政は対処して、その税収入を確保するためのやむなき措置であることは諒とされるのであるが、改正の基本方針たる地方財政の根本的立直しの線に沿うものとは認めがたいものがある。

よつて、住民税、地租、家屋税の引上げ等、地方財政の窮迫に対処する應急措置については、しばらく政府の原案によることとした。しかして、滞納処分、入場税の規定に関しては、一應現行法通り復活修正をすることとし、すべてを近く予定されている税制の全面的改正の機会にゆずるべきものとして、本案は別紙の通り修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を次のように修正する。

地方税法目次第一章第三節中第二款の次に「第三款　滞納処分」を加える。

第二十四條第一項中「都道府縣知事若しくは」、「市町村長若しくは」及び同條第四項中「市町村長又は」を削る。

第二十四條　削除

第四十三條中「第二十四條」を「第二十五條」に、「及び第三十二條」を「、第三十二條及び第三十三條」に改める。

第四十五條の次に、第三款として次の一款を加える。

第三款　滯納処分

（財産差押）

第四十五條の二　左に掲げる場合には、道府縣徴税吏員又は市町村徴税吏員は、納税者の財産を差押えなければならない。

一　第二十二條の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに督促手数料及び税金を完納しないとき。

二　第二十七條第二項第一号、第四号及び第七号の場合において、納税者が納期限変更の告知を受けて、その納期限までに税金を完納しないとき。

（証票の呈示）

第四十五條の三　前條の規定により財産を差押えようとするときは、その命令を受けた吏員であることを証明する証票を呈示しなければならない。

（差押禁止物件）

第四十五條の四　左に掲げる物件は、これを差押えることができない。

一　滯納者及びその同居の親族の生活上欠くことのできない衣服、寝具、家具、飲食器具及び燃料

二　滯納者及びその同居の親族に必要な三月間の食料及び薪炭

三　実印その他職業に必要な印鑑

四　祭しい礼拝のために必要と認める物、石碑及び墓地

五　系譜並びに滯納者に必要な日記及び書付類

六　職務上必要な制服、祭服及び法衣

七　勲章その他栄典の標章

八　滯納者及びその同居の親族の修学上必要な書籍及び器具

九　発明又は著作に係る物であつて、まだ公表しないもの

第四十五條の五　左に掲げる物件は、滯納者が他に督促手数料、延滯金、滯納処分費及び税金に充てるに足る物件を提供するときは、その選択によつて差押えないものとする。

一　農業に必要な器具、種子、肥料、牛馬及びその飼料

二　職業に必要な器具及び材料

（財産の捜索）

第四十五條の六　道府縣徴税吏員又は市町村徴税吏員が財産を差押えようとするときは、滯納者の家屋、倉庫等を捜索し、又は錠をはずし、封を開きその他捜索に必要な処分をすることができる。滯納者の財産を占有する第三者がその財産の引渡を拒んだとき、又は第三者が滯納者の財産を隠匿している疑がある場合において、その第三者についても、また、同様とする。

2　前項の規定による処分は、日出から日没までの間にこれをしなければならない。

（立会人）

第四十五條の七　前條第一項の規定による処分をするときは、滯納者若しくは前條第一項の第三者又はこれらの者の同居の親族若しくは使用人を立ち合わせなければならない。但し、これらの者を立ち会わせることができないときは、成年者二人以上又は警察官若しくは警察吏員を立ち合わせなければならない。

（差押調書の作成）

第四十五條の八　道府縣徴税吏員又は市町村徴税吏員は、財産を差押えたときは、左に掲げる事項を記載した差押調書を作成してこれに記名押印しなければならない。前條の規定により立ち会わせた場合においては、立会人をして差押調書に記名押印させなければならない。但し、立会人が記名押印を拒み、又は記名押印することができないときは、その事由を附記しなければならない。

一　滯納者の氏名及び住所又は居所

二　差押財産の名称、数量、性質、所在、見積価格その他重要な事項

三　差押の事由

四　差押調書を作成した場所及び年月日

2　差押調書を作成したときは、その謄本を滯納者及び立会人に交付しなければならない。但し、債権及び所有権以外の財産権のみを差押えたときは、この限りでない。

（共有財産の差押）

第四十五條の九　差押えるべき財産が共有に係るときは、滯納者の持分について差押え、その持分の定がないときは、持分が等しいものとして差押えなければならない。

（滯納処分の嘱託）

第四十五條の十　差押えるべき財産が、当該地方團体の区域外にあるときは、その財産所在の地方團体の徴税吏員に滯納処分を嘱託することができる。

2　第四十五條第二項及び第三項の規定は、前項に規定する滯納処分の嘱託に、これを準用する。

（執行の中止）

第四十五條の十一　差押えるべき財産の價額が督促手数料、延滯金、

滞納処分費及び第二十六條第三項の規定により地方税に対し先取すべき債権額を控除して残余を得る見込がないときは、滞納処分の執行を中止しなければならない。

（質物の引渡）

第四十五條の十二　滞納者の財産を差押えるに当りその財産中に質権の設定された物件があるときは、その質権者は、質権設定の時期にかかわらず、質物を道府県徴税吏員又は市町村徴税吏員に引き渡さなければならない。

（取戻の請求）

第四十五條の十三　差押えられた財産について、第三者がその所有権を主張して取戻を請求しようとするときは、当該第三者は、売却処分の行われる日の五日前までに、所有者であることの証拠をそなえて、道府県徴税吏員又は市町村徴税吏員にその旨を申し出なければならない。

2　前項の規定による取戻の請求に係る財産が当該第三者の所有物であることが判明したときは、道府県徴税吏員又は市町村徴税吏員は、直ちに当該財産の差押を解除して、これを返還しなければならない。

（詐害行為の取消請求）

第四十五條の十四　滞納者が差押を免れるためにその財産を譲り渡し、譲受人が情を知つてこれを譲り受けたときは、道府県徴税吏員又は市町村徴税吏員は、その行為の取消を裁判所に対して請求することができる。

（動産及び有価証券の差押）

第四十五條の十五　動産及び有価証券の差押は、道府県徴税吏員又は市町村徴税吏員が占有して、これを行う。但し、差押物件を運搬することが困難であるときは、滞納者又はその物件を占有する第三者をして、これを保管させることができる。この場合においては、封印その他の方法で差押物件であることを明白にするとともに、保管者から保管証を徴しなければならない。

2　差押物件が滅失、腐敗若しくは破損の虞があるもの又は保管に不便なものであるときは、これを公売して供託することができる。

3　前項の規定によつて公売をしようとするときは、当該物件の名称及び数量、公売の事由並びに公売の場所及び日時、その他必要な事項を公告しなければならない。

4　第二項の規定によつて供託をしたときは、その旨及びその金額を差押当時の所有者に通知しなければならない。

5　第一項の保管証については、印紙税を課さない。

（債権の差押）

第四十五條の十六　債権を差押えるときは、その旨を債務者に通知しなければならない。

2　前項の通知をしたときは、当該地方団体は、督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金の金額を限度として債権者に代位する。

（債権及び所有権以外の財産権の差押）

第四十五條の十七　債権及び所有権以外の財産権を差押えるときは、その旨を権利者に通知しなければならない。

2　前項の財産権でその移転について登記又は登録を必要とするものは、差押の登記又は登録を関係行政機関に嘱託しなければならない。その抹消又は変更についても、また、同様とする。

（不動産又は船舶の差押）

第四十五條の十八　不動産又は船舶を差押えるときは、これを権利者に通知しなければならない。

2　前項の場合においては、差押の登記を管轄登記所に嘱託しなければならない。その解除又は変更の場合においても、また、同様とする。

3　差押のために不動産を分割し、又は区分したときは、その分割又は区分の登記を管轄登記所は嘱託しなければならない。その合併又は変更についても、また、同様とする。

（質権又は抵当権の設定された財産の差押）

第四十五條の十九　質権又は抵当権が設定されている財産を差押えたときは、遅滞なく、督促手数料、延滞金及び滞納処分費及び税金の金額その他必要と認める事項をその質権者又は抵当権者に通知しなければならない。

2　前項の場合において、抵当証券を発行した抵当権についてその証券所持人が判明しないときは、債務者又は証券の譲渡人等についてこれを調査し、なお判明しないときは、前項の規定により通知すべき事項を公告しなければならない。

3　前二項の場合において、地方税に対し先取権を有する債権者がその権利を行使しようとするときは、当該債権者は、証拠書類をそなえてその事実を証明しなければならない。

（仮差押等を受けた財産の差押）

第四十五條の二十　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第七百三十七條又は第七百三十八條の規定による仮差押（以下仮差押という。）を受けた財産を差押えたときは、遅滞なく、これを執行裁判所又は執行吏若しくは強制管理人に通知しなければならない。同法第七百五十五條の規定による仮処分（以下仮処分という。）を受けた財産を差押えたときも、また、同様とする。

（差押の効力の範囲）

第四十五條の二十一　差押の効力は、差押財産から生ずる天然及び法定の果実に及ぶものとする。

（仮差押及び仮処分との関係）

第四十五條の二十二　滞納処分は、仮差押又は仮処分のためにその執行を妨げられない。

（差押の解除）

第四十五條の二十三　第四十五條の十三第二項に規定する場合の外、左の各号の一に該当する事由があるときは、直ちに財産の差押を解除しなければならない。この場合においては、その旨を当該財産の差押を解除された者及び当該財産について権利を有する第三者に通知しなければならない。

一　滞納者が督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金を完納したとき。

二　賦課の取消によつて納税義務が消滅したとき。

三　差押財産について第四十五條の十一に規定する事由があることが判明したとき。

四　差押財産が無価値であることが判明したとき。

（売却処分）

第四十五條の二十四　差押えた動産、有価証券、不動産、債権その他の財産権及び第四十五條の十六第二項の規定により第三債務者から給付を受けた物件は、通貨を除く外、すべて命令の定める手続に従つて公売に付する。

2　公売に付しても買受人がないか又はその価格が見積価格に達しないときは、当該地方團体は、前項に規定する財産権及び物件をその見積価格で買い上げることができる。

3　左の各号に掲げる場合においては、第一項の公売に替えて随意契約により処分することができる。

一　公売すべき物について物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）に基き統制額の定があるとき。

二　公売すべき物が臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）の適用を受けるものであるとき。

三　公売すべき財産の保全又は修繕について、公安を維持するため法令による制限があるとき。

4　地方團体の税務に従事する職員で公売処分に関係がある者及び滞納者は、その公売物件を買い受けることができない。

（売却代金等の処理）

第四十五條の二十五　前條の規定による財産の売却代金又は差押えた通貨若しくは第四十五條の十六第二項の規定により第三債務者から給付を受けた通貨は、督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない。

2　売却財産に質権又は抵当権が設定されているときは、その代金からまず督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金を控除し、次にその質権又は抵当権により担保された債権に相当する金額を当該債権者に交付し、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない。但し、質権又は抵当権が第二十六條第三項の規定に該当するものであるときは、その代金からまず督促手数料、延滞金及び滞納処分費を控除し、次にその質権又は抵当権により担保された債権に相当する金額を当該債権者に交付し、次に税金を控除し、なお残余があるときは、これを滞納者に交付するものとする。

3　売却財産が抵当証券を発行した抵当権の目的物であつて、第二十六條第三項の規定による証明をしなければならない抵当証券の所持人が判明しない場合において、その代金から督促手数料、延滞金及び滞納処分費を控除した残額がその抵当権により担保された債権に相当する金額と徴収すべき税金額との合計額に達しないときは、当該抵当権により担保された債権に相当する金額は、当該道府県徴税吏員又は市町村徴税吏員がこれを保管しなければならない。この場合において、債権の弁済期限後四月を経過しても抵当証券の所持人が第二十六條第二項の規定による証明をしないときは、その保管した金額は、これを税金に充て、なお残余があるときは、これを抵当証券の所持人に交付しなければならない。売却処分後二年を経過してもなお抵当証券の所持人が判明しないときも、また、同様とする。

（無限責任社員に対する滞納処分）

第四十五條の二十六　会社に対して滞納処分を執処する場合において、会社財産をもつて督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金に充て、なお不足があるときは、

無限責任社員の財産について滯納処分をすることができる。

（供託）

第四十五條の二十七　この款の規定により質権者又は滯納者に交付すべき金銭は、これを供託することができる。

（滯納処分の結了又は中止）

第四十五條の二十八　滯納処分を結了し、又は中止したときは、督促手数料、延滯金、滯納処分費及び税金を納付する義務は、消滅する。

2　滯納処分を結了したときは、その処分に関する計算書を作成して、これを滯納処分を受けた者に交付しなければならない。

（訴願、出訴等）

第四十五條の二十九　滯納処分に関し、不服がある者は、当該処分のあつた日から二十一日以内に、道府縣知事に訴願することができる。

2　道府縣知事は、前項の規定による訴願の提起があつたときは、その提起の日から三十日以内に裁決しなければならない。

3　滯納処分に関しては、前項の規定による裁決を経た後でなければ、裁判所に出訴することができない。

4　市町村税に関する第一項の規定による裁決については、市町村徴税吏員からも、裁判所に出訴することができる。

（交付要求）

第四十五條の三十　第二十七條第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に該当する事由がある場合においては、道府縣徴税吏員又は市町村徴税吏員は、当該行政機関、地方團体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人又は清算人に対して、督促手数料、延滯金、滯納処分費及び税金の交付を求めることができる。但し、他に差押えるべき財産があるときは、これを差押えることを妨げない。

（滯納処分費）

第四十五條の三十一　滯納処分費は、財産の差押、保管、運搬及び公賣に要する費用並びに通信費とする。

第四十五條の三十二　この款の規定は、地方税の延滯金の滯納処分に、これを適用する。

第四十五條の三十三　この款に規定するものの外、滯納処分の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、命令でこれを定める。

（特別徴収義務者に関する準用規定）

第四十五條の三十四　この款の規定は、特別徴収義務者がその徴収した地方税を納入する場合に、これを準用する。

第四十五條の三十五　この款の規定による登錄又は登記については、登錄税を課さない。

第七十五條を次のように改める。

（入場税の納税義務者等）

第七十五條　入場税は、第一種若しくは第二種の場所への入場又は第三種若しくは第四種の施設の利用に対し、入場料金又は利用料金を標準として、その場所又は施設所在の道府縣において、その入場者又は利用者に、これを課する。

2　前項の第一種の場所とは、左に掲げるものとする。

一　演劇、映画又は観物（すもう、野球、その他の競技で公衆の観覽に供することを目的とするものを含む。）を催す場所

二　競馬場、競輪場及び遊園地

三　その他これらに類する場所

3　第一項の第二種の場所とは、左に掲げるものとする。

一　博物館、美術館及び展覽会場

二　植物園、動物園及び水族館

4　第一項の第三種の施設とは、左に掲げるものとする。

一　舞踏場、まあじやん場及びたまつき場

二　ゴルフ場及びスケート場

三　つりぼり場及び貸船場

四　その他これらに類する施設

5　第一項の第四種の施設とは、遊覽船及び遊覽自動車とする。

6　遊覽船又は遊覽自動車については、その定げい場又は定置場の所在をもつて第一項の施設の所在とみなす。

7　第一項の入場料金又は利用料金とは、何らの名義をもつてするとを問わず、第一種若しくは第二種の催物（演劇、映画、観物、競馬、競輪その他これらに類するものをいう。）若しくは場所の主催者若しくは経営者又は第三種若しくは第四種の施設の経営者が、第一種若しくは第二種の場所へ入場し、又は第三種若しくは第四種の施設を利用する者から、その入場又は施設の利用につき取得すべき金額をいう。

8　第一項の場所への入場又は施設の利用について入場料又は利用料の定のある場所において、その入場料金又は利用料金の全部又は一部を支拂わないで入場し、又は利用したときは、公務又は業務によるものを除く外、その入場料金又は利用料金の全額を支拂つたものとみなして入場税を課することができる。

9　第一項の場所若しくは施設の主催者若しくは経営者又はこれらの場所若しくは施設を借り受けた者がこれらの場所への入場又は施設料の利用について、入場料又は利用の定を設けず、且つ、入場料金又は利用料金を徴収しないで入場又は利用させた場合は、これらの者をもつて入場者又は利用者と、催物等の経費、借り受け料金その他これらの場所への入場又は施設の利用について要した経費をもつて入場料金又は利用料金とみなして、入場税を課することができる。

第七十六條中「賦課率百分の五十」を「前條第一項の第一種の場所への入場又は第三種の施設の利用に対しては賦課率百分の五十、第二種の場所への入場又は第四種の施設の利用に対しては賦課率百分の二十一」に改め、同條但書を次のように改める。

但し、学生、生徒又はその競技をなすことを業としない者が前條第一項の場所で行う運動競技について、観覽のため入場する者から料金を徴収する場合においては、賦課率は、百分の二十とする。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案（天野久君提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

罹災都市借地借家臨時処理法においては、罹災建物の滅失当時における建物の借主は、その建物の敷地又はその換地に借地権の存しない場合には、その土地の所有者に対し本法律施行の日から二箇年以内に建物所有の目的で賃借の申出をすることによつて他の者に優先して相当な借地條件でその土地を賃借することができることなどを定めている。つまり臨時的に罹災者の保護を目的とした土地整理立法である。

本案は、右の法律を山梨縣谷村

町に施行しようとするものである。即ち昭和二十四年五月十三日の火災によつて谷村町は全町の三分の一に当る三百三十三戸を焼失したが、同町は甲府市に次ぐ古い町で、借地借家関係も古い慣習によるものが多く、今回の火災によつて借地借家紛争が激増している。これがため右の法律により山梨縣谷村町を指定しようとするわけである。

二、議案の可決理由

谷村町は焼失戸数は先例の標準によれば稍々少ないおそれはあるけれども、諸般の事情を考慮して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

政府より現行公團統制方式あるいは行政整理等に関し、農林関係においては食料品配給公團法、飼料配給公團法、油糧配給公團法、肥料配給公團令並びに食糧配給公團法等をそれぞれ整理統合して、食品配給公團法、肥料配給公團令、食糧配給公團法の三公團にする法律案の提出を見たのである。しかもこれら根本問題に関しては、なお、研究して行くべきが至当と考えられるので、この際一應現五公團を昭和二十五年四月一日まで延期し、又現行法の不備なる点として、公團の運轉資金借入は復興金融金庫に制限されているので、これを解除し、更に油糧配給公團の基本金一千万円を十五億一千万円に増額して、原料輸入及び生産に支障ないようにする等、所要の措置をとつて、その間に重要問題の解決を図りたいというのである。

二、議案の修正議決理由

現行公團統制方式についての諸問題の解決及び行政整理等、重要案件については軽視することはできないので、一應農林関係五公團の存続期間を昭和二十五年四月一日まで延長し、その間に解決策を講ずることは妥当な措置である。ただその中で現食料品配給公團の取扱物資中よりグルタミン酸ソーダ並びに罐詰を除いて、輸出に便ならしめるために一部の修正をすることとし、別紙のように修正議決したのである。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

（小字は修正）

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案の一部を次のように修正する。

（食料品配給公團法の改正）

第一條　食料品配給公團法（昭和二十二年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「（グルタミン酸ソーダを含む。）及び「罐詰」を削る。

第三條第三項中「復興金融金庫から借り入れるものとする。」を「借入金によることができる。）に改める。

第三十一條第一項中「昭和二十四年七月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　食料品配給公團は、食料品配給公團法第一條第一項及び第十五條第一項の規定にかかわらず、この法律施行の際現にその所有し、又は占有するかん詰を処分することができる。この場合には、食料品配給公團法第二十五條第一号の規定は、適用しない。

〔第三十八号参照〕

家畜商法案（小笠原八十美君外十五名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

昭和十六年施行の家畜取締規則は、新憲法施行に伴つて昭和二十二年末をもつて失効し、その後の家畜商の取締は各都道府縣により区々の條例や、あるいは又放任状態となつていた。従つて家畜商の営業に多大の支障を生じ、家畜傳染病の予防等より、この際家畜商の品位を向上し、公正な取引を実現するために一定の要件を具備せしめたいというのである。その内容の大要は次の如くである。

（イ）　家畜商の資格については、欠格要件に該当しないものはすべて知事の免許を與えるようにした。

（ロ）　家畜商の営業取締は知事が行い、この場合免許の取消及び営業停止の処分ができる。しかしその際家畜商に聽聞し、意見を述べさせ、証拠を提出させる機会を與えるようにした。

二、議案の可決理由

家畜取引の現状は基準もなく、又公正なる面を欠いているので、この際家畜取引の健全な発展と公正を期するため本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴う、現在の司法事務局及び同出張所の、法務局、地方法務局、同支局及び出張所に関する法律案（内閣提出参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、現在の司法事務局及び同出張所は、法務局、地方法務局、同支局及び出張所に改組されることとなり、又不動産登記法、供託法等二十有余の現行法律中には、司法事務局又はその出張所の存在を前提とする各種の規定があるので、これらの規定を整理することを主とするものである。即ち、現在、司法事務局又はその出張所が行うべきものとされている事務は、すべてこれを法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所において掌ることとし、これと同時に登記事務、供託事務、戸籍事務等について、それぞれ関係法律に所要の改正を加えることとして、本年六月一日から施行しようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案は、法務行政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第四十一号参照〕

公認会計士法の一部を改正する法律案（三宅則義君外二名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、計理士でその職に在つた年数を通算して十五年以上になる者は、特別公認会計士試験にかえて、大蔵省令の定めるところにより公認会計士試験委員の行う「陪審式試験」を受けることができることとしようとするものである。

二、議案の可決理由

最近における税務行政の実情にかんがみ、公認会計士制度の公正円滑な運営を図るために適当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年五月三十日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

定價　一部　四円五十銭　送料実費
発行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷廳
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇図書課

官報 号外

昭和二十四年六月一日

○第五回國会 衆議院会議録第四十一号附録(二)

請願に関する報告書

〔第二十九報参照〕

内閣委員会

元警察官の恩給及び扶助料増額に関する請願（請願者山形市榮町百二十七番地ノ八 桐井米次郎）（松浦東介君紹介）（第一〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元警察官恩給受給者並びに扶助料受給者は、数年來の物價高のため、極度の生活苦に悩みつつある、ついては、恩給及び扶助料を適当に増額されるか若しその実施が困難なときには補助金を交付されたいというのである。

一、請願の議決理由

最近の物價事情に鑑み、恩給及び扶助料を相当額増加するを適当と認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

道路運送監理事務所存続の請願（請願者岐阜縣乘合自動車協会長松岡茂）（大野伴睦君紹介）（第二〇〇号）、同（請願者群馬縣貨物自動車業組合專務理事下田丈衛）（小淵光平君紹介）（第二〇一号）、同（請願者神奈川縣貨物自動車協会長高橋憲一郎外五十八名）（岡崎勝男君紹介）（第二二六号）、同（請願者愛知縣自家用自動車組合理事長代理 松村陶弘）（滿尾君亮君紹介）（第二五四号）、同（請願者茨城縣稻敷郡牛久村三千百九十八番地株式会社津島製作所取締役社長津島秀登外一名）（小野瀬忠兵衛君紹介）（第二八九号）、同（請願者千葉縣千葉市吾妻町三丁目十三番地千葉縣自家用自動車組合連合会長小高熹郎）（小高熹郎君紹介）（第三五八号）、同（請願者石川縣金澤市木ノ新保五番丁六十二番地石川縣トラック協会理事長關友次郎外十二名）（南好雄君外一名紹介）（第三六〇号）、同（請願者琴平參宮電鉄株式会社長白川朋吉）（大西禎夫君外一一名紹介）（第三六一号）、同（請願者千葉縣軽車工業協同組合理事長石澤德太郎）（片岡伊三郎君紹介）（第四一六号）、同（請願者日本通運株式会社岐阜支店長梅田德兵衛）（大野伴睦君紹介）（第四三一号）、同（請願者埼玉縣自家用自動車組合長宮澤政吉外五名）（清水逸平君紹介）（第四三二号）、同（請願者愛知縣貨物自動車協会理事長仲田光三郎）（辻寛一君紹介）（第四四五号）、同（請願者大阪府大阪市東区北浜二丁目七十七番地大阪府貨物自動車協会長築山慶次外三十二名）（淺香忠雄君紹介）（第四五五号）、同（請願者秋田縣秋田市下中城町三番地秋田縣輸送協会長片野重脩外十名）（飯塚定輔君紹介）（第四五六号）、同（請願者秋田縣山本郡二ツ井町字三千苅十六番地米代トラック株式会社取締役社長森澤德藏外十三名）（飯塚定輔君紹介）（第四五七号）、同（請願者大津市枡尾町一滋賀貨物運輸株式会社代表取締役馬場治三郎外三十四名）（河原伊三郎君紹介）（第四六一号）、同（請願者山形縣自動車会議所会長酒井久三郎外二十三名）（志田義信君紹介）（第四六二号）、同（請願者福岡陸運株式会社取締役社長森文太郎）（龍野喜一郎君紹介）（第四七五号）、同（請願者北海道北見道路運送協会長寺木茂重郎）（松田鐵藏君紹介）（第四七六号）、同（請願者仙台市東三番町二十一番地宮城縣貨物自動車運送同業組合理事長菅原勝雄外九名）（佐々木更三君紹介）（第五二八号）、同（請願者神戸市長田区北町三丁目五番地兵庫トヨタ自動車株式会社專務取締役坂本耕一郎）（首藤新八君紹介）（第五六五号）、同（請願者北海道釧路市黒金町十一の三釧根貨物自動車株式会社取締役社長河津繁松外七名）（松本六太郎君外四名紹介）（第五六六号）、同（請願者兵庫縣加古郡加古川町篠原町三四ノ八播州貨物自動車株式会社取締役社長大橋實次）（岡田五郎君紹介）（第五六七号）、同（請願者銚子市與野四丁目十六番地銚子市運送有限会社社長谷口榮次郎）（仲内憲治君紹介）（第五六八号）、同（請願者岩國市錦見二一八番地堀木哲）（高橋定一君紹介）（第五六九号）、同（請願者坂出市坂出町三七四八の五中讃自動車株式会社社長黒井秀雄）（島田末信君紹介）（第五七〇号）、同（請願者神戸市長田区北町一丁目八番地日貨自動車運送株式会社取締役社長平野勇介）（堀川恭平君紹介）（第五七一号）、同（請願者札幌市北四條西一丁目一番地北海道販賣農業協同組合連合会会長理事三浦滿吉）（松本六太郎君外五名紹介）（第五七二号）、同（請願者福岡市大字春吉八五八番地社團法人福岡自動車会議所会長矢幡小太郎外一名）（高橋權六君紹介）（第五七三号）、同（請願者札幌市北海道商工会議所会頭中山鼎外十六名）（小川原政信君外三名紹介）（第五七四号）、同（請願者水戸市大町茨城縣公益トラック協会会長島津三郎外四名）（小野瀬忠兵衛君紹介）（第五七五号）、同（請願者千葉市長洲町一丁目十五番地千葉縣貨物自動車協会会長大森寛）（片岡伊三郎君紹介）（第五七六号）、同（請願者千葉縣夷隅郡大原町八七四八番地上総通運株式会社代表齋藤省三）（森曉君紹介）（第五七七号）、同（請願者熊本市迎町四十八番地吉永產業株式会社取締役社長吉永義治）（坂本泰良君紹介）（第五七八号）、同（請願者熊本市南千反畑町三十三番地熊本縣協同水產株式会社取締役社長藤本泰助）（坂本泰良君外一名紹介）（第五七九号）、同（請願者千葉縣長生郡茂原町茂原六百四十四番地長夷自動車運送株式会社取締役社長鶴野定助）（田中豐君紹介）（第五八〇号）、同（請願者宮崎市上野町宮崎自家用自動車組合長川野雄二）（川野芳滿君外四名紹介）（第五八一号）、同（請願者神戸市葺合区雲井通二丁目七番地兵庫縣自家用自動車協会連合会会長酒井忠治）（滿尾君亮君紹介）（第五八二号）、同（請願者熊本市迎町三十七番地日本通運株式会社四國支社支店長石松吉之丞外一名）（成田知巳君紹介）（第五八三号）、同（請願者福島縣自家用自動車組合理事長星正雄外七名）（菅家喜六君紹介）（第五八四号）、同（請願者熊本市池田町百五十一番地熊本トヨタ自動車株式会社取締役社長與縄桂一外一名）（坂本泰良君紹介）（第五八五号）、同（請願者熊本市迎町三十七番地田村商事株式会社取締役代表田村久八外一名）（坂本泰良君紹介）（第五八六号）、同（請願者熊本市妙体寺町十番地熊本交通タクシー株式会社社長正田光重外十名）（坂本泰良君紹介）（第五八七号）、同（請願者千葉縣自動車タイヤ商業協同組合理事長安藤總平）（澁谷雄太郎君紹介）（第五三九号）、同（請願者京都府貨物自動車運送

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

協会長高田新吉外五十四名）（高木吉之助君紹介）（第六四〇号）、同（請願者高知縣交通株式会社取締役社長野村健一郎外六名）（田嶋好文君紹介）（第六九四号）、同（請願者横浜市青果市場取締役社長佐久間道夫外二十五名）（白井佐吉君紹介）（第六九五号）、同（請願者仙台市宮城貨物自動車運送株式会社取締役社長河村仲二外十二名）（庄司一郎君紹介）（第六九六号）、同（請願者山形縣旅客自動車協会長堀内一雄外二十三名）（天野久君紹介）（第六九八号）、同（請願者長野市権堂町四百十番地長野縣自動車整備工業協同組合宇都宮宿外六名）（小川平二君紹介）（第七二三号）、同（請願者函館市船場町一番地渡島水産協同株式会社外三十社）（柄澤セヨ子君外三名紹介）（第七二四号）、同（請願者福井市御園町十四番地福井縣トラック協会理事長森田佐武郎外十一名）（飛嶋繁君紹介）（第七二五号）、同（請願者福井縣トラック協会理事長森田佐武郎外十一名）（坪川信三君紹介）（第七四二号）、同（請願者横須賀市合資会社馬渕組代表社員大藤春彦外六名）（三浦寅之助君紹介）（第七四三号）、同（請願者福岡縣日本通運株式会社羽犬塚支店長松田正義）（龍野喜一郎君紹介）（第七四四号）、同（請願者秋田縣鹿角郡毛馬内町長伊藤良三外百八十六名）（畠山重勇君紹介）（第七四五号）、同（請願者香川縣三豊運送株式会社取締役社長田中正平外五名）（福田繁芳君紹介）（第七四六号）、同（請願者福岡縣鎮西貨物自動車運送株式会社社長日高磯次郎外一名）（池見茂隆君紹介）（第七四七号）、同（請願者新潟縣自家用自動車組合長羽入雪太郎外二十五名）（松木弘君紹介）（第七四八号）、同（請願者岐阜縣貨物自動車運輸労働組合連合会長田口和彦）（大野伴睦君紹介）（第七七九号）、同（請願者平塚運送株式会社取締役社長松尾光外十五名）（小金義照君紹介）（第七八〇号）、同（請願者京成電鉄株式会社取締役社長吉田秀彌）（柳澤義男君紹介）（第七八一号）、同（請願者埼玉縣貨物自動車協会長藤田均平外一名）（阿佐美廣治君紹介）（第七八二号）、同（請願者富山縣自家用自動車組合理事長小川久義外八名）（内藤隆君紹介）（第七八三号）、同（請願者兵庫縣自家用自動車協会連合会長酒井忠治外二十一名）（田中堯平君外一名紹介）（第七八六号）、同（請願者島根縣自動車整備工業協同組合理事長野々村延）（大橋武夫君紹介）（第七八八号）、同（請願者神奈川縣鮮魚介荷連商業協同組合理事長山橋勝藏外二十三名）（小金義照君紹介）（第七八九号）、同（請願者富山縣トラック協会長加納實外一名）（橘直治君紹介）（第八一五号）、同（請願者千葉縣銚子市本城町千葉管理部小運送業組合長大里庄治郎）（竹尾弌君紹介）（第八二一号）、同（請願者山陽電氣軌道株式会社常務取締役河村善作）（坂本實君紹介）（第八二二号）、同（請願者千葉市本千葉町五十九番地千葉縣販賣農業協同組合連合会長堀越章次）（佐久間徹君紹介）（第八二三号）、同（請願者佐賀市松原町六十九番地佐賀縣小運搬商業協同組合理事長牟田信一）（北川定務君紹介）（第八三一号）、同（請願者岩手縣貨物自動車組合長中島巖外六名）（田中重彌君紹介）（第八五〇号）、同（請願者防長國産自動車販賣株式会社長高田整治）（今澄勇君紹介）（第八五七号）、同（請願者長崎縣佐世保市城山町百九十八番地川添福一）（北村徳太郎君紹介）（第八五八号）、同（請願者北州貨物自動車株式会社長吉野武士外二名）（福田昌子君紹介）（第八五九号）、同（請願者佐賀縣神埼郡神埼町大字田道ケ里二千二百二十五番地水田辰男外十二名）（保利茂君外四名紹介）（第八六〇号）、同（請願者神奈川縣小型自動車整備協会理事長清水吉之助外十八名）（永井要造君紹介）（第九三五号）、同（請願者東京都乗合自動車協会長柏村敎）（堀川恭平君紹介）（第九三六号）、同（請願者青森縣自家用自動車組合理事長阿保良造外一名）（苫米地義三君紹介）（第九三七号）、同（請願者島根縣トラック協会長平佐京太郎）（大橋武夫君紹介）（第九三八号）、同（請願者長崎縣佐世保地区自動車協会長川添福一）（西村久之君紹介）（第九三九号）、同（請願者横浜市中区長者町九丁目一七五番地神奈川縣小型自動車整備協会長清水吉之助外十一名）（松尾トシ君紹介）（第九五九号）、同（請願者神奈川縣川崎市元木町七四番地内山和平外九名）（土井直作君紹介）（第九六〇号）、同（請願者廣島電鉄株式会社長多山恒次郎外十二名）（佐竹新市君紹介）（第九六一号）、同（請願者靜岡縣農業協同組合協会長森田豊壽外一名）（水野彦治郎君紹介）（第九八九号）、同（請願者岩手縣貨物自動車組合理事長菅原喜七外十七名）（山本猛夫君紹介）（第九九〇号）、同（請願者大林工業株式会社取締役社長大林稔外五名）（竹山祐太郎君紹介）（第一〇二一号）、同（請願者長崎自動車協会長森平市）（若松虎雄君紹介）（第一〇五八号）同（請願者福岡縣水産業会長田村延一）（石原圓吉君紹介）（第一〇五九号）、同（請願者岐阜縣貨物自動車運輸労働組合会長田口和彦）（加藤鐐造君紹介）（第一〇九六号）、同（請願者大洋木材株式会社長芥官五郎）（島田末信君紹介）（第一〇九七号）、同（請願者遠州鉄道株式会社常務取締役八木橋周助外一名）（中村幸八君紹介）（第一〇九八号）、同（請願者岡山縣貨物運送株式会社取締役社長武田和夫外七名）（蓬澤寛君紹介）（第一一四五号）、同（請願者山梨縣貨物自動車協会理事長浅川彦六外百六十三名）（天野久君紹介）（第一一四六号）、同（請願者株式会社守山商会平塚工場長守山嗣男外十名）（河野謙三君紹介）（第一一四八号）、同（請願者山梨縣貨物自動車協会理事長浅川彦六外百十一名）（小林信一君紹介）（第一二二四号）、同（請願者埼玉縣北足立郡草加町埼玉縣燃料機協会理事長矢吹松太郎）（川島金次君紹介）（第一二四三号）、同（請願者荒川運送株式会社社長竹中長次郎）（淺沼稻次郎君紹介）（第一二四四号）、同（請願者大分縣自動車倶樂部会長松岡能秀）（金光義邦君紹介）（第一二四五号）、同（請願者常磐交通自動車株式会社取締役社長野崎滿藏外四名）（松井政吉君紹介）（第一二九一号）、同（請願者靜岡縣蚕糸株式会社取締役社長望月儀一）（永野彦治郎君紹介）（第一二九二号）、同（請願者沼津自動車株式会社專務取締役臼井清悟）（勝間田清一君紹介）（第一二九三号）、同（請願者新川自動車株式会社專務取締役瀧ヶ浦作藏）（橘直治君紹介）（第一二九四

(請願者日本橋運送株式会社社長經德省三)(淺沼稻次郎君紹介)(第一六六九号)及び同(請願者日本乘合自動車協会理事塚田耕一郎)(戸叶里子君紹介)(第一七七八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

道路運送管理事務所の適切なる指導により輸送力が増強されつつあるとき、近く運路運送事業の指導監督権は地方廳に移讓されると聞くが、これでは輸送行政の一貫性、道路運送業者の発展力を減退せしめるものである、ついては、道路運送監理事務所を存続し、ますますその機能を発揮されたいというのである。

一、請願の議決理由

輸送力の統制が、産業の復興開発上に演ずる役割は極めて大であるから、重要なものは当分、中央の統制下に置くを適当と認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

兒童局廃止反対に関する請願(請願者福島縣若松市栄町七一二吉田靜外四十六名)(大和田義榮君紹介)(第二〇八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

行政整理に伴う機構改革の措置として厚生省兒童局が廃止されるやに聞くが、わが國を文化國家に再建するためには兒童の福祉を図ることが緊要と信ずる、これがためには兒童の教育、文化、労働、保健衛生等に関する行政を強力且つ有機的に推進せねばならぬから兒童局の廃止に反対するというのである。

一、請願の議決理由

わが國の再建のために、兒童の福祉を図る行政を重視することは適当と認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

飼料配給公團存続に関する請願(請願者岐阜縣飼料対策協議会会長永田嘉右エ門外六名)(武藤嘉一君紹介)(第四一五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飼料の需給がはなはだ窮迫している現在、飼料を増産し、これを最も重点的に配給して、畜産界の維持発展を期するために、飼料の統制を強力に遂行する必要があるにもかかわらず、飼料配給公團の廃止又はこれが合併を傳えられているのは誠に遺憾にたえない。ついては、飼料配給公團を存続されたいというのである。

一、請願の議決理由

飼料の統制は、当分続行するを適当と認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

食料品配給公團存続の請願(請願者北海道味噌醤油工業協同組合連合会理事長福山甚之助外四百二十一名)(高塩三郎君紹介)(第四二一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

味噌の原料である大豆は國内産だけの数量ではとうてい賄うことは至難で、これが原料の八十パーセントは放出輸入原料による外ない現状である、この放出原料による製品は一手買取販賣機関である食料品配給公團によつてこれを配給し、その配給の全数量を公團では握し、この数量に基き、さらに原料の放出を申請するものであるが、統制解除後いずれの機関によつてこれが数字をは握し、原料の放出を要請するのであるか誠に憂慮に堪えない、ついては、味噌の円滑な配給を期するため食糧品配給公團の存続を要望するというのである。

一、請願の議決理由

食料品の統制は、当分続行するを適当と認める、よつて本請願は、これを議院の本会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

薬務局存置の請願(請願者日本薬剤師協会長刈米達夫外六十五名)(有田二郎君紹介)(第四六八号)、同(請願者新潟市東湊町通一之町新潟縣薬剤師協会代表齋藤喜八郎)(風間啓吉君紹介)(第六〇三号)、同(請願者日本製薬團体連合会会長塩野義三郎)(今泉貞雄君紹介)(第六〇四号)、同(請願者千葉市医療ゴム工業会理事長平塚進)(澁谷雄太郎君紹介)(第六八四号)、同(請願者下関市長府町土居之内香下七郎)(青柳一郎君紹介)(第七九二号)、同(請願者横濱市鶴見区鶴見町千三百五十二番地神奈川縣製薬協会長中井利正)(福田繁芳君紹介)(第八二九号)、同(請願者歯科材料工業会理事長中尾清)(鈴木仙八君紹介)(第八三〇号)、同(請願者福井縣薬剤師協会長高橋良馬)(今泉貞雄君紹介)(第八六一号)、同(請願者三重縣薬剤師協会長加藤久外十二名)(今泉貞雄君紹介)(第九四六号)、同(請願者大阪市東区道修町二丁目十六番地大阪医薬品元卸商組合委員東代清次郎)(松永佛骨君紹介)(第九五八号)、同(請願者京都府医薬品地販協会理事長島路源太郎)(中川俊思君紹介)(第一〇二三号)及び同(請願者福島市中町五番地福島縣薬剤師協会長大和田英男外二名)(今泉貞雄君紹介)(第一〇六九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は行政機構改革に伴い薬務局を廃止しようとしているが、保健衛生行政は人に関する行政と物に関する行政の二部面に区別されるが、この異質的な二つの行政部門を単一の局で処理することは極めて不合理であり又從來厚生省における保健衛生関係の行政担当局中行政の量から見ても、薬務行政は正にその筆頭に位するものであるから、薬務局の存置を要望するというのである。

一、請請の議決理由

國民の保健衛生上、薬務行政を重視することは適当と認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

自治省新設の請願(請願者岐阜市議会議長松原喜八)(大野伴睦君紹介)(第七一七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現存する官僚の思想的障害は市町村の民主的自治政の運営に影響するところが大きいから、全國市町村を中心とする自治省を設置されたいというのである。

一、請願の議決理由

地方自治の発達に伴い、國と地方公共團体間並びに地方公共團体相互間の連絡を密にし、その調整を図るを適当と認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

主要統計調査費全額國庫負担の請願（請願者東海各市市議会議長会会長岐阜市議会議長松原喜八）（木村公平君外二名紹介）（第七六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従來中央の要請により実施されている主要統計調査は統計法による秘密保護の規定或は中央集査の関係上地方における利用價値はきわめて少いうえ、これが調査費は統計法第十七條及び地方財政法第十一條により全額國庫負担の義務が明記されているにもかかわらず実情においては各調査平均五割を下らない市費負担となつているのは不合理である、ついては、これら主要諸調査にあたつては窮乏せる地方財政の負担とならないよう充分の予算的措置を講ぜられたいというのである。

一、請願の議決理由

主要の統計調査は、國庫の負担において実施するを適当と認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

恩給法臨時特例改正に関する請願（請願者山形市香澄町木實小路二三番地末野義四郎外千六百八十二名）（牧野寛索君外七名紹介）（第八四二号）、同（請願者香川縣高松市一九一一番地細谷辨次郎外千四百名）（島田末信君外一名紹介）（第九二〇号）、同（請願者群馬縣勢多郡上川淵上佐鳥一四八二番地誉樂治平外三千二百九十名）（中曾根康弘君外八名紹介）（第九二一号）、同（請願者熊本縣天草郡中村浦本畔造外二千五百九名）（吉田安君外一名紹介）（第九二二号）、同（請願者福島市浜田町七番地鐵又七外六百五十七名）（圓谷光衞君紹介）（第九二三号）、同（請願者岡山縣津山市南銀座三八森只一外千二百三名）（大村清一君外一名紹介）（第九四八号）、同（請願者仙台市原町南口二軒茶屋南二九成田きつ外百九十八名）（大石武一君外二名紹介）（第九四九号）、同（請願者石川縣金澤市櫻町六番町五ノ二表彌三郎外一千百八十名）（南好雄君外一名紹介）（第九五〇号）、同（請願者岩手縣盛岡市大澤川原二田地勘治郎外二百三十八名）（山本猛夫君紹介）（第九五一号）、同（請願者鹿兒島縣鹿兒島市冷水町二百三十一番地土岐久彦外三百六十六名）（上林山榮吉君紹介）（第九五二号）、同（請願者大分縣東國東郡國東町字鶴川津崎重作外一千九百五十二名）（村山勇君紹介）（第九五三号）、同（請願者宮崎縣宮崎市神宮東町三五三猪俣睦藏外九百九十四名）（瀬戸山三男君外五名紹介）（第九五四号）、同（請願者山口縣大津郡深川町第一三二五番地吉地四郎外二百十五名）（受田新吉君紹介）（第九五五号）、同（請願者佐賀縣佐賀市厘外町福島清太郎外二千八十名）（三池信君外一名紹介）（第九五六号）、同（請願者兵庫縣氷上郡生郷村市邊七七六小林作治外二百六十一名）（首藤新八君紹介）（第九五七号）、同（請願者千葉縣長生郡五郷村網島一三二椙村辰之助外二千百九名）（片岡伊三郎君紹介）（第九九四号）、同（請願者茨城縣恩給受給者連盟理事長宮田福次郎外四千百四十八名）（鈴木明良君外六名紹介）（第一〇二四号）、同（請願者奈良縣高市郡畝傍町大字鳥屋逸崎貞三外九百三十一名）（前田正男君外四名紹介）（第一〇二五号）、同（請願者長野縣岡谷市本町二丁目林政十郎外四千二百名）（林百郎君外十一名紹介）（第一〇二六号）、同（請願者東京都文京区大塚窪町四十五番地安藤義良外二千八百五十名）（田中啓一君外二名紹介）（第一〇二七号）、同（請願者鳥取縣鳥取市吉方町二百四十番地大森武夫外千三百十六名）（稻田直道君紹介）（第一〇六一号）、同（請願者宇都宮市塙田町五百九十六番地本橋傳治外二千三百名）（小平久雄君外四名紹介）（第一〇六七号）、同（請願者山梨縣縣甲府市富士見町五番地林晉治外千二百七十五名）（天野久君外二名紹介）（第一一二〇号）、同（請願者富山縣上新川郡熊野村本百四十八中川元治外四百十五名）（内藤友明君外四名紹介）（第一一六八号）、同（請願者浦和市別所一、九四四永瀬福松外三千三百九十七名）（大泉寛三君外三名紹介）（第一二三七号）、同（請願者福岡市南高宮町四四六番地柳關雄外二千六百六十五名）（中島茂喜君外十八名紹介）（第一二三八号）、同（請願者德島縣德島市沖ノ洲町吉本馮二郎外六百三十七名）（生田和平君外四名紹介）（第一三四〇号）、同（請願者東京都品川区下大崎二丁目倉持幾三外二千二百十八名）（松岡駒吉君紹介）（第一四二二号）、同（請願者東京都新宿区牛込南町十一番地土岐利彦方山口朝太郎外二千二百六名）（淺沼稻次郎君外二名紹介）（第一四七六号）、同（請願者東京都世田谷区上馬町二丁目三十五番地横溝一清外一千六十九名）（廣川弘禪君紹介）（第一四八四号）、同（請願者東京都杉並区天沼二丁目五百七十六番地大内栄治外千四百五十七名）（花村四郎君外一名紹介）（第一五一二号）、同（請願者岐阜縣高山市本町野村宗男）（岡村利右衞門君紹介）（第一五四三号）、同（請願者東京都南多摩郡日野町日野二五〇六渡邊年外二千六百三十九名）（並木芳雄君外三名紹介）（第一五九三号）、同（請願者旭川市七條十五丁目左八号山川惠子外二千六十名）（小川原政信君紹介）（第一六九四号）、同（請願者尼崎市塚口字池田千二百二十一ノ六十二番地藤井大三外九十六名）（吉田吉太郎君紹介）（第一六九五号）、同（請願者兵庫縣多紀郡城北村西羅岩太郎外四十二名）（佐々木盛雄君紹介）（第一七五六号）、同（請願者東京都文京区西片町一〇のイ二番地西海秀三外六十九名）（川西清君紹介）（第一七八〇号）、同（請願者杉並区阿佐ケ谷五ノ一〇梅澤正一外三千五名）（鈴木仙八君外三名紹介）（第一八一〇号）、同（請願者鹿兒島縣日置郡伊集院町德重百三十六番地稗所貫一外千四十三名）（上林山榮吉君外一名紹介）（第一八三〇号）、及び同（請願者兵庫縣美嚢郡三木町黒田三次吉田省三君紹介）（第一八三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに恩給法臨時特例を改正し、恩給の増額が実施されたが、インフレの高進はなお止まるところなく受給者の生活は困窮の一途をたどりつつある現状に鑑み、公務員の給與改正に伴つて恩給を増額する法的措置を講ずるとともに改正恩給法臨時特例においては昭和二十一年七月一日を限界とする退職者の恩給額に著るしい差異があるから、この不合理を是正されたいというのである。

一、請願の議決理由

最近の物價事情に鑑み、恩給及び扶助料を相当額増加するを適当と認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

道路運送監理事務所を地方に移譲の請願（請願者中國五縣正副土木委員長会岡山縣土木委員長中田弘重外四名）（橋本龍伍君外一名紹介）（第九四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

道路施設とこれを利用する交通事業は一元化されなければしん速適切な道路行政を遂行することは困難である、しかるに現状は道路管理権を有しない中央出先機関である道路運送監理事務所が運送事業の監理を行い、いたずらに行政

機構を複雑遲延させていることは誠に遺憾である。ついては、地方自治確立の見地からも該事務所を地方に移讓されたいというのである。

一、請願の議決理由

運送事業に所要の資材不足の今日、輸送力の統制は或る程度已むを得ないが、地方的なものは、成るべくこれを地方廳に移讓するを適当と認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

厚生省衛生三局及び地方廳衛生部存置の請願（請願者日本医師会長高橋明外七名）（丸山直友君紹介）（第一〇三〇号）、同（請願者福島縣伊達郡梁川町長菅野理助外五百名）（圓谷光衛君紹介）（第一七六九号）及び同（請願者津市大谷町十一番地三重縣医師会長齋藤一外五名）（田代文久君外一名紹介）（第一七七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は今回の行政整理に際し、厚生省内衛生三局の廃合並びに地方廳衛生部の廃止を意図している由であるが、これは疾病防止、國民保健の確保及び医療の完遂を著るしく阻害し、國民体位の低下を招來すること明かである、ついては、該三局及び部を存置されたいというのである。

一、請願の議決理由

國民の保健衛生上、地方廳における衛生行政を重視することは適当と認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

各省廳設置法案に関する公聽会開催の請願（請願者東京都千代田区有楽町三丁目一番地全國官廳職員労働組合協議会佐藤安政）（加藤充君外一名紹介）（第一二〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回國会に提出された各省廳設置法案につき政府は提出前予め各界の意見を聽取すべきであるのに、これを行わなかつたことは誠に遺憾である、思うに行政機構の改廃は人員整理に直接関係を有するばかりでなく國民生活に重大な影響を及ぼすのであるから、官廳労働者の意見を聽取するため該法案の審議に際しては速かに公聽会を開催されたいというのである。

二、請願の議決理由

行政機構の改革は、國民生活に影響するところ甚大であるから、これが立案審査に際しては、成るべく廣く國民の意見を聽取するを適当と認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

府縣衛生部存置の請願（請願者兵庫縣神戸市下山本通り四丁目兵庫縣衛生局内仙賀ますみ外百五十名）（吉田省三君紹介）（第一二一〇号）及び同（請願者兵庫縣医師会長小川瑳五郎）（塩田賀四郎君紹介）（第一七一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが國保健衛生に大きな業績を示しつつある府縣衛生部を廃止する由であるが、行政機構整備の犠牲にする意図ある保健衛生行政が戰後の荒廃よりようやく全面的な復旧の途上にあるとき、若しこのような措置が強行されるならば、國民保健の確保並びに医療の完遂を著しく阻害するばかりでなく、警察行政面の大半を吸收した衛生部を廃止するようなことがあれば重大な支障を生ずるものであるから、從來通り府縣衛生部を存置されたいというのである。

一、請願の議決理由

國民の保健衛生上、地方廳における衛生行政を重視することは適当と認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

名古屋鉄道工機部伊那松島電車修理工場存置の請願（請願者長野縣伊那郡中箕輪町國鉄労働組合伊那松島班矢ヶ崎満）（今村忠助君紹介）（第一八三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般長野縣上伊那郡中箕輪町所在名古屋鉄道工機部伊那松島電車修理工場を豊川市へ移轉しようとしているが、該工場は大正十二年伊那電氣鉄道当時赤穂町から地元民が難工事克服のため多大の犠牲を拂い移轉設置されたもので、昭和十八年八月鉄道省に買收され今日に至つたもので、若し移轉すれば地元の発展と從業員に及ぼす影響は大きいから、その存置を要望するというのである。

一、請願の議決理由

伊那松島電車修理工場設置以來の地元民の熱意協力情況等に鑑み、これを存置していよいよ操業の能率化を図るを適当と認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

京都府衛生部存置に関する請願（請願者京都市中京区壬生相合町五十五番地京都府会議員春藤誠一）（田代文久君外三名紹介）（第一八〇二号）及び同（請願者京都府会衛生委員長久保元）（前尾繁三郎君紹介）（第一八〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戰後全國都道府縣に衛生部が設置され、傳染病の予防及び撲滅、栄養と食品衛生の指導改善、麻藥取締、保健所の拡充等衛生上大変革を來した功績は大なるものがある、しかるに、今回これが本格的活動を開始せんとする矢先、廃止もしくは統合を見るようなことがあれば、保健衛生行政に一大支障をもたらし、しかして京都府においてはこれが事業は複雑重大であつて他部門に担当させることは不可能であるから、地方の実情を考慮して衛生部の存置拡充を図られたいというのである。

一、請願の議決理由

國民の保健衛生上、地方廳における衛生行政を重視することは適当と認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

飯田測候所存置に関する請願（請願者長野縣伊那郡町村会長塩澤治雄外十六名）（今村忠助君紹介）（第一八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政整理に伴い、飯田測候所が業務を縮小され、最悪の場合は廃止されると聞くが、長野縣南信地方は蚕桑地であるため、氣象の影響を受けることいちじるしく、これが廃止は蚕桑農家の死活問題となる虞があり、又該地方は地形複雑であるため、氣象の地域的差異がはなはだしいから、適確

な天氣予報を必要とする、ついては、飯田測候所を存置されたいというのである。

一、請願の議決理由

長野縣南信地方の地形並びに產業等に鑑み、同地方に測候所を存置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

福岡通信局設置に関する請願（請願者久留米市諏訪野町緒方時藏外二名）（中島茂喜君紹介）（第一七六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡市は西日本における政治・経済・文化の中心地であり、從つて通信網は膨大且つ複雑を極め、全九州の三分の一の通信量を有するが、通信局の所在地は遠隔の熊本市にあるため、通信行政の運営上に支障を來し、通信の徹底を欠く等その不利不便はすこぶる多い、しかも熊本通信局はその包轄するところ廣はんに過ぎるばかりでなく、通信量は長野・金沢・松江等の各局に比し、二倍ないし数倍に達する、ついては、福岡市に通信局を設置されたいというのである。

一、請願の議決理由

福岡市に、各種廣域機関が設置されている現状に鑑み、同市に通信局を設置するを適当と認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　齋藤　隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

人事委員会

横須賀市の勤務地手当地域給を特地域に引上げの請願（請願者横須賀地区労働組合協議会会長諏訪憲之外二十五名）（今野武雄君紹介）（第一一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

横須賀市は從來軍都であつた関係から、民間產業はほとんど見るべきもののない消費都市であるが、横浜、川崎両市に比べて物價が高く、該地居住公務員、教員、警察官等の生活は困難を極めているから、速かに該市の勤務地手当地域給を特地に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

横須賀市は民間產業に見るべきもののない消費都市で、物價指数は横浜、川崎両市よりも高い現状より見て、本請願の趣旨は妥当と認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

生郷村の勤務地手当地域給を乙地域に引上げの請願（請願者兵庫縣氷上郡生郷村村長　小森作治）（佐々木盛雄君紹介）（第一八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫縣氷上郡生郷村は郡の中央に位し、村内の省線石生駅における乘降客数は郡内第一であるばかりでなく、物資の集散が盛んで、消費地的色彩濃厚であるので、該村居住の官公吏は生活苦に悩みつつある。ついては、速かに生郷村の勤務地手当の地域給を乙地域に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

該村居住の官公吏の生活について地域的生計費の騰貴を考慮する必要がある、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊豆七島の勤務地手当地域給を特地域に引上の請願（請願者島嶼特定郵便局長会長濱由繁治郎他三百三十名）（土橋一吉君外一名紹介）（第五三五号）及び同（請願者大島側候所長木澤綏外三百五十名）（松岡駒吉君外一名紹介）（第五九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊豆七島は食糧はもちろん日用品に至るまで自給が困難で内地から移入を受けており、その実態は消費地的性格を有する、一方引揚者の收容により人口は著しく増加しその上各種生活必需品には高率の海上運賃が加算され、又島民は子弟の教育のため二重生活を余儀なくされる等生活上の悪條件は二重三重の負担となつておるので、伊豆七島における官公職員は悲惨な生活を送つている、ついては、該島の勤務地手当地域給を特地域に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

伊豆七島の物價はその地理的條件のため特地たる東京の物價の影響下にあり同島における官公職員の生活は悲惨を極めており、両請願の趣旨は妥当と認められる、よつて両請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、両請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

新庄市の勤務地手当地域給支給の請願（請願者山形縣新庄市長松田久藏外三名）（志田義信君外四名紹介）（第八〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形縣新庄市は陸羽東線と陸羽西線の交さ点に位し、交通の要衝であるとともに、半生產、半消費の地方小都市であるため、物價指数きわめて高く、從つて該市在住官公職員の生活は困難である、ついては、新庄市の実情を考慮され勤務地手当を該市在住の官公職員に支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

該市における物價指数が高いため、該市在住の官公職員は生活困難な実状にあるので、地域給支給を考慮する必要がある、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

官廳臨時職員の待遇改善に関する請願（請願者東京都杉並区天沼三丁目七百五十九番地阿部幸保外二名）（風早八十二君紹介）（第八四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十一年八月以來知識階級失業者の救済を目的として全國官公署に配属されている臨時事務員は、現在全國で一万人を算し、公務員の範囲には属しないが、学歴経驗も一般職員に劣らず、しかも全く同一の就業條件の下に勤務しているが、待遇だけはいちじるしく劣悪不平等である、ついては、臨時事務員にも拔てき登用を認め、勤続年数による昇給を実施し、一般職員と同等の勤務地手当、特別手当等を支給し、且つ能率に應じた報酬を與え、又健康保険にも加入の途を開かれたいというのである。

二、請願の議決理由

臨時事務員も一般職員と同一の就業條件の下に勤務しているのであるから、一般職員と同様の措置をする必要を認める、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、

本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

玉島町及び長尾町の勤務地手当地域給を乙地域に引上げの請願（請願者岡山縣玉島地方全官公廳労働組合協議会議長大森米夫）（星島二郎君紹介）（第一一四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山縣浅口郡玉島町並びに長尾町の全官公廳職員は、同職員千名の三箇月間にわたる生活調査の結果最低生活さえ維持できない実情であることが明かとなつた、ついては、該両町の勤務地手当地域給を乙地域に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

該両町の全官公廳職員の生活は、物價高騰のため困難な実情にあるので、本請願の趣旨は妥当と認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

東八田村の勤務地手当支給の請願（請願者京都府何鹿郡東八田村東八田村官公労働組合協議会委員長大槻竹男外八名）（大石ヨシエ君紹介）（第一一七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

該村は大部分の農家が小農であり、日用必需物資は中間商人の手を通るため、甲地域の舞鶴市と乙地域の綾部町より高價であるにもかかわらず該村の官公職員は勤務地手当を受けていない、ついては、該地職員の地域給を乙地域に設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

該村における日用必需物資の價格は、周囲の地域給を受けている市町の物價の影響を受け、より高價についておるので、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

稚内市の勤務地手当地域給を乙地域に引上げの請願（請願者北海道稚内市惠比須通二丁目高橋敏男）（松澤兼人君紹介）（第一三五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回北海道稚内町は市制を施行されたので、公務員の勤務地手当を乙地域に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

稚内市に市制が施行せられた実状を考慮するならば、本請願の趣旨は妥当と認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

山代町の勤務地手当地域給を乙地域に引上の請願（請願者佐賀縣西松浦郡山代町全官公廳職員大会代表前田治三郎外三十二名）（永井英修君紹介）（第一四五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀縣西松浦郡山代町は乙地域である伊万里、今福両町の中間に位しており、その勤務地手当の地級は丙地であるにもかかわらず、却つて両町より物價高であるので、昨年來この不合理を是正するよう要望して來たが、何等の改善なく、該町の官公職員の生活は危殆にひんし、轉出者と退職者が続出し、人的欠乏のため町政にも重大な支障を來しているから、該町を乙地域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

該町の物價が周辺の乙地域給を受けておる町より高いにもかかわらず該町の地級が丙地であるので、これを是正する必要がある、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

公務員免職に関する請願（請願者静岡縣田方郡函南村平井七百五十番地通信患者総連合中央執行委員長山本孝幸）（土橋一吉君外五名紹介）（第一五五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

健康人でさえ生活維持が容易でない現在、結核療養中の公務員が免職された場合は再就職はもちろん不可能であり、生活のため病くを押して働いたとしても結果は死期を早め、結核を社会に傳染せしめ、家族は飢餓に直面するのである、もし最小限三年の有給休暇が與えられるなら、近代医学の処置によつて更生し、再び健康人として仕事が続けられるのであるから、昭和二十四年三月三十一日人事院によつて発表された公務員免職の規則を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核療養中の公務員が免職された場合の困難は多大なるものあるべき実状に鑑み、本請願の趣旨は至当と認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

古河町の勤務地手当地域給を乙地域に引上げの請願（請願者水戸司法事務局古河出張所長藤田一郎外十一名）（北澤直吉君紹介）（第一六七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城縣古河町は三万余の人口を有しており、該地方における商業の中心地で純然たる消費地であるが、京浜地区との交通は至便な地位にある関係上、諸物價の高騰いちじるしく、該町の公務員は極度の生活苦に陷り、勤労意欲の減退

を來している、ついては、該町の勤務地手当地域給を乙地に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

該町の諸物價の高騰による公務員の生活困苦の実狀にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方行政委員会

町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の請願外一件(請願者長野縣小縣郡別所村長南條三二郎外三十四名)(井出一太郎君紹介)(第五号)、同(請願者長野縣北安曇郡大町町長松田正人外八十九名)(植原悦二郎君紹介)(第三九号)、同外一件(請願者兵庫縣有馬郡三田町長和田精才外二十三名)(佐竹晴記君紹介)(第四二号)、同外一件(請願者兵庫縣有馬郡三田町長和田精才外十名)(塩田賀四郎君紹介)(第五八号)、同外一件(請願者長野縣上高井郡須坂町長上原吉之助外五十二名)(小坂善太郎君紹介)(第一八三号)及び同外六件(請願者兵庫縣氷上郡柏原町長田村昌義外百七名)(佐々木盛雄君紹介)(第一八四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年の急激なる物價暴騰により町村吏員の恩給並びに町村吏員恩給組合の事務費を大幅に増額すべき必要に迫られている、ついては、町村吏員にも他の官公吏、教職員同様の恩給増額を昭和二十三年七月より実施できるよう該組合に対する國庫補助金を増額し、又財政難に苦しむ該組合の事務費にも國庫補助の途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

町村財政の窮乏せる現狀にかんがみ、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方公共團体の國家委任事務費全額國庫負担等に関する請願(請願者北海道留萌市議会議長伊佐津和平)(河口陽一君紹介)(第一六二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方公共團体が処理する事務のうち、國に利害ある事務に要する経費は、昭和二十三年法律第百九号により全額國庫負担とすべきこと及び経費支出以前に交付すべきことを明定しているにもかかわらず、昭和二十三年度において既に支出し又は支出しつつある経費で未だに交付額を決定しないもの或は交付額が決定したが所要額に著るしく不足しているものがあることはなはだ遺憾である、ついては、該事務費に対して全額國庫負担とし戸籍事務、馬籍事務、選挙管理委員会事務等を地方財政法による負担区分に追加規定されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の窮乏せる現狀にかんがみ、適切妥当なりと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年四月二十三日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

全國選挙管理委員会法の一部改正に関する請願(請願者東京都千代田区丸ノ内東京都選挙管理委員会委員長松崎權四郎外五名)(生田和平君紹介)(第四〇三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

選挙、投票及び國民審査に関する事務及びこれに伴う予算の要求並びにこれが制度に関する事項等については、直接執行に当る全國選挙管理委員会が都道府縣及び五大都市の特殊性を深く認識し、その実情に則した処置を取らなければならないと信ずる、ついては、全國選挙管理委員会委員に都道府縣及び五大都市選挙管理委員会委員中から各々一名程度を選出されたいというのである。

二、請願の議決理由

全國選挙管理委員会が都道府縣並びに五大都市の特殊性を深く認識し、その実情に則した処置を取ることは眞に必要であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院の会議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月七日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

選挙管理委員会の権限に関する請願(請願者東京都千代田区丸ノ内東京都選挙管理委員会委員長松崎權四郎外五名)(生田和平君紹介)(第四四〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行法規による選挙管理委員会の権限は、單に選挙事務の執行にとどまり、その裏付となる予算の編成及び支出の執行についてはなんらの権限も與えられていないので、委員会の管理、運営上極めて独立性に乏しく、その執行にはなはだ支障を來すとともに、事務が遅延する虞れがある、ついては、都道府縣及び五大都市選挙管理委員会の地位並びに権限を強化するために予算編成権及び予算執行権を附與されたいというのである。

二、請願の議決理由

選挙事務の円滑なる執行を期するために、本請願の趣旨は妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月七日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方税法の一部改正に関する請願(請願者宮崎縣議会議長甲斐善平)(川野芳滿君外四名紹介)(第八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行地方税法第七條によれば、事業税を賦課するに当つてその基準となる所得金の総額は、主たる事業所の所在地の知事がこれを決定することになつている。しかるに現在道府縣相互の間には税務に関する事務連絡については該法になんらの適切な規定なく、主たる事業所々在地以外の他の府縣はその事業所得に対して自主的調査さえする権能が與えられていないので、徴税上多大の不利不便を來たし又これにより脫税の弊害を生じている、ついては、地方財政の自主性確立のため、すべて事業税は道府縣にある事業所の所得に対して直接その所在地府縣知事が課税をすることができるよう地方税法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の自主性を確立し、徴税事務の能率化を図るため、本請願の趣旨は適切妥当なりと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方債の償還期限延長及び利率引下に関する請願(請願者米子市長野坂寛治外一名)(足鹿覺君紹介)(第一一三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は政府資金の貸付につ

いて償還と利率の引上を実施したが、この措置は地方自治体の財政をますく窮乏に追い込むもので、自治体の事業を実施困難とするものである、ついては、起債償還期限の延長並びに利率引下の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の窮迫している現情にかんがみ、その趣旨は誠に至当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採決すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

盲人に対する地方税減免の請願

（請願者北海道盲人協会長後藤寅市外一名（林好次君紹介）（第二六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

世の多くの身体傷害者の中でも光と美と自由な活動を奪われた盲人の運命ほど不幸なものはない、このような盲人に対してなんらの保護立法もなかつたばかりでなく身体完全者と同率の課税をしてきたことは誠に遺憾である。ついては、盲人に対する地方税を減免されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣意は不幸な盲人に同情しその税的負担を軽減しようとするものであるから、その趣旨は妥当と認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の請願外一件（請願者兵庫縣三原郡廣田村長立花唯一）（塩田賀四郎君紹介）（第二七三号）、同（請願者兵庫縣養父郡口大屋村長鎌田久兵衛外十三名）（世耕弘一君紹介）（第六八七号）、同（請願者兵庫縣宍栗郡山崎町長村上彰外四十名）（大上司君紹介）（第七九七号）、町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の請願（請願者長野縣上伊那郡伊那町大字伊那二千七十二番地井口球司外三十名）（吉川久衛君紹介）（第三九六号）、同（請願者兵庫縣飾磨郡家島町長竹内與助外十二名）（大上司君紹介）（第五三七号）、同（請願者長野縣諏訪郡下諏訪町小松治外十八名）（小川平二君紹介）（第七八五号）、同（請願者長野縣東筑摩郡町村会長上條信外五百十名）（増田甲子七君紹介）（第八二〇号）、同（請願者北海道天塩郡幌延村長赤松満太郎）（松本六太郎君紹介）（第八六四号）、同（請願者北海道厚岸郡浜中村長坂田重藏）（高倉定助君紹介）（第一〇七六号）、同（請願者兵庫縣津名郡由良町長生子芳郎外二十八名）（世耕弘一君紹介）（第一一九七号）、同（請願者兵庫縣赤穂郡赤穂町長柴田信次外十名）（大上司君紹介）（第一四四七号）、同（請願者長野縣諏訪郡湊村川口利行外十九名）（今村忠助君紹介）（第一五八七号）及び同（請願者茨城縣町村吏員恩給組合長代理宮田重文外四名）（山崎猛君紹介）（第一五八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年の急激なる物價暴騰により町村吏員の恩給並びに町村吏員恩給組合の事務費を大幅に増額すべき必要に迫られている、ついては、町村吏員にも他の官公吏、教職員同様の恩給増額を昭和二十三年七月より実施できるよう該組合に対する國庫補助金を増額し、又財政難に苦しむ該組合の事務費にも國庫補助の途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

町村財政の窮乏せる現状にかんがみ、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

市町村財政確立に関する請願

（請願者岩手縣盛岡市長小泉多三郎外一名）（山本猛夫君紹介）（第三四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市町村財政の健全化を図るため、入場税の全額地方移譲、地方配付税の大幅増額及び地方起債の許可の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の窮乏せる現状にかんがみ、その趣旨妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

競馬法の一部改正等に関する請願（請願者兵庫縣武庫郡鳴尾村長井上寅藏外六名）（塩田賀四郎君紹介）（第三九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

競馬法、自轉車競技法の制定により恩恵をうける地方公共團体の範囲は限定されているため、指定市以外の市町村はいかに財政的に窮乏し戰災その他の災害に悩んでいてもこれが施行の主体となることができず、この法律のもたらす利益にあずかることができないことは誠に遺憾である、ついては、これらの町村が競馬もしくは自轉車競技を施行できるよう両法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の窮乏せる現状にかんがみ、その趣旨妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方自治法の一部を改正する請願（請願者全都道府縣監査委員協議会連合会代表者三浦忠三郎）（中島守利君紹介）（第四八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

監査委員制度の重要性に鑑み、監査委員の定数を増加し、その権限を増強するとともに、その事務を補助させるため書記長及び書記を置くことができるよう地方自治法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方自治の適正なる運営をはかるため本請願の趣旨は妥当なものと認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方公務員法案に関する請願（請願者東京都中央区銀座西四丁目三番地日本都市交通労働組合連合会執行委員長岡本丑太郎）（門司亮君紹介）（第五二六号）及び地方公務員法制定反対の請願外二件（請願者大阪市職員組合執行委員長山本伊三郎）（横田甚太郎君紹介）（第一八〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近く國会に提出されようとしている地方公務員法案は地方公共團体の勤労者の基本的権利を否定し、労働関係法の適用を排除しようとしている、ついては左記の事項のように修正されたいというのである。㈠地方公共團体協議会の設置は理事者の攻勢を助長するから削除すること。㈡労働條件の基

準決定における地方の自主性の尊重と、政治活動の自由の保障、及び最低生活の保障並びに全地方職員に対する團体交渉権と労働協約締結権の賦與。㈢公共企業職員に対しては爭議権を與え、労働関係法を適用すること。㈣罰則規定の行過ぎの是正。

二、請願の議決理由

地方公共團体の勤労者の基本的権利と労働関係法の適切なる運用を期するため、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

供出鮮魚介類に対する事業税撤廃の請願（請願者廣島市宇品町三十七番地西日本水産振興会委員長林與一郎）（石原圓吉君紹介）（第五六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業においては、供出の米麦、かんしよ、雑穀等は事業税が免税されているが、供出鮮魚介等に対してはなんら免税されるところがないのは不公平である、ついては、これに対する事業税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は供出物についての事業税の取扱に関する公平を要求するものであるから、誠に妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

横浜市債認可に関する請願（請願者横浜市議会議長小澤二郎）（門司亮君外一名紹介）（第六一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

横浜市においては昭和二十四年度予算として五十億円余を執行することになつたが、之は現下諸般の情勢と九原則に基き最大限の緊縮を図つたものである、しかるに該市においては、全面的戰災による痛手と進駐軍関係特殊事情から、財源の一部は起債に求める他はない、しかも起債にまつ事業は市の行政、産業の振興、民生の安定には欠くことのできないものであるから、十二億円の起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は横浜市の財政事情の特殊性にかんがみ、妥当と認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方債の償還期限延長の請願（請願者岐阜市議会議長松原喜八）（大野伴睦君外二名紹介）（第七一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大藏省預金部資金は昭和二十四年度融通分から、その償還期限が短縮されたが、これは償還の財源に困窮せる地方公共團体特に戰災都市においては戰災復興事業に多大の経費を要し、該都市の財政計画に大なる悪影響を及ぼすものである、ついては、地方債の償還期限を從來通り五箇年据置、十五箇年賦償還の條件で融通されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は地方公共團体特に戰災都市の財政の現況にかんがみ、その趣旨妥当と認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

都市行政に対する道府縣の監督権撤廃に関する請願（請願者岐阜市議会議長松原喜八）（大野伴睦君外二名紹介）（第七一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

都市に対する道府縣の第一次監督は、都市行政の能率を阻害し、行政の簡素化に反するものである、特に人口十五万以上の都市にあつては保健所その他の施設も道府縣から独立して実施している現状であるから、速かに地方自治法を改正し、都市行政に対する道府縣の監督を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

都市行政の能率化及び地方行政の簡素化は地方公共團体の発展に必要なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

公共既使用土地に対する地租減免に関する請願（請願者岐阜市役所内岸阜市議会議長松原喜八）（大野伴睦君外二名紹介）（第七一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

都市計画土地区画整理によつて公共の既使用地となりながら手続の関係から依然相当長期にわたり個人名義となつていることは全國的な現象であるが、これがため地主は相当の損害を被つているのに却つて引続き地租を賦課されている矛盾がある、ついては、これら土地所有者に対する地租を減免するよう法制の設定を要望するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣意は公共の既使用地に対する所有名義者の税的負担を減免することを求めるものであるから、その趣旨妥当と認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方財源の拡充強化に関する請願（請願者岐阜市議会議長松原喜八）（大野伴睦君外二名紹介）（第七一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに地方財政法及び地方配付税法は施行されたが、地方團体の総收入見込額二千二十五億円に対し地方税の收入見込額はその三十四パーセントに過ぎない、これに反して國から地方團体に配付する地方配付税及び支出金は四十七パーセントを占める状態で、依然として財政的に中央集権が行われており、地方團体の自治権も財政面から大なる制約を受ける結果となり一層地方財政を窮乏に追い込むものであるから、地方税財政制度の改善を要望するというのである。

二、請願の議決理由

地方財政強化確立のため地方税財政制度の改善は現下の喫緊事である、これを要望する本請願の趣旨は妥当と認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

事業税の課税方法改正に関する請願（請願者岐阜市議会議長松原喜八）（大野伴睦君外二名紹介）（第七三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
事業税は所得税と同様所得を基準として課税されているので、実質においては所得税附加税と同様のものである、ついては、小企業者の負担の過重を軽減し、その事業を助成するため基礎控除の制度を設け課率を変更するよう措置されたいというのである。
二、請願の議決理由
小企業者の負担を軽減し、その事業を助成することは妥当なる措置と認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

還付期限後の拾得物を自治警察費に充当の請願（請願者岐阜市議会議長松原喜八）（大野伴睦君外二名紹介）（第七三七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
國費と地方費は明確に区分され、且つ警察制度においても國家地方及び自治体の二者に分立した現在、返還期限後の拾得物について、その全部を國庫に帰属させることは何等の理由もないことであるから、自治警察に属する拾得物は自治警察費に充当させられたいというのである。
二、請願の議決理由
自治体警察の財政的困難なる現況にかんがみその趣旨妥当と認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

自治体の選挙経費全額國庫負担の請願（請願者岐阜市議会議長松原喜八）（大野伴睦君外二名紹介）（第七六三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新地方制度又は新選挙法令に基いて、各部面にわたつて選挙が行われその都度多額の経費を支出しなければならないが、これに対する國庫補助額はきわめて少額であるため、自治体の負担は一層加重となるばかりである、ついては、これが施行に当つてはその経費全額を國庫で負担されるよう要望するというのである。
二、請願の議決理由
選挙に関する自治体の負担激増の現況にかんがみその負担軽減をはかることはその趣旨誠に妥当であると認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

地方配付税増額の請願（請願者岐阜市議会議長松原喜八）（大野伴睦君外二名紹介）（第七六四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
地方公共團体の財政的窮状を救済するため、入場税を始め其の他財源を市に移譲するとともに地方配付税の増額によつて充当することになつているが、事実上これ等財源だけによつてはとうてい賄うことができないから地方配付税の増額を強く要望するというのである。
二、請願の議決理由
地方財政窮乏の現状にかんがみその趣旨妥当なりと認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

自治体警察の処理手数料創設等に関する請願（請願者東海各市市議会議長会会長岐阜市議会議長松原喜八）（大野伴睦君外二名紹介）（第七六五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
自治体警察の実施によりその運営に要する経費は相当多大な額に達し市財政への影響もきわめて大きい、ついては、市の財政窮迫の折からこれが財源調整の一環として自治体警察に処理手数料徴収制度を創設し、又捜査検挙した刑事事件に対してはその事件に要した捜査費の國庫負担か又は行刑罰金相当の半額を自治体へ交付するよう要望するというのである。
二、請願の議決理由
自治体警察の財政事情の現況にかんがみその趣旨は妥当であると認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

自治体警察吏員及び雇傭員の退職手当に関する請願（請願者東海各市市議会議長会会長岐阜市議会議長松原喜八）（木村公平君外二名紹介）（第七六六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
自治体警察吏員及び雇よう員が退職した場合における退職手当については、昭和二十三年七月一日自治体警察が発足した以前の在職年数に対する分は当然國又は縣の責任において支拂われるべきであるのに、今なお未支拂の状態であるから至急善処されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣意は固より当然と認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

入場税の全額市町村移譲に関する請願（請願者岐阜市議会議長松原喜八）（木村公平君外二名紹介）（第七六八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
入場税は警察制度の改正に伴う地方負担の財源として昭和二十三年地方税法改正とともに地方に移譲されたものであるが、府縣においては警察費の負担がないのに、その三分の一を徴収していることは不合理であり、しかも入場税の大部分はいんしん市町村から徴収され、これら市町村は自治体警察費の支弁につき日夜苦心している状態であるから、入場税はその全額を市町村に移譲されたいというのである。
二、請願の議決理由
自治体警察の財政面の現況並びに入場税設定当初の経緯にかんがみ、本請願の趣旨は妥当であると認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

國の委任事務費全額國庫負担の請願（請願者東海各市市議会議長会会長岐阜市議会議長松原喜八）（木村公平君外二名紹介）（第七六九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
地方財政の確立を期するため地方財政法が制定公布され、國と地方費との負担区分が明確にされた

が、國の出先機関の営繕維持に要する経費等は依然として地元において負担するの狀況に鑑み、政府においては充分なる経費を配分して出先機関が地元に依存し要求するようなことのないようにその措置を講ずるとともに、國の委任事務に対してはその経費の全額國庫負担を要望するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は固より妥当であるから、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

個人演説会の告知方法改善の請願(請願者東海各市市議会議長会会長岐阜市議会議長松原喜八)(木村公平君外二名紹介)(第七七〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般衆議院議員総選挙に際し初めて行われた個人演説に関する告知方法は、きわめて不備でありほとんどその宣傳價値がなく、候補者の労力と時間は全く空費される狀態であつた、ついては、この法令の第一回運用に鑑み、個人演説会を無視するような告知方法を早急に改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は固より当然と認められるから、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

家庭用物資購入通帳並びに購入切符統一に関する請願(請願者東海各市市議会議長会会長岐阜市議会議長松原喜八)(大野伴睦君外二名紹介)(第七七一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従來一般消費に対しては数種類の購入通帳並びに購入切符が別々に交付されているため紛失することが多く、また轉入出等の場合消費者はもちろん市町村の事務はいつそう複雑を極めている実情である、ついては、事務の簡素化を図るため、全國統一した一冊の総合通帳に改められたいというのである。

二、請願の議決理由

一般消費物資購入のための通帳並びに切符を全國統一した一冊の総合通帳に改めることは、消費者の便及び市町村事務の簡素化を図る上に適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

農民に対する新税創設反対の請願(請願者奈良縣磯城郡初瀬町田口勝太郎外二百五十五名)(竹村奈良一君紹介)(第八九九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は新たに土地使用税、生産者税又は地租、家屋税の増徴を企画し、又超過供出を法制化しつつある由であるが、このような徴税は現下の重税に苦しんでいる農民の生産意欲を消滅させるばかりでなく、その生活に重大なる影響を及ぼすものであるから、これら新税創設に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は固より当然と認められるから、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

警察制度改革に関する請願(請願者熊本縣議会議長大久保勢輔)(吉田安吉君紹介)(第九四四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

警察の民主化を図るための地方分権が却つて警察機能の弱体化を來していると信ずるから、左記の事項につき制度を改革されたいというのである。

(一)地方自治体の財政困窮のため、市の区域に限り自治体警察を設置し、人事の交流を図ること

(二)自治体警察相互間並びに自治体警察から國家地方警察に対する應援及びその財源措置について明確な規定を設けること(三)都道府縣公安委員会の委員は七名程度とすること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は自治体警察創設後の情況にかんがみ、その欠陷補正の見地から至極妥当であると認められるから、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

鉱区税増徴反対の請願(請願者東京都中央区木挽町八丁目十九番地日業鉱業協会長岡部楠男外一名)(小金義照君紹介)(第九八〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回地方財政委員会において、鉱区税を五割増徴する由であるが、現在これが設定鉱区の内か行中のものは、試掘砂鉱区約一割、採掘鉱区五割で、他の大部分は保護鉱区、予備鉱区等の休眠鉱区であつて、府縣行政とは関連がなく、且つ鉱業経営は赤字に苦慮している狀態であるから、これを地方財源とすることは不合理である、ついては、鉱区税の増徴に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当であると認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

廣島縣の水利地益税廃止の請願(請願者日本農林株式会社專務取締役原耕太)(野原正勝君紹介)(第九八七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣においては、昭和二十三年度から縣税として町当り三十円の高額な水利地益税を民有林に賦課し、山口縣も同様の縣税を二十四年度から創設したが、該税は農耕地に賦課すべきもので山林だけに限るのは不当であり、且つ山林のような長期事業に高額課税を継続することは、その所有者の負担を過重にし、造林意欲を低下させるもので、これを放置すれば全國的に拡大する虞がある、ついては、速かに該税廃止の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨固より妥当なものと認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

電氣事業に対する地方税増徴反対の請願(請願者東京都千代田区西神田二丁目四番地電氣事業経営者会議委員長大西英一)(野村專太郎君紹介)(第九八八号)

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近地方財政の膨脹に伴い、地方税増徴の必要から、電氣事業に対する新税の創設、税率引上の傾向が著るしく、中央でもこの構想の法制化を企画中の由であるが、該事業は全國的規模であるため、一地方の増徴は全國に波及するだけでなく、電氣料金は政府が地方税も織込んで決定したもので且つ現行料率は著るしく低率のため経営も困難な現状である、ついては、該料金に含めない限り、該事業に対する地方税増徴に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は固より当然と認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

関東地方の財政確立に関する請願(請願者東京都世田谷区代田町一丁目六百三十五番地岩田英一外一名)(谷口善太郎君外二名紹介)(第一〇三四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年度予算において、六・三制予算、公共事業費、配付税、地方債等いずれも削減され、そのため地方産業の復興と民生の安定を阻害している、ついては、大口所得者に対する税率の引上と大口脱税者に対する徴税を図り義務教育費を全額國庫で負担し、配付税及び地方債を従前通り計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

逼迫せる地方財政の現状にかんがみ、請願の趣旨は極めて緊急の措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員及び参議院議員選挙法の一部改正に関する請願(請願者全日本海員組合長陰山壽)(米窪満亮君紹介)(第一一〇五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

船員は特殊な職業的事情から現行選挙法では有権者数の九十五パーセントが棄権している現状であるから、選挙権の行使に支障のないように選挙法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

民主主義確立の上から選挙権行使を便ならしめることは緊要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

豊浦町の警察費國庫補助の請願(請願者北海道虻田郡豊浦町長正源次作)(篠田弘作君紹介)(第一一〇七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自治体警察の運営に対する経費は豊浦町の財政事情ではとうてい負担することが困難な実状である、ついては、治安維持の万全を期するため相当財源の交付をされるか又は國庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由

治安維持の重要性にかんがみ考慮すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方自治法附則第二條の改正に関する請願(請願者長崎縣大村市長柳原敏一外一名)(岡延右エ門君外一名紹介)(第一一〇八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治法第二條第五項に「有効投票の過半数の同意」という規定に基き長崎縣大村市において松原地区及び福重地区からの区域変更請求があつたので、これを投票に付しその結果福重地区の区域変更につき賛否両者間に僅か十パーセントの開きしかないためその帰属につき人心の動揺はなはだしく処置は混迷している、ついては、このような重要投票に対し事情を考慮されて該法の改正を要望するというのである。

二、請願の議決理由

地方自治法の適切なる運用を期するため、考慮すべき要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業事業税撤廃等に関する請願(請願者岐阜縣稲葉郡鵜沼町長栗木謙二外三名)(武藤嘉一君紹介)(第一一二五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業所得に対する課税の負担に悩む農民に対し農業事業税の二重課税はあまりに過重で、とうていその負担に堪えられないから、農業事業税を撤廃するとともに所得額二十万円ないし五十万円の税率を軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

農村の窮乏が加わりつつある現状にかんがみ考慮すべき問題と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

消防組織法の一部改正に関する請願(請願者國際電機工業株式会社取締役社長塩谷忠一外十名)(田嶋好文君紹介)(第一一八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年七月に消防組織法が施行され、これによつて消火器の検定が実施されることになつたが、これが検定は國家消防研究所だけで行われているため、遠隔の地にある業者は受検に非常な不便を感じ、従つて生産に重大な影響があるばかりでなく、資材の割当についても國家検定合格者でなければ割当資材がないことになる、ついては、各都市において國家検定を代行できるよう消防組織法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが國再建途上における消防行政の重要性にかんがみ、本請願の趣旨は適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

吹田市の公益質舗新設事業費起債認可の請願(請願者大阪府吹田市長岡本太郎)(浅香忠雄君外三名紹介)(第一一九三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

吹田市においては従来から私設質店その他金融機関が少いので、

庶民厚生施設拡充のため公設質店の新設を計画中であるが、財源としては起債による外はないので、該建設事業費三百万円の起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

庶民金融の逼迫せる現状よりみて公設質店の新設は考慮すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

吹田市の公衆浴場建設事業費起債認可の請願（請願者大阪府吹田市長岡本太郎）（淺香忠雄君外三名紹介）（第一一九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

吹田市においては、昨年度垂水、榎阪地区に市営住宅三百戸を建設したが、該地区は従来農家が多いので公衆浴場は皆無であり、公衆衛生上市営公衆浴場の設置は絶対必要であるが、財源は起債に求める外はないから、該建設事業費二百五十万円の起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

公衆衛生上必要な事業と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

吹田市の保育所建設事業費起債認可の請願（請願者大阪府吹田市長岡本太郎）（淺香忠雄君外三名紹介）（第一一九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

吹田市においては、兒童福祉法による幼兒保護施設の拡充を図るため保育所を建設するが、財源は起債にまつ外はないので、該事業費三百万円の起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

兒童福祉のため適切なりと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

吹田市の引揚者収容住宅買收費起債認可の請願（請願者大阪府吹田市長岡本太郎）（淺香忠雄君外三名紹介）（第一一九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

吹田市においては引揚者援護対策として昭和二十一年に私有家屋を借り受け、引揚者約三百二十五名を收容していたが、今回賃貸契約期間の到來に際し、貸主は明渡し又は買取を主張し、目下調停裁判継続中であるが、該市としても居住者を轉居させる收容所もなく、又買收の財源もないので、本年度に該住宅買收費三百五十万円の起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

引揚者の收容は極めて緊要の措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

繭に対する事業税撤廃の請願（請願者靜岡縣養蚕販賣農業協同組合連合会代表金原陸奥平外九名）（八木一郎君外七名紹介）（第一一一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

養蚕農家は、わが國輸出の大宗を占める生糸及び絹織物の原料である繭の增産に全力を盡しているが、諸物價の高騰により繭生產費も暴騰してその販賣價格を超え、加うるに爲替レートの設定によりこの販賣價格の大幅引下を迫られる苦境に立ち至つている、ついては、繭價格の約五〇パーセントを占める事業税を撤廃させたいというのである。

二、請願の議決理由

輸出産業の保護育成の必要上本請願の趣旨は考慮の要ありと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

町村吏員恩給費に関する法律制定の請願（請願者甲府市山梨縣廳內深山昇）（樋貝詮三君外一名紹介）（第一三三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

急激な物價の高騰により町村吏員の恩給並びに町村吏員恩給組合の事務費を大幅に增額すべき必要に迫られている、ついては、左記のように町村吏員恩給費に関する法律を制定されたいというのである。（一）恩給費に関し國庫、都道府縣及び町村は一定の率による金額を負担する　（二）町村吏員は給料月額の千分の二十を恩給組合へ納付　（三）第一條の規定による町村吏員の標準給料月額及び負担金の交付方法等の法律の施行に関し必要な規定は政令で定める。

二、請願の議決理由

町村財政の窮乏せる現状にかんがみ、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方公務員法案上程反対の請願（請願者大阪府中河內郡英田村吉田一〇〇三井澤正衛外一名）（大矢省三君紹介）（第一三四九号）、地方公務員法制定反対の請願（請願者大阪市職員組合委員長山本伊三郎外五千名）（石野久男君紹介）（第一四八六号）、同（請願者大阪市職員組合委員長山本伊三郎外一万七千名）（佐々木更三君紹介）（第一四八七号）、同（請願者大阪市福島区中江町百二十一番地北元四郎外三十一名）（川上貫一君外四名紹介）（第一五〇九号）、同（請願者大阪市役所內大阪市職員組合委員長山本伊三郎外五千名）（立花敏男君外五名紹介）（第一五一〇号）、同（請願者尼崎市浜內崇德院藤山豊外二名）（井之口政雄君外一名紹介）（第一五六四号）、同（請願者大阪市職員組合大正区支部長峡山保男）（志賀義雄君紹介）（第一五六五号）、同（請願者大阪市西淀川区野里町四百四十四番地北村勝外百二十一名）（前田種男君紹介）（第一六六一号）及び同（請願者西宮市屋敷町五十九番地國師幸尋）（松澤兼人君紹介）（第一六九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

提出予定の地方公務員法案は、地方自治團体に対して正当な政治活動を制限し、労働者の権利である團体権、團体交渉権をはく奪する等、更に地方自治体の自主性をわい曲するものである、ついては、このような地方公務員法の上程に反対するというのである。

二、請願の議決理由

地方公共團体の自主性並びに勤労者の基本的権利にかんがみ、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

地方財政確立に関する請願（請願者兵庫縣下市議会議長会相生市議会議長松島正雄）（大上司君紹介）（第一四四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
地方財政確立のため左記の事項を実施されたいというのである。
（一）都市に宝くじ又は富くじの発行許可　（二）勤労所得税の地方移譲　（三）地方切替時期以前の勤務年限に関する警察官の退職金及び死亡給與金に対し全額國庫負担。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は地方財政の現状からみて考慮すべき点ありと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

福岡縣に中央卸賣市場設置の請願（請願者久留米市諏訪町緒方時藏外二名）（福田昌子君紹介）（第一四七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡縣が魚介の一大生産地であるとともに三百三十万の人口を擁する一大消費地であるが、これが主要陸揚港は戸畑及び福岡の漁港である、そして福岡に陸揚された海産物の約六割は六大都市に出荷し残余を縣内で消費しているが、現下の集荷対策上縣営施設をもつことは緊急の要件である、しかし一大総合施設を完備するには市の独力をもつてしては困難であるから、中央卸賣市場法による縣営の施設を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
魚介の一大生産地であるとともに一大消費地である福岡縣において、中央卸賣市場をもつことは集荷対策上緊急の要件なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

地方財政法に精神病に要する経費支弁の規定挿入の請願（請願者大阪府南河内郡志紀村大阪脳病院長山本友香外十名）（福田昌子君紹介）（第一四八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今般制定された地方財政法中には結核、らい、性病、傳染病等に要する経費の地方費支弁の規準が定められているが、精神病に関する経費については何等の規定がなく、病院経営上又精神病対策上不利少なくなく、又厚生省は私立精神病院の入院料を昭和二十四年度から生活保護法の規準によりその半額を國庫補助することに決定したが、地方財政法の裏づけを欠くため、その決定も効果も発揮できない状態であるから、地方財政法の改正を要望するというのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨とするところは地方財政の現状より考慮の要ありと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

前橋市会解散請求運動に関する請願（請願者前橋市曲輪町四番地前橋市明るい市政を作る会準備会長橋爪與四郎外十一名）（立花敏男君外一名紹介）（第一五〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
前橋市は戰災及び水害により被害を受け、都市復興は市民の緊要な案件であるが、計画事業の推進とこれが施行に当つては一部有力者にのみ利する計画が一方的に進められ、市民を塗炭の苦しみに陥し入れている、このように民意を反映しない計画を強行する前橋市会に対し、多数市民は市会解散請求の運動に立ち上り、同意者は法定数を突破したのであるが、市会及び群馬縣知事は反対妨害行動をとり、更に選挙管理委員会は形式的に処理して直接請求はほとんど圧殺された、ついては、解散請求書名簿の署名は自書を本旨とするが、本人の意思に基くものは代筆を妨げない、又選挙管理委員会は解散請求書名簿を告示以前に閲覧することができないと地方自治法を解釈し、妨害運動を行つた群馬縣知事を処断されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方行政の民主的運営は、地方自治團体の発展に不可欠の要件なるを以つて、本請願の趣旨は考慮の要ありと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する、

昭和二十四年五月二十日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

大阪市警察局長罷免に関する請願外三件（請願者大阪市阿倍野区天王寺町三千四百四十九番地後岡滿壽次郎外六名）（横田甚太郎君外四名紹介）（第一五五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪市警察局長は、本年三月二十七日及び四月二日における市民行進に対し、不法にも強権をもつて弾圧し、その上水をかけるなどの行爲は、同人が警察の長として不適当であることが明かとなつた、ついては、このような非民主的な警察局長を罷免されたいというのである。

二、請願の議決理由
將来の警察機構改革に際しては、一應考慮せらるべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

地租引上並びに土地使用税創設反対の請願（請願者長野縣小縣郡長瀬村二千四百十番地久保田法一郎外四万四千七百八十四名）（中村寅太君紹介）（第一六二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府は今回地方財源として土地使用税の創設及び地租の増額を予定されているが、このような課税政策は不当に低い農産物價格、不合理な供出、過重な税負担等にあえぐ耕作農民を更に窮迫させ、わが國経済を破局に導くものである、ついては、地租引上及び土地使用税創設を即時撤回し税負担の平等化を図られたいというのである。

二、請願の議決理由
耕作農民の窮状にかんがみ本請願の趣旨は政府の考慮を求めることを適切と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

美術品営業取締法制定に関する請願（請願者東京都千代田区丸ノ内東京商工会議所内齋藤利助外六名）（平井義一君紹介）（第一六四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
古物商とは古自轉車商、古皮革商、古本商、古着商、古銅鉄商、

時計宝飾商、古道具商及び美術商の八種を含んでいるが、前七種と美術商とは業種上の取扱及び防犯的見地において全然その性質を異にしている、ついては、美術品営業取締法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

美術商本來の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨は誠に適切妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

博物館等に対する入場税免除の請願(請願者日本博物館協会長徳川宗敬)(禰田萬泰君紹介)(第一六六五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回地方税法を改正して、博物館、美術館、展覽会、動物園等に六割の入場税を課税する由であるが、これら施設は極めて重要な実物教育機関であり、学術の進歩並びに文化の向上に重大な役割を果しているものであるから、不適当な課税に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は本委員会の意向と全く一致するところであり近くその実現を期すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

塩製造業者に対する事業税免除の請願(請願者東京都港区麻布材木町二十番地全國塩業協議会長平野亮平)(玉置實君紹介)(第一六九〇号)に関する報告

一、請願の要旨及び目的

地方税法第十四條及び第百四十八條により米穀生産に対する事業税は免除されているが、塩もまた食生活並びに化学工業の原料として重要な必需品であり公益性においてはなんら差等なく、又塩專賣のため業者は全く余裕のない生産費を強いられている現状であるから、米穀と同じく課税標準外とし、事業税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は極めて適切であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

大阪市警察局長罷免に関する請願(請願者大阪府茨木市大字茨木全通信労働組合茨木支部長三輪順乘)(横田甚太郎君紹介)(第一七六八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪市警察局長鈴木榮二は人権を常にじゅうりんし、特に三月二十七日人民大会及び四月二日労働者大会のデモに対して不当な弾圧を加え、明らかに労働者基本的人権をじゅうりんしたことは正に職権の乱用であり、民主日本の再建に大なる支障を來たすものであるから、速かに罷免の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

將來の警察機構改革に際しては、一應考慮せらるべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

奈良の彫刻に対する生産課税免除の請願(請願者奈良市鍋屋町十二番地竹林薫)(前田正男君紹介)(第一四六〇号)に関する報告

一、請願の要旨及び目的

奈良の彫刻は千年の歴史と傳統を持ち、わが國独特の藝術として世界的に知られているが、今回の税制改革に伴い、彫刻は室内装飾品として生産税の課税対象となつたため、有力作家の轉廃業続出し、彫刻界は哀微の一途をたどりつつある、ついては、美術品であり宗教上に欠くことのできない彫刻の発展を図るため、従前通り絵画と同一部類として取扱い課税されたいというのである。

二、請願の議決理由

文化國家建設の理想からもこの種美術品の保護は極めて必要と認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

山口縣下の市財政救済に関する請願(請願者山口縣下十市市議会議長会長下松市役所内野村利平)(青柳一郎君紹介)(第一五二七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口縣下の都市の財政健全化を図るため、配付税の分與額を現行法定率の通りにし、市債は必要額に限り許可し、且つ償還期限を延長し、又國庫支出金を増額し、入場税は警察費並びに消防費の支弁に当てるため、全額地方へ移譲されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政健全化のため、本請願の趣旨は考慮の余地あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

炭鉱労務者住宅に対する不動産取得税免除の請願(請願者日本石炭協会長圓城寺松一)(神田博君紹介)(第一六五八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は炭鉱労務者住宅の整備改善のため建設資金を融資し、又建築完成によつて生ずる不動産取得税の納入資金も炭鉱業者に融資する予定であつたが、最近該税納入資金の融資見込がない旨の通告をうけ、一方該税の滯納に対し差押等の強行手段がとられているが、この課税は本來矛盾しており、以前は炭鉱業の保護助成のため免除されていたが、現在こそその必要は大きく、徴税を強行すれば多量の出炭を要請されている該業に多大な支障を來すから、今後は該税を免除し、又既成の滯納金に対する差押を取り止め、且つ延納、分納及び延滯金の免除の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

炭鉱業の重要性に照し充分考慮すべきことと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

映画、演劇入場税軽減の請願外一件(請願者東京都千代田区丸ノ内日本映画連合会会長渡邊銕藏外百四名)(塚田十一郎君外一名紹介)(第四一〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

映画、演劇は國民最良の健全娯樂であるが、これに遊興税と同率の十五割の入場税を課することは誠に遺

憾であり、そのため映画、演劇企業は破滅に陥ろうとし、これが質的低下は國民文化の面に多大の影響を與えている、ついては、健全な大衆娯樂の向上を計るため、入場税を七割五分程度までに軽減されるとともに入場料金の統制を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

健全なる大衆娯樂の國民文化の面における重要性にかんがみ、これが向上のため、本請願の趣旨は誠に適切なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

藝術奨励のための文化運動に対する入場税免除の請願(請願者東京都品川区西大崎四丁目七百八十番地日本藝術院会員豐道慶中外四名)(早稲田柳右ェ門君紹介)(第一〇四〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

四十年の永い歴史を有し國家の文化に貢献少くない日本藝術院主催の日展に対し営利を目的とするものとなんら異らない高率の入場税を賦課することは誠に遺憾である、ついては、現下のわが國の社会情勢はむしろ進んで藝術の奨励普及を必要とするのであるから文化國家再建のため入場税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

文化國家再建の見地より、藝術奨励のため文化運動に対する入場税免除は誠に適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

引揚促進映画の入場税免除に関する請願(請願者株式会社新東宝渡邊プロダクション代表渡邊邦男)(安部俊吾君紹介)(第一二五九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

映画「異國の丘」は数十万の残留者家族に、暖い希望を與える意図から製作された引揚促進の映画であるから、入場税は特に免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は現下の時局よりみて適切と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

経済安定委員会

北海道煖厨房用石炭に特殊價格設定の請願(請願者北海道知事田中敏文)(苫米地英俊君外十一名紹介)(第一五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道における多期間の煖厨房用石炭は、家庭を始め学校、病院、各種営業所において絶対不可欠の必需品である、従つて石炭價格の高低は、道民の家庭経済は勿論本道全体の経済及びその他あらゆる面に重大なる影響を及ぼす、しかるに石炭價格は、逐年高騰の一途をたどりつつあるが、政府は、昭和二十三年度家庭用石炭に限り一噸につき九百七十円値引の措置が講ぜられたが、この措置は該年度限りでしかも学校、病院等の煖厨房用石炭にはその措置が講ぜられていない、ついては、昭和二十四年度においては全煖厨房用石炭に特殊價格を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道々民の家庭経済及び本道全体の経済安定のため必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

鮮魚及び加工水産物の統制緩和に関する請願(請願者千葉市通町千葉縣水産業会々長平岡爲彦外二名)(小高熹郎君紹介)(第四四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉縣のいわし漁業は終戰以来不漁が続き漁業資材の入手は困難となりこれを闇で購入するの止むなきに至つているため漁獲高の僅少なる現在、漁業者及び水産加工業者は現在の公價では生業を維持することは困難で、又水産物は大漁又は不漁により價格が著しく変動するものであるから現在の統制價格は不適当である、ついては、鮮魚及び加工水産物の統制を撤廃するか、或はこれを緩和して生産高の六割を統制ルートにのせて奨励金を交付するとともに出荷のわくを現在より拡大し殘り四割を自由販賣にするよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

水産業の基礎を強固にし併せてその生産意欲高揚のため統制緩和の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

澱粉糖化事業に対する金融措置に関する請願(請願者澱粉糖協会北海道支部長小林榮三郎)(伊藤郷一君外六名紹介)(第二二九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道農業は内地と全く異り馬鈴薯の増産を必要とし、澱粉の第二次、第三次加工の成績いかんによつては本道における馬鈴薯の科学的発展に影響するところが大きい、故に澱粉糖化事業を進展し本道農業の確立を期するため左記事項を実施されたいというのである。

(一)澱粉糖業原料資金の融資

(二)北海道糖業の融資順位引上

(三)生産品の政府買上(四)買上不能の場合は自由販賣(五)二重課税及び價格の廃止。

二、請願の議決理由

北海道農業の確立を期するため、本請願の要旨の如き金融措置の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

運動用品に対する統制撤廃に関する請願(請願者全國運動用品商工連合会長松井繁雄)(森幸太郎君紹介)(第二三五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國民の体位向上と健全娯樂振興のためにはスポーツをもつて第一とする、しかるに現在運動用品は統制され、そのため生産が縮減し配給は不円滑となり大衆は入手難を歎きスポーツの振興を阻害している、ついては、速かに運動用品に対する統制を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

國民体位の向上と健全娯樂振興のため、運動用品の統制は撤廃する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認

める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

無煙炭統制撤廃に関する請願（請願者日本炭鉱労働組合連合会長武藤武雄外一名）（川上貫一君紹介）（第二七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

無煙炭の統制撤廃は、出炭量の低下、経営の困難、企業閉鎖あるいは大量の失業等、無煙炭鉱経営者及び労務者に重大な影響を與えるからこれが統制撤廃に反対するが、若しこれを実施する場合は保護助成対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

無煙炭増産のため統制撤廃の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

絹、人絹織物統制改革に関する請願（請願者東京都中央区日本橋堀留内地向絹人絹織物商協会会長杉道助）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

衣料品及び指定せんい資材の配給規則並びに衣料切符規則が施行されてから一年半を経過したが、各般の情勢から絹、人絹織物の円滑適正な配給が行われなくなつたから統制方式を改革され左記の事項を実施されたいというのである。（一）指定生産と自由生産の両制度の併用　（二）現行衣料品配給規則による卸業者の在庫許可数量制度の廃止　（三）割当廳に対する割当公文書の書換可能数量制度の廃止　（四）問屋業相互間の賣買を認めること　（五）衣料切符の有効地域を全國共通とすること　（六）せんいスタンプ手形制度の実施。

二、請願の議決理由

絹、人絹織物の配給の適正を期するため、これが統制方式を改革する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

砂糖の特別價格による自由販賣の請願（請願者東京都港区新橋三丁目二番地東京委託製パン工業協同組合理事長齋藤寅一）（今村忠助君紹介）（第二八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は昭和二十四年三月から半箇年にわたつて約二十万噸のとうもろこしを家庭配給する計画であるが、この場合とうもろこしパンに委託加工の希望者が多いことと予想されそれには副原料として砂糖を必要とするが、輸入砂糖の一部を特別價格で自由販賣にすれば、製パン用として使用できて粉食の普及に寄與するばかりでなく、税收も増大する、ついては、砂糖を特別價格で自由販賣にされたいというである。

二、請願の議決理由

とうもろこしを主食として充分に活用させるため、調味料として最小限度を配給する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

近海魚類の公定價格撤廃に関する請願（請願者兵庫縣津名郡假屋町長中谷竹三郎外六名）（原健三郎君紹介）（第二八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

瀬戸内海は潮流が早い関係で魚類の味が良く、從つて需要が多いが、漁業区域が狭小のため漁獲高は極めて少く、その上物價の暴騰によつて漁獲費もかさむので、味も鮮度も劣る遠海魚類と同様の價格ではとうてい販賣できない、ついては、速かに近海魚類の公定價格を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

水産業の基礎を強固にし、生産意欲を高揚し、且つ價格の適正を期するため、近海魚類の公定價格を撤廃する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

農林用石油製品配給に関する請願（請願者東京都墨田区横網町十六番地ノ十一全國購買農業協同組合連合会長藤安雄）（河口陽一君紹介）（第三四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回石油配給公團の解体に伴つた。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

落花生に対する統制撤廃の請願（請願者神奈川縣中郡二宮町中里千二百五十九番地高橋重保外十名）（小金義照君外四名紹介）（第三一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

落花生の生産は昭和二十三年度において戰前の五、六割程度に復活したが、供出される数量は極めて僅少で、いたずらに闇取引を助長し、統制の困難な実情にあるから、落花生の統制を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業生産意欲高揚のため一部農産物の統制を撤廃する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

絹、人絹力織機復元資金融資に関する請願（請願者東京都中央区日本橋通り二丁目四番地岸加八郎外五十一名）（平島良一君外十名紹介）（第四〇七号）及び同（請願者東京都中央区日本橋一丁目四番地東京絹人絹織物振興会長八木岡英一外二十八名）（阿佐美廣治君外五名紹介）（第七二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は輸出絹、人絹織物の生産の振興を計るため、一万台の力織機の増設を命じたが、工業者別割当決定時の價格は増設計画立案当時の設備の價格より十億円も値上りになつたので、自己調達資金で

て石油製品の配給実務は民間團体が運営することになつているが、農業協同組合はこれに参與できないように聞くが、農林用の石油製品は農業生産上最も重要な資材であり、この取扱は農民の組織である農業協同組合が担当することが合理的であるから、これが配給は該組合に取扱わせられたいというのである。

二、請願の議決理由

配給機構の適正を期し、併せて農業生産を促進させるため、農林用石油製品の配給を農業協同組合に担当させる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

は復元できなくなり、関係金融機関から一億円復元資金として融資されることに決定したが、これでもなお昭和二十四年度第一・四半期に自己調達不可能額十億円に達するまで引き続いて融資を受けなければ、復元計画の完遂は困難である、ついては、絹、人絹力織機の復元の資金融資に対し特別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸出絹、人絹織物の生産振興の重大性に鑑み、該復元資金融資順位引上げの必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

鮮魚介類の統制撤廃に関する請願(請願者廣島市宇品町三十七番地西日本水産振興会委員長林與一郎)(石原圓吉君紹介)(第五六四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の鮮魚介の統制はルート並びに價格の統制において不公平であり、鮮度の相違による價格差の設定が技術的に困難である等不合理な点が多いから、鮮魚介の統制は撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

物價の適正を期するため、鮮魚介類の統制は撤廃する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

映画入場料金統制撤廃の請願(請願者東京都中央区築地三丁目六番地日本興行組合連合会長初田敬外一名)(竹尾弌君紹介)(第七〇一号)及び同(請願者東京都中央区築地三丁目六番地興業会館内日本映画連合会長渡辺銕藏外一名)(志田義信君紹介)(第一八一九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

映画は國民の日常生活に直結し、その入場料金は娯樂費又は教養費として賃金ベースの一部を構成するとの見解から、映画入場料金の統制が撤廃されないでいるが、映画は主食のような生活必需品でなく娯樂費は生計費の膨張縮小に應じ自ら伸縮される性質のものであるから生計費が騰貴すれば映画を觀る回数は減少することとなる、ついては、映画入場料金の統制を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

物價の適正を期し経済の安定を計るため一部不合理な統制は撤廃する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

市町村の土木事業に対する産業資金融資順位引上の請願(請願者岐阜市役所内岐阜市議会議長松原喜八)(大野伴睦君外二名紹介)(第七一九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

土木事業は産業開発と災害の防止と食糧の増産上極めて重要な事業であるが、該事業に対する融資順位ははなはだ低位にあるため、緊急な事業も貧弱な市町村の財政では計画さえ困難な狀態である、ついては、該事業費に対する融資順位を引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

産業を開発せしめ、災害を防止し、食糧の増産を計り以て経済の安定を計るため該資金融資順位は引上げる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

非鉄金属の價格引上に関する請願(請願者全日本金属鉱山労働組合連合会中央執行委員長原口幸隆)(米原昶君紹介)(第九四二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに発表された鉛、亜鉛等の非鉄金属の價格改訂は、生産者價格の不合理性をなんら是正することなく、不当に低位に抑制しているため、これが鉱業は充分採算に可能な生産能率をあげているにもかかわらず、赤字経営を余儀なくされ、その結果かく首、労働強化、賃金切下げが行われている、ついては、鉛、亜鉛等非鉄金属の價格改訂に再検討を加えられたいというのである。

二、請願の議決理由

價格の適正を計り以て経済の安定を期するため該非鉄金属の價格を引上げる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

砂利、砂、砕石等統制撤廃の請願(請願者中國五縣正副土木委員長会岡山縣土木委員長中田弘重外四名)(楠本龍伍君外一名紹介)(第九四三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

砂利、砂、砕石等の統制は、緊急建設事業の遂行に多大の支障を與えているばかりでなく、これが價格をいたずらに高騰させている実情であるから、これが統制を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

價格の適正を計り以て経済を安定させるため不合理な該品目の統制は撤廃する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

砂利・砂・割石等の價格統制撤廃の請願(請願者私鉄経営者協会会長村上義一)(滿尾君亮君紹介)(第一〇六六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

砂利・砂・割石等の價格統制は、砂利公團を経るため、無益の労力を消費し、價格は増加して土木事業に多大の支障を來しているから、これが統制を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

價格の適正を計り、以て経済を安定させるため不合理な該品目の統制は撤廃する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

石炭の暫定價格設定に関する請願(請願者宇部興産株式会社常務取締役藤本鬱三外十七名)(吉

武專市君紹介)(第一一八五号)

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在政府が取り上げている石炭暫定價格案の骨子とする炭價配分基準は配炭公團の現行販賣原價であるが、これには需要者側の消費價格が加えられていない、又價格調整金額は配分された炭價と生産面とを結び付けるように査定すべきである、ついては、宇部炭の運賃差及び持味として九北炭に対し千二百カロリーの優位性を認め、四百八十円を現行販賣原價に加算されたいというのである。

二、請願の議決理由

價格の適正を計り以て石炭増産意欲を向上せしめるため宇部炭に対する暫定價格を設定する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

大麻の價格改正の請願(請願者宇都宮市戸祭町二千四百七十一番地大淵院司外八名)(船田享二君外九名紹介)(第一三八四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の大麻價格は大麻生産過剰時代の極めて低廉な價格に基いて算定されたため、生産費さえ賄うことができず、生産農家の経済は破局にひんし、今後の生産にも重大な支障を來すこと明かであるから、精麻生産者價格を十貫目当り最低一万六千円に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

適正な價格を設定し、以て生産意欲を高揚せしめ、且、農家経済の安定を計るため大麻價格を引上げる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

建築関係工事用資材割当に関する請願(請願者東京都港区芝赤羽町四番地全國板金工業会理事長酒井順三)(野村專太郎君紹介)(第一三八五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

板金工業協同組合員は、建築関係の諸板金工事業を営む專門業者であるが、工事に必要な資材及び材料は專門工事業者に割当なく、臨時物需調整法により建築主に支給されている現状である、しかるに職業安定法において工事に必要な資材々料の提供なければ業と認められないと明示されており、資材の有効な活用も困難であるから、工事用の資材及び材料を專門業者に割当てられたい、又亜鉛鉄板を使用した屋根は資材入手難のため、未修繕のまま放置されている住宅が多いから、補修用諸資材を專門業者に割当てられたいというのである。

二、請願の議決理由

資材割当の適正及び資材の有効な活用を期するため、補修用諸資材は、專門業者に割当てる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

陶磁器焼成用燃料の價格引下に関する請願(請願者京都陶磁器工業協同組合理事長藤岡幸二)(谷口善太郎君外一名紹介)(第一四〇一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

陶磁器生産において燃料用松薪は一般消費者と同一の小賣價格で配給されており、燃料費だけで生産原價の約三十五パーセントを占めているので、爲替レートに対應し経営を合理化するための生産費の節約にとつて重大な支障を來しているから、該燃料を政府販賣價格で直接業者に配給し、且つ製茶用薪に準じて自家生産を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸出向陶磁器の生産の増大と合理化のために該製造用燃料の價格を引下げる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

主要食糧の價格改正に関する請願(請願者島原市島原農業協同組合長植田作男外三十二名)(三宅正一君紹介)(第一五六七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農家は目下の現金収入では生産費を償うことができない状態であるから、再生産資金を確保できるよう主要食糧の價格決定に当つては左記の措置を講ぜられたいというのである、(一)農家必需物資の値上及び実行價格を考慮すること(二)物價体系に変動を生じたときは直ちに中間補正をして生産農家に支拂うこと(三)該價格は國会において決定すること。

二、請願の議決理由

食糧増産並びに農業経済ひいては、國家経済の安定を期するため、主要食糧の價格を改正する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

鉛、亜鉛に対する價格改正に関する請願(請願者東京都港区三田功運町二十一番地全日本金属鉱山労働組合連合会中央執行委員長)(今澄勇君紹介)(第一五七五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに発表された鉛、亜鉛等の非鉄金属の價格改訂は、生産者價格の不合理性をなんら是正することなく、不当に低位に抑制しているため、これが鉱業は充分採算に可能な生産能率をあげているにかかわらず、赤字経営を余儀なくされ、その結果かく首、労働強化、賃金切下げを行われている、ついては、鉛、亜鉛等非鉄金属の價格改訂に再検討を加えられたいというのである。

二、請願の議決理由

價格の適正を計り以て経済の安定を期するため該非鉄金属の價格は改正する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

旅館宿泊料金に対する統制撤廃の請願(請願者東京都千代田区丸ノ内一丁目一番地日本交通公社内浜田次郎)(小笠原八十美君外二名紹介)(第四〇四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旅館営業は客室、建物、サービス等によつて幾多の段階を生ずるもので、これを無理に一定のわくに当てはめて宿泊料金に統制を設けることは不合理であり、しかも生鮮食料品並びに薪炭類に対する統制が撤廃されれば、これ等の資材に依存している旅館営業も当然その宿泊料金の統制を廃止されなければならない、若し宿泊料金に対する統制が撤廃されても旅客は

旅行先で自由に旅館を選択することができるのであるから、旅館は合理的な料金によつて営業しなければ客を失うこととなる、ついては、速かに該統制を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅館営業の実情に即し、不合理なる該宿泊料金の統制は撤廃する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

経済安定　小野瀬忠兵衛
委員長

衆議院議長幣原喜重郎殿

紙の統制方式及び公定価格撤廃に関する請願(請願者東京都中央区日本橋人形町三ノ二紙業研究会長田村文吉(渡邊良夫君紹介)(第六七三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の紙の統制は戦時方式の延長で形式に流れ実効が挙らず、洋紙を除いて板紙及び和紙の生産量は予定をはるかに上回り、価格は公定を下回り、滞貨は激増し、価格及び配給統制は無意義となつたばかりでなく、反つて生産と経営の合理化を阻害している、ついては、紙の統制を必要品種にだけ重点的に実施し、和紙、板紙等統制の無用となつた品種については速かに統制と公定価格を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

紙の配給及び価格の統制は実情に即せざるため、これが生産の増大と経営の合理化を期すべく統制の一部を撤廃する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

経済安定　小野瀬忠兵衛
委員長

衆議院議長幣原喜重郎殿

寒天原藻の統制撤廃反対に関する請願(請願者東京都中央区築地五丁目一番地全國寒天原藻協会長佐野寅雄外十五名)(石原圓吉君紹介)(第一七四〇号)及び同(請願者東京都中央区築地五丁目一番地東京都水産業会長松原茂一)(砂間一良君紹介)(第一七九九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般政府は寒天の品質改善、原そう輸出、新市場開拓等の対策並びに価格、資金、資材、加配米等の面の裏付けを保障する自信を失い、原そうに対する統制を撤廃しようとしているが、そうなれば採草漁民はリンク制物資の配給対象から除外された上、採草時期と原そうの消費時期とのずれにより商業資本に全面的に収奪されることになるから、急激な撤廃措置を取り止め、生業資金を生産漁民に與え、原そうの輸出を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

採草業の育成及び採草漁民の生活保護のため必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

経済安定　小野瀬忠兵衛
委員長

衆議院議長幣原喜重郎殿

法務委員会

福岡地方裁判所小倉支部並びに福岡地方検察廳小倉支部昇格の請願(請願者小倉市長濱田良秋外十三名)(平井養一君紹介)(第五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡地方裁判所小倉支部並びに福岡地方検察廳小倉支部の管轄区域は、門司、小倉、若松、八幡、戸畑の各都市を含む北九州一帯の地域で、最近多数の大小工場の建設復興と大小鉱業の開発に併い人口著しく増加し、司法事務もまた激増し、現在の一支部をもつてしては、到底満足なる司法事務の実績を挙げることが出來ない、ついては、福岡地方裁判所小倉支部並びに福岡地方検察廳小倉支部をそれぞれ地方裁判所、地方検察廳に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府の意見としては、予算の関係上、及び他所との均衡上、早急の実現は困難とのことであるが、司方行政の円滑なる運営を期するため、國家財政の許す限り、最近の機会において善処すべき必要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

借地法並びに借家法改正に関する請願(請願者宮城縣借地借家組合連合会木村太郎外三千五百名)(林百郎君外三名紹介)(第六七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新憲法によつて國民はすべての基本的人権の享有を保障され、又健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を認められているにもかかわらず、現行の借地法並びに借家法はこれと矛盾することが多く、借地、借家人は絶えず居住の不安に脅かされている、ついては、現行の借地法並びに借家法を改正して居住権を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

現行法規としては、民法、借地法、借家法、罹災都市借地借家臨時処理法等がある。これらの法規上に居住権を確認した新立法をする場合においては、資金、資材、労働の面でなお解決出來ない問題が残つている、今直ちに居住権の如きものは作り得ない、しかしながら現行の借地法、借家法を改正して居住権に近い生活内容を保障することは至極適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

戸籍事務費全額國庫負担に関する請願(請願者旭川市長前野與三吉外一名)(河口陽一君紹介)(第一六一号)、同(請願者岐阜縣海津郡東江村菱田尚一外三名)(武藤嘉一君紹介)(第一九九号)、同(請願者門司市長中野愼吾)(平井養一君紹介)(第二一二号)、同(請願者大阪府三島郡富田町長星野重顯外百三十六名)(松永佛骨君紹介)(第七〇五号)、同(請願者山口市長山下太郎)(田中堯平君紹介)(第七八七号)、同(請願者岡谷市三百五十五番地一号小林正知外十八名)(小川平二君紹介)(第一六六四号)、同(請願者埼玉縣秩父郡秩父町諸武三郎外二十五名)(阿左美廣治君紹介)(第一七六四号)及び同(請願者長野縣岡谷市三千五十五番地小林正知外十八名)(林百郎君紹介)(第一七八七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新憲法の施行以來、戸籍事務は繁雑を極め、これに伴う諸経費も著しく増加している状態にかんがみ、政府は戸籍事務職員増加等に要する経費として地方分與税の形式で市町村一般財源に繰り入れたが、市町村に対する割当額が明確を欠くため殆んどこれを戸籍事務の整備な充当することが出來ない状態である、ついては、戸籍事務費として別箇に全額國庫負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

戸籍事務は、國民各自の身分に関する重要な事務であるが、その

事務費の処理方法については二つの主義がある、一つは、戸籍事務は法律による國家事務を市町村に委任されているものであるから、市町村は國庫よりその経費の全額を支弁さるべきである、戸籍事務の担当者も公吏でなくて、官吏であるべきであるという意見がある、この意見は今國会のみならず前の数國会において、しばしば請願、陳情されている、本委員会としても司法財政逼迫の折からその実費にも足らざる戸籍手数料を徴して、戸籍事務の面において、赤字を出している実情をよく認めている、他の意見は、戸籍事務は、地元現住民のために、行うものであるから、戸籍手数料額は、それぞれの市町村において、これを定め、以て地方財政の均衡がとれるように、処置すべきものである、戸籍事務員の身分は飽く迄、公吏であるべきであるという意見である、この意見の請願、陳情は比較的少いけれども、現地市町村長の戸籍事務運営上の方法として採るところである、本委員会としては、戸籍事務費を全額國庫負担とすべきであるとの見解の下に、政府の善処を要望し、地方財政の負担を軽減すべき必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

北見市に地方裁判所設置の請願(請願者北見市長伊谷半次)(松田鐵藏君紹介)(第二〇二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道北見市は、近年飛躍的発展を遂げつつあつて、市内には各種公共施設があるが司法関係官署がなく、現在該市の所属地方裁判所所在地である釧路市までは三日乃至五日の日数を要するため市民は多大の不便を感じている。ついては、速かに該市に地方裁判所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在北海道には札幌、函館、小樽、旭川、釧路に地方裁判所があり、最近帶廣市からも設置の要求がなされている、政府としては本請願の趣旨を認めて、國家財政の許す限り希望に應じて、最近の機会に善処したき答弁あり、本委員会としては、北見市に地方裁判所を設置することは、政治上、経済上、交通上及び裁判事件の数を考慮して緊急を要するものと認め。本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

羽幌町簡易裁判所及び検察廳々舎建設促進の請願(請願者北海道苫前郡羽幌町長渡部賢次郎外一名)(第二〇四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡羽幌町簡易裁判所及び検察廳舎内でそれぞれの事務を処理しているが、先に施行された新刑事訴訟法によつても明らかに裁判所執行機関とは分離するものであり、現在の状態では執務上多大の支障を來している、ついては、昭和二十四年度において、該裁判所及び検察廳々舎をそれぞれ建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府としても本請願の趣旨を認めておるが、予算の関係上明二十五年度に計上することになつているので、二十五年度においては完成し得るものと思われるが、本年度においても、出來るだけ速やかに善処する必要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

戸籍事務関係運営法制定に関する請願(請願者岡谷市役所戸籍係瀧澤清正)(林百郎君紹介)(第二二一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戸籍事務は、個人の身分に関する公証錄で且つ國家の委任事務であるが、これが事務取扱の全國不統一と職員の身分及び地位の低下等のため、個人の身分に重大な支障を來たす事例が多い、ついては、これらを改善し、円滑確実なる運営を図り、國民の負担を軽減するため、戸籍事務関係運営法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

戸籍事務運営を全國的に統一することは至極妥当と認められるも、今直ちに本法を制定することは、なお、十分研究の余地あり、殊に戸籍事務取扱職員の身分保障として公吏を官吏にすることは、膨大な國庫負担となる、のみならず現在の官吏制度における系列の点に問題がある、しかしながら戸籍公吏が官吏と同じく身分保障その他において安心感を得ると共に、戸籍事務運営上の資材物得等において全國統一のため本請願の趣旨の線に進む必要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

岐阜地方裁判所大垣支部昇格の請願(請願者大垣市長川井一外七名)(加藤錄造君紹介)(第三一〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜地方裁判所大垣支部は、格式が乙号支部であるため上訴事件の取扱いが出來ないので、簡易裁判所で取扱う第一審事件の上訴はすべて岐阜地方裁判所が管轄し、しかも大垣支部の受理件数は名古屋高等裁判所管内において首位を占め、書類の移送や被告人の移監等に無益な手数と日時を要し、審理は遅延して人権保護に欠くところが少くない、ついては、速かに大垣支部を甲号支部に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府においては司法行政の円滑なる運営を期するため、本請願の趣旨は至極妥当なりと思われるので実情調査の上、この趣旨を最高裁判所にも傳達し最近の機会において善処したき答弁があつた、本委員会においてはこれを諒とし、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する

昭和二十四年五月十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

丸山隧道内の火薬爆発被害救済に関する請願(請願者福岡縣田川郡川崎町大字川崎九十八江田斗米吉(江田斗米吉君紹介)(第七五三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十年十一月十二日、福岡縣田川郡添田町大字落合字二又地内丸山隧道内に保管中の元軍用火薬を当局立会の上燒却処分した際、大爆発を起し死傷者二百六十二名、埋沒倒壞等被害家屋百三十二戸、田畑山林の被害約百四十七反に及ぶ大損害を蒙るに至つた、ついては、速かに実情調査の上被害者に対し緊急救済対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

政府においては本請願の趣旨に添うべく、至急実状を調査し関係各方面とも緊密なる連絡をとる旨の説明があつたので、これを諒とし、本請願はこれを議院の会議に

付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する

昭和二十四年五月十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

認知の訴提起に関する特例法設定の請願（請願者埼玉縣浦和市仲町二丁目百四十一番地古山貞三）（古島義英君紹介）（第一四四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民法第七百八十七條による強制認知の訴の提起期間の起算月に関する同條但書の規定は、戰爭により死亡した者に対する場合、死亡者の子、その直系卑属、これらの法定代理人が死亡の事実を知るについて障害が発生した場合、期間を経過して認知の訴を提起できない事例が多いから、これら遺家の基本的人権擁護のためこれが特例を設ける法律を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

既にこれより先、今第五回國会においては、本請願の内容の法律を審議し今國会において成立を見るものと思われる、本委員会はこの請願の趣旨は至極適当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する

昭和二十四年五月十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

小山町に簡易裁判所並びに検察廳設置の請願（請願者栃木縣小山町長高崎秀雄外五十六名）（小平久雄君外六名紹介）（第一四四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木縣小山町を中心とする下都賀郡東部三町九箇村は人口二十一万一千余を有するが、昭和二十三年中における犯罪発生狀況は司法、経済事犯数三千百六十八件に上り、これら事件処理のため簡易裁判所並びに検察廳と緊密な連絡を要するが、この廣大な地域を包含する下都賀郡には司法、検察廳が栃木市にあるばかりで、郡下の住民は時間的、経済的に多大の損失を蒙っている、ついては、小山町に簡易裁判所並びに検察廳を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

小山町は栃木縣において、政治上、経済上、交通上、重要な地点であって、最近の裁判事件発生数等を考慮する時、速かに本請願の趣旨実現に努力すべきものと思われる、政府においても國家財政の許す限り、最高裁判所とも協議の上、最近の機会において善処したきとの説明あり、よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

失火の責任に関する法律廃止の請願（請願者東京都豊島区巣鴨町七丁目千八百五十一番地宗宮信次）（佐瀬昌三君紹介）（第七三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の失火の責任に関する法律によれば、失火による損害に対して、故意又は重過失により生じた場合の外責任を負わないことになっているが、失火の責任を特に軽減した立法理由は、わが國では古くから失火の責任を問わない法律慣習があり、一面負担能力のない者が責任を免れ、能力ある者が責任を負う不公平な結果となるため一律に責任のないものとしたが、失火に対し被害者にその犠牲を忍ばせることは不当であり、又失火に対する責任観念を弱めるようになると信ずる、ついては、該法律を廃止し、失火に対しては一般不法行爲の理論に準拠して、過失の責任を負わしめるよう要望するというのである。

二、請願の議決理由

失火の刑事責任については時代と人とによって、変更あるべきでないのは当然である。しかしながら失火の民事責任についてはその國の家屋建築政策と、失火に関するその民族の慣習等を基準にした立法政策の見地から決定せらるべきものである、終戰後住宅の極度に欠乏したわが國の現狀において、失火の民事責任を如何にするかこの際十分検討の必要がある、従つて失火の責任に関する法律を一挙にして廃止すべきか否かは、なお、考慮の余地あるも、本請願の趣旨は立法上大いに尊重に値する見解と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

主食欠配損害補償に関する請願（請願者足立区堀之内町千五百五十五番地高野泰雄外八百六十六名）（神山茂夫君紹介）（第八九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十二年八月から九月にかけて政府の食糧政策の不備により二十日間の主食欠配を生じたが、一般市民は食糧調達のため相当の借財を生じ、その後の家計に大影響を及ぼし、現在もその負担に苦しんでいる狀態である、ついては、この問題に対し、政府の責任において適当な金額を賠償されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府の方針としては、主食欠配のために生じた國民一般の損害賠償に應ずる意志のないことは明らかである、蓋し占領下日本の食糧事情にかんがみ説明を要しないところである、しかしながら特定事件において、食糧事務を取扱う官憲の故意又は過失によつて損害を生ぜしめた場合においては、食糧事務を取扱う公團はその損害賠償に應ずべきである、政府は監督の面において、その遺漏がありとするならば、國家賠償に應ずる必要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

司法検察官の不当取扱に対する真相究明の請願（請願者茨城縣北相馬郡小絹村大字新宿八百二十九番地小菅新平）（上村進君紹介）（第一五五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城縣北相馬郡小絹村大字新宿八百二十九番地小菅新平は、昭和十九年には縣下有数の山羊牧場主であったが、野本荒三郎の不法な行爲により昭和二十一年には十頭余りに減少してしまつた、よつて小菅はこれを龍ヶ崎区裁判所に告訴したところ、小菅の証言を求めず不起訴処分となつたため、小菅はこれを不服とし水戸地方裁判所検事局へ抗告したが、ここにおいても同様の処置で同じ判決であつた、更に小菅は最高検察廳に抗告したのに棄却事件として抗告棄却事件の裁定を下した、このような調査の一方的詮議と誤つた取扱は司法検察の威信を失墜させ、國民の生活を脅すものである、ついては、これが眞相の究明を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は茨城縣北相馬郡小絹村字新宿に起つた事件に係る検事局の処分を不当なりとするものであるが、請願書によつても、又政府の答弁を求めても、必ずしも判定を下すのに必要なほど事実関係が明確にされていない、従つて検事局の処置が不当なりや否やは、こ

こで決定出來ないわけであるが、司法檢察の方向が、本請願のような方向に進むことは適當と思われる、且つ本請願の内容は別の請願者によつて前國会においても採択されているのである、本委員会においては、政府は速かに実情調査の上善処する必要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

紋別町に旭川地方裁判所支部設置の請願（北海道紋別郡紋別町長大西眞平外五名）（松田鐵藏君紹介）（第一七六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道紋別郡を管轄する紋別・遠軽両町の簡易裁判所は、設置以來事件件数及び取扱件数は増加の一途を辿つているが、支部所管の事件については、関係者は名寄支部或は北見支部に出頭を要するため、時間的、経済的不利不便甚しく、地方産業に及ぼす影響は大きい、ついては、該郡町村区域の中央に位する紋別町に旭川地方裁判所支部を設置し、司法事務の円滑な運営を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

政府からは本請願の趣旨を認めて、國家財政の許す限り希望に應じて最近の機会に善処したき答弁あり、本委員会としては、紋別町に地方裁判所支部を設置することは、政治上、経済上、交通上及び裁判事件の発生数を考慮して速かに設置することを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

府中町に関東医療少年養護院設置反対の請願（請願者東京都北多摩郡府中町長森谷森三外九名）（栗山長次郎君紹介）（第一八三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都北多摩郡府中町所在の旧東海科学専門学校を買收して関東医療少年養護院を設置することは、学園地帯である該町附近一帯に影響するところ大きいから、これが設置に反対するというのである。

二、請願の議決理由

政府としては本養護院の設置については既に着手しているようで、司法行政上、一應その必要を認めるが、他方、地元現住者の反対の趣旨も十分了解されるところである、そこで政府においても何等か善処すべき必要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

外務委員会

ソ連領よりの復員促進に関する請願（請願者北海道後志國余市郡大江村大字仁木村本保彌代吉）（小川原政信君紹介）（第二〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ソ連領にある未復員者の身の上を氣遣う家族の衷情を察して、これらの將兵が一日も早く帰ることができるように、あらゆる方法を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は國民等しく要望するところであるので、政府において、速かに善処すべきを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年四月二十七日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

在外公館借入金等返還に関する請願（請願者引揚團体全國連合会委員長穗積眞六郎）（足立篤郎君紹介）（第五三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戰後における外地難民救済金及び在外公館借入金は、その性質上とうぜん行政費に属すべきもので、第二回國会で政府も國庫負担による支拂の義務のあることを確認したが未だに返還に至らないことは誠に遺憾である、ついては、該救済金並びに借入金に対する政府債務確認の手続きをとり、速かに返還されるとともに支拂のため必要な準備費用を昭和二十四年度予算に計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は妥当なるものと認め、かつ、これが解決に政府の一層の努力を要望し、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十一日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

北鮮残留者引揚促進の請願（請願者東京都千代田区丸ノ内仲十二号館六号社團法人同和協会内田中武雄）（淺利三朗君紹介）（第六二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北鮮には、いまだ若干の同胞が残留せしめられており、その環境も相当同情すべき状態にあるので、速かにこれら残留者の引揚を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府において、速かに適当なる処置を講ずべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十一日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

在外同胞引揚促進の請願（請願者勤労婦人会鈴木芳子）（松本善壽君紹介）（第一〇〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ソ連及び中共地区に残留する同胞を氣づかう留守家族の氣持を思うとき、われら同胞として眞に耐え難いものがある、ついては、速かにその引揚を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨を妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十一日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

在外同胞引揚促進等に関する請願（請願者栃木縣下都賀郡壬生町高田弘一外四百五十四名）（小平久雄君紹介）（第一四四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在未帰還同胞は、青壯年者で、一家の柱石でありわが國再建のための中堅分子でもあるから、これら在外同胞の引揚を促進し、且つ引揚者に対する課税の免除及び職業の優先的紹介等特別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十一日
外務委員長　岡崎　勝男
衆議院議長幣原喜重郎殿

大藏委員会

宮崎縣の煙草耕作面積増加の請願(請願者宮崎縣議会議長甲斐善平)(川野芳滿君外五名紹介)(第一二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎縣は、黄色種煙草栽培に自然的好條件に惠まれ、その耕作がほとんど全縣下に普及しているが、その面積は縣下の田畑耕作面積に比べて未だ一、七パーセントに過ぎない現狀であつて、全國屈指の産地である鹿兒島縣に比ぶれば、同樣の自然的好條件に惠まれながらその作付反別において著しく劣つている、ついては、該縣の耕作面積を増加されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は大体において適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年四月十六日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

松山港を開港場に指定の請願(請願者松山市長安井雅一)(川端佳夫君紹介)(第五五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛縣松山港は、戰前より周辺に大工業地帶を控えせんい製品、木材、かん詰、果物、花かつお等を海外に輸移出していたが、該港が開港場でない関係上、運賃その他で地方民のこうむる不利不便はなはだ大きかつた、ところが、政府は、該港の重要性を認め、現在内港の拡張とともに外港の修築も運輸省直営工事として施行中で、これが完成の暁には一万トンの船舶の出入も自由となり取扱貨物数量も激増することと予想される、ついては、縣下の物資の集散場として重要な役割をつとめ、將來周辺における大小工場の発展と相まつて輸出入数量もまた飛躍的に伸展しようとしている該港を速かに開港場に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年四月十六日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

煙管に対する物品税の免税点に関する請願(請願者新潟縣西蒲原郡燕町煙管商工業協同組合理事長南波藤吉外二名)(塚田十一郎君紹介)(第六〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

煙管業者は、資材の高騰と賃金の上昇のため、製品の値上げも止むを得ない現況で、煙管製造原價一本金十円以上に対し物品税を課せられることは誠に忍び難いところであるとともに免税点設置当時より今日の諸物價を対照して見ても免税点の引上げは当然のことと信ずる、ついては、煙管に対する物品税の免税点を一本三十円まで引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年四月十六日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

高崎地方專賣局高田出張所復活の請願(請願者高田市長関威雄)(塚田十一郎君紹介)(第九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高田市は上越三郡の政治、経済、文化の中心都市であるが、昭和十九年に高崎地方專賣局高田出張所が廃止されたため、煙草の配給及び耕作地の取締に多大な不便を來たし殊に豪雪地方における交通、運搬上支障を來たしている、ついては、速かに該出張所を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

專賣益金確保の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年四月十六日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

絹、人絹織物消費税軽減の請願(請願者東京都中央区日本橋二丁目四番地岸加八郎)(高木吉之助君外九名紹介)(第九五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

絹、人絹織物消費税は現在四割に引上げられ従つて絹、人絹織物の公定價格も高く、生活必需物資でありながら購買力はとみに減退し、生産者、卸小賣業者の手持ち滯貨は増加の一途をたどりつつあつて、そのため業者は回轉資金に行き詰り公定價格の二、三割を割つて投賣している現狀である、ついては、速かにスフ織物同樣に、絹、人絹織物の消費税を引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年四月十六日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

煙火類に対する物品税軽減の請願(請願者東京都千代田区神田小川町一丁目三番地小川町ビル日本火工品工業会常務理事松尾義雄)(福田篤泰君紹介)(第一〇四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

煙火並びに玩具花火は物品税法中第一種丙類三十六に該当する税率の適用を受けているので、大衆の購買力をいちじるしく減殺してそのため業者の受ける打撃は大きい、ついては、速かに煙火に対して税率を丁類六十三に又玩具花火に対して同じく丁類の六十三に引き下げるとともに一個につき四十円の免税点を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年四月十六日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

化粧品に対する物品税軽減の請願(請願者東京都中央区銀座西七丁目三番地松本昇外二十四名)(塚田十一郎君外一名紹介)(第一〇九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行物品税法は化粧品に対し八割、五割及び三割の三段階による課税をしているが、このような高率の大衆課税を行うことは國民生活の安定に逆行する税政であり、生産者が消費者に轉かできない税を負担することとなり現狀のままでは今後生産を持続することができないし、化粧品が品種により税率を異にすることは取扱の統一を欠く結果を生じ易い、ついては、八割及び五割課税の化粧品に対しては三割に引下げ、三割課税の化粧品に対しては無税の取扱をされ

たいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年四月十六日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

茶に対する物品税撤廃の請願（請願者東京都港区芝濱松町一丁目二番地平岡文雄外二名）（宮幡靖君紹介）（第一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

製茶の生産は、五月から八月に至る約四箇月間にその全生産を終了するものであるが、これが輸出及び内地の消費は一年を通じて行われるため、その生産時期において供給の過剰を來し、物品税は生産者税に轉かされる結果となり、生産上大きな阻害となつている、ついては、速かに茶に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年四月十六日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

児童用乗物に対する物品税軽減の請願（請願者東京都中央区日本橋通り三丁目八番地籐竹産業株式会社内渡辺桃年外一名）（福井勇君紹介）（第一三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児童乗物は、育兒の上に又家庭小運搬車として欠くことのできない必需品であるにかかわらず、これに対する課税率並びに免税点は誠に不合理である、ついては、その独自性を認めて物品税課税物品として「児童乗物」の一項を設け、その免税点を三千円に引き上げるとともに物品税課税率を一割に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年四月十六日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

剃刀類に対する物品税撤廃の請願（請願者東京都利器工匠具工業協同組合理事長伊藤房太郎外五名）（天野公義君紹介）（第一三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰時中剃刀類は、身辺用細貨類及び化粧用具類に分類されたため奢侈品とされて課税され、このため業者は窮迫の極に達している、しかるに元來剃刀類は保健衞生上一日も欠くことのできない生活必需品で、奢侈品でないことは明瞭であり、同一目的に使用されるバリカン、散髪鋏等は課税対照とされていない、しかも剃刀類は輸出品としても重要である、ついては、剃刀類に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年四月十六日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

未復員者給與法の一部改正に関する請願（請願者宇都宮市戸祭國立栃木病院内高橋功）（船田享二君紹介）（第一四七号）、同（請願者岩手縣盛岡市下厨川赤斐前第四十一番地菊地耕四郎）（松谷天光光君紹介）（第二〇六号）、同（請願者東京都國立東京第二病院東治会淺野敏雄外四百十四名）（廣川弘禪君外一名紹介）（第四七〇号）、同（請願者福岡市魚町六番地相良清藏外百五名）（福田昌子君紹介）（第八六二号）及び同（請願者東京都中央区日本橋江戸橋一丁目十五番地滿蒙同胞援護会長平島敏夫外一名）（足立篤郎君紹介）（第一七六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

未復員者給與法は一部改正されたが、現在の入院患者の多くは相当長期間治療を要する実情にあるから、これら患者が安心して療養できるよう未復員者給與法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における未復員者遺家族等の生活実情にかんがみ、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

國庫補助金の交付時期厳守に関する請願（請願者宇都宮市長佐藤和三郎）（山口好一君外三名紹介）（第一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國庫補助の対象となる事業等は、いずれも急速に処理することを要し且つ巨額の経費を必要とするが、補助金の支拂期日がはなはだしく遅延しており、この間多額の経費を市費で繰り替え支弁しつつあつて、財政事情の窮迫した現在、ますます地方財政を困難ならしめている、ついては、國庫補助の交付時期を厳守するよう適切の方法を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨に対し政府に妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

加賀港を開港場に指定の請願外一件（請願者松江市長小林誠一外一名）（大橋武夫君紹介）（第一七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根縣八束郡加賀港は、天然の良港であり且つ島根縣における物資の海上輸送の中心として船舶の出入、移出入物資ともに極めて多く、対朝鮮、対満洲との貿易港としても洋々たる前途を思わせる、ついては、該港を開港場に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

臼田税務署復活の請願（請願者長野縣南佐久郡臼田町長川村八郎外十九名）（井出一太郎君外一名紹介）（第三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野縣南佐久郡臼田税務署は、明治四十二年行政整理により岩村田税務署に合併され現在に至つている、しかるに戰後税務に関する諸般の事務がいよいよ繁雑多岐にわたり事務能率の低下は勿論、該税務署近在の地方民のこうむる時

間的、経済的浪費は少くない、ついては、速かに該税務署を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

税務能率簡素化のため、早急に施行の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年四月十六日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

銀めつき洋食器に対する物品税軽減の請願（請願者新潟縣西蒲原郡燕町商工会議所会頭中野壽一郎外二名）（塚田十一郎君紹介）（第六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟縣燕町における洋食器の生産高は、全國の生産量の九十五パーセントを占めるが、スプーン、フォーク等の洋食器に対する銀めつきは、あらゆる角度から研究された結果安價な加工賃でできるようになり、現在ではその品位並びに衛生的見地から大いに利用度が高まつているが、過般これら品目に対し五十パーセントの物品税が課せられたため、製造業者は大なる打撃を受けるに至つている、ついては、物品税法「第一種の物品」中の丙類四十四項に左記の一項を加えられたいというのである。「銀めつき洋食器中一本三十円に満たざるものに対しては税を免じ、それ以上の價格品に対しては百分の二十の賦課率とする。」

二、請願の議決理由

本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十四年四月十六日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

海苔に対する物品税撤廃の請願（請願者東京都港区芝海岸通一丁目二〇番地三全國海苔増殖協会会長德久三種）（多田勇君紹介）（第二三一号）、同（請願者千葉市港町五十番地千葉漁業会長篠崎仁太郎外二名）（多田勇君紹介）（第三五三号）、同（請願者全國海苔増殖会長德久三種）（柳澤義男君紹介）（第四八三号）、同（請願者愛知縣幡豆郡吉田町吉田漁業会長糟谷金作外十名）（三宅則義君紹介）（第一四五九号）、同（請願者愛知縣知多郡上野町漁業会長伊藤正夫外十七名）（赤松勇君紹介）（第一七二一号）、同（請願者愛知縣知多郡豊浜町大字中洲山下豊吉外十一名）（砂間一良外一名紹介）（第一八〇〇号）及び同（請願者名古屋市熱田区森後町二丁目三番地愛知縣海苔協議会長駒澤昌外十八名）（川本末治君紹介）（第一八二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

海苔漁業は沿岸漁村の中核である重要産業であるが、海苔漁業者に課せられる所得税、事業税等の税負担はきわめて過大である上に、海苔に対する物品税は生産高の六〇パーセントに及ぶ事業経費を除去しない総生産高の二割の高率を賦課されているため、金融資材の閉そく、朝鮮海苔の輸入等に伴い海苔漁業の経営は自滅の状態にある。ついては、沿岸漁村の自立を図るため海苔に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

玩具に対する物品税軽減の請願（請願者東京都中央区日本橋馬喰町一丁目一番地日本玩具協会理事長金林眞太郎）（天野公義君紹介）（第二三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在玩具は兒童育成上欠くことができないばかりでなく、輸出面においても重大な使命を担つているが、現行の物品税五割はきわめて高率であるため、業者の脫税行爲を助長し、優良品製造業者の生産意欲を低下させ、ひいては輸出産業としての該業の振興をも阻害している、ついては、玩具、人形、羽子板類に対する物品税の税率を二割に引き下げ、免税点は現行四十円以下を百円まで引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

その主旨妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

運動用品に対する物品税撤廃の請願（請願者全國運動用品商工連合会長松井繁雄）（森幸太郎君紹介）（第二三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元來物品税は戰時中における不急不用品の生産抑制としやし品課税を主眼として設定されたものであるから、運動用品がほとんど國民の必需品となつた現在五割の高率な税金を課することは誠に不合理であるし、又税金を納付する製品は全需要に対して僅か二十パーセントに過ぎない実情である、ついては、運動用品に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

運動用品に対する課税最低限設定に関する請願（請願者全國運動用品商工連合会長松井繁雄）（森幸太郎君紹介）（第二三七号）に関する報告書

一、本請願の要旨及び目的

運動用品は、同一種類において高級品から一般大衆品に至る間に多数の價格段階を有しているが、これに一率に五割の課税を行うことは運動用品價格の高騰を招き、購買者に過重の負担となつてスポーツの振興を阻害し、しかも課税の最低限がなんら設けられていないことは負担の均衡を失うことはなはだしい、ついては、大衆向運動用品に対する課税の最低限を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

学習用水彩絵具に対する物品税免除の請願（請願者東京都中央区日本橋本綱町絵具クレヨン協議会長須賀田彦四郎）（三宅則義君紹介）（第二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在学用品の購入費は相当の額に上り、学童の父兄の負担は並々ならぬものがある、ついては、学童負担の軽減を図り、國民藝能教育に資するため、学習用水彩絵具に対する物品税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

國民の藝能教育の見地より、妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

眼鏡枠に対する物品税免除の請願（請願者福井縣福井市昭和町七日本眼鏡工業協同組合連合会会長木村菊次郎）（坪川信三君紹介）（第二四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが國における眼鏡の需要者の増加に伴い、レンズはその必要性を認められ、非課税品としての取扱をうけているが、これと不可分の関係にある眼鏡わくに三割の物品税が課せられているのは不合理であるから、眼鏡わくを視力保全のうえから医療器具としてこれが物品税を免除されたいというのである。
二、請願の議決理由
その主旨妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

自給製塩業者救済に関する請願（請願者廣島市吉實町二丁目中國地方製塩組合長奥山源三郎）（山本久雄君紹介）（第二七一号）及び同（請願者茨城縣多賀郡高萩町東町二番地茨城縣北自給製塩連合会石田武夫）（塚原俊郎君外一名紹介）（第二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在の自給製塩業は政府の奨励と高額の奨励金交付に基いて始業したものであるが、その後しばしば政府の方針の変更によつて奨励金は削減され、資本は固定しこのままでは業者は自滅するより外ない悲境に陥つている。ついては、これが救済対策として賠償價格の引上及び資材の割当配給をされるとともに整理対象工場に対し救済対策を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

絹、人絹織物消費税軽減の請願（請願者東京都中央区日本橋堀留内地向絹人絹織物商協会会長杉道助）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二七九号）及び同（請願者東京都中央区日本橋通二丁目四番地東京人絹織物振興会長八木岡英一外二十八名）（阿左美廣治君外五名紹介）（第二七二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
絹、人絹織物消費税は、現在四割に引き上げられ従つて絹、人絹織物の公定價格も高く、生活必需物資でありながら購買力はとみに減退し、生産者、卸小賣業者の手持ち滯貨は増加の一途をたどりつつあつて、そのため業者は同轉資金に行き詰り公定價格の二三割を割つて投賣している現況である、ついては、速かにスフ織物同様に絹、人絹織物の消費税を一割に引き下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

鏡類に対する物品税の免税点設定に関する請願（請願者東京都台東区御徒町一丁目七十二番地全日本鏡工業協会会長川口辰之助）（淺香忠雄君紹介）（第二八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鏡は家屋とともに住居の要素であつて、家庭生活の必要品である、しかるに鏡類はしやし品として取扱われ免税点がなく、消費者税であるはずの物品税がほとんど全額製造業者の負担となり、そのうえ生産資材である板硝子に対して二割の課税をしているので取引高税、所得税を合せて、四重、五重の課税となる等きわめて矛盾が多いから、鏡類に対して物品税を軽減し、且つ免税点を二百円程度に設定されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

毛織物消費税軽減の請願（請願者埼玉縣秩父郡横瀬村六千百八十番地日本羊毛工業連合会長小西音夫外三名）（阿左見廣治君外二名紹介）（第三二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
毛織物は工業用資材の外礦山及び農山漁村等の衣料としての欠くことのできない必需品であつてぜいたく品ではない、しかるに毛織物に対して四割の消費税が賦課されているため、生産意欲を阻害し、横流し並びに闇取引を助長している、ついては、毛織物の消費税を軽減して綿、スフ織物等と同率にされたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願については、その主旨妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

油津港を開港場に指定促進の請願（請願者宮崎縣南那珂郡町村議会議長会長石井彌平外十四名）（田中不破三君外五名紹介）（第三〇五号）及び同（請願者宮崎縣油津町長隈本熊被外一名）（田中不破三君外五名紹介）（第一一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎縣南那珂郡油津港は目下修築工事施行中で、これが完成の暁には、該港は縣南の産業開発の拠点としてますますその重要性を増大すること必定である、ついては、速かに該港を開港場に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

元大山軍馬赤碕派出所跡地及び建築物拂下の請願（請願者鳥取縣東伯郡赤碕町長三好久義外十六名）（稻田直道君紹介）（第三四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取縣下の元大山軍馬赤碕派出所跡地は、明治三十二年軍に献納させられた地で、数千町歩の余剰地を牧草のままで放置しておくことは現下の食糧難のとき多大な損失である、ついては、該跡地及び建築物を無償で拂い下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願については、現下の食糧事情に鑑み妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択

の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

ラジオ受信機類に対する物品税軽減の請願（請願者日本電氣通信工業連合会会長渡邊弒衛外二名）（山本猛夫君紹介）（第三五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在ラジオは生活必需品としてその重要性を加えてきているばかりでなく、産業振興上、学校教育上欠くことができないものであり、又輸出商品としてきわめて好適であるが、ミシン類、写眞機類等の税率の大幅引下に反して、ラジオ受信機類に対する物品税の三割据置は不合理である、ついては、ラジオの普及並びに國民経済文化向上の見地から、これに対する物品税を最低税率まで減税されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願については、その主旨妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

國鉄退職者の共済年金増額に関する請願（請願者東京都台東区下車坂町十一番地國有鉄道退職者協会長森本義夫）（田中不破三君紹介）（第二九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
國鉄永年勤続者の退職後の生活は、共済年金によって補償されているが、恩給年金、退職公傷年金等は漸次増額されているにもかかわらず、共済年金だけは据置のままであるため、現在の経済状勢下において生活を支える一助ともならない状態である、ついては、退職者の更正を図るため共済年金を増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
退職者更正の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

佐敷町に税務署設置の請願（請願者熊本縣葦北郡佐敷町長外七名）（福永一臣君紹介）（第四〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
熊本縣葦北郡は山嶽地帶で耕地は少なく、農家の多くは零細営農で、地方民の生活は窮乏に陷り、そのため担税能力は低下し滞納者が続発している実情であるのは、地方民の経済事情を正確には握できない理由によるのである、しかるに該郡内に税務署がなく、政府は今回該郡の最南端に位する水俣町に税務署を新設するやに聞くが、それでは郡下の税務関係の円滑なる運営は望めない、ついては、郡行政の中心地佐敷町に税務署を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
租税收入確保の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

農業所得税制改革等に関する請願（請願者滋賀縣甲賀郡小原村大字小川出百八十二番地山本秀一外五名）（今井耕君紹介）（第四一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行の農業所得税は反当所得額の査定方法が粗漏であるためきわめて不公平であるから、諸般の條件を檢討攻究し全國市町村の順位を数十等級に分ち所得税の標準を定めて課税の適正化を図るとともに、複雑多岐な数字的記載を要する申告制はこれを改正し、又轉落農家たる小地主救済のため小作料の物納制を設け、小作收納米麦に対し小作税を課税するやうに改め、小作料金制度を撤廃されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

城邊町に税務署設置の請願（請願者愛媛縣南宇和郡城邊町長菊地勝治外一名）（高橋英吉君外六名紹介）（第四二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛縣南宇和郡城邊町は郡下の司法、経済、金融、交通の中心地であるが、郡内に税務署の設置なく、その上交通不便のため徴税上にも納税上にも多大の支障を來している、ついては、立地條件を完備する城邊町に税務署を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
租税收入確保の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

医薬品に対する取引高税免除の請願（請願者日本製薬團体連合会長塩野義三郎外三名）（塚田十一郎君外一名紹介）（第五一九号）、同（請願者岡山市七日市千百六十七番の一山口百治外二十二名）（若林義孝君紹介）（第八三四号）、同（請願者千葉縣薬業会連合会会長長谷川新之助外三十三名）（竹尾弌君外一名紹介）（第一〇九九号）、同（請願者廣島縣製薬協会理事長井上靜夫外一名）（宮原幸三郎君紹介）（第一五一一号）及び同（請願者奈良縣高市郡八木町奈良縣医薬品地方販賣業者協会理事長森田福賢）（前田正男君紹介）（第一五三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
國民の保健衛生及び治療に欠くことのできない医薬品、衛生材料及び医療品に対して取引高税を賦課することは誠に遺憾である、ついては、医薬品小賣業等の特殊性を認識して、医薬品、衛生材料及び医療品に対してはこれを免除されたいというのである。
二、請願の議決理由
保健衛生上の見地より妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

引揚者の中小事業の融資に関する請願（請願者引揚者團体全國連合会委員長穗積眞六郎）（足立篤郎君紹介）（第五四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
引揚者中には優秀な技能経驗を有しながら、現下の就職難に加え、無一物、無信用のため融資の途はほとんどなく、僅かに最高七千円を限度とする生業資金貸付制度があるが、これだけでは事業の経営は困難である、ついては、引揚者の中小企業に対する融資制度を拡充し、又近く成立する國民金融公社

の運営上にも引揚企業者の上に特段の考慮を拂われたいというのである。

二、請願の議決理由

引揚者更生の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

沿岸漁業用資金融通に関する請願(請願者廣島市宇品町三十七番地西日本水産振興会委員長林興一郎)(石原圓吉君紹介)(第五五〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在漁村は最も金融に窮迫し、これがため増産上多大の支障を來たしているから、漁業資金の円滑な融通を図るため、速かに漁業手形制度の実施その他の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

漁業資金の円滑なる運営を図るため、早急に施行の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

織物消費税法の一部改正に関する請願(請願者高田市大町五丁目有澤忠一外四十四名)(塚田十一郎君紹介)(第五五一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電氣絶縁用綿テープは、同一用途のスリーブが物品税を免除されているのに、消費税が課されており、幅一センチ以内は免除となるがテープの幅は性質上裁断できないから、一反ごとに幅が違い納税手続は複雑となつている、ついては、テープの配給を円滑にさせるために、織物消費税法第三條を改正して、幅十糎以内の電氣絶縁用テープの課税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

洗濯業者に対する取引高税免除の請願(請願者全國クリーニング協会理事長高橋保之)(三宅則義君紹介)(第五五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

洗たく業は一般商取引と異つて公衆衛生的なものであり且つ奉仕的料金をもつて営業しているのであるから、洗たく業に対する取引高税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

織物消費税軽減の請願(請願者埼玉縣秩父郡秩父織物業者の織物消費税は二千万円に決定されたと聞くが、該地業者はとうていその担税力がなく、いかんともすることができない実情である、ついては、秩父織物業者に対する織物消費税を軽減されたいというのである。

一、請願の要旨及び目的

埼玉縣秩父郡秩父織物業者の織物消費税は二千万円に決定されたと聞くが、該地業者はとうていその担税力がなく、いかんともすることができない実情である、ついては、秩父織物業者に対する織物消費税を軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は今後の税制改革の際考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

雪害地方の課税軽減に関する請願(請願者山形縣新庄市下神明町佐藤太吉外二百七十四名)(圖司安正君紹介)(第五九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

雪害地方は毎年少くも四、五箇月は雪中に生活を余儀なくされるので、その直接又は間接の被害額は最低一戸数万円を下らない実情であるから、この事情を考慮されて雪害地方民に対する課税を軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は早急に適当なる処置をなすべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

重要農業生産資材に対する取引高税免除に関する請願(請願者日本農機具振興会長佐藤庄太郎)(河口陽一君紹介)(第五九五号)、同(請願者全國農機具商業協同組合連合会寺尾定治外一名)(高橋清次郎君紹介)(第六六二号)、同(請願者東京都千代田区神田五軒町二十五番地清水禧外十名)(岡村利右衛門君紹介)(第一二一〇号)田(請願者全國農機具商業協同組合理事長寺尾定治外一名)(塩田賀四郎君紹介)(第一七一二号)及び同(請願者三重縣農機具商業協同組合理事長柴山嘉三郎外八名)(中村清君紹介)(第一八一六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農機具、農機具用ゴム製品及び農薬は農業生産に欠くことのできない重要資材である、しかるに取引高税をこれら資材に課するときは、農民の負担を増大させるとともに徴税手続繁雑のため、資材配給の遅延を來し、食糧増産に支障を來すことと信ずる、ついては、これら資材に対する取引高税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

紅茶に対する物品税軽減の請願(請願者日本紅茶株式会社專務取締役抽原慶二外三名)(宮幡靖君紹介)(第六二七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

紅茶は國内で生産され、輸出商品として緑茶より廣販路を有する重要輸出品で、しかもパン食が普及された現在、大衆的需要品となつたが、これに対し、コーヒー、ココア等と同様しやし品として物品税を課することは、粉食の普及並びに輸出の振興を阻害し、國民の文化生活を抑制するものである、ついては、紅茶に対する物品税は、緑茶と同率まで軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採

択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

引揚者に対する生業資金貸付に関する請願（請願者東京都中央区築地三丁目一番地引揚者團体全國連合会委員長　穗積眞六郎）（足立篤郎君紹介）（第六二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

引揚者に対する生業資金融資制度は更生のための積極的施策であるが、貸付に手間どり、單位当貸付額が最高七千円で余りに少ない等、適正円滑な運用が欠けているため、引揚者の更生を遅らせている、ついては、生業資金の貸付目標額を科学的根拠に基いて決定し、昭和二十四年度は十七億五千万円として予算に計上し、單位貸付額を大幅に増額し且つ運轉資金を供給し又國民金融公社を設立されたいというのである。

二、請願の議決理由

引揚者更生の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

福井縣の罹災法人及び個人業者に対する租税減免の請願（請願者福井縣坂井郡春江町久保義隆外一名）（坪川信三君外三名紹介）（第六三一号）及び同（請願者福井市湊十町八十二番地久保稔子外三百三十名）（飛嶋繁君外一名紹介）（第六三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年六月福井縣下における大震災に対し租税の減免に関して、災害による租税の減免猶予に関する法律の適用を受けたが、巨額の損害を生じた震災を一般災害と同一視して取り扱われることは誠に不合理である、ついては、個人業者に対しては、該法律の適用年限を昭和二十三年以降五箇年間に延長し、又法人業者に対しては、震災による欠損金がその次年度内に補てんできないで、その残額を翌年以後に繰り越した場合は、繰越欠損金が補てん償却を完了するまで、これを欠損金と認め、又震災による損害額を税務官廳が算定するとき、物件の價格を取得價格としないで再建價格で評價されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

中小企業の金融改善に関する請願（請願者日本中小企業連盟会長豊田雅孝）（早稲田柳右エ門君紹介）（第六五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが國産業の構成の上から中小企業は極めて重要な地歩を占めているにもかかわらず、これに対する認識を欠くところあり殊に金融については大企業及び基礎産業に偏重して中小企業はほとんど顧られないで、産業復興の大きな支障となつている、ついては、九原則の実施並びに單一爲替レートの設定に際してはこの点を是正し、復興金融金庫における中小企業金融代理貸制度を存続拡充し、中小企業専門金融機関として商工組合中央金庫を拡充強化する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

水飴に対する物品税軽減の請願（請願者東京都中央区日本橋茅場町二丁目一番地水飴工業協会会長岸本理三郎）（大上司君紹介）（第六六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水あめは原料でん粉の値上げと高率な物品税のため、そのやみ値が公定價格を下回つているが、やみ水あめから製造したあめ菓子がはん濫している現状であり、これはやみあめの生産を助長して、やみあめ用原料である甘しよ、米、でん粉等主食の浪費という悪結果を招いている、ついては、かかる悪弊を除くため、水あめに対する物品税を現行率の半額に軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨に対し、政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

税制改革に関する請願（請願者東京都北区神谷町二丁目千三百四十二番地松崎三吉外二十九名）（岡田春夫君紹介）（第六六七号）、同請願者東京都目黒区自由ケ丘六十二番地飯尾英司外百二名）（松谷天光光君紹介）（第八一七号）、同（請願者東京都目黒区清水町三一一番地樋口庄次郎外四十五名）（德田球一君外一名紹介）（第八四八号）、同（請願者東京都澁谷区民主商工会代表野村正）（風早八十二君紹介）（第八五二号）、同（請願者東京都足立区千住末廣町大熊善四郎）（聽濤克巳君紹介）（第八九八号）、同請願者東京都荒川区南千住町六丁目九番地千野壽外二十名）（聽濤克巳君紹介）（第一七一四号）、同外八件（請願者東京都目黒区上目黒三丁目千九百番地榎戸勇之助外二百名）（德田球一君外一名紹介）（第七九五号）及び同外百件（請願者東京都北区滝野川中里町七六番地松江辰雄外百名）（神山茂夫君紹介）（第六七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の所得税法は基礎控除及び扶養控除の点において、納税者の最低生活さえ保障できない極めて矛盾したものであり、中小商工業者の負担能力を全く無視した課税と差押、公賣による措置は、業者の生活と営業を極度に脅やかしている状態である、ついては、審査請求中の差押、公賣を中止し、所得税の免税点を大幅に引上げるとともに取引高税その他の大衆課税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨に対し、政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

洗張業者に対する取引高税免除の請願（請願者日本洗染協会理事長多田友次郎）（佐藤榮作君外一名紹介）（第六七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和服の洗張加工業は、公衆衛生の面から理容業と同一であり、且小規模で取引高税法にいう「本質的に営業とされない」ものであるから、該業に対する取引高税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

こんろに対する取引高税免除の請願（請願者愛知縣碧南市議会議長奥谷市郎）（木村公平君紹介）（第七二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
「こんろ」は一般すい事用としてどんな家庭でも絶対必要な器具であるが、これが生産から小賣に至るまで数回の取引高税が賦課され一般大衆の負担を重くする結果となつている、ついては「こんろ」に対する取引高税を免除されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、一應妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

新潟市における屎尿汲取組合に対する取引高税免除の請願（請願者新潟市屎尿汲取請負組合長中野末吉外一名）（松木弘君外一名紹介）（第七五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟市におけるしにようくみ取請負組合は、外見上該市との請負契約によりくみ取作業を行つているが、該作業は本來市営のものであるが、財政上、能率上該組合が代行しているもので本質上公共事業であり、又公衆衛生のための事業で、化学肥料の普及した現在、農村肥料の正常な販賣業とはみなしえず、くみ取品は肥料以外の商品價値はないため事業收入はなく、且つ該市からの交付金は用具補助にすぎず、しにょう利用権も確定してないため正常な請負業でもない、しかも新潟縣下で該組合以外のくみ取業者は取引高税を免除されているのは不公平である、ついては、該組合に対する取引高税を免除されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、一應妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

委託製パン加工に対する取引高税撤廃の請願（請願者全國製パン工業会長水川潔）（土倉宗明君紹介）（第七九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
食糧管理法による主要食糧の加工等は、取引高税の課税対象から除外されているにかかわらず、政府又は食糧営團の加工以外は請負業による取引として課税しているため、一般消費者及び委託製パン業者の加工取引上に多大の不利不便を來している、ついては、委託製パン加工に対する取引高税を撤廃されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

府縣に対する國庫支出金等の算定基準適正化に関する請願（請願者宮崎縣議会議長甲斐善平）（川野芳滿君外四名紹介）（第八一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
府縣に対する國庫支出金等の算定について、基準の法定されているものの外は、從來各省の内規等により單に市町村数を單位として配分されていたが、宮崎縣のように面積、人口、戸数とも全國平均率よりはるかに高いのに、市町村数が少いためはなはだ不利な結果となり、そのように実情に適合しないことが多い、ついては、國庫支出金算定にあたつては、縣の特殊事情を考慮され、算定基準を適正化されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、その主旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

山林所得税の軽減に関する請願（請願者大阪市阿部野区旭町三丁目十番地清水潔外五名）（前田正男君紹介）（第八三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
さきの税制改革に際して山林所得の十分の五を課税價格と定めたが、山林の所得は長年月の間蓄積した果実を一時に收穫するもので現行の重税では造林、ぶ育監理等の費用の高騰によりとうていこれを負担することができず、そのため林業の経営を経済的に困難とし、國土の保安並びに民生の安定に多大の支障を來たすことになる、ついては、山林所得税査定の際は所得を得るに必要な経費及び伐採跡地の造林費を必要経費として控除されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、今後の税制改革の際考慮すべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

大理石に対する物品税軽減に関する請願（請願者岐阜縣不破郡赤坂町矢橋大理石商店社長矢橋亮吉）（武藤嘉一君紹介）（第八三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大理石はぜい沢品として五割の物品税を賦課されているが、競争品であるタイルの物品税が引き下げられたため大理石業者は破滅にひんしている、そもそも大理石には各種の品目が含まれその大部分はぜい沢品と称すべきものでなく、実用的建築資材であるにかかわらず一率に高率な物品税の対象とすることは不合理である、ついては、大理石に対する物品税を軽減されたが、その実現困難な場合には、大理石に対する解釈を変え課税するよう措置されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

蓄音機、レコードに対する物品税軽減の請願（請願者日本蓄音機レコード協会長武藤與市）（宮幡靖君紹介）（第八九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
蓄音機及びレコードは大衆的娯樂品でもはやぜい沢品ではなく、又教育用としてもその利用價値高く、且つ有力な輸出品である、しかるに現在これに高率な物品税を課せられているが、これがため該事業の運営を極度に阻害しているから、蓄音機及びレコードに対する物品税を軽減されたいというのである。

官報 号外

昭和二十四年六月一日

○第五回國会 衆議院会議録第四十一号附録(二)の二

二、請願の議決理由
教育、文化等の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

勤労所得税等軽減の請願(請願者兵庫縣加古郡高砂町田中一次外二千五百七十名)(松澤兼人君紹介)(第八九四号)及び同(請願者名古屋市南区戸部町五丁目十八番地片山一夫外二十三名)(田島ひで君紹介)(第一四九九号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
官公廳職員は物價の高騰によりその生活が窮乏の極に達し、納税の義務遂行も業務完遂にも支障を來す現状に立ち至つている、ついては、これら官公廳の窮状救済のため、勤労所得税その他の大衆課税を大幅に軽減し、やみ利得者から徹底的に徴税されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

大衆課税反対に関する請願(請願者愛知縣丹羽郡布袋町大字木賀九千三百四十一番地中谷宗三郎外千五百二十八名)(赤松勇君紹介)(第八九五号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
財源の主体である税は本來直接税たるべきであり、間接税及び消費税はその本質上大衆課税であり、このような課税は勤労者を犠牲にして資本家を有利とするものであるから所得税に対し高度累進課税の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の主旨に対し政府が妥当なる解釈をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

人造バターに対する物品税撤廃の請願(請願者東京都中央区日本橋通二丁目三番地日本人造バター工業会会長星野正夫外十名)(井上良二君外一名紹介)(第九八一号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
わが國民の食生活上極めて重要性を持ち主食代替品である人造バターが、現在なお天然バターと同じくし好品しやし品とみなされて、生産者價格の二十パーセントの物品税を賦課されていることは極めて不合理である、ついては、脂肪不足の現状に鑑み、人造バターに対する物品税を撤廃し、これが生産の助長とその普及に万全の方策を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、今後の税制改革の際考慮すべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

漆器に対する物品税軽減の請願(請願者東京都中央区日本橋通二丁目二番地加藤ビル内西政太郎外七名)(青家喜六君紹介)(第九九三号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
漆器は生活必需品であり、重要輸出品としてその生産向上を図らねばならぬものであるにかかわらず現行の物品税はあまりに過大である、ついては、漆器に対する物品税を軽減されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

冷藏器に対する物品税軽減の請願(請願者東京都文京区駒込西片町十番地冷藏器協会長山田廣三郎)(高橋等君紹介)(第一〇一四号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
現在冷藏器は五割の物品税を課せられているが、該器は食品衛生法により必備を強制されているだけでなく、國民保健衛生上にも重要使命を持つものであるから、六十立方尺以上の該品には無税、同未満のものに対しては二割に軽減されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の主旨につき政府が妥当なる解決を図るべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

松山市に國民金融公社支所設置の請願(請願者宇和島市丸ノ内愛媛縣海外引揚者更生会宇和島支部桑子重行)(藥師神岩太郎君紹介)(第一〇一五号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
近く設立される國民金融公社設置に当つては、地理的その他好條件を具備している愛媛縣松山市に該公社支所を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
本委員会は、本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

中小企業の税金徴収等に関する請願(請願者東京軽合金製作所社長竹村弟二(春日正一君外一名紹介)(第一〇三八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　中小企業の現狀は資金、資材もなく賣掛金の回收さえほとんどつかず回收できれば大部分は約束手形である、ために業者は窮迫の極にある、ついては、中小企業者救濟のため、主食の拂賣を認め、稅金滯納による工場差押を延期し、稅金納入の約束手形で分納を認められたいというのである。
二、請願の議決理由
　中小企業育成の見地より大体において妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、內閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
　大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

鴻巢町民主商工会員の稅金問題に関する請願（請願者埼玉縣北足立郡鴻巢町民主商工会長飯山芳太郎外四百八十八名）（渡部義通君外二名紹介）（第一〇三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　埼玉縣北足立郡鴻巢町の民主商工会員は最近の購買力の低下のため営業狀態は惡化し生計を維持するのに困難であるのに、重稅と寄附金のため破滅にひんしているが、昭和二十三年度所得稅においては一方的な更正決定を受け審査請求中であるにかかわらず差押処分をうけ、又仮更正決定を基準として延滯金及び加算稅の納付を命ぜられたが、本稅さえ借入金や家財処分によつて納入しているので、もはや担稅に耐えない所であり、重稅のための廃業者も続出している狀態であるから、該延滯金及び加算稅を免除し、審査請求中の差押を中止し、且つ昭和二十四年度所得稅を軽減し、取引高稅の撤廃を断行されたいというのである。
二、請願の議決理由
　現下の情勢にかんがみ妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、內閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
　大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

電氣アイロンに対する物品稅軽減の請願（請願者東京電熱器工業協同組合理事長島岡捨吉）（天野公義君外一名紹介）（一〇四一号）

一、請願の要旨及び目的
　生活必需品である電氣アイロンに対し五割の物品稅はあまりに過重であり、これが需要者の購入価格に加重せられる結果、いちじるしく普及を阻害している、ついては、電氣アイロンに対する物品稅を撤廃するかあるいは一割以内とされたいというのである。
二、請願の議決理由
　本委員会は、本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、內閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
　大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

帽子類に対する物品稅軽減の請願（請願者東京都中央区日本橋江戸橋二丁目二番地日本帽子連絡協議会長増見好文）（塚田十一郎君紹介）（第一〇六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　帽子業界は輸出重点に轉換し既にその額一億円を突破しているが、該品に対する現行物品稅は一個につき学帽は三百七十円、一般帽は三百円以上に三十パーセントの課稅をされているので、原材料の消費稅と二重課稅となり、購買力の低下と金融のひつ迫のため、生産者は犠牲販賣及び生産を余儀なくされ、品質の低下と、輸出の不振を來し、又納稅意欲も減退している、ついては、該稅を一個について五百円以上二十パーセントに軽減されたいというのである。
二、請願の議決理由
　本請願の主旨は、今後の稅制改革の際考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、內閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
　大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

扇子に対する物品稅の免稅点設定の請願（請願者京都府扇子團扇商工業協同組合理事長坂田房治郎）（角田幸吉君外一名紹介）（第一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　扇子は、我國独自の傳統から発展した一般大衆向の夏季用品でぜい沢品ではないから、該品に対する物品稅に免稅額を設定し、その額を四十円にされたいというのである。
二、請願の議決理由
　本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は內閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
　大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

カレンダー、扇子及び團扇に対する物品稅改正に関する請願（請願者東京都團扇、扇子、カレンダー商工業協同組合理事長石橋豊三郎）（角田幸吉君外一名紹介）（第一一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　團扇、扇子及びカレンダーは大衆向で、夏季の生活必需品であり、輸出品としての將來性もあるが、現在高率の物品稅が課せられているため、本品の生産を阻害している、ついては、かかる大衆需要品には課稅しないようにされたい、なお、カレンダーを出版物として取扱うとともに、團扇及び扇子の免稅点をそれぞれ二十円と四十円に設定されたいというのである。
二、請願の議決理由
　本委員会は、本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、內閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
　大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

飯能町に稅務署設置の請願（請願者埼玉縣入間郡飯能町長増島徳外一名）（山口六郎次君紹介）（第一一六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　埼玉縣入間郡飯能町にはいまだ稅務署の設置なく、その所轄署である川越稅務署と二十粁を距るため、各官廳からの事務連絡はもとより、一般住民の納稅等に費やされる時間的経済的の不利益は誠に大きく、且つ徴稅の徹底を期する上にも多大の困難を來している、ついては、飯能町に稅務署を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
　徴稅機構の整備強化の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、內閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
　大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

麻織物消費稅引下に関する請願（請願者東京都中央区日本橋通一丁目七番地西川五郎外七名）（河原伊三郎君紹介）（第一一六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
麻織物はぜい沢品の対象として高率の課税を賦課されているが、現在内需品として生産資材用、民生用に供給せられている麻織物は、ほとんど綿スフ混紡麻織物の下級織物であつて、綿スフ織物が生産原價の一割であるに対し、麻織物には四割の高率の消費税が課せられていることは誠に不合理である、ついては、國民大衆の購買力に適應せしめ最低衣料の確保を図るため該織物消費税を一割に引き下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

金庫に対する物品税改正に関する請願(請願者株式会社熊平製作所社長熊平清一外九名)(山本久雄君紹介)(第一二五四号)及び同(請願者東京都千代田区神田岩本町一番地全國金庫業連合協議会長佐藤源次外五十七名)(南好雄君紹介)(第一七八四号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
金庫は公私の経済生活上の必需品であり、近年の通貨の激増と火災のひん発から重要性は増大し、輸出品としても有望で單なるしゃし品ではないから、現行の物品税率五十パーセントを二十パーセントに改正されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、その趣旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

鹿兒島縣下の煙草耕作反別増加の請願(請願者鹿兒島縣囎唹郡末吉町長堀寛外十六名)(岩川與助君紹介)(第一二九八号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鹿兒島縣囎唹郡は煙草の産地として好成績をあげており、耕作反別に多大の余裕を有するから、煙草耕作反別を倍加されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

株式譲渡所得税廃止に関する請願(請願者東京証券業協会理事長玉塚榮次郎)(小峯柳太君紹介)(第一三〇三号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
経済再建には大衆資本の動員による株式の大衆化が緊要であるが、現在株式には移轉及び配当所得に課税されている上に、譲渡所得税が課せられているが、公正な譲渡利得の捕捉は技術的に極めて困難であり、且つ譲渡の申告を要するため投資者の秘密保持にも反するので、投資意欲は減退し、資本の調達を不円滑にしているから該税を廃止されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、今後の税制改革の際考慮すべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

農民に対する課税軽減に関する請願(請願者島根縣松江市西津田町持田光太郎外三千三百八十二名)(木村榮君紹介)(第一三九二号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
農民に対する税の負担の過重は農業生産の発展と農民生活の向上を著るしく阻害しているから、左記の処置をとられたいというのである。(一)勤労所得税の撤廃　(二)基礎控除額の引上　(三)保有米の免税　(四)取引高税、事業税及び大衆間接課税の廃止　(五)脫税の完全徹収
二、請願の議決理由
本請願は、今後の税制改革の際考慮すべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

清水燒に対する物品税徹廃の請願(請願者京都陶磁器工業協同組合北村爲次郎外六十八名)(谷口善太郎君外一名提出)(第一三九九号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
京都の名産清水燒は特殊客層を対象とする高級品であるのに、物品税の免税点が低くしかも賦行が悪いため、物品税を生産者が負担しており、業者は破滅直前の状態にある、ついては、清水燒に対する物品税を徹廃されるか軽減されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

陶磁器に対する物品税軽減の請願(請願者京都陶磁器工業協同組合理事長藤岡幸二)(谷口善太郎君外一名紹介)(第一四〇〇号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
現行物品税では食卓用陶磁器類には三十五円以上に三割、高級品にはすべて五割の高率課税であるが、資金難と諸税の重圧のため業者は納税困難な現状で、特に京都産の製品は傳統的技術による高級品であるためほとんど免税されることがないから市場において極めて不利な立場にある。ついては、免税点を撤廃して税率を三分の二に切り下げるか、又は免税点を五倍に引き上げ、且つ該税の分割拂いを実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
大藏委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

農地証券に対する金融許可の請願(請願者東京都杉並区松庵北町百三十番地塩田定一)(坂田英一君紹介)(第一四〇六号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
現在農地証券を担保とする融資の途は開かれていないが、該証券は原則として流通を禁ぜられていないから、農村の興隆発展に資するため、買受耕作人が繰上返済した金額だけでも該証券に対する融資を許可し、且つ現行利率を経済情勢の変化に適應するよう考慮されたいというのである。
二、請願の議決理由
農村の興隆発展の見地より早急に施行の必要があるものと認め、

本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、請願の要旨及び目的

現在開業医の社会保険医療費は平均一箇月三、四千円に過ぎず開業医は公共診療所と違い夜間の急患にも奉仕しているにかかわらずなんらの補助なく却つて多額の所得税を課せられているので、破滅にひんしている、ついては、開業医の社会保険医療収入に対する所得税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

開業医の社会保険医療収入に対する所得税免除等の請願(請願者奈良市医師会長北林大壽外六十三名)(前田正男君紹介)(第一四二三号)及び同(請願者全國財務労働組合奈良税務署支部長吉岡寛外五名)(竹村奈良一君紹介)(第一五六〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在開業医の社会保険医療費は平均一箇月三、四千円に過ぎず開業医は公共診療所と違い夜間の急患にも奉仕しているにかかわらずなんらの補助なく却つて多額の所得税を課せられているので、破滅にひんしている、ついては、開業医の社会保険医療収入に対する所得税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

國営競馬賞金に対する課税撤廃の請願(請願者東京都大田区南千束町四四畑山敬治外九十二名)(飛嶋繁君紹介)(第一四二八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年度から國営競馬の馬主の收得賞金が課税の対象となり、諸経費を差引いた剰余金が、一時所得として個人総合所得に加算して課税しているが、この課税は、競走馬所有欲の減退を招き、その結果出場競走馬の頭数は減少し、競馬開催に多大の支障を來すことが予想され、從つて國庫に及ぼすところも大きいと信ずる、ついては、國営競馬賞金に対する課税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

医業に対する課税軽減の請願(請願者東京都千代田区神田駿河台二丁目五番地日本医師会長高橋明)(稲田直道君紹介)(第一四三九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近医業に対する課税は著るしく高率となつたので、医師の生活は脅かされ、轉廃業者が続出しており、又軍税の余り一般患者に轉嫁されれば、國民の保健衛生にも重大な影響を及ぼす虞があり、且つ医業はその公共性から種々の制約をうけ一般営業とは異る業務であるから、医業に対する所得税を軽減し、特別所得税は全廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、國民の保健衛生確保の見地より医業の公共性及び特殊性にかんがみ、妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

賠償指定工場の家屋税等免除に関する請願(請願者日本建築工業株式会社常務取締役定野道彦外十六名)(小金義照君紹介)(第一四四〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自己の所有に係る土地、建物を以て、賠償指定物件の保全管理をなしている場合、土地、建物の所有権があるという理由で地租家屋税が課せられているが、所有に伴う自己利用権は著しく拘束されている実情に照し、賠償指定工場に対する課税はむしろ國民が負担すべきで、当然管理費の一部として國家予算の中から支出されるべきものであると信ずるから、家屋税等を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

毛皮業者に対する物品税徴集に関する請願(請願者東京都台東区浅草吉野町二丁目二番地早川道助)(天野公義君紹介)(第一四四一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

毛皮の輸出不適格品の内地処分数量は少くなく、これに対し現在高率課税をうけているため、毛皮業者は手もとに滞貨し金融を著しく拘束する結果となり、ひいては輸出品の買付も困難となり、毛皮業者は不振を來している、ついては、輸出毛皮の振興を図り内地毛皮の活用を図るには、現在の毛皮及び毛皮製品に対する税率の引下を行うとともに下級品に対し免税点を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

引揚者及び留守家族に対する租税免除に関する請願(請願者四日市市大字六呂見三千七百十二番地東末松外十二名)(山手滿男君紹介)(第一四六六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが國における塩の需要百六十万噸の内百万噸は食料塩、残余は工業塩で、從つて現在の製塩設備は塩の需給関係上全部必要となるのであるが、石炭、電力の現状に鑑み現設備を全部企業的にか動させることは困難であるので、政府は昭和二十四年製塩業の整理を断行し、能率的工場ばかりを存置することとしたが、残存工場に対して電力の送電ほとんどなく、電氣製塩業者は経営が最後の段階に立ち至つている、ついては、優秀電氣製塩業に対する措置として、最低

一、請願の要旨及び目的

引揚者及び未復員者の留守家族は、極度の生活苦と戰い、精神的苦悩を克服し、更生のため血のにじむような努力をしているが、このまま放置するときは生計の維持に耐えられず、悪の道にはしるか、死を選ぶの外ない悲惨な状態にある、ついては、引揚者及び未復員者に対して租税免除の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

引揚対策の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

電氣製塩対策に関する請願(請願者日本塩業株式会社取締役社長大川忠一郎外一名)(根本龍太郎君紹介)(第一四七九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが國における塩の需要百六十万噸の内百万噸は食料塩、残余は工業塩で、從つて現在の製塩設備は塩の需給関係上全部必要となるのであるが、石炭、電力の現状に鑑み現設備を全部企業的にか動させることは困難であるので、政府は昭和二十四年製塩業の整理を断行し、能率的工場ばかりを存置することとしたが、残存工場に対して電力の送電ほとんどなく、電氣製塩業者は経営が最後の段階に立ち至つている、ついては、優秀電氣製塩業に対する措置として、最低

年間三千時間操業可能のように電力を與え、若し前記の電力確保が困難な場合には、それに應じ現行賠償價格を引上げ、又電氣製塩業者が金融を受けられるよう金融機関又は專賣公社にあつ旋されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

未亡人の所得税軽減に関する請願（請願者宮崎縣宮崎市大宮すみれ会代表遠藤美津子外百九十一名）（川野芳滿君外四名紹介）（第一五一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

未亡人は男子と違つて身体的に智能的に劣つているにかかわらず、未亡人に対する課税は見掛取的課税によつて男子同様の税金を課せられている、しかし各種の職業について見ても夫のある妻の方が未亡人より所得が少ないということはないのであつて、これら未亡人の実態を調査の上、夫のある妻と未亡人との所得税の相違について考慮し、未亡人の所得税は男子に比べて軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

農民課税の適正化に関する請願（請願者長崎縣島原市高島町四百二番地植田作男）（三宅正一君紹介）（第一五六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農民課税の適正化を図るため、左記の事項を実施されたいというのである、（一）徴税に当つては、農民の自由申告を尊重するとともに、農民代表等による團体交渉を認めること　（二）物價の変動に應じて基礎控除及び扶養控除を引上げること　（三）供米報奨金に対して課税しないこと。

二、請願の議決理由

食糧増産の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

土地家屋の調査員の免許制に関する請願（請願者長野縣東筑摩郡本郷村大字浅間五十一番地赤羽多知雄外五名）（降旗徳弥君紹介）（第一五七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地籍及び家屋籍の異動を調査し、徴税の基礎を明確にするため、市町村の依嘱により土地家屋調査員が土地家屋所有者の申告の不備を補い調査、整理に当つているが、該調査員に対する法令が制定されていないので種々の支障を來し、異動の無申告、未整理は膨大で、課税標準の適正なる把握、供出割当、配給、農地改革等の國家的事業を阻害しているから、特定技術者を該調査員として免許制をとり、調査上の資格を附與する立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

愛知郡に税務署設置の請願（請願者愛知縣愛知郡東郷村字和合愛知郡町村会代表小島覺市）（早稲田柳右エ門君紹介）（第一五八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知縣愛知郡は名古屋市熱田税務署の管轄に属しているが、地形、業体等の関係で不便が多いから、納税の便を図るため、該郡内に税務署を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

徴税機構の整備強化は現下において早急に施行の必要があり、本請願は、この見地よりこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

西春日井郡に税務署設置の請願（請願者愛知縣西春日井郡町村長会長井上重敬）（早稲田柳右エ門君紹介）（第一五九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知縣西春日井郡は名古屋市西税務署の管轄に属しているが、地形、業体等の関係で不便が多いから納税の便を計るため、該郡内に税務署を新設するか、又は小牧税務署管内へ変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

租税収入確保の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

塩の賠償價格引上等に関する請願（請願者愛知縣幡豆郡吉田町幡豆塩業組合理事長伴徳松）（三宅則義君紹介）（第一六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年一月塩の買上が再開されたが、代用燃料使用による適正賠償金の値上げなく平釜業者の前途は暗たんたるものである、ついては、平釜業者救済のため左記の対策を講ぜられたいというのである、（一）現業維持に必要な賠償金の引上　（二）精炭の配給　（三）自給整備の優秀な遊休施設の利用改善。

二、請願の議決理由

本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

陸上運搬業者に対する取引高税免除に関する請願（請願者大分縣小運搬商業協同組合理事長植木榮助外二十八名）（金光義邦君紹介）（第一六三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全國における陸上小運搬業者の実情はほとんど牛又は馬一頭及び一車輛を以て業者自らひき子となり貨物運送業に従事しているが、これらの一箇月運賃収入高は三万円未満であるので、取引高税法が改正の場合、その非課税範囲に入ることになるから、該税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その主旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

歯科医業に対する課税軽減の請願(請願者日本歯科医師会長佐藤運雄)(花村四郎君紹介)(第一六四九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近歯科医業に対する課税は著しく高率となつたので、歯科医師の生活は脅かされ、轉廃業者が続出しており、又重税の余り一般患者に轉嫁されれば、國民の保健衛生にも重大な影響を及ぼす虞があり、且つ歯科医業はその公共性から種々の制約をうけ一般営業とは異る業務があるから、医業に対する所得税を軽減し、特別所得税は全廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、國民の保健衛生維持の見地より歯科医業の公共性及び特殊性にかんがみ、妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

薬用人参に対する課税軽減の請願(請願者長野縣小縣郡丸子町小林茂平外四百七十六名)(井出一太郎君外二名紹介)(第一六七四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

薬用人参は、わが國の特産品で輸出品としても有望であるが、長野縣の栽培者に対する所得税は、該品が永年作物で生産費も他作物に比し著しく多額を要する事情を全く無視して決定されるため、作付を放棄する者が続出している、一方他縣ではいずれも課税の減免、又は一般作物と同様の課税が行われている実情であるから、長野縣の課税も軽減し、他作物と同程度に取り扱われたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨に対し政府が妥当なる解決をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

文部委員会

教育映画の巡回映写助成に関する請願(請願者東京都中央区京橋二丁目十一番地千代田生命ビル内東京文化映画協会事務理事日野鶴吉)(石田一松君紹介)(第一九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育映画の巡回映写は、都市、地方を通じて学童の文化水準の向上に多大の貢献をしていると信ずる、しかるに現在教育映画に対して入場税を課しているが、義務教育を受けつつある学童を課税の対象とすることは誠に不合理である、ついては、教育映画の質的向上と学童の教育上の効果を上げるため巡回映写の教育映画に対して入場税を免除するか若しそれができぬ場合は免税点を十円に引上げるとともに損耗し易い紙製暗幕の代りに布製の暗幕を公価で配給されたいというのである。

二、請願の議決理由

映画教育振興のため、学童の映画観覧料の軽減、あるいは上映設備等の助成策を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

六・三制実施のため校舎建築費國庫補助増額の請願(請願者山形縣議会議長加藤富之助)(關司安正君紹介)(第五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

六・三制義務教育制の実施を促進させるためには、先ず校舎設備がこれに伴わねばならない、特に寒冷地の東北地方については氣候、交通等の特殊事情を考慮されて教室、屋内体操場等の校舎建築費に対し格別の國庫補助をされたいというのである。

二、請願の議決理由

先に文部委員会は六・三制完全実施のために予算的措置を要望する決議文を本院に上程したが、それと同一趣旨に基いて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

鹿児島農林専門学校所属演習林拂下の請願(請願者鹿児島縣肝属郡牛根村長平野彦太郎)(前田郁君紹介)(第七九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島縣肝属郡牛根村は、山林が大部分を占め耕地に惠まれないため、多くの村民は薪炭を製造し、鹿児島市及び対岸各地に移出することを生業として來たが、その山林の大部分が鹿児島縣農林専門学校所属の演習林となつたから、村民の困窮はなはだしく終戦後益々激化しつつある、ついては、速かに該演習林を該村に拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

牛根村民の経済的苦境を救う目的をもつて、事情の許す限り、鹿児島農林専門学校所属演習林の一部又は全部を該村に拂下げるか、或は適当な方策をたてる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

義務教育費の地方負担緩和に関する請願(請願者宮崎縣議会議長甲斐善平)(川野芳滿君外四名紹介)(第八七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎縣は風水害復旧費並びに戰災復興の諸事業費等の緊急不可欠の経費に追われながら縣稅額の四割二分を義務教育費として負担せねばならぬ現況は、教育事業に深刻な影響をもたらすもので誠に寒心にたえない、ついては、義務教育費を全額國庫負担とされたいがそれが困難な場合は教育税を新設して地方負担を緩和されたいというのである。

二、請願の議決理由

教育振興のため、予算的措置を講ずることの必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

新制中学校建設費助成に関する請願(請願者山口縣市長協議会長山下太郎外一名)(周東英雄君外一名紹介)(第一〇六号)、同(請願者山口縣知事田中龍夫外三名)(佐藤榮作君紹介)(第一三二号)、同(請願者北海道上川郡永山村長齋藤享外一名)(河口陽一君紹介)(第一六三号)、同(請願者大分縣議会議長荒金啓次)

(村上勇君紹介)(第二五八号)、同(請願者宮崎市宮崎縣廳内宮崎縣教育委員会代表鹿島透外一名)(瀬戸山三男君外四名紹介)(第二八八号)、同(請願者島根縣松江市長小林誠一外百四十八名)(中崎敏君紹介)(第三二九号)、同(請願者北海道三石郡三石村片山銀助外六三五名)(岡田春夫君紹介)(第三三〇号)、同(請願者和歌山教育委員会鍋島藤一外三名)(世耕弘一君紹介)(第三三一号)、同(請願者岩手縣九戸郡中野村長南福松)(鈴木善幸君紹介)(第三七八号)、同(請願者奈良縣議会議長植田周一)(前田正男君紹介)(第四二三号)、同(請願者岩手縣議会議長村上順平)(淺利三朗君外二名紹介)(第五二一号)、同(請願者福岡縣教育委員会代表下川履信)(守島伍郎君紹介)(第五三九号)、同(請願者岩手縣議会議長村上順平)(高田弥市君外五名紹介)(第六四一号)、同(請願者日立市長高嶋秀吉外一名(橋本登美三郎君外二名紹介)(第六四二号)、同(請願者岐阜市議会議長松原喜八)(大野伴睦君外二名紹介)(第七三五号同(請願者北海道教職員組合角田村支部長寒河江龍藏外三百五十名)(岡田春夫君紹介)(第七五九号)、同(請願者北海道上川郡永山村長齋藤享外一名)(今野武雄君外二名紹介)(第七六〇号)、同(請願者北海道上川郡下川村村会議長村上貞次郎)(柄澤もと子君外一名紹介)(第八〇九号)、同(請願者北海道上川郡下川村村会議長村上貞次郎)(河口陽一君紹介)(第八二四号)、同(請願者東京都葛飾区議会議長大塚成一)(中島守利君紹介)(第八二五号)、同(請願者東京都港区立南山小学校、父母教師の会長大塚二郎)(渡部義通君外二名紹介)(第八四九号)、同(請願者島根縣議会議長恒松安夫)(木村榮君紹介)(第九〇五号)、同(請願者北海道河西郡芽室町長大村捷三外三名)(高倉定助君紹介)(第九一一号)、同(請願者福岡縣久留米市諏訪野町緒方時藏外二名)(福田昌子君紹介)(第九六二号)、同(請願者仙台市勾当台通り宮城縣教育委員会委員長野口秀敏外一名)(大石武一君外一名紹介)(第九三六号)、同(請願者鹿兒島縣囎唹郡岩川町長吉瀬寛外十名)(前田郁君紹介)(第九六四号)、同(請願者鳥取縣廳内鳥取縣教育委員会委員長佐々木縣一)(足鹿覺君紹介)(第九六五号)、同(請願者仙台市花原院通三十番地澁谷栄太郎)(佐々木更三君紹介)(第一〇八九号)、同(請願者東京都世田谷区廻沢町六百十四番地婦人團体協議会代表森田キミ)(戸叶里子君紹介)(第一二六一号)、同(請願者北海道岩内郡岩内町立高台中学校ピー・テー・エー会長林實一)(椎熊三郎君紹介)(第一三九〇号)、同(請願者山梨縣北巨摩郡多麻小学校ピー・テー・エー会長丸茂商三外百八十名)(小林信一君紹介)(第一四九一号)、同(請願者福岡縣鞍手郡小竹町長春孝一外十一名)(田代文久君紹介)(第一五五七号)、同(請願者北海道留萌郡鬼鹿村長近藤武雄)(玉置信一君紹介)(第一七九五号)及び同(請願者三重縣多氣郡川添村長野村政郎)(中村清君紹介)(第一八二七号)に関する

報告書

一、請願の要旨及び目的

新制中学校校舎の建設は、着々進捗しつつあるが、現在のところ充分とまで行つていない。しかるに昭和二十四年度の教育予算は大削減されると聞くが、これでは新教育制度を破滅に陷れることになる、ついては、新制中学校校舎建設費の國庫補助並びに地方起債許可の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

教育振興のため、新制中学校建設費に対し、予算的措置を講ずべき必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

新制中学校建設費予算確保の請願(請願者東京都千代田区一橋全日本中学校長協会名倉愛吉)(國谷光衞君紹介)(第一二八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年度文部省予算は、大削減されると聞くが、かくては現在建設途上にある新制中学校の前途を崩壊に導くものである、ついては、新制中学校建設に必要な最少限度の予算を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方並びに國家財政は困窮している実情にあるとはいえ、國家再建には教育こそ重要な基本的條件であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

史料館設置に関する請願(請願者慶應義塾大学教授社会経済史学会理事野村兼太郎外九十六名)(森戸辰男君外六名紹介)(第一七三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従來わが國の歴史がいわゆる「支配者の歴史」であつて、國民生活に最も関係の深い産業、経済、社会等の部門がおろそかになり、なかんづく近世の庶民生活についての研究はなきに等しい実情であつた、従つて今後の歴史研究者は民間記録に実証的な研究を進めなければならぬ、しかるにこれら資料は戰時中又終戰後も反故として処分されつつあることは誠に遺憾である、ついては、貴重な民間史料の散逸を防ぐため國立史料館を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

國史研究の分野において庶民生活に関する部分の調査が特に今後重要視されると思われるが、この方面の研究資料は貴重な民間記録に頼る以外に求められない、しかるにこれらの記録の保存は今や危機に頻している、それ故民間史料の散逸を防ぐために國立史料館を設置することが妥当であると思われるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

新制中学校の教育振興に関する請願(請願者半田市立半田中学校長淺野春一外十名(淺香忠雄君紹介)(第一七九号)に関する

報告書

一、請願の要旨及び目的

新制中学校の教育振興のため左の事項を実施されたいというのである。(一)教員の定員数は一学級二名と定め、生徒数は四十名とすること　(二)昭和二十四年度の校舎建築費國庫補助は前年度の一倍半に増額すること　(三)教員の再教育と指導主事教育のため國庫補助を増額すること

二、請願の議決理由

教育の振興を図るため、新制中学教員の定数、一学級收容生徒数及び校舎建築費國庫補助の増額並びに教員の再教育と指導主事教育のため國庫補助を増額すべきこと等は國家再建の基礎條件としてその必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日
文部委員長　原　彪
衆議院議長幣原喜重郎殿

寄少年教育に対する総合的研究機関設置に関する請願（請願者東京都世田谷区松原町四丁目三百四番地内村祐之外十三名）（小林運美君紹介）（第二一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現下における青少年の現状に鑑み、青少年一般に関する総合的な科学的研究を行い、青少年指導に関する根本的方策を打ちたて、恒久的な施策を促進することは、文化國家を建設する上に欠くことができないが、基礎的な研究調査がほとんど行われていないのは誠に遺憾である、ついては、速かに青少年教育に対する総合的研究機関を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
現下の青少年の情況にかんがみ、これが指導に関する根本的な方策を、恒久的且つ総合的にして基礎的な研究調査機関を設けることによつて確立し、もつて文化國家建設に資すべきことの必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
文部委員長　原　彪
衆議院議長幣原喜重郎殿

教育映画助成に関する請願（請願者東京都港区芝西久保櫻川町十八番地財團法人日本映画教育協会長新居格）（小林運美君紹介）（第二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
教育映画の巡回映写は、都市、地方を通じて学童の文化水準の向上に多大の貢献をしていると信ずる、しかるに現在教育映画に対して入場税を課しているが、義務教育を受けつつある学童を課税の対象とすることは誠に不合理である、ついては、教育映画の質的向上と学童の教育上の効果を上げるため巡回映写の教育映画に対して入場税を免除するか若しそれができぬ場合は免税点を十円に引上げるとともに損耗し易い紙製暗幕の代りに布製の暗幕を公価で配給されたいというのである。

二、請願の議決理由
映画教育振興のため、学童の映画観覧料の軽減、或は上映設備等の助成策を講ずることの必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して議決すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日
文部委員長　原　彪
衆議院議長幣原喜重郎殿

史蹟燈明寺畷新田塚修理費全額國庫負担の請願（請願者福井縣吉田郡西藤島村藤島神社宮司安齋二郎）（坪川信三君紹介）（第二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福井縣吉田郡西藤島村の史蹟燈明寺畷新田塚は、昭和二十三年六月の北陸震災のため堂宇は全壊し、碑石は倒壊したが、次いで起つた豪雨のため九頭龍川の堤防が決潰し、その管理に当るべき藤島神社も震災のため困窮しているから、その復旧費を考慮する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の議決理由
福井縣吉田郡西藤島村の史蹟新田塚が、昭和二十三年六月の震災のため、堂宇が破壊し、次いで起つた豪雨のため九頭龍川の堤防が決潰し、全壊した堂宇を埋没したが、その管理に当るべき藤島神社も震災のため困窮しているから、その復旧費を考慮する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日
文部委員長　原　彪
衆議院議長幣原喜重郎殿

新制大学入学者検定試験制度施行に関する請願（請願者岡谷市五千六百九十五番地瀧澤清正）（林百郎君紹介）（第二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
学問の自由が保障されている現在、あらゆる困難を忍んで苦学する多数の人材に前途の光明を與えるため、新制大学に入学しようとする者で高等学校を卒業しない者に対して新制大学入学者検定試験制度を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
教育民主化の徹底及び廣く人材を養成する意味で、新制大学入学者検定制度を施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日
文部委員長　原　彪
衆議院議長幣原喜重郎殿

中尊寺における國宝及び特別保護建造物修理費國庫補助の請願（請願者岩手縣西磐井郡平泉村長西洞一郎外四名）（淺利三朗君外四名紹介）（第二三〇号）及び同（請願者岩手縣議会議長村上順平）（淺利三朗君外二名紹介）（第五〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
中尊寺における陸奥守鎮守府將軍藤氏三代平泉経営の遺物、金色堂経藏及び三千有余点の建築、美術、工藝の文化的價値は世人の認めるところであるが、該寺の保有農地の買收、補助金の停止等のため該寺の経営は困難となり、殊に金色堂経藏の屋根及び瓦の破損、腐朽がはなはだしい、ついては、該寺における國宝及び特別保護建造物の修理費を國庫で補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
岩手縣平泉村中尊寺の、國宝としての文化價値が高いことは、世人のよく知るところである、近年該寺の経営が特に困難となり、この修理保存費に困窮している、速やかにこの対策を講ずべき必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日
文部委員長　原　彪
衆議院議長幣原喜重郎殿

習字教育振興に関する請願（請願者東京都品川区西大崎四丁目七百八十番地豊邊中）（水谷昇君紹介）（第二五六号）、同（請願

者京都市中京区富小路二條下ル俵屋町一九八番地木村辨次郎外五名)(高木吉之助君紹介)(第五三八号)、同(請願者豊橋市向山町官有地市営住宅十一号山本新治外二名)(福井勇君紹介)(第九〇九号)及び同(請願者奈良市佐保川南町九百八十六番地二九号辻本勝巳外四十三名)(前田正男君紹介)(第九一〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新教育制度の実施とともに小学校で毛筆習字を課することができなくなつたが、毛筆習字は兒童の心身の発達並びに精神修養に役立ち、又東洋文字の書写はやがて藝術への基礎ともなるもので、その價値は多大であるから、土地の狀況あるいは父兄、兒童の希望によつては自由に毛筆習字を課することができるよう速かに現制度を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

習字教育の長所を生かすため、現制度に対し特に檢討を加える必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

六・三制完全実施のため全額國庫負担並びに教育予算増額の請願(請願者宮城縣父母教師会連合会長澁谷榮太郎)(庄司一郎君紹介)(第二五七号)、同(請願者津市津中学校内中西了教外二千六百名)(水谷昇君紹介)(第一〇三二号)及び同(請願者北海道爾志郡乙部村字栄浜宍戸吉十郎外六十五名)(今野武雄君外二名紹介)(第一二五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

六・三制完全実施のため、これが経費を全額國庫負担とされるとともに万難を排して教育予算の大幅増額を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願第五十四号と同一の趣旨に基づいて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

教育予算増額に関する請願(請願者福島縣田村郡飯豊村大字浮金石井幸三郎外一万三千八百名)(圓谷光衞君紹介)(第二六七号)及び同外十五件(請願者東京都中野区立第一中学校ピーテー、エー会長小谷津勇治外一万八千名)(高木章君紹介)(第二六九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが國を文化國家として再建するためには教育の復興にまつ外はない、しかるに学校施設の建設は遅々として進まず、教員の生活は窮乏しており、教育界の現狀は國家的命題と逆行する方向に向いつつある、ついては、昭和二十四年度教育予算を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

教育に対する諸種の施策は、國民の自発的想意に対してあまりに貧困である、かくては國民に思想上の悪影響悪結果を招來する虞れがあると考えられるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

國宝富貴寺大堂修理費國庫補助増額の請願(請願者大分縣議会議長荒金啓次)(永田節君紹介)(第二七〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分縣の國宝富貴寺は藤原時代の代表的建造物であるが、昭和二十年四月の爆風によつて破損をこうむり、目下修理復興中である、しかるに物價の高騰のためその予算が不足するに至つたが、法隆寺金堂炎上後の現在該國宝の保存はきわめて重要なもので、これが防火設備、壁画保存のための手当、赤外線写眞撮影等は緊急を要するものと信ずる、ついては、昭和二十四年度において該國宝の修理及び保存費に対し國庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

大分縣富貴寺は、藤原時代の一代表的建造物であるが、その保存及び修理費に対し、國庫補助を考慮すべき必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

私学助成に関する請願(請願者京都市左京区浄土馬場町一丁目百七十一番地石田健逸外七名)(圓谷光衞君紹介)(第二八七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰後における教育は、わが國を民主主義文化國家に建設するため再発足したのであるが、物價の暴騰によつて私学の経営の困難はその極に達し、ために数回にわたつて授業料を止むなく値上するに至つたが、そのため学生生活は困窮に陷り、学業を放棄するものが多い実情である、ついては、私学財政の危機を打開するため、教育財團に対する寄附金を免税し、教育復興金融公社を設置するとともに私学に対する貸付の確立を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

米國学術顧問團の勧告にもあつた通り、日本の私学がいかに國内の民主化に役立つてきたかは改めて述べるまでもなく周知のことである、今やこの私学の困窮はまことに社会的にも大きな損失と考えねばならぬので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

教育予算増額等に関する請願外一件(請願者新潟縣中蒲原郡新

津町大字田家新潟縣教職員組合執行委員長樋口三代基外一万八千名)(三宅正一君外十四名紹介)(第二九九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年度の教育予算は、公共事業費の中に繰り込まれ、その額は極めて少額に削減されると聞くが、昭和二十四年は新学制実施の完結年度で、この重大な時期に当り新制中学校の建築、教員定数の増加、大学教育の充実及び私学の振興等のため、教育予算を大幅に増額し、又教育関係法案の立案には教職員組合の意見も参照されたいというのである。

二、請願の議決理由

六・三制の完全実施の危機にあるとき本請願の趣旨はもつともと考えるので、本請願は、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

福岡市に國立博物館分館設置の請願(請願者福岡縣知事杉本勝次外三名)(松本七郎君紹介)(第三六八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は従來の文化、美術の中央集中主義を改め各地に國立博物館分館の建設を計画中と聞くが、福岡市は西日本随一の政治、経済、産業、学術、文化の中心地であり、又旧武徳殿であつた博物館としての好適な建物を有するのであるから、該市に國立博物館分館を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

國立博物館分館を各地に建設し、地方特有の文化財の蒐集保存及び一般公開に供することは極めて望ましい、この場合九州の学術、文化教育の中心である福岡市に、この位置及び有する施設を考慮して、分館を設置する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

無縁故引揚兒童教育施設費全額國庫負担の請願(請願者横浜市港北区日吉町四四一番地富豊太郎外二十名)(伊藤郷一君外一名紹介)(第三七一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年度から実施されようとする新制高等学校の教科課程中國語科殊に漢文の取扱は愼重を欠いた措置で一部論者の一方的見解によつたもので正しい國語教育の在り方ではなくはなはだ遺憾である、ついては、漢文が日本古典として必修國語中においても取扱うことができるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

漢文がすでに日本古典として國民の精神的教養を高める上に貢献しつつある点を認め、新制高等学校の國語教育の中における位置について特に検討を加える必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

無縁故引揚兒童の教育施設に対しては特に財政的援助をなすべき必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

教育映画の学童に及ぼす教育的効果を充分にあげさせるために、現状では巡回映写が有効な方法であるから、これに必要な資材の配給につき適当な便宜措置を講ずべき必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

教育映画の巡回映写団体に暗幕配給の請願(請願者東京文化教育映画協会専務理事日野鶴吉)(森戸辰男君紹介)(第三七三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育映画巡回映写は、都市、地方を通じて学童の文化水準の向上に多大の貢献をしていると信ずる、しかるに巡回映写は晝間映写の関係上暗幕を必要とするが現在これを欠くため充分な効果を挙げることができない状態にある、ついては、巡回映写團体に対して機械一組につき六尺に九尺の暗幕を公定價格で配給されたいというのである。

二、請願の議決理由

教育映画の学童に及ぼす教育的効果を充分にあげさせるために、現状では巡回映写が有効な方法であるから、これに必要な資材の配給につき適当な便宜措置を講ずべき必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

著作権法改正に関する請願(請願者東京都中央区築地一丁目二十番地日本蓄音機レコード協会長武藤與市)(水谷昇君外一名紹介)(第四〇五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行著作権法は制定以來数次の部分的改正を見たが、これを諸外國の法制に比較してみると、條文配列の不整、用語の難解、重要規定の欠除等はなはだしいものがある、ついては特に音樂及び蓄音機レコードに関する規定の整備改正を要望するというのである。

二、請願の議決理由

現行の著作権法は、種々の観点からこれを改正する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

高田忠周書石文保護に関する請願(請願者東京都世田谷区上馬町一丁目五百七十番地井出萬重)(井出一太郎君紹介)(第四一一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都旧陸軍参謀本部前に建立されていた大山元帥の銅像の背後銘の石文は高田忠周の書を刻石したものであるが、これは古來中國の数多くある石刻中にも比類のない東洋一をうたわれたほどのものであるが、現在銅像は撤去され、石文はいたずらに雨露にさらされて顧みられないのは誠に遺憾である、ついては、世界的大美術品である該石文の保護に万全の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

現在放置されている高田忠周石文について、美術品としてのすぐれた價値を認めるとともに、その保護について適当な処置を講ずる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日
文部委員長　原　彪
衆議院議長幣原喜重郎殿

藝術大学に邦樂科設置の請願（請願者東京都麻布区我善坊町二十一番地稀音家淨観外三十五名）（水谷昇君外一名紹介）（第四一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京音樂学校より文部省に提出された藝術大学の音樂部案には、日本音樂が除外されているが、日本音樂は、邦樂科の名称の下に、昭和十一年東京音樂学校に新設され、以來日本音樂の発展と、正しい古典音樂維持のために盡し、將來大いに期待されるようになつて來たのであり、これを藝術大学から除外することは、日本音樂のため、はた又日本文化のため誠に遺憾である、ついては、藝術大学に邦樂科も設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
自國の文化價値を知らずして外國の文化を移入することは、決して眞の文化國家の建設にはならない、その意味で邦樂は、大学の正科にとり入れて学問的に、科学的に邦樂の價値の探究と形成に努める必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日
文部委員長　原　彪
衆議院議長幣原喜重郎殿

國民道義高揚に関する請願（請願者天台宗叡山講総本部会議長畑和孝外二名）（河原伊三郎君紹介）（第四一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
文化國家再建途上にあるわが國において、國民の道義はたい廃し國家の前途誠に憂うべき狀態にある、ついては、國民道義の高揚の施策に強力な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
現下のわが國社会情勢から見て、國民道徳を高揚するための施策の特に必要なことを認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日
文部委員長　原　彪
衆議院議長幣原喜重郎殿

六・三制完全実施のため予算確保に関する請願（請願者東京都世田谷区大藏町千八百四十三番地福田茂一郎外二千六百五十名）（上林山榮吉君紹介）（第四二四号）、同（請願者東京都世田谷区世田谷三百六十八番地田良一男外一万三千名）（廣川弘禪君紹介）（第五〇四号）、同（請願者茨城縣教職員組合執行委員長永井熙）（池田峯雄君外二名紹介）（第五二〇号）、同（請願者水戸市長山本敏雄外二名）（橋本登美三郎君外二名紹介）（第五八八号）、同（請願者大阪府三島郡富田町長星野重顯外百三十六名）（松永佛骨君紹介）（第七〇四号）、同（請願者水戸市西原町三千三百九十七番地塚原俊郎）（塚原俊郎君紹介）（第九〇七号）、同（請願者若松市東名屋町十番地渡部力外二千名）（菅家喜六君紹介）（第一〇七〇号）、同（請願者秋田縣平鹿郡増田町牛助村二九小原彌助外百五十名）（笹山茂太郎君紹介）（第一一二四号）、同（請願者和歌山縣西牟婁郡朝來村井戸本新藏外七十六名）（世耕弘一君紹介）（第一二六三号）、同（請願者北海道石狩郡当別町長近藤辰雄）（小川原政信君紹介）（第一四三七号）、同（請願者芦屋市三條南町八十五番地大阪婦人團体勤労團体代表山本周子外二千百名）（戸叶里子君紹介）（第一四九一号）、同（請願者大阪市会文教委員会山中さだ外一名）（渡部義通君外一名紹介）（第一五五四号）、同（請願者横浜市南区中島町三ノ五二木下美代子外約八千名）（原彪君紹介）（第一五九六号）及び同（請願者水戸市茨城教育会内茨城縣防衛会議準備会教職員組合代表篠原忠男）（塚原俊郎君紹介）（第一六一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十四年度予算編成にあたり、六・三制の完全実施のため、該予算を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由
教育振興のため、六・三制完全実施につき、予算措置を講ずべき必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日
文部委員長　原　彪
衆議院議長幣原喜重郎殿

國際オリンピック馬術競技参加準備助成に関する請願（請願者東京都港区赤坂福吉町篠田弘作）（篠田弘作君外九十二名紹介）（第四四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが國が國際オリンピック競技に参加することは、わがスポーツ界に光明を與え國民の体位を向上し健全な精神をかん養し國際善親に貢献するところが大きい、しかるに馬と人との訓練に長年月を要し、その上馬の買入、飼料、調教に多大の経費がかかるが、軍なき現在民間でこれをやるか、國がこれに当るより外はないが、民間でこの大事業を遂行することは困難である、現に日本國際馬術協会はこの目的のため設立されたが、財政難のため止むなく事業を中止するに至る段階にまでなつている、ついては、この意義深い事業のためその経費ねん出に対し適当な方法を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
わが國も國際オリンピック競技に参加することができることを予想して、これに馬術を参加させるために、これが準備施設を講ずべきことの必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なを、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日
文部委員長　原　彪
衆議院議長幣原喜重郎殿

日光の國宝建造物修理に関する請願（請願者東照宮宮司古川左京外二名）（船田享二君紹介）（第四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
日光國立公園の中核をなす二荒山神社、東照宮、輪王寺は陽明門を除く外は神橋、三佛堂等、木部の腐朽、彩色のはく落、建物の傾斜等惨たんたる狀態にあるが、これが復旧修理は一社寺の微力財政では困難であるから國宝保存、外客誘致上からも國庫をもつてこれが修理を速かに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
栃木縣日光の二荒山神社、東照宮、輪王寺等は我國有数の國宝である、現況は相当に荒廃しているので、これが修理について財政的援助を與えることの必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日
文部委員長　原　彪
衆議院議長幣原喜重郎殿

廣瀬村の樺太無縁故引揚兒童教育施設費國庫補助の請願（請願者宮城縣宮城郡廣瀬村長庄子長吉外一名）（庄司一郎君外二名紹介）（第七六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城縣宮城郡廣瀬村は昭和二十三年十月から無縁故樺太引揚者及び収容施設を設置して以來急激に

人口が増加し、それに伴つて小学校兒童数も増加したため、現在廣瀬小学校は百名近い学童を一教室に收容授業をしている狀態である、ついては、新制中学校の建設費さえねん出困難である該村の現況にかんがみ、小学校教育の完ぺきを期するため、廣瀬小学校増築費の全額國庫負担を要望するというのである。

二、請願の議決理由

宮城縣宮城郡廣瀬村の樺太無縁故引揚小学校増築費につき、この種の問題は今日重大な社会問題となりつつある現狀にかんがみても是非とも予算的措置を講ずべき必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四五年月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

宮城縣立農学寮を農業高等学校に昇格の請願(請願者宮城縣宮城郡七北田村長早坂平助外十一名)(庄司一郎君外二名紹介)(第七六二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城縣宮城郡廣瀬村所在の縣立農学寮は、該地方唯一の高原農法並びに酪農法の主要指導教育施設であるが、現在本寮は新学制を適用されていないため教育の徹底を期することができない実情である、ついては、該地方の特殊事情にかんがみ、該農学寮を完備した教育機関として國立による大学附属か或は農業高等学校として昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城縣立農学寮が高原農法並びに酪農法の指導教育施設として貢献している実情にかんがみ、農業教育振興の立場より、該校の高等学校昇格について特に考慮される必要があることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

新制高等学校卒業程度の検定制定に関する請願(請願者日本通信教育協会理事長近藤吉雄外四名)(三浦寅之助君外一名紹介)(第八〇〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の専門学校入学者及び実業学校の卒業程度検定制度は、今回の学制改革に伴い廃止される由であるが、新制高等学校は義務教育修了者数に比して收容力が少いだけでなく、諸種の事情から向学心に燃えながら新制高等学校の過程を修了できない独学者又は通信教育を受けた者に、等しく進学の機会を與えるため、新制高等学校卒業程度の検定制度を速かに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

教育振興のため、新制高等学校卒業程度の検定制度を設けることの妥当なることを認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

観光関係出版物に用紙割当の請願(請願者全日本観光連盟会長松平恒雄外一名)(岡田五郎君紹介)(第八一六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

観光立國の成果を発揮するには、対内外宣傳は欠くことができないが、とかく観光宣傳用紙は第二義的に取り扱われ、割当量も僅少で特に対外宣傳用の高級紙は入手困難であるため、充分な宣傳ができない実情である、ついては、観光関係出版物の用紙に一般用紙と別個のわくを設け適当な紙種の必要量を割当られたいというのである。

二、請願の議決理由

外貨獲得のため、観光施設の充実を期すべきことの必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

國宝保存法改正に関する請願(請願者古文化保存協会理事長岡田茂玉外三名)(関谷光衛君紹介)(第八四一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが國は文化國家として文化財の保存に万全を期することは緊急の要務であるが、これがためには、國民の間に國宝尊重の氣風を高揚するとともにこれが保存のため行政上又管理上民主的方途によつて事務の簡素化と管理の完ぺきを基準として、現行の國宝保存法を左記の要旨に基いて改正されたいというのである。(一)國宝の定義を明かにすること　(二)國宝の管理につき一元的行政機関として内閣直属の特別廳の設置　(三)特別廳に保存管理委員会の設置　(四)國宝の維持保存施設費に対し全額國庫負担　(五)國宝建造物の防火措置等。

二、請願の議決理由

現行の國宝保存法は根本的に検討を加える必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

教育予算削減及び学校寄附反対の請願(請願者東京都北区豊島八丁目十九番地齋藤升一外八百六十五名)(神山茂夫君紹介)(第九〇六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育予算の削減は、学校に対する寄附の強制、教員のかく首等教育に及ぼす影響が大きいから、これに反対するというのである。

二、請願の議決理由

教育の振興を図るため、教育予算の確保につき考慮を加うべき必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

國宝保存に関する請願(請願者奈良縣教育委員会委員長中野荘次)(前田正男君紹介)(第九〇八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが國の國宝等貴重な文化財は、これに対する認識の欠除と僅少な國庫補助のため、荒廃の一途を辿りつつあることははなはだ遺憾である、ついては、法隆寺金堂焼失を契機として、古文化財保存に対する認識を新たにし、法隆寺再建の基本方針を確立しこれがしゆん工復元を図るとともに、國宝の保存に関して國庫補助の増額その他必要な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが國の國宝等貴重な文化財保護に関して予算的措置を講ずべき必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

福岡縣の國宝及び重要美術品保存に関する請願（請願者福岡縣久留米市諏訪野町緒方時藏外二名）（福田昌子君紹介）（第九六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが國の國宝等貴重な文化財は、これに対する認識の欠除と僅少な國庫補助のため、荒廃の一途を辿りつつあることははなはだ遺憾である、ついては、法隆寺金堂焼失を契機として、古文化財保存に対する認識を新たにし、法隆寺再建の基本方針を確立しこれがしゆん工復元を図るとともに、國宝の保存に関して國庫補助の増額その他必要な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

國宝保存の全般の問題と関連して、福岡縣における國宝及び重要美術品も当然保存の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

朝鮮人学校教育費國庫負担の請願（請願者東京都板橋区赤塚町四百七十一番地金黨外二名）（春日正一君外二名紹介）（第一〇三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが國在留の朝鮮人は、教育基本法によつて民族的差別なく教育を受ける権利を有し、法律に従い納税その他あらゆる義務を果しているのであるから、朝鮮人学校教育費に対し國庫負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

朝鮮人学校教育費に対しても、予算的措置を講ずる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

カレンダーを出版部類に編入の請願（請願者大阪市東区南久宝寺町新日本カレンダー株式会社取締役宮崎繁）（角田幸吉君外一名紹介）（第一一一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

カレンダーは戰時中の物價統制により現在まで單なる一般商品として取扱われ、物品税を課せられているが、該品は著作物であり、暦及び農作諸行事等の編纂に研究を要する重要な出版物であるから、出版部類に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

カレンダーを出版部類に編入して取扱うことの妥当なことを認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

朝鮮人教育問題等に関する請願（請願者東京都中央区槇町一丁目三番地元容徳）（今野武雄君外一名紹介）（第一一三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は在留朝鮮人の民族教育の自主権を尊重して左の事項を実施されたいというのである。（一）朝鮮人学校への教育費支給を法文化し、且つ教育費の全額支給　（二）千九百四十八年四月二十四日の朝鮮人学校事件による投獄者の即時釈放　（三）大学法案の撤回及び教育予算を削減しないこと、並びに六・三制の國費による完全実施。

二、請願の議決理由

民族特有の教育面のあることを認め、これを尊重するとともに、学校教育法に照し、必要に應じて財政的援助措置を講ずる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

著作権法中の一部改正に関する請願（請願者東京都千代田区神田岩本町三番地守屋美智雄外二十二名）（浅香忠雄君紹介）（第一一四三号）及び同（請願者日本文藝家協会長廣津和郎外一名）（船田享二君紹介）（第一五八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の著作権法中の教科書に関する條文は各條約、各國立法にもわが國文化の普及発達とその育成助長を阻害するから、著作権法の改正に際しては左記の通り改正されたいというのである。「普通教育上の教科書の目的に供するために正当な範囲内において他人の著作物を抜すいしゆう錄することは適法である。但しその出所を明示しなければならない。」

二、請願の議決理由

現行の著作権法はこれを改正する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

私立学校経営費國庫補助及び貸付金復活の請願（請願者東京都文京区東京大学内全日本学生自治会総連合中央執行委員長武井昭夫）（渡部義通君外一名紹介）（第一一七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

諸物價並びに人件費の高騰により私立学校の経営難はますます激しく授業料も限度に達した現在、若しこのままで推移すれば独自の傳統にわが教育界に幾多の貢献をなした私学は多く廃校の運命にひんしている、ついては、これが経営費に対し貸付金の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

請願第二八七号と同一の理由により、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

新制中学校教員定数に関する請願（請願者山形縣中学校長会長澁谷忠太郎）（渡部義通君外一名紹介）（第一二五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新制中学校教員の定数減は遺憾であるから、一学級当り教員二名の基準を実現し、実学級に即した定員を配置し、養護教員及び長期病氣欠勤教員は定員のわく外として取り扱われたいというのである。

二、請願の議決理由

教育振興を図るため、新制中学校教員定員増加につき考慮を加うべき必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

延岡市の陸上競技場建設費國庫補助の請願（請願者延岡市長仲田又次郎）（佐藤重遠君外四名紹介）（第一三一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

人口百万の宮崎縣は、現在唯一箇所の縣営運動場を有するばかりであるので、今般延岡市濱部落海岸防風林内の適地に建設計画を樹立し着工の運びに至つたが、これが建設費は市の財政ではとうていその負担にたえないから、國庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

國民体位向上の立場から各地に適当な運動場が設けられることが望ましい、宮崎縣は人口に比しその施設に乏しいから延岡市における陸上競技場建設計画に対しては、政府において考究の上、充分なる財政的援助を與える必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

手藝教育の振興に関する請願

(請願者東京都世田谷区池尻三百六十九番地手藝教育研究会長野田俊作外四百名)(甲木保君紹介)(第一四三八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが國は工藝美術國として世界に知られ、個人の日常生活をはじめ産業、貿易にまで重要な役割を果していた手藝は、戦争のため極度にいび沈滞の現状である、ついては、この特技をますます発揮し、工藝立國の実をあげるため、その基調をなす学校における手藝教育の徹底を図り、又これに対応して手藝教員の養成に適切な方策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

手藝教員を養成すると同時に、手藝特技の発達を助成することは、わが國の現状にかんがみて適切な施設であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

山口市に國際文化館建設の請願

(請願者山口縣廳内ザビエル遺蹟顕彰委員会長田中龍夫)(佐藤榮作君外一名紹介)(第一四六四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが國に欧洲文明が輸入されたのはザビエルの山口市來訪に始まることは周知のことで、以後各地に切支丹文化が普及したのであるが、今年は四百年目に当り國内はもちろん世界的に記念行事が計画されており、観光巡礼團も該地に來山の予定であるから、聖師の遺業を記念し且つ巡礼團の観迎施設とするため、亀山公園に工費六百万円で國際文化館の建設を計画中であるから、該施設費の國庫補助を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

山口市亀山公園に建設中の國際文化館建設に対しては、國庫補助について考慮する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

教育予算確保に関する請願(請願者水戸市南予丸茨城縣教職員組合篠原忠男)(池田峯雄君紹介)(第一五〇八号)及び同(請願者愛知縣教員組合委員長成瀬幡治)(福井勇君外九名紹介)(第一七八六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育財政の貧困は、六・三制実施等の教育振興前途に暗影を投じている、ついては、速かに教育予算を大幅に確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

六・三制教育実施の重要性はいうまでもない、本請願の趣旨はもつともと考えるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

文化財の保存及び保護に関する請願(請願者東京都港区芝新橋七丁目十二番地産別会館内日本映画演劇労働組合中央委員長伊藤武)(船田享二君外三名紹介)(第一五五九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回文化財保存法の上程に際しては、左の事項に関し、特段の措置を講ぜられたいというのである、(一)映画、演劇企業に対する産業順位を引上げるとともに資金、資材を供與すること　(二)ニュース映画、教育映画等に対する入場税免除あるいは保護政策を講ずること　(三)文化財保存法の立案に携わる委員会の委員はその数を限定せず、公選によつて決定すること　(四)委員を公選としない場合は、関係労働組合を始め民間團体の意見を聽取すること。

二、請願の議決理由

文化財保護法案の立案に際しては、廣く一般民間の意見をとり入れる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

ニュース映画、教育映画事業の助成に関する請願(請願者日本映画社事務取締役加藤龍一)(神田博君外一名紹介)(第一五八五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

文化國家として再生するわが國において、國民大衆に対する社会教育と次の時代を荷う学童に対する民主教育の普及は最も重要なことであるが、この事業の一端を使命とするニュース映画及び教育映画事業は、高率の入場税と資材の高騰のため、非常な苦境に追い込まれ、このまま推移すれば事業の存立は不可能となる状勢にある、ついては、ニュース映画及び教育映画事業の助成に適切な施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

ニュース映画及び教育映画事業が國民大衆及び学童の社会教育面において果している成果にかんがみ、当面せる窮状を打開するため、適切な助成措置を講ずる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

福岡女子専門学校昇格の請願(請願者久留米市諏訪野町緒方時藏外二名)(中島茂喜君紹介)(第一七五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新憲法発布と新教育制度の制定によつて、今やわが國女性はあらゆる分野に参與、発言を要する時代となつたが、これに即應できる女子教育の実情は先進國に比し著るしく貧弱であることはいうまでもない、福岡女子専門学校は創立以来二十有五年、既に幾多の英才を育成しているのであるが、今や大学として昇格できる素地と歴史を有する該学校を昭和二十五年四月までに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

女子教育振興の社会的要請に應

じ、教育に関する過去の傳統と業績を認め、該校の大学としての昇格については特に考慮する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　原　彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

厚生委員会

一、國立富士病院施設拡充の請願(請願者富士宮市長小室鶴松外十八名)(宮幡靖君紹介)(第二号)に関する報告書

請願の要旨及び目的

靜岡縣富士郡上井出村所在の國立富士病院は、富士宮市外八箇村及び近接市町村の地方民の保健衛生並びに疾病の予防及び治療上に重大なる役割をつとめておるが、その需要を充たすためには約二百五十床以上の收容能力を必要とするが、現在の患者の予算定員が僅かに七十床に過ぎないため充分なる業績を挙げることができない、ついては、該病院の予算を増額し施設を拡充されたいというのである。

二、請願の議決理由

医療行政の完全を期する上にも必要なる措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、國立都城病院施設拡充の請願(請願者都城市議会議長新宮武二)(瀬戸山三男君紹介)(第四四六号)に関する報告書

請願の要旨及び目的

國立都城病院はその医療技術の優秀と診療費の低廉とで、都城市及び周辺町村住民に與える恩惠は多大なものであるが、小数の医師で多数の患者の診療に従事しその上施設の狭小且つ設備の不完全である現状では、その使命を完遂することが困難である、ついては、医療機関に惠まれない該地方の関係民の福利増進のため、該病院の施設を拡充されたいというのである。

二、請願の議決理由

医療行政上必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、國立國府台病院施設拡充の請願(請願者千葉縣市川市長淺谷竹次郎外九名)(澁谷雄太郎君紹介)(第七五一号)に関する報告書

請願の要旨及び目的

國立國府台病院は全國唯一の國立総合病院であるが、目下收容可能病床は約六百にすぎず、入院希望者はこれをはるかに超えているが、施設の荒廃と勤務人員の不足のため、現存施設を十分利用できない現状である、ついては、國民医療強化のため、該病院施設拡充及び人員補充の予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

医療施設拡充は國民保健上必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

國立湊病院の不正事件解決促進に関する請願(請願者日本療養所患者同盟会長齋藤智勇外一名)(田代文久君外二名紹介)(第一三三一号)に関する報告書

請願の要旨及び目的

國立湊病院において昭和二十二年度患者給食費の内約四十万円が使途不明となりそのため患者の食生活は極度に低下し、不安を感じた患者は調査した結果遂に食費の内三十パーセント又は四十パーセントしか給食されてない事実を究明した外湊病院の多くの腐敗事実が判明した、ついては、病院の徹底的粛正を図るため左記事項を強力に実施されたいというのである。(一)該事件の直接責任者の即時解職　(二)差額四十万円の患者食費の支給　(三)調査に費した費用の病院側負担　(四)院内の徹底的民主化

二、請願の議決理由

民主的な解決を行うことは時宜に適したものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

山形市に國立結核療養所設置の請願(請願者山形市長鈴木重屹外二名)(小野孝君紹介)(第三五四号)に関する報告書

請願の要旨及び目的

山形縣では結核による死亡者は、総死亡者数の二割に当り、又肺結核死亡者は全結核性疾患による死亡者の八割を占める状態であるが、國立療養所病床数は石川縣の結核死亡者百名に対する病床数六十七に対し、本縣は僅か八床に過ぎない、ついては、結核のまん延防止と國民の健康保持増進を図るため、山形市に國立結核療養所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核予防上必要なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

國立病院看護婦の勤務に関する請願(請願者東京都中野区新井町五百十四番地梁瀬美佐子)(田代文久君外一名紹介)(第九一二号)、同(請願者東京都中野区新井町五百十四番地將木貞枝)(松谷天光光君紹介)(第九一三号)及び同(請願者全日本國立医療労働組合婦人部代表三浦はつえ)(大石武一君紹介)(第一二〇七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回労働基準法の実施と医療機関の特殊性に鑑み、従来の看護婦の勤務時間を是正して一日三交代八時間制を実施したが、これに要する人員が増加されないため、看護婦はその業務に倍加する雑役を余儀なくされ、結局非常にか酷な勤務を強要されている、ついては、三交代完全実施に要する人員を補充するとともに看護婦の専門職の分離等を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

労働基準法の精神にも徴し時宜に適したものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

國立療養所高山荘独立に関する請願(請願者岐阜縣高山市本町國立療養所高山荘長辻浦鶴松)(岡村利右衛門君紹介)(第一五六八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國立療養所日野荘の分院である高山荘は従來入院患者が少く、会計、庶務等は分院であつても支障がなかつたが、近來当局並びに東

派出所の指導と盡力により、施設を拡充強化したため入院患者數が飛躍的に增加し、そのため本院との事務連絡等に多大の支障を來している、ついては、高山莊を独立の療養所として支出官を置かれたいというのである。

二、請願の議決理由

医療行政上必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

國立療養所予算增額に関する請願(請願者東京都北多摩郡清瀬村清瀬病院内齋藤智勇)(丸山直友君紹介)(第九九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國立療養所の患者賄費は依然として一人一日五十円二十錢の低額な予算であるため、患者の経済的負担はなはだしく、殊に長期療養生活の患者においては経済的破滅に陷り誠に悲慘な狀態にある、又藥品費においても一日一人八円のままに据え置かれているため、患者負担によらなければ手術を受けえない狀態である、ついては、國立療養所における賄費、藥品費、文化費、作業療養費及び研究費の関係予算を增額されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会経済狀態に即應した措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

香川縣立病院の施設拡充費國庫補助及び起債認可の請願(請願者香川縣知事增原惠吉)(福田昌子君紹介)(第一二八六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本医療團から移管された香川縣立病院は、その設備が狹あい且つ不完備であり、殊に中央病院並びに津田病院は戰災直後の應急施設又は既設建物を借用しているため、医療機関としての機能を発揮できない狀態である、そこで、昭和二十四年度整備拡充実施計画を樹立し、早急にこれが実施の予定であるが、窮乏の縣財政をもつては困難な現狀である、ついては、香川縣下の病院施設拡充費を國庫補助するとともに起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

國民医療施設拡充を國庫にて補助し、必要な措置を行うことは極めて妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

看護婦会の営業継続等に関する請願(請願者長崎縣諫早市八天町諫早看護婦会長山田咲子外一名)(田口長治郎君紹介)(第一一〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに職業安定法の施行により、看護婦会は営業の中止を命ぜられたが、その結果患者は急患の場合にも看護婦を求められないので人命の保護に多大な支障を來している、ついては、看護婦会の医療保助機関としての重要性を考慮して、十八年ないし二十年以上の経営者には営業を許可するとともに他人の免狀を借用して経営しておる看護婦会並びに産婆の副業的看護婦会に対してはその営業を禁止されたいというのである。

二、請願の議決理由

時宜に適した措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

兵庫縣看護婦協会並びに看護婦共同宿舍認可に関する請願(請願者兵庫縣看護婦協会設立事務所麗瀨小春外三名)(原健三郎君紹介)(第九一四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

看護婦会による看護婦派遣制度が廃止され、公共職業安定所がこれに代るようになつたため、看護婦を必要とする方面と看護婦との間に多大の不便不自由を來している実情に鑑み、これが打開策として兵庫縣看護婦協会を設立し、その事業の一端として派遣看護婦の共同宿舍の設立を計画している、ついては、これが認可をされるとともに國庫補助をされたいというのである。

二、請願の議決理由

時宜に適したものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

保健婦検定試験に臨時特例設定の請願(請願者長野市妻科町信濃衛生会館内大久保しづか外十六名)(吉田省三君紹介)(第一一一号)、同外三件(請願者神戸市生田区下山手通八ノ四四二佐々木一技外十七名)(吉田安君紹介)(第二〇七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに施行された厚生省令第四号により保健婦試験の受験資格は、都道府縣知事の行う五箇月以上の講習を終了した者と規定されたが、これでは昭和二十四年度の保健婦検定試験受験者は皆無となり保健婦が極度に不足しておる現在國民保健衛生上大きな問題である。ついては、昭和二十四年度春期検定試験だけは従來通りの受験資格を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

臨時特例として必要なる措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

患者自治会解散指示撤回に関する請願(請願者東京都北多摩郡清瀨村清瀨病院内日本療養所患者同盟会長齋藤智勇)(松谷天光光君外四名紹介)(第四五一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本療養所患者同盟に対し速かに患者自治会を解散することを指示した日医療発第四十一号は、その内容において、連合軍総司令部ジョソン大佐の眞意と相違するものであり、一方的に患者自治会を解散せしめようとするものである、ついては、患者團体の目的を理解し、日医療発第四十一号のような事実と相違する通達はこれを撤回されたいというのである。

二、請願の議決理由

眞相を公開し善処することを必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

結核回復者の後保護に関する請願(請願者東京北多摩郡清瀨村清瀨病院内日本療養所患者同盟

会長齋藤智勇(松谷天光光君外四名紹介)(第四五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在結核患者にとつて最も切実な問題は、予防と治療の効果を最も有効に持続するための結核回復者の後保護組織を確立することである、ついては、傷い者禍祉法の立案に際しては結核回復者も健康にして文化的な最低限度の生活をきよう受できるよう該法案中に結核回復者の後保護を含められたいというのである。

二、請願の議決理由

結核予防対策上必要なる措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

朝鮮引揚医師及び歯科医師の受験資格に関する請願(請願者鳥取縣東伯郡橋津村谷口昌久外十四名)(門脇勝太郎君紹介)(第六二一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回満州國現地医及び歯科医に國家試験予備試験の受験資格が與えられることになつたが、朝鮮現地医及び歯科医も各種條件において何等前者と差違はないのであるから、朝鮮引揚者で應召、出征、徴用等で受験の機会を失つていた者にも、受験資格を與えられたいというのである。

二、請願の議決理由

医療行政上必要なことと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

興亜医学館卒業生に医師免許証下附の請願(請願者東京都大田区南千束町五十七番地片山一外二名)(大石武一君紹介)(第三九三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

興亜医学館は昭和十四年旧満州國政府並びに大東亜省により、満州國医師養成の目的で創立され、文部省も該学館卒業生は日本医学専門学校卒業と同等であることを認めたが、終戰後、該学館卒業生は内地に帰還し医療機関に従事中であるが、日本政府の医師免許証を有さないため幾多の困難に遇い、経済的にも困窮していたが、今回の医療法施行により医療機関から放逐されることとなつた、ついては、該学館卒業生にも免許証を下附されたいというのである。

二、請願の議決理由

時宜に適したものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

柔道整復業者の追試験施行に関する請願(請願者茨城縣東茨城郡大貫町三八一番地大内福太郎外六名)(塚原俊郎君紹介)(第八一九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年度に柔道整復業者の試験が行われたが、受験資格に制限があつたり又は試験の施行を知らなかつたため、受験できなかつた者も多く、該営業を生産とする者は困窮している、ついては、受験資格の制限を緩和し、且つ二十四年度に追試験を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会経済情勢上必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

療術行爲者に検定試験施行の請願(請願者岐阜縣鍼灸按摩師会飛弾支部長三順宏真)(岡村利右衞門君紹介)(第一一二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在各種療術行爲者の大部分はあん摩、はり、きゆうと同様のものであるから、明らかにあん摩、はり、きゆう営業法の浸犯行爲であり、又当局は療術行爲者に対し、一週間又は一箇月内外の短期間をもつて営業を許可しているため、不良施術による被害は大きく、國民保健上誠に由々しい問題であ

る、ついては、療術行爲者に対し、検定試験を施行するとともに、療術行爲者があん摩、はり、きゆう営業法の浸犯と認めた場合には審査の上直ちに廃業させることができる権限をあん摩、はり、きゆう諮問委員会に附與されたいというのである。

二、請願の議決理由

國民保健上、最も適当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の一部改正に関する請願(請願者東京都千代田区内幸町一ノ二大藏省別館四〇六全國療術協同組合松枝良作)(庄司一郎君外四名紹介)(第一一八八号)及び同(請願者全國療術協同組合代表松枝良作)(田代文久君紹介)(第一三三四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

療術は多大の効果を收めているが、今回法律第二百十七号によりこれら療術師の営業は昭和三十年限りとされ、又新規開業が認められなくなつたことは誠に遺憾である、ついては、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の一部を改正して療術の新規開業を認め、且つ既得権の制限を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

國民医療上必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

傷痍者の給食費國庫負担徹底に関する請願(請願者國立金澤病院患者自治会石田吉雄外五百五十一名)(岡良一君紹介)(第五三四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回傷い者の診療費は國庫負担となり現在傷い者はその恩惠に浴しているが、給食費は従來通り生活保護法の医療券で支拂つているため、出身地の市町村においてこれを発行しない場合は、病院の請求に應じえないことが多く、傷い者の精神的苦痛は極めて大きい、ついては、このような不備な点を除去するため給食費も診療費もともに國庫負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会経済上必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

帰還者更生に関する請願(請願者石川縣ソ連帰還者同盟)(岡良

一君紹介)(第一八二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

帰還者は幾多の悪條件に阻げられて、その更生は著しく困難であるから、戰爭犠牲者の負担は國民がひとしくこれを負うの原則を徹底せしめ、就職は過去の社会的地位並びに実績等に鑑みてなさるべきであり、速かに帰還者課税特令法を実施し、引揚者同様に物資を配給するなどの施策を行うとともに未復員者、留守家族、遺家族等に対してはできる限り生活を保障されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会情勢の変化に即應した措置を行うことは時宜に適すると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

引揚者受入体制強化並びに遺家族救済に関する請願(請願者東京都目黒区大原町千百五十九番地満永達夫)(立花敏男君紹介)(第三五六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年度引揚輸送再開を控えて引揚者及び遺家族救済のため、これに関する諸法律の改正及び手続の簡易化を図り、引揚者の復職保証、課税特例、緊急住宅建設、國民金融金庫法の制定、特配物資関係予算の増額等の措置を速かに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

社会事業基本法制定に関する請願(請願者日本社会事業協会長中川望)(堀川恭平君外一名紹介)(第二六四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戰以來社会事業立法は、特別法として分化制定される現状では、現行の社会事業法は既に死文化の状態にあるから、該法に代り各種特別法の上に立つ一般法としての價値ある社会事業基本法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

最も時宜に適することと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

社会保障制度確立に関する請願(請願者東京都杉並区和田本町八百七十五番地齋藤智勇)(松谷天光光君紹介)(第八一八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は目下傷痍者福祉法案を立案中の由であるが、該法の実現は全國二百万の傷い者の熱望するものであり、諸施策の遅れているため自殺者さえ出している現状であるから、速かに該法を実施されたい、又該法案は傷い者に國鉄無賃乗車証の再交付を規定する由であるが、これを直接旅行に不自由な者だけに限ることは片手落ちになるから、従來通り傷いの程度に應じて適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

時宜に適したものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

生活保護法改正に関する請願(請願者東京都北多摩郡清瀬村日本療養所患者同盟会長齋藤智勇)(松谷天光光君紹介)(第九一八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の生活保護法はその内容及びこれが運営上不備な点が多く、充分にその目的を達しておらない実情であるから、左記の事項のように改正されたいというのである。

(一)保護費を全額國庫負担　(二)保護に該当する最低生活費認定基準の引上等

二、請願の議決理由

生活保護法の完全実施を行う上にも必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

消費生活協同組合法の一部改正に関する請願(請願者東京都豊島区高田南町三丁目八百三番地藤田逸男)(松澤兼人君外三名紹介)(第一一〇四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の消費生活協同組合は実施上幾多の欠陥を有するから、左記のように改正されたいというのである。(一)名称を生活協同組合法と改める　(二)組合員の政党支持の自由　(三)生活協同組合連合会の区域制限を撤去　(四)免税点の設定　(五)私的独占禁止法適用除外の規定　(六)登記手続を嘱託登記制に改める　(七)出資金に対する配当制限の緩和　(八)生活協同組合中央金庫法の制定等。

二、請願の議決理由

時宜に適したものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

消費生活協同組合育成に関する請願(請願者引揚者團体全國連合会理事長穂積眞六郎)(足立篤郎君紹介)(第一三〇二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

消費生活の合理化及び流通機構の整備はわが國経済再建上の必須要件であるが、従來の消費生活協同組合の育成に対する政府の施策は、融資のあっせん及び営業権の擁護に関し何らの措置がとられなかったため、著るしくその活動を制限され、殊に引揚者は生活協同組合により流通経済面における更生を図るべく結成したが、資金及び地盤の点において既存業者より著るしく不利な立場にある、ついては、消費生活協同組合に対して融資の方途を講ずるとともに、登錄配給の場合は登錄票数のいかんにかかわらず優先的に配給権を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

時宜に適したものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

藏王山を國立公園に指定促進の請願(請願者宮城縣刈田郡宮村長佐藤清四郎外五名)(庄司一郎君紹介)(第六号)及び同(請願者宮城縣柴田郡川崎町長円野七兵衛外一名)(庄司一郎君紹介)(第一一八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
奥羽分水峰蔵王山は宮城、山形縣に両またがる古來の霊山で、麓一帯には著名な温泉が散在し、太平洋、金華山、塩釜、松島等を一望に見渡せる一大霊境である、ついては、速かに蔵王山を國立公園に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
景勝地の保護・利用は時宜に適したものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

十二湖を國立公園に指定の請願(請願者日本観光温泉株式会社竹内判錫外二名)(清藤唯七君紹介)(第二七五号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
青森縣西津軽郡岩崎村地内の日本海に隣接する山中密林中に点在する十二湖の景勝は、その周囲の優れたる山景、湖景、海景、河景及び温泉等いずれも世界的に誇ることができる壮厳な公園で関係方面及び地方人の來観者は誠に多数である、ついては、十二湖を國立公園に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
観光、景勝地保護の見地より、極めて妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

妙高高原一帯を國立公園に指定の請願(請願者高田市長關威雄)(塚田十一郎君紹介)(第一〇五号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
妙高高原一帯は、その風致、情緒において最も豊かな優れた景勝保健の地で、天恵的大公園である、ついては、國民の保健と外客誘致のため該地区を國立公園に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
外客誘致の見地からも必要なことと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

德山湾を國立公園区域に編入の請願(請願者山口縣德山市長長谷川藤七)(受田新吉君外二名紹介)(第三一五号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山口縣德山湾は風光明美の景勝地で、附近には天然紀念物、名所、旧蹟が多く観光地として将來有望な地であり、大分縣と連絡する省営連絡船航路も近く開設の運びとなつている、ついては、該湾を國立公園区域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由
景勝地の保護利用、観光地として有望と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

出羽三山一帯及び庄内海岸地帯を國立公園に指定の請願(請願者鶴岡市長加藤精三外一名)(上林與市郎君紹介)(第一〇八八号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
大朝日嶽を主峯とし、朝日連峯に連らなる湯殿山、月山、羽黒山を経て鳥海山に至る山系中、朝日連峯は、雪渓美、渓流美ともに秀で特色ある風物景観を具え、高山植物に富み、著名の神社霊場を有し、又荘内海岸は、出羽丘陵の支脈が海岸に突入して奇しようと奇岩がきつ立し、沿岸は好適の釣魚場、海水浴場を形成している、ついては、出羽三山一帯及び荘内浜海岸地帯を國立公園に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
風景地を保護しその利用促進を図ることは時宜に適したものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

屋久島を國立公園に指定する請願(請願者鹿兒島縣熊毛郡屋久島上屋久村長塚田榮熊外十三名)(岩川與助君紹介)(第一二八七号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鹿兒島縣熊毛郡屋久島は、わが國有数の大森林を有し、四季気候温暖で眺望また絶佳である、ついては、屋久島を國立公園に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
眺望絶佳の地を國立公園に指定することは適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

屋久島、櫻島一帯を國立公園に指定の請願(請願者鹿兒島縣市町村議会議長会副会長島中三次郎)(床次德二君紹介)(第一三一五号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鹿兒島縣櫻島から屋久島に至る一帯は本邦の最南端に位し、その気候は特異なもので、屋久島の森林美と露出した花崗岩の渓谷美、又は九州最高の宮之浦嶽を中心とする山岳の景観、硫黄島の奇観、海底火山、砂蒸温泉等國立公園としての各種條件を具備しているから、該地帯を國立公園に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
該地帯を國立公園として指定することは極めて、有意義なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

おむつ資材配給に関する請願(請願者東京都中央区日本橋本町三丁目三番地永井潛)(近藤鶴代君紹介)(第五三号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
育兒に絶対必要であるおむつの不足は、都会でも農山漁村でも非常に深刻で世の母性の身も細る悩みとなつている、ついては、これが対策として(一)一箇年の出生兒二百七十万人に対し一人五組以上を全体に配給するか、又は、量において不足すれば貸與する等の方途を講ずること(二)政府は厚生省兒童局に対しおむつ資材として綿糸百万ポンドのわくを與え、兒童局は専門家の知識と民間の創意と工夫を活用して、この問題の解決を図られたいというのである。
二、請願の議決理由
育兒を保護し、発育の完全を図る上にも必要なことと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

兒童厚生施設費國庫補助の請願
(請願者山口縣廳内山口縣社会事業協会長田中龍夫)(青柳一郎君紹介)(第三二七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山口縣における兒童福祉思想は兒童福祉法実施以來格段の高揚を見、兒童福祉施設も國の強力な指導によつて最低基準の線に向い向上されつつあるが、兒童厚生施設(特に兒童遊園)はその数きわめて少く、民間團体ではその実現困難であるから、これが増設等に急速な解決の方途を講ずるため、兒童厚生施設に対する國庫補助制度を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由
兒童福祉法の精神に基き適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

孤兒及び浮浪兒等の育英事業振興に関する請願(請願者舞鶴市字浜四百四十七番地大石ヨシエ外二名)(大石ヨシエ君紹介)(第一四二一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
舞鶴資源活用協会は、孤兒、浮浪兒等の育英事業の円満な発展に努力しているが、從來の社会の同情による寄附や國庫補助のみに依存していることは、はなはだ不安にたえないので、今回附属生産事業の経営によつて生ずる利益を事業資金の一部に当てるため作業を開始したところ、資材の配分がなく非常に困却している、ついては、該事業の特殊性を認識して、資材割当の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
孤兒及び浮浪兒に対する育英事業の円満な運営を行う爲に必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

乳兒院及び託兒所増設の請願
(請願者芦屋市三條南町八十五番地山本周子外千百六十七名)(戸叶里子君紹介)(第一四七一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
働く婦人のため乳兒院及び託兒所増設に関し左記事項を実施されたいというのである、(一)託兒時間の合理化　(二)進歩的ほぼの養成　(三)ほぼの待遇改善。

二、請願の議決理由
社会情勢上必要なる措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

保育施設増設に関する請願
(請願者東京都港区芝新橋七丁目十二番地文化工業会館内民主保育連盟畑谷光代外三百三十名)(苅田アサノ君外三名紹介)(第一五四四号)及び同(請願者東京都港区新橋七丁目十二番地文化工業会館内民主保育連盟羽仁說子外三百四十八名)(苅田アサノ君紹介)(第一六一三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
日々に苦しくなる生計維持のため、主婦は職場への進出を余儀なくされているが、保育施設が完備されていないため、いかんともすることができない、ついては、兒童福祉法の完全実施に要する予算を確保するとともに保育施設の増設費を國庫補助する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
保育施設の拡充を図ることは極めて必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

片山病撲滅対策に関する請願
(請願者廣島縣深安郡御幸村長三好與一郎外八名)(森戸辰男君紹介)(第一三七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
廣島縣の穀倉と称せられる深安郡御幸村一帯の地に古來片山病なる風土病が漫延し現在に至つてもなおこれを撲滅することができないで、昭和二十三年においては、約九百名の患者を出し重患者五十七名、死亡者四名を数える、ついては、片山病の病源体宮入貝撲滅対策として、御幸村外九箇村地内の耕地八百町歩に対する水路、排水路の改廃及びコンクリート舗装、排水ポンプ設備等を國営をもつて施行されるとともにその資材を優先的に配給されたいというのである。

二、請願の議決理由
國民保健上特に必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

岩ヶ崎町のワクチン注射による罹病兒の診療に関する請願(請願者宮崎縣栗原郡岩ヶ崎町長佐藤武志)(高橋清治郎君紹介)(第六六四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十三年十一月宮崎縣栗原郡岩ヶ崎町に乳幼兒二百七十名に百日せき予防ワクチン注射を施行したところ、惡質反應を呈するもの続出したためこれが治療に当る無料診療施設を開設したが、その後患者がますます増加の傾向にあつて収容施設の手狭を來すに至つているが、貧困な町財政ではその増設困難であるから政府において施設の拡充を図られたいというのである。

二、請願の議決理由
時宜に適したものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

クリーニングの大衆化等に関する請願(請願者東京都中央区銀座西八丁目全國クリーニング協会理事長高橋保之)(佐伯宗義君外一名紹介)(第三七六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
クリーニングの大衆化は保健衛生、衣服の保存、家庭婦人の手間の軽減等の見地から、当然助長されなければならないものであつたが、今日まで等閑に附せられていたことは誠に遺憾である、ついては、クリーニング業者に一定の技術修業の試験制度を実施されるとともに関係官廳による機械、設備及び作業方法の指導監督をされたいというのである。

二、請願の議決理由
保健衛生上特に必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

温泉湧出口保護施設に関する請願（請願者旭川観光協会長佐藤門治）（林好次君紹介）（第八六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
温泉が独りわが國民性に適格なるばかりでなく外人もこれを愛好することは隠れない事実であるから、観光國策の観点からも温泉の湧出口を保護し恒久的にこれが保持を図ることは國家事業として施策さるべきである、ついては、温泉保護のため湧出口の護岸、砂防、しゆんせつ等の施設を國営をもつて、施工されたいというのである。

二、請願の議決理由
観光國として温泉の湧出口を保護することは時宜に適したものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

天人峡に温泉町設置の請願（請願者北海道旭川市一條区五丁目旭川観光協会長佐藤門治）（林好次君紹介）（第九一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道大雪山國立公園中、忠別川上流松山温泉地域は温泉の湧出量きわめて多く、加うるに附近の景観は本邦屈指の観光地として注目すべきものがある、ついては、國民保健の増進及び観光資源開発の見地から國家的施策として該地に温泉町を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
観光地開発の見地から適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

國民健康保険法の一部改正に関する請願（請願者佐賀縣東松浦郡松浦村長小山金之助外十一名）（保利茂君紹介）（第一二〇八号）、同（請願者熊本縣玉名郡町村長会長森本森次郎）（寺本齋君外一名紹介）（第一二八五号）、同（請願者熊本縣鹿本郡櫻井村境米藏）（坂本泰良君紹介）（第一三三九号）及び同（請願者鹿兒島縣鹿兒島郡西櫻島村白浜武定利外二百五十名）（床治德二君紹介）（第一四七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
社会保障制度実施を目前に控え、國民健康保険法の強化刷新を図るため左記の通り本法を改正されたいというのである（一）本法第二條中の「市町村之を行う」を「市町村之を行うべし」と改め、その徹底を期すること（二）事務費及び施設費は國五、都道府縣四、市町村一の割合で負担すること（三）第四十六條第二項を削除すること。

二、請願の議決理由
社会保障の精神に徹して必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

國民健康保険組合中央執行委員長菱信吉外七十二名）（田代文久君外二名紹介）（第一五六二号）、同（請願者東京都千代田区東京都廳内日本自治團体労働組合総連合中央執行委員長菱信吉外七十二名）（門司亮君紹介）（第一五六三号）及び同（請願者日本自治團体労働組合総連合中央執行委員長菱信吉外七十四名）（松谷天光光君紹介）（第一六五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
社会保険行政職員の身分を地方自治体に切替の請願（請願者東京都廳内日本自治團体労働組合総連合中央執行委員長菱信吉外七十二名）（田代文久君外二名紹介）（第一五六二号、同（請願者東京都廳内日本自治團体労働組合総連合中央執行委員長菱信吉外七十二名）（門司亮君紹介）（第一五六三号）及び同（請願者日本自治團体労働組合総連合中央執行委員長菱信吉外七十四名）（松谷天光光君紹介）（第一六五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
社会保険行政関係職員は自治体首長の指揮監督下にありながら國費支弁であり、首長は職員に対する任免権及び予算権を有していないため職員が官吏であるため退職金その他待遇上吏員と著しい差等を生じ、そのため勤労意欲の低下を來して社会保険行政の事業運営に支障を來しているから、これが職員の身分を速かに吏員に切替えられたいというのである。

二、請願の議決理由
社会保険行政の円滑なる運営を行わんとするに必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

公衆浴場用燃料費補助に関する請願（請願者山形市栄町百二十七番地山形縣浴場連合会々長桐井米次郎）（松浦東介君紹介）（第九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在公衆浴場は入浴客が次第に減少しその上設備の改善費増加等のため、その経営が困難となりつつある、しかるに、近く鉄道貨物運賃、石炭、電力等が大幅に値上げされると聞くが、若しこれが実施されれば、浴場業者はとうぜん入浴料の値上をせねばならぬ、それでは、國民の保健衛生上に重大な影響を及ぼすこととなる、ついては、これが対策として、浴場用石炭、亜炭、薪及び電熱料の値上による補給金を交付されるとともにも入浴料の統制を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
社会経済上並びに保健衛生上必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

伊豆通信病院職員の待遇並びに厚生施設改善に関する請願（請願者静岡縣田方郡南部全逓信病院支部長渡辺春太郎）（白井佐吉君外二名紹介）（第一五四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
職員住宅の新設、職員の増員、地域給の引上げ等伊豆通信病院の職員待遇と厚生施設に関し、特別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
時宜に適することと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

健康保険法及び生活保護法による診療報酬支拂促進等に関する請願（請願者横浜市南区大岡町三〇三朝倉了外十一名）（松永佛骨君紹介）（第一三六号）、同（請願者全國厚生文化農業協同組合連合会医療部遠藤宇太郎外十名）（田代文久君外四名紹介）（第一三三五号）、同（請願者函館歯科医師会長光錢源吉郎）（冨永格五郎君外一名紹介）（第一三三六号）及び同（請願者横浜市南区上大岡町朝倉病院朝倉了外十名）（堤ツルヨ君紹介）（第一三三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
健康保険及び生活保護法に基く診療支拂が著るしく遅延している

ため開業医の経営及び従業員の生活は脅され、健康保険診療の拒否又は患者に現金支拂の請求の悪傾向さえ生じているから、遅延診療費を即時に支拂い且つ支拂は請求当月中に励行し、該報酬には免税され又患者の一部負担金の復活並びに制限診療等の改悪に反対するというのである。

二、請願の議決理由

時宜に適したものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

多井畑結核療養施設國営移管に関する請願（請願者神戸市議会議長木原仙松）（首藤新八君紹介）（第一五七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は結核対策の國策を完遂するため、日本医療團に現物出資した多井畑療養所の土地、建物、その他の施設を買収し、昭和三十年度まで國営とする由であるが、昭和三十年後において還付されるとき神戸市が政府に支拂うべき額が未だ明確にされず、從つて還付される際の價格並びに昭和三十年後の該施設の帰属いかんの点に不安があるのみでなく、新結核國策遂行上にも大なる支障があるから（一）還付される價格は今回の政府買上代金と同額にすること（二）今回の政府買上は無償とするとともに還付の際も無償とするのいずれかの條件により昭和三十年後においてそれぞれ出資者に還付することを明確化されたいというのである。

二、請願の議決理由

時宜に適する対策と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

國立療養所増床に関する請願（請願者柏崎市新潟縣下國立病院運営協議会長吉田捷治外千名）（松木弘君紹介）（第一六八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國民保険が祖國再建に不可欠の要因であることは多言を要しないが、終戰後結核のまん延状況は恐るべきもので開放性結核患者はちまたにあふれ、家族及び近隣に傳染させる因をなしている、これら開放性結核患者を速かに療養所に收容し、施療して結核傳播の根源を断つことこそ結核予防対策の根本問題であるが、療養所における病床数は必要最小限度の三分の一にも充たず、入所申込受付停止の止むなきに至る実情である、ついては、結核病床の増加こそ予防対策上緊急の要件であるから、これが実現をされたいというのである。

二、請願の議決理由

國民の療養上特に必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

厚生委員長　堀川恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

國立富士病院及び國立善通寺病院の運営に関する請願（請願者東京都目黒区大原町千二百二十四番地全國國立病院患者同盟代表村山悠基雄外一名）（畠山鶴吉君紹介）（第一七二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國立病院の患者は病弱の身をもつて過去の軍國主義的病院運営の改善に努力し、その弊風も逐次改まり、楽しい療養環境の育成も見出さんとしているが、國立富士病院及び國立善通寺病院においては軍國主義的人権じゅうりんが起つている、ついては、現地調査の上、速かに善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

國民の療養施設向上のため緊要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

厚生委員長　堀川恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

都市清掃事業に関する請願（請願者東京都千代田区丸ノ内東京都廳内安井誠一郎）（中島守利君外一名紹介）（第一七五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

都市清掃事業は住民の生活環境から汚物を一掃し明朗快適な文化都市を建設する公衆衛生の基礎的行政であるが、今般閣議で環境衛生の改善向上に関する緊急対策要綱を決定されたにもかかわらず計上された予算額が僅少のため該事業の前途は憂慮される、ついては、該事業運営上左記の事項を緊急実施されたいというのである。（一）環境衛生法の制定促進並びに清掃事業費に対する國庫補助規定の設定（二）起債その他の財政的措置（三）資料の優先的割当（四）労務者用加配米その他物資の確保

二、請願の議決理由

都市の環境衛生向上の見地より緊要なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

厚生委員長　堀川恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

象の輸入に関する請願（請願者東京都台東区谷中初音町四丁目十五番地東京都台東区子供議会議長大畑敏樹外一名）（神田博君紹介）（第一七六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

子供は本当に動物が好きで、文化日本の子供として動物と仲良くし、社会科の勉強もしたいと常々望んでいるが、東京都の子供たちの懇望にもかかわらず、名古屋市動物園の象は老齢であり、輸送上の問題もあつて、その東京都入りは実現困難な実情にあるので、東京及び東日本の子供は生きた象を見る機会がない、ついては、小さい弟や妹たちがまだ見たことのない子供の好きな象やその他色々の珍らしい動物をアメリカから輸入するようにお骨折を願いたいというのである。

二、請願の議決理由

児童福祉の見地より、特に必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

厚生委員長　堀川恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

東京同愛記念病院再建に関する請願（請願者東京都荒川区日暮里町三丁目三十九番地天野公義）（天野公義君紹介）（第一七九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京同愛記念病院は、関東大震災に際して米國民から多額の義えん金と医療材料の寄贈によつて設立されたものであり、しかも医療團に統合された際は無償で提供されたものであるにかかわらず、昨年三月の医療團解散に伴い同團精算結了までには接收されて建築物及び仮病院も賣却又は解散の精算方式が決定し、該病院は消滅の危機に直面していることは誠に遺憾である、ついては、日本医療團が所

有している仮病院を適当な方法で譲り受け、該病院の再建を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

國民医療施設向上のため極めて必要なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

薩南地区を國立公園に指定の請願(請願者鹿兒島縣揖宿郡今和泉村長濱田虎龍外五名)(床次徳二君紹介)(第一八〇六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島縣指宿、佐多、屋久島は、わが國における最南端であつて、熱帯性植物に富み、しかも花こう岩の同一地帯に属し開聞岳、池田湖、佐多岬、屋久島、硫黄島等のその勝景は既に定評があり、國立公園としての條件を具備している、又地理的関係から、上海及び南方方面からの外客を誘致するには適地であり、豊富なるゆう出量を有する指宿一帯の温泉郷は多季水泳場を設けることもできるので、薩南地区を速かに國立公園に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

観光の見地より、景勝地の保護利用は時宜に適したものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

療術調査に関する請願(請願者東京都千代田区内幸町一丁目二番地大蔵省別館四〇六全國療術協同組合書記長松枝良作)(内海安吉君紹介)(第一八一八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

療術を法制化するため、その調査が公約されているにかかわらず、いまだに実現されていないのは誠に遺憾である、又これが調査を厚生省だけで行う建前をとつているが、これでは調査は不公平となるばかりでなく、療術の眞相をは握できない、ついては、療術の調査を速かに施行するとともにこれが調査に当つては國会議員、厚生省関係官及び学識経験者によつて構成される調査会において行われたいというのである。

二、請願の議決理由

國民の保健上必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

商工委員会

炭鉱向資材の賣掛金処置に関する請願(請願者電線工事クラブ理事長西田善藏外十名)(小金義照君紹介)(第九八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

炭鉱関連産業は、大多数が小企業であり、公私金融機関から融資を受けることはほとんど不可能であり、その上炭鉱からの納品代金が回収できぬため労務者の賃金の支拂延期又は税金滞納等の余儀ない状態に置かれているが、若し関連産業が崩壊すれば石炭の増産は到底望めないこと明かである、ついては、政府は炭鉱向資材の賣掛金について速かに適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

炭鉱向資材の賣掛金処置に関してはその必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

ガラ紡製品に対する統制一部撤廃の請願(請願者岡崎市井田町吉口來市外七名)(三宅則義君紹介)(第二六二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ガラ紡業は指定生産として配給される原料だけでは生産能力施設のおよそ三十パーセントしか動できず、そのため生産設備は遊休し、ガラ紡の原料となる故屑せんいは空しく家庭に退藏されているが、若しガラ紡製品指定生産以外の統制のわくを外し織物規格を改正し、ガラ紡製品に対する衣料点数制を撤廃すれば故屑せんいは競争的に集荷され、製品は改善されて需要の多い農山漁村に自由に移動し、又工場設備の完全なか動によつて失業に対する有力な解決策となるのである、ついては、ガラ紡製品に対する統制の一部を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

退藏物資の活用と衣料不足の解決策の一つとして適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

電力事情改善に関する請願(請願者函館市長宗藤大陸)(冨永格五郎君外二名紹介)(第二六五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道渡島半島地方は電力に乏しく、産業、文化方面に多大な支障を来しているが、政府は北海道における電力開発計画として僅かに十勝然別湖一箇所が開発されるばかりと聞くが、これでは北海道の電力事情が全面的に緩和されないから、石崎川の水力を開発し、並びに既存設備を改善して供給力を的確に維持し、又電圧の保持につき適切な措置を講ずるとともに節電時の電力料金を割引きされたいというのである。

二、請願の議決理由

電力需給の適正化の重要なることと、北海道における電力事情の特殊性に鑑み、本請願の要旨は妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

小清水村に発電所設置の請願(請願者北海道斜里郡小清水村長藤原敎)(林好次君紹介)(第二六六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道斜里郡屈斜路湖を利用して発電所を設置すれば、地方農村工業の振興に寄與するところ大である、ついては、斜里郡小清水村に発電所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

電源開発の見地よりしても、又農村電化のためにも、本請願の要旨は適正妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十三日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

東北地方の大口産業用電力料金低減に関する請願(請願者仙台市本荒町七番地日本鉄鋼連盟東北支部代表原田猪八郎)(内海安吉君紹介)(第二九五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北地方は大口電力料金について関東、関西、中部と同列のB級に編入されているが、需要地の遠隔輸送の不便、補助関連工業の未発達、民度の低劣等の制約を受けているから電力の低料金によつて補わなければ東北地方の化学工業の経営はなりたたない、ついては、東北地方の大口産業用電力料金を低減されたいというのである。
二、請願の議決理由
電力料金の生産物に及ぼす影響と、加えて東北地方の特殊性に鑑み、化学工業の発達の為め、本請願の要旨は妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十三日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

北海道の家庭用石炭確保に関する請願（請願者小樽市議会議長岩谷静衛）（苫米地英俊君外一名紹介）（第三五五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道における家庭用石炭は、昭和二十四年度においては、補給金制度を廃し反つて価格値上を計画されているとのことであるが、それでは主要食糧の購入にさえ困難を来している道民の生活は根底から破壊され、収拾できない状態に陥り、ひいては北海道の開発に重大な影響を及ぼすことになる、ついては、家庭用石炭価格は重要産業用炭並みに価格を引下げ、一戸平均三噸七分を確保し良質炭を配給されたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道の家庭用石炭確保に関してはその必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十三日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

鉱業法の一部改正に関する請願（請願者東京都千代田区丸ノ内二ノ二中外鉱業株式会社取締役社長藤田義明外二十三名）（高橋清治郎君紹介）（第三八一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
ろう石、石灰石、ドロマイト、珪石、長石、滑石、陶石、耐火粘土の八種の鉱物は鉄鋼、セメント、化学肥料等の化学工業原料として産業復興及び輸出品原料にその重要性は増大しているが、これら鉱物は鉱業法外の鉱物であるためその企業は一般土石採取と同一に取扱われ、鉱床に適する採取権を入手することができず、これが増産を期することができない、ついては、前記八種の鉱物を鉱業法上の鉱物とし、企業者に鉱業権を與え、合理的な開発を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
前記八種の鉱物を鉱業法上の鉱物とするための鉱業法の一部改正はその必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十三日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

繊維屑に対する統制撤廃の請願（請願者東京都新宿区下落合一ノ三〇四宮下爲治）（天野公義君紹介）（第四〇二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
繊維屑は大工場の発生屑を除いて大部分の集荷には幾方の勤労集荷人の努力を要し、その実態は容易には握できないので、これを指定生産資材と同一法規で取締るのは無理であり又需要者割当も一・四半期に一回で、需給関係が円滑にゆかないし又現在紡毛紡績に対して二十三年第三・四半期の割当発券さえ出ていない、ついては、速かに繊維屑の統制を撤廃されたいというのである。
二、請願の議決理由
大工場の発生屑の集荷は容易なるも、中小工場其他の屑集荷は相当に困難なるものであるに鑑み、本請願の要旨は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十三日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

絹人絹織物統制撤廃の請願（請願者中央区日本橋通り二丁目四岸加八郎外五十一名）（平島良一君外十名紹介）（第四〇八号）及び同（請願者桐生織物工業協同組合大澤菊太郎外五名）（阿佐美廣治君外五名紹介）（第七二〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
絹織物は公定価格の二、三割を下廻つて取引されているから統制を廃止しても価格は騰貴することなく、人絹糸の統制を外せば闇糸がルートに乗るため需給上正常価格に落ち付き、絹、人絹織物の統制撤廃によつて物の流通は活潑化し、需給関係は円滑になり且つ自由競争のため技術の改善により品質が向上する等、多くの利益をもたらすことになるから、統制を撤廃されたいというのである。
二、請願の議決理由
現在の絹織物、人絹糸の生産状況に鑑み、本請願の主旨は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十三日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

中小企業の保護に関する請願（請願者中央区日本橋通り二丁目四番地岸加八郎外五十一名）（平島良一君外十名紹介）（第四〇九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
産業界の中核たる中小企業に対して負担と犠牲を強行すれば、中小企業は破滅の危険を生じ、延いては経済再建に大なる支障を來すことになる、ついては、中小企業の保護育成のため復金廃止後は中小企業金融金庫を設置して融資面に万全を期し、中小企業に対する税を緩和し、且つ労働基準法を改正して就業時間に弾力性を與えられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の要旨は経済再建上欠くべからざる処置であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十三日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

羅臼村知円別に自家発電施設建設の請願（請願者北海道目梨郡羅臼村長村田吾一）（伊藤郷一君紹介）（第四六五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道目梨郡羅臼村字知円別は無燈火部落であるが、地勢の関係上、羅臼発電所から発電することは経費並びに利用度から困難の状態にあるので、地方産業の振興を図るため、天然水路を利用し該部落に自家発電施設を建設されたいというのである。
二、請願の議決理由
無燈火部落の不利、不便と地方産業振興の上に、本請願の要旨は誠に適正妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本願請は議院において採択の

上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十三日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

供出重油タンク買戻の請願（請願者鳥取縣東伯郡八橋町北中弘造）（稻田直道君紹介）（第四六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取縣東伯郡八橋町石油販賣業北中弘造所有の重油タンク二基は戰時中鳥取縣水産連合会に讓渡されて以來風波にさらされたまま放置されているが、現在該タンクの旧所有者は石油配給公團指定商として復活営業中で又タンク不足のため輸送上支障を來たしているのであるから、該タンク活用のため旧所有者が買戻したいというのである。

二、請願の議決理由
請願の趣旨は適切妥当と認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十三日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手縣水害罹災者の衣料確保等に関する請願（請願者岩手縣廳内岩手縣水害復興会議議長佐藤公一）（山本猛夫君外六名紹介）（第五〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手縣下の水害り災者に対する加配衣料切符の現物化に際しては、該地が寒冷地帶であることを考慮して保温に役立つものを配給され又罹災者の窮狀を察して統制品に対して國庫補助の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
罹災者に対する本請願の要旨は適切妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十三日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

引揚者に対する繊維製品配給に関する請願（請願者引揚者團体全國連合会委員長横穗眞六郎）（足立篤郎君紹介）（第五〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
引揚者に対するせん い製品の配給に関しては多少の考慮が拂われているが、その配給量はきわめて少く、質も粗悪なものが多いため引揚者は寢具、衣類等に甚しい欠乏を感じている、ついては、引揚者に対し寢具蒲團綿、補修用布帛類の配給を又引揚勤労者に作業衣、地下足袋、雨具類の配給を特別に考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由
引揚者の特殊的立場上必然的なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十三日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手縣水害地の鉱工業復興資金に関する請願（請願者岩手縣廳内岩手縣水害復興会議議長佐藤公一）（山本猛夫君外六名紹介）（第五一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昨年の岩手縣水害に際し鉱工業の被害は重大で、これが復旧費には工業部門で六千四百万円、鉱業部門で六千五百万円が必要であるが、現在までに融資を受けたものは工業部門で設備資金一千三百九十万円、運轉資金一千九百五十六万円であり、鉱業部門で設備資金百七十万円である、ついては、これら設備の損傷は中小企業の死活に関係しているから、速かにこれら復興資金の融資を促進するとともに金融機関を充実するため盛岡市に日銀支店を設置するか或は現在の出張所の権能を大幅に拡大されたいというのである。

二、請願の議決理由
岩手縣水害地の鉱工業復興資金に関しては、その必要性を充分認められるから、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十三日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手縣に電氣計器調整所及び電氣試驗所設置の請願（請願者岩手縣議会議長村上朗平）（淺利三朗君外二名紹介）（第五二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
電氣計器の調整並びに檢定は東北六縣中福島縣にその機関があるばかりで、岩手縣内電氣需要者はこれが整備については、遠く福島縣に依存することとなり、一般の不利不便は多大である、ついては、東北六縣中地理的中心地である岩手縣に電氣計器調整所並びに電氣試驗所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
東北六縣における、電氣計器の調整及び檢定の実情に鑑み、本請願の要旨を妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十三日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

石けん資材割当方法に関する請願（請願者中央区日本橋通り二丁目六山田義雄外五名）（村上勇君外三名紹介）（第七三八号）及び同（請願者東京都中央区通二丁目六番地油研ビル内全國油脂企業安定対策委員会委員長山田義雄外五名）（小金義照君外十五名紹介）（第一三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府当局は現行の石けん資材割当方法を還流切符制度と予約切符制度のいずれかに改正するよう目下檢討中とのことであるが、予約切符制度は大企業の企業独占を招來し、石けん企業の七十二パーセントを占める中・小企業を崩壊させ、國内油脂資源の増産を阻害するものであるから、この際競争による企業の合理化と配給量の増加の面から予約切符制度を採用されたいというのである。

二、請願の議決理由
中小企業者の壞滅は経済的に重大なるに鑑み、本請願は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

労務者用繊維製品配給に関する請願（請願者関西産業復興会議長金正米吉）（前田種男君紹介）（第六一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
作業衣、軍手、其の他労務者用せん い品の配給は、目下量的に不足しているだけでなく、質的にも粗悪で作業能率の低下、傷害発生の増大を來し又これらの価格の引上げは労務者の生活安定に重大な影響を與えている、ついては、大阪地区労務者の生活條件が特に他地区より劣悪なことも留意の上、該地区に対する配給わくの拡大、配給もれ業種に対する新規配給、及びこれらの質的向上を計り、又配給品には特例価格を設け且つ輸出不向ストック品の速かな放出を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
労務者の仕事の特殊性に鑑み、請願の要旨は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択す

べきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

稚内町勇知地区電化の請願（請願者北海道稚内町勇知市街代表池内雅外五十四名）（松本六太郎君紹介）（第八五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道稚内町は市制施行も間近いが、該町の一部勇知地区は戸数四百余、物資の集散地であるが、無燈火地であるため電化実現に努力してきたが、今回勇知駅及び鉄道官舎への送電に着工し、鉄道当局も電線の共用を認めたが、電力量の関係で北海道配電会社名寄支店は該地区への送電を認めないので、地元民の落胆は甚しいから、該地区の電化につき特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

無燈部落の不利不便を認め、更に同地区の現情に鑑み、本請願の要旨を妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

農民の自給生産する繊維製品に対する統制法規適用緩和に関する請願（請願者東京都世田谷区羽根木町一八四四松角文三郎外四名）（八木一郎君紹介）（第八五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農民が自ら生産し、又は保有するせんい原料を、自由に加工して野良着等の自家用品を自給確保することは、決して農民の利己心から発するものではない、しかるに政府は農村衣料自給工場の設立を統制法規、あるいは國策に沿わないものとして阻止している、ついては、該製品に対する統制法規の適用を緩和されたいというのである。

二、請願の議決理由

農民生産繊維は賣買を目的とするものでなく衣料不足のため、自給自足の手段として家内工業的方法に依つて生産しているのであるから、本請願の趣旨は妥当と認める、依つて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

島根縣開拓地電化に関する請願（請願者島根縣議会議長恒松安夫）（木村榮君紹介）（第九二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根縣開拓地における入植者は現在千三百十八世帯に達しているが、これが開拓地の改善と定住の目的達成のためには道路・交通・娯樂等の施設の原動力である電化施設が絶対必要である、ついては、著しく不自由と不便を來している燈油の配給事情からも該開拓地電化対策を樹立し、これに対し高率な國庫補助の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

島根縣開拓地における現情に鑑み、入植者の不自由を考え、本請願の要旨は妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

燃料綜合國策樹立に関する請願（請願者東京都中央区日本橋人形町三丁目紙及パルプ生産綜合対策協議会委員長田村文吉外二名）（渡邊良夫君紹介）（第九八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電力及び石炭とならんでわが國三大資源の一と称せられる木材を最大限に且つ能率的に利用することはわが國経済の復興上緊急の要務である、ついては、木材資源の育成並びに開発、木材使用の合理化等の問題を包含する一大綜合國策を樹立するとともに、その一環として木材の消費を防止するため燃料國策を速かに確立実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承されるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

和裝細貨類を衣料配給規則より除外等に関する請願（請願者東京都中央区日本橋馬喰町三丁目一東京和裝細貨卸商親和会長中野萬太郎外十八名）（森下孝君紹介）（第五六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和裝細貨は衣料ではなく身辺細貨というべきものであり、これと同様な纖維雜貨ともいわれるネクタイ、帶締、羽織紐、腰紐、ガーター、サスペンダー等はすでに衣料配給規則より除外されているが帶揚、しごき、伊達締、そで口、風呂敷、拘え帶、ふくさ、すそ除け、和裝スカート等の和裝細貨は統制されているため、取引上きわめて不明朗である、ついては、優良和裝細貨の生産と業界の明朗化を図るためこれを衣料配給規則より除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

趣旨妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

杭木生産供出の隘路打開に関する請願（請願者東京都中央区日本橋通り二丁目一番地　鹽川茂）（平野三郎君紹介）（第五八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

炭鉱向杭木賣掛代金は二十億円に達し、しかも杭木の生産は強力な統制と至上命令によりなされたものであるから、政府はこれを放置することなく、石炭増産に欠くことの出來ない杭木確保のため、賣掛金決済手段として、(1)炭鉱新勘定赤字処理中政府負担となる金額の一部から優先的に右杭木代賣

掛金に引き当て、これを裏付けとしてひも付融資を行わせること、(2)配給公團から政府に返還する石炭代差益金を一時炭鉱に貸付け、右杭木代賣掛金の決済に充当すること等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

石炭増産の見地より本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

常磐炭城炭田自立に関する請願(請願者茨城縣多賀郡高萩町、町長宮田厚外四名)(山崎猛君外二名紹介)(第六八九号)及び同(請願者茨城縣議会議長菊田七平)(山崎猛君紹介)(第七一〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが國経済の再建に多大の貢献をなしつつある常磐茨城炭田は、その採炭する低品位炭の需要減を理由として、これを規格外とする措置をとれば、資金・資材等の経済的援助は停止され、三万人余に上る従業員及び家族の生活と関係町村に及ぼす影響は重大である、ついては、低品位炭需要減に対応するためプール運賃制の適正化と選炭技術の高度化を図る等、高級炭の代替炭として立地的好條件を具備する常磐炭田の自立を計る措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

常磐茨城炭田自立に関してはわが國経済の再建上、極めて必要なりと認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

絹織物の統制撤廃に関する請願(請願者内地向絹人絹織物商協会長杉道助)(星島二郎君紹介)(第七四九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近政府は絹織物の配給面だけを統制から解除し、原料面における繭・生糸の統制及び價格統制は従前通り据え置く由であるが、絹織物の統制解除はとうぜん原料面から價格面・配給面と一貫して解除しなければならず、特に價格統制の存置は百害あつて一利なく、統制解除の意義を根本から失うものである、ついては、絹織物は原料・價格・配給を全面的に統制解除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

自家発電に対する國家補償制度確立に関する請願(請願者福岡縣久留米市諏訪野町緒方時藏外二名)(福田昌子君紹介)(第一〇〇八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九州地区では重要産業の電力需要が全地区の六十八・三パーセントを占めているため、電力事情は悪化しているが、炭坑等が戰前から有する自家発電設備を活用すれば自家需要量を充足してなお余りあるほどであるのに、資金関係から該設備は放置され、日発電力に依存している現状である、ついては、従来の日発補償を改めて自家発電業者に対する國家補償の立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

九州地方の電力事情と、電力需給の適正化の見地よりして、本請願の要旨は妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

勝田町の日立製作所水戸工場等救済に関する請願(請願者茨城縣那珂郡勝田町町長安藤男外一名)(池田峯雄君紹介)(第一〇五三号)、同(請願者茨城縣那珂郡勝田町町会議長大谷信廣)(石野久男君紹介)(第一一七四号)、同(請願者茨城縣水戸市南三ノ丸金属労組日立水戸分会藤田行)(池田峯雄君紹介)(第一五〇〇号)及び同(請願者茨城縣勝田町茨城縣産業防衛会議準備会全日属日立水戸分会代表藤田行)(塚原俊郎君紹介)(第一六一四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年度運輸、商工両省予算削減に伴う大型電氣機関車及び炭坑用機械の発註停止は、茨城縣勝田町所在の日立製作水戸工場及び日立工機の全面的作業停止となり、一万二千余町民の生活を脅かす次情にある、ついては、経済復興五箇年計画の第一年度として左記事項を強力に実施されたいというのである。(一)地方産業復興のための運輸、商工予算の増額(二)地方産業金融の合理的施策化(三)炭坑用機械に対する賣掛金の早急回収

二、請願の議決理由

地方産業復興のための運輸、商工予算の増額、地方産業金融の合理的施策化及び炭坑用機械に対する賣掛金の回収等については充分その必要性を認められるので本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

復元或は新規の無登錄織機設置許可に関する請願(請願者愛知縣葉栗郡木曾川町大字玉川字新屋敷一ノ切二十一番地髙谷實夫外六十五名)(江崎眞澄君紹介)(第一〇九一号)、同(請願者名古屋市北区金田町二ノ一六尾關誠一外十五名)(田島ひで君外一名紹介)(第一一五二号)、同(請願者尾西毛織復元促進会長小島正郎外三百五十名)(河野金昇君外二名紹介)(第一三一四号)及び同(請願者名古屋輸出毛織復元促進会尾關誠一外十五名)(辻寛一君紹介)(第一四一九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰時中の企業整備等によつて轉廃業した毛織工業者は多年の経験と技術を生かすため、毛織工業に復元或は新設に多大の努力を傾注してきたところ、臨時建築等制限規則により織機の設備、運轉は認められないのでこれに伴う恩典は得られず、資金の融通に多大の犠牲を拂い、いちじるしく生活に窮している、ついては、これが無登錄織機の設置を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

企業整備による轉廃業者であるから当然本請願は妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

炭鉱向機械の賣掛金処置に関する請願(請願者東京都千代田区有楽町一丁目三番地日本電氣工業会長和田恒輔外二十三名)(神田博君紹介)(第一一二六号)及び同(請願者静岡縣清水市村松三百九十番地全日本金属労働組合静岡支部日立清水分会遠藤五郎外五百八十六名)(砂間一良君紹介)(第一七九七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府は九原則の実施に当つて昭和二十三年度下期炭鉱設備資金九十四億を四十六億に半減したが、それでは炭鉱企業の收支面は破たんを來し、下請業者及び資材購入先等への未拂加重のため、業者は破滅する虞がある、ついては、昭和二十三年度下期炭鉱設備資金を九十四億に復元し、速かに既融資実施額との差額を資金化されたいというのである。
二、請願の議決理由
請願の趣旨は充分了承されるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

南富良野村字北落合に発電所設置の請願(請願者北海道空知郡南富良野村長村上壽造)(佐々木秀世君紹介)(第一一五八号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
國立公園をもつて知られる北海道十勝嶽を源とする空知川は、石狩川支流中最大河川の一つであつて、水田のかんがい用水、炭鉱の洗炭及び水力発電に利用されている重要河川であるが、戰時中の森林濫伐により水量の増減の差のいちじるしく、夏季においてはかんがい用水不足して農民の死活問題を起し、炭鉱地帶は用水に苦しみ、増水季においては年々はん濫して河岸の決潰、道路、橋梁等の流失おびただしく、その損害は巨額に上つている、ついては空知川上流の空知郡南富良野村字北落合に貯水池を築設するとともに発電所を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
治山治水の必要性とともに、電源開発の見地よりして、本請願の要旨は適正妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

南富良野村字幾寅に國営セメント工場設置の請願(請願者北海道空知郡南富良野村長村上壽造)(佐々木秀世君紹介)(第一一六二号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道空知郡南富良野村所在の根室本線金山、鹿越、東鹿越、幾寅の四駅にわたる両側の山脈は、全山石灰岩で形成され、質と量は本道唯一のもので、しかも駅から一粁内外で輸送に便利である、ついては、北海道開発促進のため、該村に國営セメント工場を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道開発促進の見地より、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

南富良野村字北落合に発電所設置の請願(請願者北海道空知郡南富良野村長村上壽造)(佐々木秀世君紹介)(第一一五八号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
南富良野村字幾寅に國営セメント工場設置の請願(請願者北海道空知郡南富良野村長村上壽造)(佐々木秀世君紹介)(第一一六二号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道空知郡南富良野村所在の根室本線金山、鹿越、東鹿越、幾寅の四駅にわたる両側の山脈は、全山石灰岩で形成され、質と量は本道唯一のもので、しかも駅から一粁内外で輸送に便利である、ついては、北海道開発促進のため、該村に國営セメント工場を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道開発促進の見地より、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

硫安増産用電力確保に関する請願(請願者東京都千代田区丸ノ内工業クラブ硫安工業復興会議議長永井清次外一名)(神田博君紹介)(第一一六三号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
食糧の自給度を高めるため硫安生産業者は硫安肥料の増産に邁進しているが、これが基礎資材である電力の危機は極度に悪化し生産増強に多大なる支障を來している、ついては、九州並びに北海道地区の電力確保の措置を速かに講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
硫安増産は直ちに食糧増産になるのであり、この硫安生産に大なる影響を及ぼすものは電力であることに鑑み、本請願の要旨は妥当なるものであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

乳幼児用古着輸入の請願(請願者大日本連合母の会会長小林珠子外四名)(中曾根康弘君紹介)(第一一八四号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
現在の衣料不足の狀態では子供が生れても着せるものがない有様であるから、その対策として米國から古着を輸入するよう懇請されたいというのである。
二、請願の議決理由
衣料不足のときに適切なる要旨に鑑み、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

東北地方送電幹線強化に関する請願(請願者仙台市表小路一丁目一番地東北興業株式会社内宮脇參三)(池田正之輔君外一名紹介)(第一一八六号)及び同(請願者仙台市本荒町七番地東北鉄鋼協議会代表原田猪八郎)(内海安吉君紹介)(第一七四二号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
東北地方に対する電力の供給は現送電幹線の弱体のため今日完全に行き詰つている、ついては、膨大な送電損失を軽減し且つ東北地方の資源開発並びに産業振興を図るため懸案の「十五万ボルト東北地方送電幹線」の建設を早急に具体化されたいというのである。
二、請願の議決理由
電力危機を突破し、電力需給の適正を計るためには電氣の融通を円滑にせねばならない、この際電源に惠まれて居る東北地方の送電線の強化は当然必要であり、本請願はこの見地よりして誠に妥当なるものであることを認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

北海道における石灰窒素工業用電力に関する請願(請願者石灰窒素組合理事長近藤鎭次(河口陽一君紹介)(第一二〇二号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道における新開墾地は酸性土壌であるためその中和剤として石灰窒素の需要は膨大である、しかるに道内に相当の石灰窒素工場を有するにかかわらず電力不足のため極度の生産減少を來たしている、ついては、化学肥料の生産確保のため左記の施策を実現されたいというのである。(一)電源開発の促進　(二)化学肥料向電力配分の確保　(三)化学肥料向電力料金を本州に準じた例外價格とすること　(四)電力消費規制は本州と同等の取扱いとすること。
二、請願の議決理由
化学肥料の生産増強のために電力の及ぼす影響の大なるに鑑み、本請願の要旨中の各項は妥当であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
商工委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

朝鮮人生活擁護共同事業会に原糸配給の請願(請願者愛知縣知多郡河和町北田面朝鮮人生活擁

護共同事業会長李在九)(村上勇君紹介)(第一二五一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

在日朝鮮人は生活を擁護し、正業に就く目的で朝鮮人生活擁護共同事業会を組織し、会員三千三百五十二名の出資により輸出向綿織物工場を設立し、一日一万一千平方ヤール製織の予定で、着々準備中であるから、該事業に原糸の配給を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

朝鮮人生活擁護の処置として妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院に於いて採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

屋久島に水力発電所設置の請願(請願者鹿兒島縣熊毛郡屋久島上屋久村長塚田榮熊外十四名)(岩川與助君紹介)(第一二八二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島縣熊毛郡屋久島は、四季雨量多く、約二万粁の水力発電をなしうる地理的條件を具えている。これが開発は民間において計画したがいまだ実現に至らず、縣においても目下実地調査を実施しつつある、ついては、屋久島に水力発電所並びにこれが附帯施設を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

電力増強は日本再建に最も大きな効果をもたらすことは明らかである、この際屋久島の電源を開発して肥料工業、化学工業を発展せしめることは目下の急務であるに鑑み、本請願の要旨は妥当なものであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

炭鉱労務者向物資配給に関する請願(請願者日本石炭協会長圓城寺松一)(神田博君紹介)(第一四〇七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年度の炭鉱労務者向物資の配給に関し左記の事項を実施されたいというのである。(一)作業衣、地下足袋等の作業用品は生産上の必需品であるから、報奨物資としてではなく個人の労働度に應じて配給すること　(二)酒、煙草等の し好品は品種、品質、價格及び配給の時期につき適切な方法をとること　(三)昭和二十四年度生産目標の引上に應じて配給物資の割当量を増加すること　(四)配給物資の配分は各炭鉱に一任すること。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は了承されるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

故繊維に対する統制撤廃の請願(請願者東京都荒川区日暮里町二ノ一三四茂木榮次)(天野公義君紹介)(第一四一二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

故せんいは家庭その他から集荷されるものであるから計画性が伴わず、これが販賣は割当証明書によらなければならず、しかもその発券が煩雑な手続を要するため集荷から配給まで長期間にわたるので、資金の枯渇を來たし、業者は金融面の圧迫に苦しみ、又その取引價格は公價をはるかに下廻っている現状であるから、速かにこれが統制を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

集荷配給までの計画性が伴わず、反面手続上の煩雑等をわずらわすことは不当と認め、本請願の主旨は時期を得た、必然的方途であることに鑑み、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

銅、硫化鉱対策に関する請願(請願者東京都港区三田功運町二十一番地全日本金属鉱山労働組合連合会中央執行委員長原口幸隆)(今澄勇君紹介)(第一四七八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在銅の滯貨は一万噸を超え、一方政府は硫化鉱十万噸の輸入計画を立て、これに対し三億八千万円の輸入補給金を支出しようとしているが、わが國経済再建の第一條件は國内産業の育成強化であつて、從つて硫化鉱増産のため輸入補給金も当然これに振り向けらるべきものであり、現在硫化鉱生産の不振が資金、資材、價格面、特に硫化鉱労働者に対する労働再生産施策において極めて適切を欠く結果であるから、輸入補給金をこの面に充当さるべきものと信ずる、ついては、銅、硫化鉱に対する施策につき再検討されたいというのである。

二、請願の議決理由

國内産業育成強化の見地より、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

京三製作所古河工場救済に関する請願(請願者水戸市南三ノ丸京三製作所古河工場永堀桂一)(池田峯雄君紹介)(第一五〇一号)、同(請願者茨城縣古河町茨城縣防衛会議準備会全金属京三製作所古河工場分会代表永堀桂一)(塚原俊郎君紹介)(第一六一三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般國家予算の削減に伴いわが國信号機製作の基幹である京三製作所古河工場は崩壊直前にある、若しこのまま放置すれば信号保安装置の生産は減少し、そのため旅客及び物資の輸送に多大の支障をきたすこととなるから、信号機の製作を継続できるよう予算を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は妥当と認められるので、本請願はこれを議院において採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

本州、淡路間送電線敷設工事費國庫補助の請願(請願者兵庫縣洲本市長白川修外三名)(塩田賀四郎君紹介)(第一五三一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

淡路全島の電源は昭和十九年以來本土からの直接送電に切り替えられたが、海底ケーブルの故障が連続して起り、しばしば暗黒と化したので、昭和二十二年第二号線を敷設したが、なお停電するので、第三号線の敷設を計画中であるが、関西配電株式会社は工費六千万円の半額を地元負担とすれば、直ちに着工し得る由であるから、該工事費に対し國庫補助をされたいというのである。

二、請願の議決理由

淡路島の占める地域的特殊事情に鑑み、これに対する送電線敷設の大きな効果を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択す

べきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

炭鉱対策に関する請願（請願者東京都千代田区丸ノ内三丁目十二番地日立製作所労働組合総連合中央執行委員長大山珠一外一名）（石野久男君紹介）（第一五三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年度下期から炭鉱に対する融資が極度に引き締められた結果、中小炭鉱は壊滅にひんし、炭鉱機器関係の企業への納品代金未拂が続出し、労働者の賃金支拂も遅滞して生活を脅かしているから、昨年度下期炭鉱設備資金を初期計画通り直ちに融資し、既納機器代金を即時に支拂い、又中小炭鉱への融資も留意し、且つ昭和二十四年度資金を生産額達成の裏付けとして充分に確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承されるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

理容師に対する繊維品増配に関する請願（請願者大分市西生石町橋本彌三郎外八名）（羽田野次郎君紹介）（第一五七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

理容師が営業上使用するせんい製品の配給はあまりにも僅少に過ぎ、これでは手持資材の消耗から、國民保健衛生上悪影響を與えるから、これが必要量まで増配されたいというのである。

二、請願の議決理由

業種の特殊性に鑑み、必然の事と考慮し、本請願の趣旨は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

衣料品卸賣業者登錄申請の請願（請願者鹿兒島縣衣料品販賣株式会社取締役社長田島謙藏外三七七名）（二階堂進君紹介）（第一六三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島縣では昭和二十二年九月衣料品配給機構の更新により生産卸賣及び小賣業者の三段階制による登錄制度が実施されたが、生産、卸の両業者皆無のため、小賣業者は商品の仕入に当り中央と異り地域的、資本的悪條件と協同組合取引上の信用保持の困難と経費の負担過重等幾多の不利不便と戰つている、ついては、これら窮狀の打開と貿易再開に伴う南西諸島との取引に資するため、鹿兒島縣衣料品販賣株式会社を総合的衣料品卸賣登錄店に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

地域的特殊性により本請願の要旨は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

配電会社の積算電力計購入資金に関する請願（請願者富士電機製造株式会社社長和田恒輔外九名）（福田一君紹介）（第一六五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積算電力計は電力需給合理化の一環として、便乘負荷の減少を計るため、政府においても積極的増産を図り、昭和二十三年度は配電会社に対する該品購入資金の融資及び製造業者への融資が実現したので著しい増産を示したが、昭和二十四年度は該資金の打切が傳えられているため、配電会社は、新規購入を控え、製造工場は滯貨が激増して増産態勢は崩壊の形勢にあるから、配電会社に対する購入資金の調達を取り計らわれたいというのである。

二、請願の議決理由

電力積算計は便乘負荷を減少せしめ電力需給の合理化には必要欠くべからざるものであり、これの普及は間接的に電源開発すると同じ結果を有するものであり、且又これが製造工場の不安定なる実情に鑑み、本請願の要旨は妥当なるものであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

生活物資活用事業の振興に関する請願（請願者東京都港区麻布廣尾町七一石毛乙次郎）（玉置實君外一名紹介）（第一六六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

家庭がその手持の日用品を簡便且つ廉價に修理更正し、これによつて資源の愛護、節約を図らねばならぬが、國民が負担する日用品の修理料金は年間千億にも上る現狀であるから、生活物資活用事業の振興に関し左記事項を実施されたいというのである。（一）手持日用品の修理更生による耐用期間の延長及び廃品活用の観念を國民に徹底する方途を講ずること（二）日用品修理更生事業の年間計画樹立及び所要資材の確保（三）修理更生重点主義の採用（四）廃品の資源化。

二、請願の議決理由

資源即ち消費財の不足の現狀にあり、再製資源活用の必然性に鑑み、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

自動車タイヤ配給機構改善に関する請願（請願者全國自家用自動車組合連合会副会長松本萬次郎）（滿尾君亮君紹介）（第一六七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自動車タイヤ配給機構の改正に当つては、従來の販賣業者の独占を排し、多数の少量消費者に対しても誠意ある業者を育成するため、新規業者の参加をも可能にするよう、消費者の投票又は推せんによる業者の撰定を採用されたいというのである。

二、請願の議決理由

民由的の趣旨から本請願の要旨は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月三十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

北海道地方商工局帶廣工場拂下の請願（請願者帶廣市道東農産化学工業協同組合理事長西島順三）（高倉定助君外一名紹介）（第一六七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道において多量の馬鈴薯を消化し、でん粉工業を発展させるため、道東のでん粉業者三百名が一丸となり、道東農産化学工業協同組合を設立し、以來優秀な成果を收めたので、農村工業基幹工場の指定を受け、將來でん粉かすを原料として酒造業を計画中である、一方現在帶廣市所在の商工局帶廣工場は主として生いもを原料として澱精製造

を行つているが、それから生ずるでん粉かすは道東四箇國も含めて膨大な量に及ぶが、その消化には遠隔地へ輸送し多大の経費を要している現状であるから、帯廣市で直ちに工業化すれば益するところは多大である、ついては、該組合の経営を合理化し、未利用資源を活用するため帯廣工場を前記の組合に拂い下げられたいというのである。

一、請願の議決理由

請願の趣旨は妥当と認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

輸出業法制定に関する請願（請願者大阪市東区本町二丁目綿輸会長豊島久七）（今村長太郎君紹介）（第一六九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在独占禁止法及び事業者團体法等により國内事業者間の協定、結合ないしは團体の結成は禁止されその他種々の制約を受けているが、世界各國でこれらの法制を有するものは米國を始め数箇國にすぎず、しかも対外輸出に関してはいずれも例外措置を認めているから、弱小なわが業者は世界市場においてとうてい対抗することができないことは明かで、ひいては競争的商品の價格引下、又は品質の粗悪化を來す公算も大きいから、該法規を輸出貿易に関して緩和するため輸出業法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸出業者の振興対策としては当然の事と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

東洋合成工業株式会社新潟工場救済に関する請願（請願者新潟市榎六百番地眞野芳之助）（阿左美廣治君紹介）（第一六九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回硫安價格改訂により、東洋合成工業株式会社新潟工場は小規模な装置のため閉鎖の危機に直面しているが、該工場は米産縣新潟の唯一の硫安工場であり、天然ガスの利用により工場設備を拡大し、又新工場の設置も計画中で、肥料増産上重要な使命を有するから、該工場を救済されたいというのである。

二、請願の議決理由

肥料増産の見地より、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

請願（請願者大阪市備後町二丁目五十六番地第二野村ビル内井口竹次郎）（首藤新八君紹介）（第一七一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般石炭賣掛金回収促進措置が発表されたが、回収の遅延した原因は政府支拂、炭鉱資材代金支拂、輸出産業関係支拂の遅延及び市中銀行の融資のひつ迫等によるものであり、これらの問題に触れずに炭代ばかりを即時納入することはなはだしく一方的で、今後の石炭購買力の激減と産業界の混乱を招くものである、ついては、その対策として左記の事項を実施されたいというのである。（一）四月末日現在における炭代賣掛金の分割支拂（二）手形決済の許可及び現金支拂の場合における猶予期間の設定（三）該措置の実施をざん定的に猶予すること（四）政府支拂、炭鉱資材代金支拂、輸出産業関係支拂遅延及び三月以降急激に引締められている市中銀行の融資に対する特段の措置。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承されるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

絹、人絹價格差益金徴収撤廃の請願（請願者秩父織物商工業協同組合理事蒲谷睦外三百二十二名）（阿佐美廣治君紹介）（第一七一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年九月生糸の價格改訂に伴い各業者手持ちの絹、人絹糸及び製品の新旧公價の價格差益金を徴収されることになつたが、同年十月から織物價格も大幅に値上りしたため購買力は減退し、業者は公價の三割ないし三割五分引の投賣を余儀なくされ、又は経営難のため工場閉鎖するものも続出している現状で却つて差損を生ずる結果となつている、しかも資金難で前回の差益金さえ未完納であり、價格改訂毎に差益金を徴収することは業者をいたずらにいび沈滞させている、ついては、昭和二十三年度該差益金の徴収を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

差益金のみ徴収し、價格下落の場合差損金を保障しないと考えれば、この差益金は不当と認め、今後差益金の徴収のなきよう本請願の要旨は適切とし、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

尾西地方の織物業助成に関する請願（請願者愛知縣一宮市明治通二丁目尾西織物協会長牧賢一外七百六十八名）（江崎眞澄君紹介）（第一七四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在企業整備は、小企業を対象とする傾向があるが、尾西地方の中、小織布業者は、大工場では却つて能率の低下する先染織綿布等の特殊織物を製造している、ついては、尾西地方ひいては全國の中、小織物業者助成のため、実情の調査の上、左記の事項に留意されたいというのである。

（一）家内工業と集中生産制の特性（二）くず紡織、絹織物及び生産設備の制限統制撤廃（三）独占禁止法及び組合の権限拡張等に関する協同組合法の改正（四）課税の公平化。

二、請願の議決理由

尾西地方の織物業者の特殊性に留意し、これが処置の必要性を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

電力危機緩和のための立法措置に関する請願（請願者久留米市諏訪野町緒方時藏外二名）（中島茂喜君紹介）（第一七七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九州地区における電力事情が悪化している最大原因は、石炭、肥料、金属等の重点用の電力が、その需要量の六十八パーセントを占めていることにあるが、資金難のため活用されていない炭坑の自家発電設備を使用するならば、二十七万一千キロワットの電力確保が

可能である、ついては、國家の補償によつて、これが発電設備を活用できるよう立法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

、九州地区における電力の急迫と同地区の特殊性に鑑み、この電力危機を打開するために、本請願の要旨は妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

只見川水系の電源開発に関する請願(請願者南会津地方町村会長細井新吾外四名)(菅家喜六君紹介)(第一八二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は只見川水系電源開発について、目下慎重に審議しているが、技術的に又経済的に最善の福島縣案の開発方式をもつて速かに着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

電力増強の最も必要なる現在、該水系の電源開発は單に東北地区のみならず日本再建に大なる影響あるに鑑み、本請願の要旨は妥当なりと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

自動車タイヤ用生ゴム輸入量増大に関する請願(請願者全國自家用自動車組合連合会副会長松本萬次郎)(滿尾君亮君紹介)(第一八三四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年度生ゴム輸入許可量は二万トンで、中九千トンは輸出用として差引かれるから、自動車用としては從來の実績から残部の三十パーセント以上の割当は期待できず、しかも新車用が優先割当となれば、補修用は極めて微量となり、所要の輸送力の維持は困難である、ついては、生ゴム輸入量の増大について適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車の生命はわが國においてはタイヤに依存するというても過言ではない、タイヤ以外の生産現状は顯著なものであるが、タイヤ不足が自動車運輸の発展の一大峡路である、タイヤの主資材たる原料を輸入にまつのでこれが増加の本請願の要旨は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

商工委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

農林委員会

宮崎縣の甘しよ虫害対策に関する請願(請願者宮崎縣議会議長甲斐善平)(川野芳滿君外五名紹介)(第二一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

甘しよの害虫線虫は、昭和十一年頃宮崎縣下の一部落に発生したが、その後その被害地域は拡大の一途をたどり、このまま放置するときは該縣の甘しよ作は多大の減収を免れない、ついては、これが防除対策として、被害地を甘しよ作付割当より除外し、線虫に対する國立試験研究所を設置し、甘しよの代替作物の研究並びに線虫に対する強健品種の研究奨励の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧需給に貢献する甘しよの増産は、緊急を要するので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

北海道の土地改良事業助成に関する請願(請願者札幌市北四條西一丁目北海道農耕地改良協会副会長深澤吉平外一名)(小川原政信君紹介)(第二五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道における土地改良事業の施行は、わが國食糧問題の解決に大なる意義を有している、なかんずく本道は、土質、氣候の特異性から暗きよ排水事業、客土事業及び土じようの酸性改良事業が最も強く要望されている、ついては、速かに左記事項を実施されたいというのである、(一)北海道廳より要求されている土地改良事業予算の承認　(二)同事業に対する石炭七万噸の割当確保　(三)土管及び炭酸石灰輸送の貨車の適配　(四)土管、石灰、客土事業に当る会社團体に対する融資のわくの設定。

二、請願の議決理由

土地改良事業促進による食糧増産並びに確保は喫急を要請され、且つ農民の切実なる欲求である、よつてこれが助成は当然なすべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

呉市の治山事業施行の請願(請願者呉市長鈴木術外一名)(宮原幸三郎君外一名紹介)(第二七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

呉市を囲む山れいは、軍用施設と戰時中の山林濫伐のため林相を破壊されていたが、更に終戰後要塞地帶の開放により無計画的に開墾され森林の伐採が行われた結果荒廃はなはだしく、昭和二十年秋の大暴風雨に際会して未曾有の山崩があり人畜、家屋、道路、田畑等に多大な損害を與えた、ついては、災害防止と民心の安定のため速かに該市に全面的治山事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

山林の荒廃は、災害誘発の要因であり、これが根絶のために治山治水事業を施行し、もつて民生安定を図るべきである、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

茨城縣の農業土木事業費國庫補助の請願(請願者茨城縣廳内茨城縣土地改良委員会委員長片岡謙(山崎猛君外二名紹介)(第四〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城縣内の水田は、その八割までは水利施設の新設改良を要し現在二毛作田はわずかに一万町歩に満たない状態なので、該縣においては昭和二十四年度に開墾、干拓及び土地改良事業費十九億七千万円、増産石数十九万石の事業を計画しているが、貧困なる縣財政ではその遂行が困難である、ついては、該事業費に対して國庫補助金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城縣農業土木事業遂行によつて食糧増産を期待し、ひいて日本経済再建に資するために國庫補助をもつて該事業を推進することは適切なる措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

官報 号外

昭和二十四年六月一日

○第五回國会 衆議院会議錄第四十一号附錄(二)の三

朝日川綜合開発事業実施の請願(請願者山形市長鈴木重屹外三十名)(池田正之輔君紹介)(第五〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

朝日川総合開発事業は、山形市を中心とする村山平野の中、最上川右岸の大部分を開発地帯とするものであつて、最上川及び朝日川を主な水源とし、幹線水路の新設、貯水池の設置、開田及び発電のため総経費二十八万七千万円余の五箇年計画事業であるが、該事業は國家的重要性を有するものであるから、昭和二十四年度より國営事業として実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

朝日川総合開発による食糧増産、発電等は日本再建に寄與するところ大である、よつてこの事業を國営事業とすることは至当なる措置であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

小沼村民有未墾地買收に関する請願(請願者長野縣北佐久郡小沼村大字馬瀬口二千二十五番地中山元一外五十五名)(井出一太郎君紹介)(第六八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野縣北佐久郡小沼村地内の民有未墾地買收計画は、不適地を村共有山林とするの趣旨で立案されたものであり、その中には不適地、あるいは國土保全のため存置を要する土地まで含まれており、ために該村内に残存することとなる民有地は僅かに三十町歩に過ぎず、寒冷地農民に久くことのできない薪炭林の無所有者が増加し、家畜の飼料及び堆肥の給源が減少し、又冷風水害による被害の危険が増加した、ついては、防風水害並びに農業経営資源確保のため該計画を是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

小沼村民有地買收計画は、災害防除及び林産資源確保のためにこの計画を是正することは妥当であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

鹿兒島縣肝属郡佐多町馬籠地区國営開田事業継続施行の請願(請願者鹿兒島縣肝属郡佐多町長田中榮熊外十一名)(前田郁君紹介)(第八一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島縣肝属郡佐多町馬籠地区は、山岳に囲まれて水田に乏しいので、終戰後國営による開田計画が進められてその一部工事が着手されたが、昭和二十三年四月から縣営となつた上に工事は中止されているが、計画完成の暁には百八十町歩の水田が確保される見込みである、ついては、速かに該地区の開田事業を國営で再開されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産と農業経営安定のため地方財政窮迫のとき開田事業を國営をもつて施行することは当然であるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

國有林野所在縣に対する交付金増額並びに國有林解放の請願(請願者宮崎縣議会議長甲斐善平外一名)(川野芳滿君外四名紹介)(第八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎縣下における國有林野は、廣大な地域を占め、これを管轄する営林署は十五署に上り、これら國有財産から生ずる収入が皆無のため地方財政の自主的確立を維持することが困難である、ついては、地方財政の窮境を救済するため地方的実情に即して現行の農林省令第十号の國庫交付金制度による交付金を大幅に増額するとともに相当の國有林を解放されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政窮乏の実状により、國有林に交付金を増額し、且つその一部を解放して地元財源に当てることは妥当である、よつて、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

長崎縣水害復旧費國庫補助増額の請願(請願者長崎縣町村会長森田丈市外十四名)(岡延右エ門君紹介)(第九三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎縣下の農耕地は、昭和二十三年七月及び九月の豪雨のため多大の被害を受けたが、これが國庫補助額は僅少で農民の苦痛は大である、ついては、昭和二十四年度一・四半期に多額の國庫補助並びに二十五年度までに補助を完了されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害被害地を復旧することにより食糧増産及び農民の民生安定を図るために國庫補助をもつて可及的速かにこの事業を完遂する必要があるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

廣島縣の治山事業費國庫補助増額の請願(請願者廣島縣知事楠瀬常猪外三名)(平川篤雄君紹介)(第一〇〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣下の崩壊した山地並びに荒廃した林地は、昭和二十年及び二十三年における災害のためさらにその被害を加え、その面積は膨大でその後降雨ごとに土砂を流失し、農耕地、道路、橋等に多大なる被害を與えているが、これが復旧と災害防除のため治山事業の計画が樹立されたが、その費用は巨額に上り戰災縣の該縣ではとうていその負担に堪えられない、ついては、該縣の治山事業費に対する國庫補助金を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のために治山事業を実施することは喫急を要する問題であり、これに要する費用を國庫補

助をもつてなすことは当然である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

治山事業に関する請願（請願者廣島縣治山治水協会長近藤榮三郎外百五十三名）（平山篤雄君紹介）（第一〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國土の保全と高度の森林資源開発を図るためには、治山事業を強力に推進せねばならぬ、しかるに治山事業は林業経営と不可分関係にあるから林務行政の管轄官廳である農林省及び地方廳林務課の密接な指導のもとに治山事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

國土保全、森林資源確保のために治山事業を推進するということは妥当なる要望であるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手種畜牧場用地の一部開放に関する請願（請願者岩手縣岩手郡瀧澤村大字瀧澤能登良一外十七名）（野原正勝君紹介）（第一〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手山麓は、昭和二十三年新たに國営綜合開発地区に指定され、既にその一部は開放されて現在五百十二戸の開拓者が入植して着々営農の実績を挙げつつあるが、岩手山麓の火山灰地帯は、土質がやせておりその上寒冷であつて、従來の営農体験から考えて最少限度の営農上適正な面積を確保し、らく農業をもつて恒久的土質改良の根本策を樹立することが絶対必要である、ついては、岩手種畜牧場一本木及び巣子牧場用地の一部を開放し、國営岩手山麓綜合開発地域中一本木、狼久保両地区の入植者に対し開拓営農適正面積を與えられたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓農民の安定を期するために岩手種畜牧場用地の一部を開放することは至当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

豆腐用大豆割当に関する請願（請願者香川縣豆腐商工業協同組合理事長谷口慶次郎外三名）（成田知巳君紹介）（第一一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回農林省から豆腐協会に対する昭和二十三年度産の大豆の割当量は、千三百二十噸に決定された、しかるに該協会はこれを特定の大都市にだけ配分しようとしているが、豆腐のようなたん白食品は、むしろ魚肉に乏しい市町村に配分されるべきであつて、國民保健上誠に遺憾である、ついては、全國一律に配給されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

澱粉質へん重の國民食生活にたん白質食品を増加する要がある、特に農村地帯において然りであるから、豆腐類の如きたん白質食品を全國一律に配給することは至当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

生田大綠地の耕作権確保に関する請願（請願者川崎市菅生五百三十八番地矢澤惣助外四十七名）（庄司一郎君紹介）（第一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

川崎市菅生の一部及び生田の一部にまたがる生田大綠地は、元來民有農耕地であつたが、戰時中川崎市に強制買收されて現在に及んでいるが、既にその使命が解消されたから当然旧所有者に解放されねばならぬのにゴルフ場新設のため市当局は既得の耕作権までも奪おうとしている、ついては、該綠地の耕作権を旧所有者が確保できるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

農地改革により耕作面積の零細化せる現在、生田大綠地を地元農民に還元する措置は、零細化を防ぎ、農業経営を安定させるために必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

新潟縣下海岸砂丘地の造林事業費國庫補助の請願（請願者新潟縣生産農業協同組合連合会長吉岡喜三郎外二名）（亘四郎君紹介）（第一一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟縣下の日本海沿岸の砂丘地は、戰時中砂防林を濫伐して無計画に開墾したため、開墾地及び既耕地に暴風砂の被害はなはだしく、このまま放置するときは、食糧増産に重大な支障を來すこと必定である、ついては、貧弱な縣財政では砂防造林事業は到底実施困難であるから該事業費に対し國庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

無計画なる開発事業は、國土保全及び食糧増産等に支障を來たすので、これが災害防除並びに造林事業を國庫補助をもつて施行することは適切な措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

宮崎村地内の國有林拂下の請願（請願者愛知縣額田郡宮崎村長淺井常太郎外一名）（中野四郎君紹介）（第一二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知縣額田郡宮崎村所在の國有林はもと入会民有地であつたが、明治九年地租改正により無償で官有林に編入されて以來御料林として今日に至つている、しかるに地元民の大部分は林野に依存して生計を営んでいるので、地元民多年の経験を活用して林業開発のため速かに該國有林を拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮崎村農民の林野依存の重要性を認め、國有林を拂下げることは至当と認めるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

高槻市大字下地区内の國有林拂下の請願外一件（請願者高槻市大字下農事実行組合長藤本三之助外百六十五名）（井上良二君紹介）（第一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高槻市大字下地区内の國有林は、もと村有地であつたが、明治初年

官有林に編入され現在に及んでいるが、戰時中立木がほとんど伐採されたため、地元民の要請により一部適地は開墾され他の部分は造林の目的をもつて地元村に委託管理されている、しかしこのような委託管理では到底完全なる造林の目的を達成することはできない、ついては、速かに該國有林を拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高槻市大字下地区の國有林拂下げは、当該農民の農業経営及び生活安定上必要であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

宮崎縣下の林道開設に関する請願(請願者宮崎縣林道協会長井戸川一)(川野芳滿君外四名紹介)(第一五三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎縣は昭和二十三年度においては用材で一百万石、燃材で一百三十万石を必要としたが、昭和二十四年度においても前年と同程度の必要量を民有林から生産せねばならぬが、それがためには少くとも現在の林道施設ではその実現は困難であるし又縣下の民有林の状況は、奥地開発を対象としなければ、縣内の供給はもちろん縣外移出等は全く期待できない状態である、ついては、昭和二十四年度該縣下の林道開設費に対し國庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

山林荒廃の現状より、森林資源の確保は奥山開発に指向せられつつある。かかるとき國庫補助をもつてこれを助成することは、必要であるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

海部郡水利組合管理排水機連合会に國庫補助の請願(請願者愛知縣海部郡水利組合管理排水機連合会長淺野登外二十三名)(江崎眞澄君紹介)(第一五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知縣海部郡は、豊富な穀倉を有し、その供出高は和歌山縣に匹敵するものであるが、その地盤は、自然的影響により海面よりも低く、そのため人爲的排水によらなければ年中水浸しの状態であるため排水機の設置を絶対必要とするが、最近電力料金、重油代金、修繕費、資材等の急激な高騰によりその維持費は現下の窮迫している農民では到底負担にたえられない、ついては、該郡水利組合管理排水機連合会に対して維持費の八割を國庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済窮迫の現状にかんがみ、土地改良事業を國庫補助をもつて施行するのは当然の措置であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

頓別村に農業試験場設置の請願(請願者北海道枝幸郡頓別村長佐々木熊吉)(松本六太郎君外五名紹介)(第一五五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の北部に位する天北原野は、既墾地約二万町歩未開地約三万五千町歩を擁する特殊地帯で、殊にオホーツク海に面する宗谷支廳管内の地域は、寒冷のため凶作が多く、又土性も天然要素に恵まれないので農業経営は極めて幼稚である、したがつて該地方の農業を開発するには農業試験機関を必要とするから、該地方の農村の中心地である枝幸郡頓別村の元馬込産業合資会社恵利子農場内に農業試験場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産並びに農業経営安定のため北海道頓別村に農業試験場を設置する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

開拓事業助成に関する請願(請願者東京都新宿区四谷四丁目十二番地全日本開拓者連盟委員長岩森清外十二名)(坂田英一君紹介)(第一六九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが國各地における開拓事業は、着々その実績を挙げつつあつて、昭和二十三年十一月現在、入植戸数は四万三千戸に及び、その人口は四國に匹敵する、又開墾面積は四國の全耕地面積をりようがすること四万町歩に上る、しかるに開墾営農資金としての國家資金はわずかに十九億八千万円の支出があつたばかりで、これでは充分な実績を挙げることができない、ついては、わが國現下の重要命題である食糧増産のため開墾作業補助金の交付、役畜融資及び住宅建設補助金の交付を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓農民の窮状は益々深刻化しつつあるとき、種々の悪條件は更に食糧増産、遊休人口の吸集等初期の目的を達成し得ざることになるので、これら開拓農民の國庫補助金を交付してこれを救済する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

江刺家村地内未墾地買收計画反対の請願(請願者岩手縣九戸郡江刺家村大字江刺家第二地割百二十二番地野辺地善吉外三十六名)(山本猛夫君紹介)(第一七〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手縣九戸郡江刺家村々村は、古來林業と牧畜によつて生計を営んでいるが、戰時中山林は濫伐されその上無計画に開墾されたため、荒廃に帰し、その結果、さう水、山崩れ、霜害等の災害著しく又家畜飼料の不足により、畜力及び肥料に多大の影響を與え、却つて食糧の増産を阻んでいる、これではとうてい農家の安定は望まれないから該地内の未墾地買收計画に反対するというのである。

二、請願の議決理由

戰時中過度の山林伐採により災害の被害を増大し、更に不適正なる未墾地開発を行うことは一層災害誘発に拍車をかけ、ひいて食糧増産、農業経営の安定に支障を來たすので本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

供出食糧の集荷方法改善に関する請願(請願者宮城縣柴田郡富岡村大字支倉字北大野前七十番地永澤長夫外三十七名)(千葉三郎君紹介)(第一七二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の食糧供出方法は、食糧管

理員の指定する倉庫に搬入して供出を完了することになっているが、そのため遠距離の供出者は多大な労力と犠牲を拂わなければならない、ついては、現行の供出方法を改正し、供出食糧を生産者の庭先で集荷するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧確保並びにこれが管理は、円滑且つ合理的でなければならない、特に供出農産物の庭先渡しは生産農民年來の希望であり、その措置は妥当なるものと認める、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

六郷村地内の未墾地買收反対に関する請願(請願者靜岡縣小笠郡六郷村小澤十六番地福良良平)(水野彦治郎君紹介)(第二一〇九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

靜岡縣小笠郡六郷村小澤地内の買收計画地は、中洲川の水源地帶で、治水上欠くことのできない山林であり、営農資源の供給地でもあるから該山林の買收計画に反対するというのである。

二、請願の議決理由

治山治水上不適当な山林買收計画と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

養蠶水産業者に対して加配米制度復活の請願(請願者鹿兒島縣養蠶水産組合長森澤雄三)(川村善八郎君紹介)(第二三四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

かきは國民の栄養食品として欠くことのできないものであり、又ぞくぞく輸出されつつあるが、かきの養殖には過度の肉体労働を必要とし一般配給量では到底作業に耐えられない、ついては、速かに養蠶業者に対して加配米を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸出産業振興と國民栄養源としてのかきの重要性にかんがみ、その生産者に加配米を配給することは妥当な措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

兵庫縣の土地改良事業費國庫補助等に関する請願(請願者兵庫縣町村会長堺吉次郎)(首藤新八君紹介)(第二三八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫縣は九万町歩の水田を有しているが、その半ばは水利の便悪く昭和二十年以來数度の災害に加え昭和二十三年は大かん害をこうむり縣下の農村の疲へいはなはだしく土地改良事業の全面的実施を必要とするが、ついては、縣下の土地改良事業に対し國庫補助されるとともに該事業を強力に遂行するため農林省に主管局を設置し、地方に土地改良部を設置する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害、用排水の不備等による食糧増産並びに農業経営の安定を阻害するものは國庫財源によつて速かに改良事業を施行しこの弊害を除去する必要があるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農地委員会機構縮小反対に関する請願(請願者島根縣知事原夫次郎)(深澤義守君紹介)(第二三九号)及び同(請願者京都府会農地委員長藤沢芳太郎)(廣川弘禪君紹介)(第一七三六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在農地委員会は膨大なる登記事務、対価の支拂、徴收整理、小作契約の文書化、未開墾地の買收及び賣渡、土地改良事業その他重要な案件が累積しており、これが早急なる処理を要請されているが、農地委員会の書記を一名にする予算的措置は委員会の業務の完全な遂行を阻たげるものであるから、農地委員会に二名の書記を配置するように要望するというのである。

二、請願の議決理由

農地改革の進捗状況より山積せる重要案件処理のため、従來通りの機構を認めることが妥当であるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

和歌山縣の農業土木事業費及び災害耕地復旧事業費國庫補助の請願(請願者和歌山縣議会議長内田安吉外三名)(水谷昇君紹介)(第二四一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山縣は南海震災以來数次の災害をこうむり、耕地の復旧は緊急の要務である、ついては、食糧増産のため該縣の農業土木事業費及び災害耕地復旧事業費に対し國庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため國庫補助をもつて、農業土木事業及び災害復旧事業を施行することは妥当であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

三重縣の土地改良事業費國庫補助増額の請願(請願者三重縣知事青木理外五名)(水谷昇君紹介)(第二四二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重縣においては用水の不足と耕地の疲弊による低位生産地区が随所に存在し、且つ地盤沈下による塩害をこうむる耕地は海岸線一帶に及んでいる状態で、土地改良事業を必要とする耕地面積は二万五千町歩余に及ぶ現況である、ついては、食糧の増産と農業経営の合理化を促進するため、三重縣の土地改良事業に対し國庫補助金を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産、農業経営安定のため國庫補助をもつて、土地改良事業を施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農地法の一部改正に関する請願(請願者福島縣岩瀬郡牧本村大字牧ノ内字八十内八番地吉田米吉外五十名)(眞谷光衞君紹介)(第二四三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回福島縣岩瀬郡牧本村大字牧之内字八十内、惣吾郎内、龍生、

瀧田の四部落において私有山林四十二町歩を開墾することとなり、そのため地主は有畜農業を営むことができない窮境に立ち至つた、しかも第一期計画事業はほとんどその五分の一も進捗しないのに、さらに第二期計画事業に着手した、該地区は岩瀬郡の最北部に位し、寒冷地帯で開墾には不適地であることは衆人の認めるところであるにもかかわらず当局はこれを強行しようとしている、ついては、農地法により開放された農地は入植者が死亡その他の事由により開墾不可能となつた場合は旧地主に還元されるよう農地法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産及び農業経営安定のため國庫補助をもつて、土地改良事業を施行するこれを必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

上磯町所在の排水溝切替工事施行の請願（請願者北海道上磯郡上磯町長落合平三郎外四名）（冨永格五郎君紹介）（第二四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上磯郡上磯町所在の排水溝切替工事は、その完成により耕地を浸水から救い、百六十五町歩の造田が可能となり、水稲、馬鈴薯等の増産に寄與するところ多大である、ついては、昭和二十四年度において着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産及び農業経営安定のため國庫補助をもつて、土地改良事業を施行するこれを必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

小清水、上砥草原間植民軌道開設の請願（請願者北海道斜里郡小清水村長藤原教一外二名紹介）（第二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道斜里郡小清水村は、北見の東部に位し、廣さ十八里にわたる純農村であるが、地質氣候ともに良好で農耕に適し、又附近に大農耕適地、大森林を擁しており、本村の発展は日本経済再建上大いに期待できるものがある、ついては、本村小清水市街から上砥草原開発地点まで、十六粁の植民軌道を速かに開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産及び農業経営合理化のために未開発地に軌道を布設して、これを開発することは至当な措置である、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業災害補償法の一部改正に関する請願（請願者福島縣安達郡滝川村下川崎二十八番地佐藤善八外四名）（第二六八号）、同（請願者岐阜縣吉城郡古川町農業共済組合長高瀬豊治外十五名）（田中彰治君紹介）（第一六三一号）、同（請願者福岡縣田川郡添田町農業共済組合長高瀬豊治外十五名）（田中彰治君紹介）（第一六三二号）、同（請願者愛知縣農業共済保険組合西加茂支部長木下信）（三宅則義君紹介）（第一七〇八号）及び同（請願者愛知縣丹羽町農業共済保険組合長安藤信太郎）（江崎眞澄君紹介）（第一七三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の農業災害補償法は農業災害に対する補償として実情に副わない点が多いから、左記の事項のように改正されたいというのである、（一）農業共済掛金は政府と生産者と消費者とが平等に負担すること（二）農業共済の補償限度の増額（三）農業共済團体の事務費の全額國庫負担（四）共済事故を廃止し收穫保險制度に改正すること（五）標準被害率の改正（六）家畜の共済目的の改正（七）農業災害の防止（八）農業共済保険金融機関の設置。

二、請願の議決理由

災害より農業経営を防衛し、もつて民生安定と農業復興に資するために農業共済を拡充強化する措置は農民のひとしく要望するところであり、又農業政策の指向するところでもある、かかる点より本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

十津川並びに紀の川総合開発事業に関する請願（請願者奈良縣議会議長植田周一）（前田正男君紹介）（第二八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府が立案する十津川、紀の川総合開発事業計画は、農業、工業及び上水道の用水の補給並びに発電ができる外吉野地方の山村が開発されるから、該事業を昭和二十四年度事業として着工されたいというのである。

二、請願の議決理由
國土総合開発事業の施行は、日本経済再建のため、不可欠のものであり、又緊急を要する案件である、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

古川沿岸用排水路改修工事費國庫補助の請願（請願者宮城縣桃生郡桃生村村長村田殖孝外十名）（内海安吉君紹介）（第二九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城縣桃生郡北方普通水利組合管内準用河川古川は、北上川及び追波川の河床上昇と出水のため排水が悪化し、しばしば湖沼のように長期間たん水し、沿岸の被害が逐年増大しているので、関係農民は不安におびえているが、その改修費の負担に堪えないでいかんともすることができない、ついては、古川の改修費に対し國庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
食糧増産並びに農業経営合理化の見地より、土地改良事業の施行は、國庫助成によつて可及的速かに完遂する必要があるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

種子馬鈴薯確保に関する請願（請願者東京都千代田区神田駿河台二丁目五番地農業復興会議内安井七次）（小平忠君紹介）（第三〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
品種、品質ともに優良な種子馬鈴薯の確保は、馬鈴薯増産上欠くことができない要件であるが、昭和二十三年産種子馬鈴薯は、適正を欠く配給価格、腐敗、量目の不足、品種の相違、病害の発生等によつて全國にわたり配給辞退の現象を呈した、これは統制の拙劣に起因するのであるから、左記のように改善されたいというのである。
(一)原種圃の拡充　(二)病虫害防除対策の確立　(三)種子馬鈴薯の集荷及び配給には民間機関を積極的に活用すること　(四)種子馬鈴薯の改良増産　(五)腐敗防止のため末端における國営検査制度並びに輸送方法を改善すること　(六)配給価格の適正化。

二、請願の議決理由
品種、品質の優良なる種子馬鈴薯の確保は馬鈴薯増産上必須の要件である、よつてこれがための措置は当然とらるべきであるので本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

八澤川に管の代川水流誘導工事施行の請願（請願者山形縣西田川郡大山町長加藤專十郎外三十七名）（上林與一郎君紹介）（第三〇八号）及び同（請願者八澤川水源増加達成同盟会長黒坂新助外九百二十四名）（志田義信君紹介）（第三一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形縣西田川郡田川村地内に源を発し、田川村外四箇町村のかんがい用水である八澤川は、近年水源地の伐採のため年々水量の減退を來し、水不足により田植の好期を逸して増産を阻害するばかりでなく、多大の経費と労力を費している、ついては、この対策として、山を切り開いて管の代川の水量を八澤川に誘導し渇水期の水量の二倍を取り入れるための工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
農業用水不足に苦しむ田川村外四箇町村のために、用水事業を施行して、食糧増産及び民生安定に資することは適切なる施策であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

乙父澤及び中戸國有林開発に関する請願（請願者群馬縣多野郡上野村中澤喜重）（金子與重郎君紹介）（第三〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬縣多野郡上野村大字乙文は山間のへき地であるため食糧自給自足は不可能な実情にあるが、最近引揚者、復員者等の帰村により人口は増加して食糧事情はますます窮屈となり、しかも大部分の民有林は伐採されているため、失業者は増加の一途をたどつて、物価の高騰とともに村民の生活は窮乏している、ついては、乙父澤及び中戸國有林を解放されたいというのである。

二、請願の議決理由
農村経済の窮状を打開するために、國有林を解放して、これを最高度に利用せしめる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

宮城縣の耕地整理事業費國庫補助増額の請願（請願者仙台市包当台通二十七番地宮城縣耕地整理事業推進協議会長石川信外十四名）（本間俊一君紹介）（第三一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城縣は米稲の單作地帯で、米の増産と供出の完璧を期するため現在の不良田を改良し、耕地の正確な実態をはあくすることは緊要であるので、農民は耕地整理事業を企画実施しているが、近年の水害によりこれが経費の負担に堪えないため、事業の進捗を阻害し、耕地交換分合の換地処分も未了である、ついては、該縣の耕地整理事業費及び耕地整理換地処分費の國庫補助の増額並びに農林省に耕地整理を主管する局及び地方廳に部を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由
食糧の確保が強く要請されている現在、その需要を充すためには耕地整理等の土地改良事業は不可欠の要件である、よつてこれが施行に当つては國費をもつて助成する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

牛久沼水系耕地改良事業に関する請願（請願者茨城縣稲敷郡蓬

崎村上岩崎三百四十二番地飯塚文夫外千五百五十六名)(小野瀬忠兵衛君外二名紹介)(第三一九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城縣稻敷郡莖崎村外一町七箇村の耕地千五百町歩は牛久沼水系から用水して営農しているが、山林の濫伐と下流龍ヶ崎町外四箇村の用水汲上と水害のため関係町村民は困窮の極に達し、これが恒久対策を樹立したが、縣当局は却つて龍ヶ崎町外四箇村の利益を図り新水路を開設し、揚水機を増加して牛久沼の用水汲上工事に着工した、これでは上流の既成田をかん害に陷れ、飲料水の不足による生活権を脅し、食糧増産、納税に対し多大の影響を與えるものである、ついては、本水系の上流及び下流地域の一致した利益を増進する改良事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産は日本経済再建の基礎であり、これがために土地改良事業を強力に推進する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

輸出織物用生糸の檢査に関する請願(請願者福島縣郡山市田中二十番地福島縣製糸協会長片岡貞一外三名)(大和田義榮君外一名紹介)(第三四七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

輸出生糸は横浜の生糸檢査所で檢査されるため、各生糸工場は生産する生糸の全量を横浜に送り檢査を受けなければならないが、その内地元に送還されて輸出織物原糸に使用されるものが多量に上つているから、輸送上の経費、荷傷み、手続等の節約のため輸出織物用生糸の檢査にサンプル檢査を行われたいというのである。

二、請願の議決理由

爲替レート設定に伴つて、輸出生糸を合理化して、そのコストを引下げるために妥当な要望と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

生繭配給に臨時物資需給調整法適用除外の請願(請願者福島縣養蚕協同組合連合会長菅野善左エ門外三名)(大和田義榮君紹介)(第三四八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生繭の配給については、從來生産縣と移入縣との釜当割当に段階があつたが、臨時物資需給調整法の実施により昭和二十四年度はその割当が平等となつた、これでは、生産縣は生繭の余剰を來たすが、移入縣はますます不足をもたらし製糸企業の合理化を阻げられ、又輸送費、荷傷み、手続上の手数等の負担も大きいから、生産縣の余剰量を移出できるよう生繭を臨時物資需給調整法の適用から除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

爲替レート設定に伴い製糸業の合理化は当然とらるべき措置である、これがために生繭需給の調整を図ることは至当と認められるので本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

製糸業助成に関する請願(請願者岩手縣製糸協会長牛山作治外三名)(大和田義榮君外一名紹介)(第三四九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農村経済及び製糸業の経営を安定し、輸出品の増産を図るため(一)爲替レートは円安に決定され、若し円高に決定する場合は充分に補給金を支出されたい(二)製糸労務賃銀改訂に伴い特別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

爲替レート設定に伴つて蚕糸業の受ける打撃は甚だ大きいのでこれを救済することは必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

桑苗植付助成の請願(請願者福島縣石川郡澤田村赤羽三十五番地佐川泰廣)(大和田義榮君外一名紹介)(第三五〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

桑苗生産業者は、政府の指導によつて桑苗の生産に励み、順調に増産向上の途を歩みつつあるが、今般一本建爲替レート設定されようとしているに及んで、養蚕家の植付意欲がにわかに沈滞して、生産地には相当量の苗が残ることとなつた、しかし昭和二十三年のアイオン台風の災害地及び開拓地等では多量の桑苗の植付を希望しながら経済的に植付困難な実情にあるから、速かに災害地及び開拓地の養蚕農家になんらかの施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

日本経済の自立を促進せしめる養蚕業の振興は、爲替レート設定に伴いその助成の対策は緊急を要する、よつて、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

十三湖干拓事業費に関する請願(請願者青森縣廳内青森縣耕地協会長青柳克巳外三名)(山崎岩男君紹介)(第三六四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森縣西津軽郡下の十三湖干拓事業は、昭和二十三年度から四箇年継続事業として実施されつつあつて、昭和二十四年度の工事は本計画の根幹をなすもので中軸工事である、しかるに本事業既定予算は削減されるやに聞くが、これでは昭和二十三年度中に完了した工事が荒廃に帰し、関係地方民の増産意欲を落すものである、ついては、本事業に対して既定予算を配付されたいというのである。

二、請願の議決理由

國土資源を高度に利用するため、干拓事業を施行して來たが、完遂半ばで放置せられることは当初の方策に逆行することによる、よつて、該事業は速かに継続する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

南豫地区における農業特異性確認に関する請願(請願者宇和島市賀古町園松福祿外十六名)(薬師神岩太郎君外二名紹介)(第三七二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛縣南豫地区は平坦可耕地に乏しく、農家はその生活を維持するため経営の零細化をいとわず、急傾斜山肌を克服開墾して階段式段々畠という異常労力の結晶体経営を余儀なくされているが、該地方は季節的且つ地方的強烈風帶で

あるうえ土質が強酸性で地力がきわめて低いために、農産物の收穫はほとんどなく農民は最小限度の安定性さえ得られない狀態である、ついては、該地区におけるこのような農業特異性を認識するとともに主要食糧農産物確保臨時措置法第三條に基く農林大臣の定める農業計画において特別な取扱措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

自然的條件に惠まれざる南豫地区の特異性にかんがみ、農業計画立案に際しては当然これを認むべきが妥当である、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

大隅能毛地区の土地改良及び林道開設事業費國庫補助の請願(請願者鹿兒島縣知事重成格外二名)(二陽堂進君紹介)(第三七九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島縣大隅能毛地区は五万町歩の耕地と二十万町歩の山林原野を有し、且つ開墾可能地も三万町歩に達し、近海に豊富なる漁港を控えているが、交通機関に惠まれず農地單位生産量はきわめて低く、ほとんど未開発の狀態に放置されている、ついては、地方産業の発展のため、本地区の土地改良及び林道開設事業費を國庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

土地改良及び開発事業は國土資源の高度利用の見地より緊急に施行する重要案件であるから、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

兵庫縣の旱害恒久対策事業費國庫補助の請願(請願者兵庫縣土地改良貫徹議員連盟理事長水島榮一外二名)(塩田賀四郎君紹介)(第三九七号)及び同(請願者兵庫縣指導農業協同組合連合会長砂川忠彌)(原健三郎君紹介)(第九二八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫縣はわが國有数の農業縣であるが、地勢上用水に惠まれず、昭和二十三年の大旱害においては二十七万石の減收を見、農民は年々の災害に疲弊している実情である、ついては、用水施設を確立して食糧増産を図るため、昭和二十四年度において旱害恒久対策事業に対し相当額の國庫補助を要望するというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産及び農業経営安定のために國庫補助をもつて、用水事業並びに災害防除の施策を講ずることは妥当であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

淡河川並びに山田川の農業水利事業費全額國庫負担の請願(請願者兵庫縣淡河川山田川普通水利組合管理者片山菊次郎外四名)(塩田賀四郎君紹介)(第三九八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

庫縣淡河川、山田川普通水利組合は水路隧道、サイフオン、溜池、水力発電所、揚水所等の構造物を有し、受益面積六千余町歩の田地をかんがいし、農産物の生産に寄與しているが、年々のかん水害により各種施設の破損、腐朽はなはだしく、これが復旧は到底組合員の負担に堪えることができない実情である、ついては、食糧増産を図るため、水源拡張並びに水路改修事業を國費をもつて実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産及び農民生活安定のため、水源拡張並びに水路改修事業を國費をもつて実施することは、機宜に適する要望であるから、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

岡山市福田地先の貯水池復旧工事施行の請願(請願者岡山市福田浦安水利組合黒瀬賢一外一名)(黒田壽男君紹介)(第四〇〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山市福田地先の干拓地は、総面積一千二百町歩で米麦の多産地であるが、地面が海面より低いため貯水池を築造して排水を調節していたが、戰時中飛行機滑走路の施設に伴い貯水池附帶施設である導水路を埋没し水門を破壞したため、現在浸水の被害は該地全域に及び三十町歩は收穫皆無となつた、ついては、該貯水池を復旧されるとともに貯水池の土地を買收されたいというのである。

二、請願の議決理由

土地改良事業を國費をもつて施行することは、食糧増産を図る上不可欠の案件である、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

奈良縣の旱害対策及び土地改良事業費確保に関する請願(請願者奈良縣議会議長植田周一)(前田正男君紹介)(第四〇一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大和盆地は大和川の水源地で河川の分布狀況は良好であるが、その流域は狹く急傾斜で降雨に際会すれば、河川はほん流と化し又溜池は皿池であつて、貯水量が極めて少ないので、かん天の際には井戸を掘つて水田にかんがいしている実狀である、そこで根本的なかん害恒久対策をたてることは該縣にとつて緊急の要務であるが、二十四年度における該事業の予算が著しく削減されているのは遺憾にたえない、ついては、奈良縣の旱害対策及び土地改良事業のため、多額の國庫補助金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産及び民生安定のために國費をもつて旱害防除対策並びに土地改良事業を推進することは極めて妥当である、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

白糠村に濃霧地帶営農試驗場設置の請願(請願者北海道白糠郡白糠村村長寺木金吾外六名)(伊藤郷一君紹介)(第四三五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道白糠郡釧根沿岸一帶は、春、夏期の濃霧により氣温が低下するため普通の農業経営は困難で、しかも開拓地三千余町歩の農業経営並びに技術は極めて幼稚なので、食糧増産に大なる支障を来たしている、ついては、該地帶の農業の発展のため、該地帶の中心地たる白糠村に開拓濃霧地帶試驗場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道の特異性にかんがみ、濃霧地帯営農試験場を設置することは至当であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

柑橘用肥料特配に関する請願（請願者山口縣大島郡沖浦村尾本富一）（佐藤榮作君紹介）（第四三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口縣産温州蜜柑の九割は瀬戸内海の大島に産し、その品質の優秀さをもつて内外に名声を博しているが、柑橘用肥料の配給が僅少なため、現在の生産高は戰前の二十五パーセントにすぎないで今なお復興ははかどらず、その一部は枯死しようとして收穫皆無の地もある、ついては、蜜柑の増産のため速かに肥料を特配されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方特殊農産物の増産措置は、その地方の農業経営を安定し、ひいて國際貿易に貢献することになるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

養蜂研究機関増強に関する請願（請願者日本養蜂協会会長加藤正直外一名）（大野伴睦君紹介）（第四三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

養蜂業は家間農業で、その飼育にはほとんど資材、飼料を要しないでしかも農作物の増收を図り、天然の医薬原料である蜂蜜、蜜ろうを採取できる國益的事業であるが、これの研究機関としては千葉縣の農林省畜産試驗場の一部に蜜蜂科があるばかりで、しかもこれもほとんど有名無実に等しい、ついては、速かに養蜂研究機関を増強されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業の多角経営化が要望される現在養蜂飼育の研究を充実する措置は妥当であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

滋賀縣の林道開設予算確保に関する請願（請願者滋賀縣議会議長小林郁）（河原伊三郎君紹介）（第四三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀縣において燃料その他再建事業のため、林産物の需要はますます増大しているが、昭和二十四年度林道開発予算が著しく削減されるとすれば、林産物の生産確保はもちろん奥地森林の開発は困難で、森林の合理的経営は不可能となる、ついては、該縣の林業発展のため林道開発予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

森林資源確保のために、林道開発事業の施行を國家助成することは必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

平根村地内國有林拂下の請願（請願者長野縣北佐久郡平根村村長森泉武重）（植原悦二郎君外一名紹介）（第四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野縣北佐久郡平根村々民は、該地が高冷單作地帯で耕作だけの営農は困難であるため、畜産や薪炭産の副業によつて生計を維持しているが、今回の農地改革によつて地内三十町歩の民有林開拓が行われて村内の薪炭の供給さえ支障を來している狀態で、村民の生活は極度の窮迫に陷いつている、ついては、該村地内の國有林を拂下げて村民の生活安定を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

山林依存の農民の國有林を拂下げて、その生活安定を図る措置は至当なるものと認める、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

治山治水事業並びに開発事業を計画するとき両者不離一体の見地よりなされねばならないので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

水力発電の増強は刻下の急務であり、その開発並びに現有水力の保有維持に万全の策を講じなければならないが、山林資源の現況は戰時中の濫伐の結果水力発電力にいちじるしい影響を及ぼしている、ついては、流水の源泉である森林資源の蓄積を増加し発電力を増強するため、伐採と造林の両面から計画性のある対策を速かに樹立されたいというのである。

二、請願の議決理由

水力発電事業増強のための森林対策に関する請願（請願者東京都文京区小石川町一ノ一日本発送電株式会社総裁大西英一外九名）（小笠原八十美君紹介）（第四五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧増産確保の上から土地改良事業は不可欠、緊急の要件である、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

宇津内原野開発事業施行の請願（請願者北海道斜里郡斜里町町長米澤鶴松外一名）（松田鐵藏君紹介）（第四八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道斜里郡斜里町宇津内原野は二千余町歩の面積を有しながら、その西北端にあるトーツル湖の水位が極めて高いので附近一帯は濕地と化し、不毛地のまま放置されているが該地帯の農地化と既耕地の改良のためにはトーツル湖の干拓工事が緊要である、ついては、トーツル湖の干拓工事を施行して宇津内原野の開発事業の完成を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

小清水、上砥草原開植民軌道開設の請願（請願者北海道斜里郡小清水村村長藤原教）（松田鐵藏君紹介）（第五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道斜里郡斜里町宇津内原野は二千余町歩の面積を有しながら、その西北端にあるトーツル湖の水位が極めて高いので附近一帯は濕地と化し、不毛地のまま放置されているが該地帯の農地化と既耕地の改良のためにはトーツル湖の干拓工事が緊要である、ついては、トーツル湖の干拓工事を施行して宇津内原野の開発事業の完成を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

小清水、上砥草原開植民軌道開設の請願（請願者北海道斜里郡小清水村村長藤原教）（松田鐵藏君紹介）（第五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道斜里郡斜里町斜里町宇津内原野は二千余町歩の面積を有しながら、その西北端にあるトーツル湖の水位が極めて高いので附近一帯は濕地と化し、不毛地のまま放置されているが該地帯の農地化と既耕地の改良のためにはトーツル湖の干拓工事が緊要である、ついては、トーツル湖の干拓工事を施行して宇津内原野の開発事業の完成を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

小清水、上砥草原開植民軌道開設の請願（請願者北海道斜里郡小清水村村長藤原教）（松田鐵藏君紹介）（第五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道斜里郡

二、請願の議決理由
食糧増産及び農業経営合理化のために未開発地に軌道を布設して、これを開発することは至当な措置である、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手縣山林復旧に関する請願(請願者岩手縣水害復興会議議長佐藤公一)(山本猛夫君外六名紹介)(第五一〇号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岩手縣の民有林は七十四万余町歩に及ぶが多年の濫伐で荒廃し、殊に水源山林の荒廃のため、近年引き続く出水に際しては、多量の土砂流出し被害甚大である、しかるに木材の需用は激増しているのであるから、國有林水源地の実態を調査の上、砂防工事を実施され、民有保安林を強化し、造林地帯を設定されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除により農民生活を擁護し、あわせて森林資源の確保を図るためには造林事業は不可欠の施策である、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手縣水害地の農業復旧に関する請願(請願者岩手縣廳内岩手縣水害復興会議議長佐藤公一)(山本猛夫君外六名紹介)(第五一一号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岩手縣における昭和二十三年のアイオン水害復旧総事業費は約十八億円であるが、これに対する政府の事業認証額はきわめて少く、とうてい復旧事業の完璧を期し得ない実情である、ついては、該事業の重要性に鑑み、これが復旧予算の確保と高率な國庫補助金の交付及び地方融資額の増額等につき早急なる措置を講ずるとともに水害地農村工業復旧費の全額國庫負担、農村課税の引下、水害地農家のくず米供出を認める等應急対策の実施を要望するというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産並びに農業経営を安定せしむるためには可及的速かに國庫補助をもつて災害復旧及び土地改良等の事業を施行する必要がある、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農地委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

下常呂原野に軌道客土事業施行の請願(請願者北海道常呂郡常呂村村長小林千代松外一名)(松田鐵藏君紹介)(第五一二号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道常呂郡下常呂原野は面積およそ二千町歩の農耕適地であるが、このうち一千二百余町歩はでい炭濕地であるため排水不良で、地力は年々減少しこの地域に居住する農家はその生活に不安を感じている状態である、ついては、民生安定並びに農業生産の増強を図るため、下常呂原野に軌道を敷設し、客土事業を速かに実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定並びに農業生産増強を図るために客土事業を実施することは至当であるから、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

引揚者の開拓及び帰農に関する請願(請願者引揚者團体全國連合会委員長穂積眞六郎)(足立篤郎君紹介)(第五一三号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
外地において農を專業としていた引揚者は土地によつて生きる以外ほとんど更生の方法を持たない、ついては、引揚農家の速かなる入植を図るとともに引揚地主で耕作に従事しようとする者には、農地改革の大なる障害とならない範囲において買収された旧所有農地の買い戻しができるようにするか或は國家買収土地中他の適正なる面積を当該地主に賣渡すかの方法をもつて引揚農家を救済されたいというのである。
二、請願の議決理由
未利用資源の活用並びに失業人口の吸収等日本経済再建のために引揚農民を救済しこれに活路を與えることは時宜に適する要望と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

在雛用水改良工事完成促進の請願(請願者岐阜縣惠那郡付知町町長長谷川滿二)(平野三郎君紹介)(第五二三号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜縣惠那郡付知町在雛用水改良事業は、昭和十八年から農地開発営團によつて工事施行中のところ、昭和二十二年九月開発営團が解散されたため、事業は中止狀態となつたが、僅かの自然湧水等では水田耕作を続ける事が困難であり、畑作轉換の必要に迫られている、ついては、國庫の補助により速かに事業を完成されたいというのである。
二、請願の議決理由
土地改良事業を中止せしめることは食糧増産、農民生活の安定に支障を來たすので、速かに國庫助成によつてこれを継続する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

乳製品の品質及び包装の改善に関する請願(請願者大阪府乳製品小賣組合理事長横山高光外四百七十五名)(大矢省三君紹介)(第五二五号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
乳幼兒の食糧は一般成人の食糧に比し、衛生上格別の特殊性と重要性を必要とするが、乳製品の現狀はその品質上乳兒の保育を無視した製品がきわめて多く、その包装も製かん原料不足と称して一斗かん入の大かん或は紙袋等を使用するため変質している例が少くなく又その價格も一般に高價であるから、これらの点について再検討を加えるとともに、速かに適切なる措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
乳幼兒用の食糧たる乳製品は、衛生的に格段の留意が必要であり、したがつて從來のものに対して検討を加え、適切な措置をとる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

廣島縣の耕地整理事業助成に関する請願（請願者廣島縣知事楠瀬常猪）（宇田恒君外一名紹介）（第五五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣は地勢風土の関係から連年水害及びかん害をこうむり、且つ耕地は概ね地味不良であつて生産力に乏しく農業経営は零細化しつつある現状に鑑み、農業経営の合理化による食糧自給態勢を確立するため、縣下に農業土木事業を施行中であるが、その資金、資材難のため、停滯を余儀なくされている、ついては、該事業に対し、國庫補助並びに資材供給の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産並びに農業経営安定のために、國庫補助をもつて速かに土地改良事業を施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

上賣開拓事業施行の請願（請願者岐阜縣吉城郡上賣村村長上野一郎外十三名）（木村公平君紹介）（第五五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜縣吉城郡上賣、阿曾両村及び船津町一帯に高原川から開さく引水する上賣開拓建設事業は、昭和二十一年六月から着工し、目下施行中であるが、予算の不足が影響して現在に至るも全事業の一割程度しか完成していない、ついては、米六千石、麦二千石の増産を図るため該事業の工事費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

用水事業施行によつて食糧増産が達成される上賣地帯の実状にかんがみ國庫助成をなすことは当然必要であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

小高村地内の干拓事業徹底に関する請願（請願者茨城縣行方郡小高村埋立耕地整理組合長額賀牛外三名）（北澤直吉君外一名紹介）（第五五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城縣行方郡小高村地内の霞ヶ浦東岸埋立耕地整理組合施行地においては西南風の波浪高く経営困難のため、干拓工事に変更し、幾多の障害を克服し、昭和十三年完成し、目下百数十戸の耕作民を包有し、多大の收穫をあげているが、その後も引き続き災害を受けているが現下の組合の財政事情ではこれが補強維持は困難である、ついては、該事業の補強工事を國営をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営の窮迫せる現状にかんがみ、災害防除事業は國費をもつて実施するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

沿岸漁業者に加配米配給に関する請願（請願者西日本水産振興会委員長林興一郎）（石原圓吉君紹介）（第五五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在沿岸漁業者には鮮魚百貫の供出に対し、米約二升五合がリンク配給されているが、一日の配給量に換算すれば極めて少量である、沿岸漁業も炭坑労働と同じ重労働であるから不公平のないように定量の加配米を配給されたいというのである。

二、請願の議決理由

水産振興上沿岸漁業従事者に加配米を増加することは必要なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

和田村、三良坂の開拓事業に関する請願（請願者廣島縣雙三郡和田三良坂開拓農業協同組合長吉本勝治外二十六名）（宇田恒君外二名紹介）（第六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣雙三郡和田村、三良坂町間にある開拓地は、戰後引揚者、戰災者が入殖し、入殖者の苦心の結果、住宅も完成し、開墾も進捗しているが、基本施設は殆んど未着工のため該事業の発展に多大の支障を來している、ついては左記事項について、予算措置をとられたいというのである。（一）地区外との連絡幹線通路の建設費、（二）水源溜池及びこれに要する幹線水路の構築費、（三）支線道路排水路の建設費

二、請願の議決理由

開拓農民の窮状を打開するために國庫補助をもつて経営安定の諸施策をなすことは必要であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

廣島縣下の溜池修築に関する請願外十二件（請願者廣島縣賀茂郡安藝津町長本田卓郎外二名）（宇田恒君外一名紹介）（第六一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣下ではかんがい用水不足のため各地に溜池を構築していたが、近年連続する風水害でえん堤を破損され、貯水不能のためかん害に苦しんでいる、ついては、左記溜池の修築又は新設の予算措置を講ぜられたいというのである。（一）賀茂郡下の昭和池、呼岩池、小野池、十束池、松子山池、大曾場池、（二）豊田郡下の豊栄池、堤大池、大谷池、ボヤ池、入野村元兼部落溜池、（三）雙三郡下の國貞溜池、九淵溜池、（四）世羅郡東大田村神崎溜池、（五）御調郡八幡村及び山縣郡南方村の新設溜池

二、請願の議決理由

数次の災害被害と用排水不備なる廣島縣下の農業経営において、國費をもつてこれを復旧、改良することは食糧増産を要請する現在においては当然行う施策である、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

横田村及び來原村の開拓事業に関する請願（請願者廣島縣高田郡横田、來原村三和開拓農業協同組合長本多一郎外四十七名）（宇田恒君外一名紹介）（第六一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣高田郡横田、來原両村の本村川に沿う開拓地は戰後、引揚者及び戰災者が入植し、入植者の努力の結果、移住家屋が完成し、開墾計画も進捗しているが、水源、通路等の基本施設は殆んど未着工のため、開拓事業の発展に多大の支障を來している、ついては、左記事項について予算措置を講

ぜられたいというのである。(一)外部との連絡の幹線道路の建設費(二)水源溜池及びこれに要する幹線水路の構築費、(三)支線道路排水路の建設費

二、請願の議決理由

開拓農民の窮狀を打開するために國庫補助をもつて経営安定の諸施策をなすことは必要であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

西條町下寺家地内の農道幅員拡張費國庫補助の請願(請願者廣島縣賀茂郡西條町町長庫武則一外九名)(宇田恒君外一名紹介)(第六一四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣西條町下寺家地内の農道は利用度が高いが、幅員が狭小で耕作上多大の支障を來しているが、町財政事情では独力これが拡張工事の実施が困難であるから、工事費に対し國庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

土地改良事業の施行により食糧増産が期待されるとき、地方財政及び農民経済の窮迫せる現狀より、國庫助成によつてこの事業はなさるべきである、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

福島縣西條町下寺家地内の農道幅員拡張費國庫補助の請願(請願者廣島縣賀茂郡西條町町長庫武則一外九名)(宇田恒君外一名紹介)(第六一四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島縣西條町下寺家地内の農道は利用度が高いが、幅員が狭小で耕作上多大の支障を來しているが、町財政事情では独力これが拡張工事の実施が困難であるから、工事費に対し國庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

土地改良事業の施行により食糧増産が期待されるとき、地方財政及び農民経済の窮迫せる現狀より、國庫助成によつてこの事業はなさるべきである、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

福島縣における山林面積の過半は國有林である関係上、農地改革による自作農創設強化のためには國有林の開放が緊急の要務である、ついては、代換地附帯地及び使用収益権の設定ある農用林野の一部を開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営上林野はその重要な役割を果すため、福島縣の特性を認めて、國有林の一部を拂下げることは必要であるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

福島縣における山林面積の過半は國有林である関係上、農地改革による自作農創設強化のためには國有林の開放が緊急の要務である、ついては、代換地附帯地及び使用収益権の設定ある農用林野の一部を開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営上林野はその重要な役割を果すため、福島縣の特性を認めて、國有林の一部を拂下げることは必要であるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

福島縣の國有牧野開放に関する請願(請願者福島縣議会議長大竹作摩)(圓谷光衞君外一名紹介)(第六五〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島縣下の牧野中大部分は國有で占めているが、自作農創設特別措置法第四十一條によりこれら牧野は使用収益者に開放されることになつているにもかかわらず未だ徹底されていないのは誠に遺憾である、ついては、有畜営農による農業経営合理化の面から縣下の國有牧野を開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営合理化を要請され、そのため畜産振興は重要な要素をもつので國有牧野を解放してこれを推進して行くことは極めて時宜に適した措置である、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

福島縣の國有牧野開放に関する請願(請願者福島縣議会議長大竹作摩)(圓谷光衞君外一名紹介)(第六五〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島縣下の牧野中大部分は國有で占めているが、自作農創設特別措置法第四十一條によりこれら牧野は使用収益者に開放されることになつているにもかかわらず未だ徹底されていないのは誠に遺憾である、ついては、有畜営農による農業経営合理化の面から縣下の國有牧野を開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営合理化を要請され、そのため畜産振興は重要な要素をもつので國有牧野を解放してこれを推進して行くことは極めて時宜に適した措置である、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

毛木沖新開地復旧工事施行の請願(請願者廣島縣豊田郡吉名村村長黒川一三外八名)(宇田恒君外一名紹介)(第六五一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣豊田郡吉名村は純農村であるが、耕地に恵まれない上に戰後の食糧事情の窮迫に伴い農家経済は轉落の一路をたどりこれが窮狀を打開するためには該村地内の毛木沖新開地の利用が絶体必要である、しかるに毛木沖新開地は戰時中の荒廃と終戰後の堤防欠損により漏水激しいためその使用にたえない、ついては、速かに該村毛木沖新開地の復旧工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営安定と農業生産増強のために、國家助成による土地改良事業を施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

毛木沖新開地復旧工事施行の請願(請願者廣島縣賀茂郡安藝津町長本田卓郎外二名)(宇田恒君外一名紹介)(第六五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣豊田郡吉名村は純農村であるが、耕地に恵まれない上に戰後の食糧事情の窮迫に伴い農家経済は轉落の一路をたどりこれが窮狀を打開するためには該村地内の毛木沖新開地の利用が絶体必要である、しかるに毛木沖新開地は戰時中の荒廃と終戰後の堤防欠損により漏水激しいためその使用にたえない、ついては、速かに該村毛木沖新開地の復旧工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営安定と農業生産増強のために、國家助成による土地改良事業を施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

安藝津干拓事業費國庫補助増額の請願(請願者廣島縣賀茂郡安藝津町長本田卓郎外二名)(宇田恒君外一名紹介)(第六五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十二年から施行中の廣島縣賀茂郡安藝津町干拓事業は、最近工事費予算削減により築堤工事の進行とみに鈍化し、ほとんど中止されているが、このような狀態で放置されれば、潮によつて干拓地内の土砂は流失し、巨大な労力と経費は全く水ほうに帰し、事業放棄を余儀なくする事態に立ち至る虞れがある、ついては、完成直前にある該工事費の國庫補助を増額し、速かに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

干拓事業施行により國土資源利用を高度化する施策において、これを中止することは、日本経済再建を阻止することになる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

手向村水呑澤溜池改修の請願(請願者山形縣東田郡手向村村長阿部良雄)(上林與市郎君紹介)(第六五三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形縣東田郡手向村地内の水呑澤溜池はかんがい用水源に利用されて來たが、該溜池は堤防が低い上に荒廃いちじるしく現在その利用價値が低下しているが、これを用水源として造成された田畑は八十余町歩に及び、その重要性から、これが修築は最も緊急な要件である、ついては、該溜池を修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産をなすために用水事業を強力に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

下黒瀬村字柳岡、大田代間農道改修に関する請願(請願者廣島縣賀茂郡下黒瀬村中本謙三)(宇田恒君外一名紹介)(第六五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　廣島縣賀茂郡下黒瀬村字柳岡・大田代間の農道は田代部落唯一の利用價値の高い農道であるが、狭小なため破壊し易く、ことに昭和二十一年九月の大水害により各所が破損し、又橋梁も流失し部落民は多大の不便を感じている、ついては、該区間の農道を改修されたいというのである。
二、請願の議決理由
　農業経営合理化及び食糧増産をなすために、農道を改修する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

一、請願の要旨及び目的
　廣島縣山縣郡壬生町大字河内及び南方村大字木次間の農道は、両町村連絡上の重要路線であるが、幅員狭小なため地元の産物輸送は小車による外なく関係民は多大な不便を感じている、ついては、前記区間の農道を改修されたいというのである。
二、請願の議決理由
　農業経営合理化及び食糧増産を図るため農道改修工事施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

壬生町大字河内、南方村大字木次間農道改修の請願（請願者廣島縣山縣郡壬生町町長國光渙平外二十八名）（宇田恒君外一名紹介）（第六五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　廣島縣賀茂郡鄕原村地内の大積道路・桑畑道路及びミノカヤ道路は、豊富な林産物の搬出並びに農産物の輸送のため、極めて重要な路線であるから、その整備は緊急を要する、ついては、これが農道整備事業費を國庫補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
　農業経営合理化及び食糧増産を図るため國庫助成をもつて農道の改修工事を施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

鄕原村地内の農道整備事業費國庫補助の請願（請願者廣島縣賀茂郡鄕原村村長藤本直規外十名）（宇田恒君外一名紹介）（第六五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　廣島縣賀茂郡鄕原村地内の大積道路・桑畑道路及びミノカヤ道路は、豊富な林産物の搬出並びに農産物の輸送のため、極めて重要な路線であるから、その整備は緊急を要する、ついては、これが農道整備事業費を國庫補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
　農業経営合理化及び食糧増産を図るため國庫助成をもつて農道の改修工事を施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

旧明治新開復旧干拓事業施行の請願（請願者廣島縣佐伯郡玖波町長中野松一外三名）（宇田恒君外一名紹介）（第六五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　廣島縣佐伯郡地内、旧明治新開地は、明治初頭に完成したが、明治十三年の海上災害のため内部耕土は海面と変じ、その後関係町村民は公有水面としてその復旧に努力したが、その効なく郷土を離散するものが多数であつた、しかるに終戦後該地方の人口は増加し、食糧難は極めて窮迫している、ついては、食糧増産のため該新開地の干拓事業を國庫補助で速かに施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
　國土資源を高度に利用し、且つ日本経済再建の基盤とするため干拓事業は重要なる案件で更に食糧確保要請の見地からも國費をもつてこれが助成をなすことは必要であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

熊野跡村排水路復旧工事施行の請願（請願者廣島縣賀茂郡熊野跡村長景山勇外五名）（宇田恒君外一名紹介）（第六五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　廣島縣賀茂郡熊野跡村は昭和二十年九月の大風水害により大被害をこうむつたが、その後村民の努力により復興しつつあるが、該村の西方寺、上畑、千カ谷各地区の排水路及び耕地は全く原形を止めないほどの惨状で、しかも窮乏した地方財政では復旧も困難であるから該復旧工事を國庫補助をもつて施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
　食糧増産並びに民生安定のために災害復旧工事は速かに完遂しなければならない。しかし、地方財政及び農民経済窮迫の現状においては、國庫補助によつて、これを施行するのが至当である、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

那珂郡の開拓事業より神崎村を除外の請願（請願者茨城縣那珂郡神崎村村長福地徳外六百九十八名）（山崎猛君紹介）（第六七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　茨城縣那珂郡の開拓計画が立てられ、神崎村の山林買收を計画されているが、該村の土質はやせ地で入植者の帰農は困難であり、且つ山林の大部分を失うこととなり、そのため農民の薪炭採取が困難となり、堆肥の供給源を断たれ、新規開拓による増收より山林買收による損失の方がはるかに大きい、ついては、該村の開拓計画は中止し、既存の耕地の改良、水路の拡充を計られたいというのである。
二、請願の議決理由
　不適当な開拓は、開拓農民を窮状に陥し入れ更に森林資源確保に支障を來たす、しかして茨城縣那珂郡神崎村の開拓計画はかかる見地より中止するのが至当であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

安藝津町本江、吉名村曾井間農道開設の請願（請願者廣島縣賀茂郡安藝津町長本田卓郎外一名）（宇田恒君外一名紹介）（第六八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　廣島縣賀茂郡安藝津町本江部落から豊田郡吉名村曾井に至る地帯は、瀬戸内海に面し、氣候温暖で観光並びに開発の好適地であるが、交通不便のため現在まで放置されている、ついては、本谷、本江間には町営事業として農道を開設中であり、又廣島、三原両市を結ぶ國道も建設中であるから、これら既設の道路と連絡させて本谷、本江を経て吉名村曾井に至る農道開設の予算措置をとられたいというのである。
二、請願の議決理由
　農道開設を行つて、國土資源の開発に資することは時宜に適するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
　右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

吉名村曾井、安藝津町赤崎間農道開設費國庫補助の請願（請願者廣島縣豊田郡吉名村村長黒川一三外八名）（宇田恒君外一名紹介）（第六八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣豊田郡吉名村は三方山に囲まれ、交通不便で増産能率も半減していたが、今回隣地安藝津町赤崎に國立試驗地が新設され、両地区間の人事、物資の交流も激増したが連絡不便のため多大の支障を來している、ついては、該地区間の農道を拡張し、こう配を除去するため開設費に対し國庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

農道を開設して農業経営合理化に資する要望は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

惠那郡福岡地区農地開発事業水源工事に関する請願（請願者岐阜縣惠那郡福岡村村長大野豊松外五十九名）（平野三郎君紹介）（第六八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜縣惠那郡福岡地区の農地開発事業は、昭和十七年に着工され着々進行して現在一部の入植も終つたが、水源工事が未着手のままであるため畑として利用されているばかりで、主食の不足はなはだしく、その上該地区は山間のへき地で水田少く、該地区の水田化は緊急の要務であるから、本事業開始当初の計画による溜池の築設工事を速かに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

用水工事を施行して、食糧増産、農業経営の安定化を図ることは妥当なる要望と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

主食供出関係経費全額國庫負担の請願（請願者岐阜市議会議長松原喜八）（大野伴睦君外二名紹介）（第七一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

主要食糧の供出確保は國の最重要施策であるが、現在市町村において、これが円滑公正に運営するために多額の経費を要しているが、國庫からの補助額は極めて少額で、ほとんど市町村の負担となつている、ついては、地方自治体の財政上の負担を軽減するため、主食供出関係経費を全額國庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧政策を円滑に運営するため、供出関係経費を全額國庫負担とすることは当然なる措置である、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

開拓者保護に関する請願（請願者北海道常呂郡端野村字北登大和田暉集外百三名）（伊藤郷一君紹介）（第七二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の開拓者は道路もない数哩、又は数十哩の未墾地を踏み分け生命の危険と困難と戰い開墾に従事して來たが、今回の農地法の改正案は開拓者の労苦を無視したものである、ついては、開拓者の保護のため開拓者耕地の所有権、買もどし権、買上価格及び損害補償等について特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓農民の経営安定化を図るための保護諸施策を確定することは緊急を要するので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手川口、藪川國有林間に森林開発鉄道敷設の請願（請願者岩手縣岩手郡川口村村長瀬川清十郎外一名）（野原正勝君紹介）（第七三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

丹藤川流域は廣大な官、民有林を擁し、その資源蓄積量はわが國の首位を占め、特に藪川國有林は原始林であつて、その開発に流送と不備な車馬道に依存していてはとうてい所期の目的を達成することができない、ついては、山林奥地の資源開発促進と沿道の農産物輸送のため、岩手川口駅から藪川國有林まで鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

奥地資源の開発と農産物輸送を効率化せしめるために鉄道を敷設して、日本経済再建に貢献するという計画は至当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

廣瀬村地内國有林の一部拂下に関する請願（請願者宮城縣宮城郡廣瀬村村長庄子長吉外一名）（庄司一郎君外二名紹介）（第七四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城縣宮城郡廣瀬村は東は仙台市に連り西は山形縣に接する延長十一里の帶状をなした農山村であるが、村内の國有林はもと入会山と称し、村民は自由に入会し薪炭及び林産物の生産により生計を営んでいた、しかるに明治の初頭これが國有林に編入されて以来、村民は生業を奪われたので、狭小な耕地と出かせぎ労働とによつて細細ながら生活を保持してきたが、仙山線が該村を通過するようになつてからは轉入者が多く、終戰後ますます人口は増加しつつあつて、村民は窮乏の一途をたどつている、ついては、該村民の窮状を打開するため、國有林の中民家に近接する部分約二千町歩を縁故拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城縣廣瀬村の特殊性にかんがみ、該村の國有林を拂下げることは至当な措置である、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

大利根用水改良事業助成に関する請願（請願者千葉縣香取郡萬歳村村長寺島濱治外一名）（竹尾弌君紹介）（第八三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉縣営の大利根用水改良事業は、六千三百余町歩にわたるかん害地の用水補給を図るため昭和九年に着工され既に揚水機据付場等を完成し、一部分にかん水を開始したところもあるが、幹線水路が貫通しなければこれが目的を達成できないから、昭和二十三年度において東幹線水路を完成し昭和二十四年度中に西幹線水路の貫通は地元民の切実なる要望であるとともに食糧の自給に多大の効果がある、ついては、該事業に対して昭

和二十四年度事業費一億四千万円の承認並びに資材の優先配給及び組合債の全面的認可をされたいというのである。

二、請願の議決理由

土地改良を行つて、農産物生産の増強を図り、日本経済安定に資することは緊急を要する案件であるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

赤麻村の未墾地買收計画中止に関する請願（請願者栃木縣下都賀郡赤麻村長高際德治外六十八名）（小平久雄君紹介）（第八六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木縣下都賀郡赤麻村地内の未墾地は営農上絶対不可欠の堆肥原料の採取地であるとともに江川部落の防風林地であり、又これが開墾は隣接水田一帯の水不足を招來し、増産に多大の影響を及ぼすから、該村未墾地の買收計画を中止されたいというのである。

二、請願の議決理由

治山治水上より不適正なる未墾地開拓は中止するのが妥当であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

北見種畜牧場施設拂下に関する請願（請願者北海道紋別郡遠軽町町長本宮章太郎）（松田鐵藏君紹介）（第八六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道紋別郡遠軽町地内の北見種畜牧場廃止後、同施設を國立農業指導啓発機関に轉換し、該種畜牧場が開設当時國家の要請に基き遠軽町の寄附によつてなされた事情に鑑み、その附属山林地及び不用建物を該町に無償拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道遠軽町の寄附によりなされた北見種畜牧場施設は、該地にひ益するところ大なるものがあると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手縣の國有牧野開放に関する請願（請願者岩手縣知事國分謙吉外二百二十九名）（山本猛夫君外三名紹介）（第八六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手縣において、農地改革の実施により民有牧野は予定目標の二百十七パーセントの買收成果をあげたにもかかわらず、國有牧野は本州第一の面積を有しながら、全く開放されていないが、該縣は有畜農業が盛んで廣はんな牧野が必要であり、又用益権だけを認めることは自作農創設の主旨に反するものであり、且つ民有化すればさらに合理的に利用されることは明かである。ついては、該國有牧野を開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営合理化の見地より、畜産振興はその一翼を担つており、これがためには牧野の確保が必要である、特に岩手縣においては國有牧野の現状にかんがみて、これが解放は当を得た措置であるから、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

足柄上郡の災害耕地復旧費助成に関する請願（請願者神奈川縣足柄上郡北足柄村長小澤快三外五名）（小金義照君紹介）（第八七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川縣足柄上郡北足柄村、南足柄町及び岡本村は昭和二十三年九月のアイオン台風により農耕地に大被害を受け、大刀洗川、内川の流域両岸の美田は木石砂れきの山と化し、佳民は生活に不安を感じている、ついては、食糧増産、並びに民生安定のため足柄上郡の災害耕地復旧費を國費をもつて助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

國費をもつて災害復旧事業を施行し、食糧増産並びに農業経営安定を図る必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

福井縣の震災耕地復旧事業費助成に関する請願（請願者福井縣議会議長高波武右衛門）（飛鳥繁君紹介）（第八七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年突発した福井縣の大震水害により、耕地の被害だけでも四十億円に達したので、農民はあらゆる苦難と闘い、復旧に努力しているが、昭和二十四年度予算の公共事業費は削減される由であるが、それでは該縣のように極度に窮迫した災害地の復興をざ折させ、大混乱を起すことは明かである、ついては、震災復旧耕地事業費を確保し、融資の途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

福井縣の震災耕地は急速に復旧し、食糧増産及び民生安定に資することは充分その必要性があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

飼料問題に関する請願（請願者愛知縣畜産協会長參木普七郎外二十一名）（田島ひで君外一名紹介）（第九二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

畜産業の振興と農業経営の安定を図るため、現在不足している飼料の輸入を要請し、これが補給金を確保するとともに飼料統制緩和は價格の不安定を招來して畜産界に與える影響が大きいから、飼料配給公團の存続を要望するというのである。

二、請願の議決理由

畜産振興のために飼料の確保は絶対的要素であり、更にこれが適切なる配給は飼料配給公團の円滑なる運営にある、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

主食の掛賣り許可の請願（請願者東京都北区王子町二百十五番地栗原信子外一名）（神山茂夫君紹介）（第九二六号）及び同（請願者愛知縣知多郡有松町七十八番地鹽江與一外三百六十四名）（赤松勇君紹介）（第一三九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國民生活が極度に窮迫している現在、主食の掛賣りを許可されたいというのである。

二、請願の議決理由
國民生活窮迫の現狀にかんがみ、主食の掛賣制度を認めることは適当な措置と認める、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

西志和村の國有林拂下に関する請願外一件（請願者廣島縣賀茂郡西志和村大字西志和西植木松原部落生塩滋人外三十六名）（中川俊思君紹介）（第一〇〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
廣島縣賀茂郡志和堀村所在の國有林花莖山第十一林班は西志和村松原部落に隣接し古くから部落民が造林利用してきたが、部落近隣には村有林がないため薪炭林、採草地に乏しく、地元民は農業経営上困難を來しているから、國有林花莖山第十一林班を松原部落に拂下げられるとともに、事情を同じくする別府新庄平山の國有林を別府部落に拂下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
農業経営上山林は不可欠のものであり、又民生安定のためにも國有林を拂下げることは必要であるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

中根村外二箇町村用水改良事業継続施行の請願（請願者千葉縣夷隅郡中根村長伊藤義男外六名）（森曉君紹介）（第一〇一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉縣夷隅郡中根村外二箇町村用水改良事業実施地域は、主食供出率は郡内最高で、地元民も増産と二毛作の普及に努め、目下施行中の該事業に全力をあげて協力しているが、傳えられる公共事業費の削減により該事業継続費の減額を來すようなことがあれば、六百町歩に及ぶ耕地経営は重大な困難に当面することになるから、該事業継続施行の予算措置をとられたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産をなすために用水工事の急速な施行が必要である、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

農地委員会経費國庫補助増額の請願（請願者新潟市新潟地区農地委員会長白井正吉外二万千五百四十名）（植原悦二郎君紹介）（第一〇二八号）、同（請願者大分縣西國東郡朝田村農地委員会長河野源次郎外八十名）（羽田野次郎君紹介）（第一〇四三号）、同（請願者宮崎縣宮崎市宮崎大淀地区農地委員会長杉田捨造外九十七名）（佐藤重遠君紹介外四名紹介）（第一三一八号）、同（請願者宮崎縣兒湯郡都農町農地委員会長新名良一外十四名）（佐藤重遠君紹介）（第一四二四号）、同（請願者大分縣富來町農地委員会長田森薫外八名）（金光義邦君紹介）（第一五九一号）及び同（請願者大分縣速見郡八坂村農地委員会長工藤武外九名）（金光義邦君紹介）（第一五九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府は最近第二次農地改革の終了に伴い、機構の改変縮小あるいは予算の削減を図り農地委員会の機能を停止させようとしているが、該事業は一應終了しても、今後なお幾多の難問題の処理と重要な仕事の続出することは明かであるから、該委員会経費の國庫補助を大幅に増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
農地改革進捗の現段階に処して、機構の縮小、或は予算の削減等の措置に残された諸案件を処理する上に支障を來たすので本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

長崎縣の農業協同組合連合会統合に関する請願（請願者長崎縣南高來郡多比良町農業協同組合長野口源雄外百二十名）（岡西明貞君紹介）（第一〇四四号）及び同（請願者長崎縣北松浦郡津吉村青崎庄藏外三十名）（三宅正一君紹介）（第一五八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長崎縣における農業協同組合連合会は信用、購買、販賣、指導その他九連合会を設立し、逐次その内容も充実して來たが、末端組合の農業協同組合は、それぞれの連合会との應接にほう殺され、あるいは連絡に不便不円滑のため業務の運営に支障を來し、あるいは資金経費の面からも圧迫を受けたために農業協同組合経営の重大な障害となつている、ついては、農業協同組合連合会を信用並びに事業の二連合会に統合されたいというのである。
二、請願の議決理由
農業協同組合連合会の業種別単一組織は、円滑なる運営を阻害し特に資金面においては農民負担を大ならしめているので、単一連合会を統合して総合連合会にすることは農業協同組合を育成し、農民負担を軽減することになるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

山形縣営農業水利及び土地改良事業施行の請願（請願者山形縣知事村山道雄外一名）（志田義信君外一名紹介）（第一〇四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形縣におけるかんばつ並びに水害の災害を除去するため、現在農業水利及び土地改良事業を施行中であるが、なお続行して根本的改良を図る必要がある、ついては、これが事業を継続施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害を防除して、食糧増産、並びに民生安定を図るために土地改良事業を緊急に施行する必要があるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

鳥海山麓に貯水池築設の請願（請願者秋田縣横岡貯水池期成同盟会長須田喜代松外四名）（村上清治君紹介）（第一〇五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥海山に源を発する奈曾、白雲水系に属するかんがい地帯の稻作は落差こう配が急なために冷水害は年々甚大であるから、鳥海山麓に溫水溜池を築造すれば從來の冷、かん害も解消するだけでなく約六千石の増收を得ることも明かである、ついては、該溜池築設の予算措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由

用水工事を施行して、緊急に食糧増産及び民生安定を図る必要があるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

加工用澱粉の知事操作用枠増加等に関する請願（請願者宮崎縣議会議長甲斐善平）（川野芳滿君外五名紹介）（第一〇五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎縣は全國有数の甘しよ生産地で、昭和二十三年度も政府のでん粉生産計画外の六十万貫の超過生産量をあげたが、縣内調整用としては僅か一万九千貫の割当しかなく、生産縣の特殊事情はなんら考慮されていないし、且つ製造設備、能力もありながら遊休状態であるから、該品の知事操作用わくを増加されたい、又該縣の加工施設及び技術も先進地をりようがするほどで、特に東諸縣郡所在の四工場は指定工場としての條件をそなえた完備工場であるから、農林省指定工場に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

加工用澱粉の生産縣内操作のわくを拡げ、且つ優良生産工場を農林省指定工場に指定する等の措置は、その生産増加に貢献し得るものと認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

加工用澱粉の知事操作用枠増加等に関する請願（請願者宮崎縣議会議長甲斐善平）（川野芳滿君外五名紹介）（第一〇五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎縣は全國有数の甘しよ生産地で、昭和二十三年度も政府のでん粉生産計画外の六十万貫の超過生産量をあげたが、縣内調整用としては僅か一万九千貫の割当しかなく、生産縣の特殊事情はなんら考慮されていないし、且つ製造設備、能力もありながら遊休状態であるから、該品の知事操作用わくを増加されたい、又該縣の加工施設及び技術も先進地をりようがするほどで、特に東諸縣郡所在の四工場は指定工場としての條件をそなえた完備工場であるから、農林省指定工場に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

加工用澱粉の生産縣内操作のわくを拡げ、且つ優良生産工場を農林省指定工場に指定する等の措置は、その生産増加に貢献し得るものと認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

滋賀縣の土地改良及び災害耕地復旧費國庫補助の請願（請願者滋賀縣大津市滋賀縣廳内滋賀土地改良事業促進協議会長川副觀二外二名）（河原伊三郎君紹介）（第一〇七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀縣の土地改良一万六千七百八十二町歩及び災害耕地の復旧八百四十町歩の事業は食糧増産のため重大な要件で一時借入金等により目下着々進行中であるが、これに対して國庫補助金の交付を廃止すれば、事業は中絶される憂慮する事態に立ち至ることとなる、ついては、該事業費に対し國庫補助されるか又は融資される場合は利息金の補給あるいは低利で三十箇年以上の長期年賦償還の方法を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産を行うために、國庫補助をもつて急速に土地改良事業を実施する必要があるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

滋賀縣の土地改良及び災害耕地復旧費國庫補助の請願（請願者滋賀縣大津市滋賀縣廳内滋賀土地改良事業促進協議会長川副觀二外二名）（河原伊三郎君紹介）（第一〇七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀縣の土地改良一万六千七百八十二町歩及び災害耕地の復旧八百四十町歩の事業は食糧増産のため重大な要件で一時借入金等により目下着々進行中であるが、これに対して國庫補助金の交付を廃止すれば、事業は中絶される憂慮する事態に立ち至ることとなる、ついては、該事業費に対し國庫補助されるか又は融資される場合は利息金の補給あるいは低利で三十箇年以上の長期年賦償還の方法を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産を行うために、國庫補助をもつて急速に土地改良事業を実施する必要があるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

日向川沿岸用水改良工事促進の請願（請願者山形縣飽海郡木楯村長飯塚農夫太外十四名）（志田義信君紹介）（第一〇七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形縣飽海郡下の十四箇村は日向川を中心として南北両地帯に肥よくな耕地を有しているが、かんがい用水の分水施設が不完全のため、食糧増産を阻害している、ついては、該地区の沿岸用水取入と分水の適正を図るため、改良工事を速かに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産を行うために、土地改良事業の施行は急速に実施する必要があるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

養蚕業振興に関する請願（請願者山形縣養蚕販賣農業協同組合連合会長梅津茂右エ門）（志田義信君外五名紹介）（第一一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

輸出貿易の王座を占める生糸絹織物の生産増強は繭の増産にまつ外はない、ついては、その対策として左記事項を速かに実施されたいというのである。

(一)養蚕家の手取繭價五千六百掛の堅持　(二)上繭集荷手数料を繭價の五パーセント以上に堅持　(三)養蚕報償物資の増配に関する特別措置　(四)繭供出に対する現行配米の増配　(五)肥料の増配並びにその適期配給　(六)事業税の撤廃と所得税の適正化　(七)絹織物消費税と綿織物消費税との同率化　(八)技術員の生活安定確保等。

二、請願の議決理由

日本経済の自立を促進するために養蚕業の振興は重視すべきものである、しかるに爲替レート設定に伴つて、養蚕業に大きな影響を與えるので、これを最小限に止め、且つ生産を確保するために本要望は至当なものと認める、よつて、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手縣下の災害耕地復旧及び土地改良事業費國庫補助の請願（請願者岩手縣膽澤郡姉體村樋ノ口三六板屋泰治外六名）（小澤佐重喜君外五名紹介）（第一一五三号）関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手縣下の農民は、昭和二十三年の水害の打撃から立ち上り、耕地の復旧に多大の努力を傾注して來たところ、本年度予算においては土地改良費は勿論、水害耕地復旧費を全面的に削減されているため、農民は前途の光明を失い、悲嘆にくれている、ついては、食糧増産と農民救済のため、縣下土地改良費及び災害耕地復旧費予算を從前通り確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産並びに農民生活安定のために、災害復旧及び土地改良事業は急速に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

有田郡の水害耕地復旧費國庫補助増額の請願（請願者有田水害郡対策委員長田殿村長大橋爲次郎外五名）（世耕弘一君紹介）（第一一八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年八月二十六日夜半有田地方を襲つた水害は激甚を極め、その後八箇月にわたる復旧工事も遅々として進まず放棄の事態にまで立ち至つている。ついては、復旧耕地及び公共施設事業に対する國庫補助金を増額し、その大部を昭和二十四年度に支出され、資材の必要量を割当てられたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産並びに民生安定を期するため災害復旧工事は急速に実施する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

戸多村地内の國有林一部拂下の請願（請願者茨城縣那珂郡戸多村秋山市之介）（石野久男君紹介）（第一二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城縣那珂郡戸多村の農民組合員は山林を所有していないため、薪炭並びに落葉の採草に誠に困却しているから、該村地内の國有林五十町歩を農民組合に拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営上山林は不可欠であり、又民生安定のためにも國有林の一部を拂下げることは、必要であるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

燧灘干拓事業施行の請願（請願者西條市長高橋初次郎）（小西英雄君紹介）（第一二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛縣東部四郡にわたる燧灘沿岸は、多く遠浅であつて、これを利用して干拓すれば米二千三百石麦九千二百八十石の増收が可能であり、しかも西條港及び壬生川港の修築と楠河垣生長津の船溜の改修が促進され、更に地方経済並びに失業救済等に寄與するところも大きい、ついては、速かに燧灘干拓事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

干拓事業を施行して食糧確保の一助にすることは時宜に適する要望であるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

二浦村の林道六郎次線改修の請願（請願者熊本縣天草郡二浦村長吉松三松外一名）（原田雪松君紹介）（第一二四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本縣天草郡二浦村大字阜浦、路木両部落に所在する林道路木線は、沿道林産物の搬出はもとより農耕その他地元村民に資するところが大きいが、該村字下平を起点とする林道下平線との分岐線である林道六郎次線は路程中途で断絶して、林野地帶の奥地に達していないので、林道としての機能を発揮できない状態である、そこで村及び森林組合において熊本縣林道改修十箇年計画を樹立し、当局に申請したが、六郎次線の改修計画書が紛失したため、総合計画書から編入もれとなつており、編入外の路線は十箇年補助の対象とならない由である、ついては、國費をもつて、該路線を熊本縣林道改修十箇年計画書中に編入され改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

未利用資源開発によつて日本経済再建に資し、それがために林道の開発を実施することは必要であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

食糧公團末端機構改組に関する請願（請願者東京都品川区大崎一丁目全國穀類加工組合協議会長山崎幸一郎）（小野瀬忠兵衞君紹介）（第一二六五号）及び同（請願者北海道岩内郡岩内町長清水武夫）（小川原政信君紹介）（第一二八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

合理的な主食の末端配給確立のため現在のような独占的加工配給制度を廃し、従來の白米販賣店の既得権を認め、現行配給所とともに消費者希望による登錄制をもつて消費者本位とする末端配給所の増加を図る等配給機構の改組を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧の配給機構の改善は、行政整理等とともに目下研究中であるが、現在の配給操作において消費者本位のサービスが欠けていることが、認められるので本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

駒形村東禪寺の溜池築設の請願（請願者秋田縣平鹿郡平鹿地方事務所長荻原秀三外十五名）（笹山茂太郎君紹介）（第一二九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田縣雄勝郡駒形村字東禪寺の溜池築設について一部の反対者があるが、大多数の地元民は年々渇水期におけるかんがい用水不足を補うため、これが築設を要望しているから、速かに該工事に着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産を期する上に用水工事の施行を実施することは至当と認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

小坂村地内の國有林拂下の請願（請願者群馬縣北甘樂郡小坂村長小井土巳之吉外十五名）（小峯柳多君紹介）（第一二九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬縣北甘樂郡小坂村大字東野牧地内の國有地及び立木を、該村財政の円滑な運営に資するため拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政確立困難の現状にかんがみ、國有林及び立木を拂下げることは、地方財政を救済することになるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

野方村に用水路築設の請願（請願者鹿兒島縣囎唹郡野方村長桑畑武夫外七十六名）（岩川與助君

紹介)(第一二九九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島縣囎唹郡野方村は高原地帯で水利不便のためしばしばかん害をこうむり、又若し該地に用水路を築設して水田化すれば土地は高度に活用され食糧増産に寄與するところが大きい、幸い垂水町七ケ谷に好適な水源を有するから、両地間の用水路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産を図るために用水路を開設するということは妥当な要望であるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

松山村大野原に用水路築設の請願(請願者鹿児島縣囎唹郡松山村長中島喜次外七十一名)(岩川與助君紹介)(第一三〇〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島縣囎唹郡松山村大野原地帯を中心とする大野原並びに大迫地区は、千百町歩の大平原で、しかも地味最も肥よくであり、この地を水田化するならば、食糧の増産はもとより、南九州における畜産並びにらく農事業の発展を助長する等わが國畜産振興に資するところ多大である、ついては、大野原にかんがい用水路を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

未利用遊休地を開発して食糧増産並びに畜産業振興等を図ることは日本経済に裨益するところ大であるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊豫村農道の線路下に隧道新設の請願(請願者愛媛縣伊豫郡南伊豫村長阿部經紀)(大西弘君外七名紹介)(第一三六八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛縣伊豫郡南伊豫村大字上三谷地内の町村道は、急坂であるため、数多の事故を起し、農道としての使用にたえないから、線路下を通つて連絡しうるよう隧道を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛縣伊豫郡南伊豫村地内町村道の特異性にかんがみ、該地の農業経営合理化のために隧道を新設することは必要であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

北山ダム築設による立退補償に関する請願(請願者佐賀縣佐賀郡小関村野田政雄)(北川定務君外一名紹介)(第一三七五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀縣において國営北山ダム建設を計画中であるが、これによつて水没地となる三箇村の百五十余名に対する補償の処置は一方的で不当なものであるから、ダム築造を取り止めるか、又は正当な補償処置が決定するまでは、該工事を見合せられたいというのである。

二、請願の議決理由

佐賀縣下國営北山ダム建設に当り関係農民の利益を保護するための妥当なる要望として本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

新改村に灌漑用水取入口築設の請願(請願者東京都港区芝櫻田太左衞門町三番地坪倉宗春)(長野長廣君紹介)(第一三七六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知縣長岡郡下の五箇村にかんがいして、米一万石の増収を得るために、國府川上流の新改村入野部落大釜に用水取入口を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産を期するため用水工事を実施してかんがいを充分にしたいとの要望は妥当であるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手縣下の國有林一部拂下促進の請願(請願者岩手縣紫波郡水分村鷹木嘉右エ門外七名)(野原正勝君外五名紹介)(第一四二七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岸手縣岩手郡國有林矢櫃山は灌政以來水分村外七箇村の入会道用として関係村と不可分の関係にあつたが、明治の初期当局の調査判断の誤りから該山林は三等官林に編入され、以來当該村民は長年利用できた生活必需物資の入手の途を絶たれ、薪炭、家屋、補修材、家畜飼料、堆肥等の補給に多大の困窮を忍んでいる、ついては、國有林矢櫃山を関係各村に拂い下げるとともに同一の沿革を有する林野も関係各村に拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営を安定化するため、山林資源の確保は不可欠の條件である、しかして岩手縣岩手郡の國有林について、かかる見地より一部拂い下げは妥当であると認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

福井式増收農法助成に関する請願(請願者鳥取縣東伯郡高城村大字般若福井貞義)(稻田直道君紹介)(第一四二九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取縣東伯郡高城村大字般若福井貞義の耕地は、かんばつ地帯でしばしば收穫皆無のこともあつたが、自家創案による栽培法を実施したところ、在來の農法に比して労力少く、金肥も節減でき、しかもかん害、冷害、病虫害に強いことが判明した、ついては、この福井式増收農法を普及するため、これが助成を要望するというのである。

二、請願の議決理由

福井式増收農法の実績よりして、且つ災害防除、農業経営合理化等の要請と勘案して、これが普及も貢献するところあるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

奈良縣下の農家配給米確保に関する請願(請願者奈良縣添上郡町村会長金居仙助外十一名)(前田正男君外四君紹介)(第一四六五号)及び同(請願者奈良縣高市郡飛鳥村長坂本周治郎外七百二十五名)(竹村奈良一君紹介)(第一五〇三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
奈良縣下では山地が平地の七倍に及ぶため零細な畑作農家又は半商半農家が多いので、供出後配給を要する轉落農家が續出しているが、縣の主食割當量が少いため一般消費者が完配されているにかかわらず、該農家は欠配を余儀なくされ重大な社會問題となつているから、割當量を增加し、零細農家の配給米を確保されたいというのである。
二、請願の議決理由
一部保有農家が主食供出後窮迫する実情は相當認められ、これら農家を保護助長するため配給米を確保することは妥當且つ緊急を要する案件であるので、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

西春日井郡の雹害補償に関する請願（請願者愛知縣西春日井郡豊山村長井上重敬外二百六十三名）（多武良哲三君紹介）（第一五三八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛知縣西春日井郡下の各村は昭和二十四年四月二十一日大降ひように襲われ、農作物の大部分は潰滅したから、左記の救済措置を講ぜられたいというのである、（一）供出及び所得税の減免、（二）保有分の確保　（三）災害保険の給付　（四）種子麦の給付　（五）肥料の特配。
二、請願の議決理由
愛知縣西春日井郡の降雹被害の実状にかんがみ、該地農民救済のための措置は可及的速かなるを要するものと認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

水田單作地帶の施策に関する請願（請願者仙台市北一番町百九番地宮城縣農業共済組合保険組合長小野寺誠毅）（志田義信君紹介）（第一五七〇号）及び同（請願者宮城縣農業共済保険組合長理事小野寺誠毅）（大石武一君紹介）（第一八一四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
單作地帶の営農状態を認識して左記の事項を実施されたいというのである、（一）單作地帶における農作物の共済金の最高限度を反当收量の八十パーセント以上に引上げること（二）單作地帶の事故限界率を現行の三割以上を一割以上に改めること（三）單作地帶の主要食糧買上價格を特別價格とすること（四）耕地災害事故を共済目的に取入れ且つ根本的治山治水対策を講ずること。
二、請願の議決理由
單作地帶の農業経営は特殊な事情により窮迫の事情にあり、これを安定化せしめるための諸施策は緊急に確立せられねばならないので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

土地改良事業費國庫補助增額に関する請願（請願者宮崎縣議会議長甲斐喜平）（小山長規君外四名紹介）（第一五七三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
限られた國土において、食糧自立態勢を確立するには、土地改良事業の徹底的な施行が必要である、しかるに昭和二十四年度の該事業費の國庫補助は大幅に縮減されるかに聞き及ぶが、それでは食糧事情の緩和はおろかわが國食糧の自給は誠に困難である、ついては、土地改良事業費の國庫補助を增額されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧增産に農業政策の重点が指向せられている現在、これが達成のための措置として土地改良事業は最も重大なる要件である、したがつて地方財政及び農民の窮状よりこの解決は國費の助成によつてなされ、更に緊急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

日田市の林業試験場を國立に昇格の請願（請願者大分縣日田市長廣瀬正雄外四名）（金光義邦君紹介）（第一六二〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
大分縣は林業縣であり、その資源の大半を日田市周辺の地帶が占めている、從つて林產加工業は日田市及び日田郡の代表的産業であつて、伐材量は年間約百万石に達し、森林の育成並びに林產加工等の研究に資するため、昭和二十二年縣立林業試験場が日田市に設置され、林業経営並びに木工技術の科学的研究が着々と進められておる、ついては、該試験場の機能を拡充するため國立に昇格されたいというである。
二、請願の議決理由
大分縣の森林資源の実状より、林業試験場を國立に拡充して該産業振興に資することは妥當である、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

燕麦配給統制業務運営に関する請願（請願者北海道農產商工業協同組合理事長青木茂重郎）（玉置信一君紹介）（第一六三三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
今般飼料配給公團の組織変革に当り指定飼料として同公團の業務に属していた北海道產飼料用燕麦を同公團取扱物資から除外し、他の方法により配給統制する場合、從來その配送実務を担当していた北海道農產商工業協同組合を配給操作に関する実務運営機関として活用し、該物資の配給統制操作の円滑を期せられたいというのである。
二、請願の議決理由
配給物資の円滑なる操作を行うために北海道產燕麦を飼料配給公團より除外して北海道農產商工業協同組合に事務を移管するを至当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

見沼代用水路改良工事施行の請願（請願者浦和市大字三室六三〇番地石關秀吉外二十八名）（中島守利君外四名紹介）（第一七〇九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉縣見沼代用水路の上流北埼玉郡荒木村地内と南埼玉郡大山村地内までの区間は、星川を利用しているため屈曲多く流水を停滞させ、又該水路は全線にわたつて荒廃はなはだしく年々の出水期に際してはかんがい区域の被害と、渇水期におけるかん害がいちじるしいので、さきにこれが改修に着手したが戰争のため中止を余儀なく現在に至つている、ついては、見沼代用水路の改良工事を國費を以つて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
食糧増産を図るために國庫助成をもつて土地改良事業を実施する必要がある、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

花宗川酒見堰拡張工事施行の請願（請願者久留米市諏訪野町緒方時藏外二名）（中島茂喜君紹介）（第一七三一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡縣花宗川末流に施設された酒見せきは、木佐木村、大莞村、蒲池村、大溝村、三又村、木室村、田口村、大川町の一町七箇村にまたがる千九百七十五町歩の水田かんがい用貯水並びにこう水時における排水のための施設であるが、貯水の万全を期さねば僅かのかん天続きにもかんがい水に不足を生じ稻の大減收を來した例は少くないのである、しかし、一たん大雨至れば、急激に増水し関係地内にはん濫して、一面の美田を水中に沒する惨害を與えるので、酒見せきの拡張工事を実施して災害を防除されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除並びに食糧増産を図るため福岡縣花宗川の酒見堰は拡張する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

競馬の國営及び公営制度存続の請願（請願者横浜市長石河京市外一名）（上林山榮吉君紹介）（第一七三七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
現行競馬法は昭和二十三年七月公布され従來民営として施行してきたものを、國営及び公営の施行に委ねられ新に災害都市に対し市営競馬の施行を認められたが、実施以來着々改善発達の機運に向い災害都市の財政上にもしよ光を認めることができるようになり市営競馬指定市は期待を今後にかけているのである、しかるに現競馬法の改正を契機としてこれを民営に復帰せしめようとする動向がたい動しているが、若しこれが実現される場合は、災害都市の財政は再び窮地に陥ることとなるので、今後も競馬の國営及び公営制度を存続されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方財政窮迫の現在、災害都市は一層窮迫しているので、これを救済する國営及び公営の競馬は存続するを至当と要め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

競馬の國営及び公営制度存続の請願（請願者横浜市長石河京市外一名）（上林山榮吉君紹介）（第一七三七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
現行競馬法は昭和二十三年七月公布され従來民営として施行してきたものを、國営及び公営の施行に委ねられ新に災害都市に対し市営競馬の施行を認められたが、実施以來着々改善発達の機運に向い災害都市の財政上にもしよ光を認めることができるようになり市営競馬指定市は期待を今後にかけているのである、しかるに現競馬法の改正を契機としてこれを民営に復帰せしめようとする動向がたい動しているが、若しこれが実現される場合は、災害都市の財政は再び窮地に陥ることとなるので、今後も競馬の國営及び公営制度を存続されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方財政窮迫の現在、災害都市は一層窮迫しているので、これを救済する國営及び公営の競馬は存続するを至当と要め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

甘藷に対する検査規格一部修正に関する請願（請願者鹿兒島縣日置郡田布施村高橋田中榮造外五十八名）（庄次德二君紹介）（第一七三八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
昭和二十四年産出甘しよの検査規格発表によれば、規格の内一個の重量の点において一等及び二等は三十匁以上二百匁までとあるが、十匁以上のものも充分適格價値があり、又鹿兒島縣産の甘しよは氣候風土の関係から二百匁以上のものが大半を占め、一等及び二等は二百匁までとすれば大多数が不適格となり、これがため甘しよの増産に一大支障を來し、農家経済に及ぼす損害は多大であるから、該規定を一等及び二等の一個適格量を二十匁以上無制限とするよう規格を一部修正されたいというのである。
二、請願の議決理由
甘藷の検査規定を生産の実状に即應せしめて、増産及び供出に支障なからしめる必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

東北地方の農業対策に関する請願（請願者仙台市勾当台通り宮城縣廳内農業調整委員会東北地区代表佐々木家壽治）（千葉三郎君紹介）（第一七三九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
農業所得税の適正を期するため、東北地帶における経営の特殊性を認識して、積雪單作地帶の生産実績に基き、早期供出奨励金及び超過供出代金に対する課税及び基礎控除額の査定を適正に実施するとともに供出については面積を基準とした供出量の算定、人口移動及び作付面積に変動を生じた場合の割当量の補正、農家保有量の増加並びに保有農家用米の配給確保等の方途を講じ、且つ営農資金の貸付手続の簡易化、農産物價格の合理的改訂、災害耕地の復旧助成、農業調整委員会経費の國庫負担増額の速かな実現を図られたいというのである。
二、請願の議決理由
東北地方の農業経営は自然的條件により、他よりも不利な立場にあるので、これを救済する諸施策は当然とられねばならない、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

皇大神宮内宮山林の一部拂下に関する請願（請願者宇治山田市今在家町高麗廣中川良二外三名）（竹村奈良一君紹介）（第一七九一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
皇大神宮内宮地域は、神路山、島路山、前山五千五百町歩の廣大な山林で、德川後期から農地が開発され、その七十七町歩を杜住農民及び接続町村農民が製炭を兼ねて耕作しているが、土地開発及び薪炭生産の権利所得が停止されてから既に四十余年に及び、その間人口の増加と移住と轉住により全く不合理な実状となつている、ついては、宇治山田市今在家町及び館町区域内の皇大神宮内宮地域山林の一部八百五十町歩を民間に開放されたいというのである。
二、請願の議決理由
農業経営安定と森林資源の最大限の活用のため、皇大神宮内宮山林の一部を地元農民に拂下げることは、必要であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

熊本種畜牧場を畜産試験研究機関として存置の請願（請願者熊本縣畜産農業協同組合連合会長原田雪松）（原田雪松君紹介）（第一七九二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
熊本種畜牧場は農業関係試験研究機関整備の一環として統合され、單なる種鶏種兎の供給事業だけを継続し、畜産の試験研究施設は著るしく縮小される由であるが、該牧場は畜産農業の発展と普及に絶大な成果をあげているから、左記の事項を考慮されたいと

いうのである。

(一)該牧場を専門の畜産試験研究機関として存置し、施設を拡充強化する、(二)鶏、兎以外の種畜増殖も継続する、(三)畜産試験場の九州支場として独立させるか、又は九州地区の該機関の統轄事務を行わせること。

二、請願の議決理由

農業経営合理化のために、畜産振興は不可欠の要件であり、これが施策として種畜場を拡充して、畜産試験研究機関とすることは、わが國の畜産状況より充分必要性があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

どんぐりの食糧化に関する請願(請願者東京都葛飾区金町四ノ一七二三番地須永東光)(天野公義君紹介)(第一七九三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

目下の緊迫した食糧問題を解決し、食糧の輸入を解消するには、國内で豊富に産出されるどんぐりの食糧化が有望な方策であるが、政府は戦時中の失敗から消極的であるが、タンニン含有量を〇・二四パーセントに減小させる脱渋作業に成功し、無臭で食用化が可能なことが確認されたから、政府はどんぐりの拾得及び脱渋技術を指導奨励し、食糧化運動を強力に展開されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の農業政策の指標は食糧の確保並びに増産にある、しかして、未利用資源たるどんぐりが有望なる結果を得たことは、食糧需給に貢献し得るものと期待し、これが助成も充分必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

東北信地方の土地改良及び災害復旧費國庫補助に関する請願(請願者長野縣議会議長片桐知従外十名)(菅家喜六君紹介)(第一七九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北信地帯は積雪多く単作耕地であるから、食糧増産には土地改良事業の実施が緊要であり、又農地改革に伴い耕地整理事業も施行しなければならぬので、多額の國庫の助成で、事業は進行しているが、今年度予算では團体経営の土地改良費補助は全く削られる由である、又該地方は氣象風土の関係上耕地及び農用公共施設はしばしば災害に遭遇し、復旧費の負担も増大しているが、該予算には災害復旧費も計上されていないので、農民の増産意欲を阻害し、食糧増産も危ぶまれている、ついては、これらの國庫補助を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産並びに民生安定のために、國庫助成をもつて土地改良事業を実施することは、特に東北信地方の特性を考慮するとき充分その必要性が認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

養魚場を未開墾地の買収対象より除外の請願(請願者名古屋市熱田区森後町二丁目三番地愛知縣池中養殖特別漁業会專務理事駒澤昌外九名)(中野四郎君紹介)(第一八一二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近各地において耕地としての價値のない養魚場を未墾地買収の対象として強制買収しているため、養魚事業は重大な危機に直面している、ついては、たん白資源として養魚事業の重大な役割を考慮して、養魚場を未開墾地買収対象より除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

食生活改善と農業経営合理化に役立つ養魚事業を助成する見地より、養魚場を未開墾地買収の対象より除外することは必要であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

適地としての開拓事業の実施は、食糧確保のために拡充する必要は充分あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

西目村地内の開拓用地拡張に関する請願(請願者秋田縣由利郡西目村議会議長正木吉之丈外二名)(村上清治君紹介)(第一八一五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田縣由利郡西目村地内の海土剝地区開拓は、第一期事業を終り、第二期工事に着手したいが、新開拓地の大部分が國有地であるから、その工事施行を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

木炭用自動車の薪轉換に関する請願(請願者全國自家用自動車組合連合会副会長松本萬次郎)(滿尾君亮君紹介)(第一八三五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は昭和二十四、五両年度中に木炭自動車を全部薪使用に轉換させ、以後木炭の配給の停止を決定したが、木炭生産地では搬出見込もない瓦斯用木炭が風雨にさらされ腐朽している現状であるから、特殊事情に順應した施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車の出力並びに経済的見地より薪ガスは木炭ガスより有利である、従つてこれに轉換することは妥当であるが、木炭生産地の事情も勘案した施策は当然とらるべきであるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

赤石林道開設の請願(請願者長野縣下伊那郡上村長松下逸雄外四百十五名)(今村忠助君紹介)(第一八二三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

赤石林道の開設は、天龍川流域の治山治水に必要な山林の濫伐を防止し、且つ豊富な赤石の森林地帯を開発するとともにひつ迫している関係町村の財政緩和の一助となる等、その効果は誠に大きい、ついては、速かに赤石林道を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

林道開設を行つて未利用資源を開拓することは、日本経済に貢献するところ大なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

水産委員会

丸山漁港修築の請願（請願者兵庫縣三原郡阿那賀村長木場久次郎外二名）（原健三郎君紹介）（第一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫縣三原郡阿那賀村所在の丸山漁港は、鳴門海峡の北方に位し、前面に好漁場を有して近時の漁獲高は誠に巨額に達しており、しかも避難港としても重要な位置にあるが、未だ港湾の設備が極めて貧弱、且つ狭小なため遺憾な点が多い、ついては、國庫の補助をもつて本漁港を修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

丸山漁港の修築に関してはその必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

古平船入澗の拡張並びに避難港指定の請願（請願者北海道古平郡古平町長大澤吉三郎）（小川原政信君外二名紹介）（第一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道古平船入澗は、終戦後その利用急激に増大し保有する大小漁船が四百隻を突破し、日本海岸における最も重要なる港湾であるが、その設備は不完全でその上澗内ははなはだしく狭小なので、著しく生産を阻害している、又積丹半島突端の積丹、神威両岬は一大難所であつて、荒天の際は避難港としての性格を多分に有している該船入澗に多数の船舶避難停泊する状態である、ついては、速かに該船入澗を拡張し、且つ避難港に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

古平船入澗の拡張に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

崎濱船溜築設費國庫補助の請願（請願者岩手縣氣仙郡越喜來村長熊谷留之助外二名）（鈴木善幸君紹介）（第三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手縣氣仙郡越喜來村崎濱は、その周辺に小壁を始め数多の優秀な漁場を有する縣南における沿岸漁業の中心地であるにもかかわらず、漁港の施設がないため生産の増強並びに経費の節減に大なる不利不便を來たしているが、地元の貧弱な財政と打続く災害のためこれが施設の設置はとうてい望むことができない状態にある、ついては、該村が事業主体となり築設工事を施行したいから、同工事費に対し國庫の補助をされたいというのである。

二、請願の議決理由

崎濱船溜築設に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

牛根村に漁港築設の請願（請願者鹿兒島縣肝属郡牛根村長平野彦太郎）（前田郁君紹介）（第七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島縣肝属郡牛根村は、全國的に著名なかつおのえの産地で年産五千万円に上る漁獲があり縣下有数の漁場を有しているが、地理的に不利不便が多く、氣象的にもまた変化が激しく多期は荒海と化して完全な漁港を持たぬ該村漁民のこうむる損害は年々巨額に上つている、ついては、速かに該村に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

牛根村の漁港築設に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊座敷港を漁港並びに避難港として指定の請願（請願者鹿屋市長田平藤一外五名）（前田郁君紹介）（第七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島縣肝属郡佐多町伊座敷港は、大隅半島の南端に位し、優秀なる漁場に近接しその利用度は極めて高いが、施設が不充分であるため毎年著るしい被害をこうむつている、ついては、該港を漁港並びに避難港として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

伊座敷港を漁港並びに避難港として指定に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

廣島市に瀬戸内海漁業調整事務局並びに國立水産試験場設置の請願（請願者廣島縣知事楠瀬常猶）（平川篤雄君紹介）（第一〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

瀬戸内海沿岸一府十縣は、各種漁業権が複雑多岐に設置されている現状で関係各縣が入会し、その権利の錯そう激しく、漁業秩序維持は困難を極め、常に紛争が絶えないで漁業の振興を阻害することがはなはだしい、ついては、漁業の公正な調整と漁業振興を図るため廣島市に瀬戸内海漁業調整事務局並びに國立水産試験場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承されるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁港、船溜に対する國庫補助率引上等に関する請願（請願者愛知縣水産業会專務理事　駒澤　昌）（石原圓吉君紹介）（第一三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産國策上、漁港、船溜の重要性はいうまでもないが、これが修築費は物價高騰の現在巨額に上り、地元財政の困難なため國庫補助金に依存するところが大きいが、從來のような補助率ではとうてい充分とは言えない、ついては、國庫補助率を五割ないし六割に引上げるとともに政府出先機関を整理し、漁業関係諸税を改廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は適切だ当なるものと認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

宮崎縣下の漁業者救済に関する請願（請願者宮崎縣議会議長甲斐幸平）（川野芳滿君外五名紹介）（第一四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎縣下の漁業は、稀有の海流異変に災されて水揚高は著しく不良で、漁民の大多数は経済的窮地に陥り、もはや自力で漁業に従事することが困難である、ついては、これが緊急対策として特別融資及び漁業の改善指導等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
請願の趣旨は充分了承されるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

通山漁港築設の請願（請願者宮崎縣兒湯郡川南村長岩切秋雄外二十五名）（川野芳滿君外四名紹介）（第一五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎縣兒湯郡川南村通山は無盡藏な水産資源を有するが、漁港の施設がないため、その開発はほとんど行われていない、若し該地に漁港が築設されれば、大規模な漁船が建造され、漁獲量は激増し又水難救助の拠点となり漁業の振興に寄與するところが誠に大きい、ついては、速かに該漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由
通山漁港の築設は、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

羽幌漁港修築促進の請願（請願者北海道苫前郡羽幌町長渡部賢次郎外一名）（玉置信一君外三名紹介）（第一八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道天塩國の中央部に位する羽幌町は、沿岸唯一の海、陸物産の豊富な地で、主要食糧の増産並びに輸送上漁港の速成は一日もゆるがせにすることができない、ついては、速かに羽幌漁港修築工事を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由
羽幌漁港の修築に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

焼尻漁港築設の請願（請願者北海道苫前郡焼尻村長志水要）（玉置信一君紹介）（第一八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道苫前郡焼尻村の船入澗は、人口増加と漁業の振興に伴い出入の船舶も増加しいよいよ狭きを感ずるようになつた、しかも該港は日本海中の要港としても唯一の適地である、ついては、該村に速かに漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由
焼尻漁港の築設に関しては、その必要性は充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

天賣漁港修築の請願（請願者北海道苫前郡天賣村長泉谷桑吉外二名）（玉置信一君紹介）（第一九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
天賣船入澗は北海道天塩國苫前郡天賣島の北端に位し、無盡藏の魚田に惠まれ、特に未開発魚田として有名な武藏堆附近における沖合漁業に対しては最適の基地であるが、港湾施設が狭小且つ不完全であるためその機能を充分に発揮することができない、ついては、該船入澗の拡張工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
天賣漁港の修築に関しては、その必要性は充分認められるので本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

假屋漁港施設拡充の請願（請願者佐賀縣東松浦郡佐賀村假屋漁業会長久保佐太郎）（保利茂君紹介）（第二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐賀縣東松浦郡佐賀村假屋漁港の揚繰巾着網漁業は、「假屋いわし」の名を高めたほどの水揚高があつたが、干場の設備がないため漁獲物を腐敗させ、又乾燥場が狭いため巾着網を腐しよくさせた結果、收支がとれず止むなく巾着網漁業を一時中止して縫切網漁業に切り替えたが、これでは漁獲少量で水産食品の増産は期待されない、ついては、巾着網漁業を再現させるため、該漁港に巾着網干場、水産加工場、乾燥場等の施設を整備されたいというのである。

二、請願の議決理由
假屋漁港の施設拡充に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

名護屋漁港施設拡充の請願（請願者佐賀縣東松浦郡名護屋漁業会長山崎三一郎）（保利茂君紹介）（第二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐賀縣東松浦郡名護屋漁港は玄海沿岸最大の漁業根拠地で、名護屋巾着網漁業は水産界において著名なものであるが、該港の背後は山が迫つており、海岸線に平坦な土地がないため処々を埋立てて網干場煮干品製造場としているので、通風が悪く漁網が腐しよくする等、未だ漁業根拠地としての施設が完璧ではない、ついては、該漁港施設を拡充されたいというのである。

二、請願の議決理由
名護屋漁港の施設拡張に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

落石漁港修築促進の請願（請願者北海道根室郡和田村長西田豐平外一名）（林好次君紹介）（第二五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道根室郡和田村地内落石漁港は本道唯一つの不凍港で又沖合漁業の根拠地であるが、防波堤の施設がないので、東方から押し寄せる高浪のため港内にて泊中の漁船が遭難し、漁民の生産意欲を減退させている、ついては、該港の修築工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
落石漁港の修築に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

和田村の船溜築設費國庫補助の請願（請願者福井縣大飯郡和田村漁業会長瀧甚左衞門）（奥村又十郎君紹介）（第三二五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福井縣大飯郡和田村は漁港として好適なる立地條件を具備し、年額五十万貫の生鮮魚介の漁獲物と漁船百隻余を有するが、人工的施設を欠くため漁業の発展を阻害している、そこで地元民は船溜としての諸施設整備計画を樹てているが、財政上の事情によつて、その実施は困難であるから國庫補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
和田村の船溜築設に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

政泊船入澗拡張工事費全額國庫負担の請願（請願者北海道利尻郡仙法志村長井田定勝）（玉置信一君紹介）（第三三六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道利尻島仙法志村政泊は昭和十一年以來漸次修築工事を加えられつつあるが、未だ施設充実されず、殊に港内の水深浅いため收容力は少く、このような状態では、魚田の開発も沿岸漁業の振興もとうてい望めない、ついては、速かに該船入澗にしゆんせつ工事を施行されるとともに防波堤を築設されたいというのである。
二、請願の議決理由
政泊船入澗拡張に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

養蠣業に対する動力船用燃油のリンク制度復活に関する請願（請願者廣島縣養蠣水産組合長森澤雄三）（冨永格五郎君紹介）（第三三七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
今般高級鮮魚類の統制解除以來養蠣水産業に対する動力船用燃油のリンク制度は廃止されたが、戰後養殖場は浅海から深海へと移動し、且つ廣範な海域に拡まり、従つて動力船用燃油は養蠣業者にとつては欠くことのできない重要資材となつたのであるから、國民の栄養食品の増産と輸出の振興のため速かにリンク制を復活されたいというのである。
二、請願の議決理由
請願の趣旨は充分了承されるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

水橋町漁港施設拡充の請願（請願者富山縣中新川郡水橋町長角田一外一名）（佐伯宗義君紹介）（第三七四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
富山縣中新川郡水橋町漁港は富山湾上における最良の地点を占め、物資集散港として水陸交通の主要位置を占めているが、これが施設不整備のため漁港としての機能を充分発揮できない状態である、ついては、地方産業開発のため該漁港の施設拡充工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
水橋町の漁港施設に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

野田村に漁港築設の請願（請願者岩手縣九戸郡野田村長川原文作外八百三十八名）（鈴木善幸君紹介）（第三七五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岩手縣九戸郡野田村は、三陸沿岸に臨み、豊富な三陸漁場を控えているが、宮古、八戸両港の間には良港なく、一度荒天となれば漁船は宮古港又は八戸港に避難する状態で、その労力、経費、漁獲物の陸揚不能による損失は多大である、ついては、速かに野田村長根濱に避難港を兼ねた漁港を築設されたいというのである。
二、請願の議決理由
野田村の漁港施設に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

大隅熊毛地区の港湾修築費國庫補助の請願（請願者鹿児島縣知事重成格外二名）（二階堂進君紹介）（第三八〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鹿児島縣大隅熊毛地区開発の総合計画立案は着々進ちよくしつつあるが、これが先決條件は港湾の整備を要務とする、しかるに、該縣は戰災のため財政窮迫の事情にあるから該地区の港湾修築費に対し國庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
大隅熊毛地区の港湾修築に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

沖浦漁港修築の請願（請願者廣島縣豊田郡大崎南村長原武司外十五名）（宮原幸三郎君紹介）（第四一四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
廣島縣豊田郡大崎南村沖浦漁港は、瀬戸内海の中央に位し、漁船三百隻、漁獲量年間六万貫に達する縣下随一の漁港であるが、漁船の避難港としての設備を欠き、殊に防波堤は季節風のためはなはだしく破損し、一箇年の遭難漁船は実に三十隻を下らない実情であるから該漁港に防波堤を築設されたいというのである。
二、請願の議決理由
沖浦漁港の修築に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十一日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

常呂村字常呂ポントマリに船入澗築設の請願（請願者北海道常呂郡常呂村長小林千代松(松田鐵藏君紹介)）（第四七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道常呂郡常呂川々口に位する常呂村は、漁獲高逐年増加しているが、該河川河口は浅く、ために漁船からの陸揚は困難であり、しけの際は漁船は迂回して網走港に避難する外なく、漁業経営上重大な障害となつている、ついては、該河口より約十粁東の天然の良湾ポントマリに船入澗を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

常呂に船入澗築設に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

宇登呂港を漁港並びに避難港として修築の請願（請願者北海道斜里郡斜里町長米澤鶴松外一名)（松田鐵藏君紹介）（第四七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道斜里郡宇登呂港は、知床半島及びその周辺の豊富な陸、海資源開発の基点として重要であるばかりでなく、樺太、千島方面からの引揚漁民の收容地であり、附近に観光地を控え沿岸約八十里の間、港が他になく且つ同半島突端海域は濃霧の発生すること多く、急潮でしばしば船舶が遭難しているから避難港として速かに該港の修築を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

宇登呂港の修築に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁業災害補償制度設定に関する請願外一件（請願者岩手縣議会議長村上順平外一名)（鈴木善幸君紹介）（第四七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は漁業制度の根本的改革を実施しようとしているが、漁業経済の弱点を是正するのには不十分である、ついては、沿岸漁業の経営安定に資するため、漁業災害補償制度を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は適切だ当なるものと認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

常呂村の鮭、鱒養殖事業拡充等に関する請願（請願者北海道常呂郡常呂村長小林千代松外六名)（松田鐵藏君紹介）（第四八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道常呂郡常呂村常呂川の道営による鮭、鱒の養殖事業は相当の成績を挙げているが、現下の食糧の補給として水産物の増産計画を進めるため、現在のふ化施設を拡充されるとともに從來北海道鮭、鱒養殖水産組合に委託されていた親魚の捕獲作業を該村に委託されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承されるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

久慈漁港修築に関する請願（請願者茨城縣久慈町長三代利七外二名)（山崎猛君紹介）（第五一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城縣久慈港は漁業戸数五百九十、漁船三百余を有し昭和二十二年度漁獲高四千五百万円に達する漁港で、昭和二十一年度から國庫補助を得て遠洋漁業根拠地として修築工事に着手したが、該工事は新規事業であり、且つその後の物價の高騰、資材難等のため現在重大な支障を來している、ついては、二十四年度の工事予算を相当額確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

久慈漁港の修築に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

日立漁港修築の請願（請願者日立市長高嶋秀吉外二名)（山崎猛君紹介）（第五四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城縣日立漁港は、天然の地形に惠まれ、背後には重要鉱工業都市としての日立市を控え、本邦有数の漁場に臨んでいるが、完備した荷揚設備がないため、漁獲物の鮮度がしばしば低下することがあつたが、目下修築工事施行中である、ところが、昭和二十四年度該予算は削減されると聞くが、これでは今日まで投じた多額の工費もなんら効果を発揮することができないから割当予算を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

日立漁港修築に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁港保険対策に関する請願（請願者西日本水産振興会委員長林興一郎)（石原圓吉君紹介）（第五四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁船の遭難に対する経済的施設として漁船保険が漁業者の唯一の頼みであるが、とかく保険金の支拂が遅れがちのため漁船の損害回復に多大なる支障を來たしている、ついては、これが應急対策として、政府は速かに未拂再保険金を支拂うに足る充分なる金額を一般会計より漁船再保険特別会計に繰り入れ、又恒久対策として漁船保険組合に対し毎年度相当額の補助金を交付し、漁船協保険特別会計に対し毎年度相当額を一般会計より繰り入れられたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は適切妥当なるものと認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁業用燃油等配給完全実施に関する請願（請願者西日本水産振興会委員長林興一郎)（石原圓吉君紹介）（第五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は漁業用燃油、加配米、リンク物資等の配給を公約したが、これらの配給は割当量に充たず、

時期も遅れている、ついては、公約不履行の責任を明らかにするとともに、該物資の配給を完全実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は適切妥当なるものと認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

全國水産連合会結成等に関する請願（請願者西日本水産振興会委員長林與一郎）（石原圓吉君紹介）（第五四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業においては全國連合会の結成をみているが、漁村にも團結力と経済力を強固にするための機関が必要であるから、全國水産連合会の結成について特別の措置を講ぜられたく、又現行の水産物陸揚地の差別を撤廃し、都道府縣知事の責任において出荷指示を一本建に改正するとともに、甲乙の陸揚地によるリンク制度を廃止するかリンク率を平等にするよう改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承されるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

第二水産講習所を水産単科大学に昇格の請願（請願者下關市長松尾守治）（坂本實君紹介）（第六四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十二年五月下關市に第二水産講習所が設立されたが、該市は我が國水産業の中心地であり、水産業界とその研究実習を直結させる必要があるから、今回の学制改革に伴い該研究所を農林省所管の水産単科大学に昇格し、且つその設備を充実されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承されるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁港施設樹立に関する請願（請願者東京都千代田区丸ノ内三丁目一番地井出正孝）（石原圓吉君紹介）（第六四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁港の整備は、漁業生産の成否を決する要件であるにかかわらず、政府の施策は、水産業界の要請するところとはなはだしい懸隔があることは誠に遺憾である、ついては、全國を通じて漁港網計画を設定し、これに基き、一定期間内に漁港修築事業を完成するために國庫補助を増額し、民主的機構の漁港の維持管理制度を樹立する等強力な漁港施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は適切妥当なるものと認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

法人の水産業協同組合加入に関する請願（請願者全國加工水産團体連盟会長井出正孝）（坂本實君紹介）（第六八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産加工業における法人は、戰災設備の復旧と重税に耐えるため、群小業者が結合した実質的に協同組織である性格を有し、資本金額も個人企業と大差なく、なんら特別の圧力を該業界に及ぼす虞れはない、しかるに水産加工業協同組合から法人業者を除外することは、該組合自体を弱化させ、業界の無用の相こくを招き、発展を阻害すること甚だしい、ついては、該組合に対する法人の加入を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承されるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁船保険制度存置に関する請願（請願者静岡縣漁船保険組合長佐野寅雄外四十名）（石原圓吉君紹介）（第七〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁船保険法による漁船保険制度において、國の再保険を廃止する由であるが、漁船は漁民にとって貴重なる分身であり、且つ骨肉である、又該制度は技術的ないし経済的に漁民を指導する効果を有し、漁民と水産廳との関係は密接である、ついては、漁民の保護と漁業の発達向上を図るため現行の漁船保険制度を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は適切妥当なるものと認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

眞網代漁港修築の請願（請願者愛媛縣西宇和郡眞穴村長黒野正義外十二名）（鈴木善幸君紹介）（第八〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛縣西宇和郡眞穴村は、土地狭小なため住民の大半は半農半漁の生活を営んでいるが、該村眞網代港は地理的條件に恵まれないため、西風又は西南風による船舶の被害はなはだしく八幡濱港又は三瓶港に避難せねばならない状態である、ついては、該村漁民の不安を除去し漁業の発展並びに海上輸送の円滑化を図るため、眞網代港を漁港として修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

眞網代漁港の修築に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

名島に避難港築設の請願（請願者長崎縣壹岐郡田河町議会議長京崎美太郎）（西村久之君紹介）（第八八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎縣壹岐郡田河町大字諸吉本村触字名島は、八幡半島から二里余りの海上に点在する無人島で、その周辺は魚族豊富であるが、地理的関係上強風の急襲による被害多く、優秀な魚田もその價値を減退させている、ついては、これが開発のため名島地先に避難港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

名島港の築設に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁船保険制度存置に関する請願（請願者靜岡縣漁船保險組合長佐野寅雄外四十名）（砂間一良君紹介）（第九〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁船保険法による漁船保険制度において、國の再保険を廃止する由であるが、漁船は漁民にとつて貴重なる分身であり、且つ、骨肉である、又該制度は技術的ないし経済的に漁民を指導する効果を有し、漁民と水産廳との関係は密接である、ついては、漁民の保護と漁業の発達向上を図るため漁船保険制度を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は、適切だ当なるものと認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

三石船入澗拡張工事施工並びに鳧舞船入澗築設の請願（請願者北海道三石郡三石村長廣田時治）（篠田弘作君紹介）（第一〇一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道三石郡三石船入澗は昭和九年及び同十四年の二回にわたり拡張工事を施行されたが、その後漁業の発展に伴い港内の船舶收容力に不足を來すに至つたが、戰時中のため拡張工事は実施されず現在に及んでいる、しかるに三石村所有船は五十隻にならんとしているのであるから、該船入澗の拡張は一日も猶予できない現状である、又三石村字鳧舞は天惠の地形に惠まれているが、漁港としての施設を欠くため漁船の遭難が多い、ついては、三石船入澗の施設を拡張されるとともに、鳧舞に船入澗を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

三石船入澗並びに鳧舞船入澗の築設に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

越賀村字社田方海域に防波堤築設の請願（請願者三重縣志摩郡越賀村長淺原源松外一名）（石原圓吉君紹介）（第一〇四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

志摩半島の先端に位する三重縣志摩郡越賀村字社田方海域は、島嶼が連つて、自然の防波堤を形成し、しかも水深は一千噸級の繫留が可能な天然の良港である、この島嶼をコンクリートによつて補修するときは、僅少な経費をもつて良港が完成されるのみならず、遠洋漁業の基地として、さらに沿岸海域の生産物輸送上に、又産業・交通文化上に資するところが大きい、ついては、これが工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

社田方海域に防波堤築設に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

小濱漁港拡張並びに改修の請願（請願者福井縣遠敷郡小濱町長田中信藏）（奥村又十郎君紹介）（第一〇五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井縣遠敷郡小濱漁港は陸上施設も完備し、裏日本唯一の良港で、又縣下最大の漁獲高を示し、甲級陸上地に指定されているが、港内は狭小で不慮の災害をこうむつている現状であり、又南川尻導水堤の大半が決潰流失したため、港口は浅くなり満潮時でさえ、漁船の出入に危険を伴つている、ついては、該港を拡張し、該堤を復旧し、又港口のしゆんせつ工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

小濱漁港の拡張並びに改修に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

通山漁港修築の請願（請願者宮崎縣議会議長甲斐善平）（川野芳滿君外五名紹介）（第一〇五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎縣川南村通山漁港は該縣中央部の唯一の漁港で、該地方二十箇町村の需要を充し優秀な成績をあげているが、該港には船溜なく天然の砂浜にすぎないため、僅かの風波にも出漁を妨げられ、漁獲高並びに出漁日数に著るしく影響している、ついては、該漁港を修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

通山漁港の修築に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

有珠船入澗改修の請願（請願者北海道有珠郡伊達町長岡藩）（篠田弘作君紹介）（第一〇七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道有珠郡伊達町有珠港は、内浦湾に面する天然の良港であるが、港口に散在する三箇所の暗し、よう岩の撤去と護岸背後の埋立地の完成がなくてはその機能を発揮することができないから、該港の船入澗を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

有珠船入澗の改修に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁区拡張に関する請願（請願者兵庫縣水産煉製品協会理事長福田三磨）（塩田賀四郎君紹介）（第一一四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

從來遠洋底曳網漁業は最も生産率の高い漁法で、主として、大衆魚を供給していたが、戰後わが國漁区の著しい制限縮小により、にわかに魚獲高を減少したばかりでなく漁具の消耗を來し企業採算は極度に悪化するに至つている、ついては、この窮状打開のため漁区制限の撤廃あるいは拡張を関係方面に懇請されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承されるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁港法制定に関する請願（請願者山形縣漁港協会長尾形六郎兵衞）（志田義信君紹介）（第一二一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産業振興の根本問題である漁業根拠地の整備に関する漁業法を速かに制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は適切だ当なるものと認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

八幡濱漁港修築工事継続施行の請願（請願者愛媛縣八幡濱市長菊地清治外四名）（小西英雄君紹介）（第一二一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛縣八幡濱漁港は天與の良港を形成している関係上、近代的人工施設を欠いていたので機能の完べきを期することができず、そこで、昭和二十二年これが修築工事に着手し、目下施行中であるが、昭和二十四年度は該工事に対し國庫補助打切の風聞があり、これでは接岸荷役護岩工事及び海面埋立の一部工事が完了したばかりで工事中絶となることは誠に遺憾である、ついては、該港の重要性を考慮され工事を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

八幡濱漁港の修築継続施行に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁区拡張に関する請願（請願者福岡縣水産煉製品工業協同組合理事長鹿兒島義雄）（砂間一良君紹介）（第一二五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

從來遠洋底曳網漁業は最も生産率の高い漁法で、主として、大衆漁を供給していたが、戰後わが國漁区の著しい制限縮少により、にわかに漁獲高を減少したばかりでなく漁具の消耗を來し企業採算は極度に惡化するに至つている、ついては、この窮状打開のため漁区制限の撤廃あるいは拡張を関係方面に懇請されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承されるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

安田町に漁港築設の請願（請願者東京都港区芝櫻田太左衞門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第一三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知縣安田町は該縣有数の漁業地であるが、漁港がないため漁船は他港にてい泊する外はない状態であるから、該町西端附近の岩しよう地帶に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

安田町の漁港築設に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

赤岡町地内の香宗川口に船溜築設の請願（請願者東京都港区芝櫻田太左衞門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第一三八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知縣赤岡町は漁民が大半を占めているにもかかわらず、漁港がないため、大なる障害となつているので、多年香宗川口に船溜の築設を要望していたが、未だに実現されないから、速かに該工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

赤岡町地内の船溜築設に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

鬼崎漁港修築費國庫補助の請願（請願者愛知縣知多郡鬼崎村長竹内茂三郎）（久野忠治君紹介）（第一六一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知縣知多郡鬼崎村は知多半島西部海岸に沿う漁業地帶であつて、漁船は三百三十八艘に及び、年に二百五十万貫以上の水揚にみるように食糧補給上多大の貢献をしているのであるが、漁港が存在していないため産業発達上支障を來している、該村は戰時中一時築港工事を起したのであるが、終戰に際し放置されたまま現在に及んでいる、若し該漁港完成の暁は該村内の漁業者を益するのみでなく、暴風のときは避難港ともなるので、これが完成のため國庫から補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

鬼崎漁港の修築に関しては、その必要性は充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

室蘭港の漁船及び機帆船艤装溜施設築設の請願（請願者室蘭市長熊谷綾雄外一名）（篠田弘作君紹介）（第一七四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

室蘭港小橋内地先の修築工事は三分の一程度の未完成のままなので利用ができない、その後本工事に着手していないので、波浪のため既工事箇所の破損等もあり遺憾であるから、速かに工事の完成をされたいというのである。

二、請願の議決理由

室蘭港の漁港築設に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

福岡市鍛冶町二十七番地鹿兒島義雄）（守島伍郎君紹介）（第一六四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本請願の要旨は第千百四十二号に同じである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承されるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

追直船入澗築設の請願（請願者室蘭市長熊谷綾雄外一名）（篠田弘作君紹介）（第一七五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

室蘭市舟見町地先追直浜は最近とみに漁船の出入が繁しいが、船入澗がないため天候不良の場合は、漁獲物の陸揚、漁船のけい留ができないので不便と危険であるから、速かに該追直に船入澗を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

追直船入澗の築設に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁船技術員養成事業委託費増額等の請願（請願者東京都中央区月島三号地大日本水産会長鍋島熊道外十三名）（鈴木善幸君紹介）（第一七六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年度において政府は、漁船技術員の素質改善等本事業の必要性に鑑み、百十三万余円の委託費を助成したのであるが、二十四年度には養成人員も約八倍以上になるので委託費もその八倍、一千万円を最少限として本事業遂行のため増額し、又船舶職員の海技免状の國家試験は毎年二回執行されているが、漁船乗組員は漁閑期等の関係にてほとんど臨時試験によつている、ついては、定期的な試験でなく、漁村の実態をかん案の上、臨時試験回数を増加されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は適切だ当なるものと認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

鬼鹿船入澗工事費全額國庫負担の請願（請願者北海道留萌郡鬼鹿村長近藤武雄）（玉置信一君紹介）（第一七八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道留萌郡鬼鹿船入澗は國の直営工事として施行中であり、その工事費の四分の一は地元負担であるが、地元財政窮乏のため支出が困難の状態であるから、これを全額國庫から支出されたいというのである。

二、請願の議決理由

鬼鹿船入澗の修築に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

両津漁港施設拡充に関する請願（請願者新潟縣佐渡郡両津町長柴田正一郎）（風間啓吉君紹介）（第一八〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟縣佐渡郡両津港は佐渡ヶ島の東岸にある北日本屈指の良港であり、水産業の基地として、その重要性に鑑み、昭和二十二年度から漁港の修築工事を継続中であるが、該港の整備拡充を図るため、衆議院水産委員会委員の現地視察の要望と、國費昭和二十四年度工事費一千万円を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

両津漁港の拡充に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

久美濱港修築の請願（請願者京都府中郡町村会長堀久治郎外十名）（前尾繁三郎君紹介）（第一八〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府熊野郡久美濱港は、京都府の西北端にある天然の良港であり、前面に好漁場を有し、しかも避難港としても重要な位置にあるが、未だ港湾の設備はなんら見るべきものがなく、且つ港口狹あいのため遮蔽の点が多い、ついては、これが利用開発のため該港を修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

久美濱港の修築に関しては、その必要性を充分認められるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十一日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

運輸委員会

平生港修築の請願（請願者山口縣熊毛郡平生町長吉永茂外七名）（青柳一郎君紹介）（第八一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口縣熊毛郡平生港は、古來瀬戸内海唯一の避難港であるとともに、沿岸地方の物資の集散及び交通上の要衝で、最近指定港湾に編入されたのであるが、河川から流出する土砂と引き続く風水害のため、湾底に土砂が著るしく堆積し、船舶の航行並びに河川の排水に支障を來し、目下避難港及び修理港としての機能を喪失し、河川流域の冠水被害は増大している、ついては、該港の改修を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

資材、予算等を勘案して、平生港の修築を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

高知縣の海上輸送に燃料増配の請願（請願者高知縣商工会議所会頭入交太藏外五名）（長野長廣君紹介）（第九三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知縣は山國である上に諸種の事情によつて陸上交通に惠まれないので、海上輸送に負うところが大きい、しかるに今回の燃料油の割当削減により運行回数減少し、縣下産業発展に多大の支障を來している、ついては、高知縣の海上輸送に所要燃料油を増配されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知縣の地理的事情にかんがみ、海上輸送の発展を図るため、燃料油の増配を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

福島港改修の請願（請願者宮崎縣議会議長甲斐善平）（小山長規君外五名紹介）（第一〇六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎縣福島港は縣の最南端に位する良港で、隣接地域の巨額な資源及び貨物の積出港として産業開発上重大な役割を有し、昭和九年指定港となつたが、戰時中から顧みられなかつたため、港内の土砂

埋没はなはだしく、港湾の機能も激減したので、昭和二十三年度から國庫補助によりしゆんせつ工事を施行中であるが、短期の工事では効果が少い、ついては、昭和二十四年度も該工事を継続施行するとともに、防波堤その他恒久施設の築造の予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

港湾機能の向上を図る等のため、該港の修築を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

廣尾港改修の請願（請願者北海道廣尾郡廣尾町廣尾漁業会長三上壽一外二名）（高倉定助君外四名紹介）（第一〇七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道廣尾郡廣尾港は港内が砂地のため年とともに埋まつてゆき、処によつては十噸余りの漁船も運行できないほどで、漁船の出入は常に潮の干満に制約され又北防波堤が短いため沖合から波浪が砂石を船入澗内に押し流し、澗内が埋まるのでそのためしけの都度大型漁船はてい泊できず他へ避難し小型船は陸上へ巻き揚げる不利不便を忍んでいる、ついては、速かに該港内をしゆんせつして深度を二・三米深めるとともに北防波堤を延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶出入の安全を期するため、請願港の施設拡張工事実施を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

川内港修築の請願（請願者青森縣下北郡川内町長瀬川惣兵太外四十一名）（苫米地義三君外一名紹介）（第一〇八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森縣下北郡川内港は、化学肥料の原料である硫化鉱の産地を控え、これが移出港としての重要性を占めるが、港湾の施設の不備により船舶の荷役に不便多く輸送上の能率を阻害している、ついては、該港を速かに修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

港湾荷役の能率向上を図る等のため、該港の修築を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

油津港を重要港湾に編入促進の請願（請願者宮崎縣油津町長隈本熊被外一名）（田中不破三君外五名紹介）（第一一〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎縣南那珂郡油津港は昭和二十二年以来修築工事を施行中であるが、資材その他の関係で施行上不充分な処があり、又これが完成の暁には、縣南地方の産業開発の拠点としてその重要性はいよいよ増大されるものと信ずるから速かに該港の完全な修築と重要港湾に編入を要望するというのである。

二、請願の議決理由

油津港の重要性にかんがみ、該港を重要港湾に指定を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

室蘭港の國有上屋無償貸付に関する請願（請願者北海道室蘭市長熊谷綾雄）（篠田弘作君紹介）（第一一一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

室蘭港ふ頭に國有上屋の建設をみたが、室蘭市は該ふ頭埋築工事に義務負担を命ぜられ、多額の起債により賄つて来たが、起債の元利償還費及びふ頭の維持改良工事費に充当するため、目下該上屋の無償貸付方を申請中であるから、速かに該市に貸付を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨については、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

飯野産業株式会社舞鶴造船所救済に関する請願（請願者舞鶴市長柳田秀一）（前尾繁三郎君外一名紹介）（第一二〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

舞鶴市は長年軍港都市であつたが、戰後旧軍用施設を平和産業に轉用して工業都市として更生することになつたが、現在該市における工場施設として見るべきものは飯野産業株式会社舞鶴造船所のみであつて、該造船所と舞鶴市とは不即不離の関係にあり、造船所の盛衰は直ちに市の盛衰を意味する実状にある、しかるに、今般経済九原則の実施に伴い國家予算の削減により該造船所の事業は休止の止むなきに至る事態に立ち至つている、これでは舞鶴市民の生活は絶望となる、ついては、該造船所の新船の建造の許可並びに鉄道車両及び産業機械の製造を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願会社に造船事業等の許可については、考究の上措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

清水港を第一種重要港湾に編入の請願（請願者清水市江尻二ノ丸町四三番地山本正治外五名）（砂間一良君紹介）（第一二一八号）及び同（請願者清水市長山本正治外五名）（西村直巳君紹介）（第一五八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡縣清水港は食糧、肥料、ボーサイド等の輸入港として又茶、蜜かん、かん詰等の輸出港として全國第四位を占めその面目を発揮しつつある、政府は港湾法を制定し港湾の種別につき検討される由であるが、清水港を第一種重要港湾に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

清水港の重要性にかんがみ、該港を第一種重要港湾に指定を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

八幡濱港湾修築工事継続の請願（請願者愛媛縣八幡濱市長菊池清治外四名）（小西英雄君紹介）（第一二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛縣八幡濱港は九州と四國との連絡の要港であり、該港に集散す

る貨客は豫讃線の開通とともに激増し、港勢とみに進展している現状であるが、昭和九年修築に着手しその一部である防波堤を築造し工事は打ち切りとなりその後昭和二十二年再び起工し接岸及び埋立工事の一部を終了して現在に至つている、しかるに昭和二十四年度においてはこれが継続工事中止の由、誠に遺憾である、ついては、該港の重要性を考察し工事を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願港の重要性にかんがみ、資材、予算等を勘案して工事を継続するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

西之表港施設拡充の請願（請願者鹿児島縣熊毛郡種子島西之表町長最上宏外十七名）（岩川與助君紹介）（第一二七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島縣熊毛郡西之表港はわが國の最南端にあり、大島、沖縄、台湾を失つた現在種々の面から極めて重要な港湾となつた、ついては、二千噸級の船舶が出入できるよう施設の拡充を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶出入の安全を期するため、請願港の施設拡張工事実施を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

久島下屋久村長藤山十太郎外十二名）（岩川與助君紹介）（第一二七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島縣熊毛郡屋久島は本邦最南端にあり、港湾に対する施設なく常に多大な危険を感じている、ついては、上屋久村の宮ノ浦港、下屋久村の安房港に避難港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶出入の安全を期するため、請願港の築設工事実施を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

志布志港浚渫に関する請願（請願者志布志町議会議長木迫種蔵外七十八名）（岩川與助君紹介）（第一二七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島縣囎唹郡志布志港は出入貨物多く、長年改修が行われなかつた結果港内に漂砂の堆積がはなはだしく二百噸級の小船舶さえ岸壁に接近できぬ現状である、ついては、大隅地方開発のため該港のしゆんせつと引込線を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶出入の安全を図る等のため、該港の浚渫と引込線敷設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

與津岬に燈台設置の請願（請願者高知縣高岡郡與津村長岡部金重）（田嶋好文君外二名紹介）（第一三六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知縣室戸、足摺両岬の中央に位置する與津岬は、海岸から三千米突出し、附近航行船舶の唯一の目標であり、しかも該岬の西隅に避難の良錨地を控えている等有利な燈台設置條件を具備している、ついては、遭難事故の多い該地方における航行船舶の安全を図るため、該岬に燈台を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を図る等のため、予算、資材等を勘案して燈台設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

甲浦港口の暗礁除去工事施行の請願（請願者東京都港区芝櫻田太左衛門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第一三七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知縣甲浦港港口の暗礁の除去は、昭和二十四年度に完成を予期していたところ、昭和二十四年度予算からもれていることは遺憾の極みである、ついては、縣営をもつて、該工事を施行するよう適当な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

海上航行の安全を期するため、暗礁除去工事を施行するは必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

釧路市を観光都市に指定の請願（請願者釧路市長佐藤宏平外五名）（伊藤郷一君紹介）（第八六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道釧路市は國立公園阿寒の観光基地であるとともに石炭、木材、水産加工物等の集散地であり、且つ貿易港指定市で、且つ特殊な観光資源を有するから、該市を観光都市に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

釧路市は阿寒國立公園の基地であるから、観光ルート中に選定せられるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

長浜、彦根間ガソリンカー復活並びに田村駅昇格の請願（請願者滋賀縣長濱市長加田桂一外二名）（河原伊三郎君紹介）（第八八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長濱、彦根両市のせんい工業の発展を図るため、戦時中一時中止されていた長濱、彦根間のガソリンカーを復活するとともに田村駅を一般駅に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の発達をはかる等のため、ガソリン、車両事情等を勘案して、ガソリンカーの運轉開始を考慮し、併せて田村駅の一般駅昇格をも考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

予讃線と内子線との接続駅変更の請願（請願者愛媛縣喜多郡五城村長宮岡増雄外六名）（高橋英吉君外八名紹介）（第一二四六号）に関する報告書

官報 号外

昭和二十四年六月一日

○第五回國会 衆議院会議録第四十一号附録（二）の四

一、請願の要旨及び目的
愛媛縣内子線は伊豫五郎駅で豫讃本線に接続しているが、該駅は交通上の重要性少く附近の人家も数戸を出でず、一方伊豫大洲駅は高知市及び九州との連絡上重要地点であるが接続不便のため関係民は多大の支障を來している、ついては、接続駅を伊豫大洲駅に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方民の利便を図る等のため、接続駅変更を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

門司鉄道局小倉工機部熊本分工場存置に関する請願（請願者熊本市健軍町五千九百番地井上義雄外二名）（坂本泰良君紹介）（第一二七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
門司鉄道局小倉工機部熊本分工場は昭和二十一年十月旧三菱重工業第九航空機製作所を轉換創業以來、極めて不完全なる工場施設と困難な生活環境をこく服し、全従業員一丸となつて鉄道車両の急速復興に邁進してきたが、今回突如同工場の閉鎖されることを聞くことは誠に遺憾である、ついては、従業員の熱烈な要望を容れられ該工場を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該工場の設備状況、車両修理事情等を勘案して、これが存置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

舞鶴海洋氣象台存置の請願（請願者舞鶴市長柳田秀一）（大石ヨシエ君紹介）（第一三九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府は舞鶴海洋氣象台の廃止又は格下げを考慮中と聞くが、該氣象台は建設以來航行の保安及び水産業の振興に絶大な寄與をなし、舞鶴港と開港と相まつて一層使命は重大となつているから、該氣象台を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由
舞鶴海洋氣象台が現在果している役割の重要性にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なるものと認め、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

大同製鋼の賣掛金処置に関する請願（請願者愛知縣知多郡有松町七十八番地蟹江與一外二百六十六名）（赤松勇君紹介）（第一三九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知縣知多郡大同製鋼株式会社は従業員に対し賃金未拂であるにもかかわらず退職者に対しては退職金及び未拂給與残額をまとめて支拂つている、しかるに該会社は運輸省に対し約七千万円の賣掛金があり、それは全従業員の給與一箇月分に相当するのであるから、速かに賣掛金が回収できるよう措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
請願会社の現状にかんがみ、なるべく速かに賣掛金が回収できるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

御前崎測候所を海洋氣象台に昇格の請願（請願者静岡縣御前崎漁業会長横山八右エ門外六十名）（五島秀次君紹介）（第一四九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
さきに静岡縣の最南端にある御前崎に測候所が設置され、氣象概況が示され遠洋漁業に資益されていることは多大のものであるが、該測候所を海洋氣象台に昇格し、海上氣象、水温、比重、潮流と水産関係氣象を観測する機関とすれば、水産業に貢献するところが大きいから、これが実施を図られたいというのである。

二、請願の議決理由
御前崎測候所の重要性にかんがみ、これが昇格を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

人吉駅からの三路線に國営自動車運輸開始の請願（請願者人吉市長小出政喜外二十三名）（福永一臣君紹介）（第一六八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
地方交通の利便を図る等のため、民間業者を育成強化し、あるいは、資材、予算等を勘案して、國営自動車運輸を実施する等輸送力の増強を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

嬉野線を武雄町外四箇町村に拂下に関する請願（請願者佐賀縣杵島郡武雄町長江口文雄外九名）（北川定務君外一名紹介）（第一七〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐賀縣杵島郡武雄町から東川登村、西川登村及び藤津郡嬉野町を経て長崎縣彼杵町に至る國営自動車嬉野線は、沿線の重要産業の輸送の築設及び発電所設置工事が施行されることになり、先づ交通の完備を図るべく、五木村・河俣間に道路拡張工事を施行中であるが、前記の二大事業に着手することとなれば、現在でさえ十分な輸送能力を有さない民間の乗合自動車をもつてしては、これが従業員の輸送を期することができない、ついては古來から五家荘の大原始林として知られている八代・球磨両郡の林産資源の開発と地方産業に重大な影響をもたらす前記の二大事業促進のため、肥薩線人吉駅から五木村を経て有佐駅、段駅、樅木にそれぞれ通ずる路線に國営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便を図る等のため、民間業者を育成強化し、あるいは、資材、予算等を勘案して、國営自動車運輸を実施する等輸送力の増強を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

今般熊本縣球磨郡五木村にダム

送交通機関として縣案の桃彼鉄道に代えて運行されている重要路線であるにかかわらず民間業者が該線拂下の運動を起しているが、民営となれば住民の利便と産業の開発は第二義となるのに反し、町村営とすれば公益を第一義とし、且つ利益をあげれば地方財政の一助ともなるものであるから、該線を沿道の武雄町外四箇町村に拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の民間拂下げについては、政治、経済狀勢とも睨み合せて輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

防長線拂下反対の請願（請願者山口縣吉敷郡小鯖村防長線民間拂下反対期成同盟会委員長古屋豊樹外十六名）（田中堯平君外一名紹介）（第一七〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口縣吉敷郡小鯖村は國営自動車防長線中、山陽線三田尻駅と山口本線山口駅とを結ぶ延長十八粁の中間に位する農山村であるが、豊富な農・林産物・雲母原料等を産し、これらの産物を消費地に搬出する防長線は該村の文化、経済上重要な地位を占める実情である、しかるにこれが拂下実現の場合は、その運賃は貨客ともに数倍の高騰を來たすことは明かで、関係民のこうむる不利不便は多大なものとなるから、その拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の民間拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

室蘭港の埠頭倉庫増設の請願（請願者室蘭市長熊谷綾雄外一名）（篠田弘作君紹介）（第一七四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民間貿易再開に伴い貿易港として指定された室蘭港は、今後内外船舶の出入がひん繁となり港湾施設の拡充強化は焦びの急務であるが、現在該港のふ頭倉庫の收容能力は總坪数が僅か九千七百三十五坪でありその機能を充分に発揮するに困難な現狀にある、しかし、室蘭市の財政では、これら施設の実現が困難な現狀であるから、國庫負担によりこれを施設し室蘭市に貸與されたいというのである。

二、請願の議決理由

室蘭港の貿易港としての重要性にかんがみ、資材並びに予算等を勘案して、埠頭倉庫の増設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

室蘭港埠頭工事促進の請願（請願者室蘭市長熊谷綾雄外一名）（篠田弘作君紹介）（第一七四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民間貿易が再開し、室蘭港は貿易港として指定されてその使命が重要となりつつあるとき、第二期拡植計画によるふ頭だけが遅々としてその完成が遅れていることは単に該港発展の上からばかりでなく、わが國経済再建上ゆるがせにできない問題であるので、これが工事の完成を推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

室蘭港の貿易港としての重要性にかんがみ、資材並びに予算等を勘案して、埠頭工事の完成を計るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

室蘭港を中心とする内地定期航路設定の請願（請願者室蘭市長熊谷綾雄外一名）（篠田弘作君紹介）（第一七四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道資源を輸出入する港湾としては、天然の良港として室蘭港は、本州と本道とを最短距離をもつて直結する地理的條件を有し、且つ北海道第二期拡植計画によるふ頭の完備と相まつて本邦随一である機械装備の点から民間貿易再開に際し貿易港として指定されたのであるから、室蘭港を中心とする本道と本州を直結する命令定期航路の開設を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

室蘭港の貿易港としての重要性にかんがみ、旅客並びに貨物の輸送狀況を勘案して、現在行われている定期航路の増強、改善等を計るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

國営自動車拂下反対の請願（請願者名古屋市中村区牧野町六ノ三六立松哲外六十五名）（赤松勇君紹介）（第八八八号）、同（請願者鹿兒島縣日置郡郡山村長増満喜吉外七名）（満尾君亮君紹介）（第一一七三号）、同（請願者岐阜縣揖斐郡小島村長高橋七郎外十五名）（田中啓一君紹介）（第一二三九号）、同（請願者京都府船井郡檜山村長貞守一二郎外七十六名）（谷口善太郎君外一名紹介）（第一五〇四号）、同（請願者北海道檜山郡上國村長澤村才藏外三十名）（富永格五郎君紹介）（第一六四六号）及び同（請願者鹿兒島縣揖宿郡今和泉村長濱田虎熊外二十四名）（床次徳二君紹介）（第一七五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國営自動車を拂い下げることになれば、運賃の値上は必至であり、輸送の不安全、現従業員の整理等を來すから、これが拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

若松港を第一種重要港湾に編入の請願（請願者久留米市諏訪野町緒方時藏外二名）（中島茂喜君紹介）（第一七五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

経済産業の確立に伴い國策遂行上の策源基地として若松港の使命はますます重要性を加えるに至り、しかも筑豊炭田を背後に擁し石炭積出港として該港は最も枢要な地位を占め、これに伴う港湾の伸展もまた著るしいものがあるが、依然として第二種重要港湾であり、各港域任意の経営に委せていることはなはだ遺憾である、ついては、該港を國営港として統

合計画に基く整備改善と港湾行政の一元的運営を期するため、第一種重要港湾に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

若松港は、経済、産業上重要な港であるから、第一種重要港湾に編入を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

奥能登線及び金福線拂下反対の請願(請願者金澤市木新保金澤駅構内國鉄労働組合金澤支部代表荒木次男)(柄澤紘子君外一名紹介)(第一七八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國営自動車の使命は、國有鉄道の先行ないし代行もしくは培養線であり、赤字解消の便法の具に供するようなことは、國家の再建を妨害するものである、奥能登線は奥能登開発に多大の業績を果し、金福線は富山、石川両縣を結ぶ最短路線であり、若しこれが民営となれば、該地区の豊富な資源の開発は遅れ、林産物等の輸送量は低下し、前記の両縣産業を衰退に陥れることは明白であるから、その拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

奥能登線拂下反対の請願(請願者金澤市木新保金澤駅構内國鉄労働組合金澤支部荒木次男)(柄澤紘子君外一名紹介)(第一七八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國鉄従業員は不規則な勤務と低賃金のため傷病者が続出し、しかも充分な療養施設もなかつたので、金澤支部では戦時中民営旅館を八十万円余で買収して片山津保健指導所を設置したが、前厚生大臣は昨年以来該指導所を買収価格の僅か二、三倍で拂い下げようとして奔走しているが、勤労者の厚生施設を個人の営利事業の具とすることは不当であるから、拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

片山津保健所の存廃については、その利用状況等國鉄従事員の厚生上の見地からこれを考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

高遠線拂下反対の請願(請願者長野縣上伊那郡高遠町黒河内義夫外十名)(今村忠助君紹介)(第一八二四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高遠線は開通以来、関係町村の文化・交通・産業に及ぼした影響は大きく、運営面においても黒字会計路線であるにかかわらず、拂下の対象となつていることは誠に遺憾である、ついては、該線の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

石巻、女川間鉄道電化の請願(請願者宮城縣牡鹿郡女川町長木村主税外二十六名)(大石武一君外二名紹介)(第三八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城縣牡鹿郡女川町方面は最近水産業の振興目覚ましく、該地方と石巻市との関係はますます緊密化してきたので、現在の鉄道ではなはだしく不利不便となり、又石巻市及び桃生、牡鹿両郡における水産業の発展に伴い、該地方と京浜方面との連絡が著しく頻繁となり、そのため石巻駅での乗換は多大の支障をもたらし、各駅に鮮魚が滞貨している現状である、ついては、石巻、女川間の鉄道を電化して仙石線に接続させ、且つ女川、仙台間を電車をもつて直通運行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強を図る等のため、電源、資材、予算等を勘案して、請願区間の鉄道電化と、仙石線への接続を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

片町線電化の請願(請願者大阪府北河内郡交野町大字私部有山要重郎外七千七百名)(淺香忠雄君紹介)(第四五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪市と北河内郡を結ぶ片町線は、該地域の運輸動脈であるにもかかわらず、これが運転状況は極めて不良で沿線住民の不利不便ははなはだしい、ついては、該線の電化を図るとともに適切なる運営を行うよう要望するというのである。

二、請願の議決理由

請願の区間は、交通需要多き重要線区であるから、これが輸送力の増強上及び我國石炭事情にかんがみ、石炭の節約、経営の合理化を図る等のため、電源、資材、予算等を勘案して、これが電化を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

常磐線電化促進に関する請願(請願者茨城縣知事友末洋治)(原彪君紹介)(第六〇七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

常磐線沿線の農、水、鉱、工産五業に一大飛躍を與え、京浜地区に対する物資供給資源地帯としての使命を果すため、上野、平両駅間の電化並びに昭和二十四年度における土浦までの電車化あるいは水戸までの電化を急速に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の区間は、交通需要多き重要線区であるから、これが輸送力の増強上及びわが國石炭事情にかんがみ、石炭の節約、國有鉄道経営の合理化を図る等のため電源、資材、予算等を勘案して、これが電化を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

港湾運送業独占反対に関する請願(請願者小樽港運送業株式会社常務取締役新田彦吉外四名)(伊藤郷一君紹介)(第六九〇

号）、港湾運送業独占化反対に関する請願外三件（請願者新潟港運株式会社田崎由之外六十一名）（伊藤郷一君紹介）（第一〇六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

閉鎖機関令等により港湾作業会社は解体又は再編成されることになつたが、日本通運株式会社はその一貫運送の有利な地位を利用して港湾及び海上面に進出を企てている事実が明らかである、これは港湾運送業の複数化、自由競争体制を実現する措置に反し、港湾における新たなる独占的支配を現出せしめるものである、ついては、日本通運株式会社の港湾面への進出を阻止し、港湾運送業の公正自由な競争を実現するため有効適切なる方策を採られたいというのである。

二、請願の議決理由

港湾運送業の自由競争体制の確立を図るため、本請願の趣旨は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

市営バスの優先的許可に関する請願（請願者岐阜市議会議長松原喜八）（大野伴睦君外二名紹介）（第七一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

バス事業は都市が経営することは緊要であるが、従来これを営利会社に委ね過ぎたため営利事業化及び独占化して、一朝利潤の低下を見るときは公衆の迷惑を考えずに運行を停止することは明かである、ついては、市の健全なる自治と、市民の福祉増進を図るため市営バスを優先的に許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路運送に関する秩序の確立及び事業の健全な発達並びに使用の適正化によつて、公共の福祉を確保するよう実情に即して考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

岐阜、名古屋間鉄道電化の請願（請願者岐阜市議会議長松原喜八）（大野伴睦君外二名紹介）（第七五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は岐阜、名古屋間の鉄道電化計画を立案中ときくが、東海道線はもちろん、急こう配と隧道の多い中央線及び高山線の交通難も緩和し、併せて地方産業の発展のため、速かに該計画を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の区間は、東海道線中交通需要多き重要線区であるから、これが輸送力の増強上及びわが國石炭事情にかんがみ、石炭の節約、経営の合理化をはかる等のため、電源、資材、予算等を勘案してこれが電化を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

仙山線電化の請願（請願者仙台市長岡崎榮松外十九名）（庄司一郎君外二名紹介）（第七五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙山線は仙台、山形を結ぶ東北地方中部の幹線で、旅客の往来並びに物資の交流は盛んで連日超満員の現状であるが、該線は急こう配の箇所が多く、殊に北仙台、落合間ではしばしば停車又は逆行を繰り返えしているので増結は困難であり、一方該線の一部作並、山寺間だけ電化されているので、機関車の入替に長時間を要し、又目下の石炭事情から現在以上のダイヤの増加は見込み薄く、このために沿線住民の不便はもちろん、激増する観光客や貿易港塩釜との連絡、輸送にも多大の支障を来している、ついては、速に該線の電化を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の区間は、急勾配多き線区であるから、これが輸送力の増強上及びわが國石炭事情にかんがみ、電源、資材、予算等を勘案して、これが電化を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

濱松、米原間電化の請願（請願者愛知縣知事青柳秀夫外二名）（赤松勇君紹介）（第八九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東海道線を順次電化することは輸送力を強大ならしめ、石炭の消費を節減し、且つ文化、産業、経済に及ぼす影響が大きい、ついては、予定計画に基き昭和二十四年度中に濱松、米原間の電化を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の線区は、東海道線中交通需要多き重要線区であるから、これが輸送力の増強上及びわが國石炭事情にかんがみ、石炭の節約、経営の合理化を図る等のため、電源、資材、予算等を勘案してこれが電化を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

小野田港、小野田西駅間電化の請願（請願者小野田市助役伊藤平太郎外三名）（周東英雄君紹介）（第九七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口縣小野田駅から小野田港に至る小野田線は、肥料、セメント、化学製品等の重要物資の輸送線であり、近年宇部西線と小野田線とが國鉄に接収されて以来、小野田線利用の旅客は激増しその重要性を高めたが、旧宇部西線は電車運転であり、旧小野田線はガソリンカー運転である関係上、乗客は乗換えなければならず、そのため連絡駅小野田港駅は混雑を極めている、若し小野田線が電化されれば、小野田港駅における朝夕の雑踏が解消され又貨物輸送の面にもその円滑化が確保されることとなる、ついては、交通並びに輸送増強のため、速かに前記両駅間鉄道を電化されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願線区の輸送力の増強を図る等のため、予算、資材等を勘案して、これが電化を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

名古屋、中津川間複線電化の請願（請願者岐阜縣多治見市長金子義一外五名）（丹羽彪吉君紹介）（第一〇一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中央線中津川、名古屋間沿線地方は陶磁器の原料の産出地で、輸出産業振興上の重要路線である

が、単線のため交通輸送は極めて不便で、又名古屋とその衛星都市多治見市との間の通勤者で混雑甚だしい現状である、ついては、該線を複線電化されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願線区の輸送力増強を図る等のため、予算、資材等を勘案して、これが複線、電化を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

土々呂港改修に関する請願（請願者宮崎県議会議長甲斐善平）（川野芳満君外五名紹介）（第一〇五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県土々呂港は、北九州・四國・中國・阪神の各方面との運輸交通の要衝に位し、殊に延岡市の飛躍的発展に伴いその利用度はとみに激増しているが、近時港内のしゆんせつが行われなかつたため、航路及び泊地の随所に浅瀬を生じ、船舶の運航に重大な支障を來している、ついては、これが改修工事に対し國庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

船泊出入の安全を期するため、請願港の施設改良工事実施を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業協同組合連合会に対する特定貸切貨物自動車運送業認可反対の請願（請願者福井貨物自動車株式会社長野村榮太郎外十六名（福田一君紹介）（第一〇八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回全國農業協同組合連合会さん下の都道府県の農業販賣協同組合連合会が特定貸切貨物自動車運送業の免許申請を全國から提出し営業輸送のけん内に進出せんとしている、これは該組合の一部幹部が戰後無計画に抱き込んだ車両の飽和状態化と貨物の枯渇とに陷りその維持が困難となつた結果の脫法行爲で、しかも特定免許品目が主食をはじめ二十一品目にわたる廣範囲の輸送は特定の意義を越脫したものであり、福井県のような農産県においては輸送界の混乱を招來すること明かである、ついては、既得権の確立と従業員の生活擁護のため反対するというのである。

二、請願の議決理由

道路運送に関する秩序の確立及び事業の健全な発達並びに使用の適正化によつて、公共の福祉を確保するよう、実情に即して考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

御殿場線電化の請願（請願者神奈川県知事内山岩太郎）（小金義照君紹介）（第一一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國府津、沼津間の御殿場線は富士箱根の環状線で観光國策上重要路線であるが、該線は急こう配多く、石炭の消費量は多大で車両の編成も極度に圧縮され、又トンネルの多いため保健上有害で観光客に與える不便不快は甚だしい、ついては、速かに該線を電化されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願線区は、隧道多きこう配線であるから、石炭節約を図る等のため、電源、資材、予算等を勘案して、これが電化を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

鹿児島県下の離島航路に國庫補助増額の請願（請願者鹿児島県議会議長有馬純一）（岩川與助君紹介）（第一一七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県下には多くの離島があり、その間の連絡交易は大阪商船、九州商船がこれに当つているが、現下のインフレの高進により両会社ともに経営困難となり三百余万円の赤字を生じつつある実情に対し國庫補助は僅か四万五千円の少額に過ぎない、ついては、國庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨については、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

國鉄電化促進及び電氣機関車工業の存続に関する請願（請願者三菱電機株式会社長高杉晋一外二名）（岡田五郎君紹介）（第一四三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國鉄の電化は昭和二十四年度から着々実施されるものと期待されたが、新年度均衡予算編成に伴い電氣機関車の新造は認められないこととなつた、しかし國鉄の電化を促進させれば石炭を大量に節約し、輸送力を高めることができるが、國鉄三千粁電化のためには約千五百両の機関車を新造する必要がある、元來電氣機関車工業は他の種目の製品に一時的に転換することは事業の性質上不可能であり、一度崩壊すればこれが再起は長年月を要し、しかも該事業が國鉄の発注により事業の継続が可能で、若し國鉄からの需要が絶えれば事業の壊滅を來すものである、ついては、國鉄の電化を促進されるとともに電氣機関車工業を崩壊せしめないよう適当な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

國鉄電化については、石炭の節約、輸送力増強、経営の合理化等の見地より資金、資材の許す限りこれが促進をはかるとともに、これに必要なる電氣機関車の発注については、予算、資材、電化の時期等を勘案して善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

土々呂港改修の請願（請願者宮崎県議会議長甲斐善平）（佐藤重遠君紹介）（第一四四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県土々呂港は、天然の良港として北九州を始め、四國、中國、阪神方面との運輸交通の要衝を占め、殊に工業都市延岡市の飛躍的発展に伴いその利用度はとみに高まりつつあるが、近時港内のしゆんせつが行われなかつたため、航路及び泊地に浅瀬を生じ船舶の航行に重大な支障を來している。ついては、速かに該港のしゆんせつ工業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶出入の安全を期するため、請願港の施行改良工業実施を考慮

するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

新宿以西に都営自動車延長の請願（請願者八王子市上野町一丁目四十四番地東京都議会議員小山省二外一名）（栗山長次郎君外一名紹介）（第一五一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都から運輸大臣あて認可申請をした（一）新宿駅から八王子市へ都バス路線延長の件（二）荻窪から青梅町へ都バス路線延長の件（三）新宿駅から武蔵境へ都バス路線延長の件は目下運輸省において審議中の由であるが、関係民の強い要望であるから、速かに認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路運送に関する秩序確立及び事業の健全な発達並びに使用の適正化によつて、公共の福祉を確保するよう、実情に即して考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊東線電車化に関する請願（請願者伊東市役所職員組合長山田重夫外千五百七名）（田中堯平君外二名紹介）（第一五四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在運輸省で計画されている伊東線の電化案は輸送力を減退させ観光上不便を来すとともに、國鉄従業員の職階制による格下及び配置轉換を招くものである、ついては、電車化に際しては、二箇編成十八往復とし、観光線として新造車を使用し、直通列車一往復を増発されたいというのである。

二、請願の議決理由

観光の利便を図る等のため、直通列車の増発等を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

常滑運輸株式会社営業認可の請願（請願者愛知縣知多郡常滑町伊奈製陶株式会社長伊奈長三郎外四十六名）（久野忠治君紹介）（第一六一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年十一月二日閣議決定となつた小運送業の複数化は独占企業の悪弊排除に寄與する適切な措置である、特に愛知縣知多郡常滑町の主産物である陶器積出に與える影響は多大であるから、速かに常滑運輸株式会社の営業を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における小運送力の需給状況等の実情に即して考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手縣上閉伊郡早池峯山一帯は原始森林の宝庫で良質の木材を多量に産し終戦後産業の復興に多大の貢献をしてきたが、該地域唯一の輸送機関である軽便鉄道が水害のためその機能を喪失し、ために資源開発事業はほとんど中絶しようとしている、ところが釜石西線全通の暁には、柏木平、仙人峠間の軽便鉄道が不用となるから、その軌道を早池峯開発地の鉄道に切替えるため、その資材を拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

釜石西線全通の上は狀勢に應じて考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

出石鉄道復活に関する請願（請願者兵庫縣出石郡出石町長正木定外二千八百六十四名）（佐々木盛雄君紹介）（第三六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本請願の要旨は、出石鉄道は戰時中戰争目的のため強制的に撤收され、そのため関係村民は物資の輸送に多大の支障を来し、地方産業の発展を著しく阻害している、ついては、該鉄道の復活を速かに図られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通事情、資金、資材等を勘案して措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

阪和線拂下に関する請願（請願者大阪府泉南郡信達町百番地阪和線民営期成会委員長片木政治郎外十名）（今村長太郎君外一名紹介）（第六九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

阪和電鉄は大正十五年創設し、優秀電車として名声を博していたが、戰時中買收され現在に至つているが、國営に移管後の該電車は一変して惡化し、産業の復興を阻害し、利用者の不便を来すに至つている、該線は元来ローカル線の性質を有し、旅客貨物の流れも他の省線との連けいは少く、且つ戰時措置として買收されたものであるから、該線の還元はとうぜんであり、旧従業員はもちろん沿線利用者もその拂下と、南海電車との分離独立を熱望しているから、該線を拂い下げ且つ阪和、南海電車を分離独立するよう図られたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の路線は、買收後既に数年にわたつて、國有鉄道の一環として運営せられ、よく輸送の重要使命を果しておるのであるから、これが拂下げについては、政治、経済情勢とも脱み合せて輸送力確保、増強等の見地から國有鉄道網全体としてこれを考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

南武線拂下の請願（請願者神奈川縣川崎市砂子二ノ八神奈川縣議会議員神野長太郎外四百八十八名）（白井佐吉君外一名紹介）（第七九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川縣川崎市から西多摩郡に至る唯一の交通機関である南武線は先年買收され、以来省線として経営されているが、該線は該地方の重要な交通線であり、その運営のいかんは関係民に重大な利害を及ぼすものであり、この見地から該線を地方鉄道として民営に移管することが望ましいから、該線を南武鉄道株式会社に拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の路線は、既に数年にわたり、國有鉄道の一環として一体的運営の実を挙げ、よく輸送の重要使命を果しつつあるのであるが、これが拂下については、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力の確保増強等の見地から、國有鉄道網全体と併せ考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

布施市に城東貨物線の一般駅設置等に関する請願（請願者大阪府布施市長塩川正三外一名）（松永佛骨君紹介）（第八四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

片町線から分岐し布施市を縦走して関西線に接続する城東貨物線は、全区間を通じて停車場がないため、布施市及び隣接地方の物資の集散には長距離の中間輸送を必要とし、而も該市域は旧河蹟に位するため低濕で、輸送道路の新設維持には多額の経費を要し、地元民のこうむる時間的損失と輸送経費は甚大である、ついては、該市内に停車場を新設するとともに、これが電化を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

貨旅輸送の利便を図る等のため、停車場の新設並びに電化を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

長島信号所を一般駅に昇格の請願（請願者新潟縣刈羽郡北條村長佐藤稔外一名）（宜四郎君紹介）（第八二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長島信号所は信越線塚山駅と越後廣田駅の中間に位し、附近一帯は人口一万を数える純農山村で農林産物の生産が盛んである、ついては、該信号所を一般駅に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して一般駅昇格を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

建築着手を待機し、北塩竈駅及び新松島駅はいずれも駅舎を完成し、業務の開始に備えている、一方一万屯船舶の接岸荷役を根幹とする塩竈港の第二期修築工事は目下施行中で、わが國屈指の魚市場を持つ漁港施設の完備とともに塩竈港の重要性は將來ますます重加し、松島湾の景勝を含む観光地域を控え塩竈市への旅客は必然的に激増するものと信ずる、しかるに、該線開通以來既に五箇年を経過して西塩竈駅の建設は遅々として進まず、北塩竈、新松島両駅は風雪にさらされているのは誠に遺憾である、ついては、速かに西塩竈駅舎を新設し、北塩竈、新松島両駅とともに業務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して駅舎の新設並びに業務開始を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

西塩竈、北塩竈及び新松島駅の業務開始に関する請願（請願者塩竈市長櫻井辰治外四名）（安部俊吾君紹介）（第九三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線海岸回り線は、昭和十九年十二月開通されたが、西塩竈駅は駅舎構築のための整地を完了し仙台から石巻に通ずる仙石線は、沿線に良港、観光地を擁し、將來種々の発展的要素を含んでいるが、現在該線は國営であるため、諸設備の情況はきわめて不良で非難の的になつている現状である、ついては地方的特有事情を考慮し、本線を民有鉄道として元経営者である宮城電氣鉄道株式会社に拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて輸送力の確保並びに増強等の見地よりこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

仙石線拂下の請願（請願者宮城縣仙台市宮堀町二十五番地宮城電鉄株式会社社長中村梅三）（庄司一郎君紹介）（第二四七号）及び同（請願者宮城縣塩竈市長櫻井辰治外四名）（庄司一郎君外一名紹介）（第九七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信越線見附駅は人口約十一万を算する三町二十箇村を控え、該駅を中心に縣営が放射し、中越バス及び栃尾鉄道との連絡地であるため該駅の乗降客多く、又見附町及び栃尾町附近の農林産物の集散地であるとともに、年産十億円に及ぶせんい工業品の中心荷さばき地であり、東京方面との接触は緊密を要するものであるが、先年新潟、上野間急行列車の該駅停車が廃止となり、関係民の不利不便ははなはだしい、ついては、見附駅に急行列車を停車されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図る等のため、急行列車の停車を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

阪和線拂下に関する請願外三件（請願者大阪府南河内郡狭山村長田中俊逸外十六名）（小西寅松君外一名紹介）（第一〇六五号）、同外五件（請願者大阪府泉北郡横山村村長井上耕作外百九十五名）（木村公平君紹介）（第一一四〇号）、同（請願者南海電氣鉄道株式会社取締役社長吉村茂）（小西寅松君外一名紹介）（第一三二六号）、同（請願者和歌山縣那賀郡川原村長北田國太郎外七名）（小西寅松君外一名紹介）（第一三六五号）、同（請願者大阪府堺市堺市政研究会委員長伊藤弥市外五名）（平島良一君外一名紹介）（第一三六六号）及び同（請願者和歌山縣那賀郡東貴志村長武本馬太郎外百六十一名）（小西寅松君外一名紹介）（第一四九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪、和歌山両市を結ぶ國鉄阪和線は、民営当時その優秀性をうたわれていたが、國鉄に編入されてから路線は磨滅し、車体は破損

し、速度は緩められる等著しく輸送力が低下し、しかも事故が続出して誠に悲惨な状態である、ついては、該鉄道も南海電鉄に拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の路線は買收後既に数年にわたつて國有鉄道の一環として運営せられ、よく輸送の重要使命を果しておるのであるから、これが拂下については終戰後の政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力の確保並びに増強等の見地から國有鉄道網全体としてこれを考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

松崎駅に準急列車停車の請願

(請願者鳥取縣東伯郡東郷村、松崎村組合村長山桝忠興外十七名)(門脇勝太郎君紹介)(第一〇八五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陰本線松崎駅は、三朝温泉、三徳山、小鹿渓、東郷池等の山水明美の観光地を控え、又名産二十世紀梨の集散駅でもある、ついては、該駅に準急列車の停車を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図る等のため請願の駅に準急行列車の停車を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

秋田、上野間定期直通急行列車増発の請願(請願者鶴岡市長加藤精三外五名)(上林與市郎君紹介)(第一〇八六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

羽越本線は、裏日本地帯の最重要鉄道であり秋田、酒田、鶴岡等の主要都市、温泉、景勝地、出羽三山及び善宝寺の霊場を控えている、ついては、産業、文化、経済及び観光上、秋田、上野間定期直通急行列車を増発されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図る等のため、車両、石炭事情等を勘案して、直通列車の増発を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

菅谷駅に車扱貨物施設設置の請願(請願者福島縣田村郡瀧根町長熊谷武夫外三名)(大内一郎君紹介)(第一一九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島縣田村郡瀧根町の磐越東線菅谷駅は、昭和二十三年十月から小荷物及び小口貨物の取扱を開始し、予想以上の実績をあげているが、東洋一の埋蔵量を有する阿武隈山脈大瀧根石灰山と豊富な林産資源の開発上重大な使命を有し、地元には会社、工場等の設置計画を進められ、又國家的大事業である只見川発電工事の基礎資材となるセメント工場設立も計画中で、大量の車扱貨物の輸送が必要となるが、昭和二十四年度予算において貨物施設工事が除外されている由で関係者は憂慮に堪えない、ついては、地元から寄附採納済の用地に速かに車扱貨物施設工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

貨物輸送の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、車扱貨物施設工事の実施を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

品鶴線に旅客電車運轉開始の請願(請願者東京都品川区議会議長布川新吉外四十五名)(菊池義郎君紹介)(第一二一九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

品川駅を起点として品川区の中央部を縦断して鶴見駅に至る品鶴線は、貨物列車専用鉄道として現在に至つているが、該線はすでに電化されているから、殺人的旅客の混雑緩和と文化及び産業の発展促進と沿線住民の利便を図るため、旅客列車の運轉を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

沿線住民の利便を図る等のため、予算、資材、車両等を勘案して、旅客電車の運轉開始を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

九州、四國連絡國営航路開設の請願(請願者愛媛縣八幡濱市長菊池清治外四名)(小西英雄君紹介)(第一二二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豫讃線と九州の國鉄諸線との連絡は目下打算的で不規則な私営会社によつてなされているが、本州、四國、九州の交通の一元的強化のため、九州、四國間連絡の國営航路を速かに開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願区間の國営連絡航路については、輸送の現状、既存民間業者との関係等を考慮して措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

草津、石山間に瀬田駅設置の請願(請願者瀬田町議会議長山崎萬治郎外三十一名)(河原伊三郎君紹介)(第一二一七七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに東海道線草津、馬場両駅間に停車場を設置される際、諸般の事情により地元民の要望に反し現在の石山駅が設置されたが、その後鉄道当局は京都、米原間電化実現の暁には瀬田駅の設置を確言された事情から、今般同区間が電化の運びとなつたから、瀬田駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して停車場設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

大高駅裏口に昇降口開設の請願(請願者愛知縣知多郡大高町長近藤爲義)(川本末治君紹介)(第一三一九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知縣大高駅々舎は建設当時、大高町の人家もよう密地帯の反対側に設置されたが、豊橋線開通後乗降者は多く該駅西踏切を横断するようになつた、ついては、該駅に乗降裏口を開設されたいが、その用地は地元において提供する用

意があるから、その実現を要望するというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、乗降口開設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

南薩鉄道に省線旅客車乗入の請願(請願者鹿児島縣議会議長有馬純(岩川與助君紹介)(第一三二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近南薩鉄道の利用度はますます高まり、その起点であり且つ省線との接続駅である伊集院駅の乗降客は日に二万人を超える現状であるが、伊集院駅のホームはもちろん駅舎、待合室が狭あいで、更らに南薩線への旅客の接続は多大の危険を伴い、しかも伊集院駅の乗降客の約八割は南薩線接続の旅客であるから、省線旅客列車を南薩鉄道に乗り入れられたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図る等のため、施設、車両事情等を勘案して、旅客列車乗入れを考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

陸羽東線及び西線列車運転復活の請願(請願者山形縣最上郡戸沢村長佐藤啓輔外三名)(志田義信君紹介)(第一三二五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和十八年十月仙台、酒田両駅間の直通列車廃止以来、陸羽東線及び陸羽西線間の接続が不便となり、宮城縣方面と山形縣最上、荘内両地方との交通事情は著しく制約を受け、そのため温泉郷は不振を来し、木材、薪炭、鉱石等の輸送に多大なる影響を及ぼしたばかりでなく、通勤、通学上関係民の不利不便はこの上もない、ついては、速かに前記区間に直通列車を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図る等のため、車両、石炭事情等を勘案して、直通列車運転を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

指宿線列車増発の請願(請願者鹿児島縣市町村議会議長会副会長畠山三次郎)(上林山榮吉君紹介)(第一三五八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

指宿線の交通量は九州における最高率で、その混乱は言語に絶している、ついては、該線に機関車一両を増発し、一日最底一往復増発されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図る等のため、車両、石炭事情等を勘案して、列車増発を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

長坂村字柴宿に簡易停車場設置の請願(請願者岩手縣東磐井郡長坂村長菅原吉内外五名)(浅利三朗君外三名紹介)(第一四〇四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手縣下の大船渡線陸中松川、摺澤両駅間の距離は九粁余もあり、沿線の長坂村外二箇所の村民は該線の利用に著しい不便を来しており、豊富な農、林産資源も未開発の状態なので、多年両駅の中間に亘する長坂村柴宿に停車場の設置を要望してきたが、予算上並びに技術上の困難から停車場の新設は実現されないとのことであるから、該地に簡易停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、簡易停車場設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

今須村の停車場設置の請願(請願者岐阜縣不破郡今須村長山田久之外二名)(大野伴睦君紹介)(第一四九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜縣不破郡今須村は人口三千、農、林産物の産出多く東関ヶ原駅及び西柏原駅までそれぞれ五粁の距離にあり、坂路が多いため通勤、通学者の不便は言語に絶するものがある、ついては、該村に停車場が設置されれば、これが利用客日に二千名、取扱貨物としては年間木材十万石、木炭七万俵、薪三十万束等の数量が予想されるから、速かにこれが実現をされたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、停車場設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

清水駅に急行列車の停車回数増加の請願(請願者清水市長山本正治)(西村直巳君紹介)(第一五〇五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

清水市は良港清水港を擁し、外國船の出入は全國第五位に挙げられ、重要工場は復興し、商店街は活況を呈し、更に観光資源及び高等商船学校等も有し、市勢の前途に多大の期待をかけられるとともに運輸交通施設の整備を要望する声は全市民のよ論である、しかるに、現在清水駅に停車の急行列車は上、下各二本だけであつて、一般旅客の不便は少くない現況であるから、上、下各一本、急行列車の停車を増加されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便をはかる等のため、清水駅停車急行列車の増加を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

今須村に停車場設置の請願(請願者岐阜縣不破郡今須村長山田久之外六百十九名)(本村公平君紹介)(第一五九七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜縣不破郡今須村は人口三千、農、林産物の産出多く東関ヶ原駅及び西柏原駅までそれぞれ五粁の距離にあり、坂路が多いため通勤、通学者の不便は言語に絶するものがある、ついては、該村に停車場が設置されれば、これが利用客日に二千名、取扱貨物としては年間

木材十万石、木炭七万俵、薪三十万束等の数量が予想されるから、速かにこれが実現をされたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して停車場設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

三國線全通促進の請願(請願者福井縣坂井郡三國町長宮川秀雄)(坪川信三君外一名紹介)(第一六三〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國鉄三國支線は戰時中戰力資源の理由をもつて一時運轉を中止することになり、昭和二十一年八月十五日から運轉の再開を見たのであるが、資材難のため芦原、三國港間の僅か四粁の間は京福電車路線を借用してようやく運轉している狀態である、しかるに京福電鉄の車輛不足とその補充難はとうていその輸送を完遂するに不可能な現狀であり各種の支障を招來するので、地方の産業発達に悪影響を及ぼす結果となつている、ついては、あらゆる観点から要望される芦原、三國間の運轉延長を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、資金、資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて、請願区間の延長運轉を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

飯野村に停車場設置の請願(請願者富山縣下新川郡飯野村長廣田秀村)(鍛冶良作君紹介)(第一六七二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北陸本線生地、入善両駅間は約八粁を距るが、適当な輸送機関がないため、富山縣飯野村住民の不便はなはだしく、殊に該村の豊富な米麦等の輸送に多大の支障を来している、ついては、前記両駅間に停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、停車場設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

熊野線拂下反対の請願(請願者田辺市長小森嘉一外十三名)(田中兎平君外一名紹介)(第五四八号)及び同(請願者和歌山縣田辺市長小森嘉一外八千名)(早川崇君紹介)(第一六七三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山縣田辺市から東牟婁郡請川村に至る國営自動車熊野線は、該地区唯一の交通機関で熊野奥地と田辺市とを結び、豊富な農・林・鉱・工産物の輸送幹線であつて、最近政府は省営バスの拂下を計画中の由であるが、これが実現すれば、運轉回数の減少、運賃の倍加により地元民の不利不便はもちろん、生産輸送を阻害すること多大であり開発事業にも支障を来すことなるのは必定であるから熊野線拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の民間拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

永山村地先に停車場設置の請願(請願者北海道上川郡永山村長齊藤享外三名)(河口陽一君紹介)(第一六七七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宗谷線永山駅と比布駅との間は約八粁を隔てているが、沿線利用者は四箇村六千人に及び、前記の両駅又は石北線當麻駅を利用するが、その間は四粁ないし八粁の遠距離であるため、時間及び労力の損失は大きく、特に多期積雪期の通学生徒の労苦ははなはだしく、且つ近辺で産出する豊富な米、蔬菜等農林産物や石灰石の集散にも支障を来しているから、関係四箇村の境界で前記両駅の中間に位する永山村地先に停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、停車場設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊豫上灘、下灘両駅間に簡易停車場設置の請願(請願者愛媛縣伊豫郡下灘村大字大久保宮田伊五郎外四百二十九名)(大西弘君外七名紹介)(第一六八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豫讃線伊豫上灘・下灘両駅間の距離は遠く、該線利用の関係住民は多大の不便を忍んでおり、特に通勤、通学者の時間的、労力的損失ははなはだしく、又近隣の農・林・水産物の集散も困難であるから、該両駅の中間石ノ窪に簡易停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して簡易停車場設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

仙台・酒田間直通列車運轉及び列車増発の請願(請願者山形縣最上郡西小國村長佐藤啓輔外五名)(志田義信君紹介)(第一七〇三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰時中、仙台・酒田間の直通列車の運轉を中止されて以来、陸羽東線と陸羽西線との接続が極めて不便となつた結果、宮城縣方面及び山形縣最上郡と庄内方面との交通事情は極度に制約されたため、瀬見・赤倉・鳴子等の温泉郷は、いちじるしく影響をこうむり、観光客・浴客の誘致に多大の支障を来している、ついては、仙台・酒田間に直通列車を運轉するとともに列車を増発されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図る等のため、車両、石炭事情等を勘案して、請願区間の直通列車の運轉あるいは列車の増発を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

仁方・堀江間航路存続及び運航改善に関する請願外一件(請願者吳市長鈴木術外一名)(宮原幸三郎君紹介)(第一七〇四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
中國と四國を結ぶ西部最短距離呉・松山両市間の鉄道連絡の仁堀航路は、経営の欠損を理由に廃止する由であるが、該連絡航路は、宮島航路に比し三時間余も短縮される上安全航路である、しかしながら現在の運航状況は條件極めて悪く、一往復のみでは乗客の利便は少い、ついては、該航路の單船運航を二船日帰り運航に改め、運航サービスを改善し、鉄道との連絡時刻の利便を図る等の乗客の利便を図ることによつて合理的な該航路を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由
請願航路の存廃については、当該航路における輸送実績の見地等からこれを考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

日振隧道工事継続の請願（請願者宮城縣登米郡豊里村長佐藤省三外三十名）（内海安吉君紹介）（第一七二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
日勝線鉄道敷設工事の一端である日振隧道工事の完成は、單に室蘭市並びに関係市町村の交通・産業上の利便だけでなくわが國経済再建上重要な役割を果たす北海道開発に至大な成果をもたらすが、これが実現に多大の経費と困難を伴うものであるから、速かに工事を継続促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
産業の開発をはかる等のため、資材、資金等を勘案して、請願の隧道工事の継続方考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

三陸鉄道敷設促進の請願外一件（請願者宮城縣登米郡豊里村長佐藤省三外三十名）（内海安吉君紹介）（第一七四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和十一年三陸沿岸縦貫鉄道は石巻線前谷地駅並びに大船渡線氣仙沼町の両起点から着工したのであつたが、日支事変ぼつ発のため工事中止となり現在に至つている、そのため予定線沿線地帯の農産物の搬出に多大の不利を感じているばかりでなく、登米町外五箇町村の住民は多期又は雨季の場合は民営バスが運行を休止するので、数時間を費し徒歩又は荷馬車で佳景山駅から乗車している現状である、ついては、速かに前谷地駅から氣仙沼に至る三陸鉄道敷設工事を再開されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、資金、資材等を勘案して、諸情勢の好転をまつて、請願区間の鉄道敷設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

鹿児島、東京間夜行急行列車復活の請願（請願者鹿児島市議会議長増田靜）（上林山榮吉君紹介）（第二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
地方の復興開発は、あらゆる分野において中央との連けいのもとに促進されるが、現在運行されている鹿児島、東京間列車は、僅かに一本でしかも東京着は夜の九時半なので旅客の不利不便は誠にはなはだしい、ついては、従前の鹿児島発夜行の直通急行列車を復活運転されたいというのである。

二、請願の議決理由
旅客交通の利便をはかる等のため、車両、石炭事情等を勘案して急行列車の復活を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

吉松、人吉間電化促進並びに路線変更の請願（請願者宮崎縣議会議長甲斐善平）（川野芳滿君外五名紹介）（第一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
肥薩線は、宮崎、鹿児島、熊本三縣の産業復興上極めて重要なる路線である、しかるに同線中吉松、人吉間は、日本有数の急こう配個所で隧道が多くそのため輸送力の上から又公衆衛生上からも大なる支障を来たしている、ついては、本区間の電化を促進されるとともに、現在の路線を一部変更して湯の前線に連絡することによつて距離の短縮と隧道及びこう配を除去されたいというのである。

二、請願の議決理由
請願の区間は、隧道、勾配多き線区であるから、わが國石炭事情に鑑み、電源、資材、予算等を勘案して、これが電化を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

久之濱駅に跨線橋架設の請願（請願者福島縣双葉郡久之濱町長木田茂平外一名）（關内正一君紹介）（第一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島縣双葉郡久之濱町並びに大久村は、農・漁・鉱産物に富み近年著しい発展を遂げつつあるが、これがため久之濱駅の乗降者も激増し日に数千人を数えるに至つているが、該駅には跨線橋の設備がないため乗降者の不便、危険がこの上もない、ついては、速かに該駅に跨線橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由
旅客交通の利便を図る等のため、資材、予算等を勘案して、跨線橋の架設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

赤碕駅に急行列車停車の請願（請願者鳥取縣東伯郡赤碕町長三好久義外百五十八名）（稲田直道君紹介）（第二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取縣東伯郡赤碕町は、國立公園大山の登山道東口に位し同町には國宝的建築物神崎神社の社殿及び元弘役の旧跡船上山の形勝の地があり又美味赤碕鯛。赤碕の雲丹の特産があつて、赤碕駅を利用する乗降客は年間七十六万人を超える状態である、ついては、速かに該駅に急行列車が停車するよう図られたいというのである。

二、請願の議決理由
旅客交通の利便を図る等のため赤碕駅に急行列車停車の必要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

双岩村大字釜倉トンネル附近に停車場設置の請願（請願者愛媛縣西宇和郡三瓶町長佐海健治外六名）（高橋英吉君外七名紹介）（第四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛縣西宇和郡双岩駅より東宇和郡石城駅に至る沿線の三瓶町を始め各町村は、人口が密で、産物、かんきつ等の産出多く、又紡績工場もあつて製品の搬出並びに関係地方民及び工員の往來が繁しいが、両駅間は、遠距離でその上こう配が多く不利、不便この上もない、ついては、速かに該両駅中間双岩村大字釜倉トンネルの入口附近に停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方民の利便をはかる等のため、地形的條件、資材、予算等を勘案して停車場設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

旧播丹鉄道拂下に関する請願（請願者兵庫縣加古郡加古川町築原町三十四番地の八白根竹介）（岡田五郎君紹介）（第四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
國有鉄道加古川線、高砂線、三木線、北條線及び鍛冶屋線は元播丹鉄道株式会社が経営していたが、戰時中政府に買收された、その後戰争も終つた今日、このような地方鉄道を國営とする理由もなくなつたと信ずるし、沿線の町村民も熱望するので、速かに該鉄道を会社に拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由
請願の路線は、既に数年にわたり國有鉄道の一環として一体的運営の実を挙げ、よく輸送の重要使命を果しつつあるのであるが、これが拂下については政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力の確保並びに増強等の見地から、國有鉄道網全体と併せ考究するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

旧小倉鉄道拂下促進の請願（請願者小倉鉄道株式会社社長林田惣七郎）（平井義一君紹介）（第五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
旧小倉鉄道拂下の請願は、既に第二、第三両國会において採択されているが、未だにその実現の運びに至つていない、該鉄道は、戰時中買收されたが、終戰後は該線のような地方線を國有鉄道の一部として経営することは鉄道國有法の精神に反し、又その必要もないと信ずるし、なお沿線市町村の希望もあるので、速かに該鉄道を前経営者に返還拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由
請願の路線は、既に数年にわたり國有鉄道の一環として一体的運営の実を挙げ、よく輸送の主要使命を果しつつあるのであるが、これが拂下げについては終戰後の政治経済情勢とも睨み合せ、輸送力の確保並びに増強等の見地から國有鉄道網全体と併せ考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

岩崎港を避難港に指定の請願（請願者青森縣西津軽郡岩崎村長七戸小二郎外二名）（小笠原八十美君外一名紹介）（第五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森縣西津軽郡岩崎港は、冬季季節風である北西風に対し、裏日本沿岸第一の良港として定評があつたが、從來へき地にある関係上余りその重要性を認められなかつた、しかるに終戰後ようやくその認識を高められて、船溜としての修築工事に着手されたものの、これだけでは該港天賦の素質を活かすものでなく、又該縣下の日本海沿岸には避難港が一つもないので、冬季間年々船舶の遭難が相次いで起つているから、該港を避難港に指定の上その施設を整備されたいというのである。

二、請願の議決理由
請願の趣旨については、氣象、距離等の状況調査の上考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

直江津、六日町間鉄道敷設の請願（請願者新潟縣東頸城郡松代村長柳宗一郎外二十六名）（塚田十一郎君紹介）（第六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
信越線直江津駅より東頸城郡安塚村、松代村、中魚沼郡千手町、十日町を経て上越線に六日町駅にて連絡する鉄道を速かに敷設し、沿線一帯の豊富な資源を開発するとともに運輸交通の利便に資せられたい、なお全線を敷設することが困難なときは、飯山線十日町駅から松代村までを第一期工事として速かに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方の開発を図る等ため、予算並びに資材等を勘案し諸情勢の好轉を俟つて、請願区間について鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

門司、古江間直通列車運轉開始の請願（請願者鹿屋市長田平藤一外二百三十三名）（前田郁君紹介）（第七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島縣大隅、熊毛地方は、豊富な資源を有し日本再建に大いに寄與しているが、該地方より北九州、阪神、京浜方面への交通は、鹿児島湾内汽船連絡により鹿児島市経由の途をとるか、志布志、都城経由吉都線又は日豊線によるの外なく、前者は鹿児島湾内連絡が天候及び小型船舶の條件に制約されて貨客の不便多くその上輸送量が貧弱であり、後者は両線ともに途中乗換多くいずれも該地方開発のあい路となつている、ついては、速かに門司、古江間に直通列車を運行されたいというのである。

二、請願の議決理由
貨客交通の利便を図る等のため、車両、石炭事情等を勘案して、直通列車の運轉を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

山形駅始発上野行列車新設の請願（請願者山形市長鈴木重屹）（松浦東介君紹介）（第七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形縣は、豊富な資源を産業化して輸出において東北六縣の總額の約八十パーセントを占め、そのため中央との連絡が益々必要となり、上京客が増加しているが、これら旅客の利用する直通列車は青森発及び秋田発列車の二本となつているが、該列車は山形駅着までに既に超満員となつていて、同駅からの乗車は困難その極に達している、ついては、速かに山形駅より上野行列車を新設されたいというのである。
二、請願の議決理由
旅客交通の利便を図る等のため、車両、石炭事情等を勘案して、列車新設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

羽前千歳駅施設拡充の請願（請願者山形市長鈴木重屹外一名）（松浦東介君紹介）（第七四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
羽前千歳駅は、昭和八年に開設されて以來その発展目覚しく、現在は当初に比ぶれば、該駅利用の旅客数並びに取扱小荷物数量は六倍に激増し、將來農産物、工業生産品の積出駅として発展するものと予想される、しかるに該駅は未だに車扱いをしていないので貨物の輸送に遠く北山形駅、山形駅、楯山駅及び漆山駅を利用しているので多大の時間と労力とを費している実情である、ついては、速かに該駅に貨車扱施設を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方民の利便を図る等のため、地形的條件、資材、予算等を勘案して、車扱貨物取扱施設の設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

岩内船入澗に青燈柱設置の請願（請願者北海道岩内郡岩内町長清水武夫）（小川原政信君紹介）（第七五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道岩内郡岩内船入澗は、近年四季を通じて道内外の漁船、運送船等がふくそうしその上に函館、小樽間の唯一の避難港として中、小船舶の出入とみに増加の傾向にある、しかるに船舶航行の命脈である航路標識の設備が不備のため早曉又は夜間には水先の見透しがつかないで、地元船さえ突堤に衝突することも少くない、ついては、該船入澗の既設赤燈柱に併立して青燈柱を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
船舶出入の安全を図るため、請願の地点に青燈柱設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

大泊港施設整備の請願（請願者鹿兒島縣肝属郡佐多町長田中榮熊外五名）（前田郁君紹介）（第七八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
さきに運輸省の指定港となつた鹿兒島縣大泊港は、現在防波堤の施設がなく暴風雨のときは船舶は、山川港又は鹿兒島港に避難しなければならず又避難船が港内で遭難することもしばしばで、はなはだ遺憾である、ついては、速かに防波堤並びに荷揚場を築設されたいというのである。
二、請願の議決理由
海上航行の安全等を図るため、請願の港の施設の整備を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

古江、伊座敷間國営自動車運輸開始の請願（請願者鹿屋市長田平藤一外二百二十六名）（前田郁君紹介）（第八〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鹿兒島縣大隅半島鹿屋市以南の地方は、豊富なる農・畜・林・水産資源を有しながら交通の便に惠まれず、海陸ともに交通は微力な私営会社に依存しているので、住民はもちろん産業の開発上にも多大の不利不便を來している、ついては、鹿屋市古江駅から大根占町、根占町を経て佐多町伊座敷に至る路線に昭和二十四年度から國営自動車の運輸を開始されたいというのである。
二、請願の議決理由
産業の開発を図る等のため、民間業者を育成強化し、あるいは資材、予算等を勘案して國営自動車運輸を実施する等、輸送力の増強を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

大野、北濃間鉄道敷設の請願（請願者岐阜縣郡上郡八幡町大字新町九百六十八番地美谷脇禎三）（平野三郎君紹介）（第八五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
高山線美濃太田駅を起点とし北陸線福井駅に通ずる越美南線は、北濃駅まで開通し、一方越美北線は、福井駅から大野町まで軌道が敷設されたが、未だ大野町、北濃両駅間約五十二粁の工事が未完了であるため連絡されないで、これが活用することができないのは誠に遺憾である、ついては、該区間の鉄道敷設を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方開発を図る等のため、資金、資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

郡上郡内民営自動車運輸改善に関する請願（請願者岐阜縣郡上郡上郡町村会長美谷脇禎三）（平野三郎君紹介）（第八六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
現在岐阜乗合自動車株式会社経営の郡上郡内のバス運轉の状況は、地方民の期待に副わないことが多く、一般旅行者は大いに不便、支障を來たしている、ついては、岐阜縣郡上郡八幡町から武儀郡金山町に至るバス及び八幡町から奥明方村畑佐に至るバスを増発運轉し且つ現在の発着時間を郡上八幡駅列車発着時間と連絡するよう改正するとともに美濃白鳥駅より八幡町を経て美濃町駅に至る路線に前記会社経営のバスを運轉されたいというのである。
二、請願の議決理由
沿線住民の利便を図るため、ガソリン、諸資材等を勘案して、民間業者を育成強化するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決し

た。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

白城線貨物運賃据置の請願（請願者岐阜縣大野郡荘川村長下田正男外一名）（平野三郎君紹介）（第九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜縣大野郡荘川、白川両村は、交通に惠まれない山村であつて木材、薪の重要生産地であるが、これが唯一の輸送機関であつた庄川に発電工事が施行されることとなりそのため木材の流送が不能となつたので、これが解決策として省営自動車の運行を見るに至つた、しかるに昭和二十三年七月運賃が値上げされ業者は多大な打撃をうけたところ今回さらに運賃の値上を行おうとしていると聞く、ついては、村民の生活安定と山林資源の開発のため省営自動車白城線の貨物運賃を据置されたいというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車の貨物運賃引上げについては愼重に考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

相浦港修築の請願（請願者佐世保市長山田正輔外一名）（岡延右エ門君紹介）（第九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐世保市相浦港は、北松炭田の石炭積出港としてその重要性は増大しつつあるが、既設の日鉄鉱業所の積出施設は、貯炭場が狭あいで、四十銘柄に及ぶ各炭鉱の仕分ができず、且つ大型汽船の入着の困難など多くの欠陥がある、ついては、水深七・五米の岸壁及び埋立地の一部を利用して該港を石炭積出港として修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

相生港は、石炭積出の重要港であるから、資材、予算等を勘案して修築を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

相生、西大寺間鉄道敷設促進の請願（請願者岡山縣和氣郡片上町長林弘平外十八名）（若林義孝君紹介）（第一〇八号）及び同（請願者岡山縣和氣郡町村長会長徳長久間太外十八名）（大上司君紹介）（第一四三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

相生駅から岡山縣西大寺駅に通ずる國鉄赤穂線の敷設工事は、戰争のため中止されたが、同予定沿線は紡績大工場、印刷局工場等の重要施設があるとともに、文化史上見逃すことのできない古墳が残存して観光地区としても将來有望視されており、又片上、西大寺両港の修築完成の暁には該鉄道の利用價値ははなはだ大きなものとなる、ついては、速かに該工事を再開されたいというのである。

二、請願の議決理由

幹線輸送力の増強上及び地方産業の開発を図る等のため、諸情勢の好轉をまつて、資材、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

仙臺鉄道病院船岡分院の診療費に関する請願（請願者宮城縣柴田郡大河原町長代理助役吉田新三郎外五名）（庄司一郎君紹介）（第一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙臺鉄道病院船岡分院は、もと地方民の援助によつて海軍病院として建設され、終戰後関係町村に移譲されたが、その後仙臺鉄道局からの懇請により運輸省に移管され現在に及んでいるが、移譲の覚書の線に沿つて地元の國民健康保険の被保険者は低率の診療費と半額窓口徴収の特別取扱を受けている、しかるに今般運輸省の指示により診療報酬單價を十円に又全額窓口徴収に改められることになつた、これでは関係町村民の負担は実に多大なものとなる、ついては、該病院の特殊事情に鑑み、診療報酬單價を引下げて半額窓口徴収にされたいというのである。

二、請願の議決理由

該病院の特殊事情にかんがみ、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

塩竈港を第一種重要港湾に編入並びに修築に関する請願（請願者仙台商工会議所会頭吉田英一外七名）（庄司一郎君紹介）（第一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

塩竈港は、今や東北地方開発の門戸となり、その重要性を認識されて、一部の修築工事に着手されているが、昭和二十四年度においては予算の関係上既定計画通りその実施困難に立ち至つている、ついては、該港の重要な地位に鑑み第一種重要港湾に編入の上、港内のしゆんせつ、上屋倉庫の建設及び臨港道路の復旧工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

塩竈港の重要性にかんがみ、第一種重要港湾に編入の上、航路及泊地の浚渫等の工事を施行するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

津輕環状鉄道開通促進の請願（請願者青森市長横山實外六名）（小笠原八十美君紹介）（第一三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森市を起点として東津輕郡蟹田町に至る鉄道敷設工事は昭和十八年完成したが、翌十九年突然この施設を撤去され、二十一年に再度敷設の運びになつたが遅々として進まない、ついては、津輕半島の交通、物資輸送上多大な利便を與える該鉄道の軌道敷設工事を速かに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業開発等に資するため、諸情勢の好轉をまつて、資材、予算等を勘案して鉄道敷設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

霞ヶ浦線拂下反対の請願（請願者茨城縣稻敷郡江戸崎町二千六百五十六番地貝塚三郎外四名）（橋本登美三郎君外七名紹介）（第一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

霞ヶ浦線は、もと民間に営業許可があつたバス路線であつたが、地元民の熱望により省営バスの運行が開始されたのであるから、稻敷郡下唯一の運輸機関である該自

動車線を國営として存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の民間拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

常野線拂下反対の請願(請願者栃木縣那須郡烏山町吉田福一外三百八十五名)(山口好一君外一名紹介)(第一五八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回國営自動車常野線が拂下になるやに聞くが、該線は烏山町方面における唯一の交通機関で、しかも現在の運賃でも通学者にとつて相当な負担であるのに、今後通学生の運賃の値上は必定であり、又学生専用車の廃止により通学状況が極めて悪化する、ついては、該線の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の民間拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

羽幌港施設拡充の請願(請願者北海道苫前郡羽幌町長渡部賢次郎外一名)(河口陽一君紹介)(第一六五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡羽幌町は、天塩國の中央部に位し、海・陸物産の豊富な地を控え、これら農・林・水・鉱産資源の輸送上、該港の拡充は一日もゆるがせにすることができない、ついては、該港の積出港としての施設を速かに拡充されたいというのである。

二、請願の議決理由

羽幌港の海上輸送基地としての重要性に鑑み、資材、予算等を勘案して該港施設の拡充を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

斗米村に停車場設置の請願(請願者岩手縣二戸郡斗米村長米澤茂人外七十五名)(山本猛夫君紹介)(第一六六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線北福岡、金田一両駅間は、約八粁も隔つているため両駅間に介存する斗米、福岡、爾薩体三村の農・林産物の発送に多大の不利不便を來し、しかも北福岡、金田一両駅とも貨物取扱能力不足のため滞貨多く地元の産業発展を阻害している、ついては、物資輸送の円滑化を図るため、速かに斗米村に停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、資材、予算等を勘案して請願の地に停車場設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

寄筈村地内の釜石線に停車場設置の請願(請願者釜石市長澤田權左エ門外二名)(山本猛夫君紹介)(第一六七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手縣上閉伊郡寄筈村地内には私設軽便鉄道時代の停留所が二箇所残存しているが、政府は両停車場の中間に停車場を設置しようとしているが、地元民は現寄筈停留場附近に一駅の設置を要望しているから、これが実現をされたいというのである。

二、請願の議決理由

実状調査の上資材、予算等を勘案して停車場の設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

久慈、白山間及び久慈、玉の脇間國営自動車運輸開始の請願(請願者岩手縣九戸郡長内村長岩城惣一郎)(山本猛夫君紹介)(第一六八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手縣九戸郡久慈町から、同郡長内村白山に至る路線は、同町から岩泉町に通ずる唯一の重要路線で、人家多く各種公共施設もあつて交通が活潑である、又久慈町から玉の脇に至る路線の沿線は人口ちよう密でその上久慈港に運び出す生産物資量はおびただしい、ついては、速かに該両路線に國営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、民間業者を育成強化し、あるいは資材、予算等を勘案して國営自動車の運輸を開始する等輸送力の増強を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

武豊線電化の請願(請願者半田市長森信蔵外三名)(久野忠治君外一名紹介)(第一七一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

武豊線は、名古屋市と半田港を結ぶ重要な鉄道で、沿線地帯は商工業が盛んであり又風光明美なので観光客の往來がはげしい、しかるに現在該線の運行回数が少いため多大の不便を來している、ついては、濱松・米原間の電化と同時に該鉄道も電化されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の線区については、これが輸送力の増強上及びわが國石炭事情にかんがみ、電源、資材、予算等を勘案して、これが電化を考慮

するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

黒井駅構内に施設拡充の請願

(請願者兵庫縣氷上郡黒井町長大山常太郎外二千五十名)(佐々木盛雄君紹介)(第一七六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道網走本線日出駅は今回旅客駅としての取扱を開始することとなつたが、該駅附近は農・畜産並びに林・鉱産地帯であるが、その輸送については関係住民は自家輸送力で隣村の訓子府駅まで逆輸送するの不便を忍んでおり生産上大なる支障を來しているが、ついては、速かに本駅に貨物取扱を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

関係住民の利便を図る等のため、資材、予算等を勘案して、日出駅に貨物取扱開始を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

日出駅に貨物取扱開始の請願

(請願者北海道常呂郡訓子府村長谷木泰三郎)(松田鐵藏君紹介)(第一七四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道網走本線日出駅は今回旅客駅としての取扱を開始することとなつたが、該駅附近は農・畜産並びに林・鉱産地帯であるが、その輸送については関係住民は自家輸送力で隣村の訓子府駅まで逆輸送するの不便を忍んでおり生産上大なる支障を來しているが、ついては、速かに本駅に貨物取扱を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

関係住民の利便を図る等のため、資材、予算等を勘案して、日出駅に貨物取扱開始を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

福知山線黒井駅は、建設以來五十年を経ており、駅舎の老朽はなはだしくその上旅客、貨物の取扱量も逐年増加しているため、駅舎、待合室が狭小となり、事務運営上に支障を來し、乗降客は多大の不便と危険を感じつつある、ついては、速かに該駅の駅舎、待合室を拡充し、上屋、こ線橋を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、構内拡充を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

唐津、呼子間鉄道敷設又は國営自動車運輸開始の請願(請願者佐賀縣唐津市長濱水莊次郎外三名)(中村又一君外二名紹介)(第一九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀縣唐津市から東松浦郡湊村、打上村を経て呼子町に至る約二千粁の沿線地帯は、農、水産資源に富み、風光明美な地であるが、交通の便悪く、海岸交通機関としては僅かに私設のバスがあるばかりで、産業の振興上多大の支障を來しているが、ついては、速かに該区間に鉄道を敷設されるか又は省営自動車を運行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を図る等のため、諸情勢の好轉をまつて、資材、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設を考慮し、あるいは民間業者の育成強化又は國営自動車運輸開始によつて輸送力の増強を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

機帆船用玄海航路標識拡充の請願(請願者西日本石炭輸送株式会社取締役社長野村治一良外十五名)(北村徳太郎君紹介)(第一九五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが國の海上輸送機関として、機帆船は重要な役割をつとめているが、航路標識は元來汽船航路を目標として設置され、現在玄海における機帆船航路は汽船航路とほとんど別箇のものであり、機帆船航路には航路標識が皆無に近い実情にあるので、機帆船の夜間航行による海難事故が多く、石炭の輸送能率に多大な障害となつている、ついては、速かに航路標識を拡充されたいというのである。

二、請願の議決理由

機帆船航行の安全等を期するため、資材、予算等を勘案して、航路標識の拡充を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

朱鞠内、羽幌間並びに羽幌、遠別間鉄道敷設促進の請願(請願者北海道苫前郡羽幌町長渡部賢次郎)(玉置信一君外三名紹介)(第一九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩國羽幌町から天塩國名寄町に至る名羽線中、朱鞠内、羽幌間は未だ完成を見ていないが、同区間は豊富なる林・鉱産資源を有し、且つ日本海とオホーツク海を結ぶ重要路線であり、又苫前郡羽幌町築別から同郡初山別村を経て、天塩郡遠別村に至る路線は、北海道開発の一大使命を有する枢要縦貫線で、沿線には豊富なる鉱・林・水産資源を有し、前途は極めて有望である、ついては、前記両区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、資金並びに資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩内、黒松内間鉄道敷設の請願外一件(請願者北海道壽都郡壽都町長種谷徳太郎外五名)(小川原政信君紹介)(第一九八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩内郡岩内駅から壽都郡壽都町を経て同郡黒松内駅に至る地区は、本道水産の宝庫であり、農・林・鉱産物の産出また大であるため海陸資源は需要都市及び集散市場に移出できず、関係住民及び呉線の複線化並びに電化の請願(請願者呉市岩方通一丁目呉商工会議所内呉線山陽本線編入期成同盟会長渡邊伍外四名)(宮原幸三郎君外二名紹介)(第一九七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陽本線の支線である呉線沿線は、単に廣島縣の最重要地帯であるばかりでなく、呉港の発展、附近観光資源及び工業地帯の開発に寄與するところきわめて大であるにかんがみ、國家的見地から地方失業者救済の目的をも兼ねて、速かに本線の電化並びに複線化を要望するというのである。

二、請願の議決理由

呉線の複線化並びに電化については、諸情勢の好轉をまつて、資材、予算、電源等を勘案して考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において、採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

旅客の不便は大きい、ついては、地方産業開発のため速かに岩内・黒松内間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、資金、資材等を勘案し、諸情勢の好転をまつて、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊萬里港築設工事に関する請願（請願者佐賀縣西松浦郡町村長会長田中徳一外三名）（保利茂君紹介）（第二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀縣西松浦郡伊萬里港は昭和二十三年度六千余万円の工費をもつて着工されたが、該年度の計画工事だけでは充分なる効果を期待することができないから年次計画を立てて該港築設工事を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願港の築設工事については、予算、資材等を勘案して、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

只見線全通促進の請願（請願者新潟縣北魚沼郡小出町長伊倉貫一郎外十一名）（田中角榮君紹介）（第二二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

只見線は昭和十七年十一月に一部開通したが、大白川駅から福島縣南会津郡伊北村只見に至る区間が未完成のため沿線一帯の林・鉱資源並びに水力発電事業の開発に多大の支障を来たしている、ついては、該線の全通を推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

林・鉱資源並びに水力資源の開発を図る等のため、資金、資材等を勘案し、諸情勢の好転をまつて請願区間の鉄道敷設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

大巻村に簡易停車場設置の請願（請願者新潟縣南魚沼郡五十澤村長關秀政外二名）（田中角榮君紹介）（第二二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上越線六日町駅と五日町駅との間は、遠距離のため新潟縣南魚沼郡五十澤、城内及び大巻三村の物資の搬出並びに村民の不便は多大である、ついては、大巻村に簡易停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、資材、予算等を勘案して、停車場の設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

網走、北見間國営自動車運輸開始の請願（請願者北海道網走市嘉多山寛外十七名）（林好次君紹介）（第二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北見市及び網走市は、北海道における経済産業上の要地であるが、両市の提携、沿道の開発、観光客の誘致を図るため、網走市より網走湖の北辺に沿い、緋牛内を経て北見市に通ずる旧中央道路に國営バスを運行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を図る等のため、民間業者を育成強化し、あるいは資材、予算等を勘案して、國営自動車運輸を実施する等輸送力の増強を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

美幌、斜里間國営自動車運輸開始の請願（請願者北海道斜里郡小清水村長藤原教）（林好次君紹介）（第二四九号）及び同（請願者北海道網走市長吉田榮吉外六名）（林好次君紹介）（第六三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道美幌町及び斜里間の省営トラックの運行については本地方の開発に寄與するところきわめて大であるが、このトラック運行の利用を高め、且つ美幌、斜里間の最短交通路を確保して農村奥地の開発を期するため前記省営トラック路線を利用し、美幌町及び斜里町間に省営バスの運行を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、資材、予算等を勘案して、國営バスの運輸の実施を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

古樋、上札鶴間鉄道敷設促進の請願（請願者北海道斜里郡小清水村長藤原教）（林好次君紹介）（第二五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道斜里郡小清水村は、交通の便に恵まれず、住民の不便はもちろん、彭湃附近から産出する豊富な農・林・畜産物等の輸送に多大な支障を来たしている、ついては、釧網線古樋駅と上札鶴駅との間に縦貫國有鉄道の敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、資金、資材等を勘案し諸情勢の好転をまつて請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

大島燈台を國営に昇格の請願（請願者宮城縣本吉郡大島村長小松秀次郎外一名）（内海安吉君紹介）（第二九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城縣大島燈台は金華山沖の漁場を控かえ、氣仙沼港へ出入する船舶はますます増加しつつあるが、その規模が極めて小さく設備は不完全でしかも濃霧地帯であるため燈台としての機能をほとんど発揮できない状態である、ついては、該燈台を國営に昇格の上三連式せん光燈台に改め、受信機探知所を設置し、且つ電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を図る等のため、資材、予算等を勘案して、國営に昇格並びに施設の改良を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院に

おいて採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

油津港の修築及び重要港湾に編入促進の請願（請願者宮崎縣南那珂郡村議会議長会長石井彌平外十四名紹介）（第二〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎縣南那珂郡油津港は、昭和二十二年以來修築工事を施行中であるが、資材その他の関係で施工上不充分な処があり又これが完成の暁には、縣南地方の産業開発の拠点としてその重要性はいよいよ增大されるものと信ずるから、速かに該港の完全な修築と重要港湾に編入を要望するというのである。
二、請願の議決理由
油津港の重要性にかんがみ、資材、予算等を勘案して、該港の修築と、併せて重要港湾編入を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

油津港に臨港鉄道敷設促進の請願（請願者宮崎縣南那珂郡町村議会議長会長石井彌平外十四名）（第二〇三号）及び同（請願者宮崎縣油津町長隈本能被）（田中不破三君外五名紹介）（第二一一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎縣南那珂郡油津港は、目下修築工事実施中であるが、これが完成の暁には、該港は縣南における産業開発の拠点となるが、港湾の生命ともいう臨港鉄道の敷設がなければ、荷役作業を阻害することはもちろん産業上に影響するところが多い、ついては、速かに該港に臨港鉄道を敷設されたいというのである。
二、請願の議決理由
油津港の重要性にかんがみ、資材、予算等を勘案して、諸情勢の好転をまって、鉄道敷設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

京鶴線拂下反対の請願（請願者京都府北桑田郡知井村長高野甚三郎外六千二百五十名）（前田郁君紹介）（第三〇四号）、同外一件（請願者京都府北桑田郡鶴ヶ岡村長佐藤健太郎外三千八百五十五名）（前田郁君紹介）（第三二四号）、同（請願者京都府北桑田郡周山小学校山口道造外三百五十名）（岡田春夫君紹介）（第七九九号）及び同（請願者京都府北桑田郡全官公労組協議会代表井上經二外五百名）（河田賢治君紹介）（第九九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
最近政府は國営自動車京鶴線を拂下げると聞くが、京鶴線は京都府の林業の宝庫である北桑田郡を縦貫し、通勤、通学に乘客の利用に多く、産業、経済、文化に寄与するところ大である、また本線を拂下げるときは運賃の高騰を來し、運行の円滑を欠き、関係町村民の不利不便は大きい、ついては、京鶴線の拂下に反対するというのである。
二、請願の議決理由
國営自動車路線の民間拂下げについては、政治、経済状勢とも睨み合せて輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

高岡市の海難救助船建造費國庫補助の請願（請願者高岡市長南愼一郎）（内藤友明君紹介）（第三一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
富山縣高岡市新湊は船舶の出入が多い反面、地理的悪條件と特異の気象事情のため水難事故が增加の傾向にあるので、さきに帝國水難救済会では救助船を該港に常備していたが、多年の使用により腐朽したので廃船とし、以來救助船の設備を欠くに至つたが、市財政上その新造船計画は実行困難であるから、海難の防除と漁業者の增産意欲高揚のため建造費に対し國庫補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
請願の趣旨については考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

本厚木駅を厚木駅に改称の請願（請願者神奈川縣愛甲郡厚木町二千六百三十九番地難波餘三外二十名）（岩本信行君紹介）（第三二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
小田急本厚木駅は現在神奈川縣厚木町にありながら、この駅名は適切でなく、そのため厚木町を訪れる旅客は海老名町所在の厚木駅で下車して二粁の道を引き返す不利不便を忍んでいるから、本厚木駅を厚木駅に改称するよう措置されたいというのである。
二、請願の議決理由
請願の駅名改称については地方事情に即して考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

西海線全通の請願（請願者宮崎縣南那珂郡町村議会議長石井彌平外十四名）（田中不破三君外五名紹介）（第二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎縣南那珂郡は無尽蔵の木材と豊富な水産物に富むが、これが集散港である油津港と宮崎市との間に民営自動車の運行があるばかりで、縣下の産業の発展に多大の支障を來している、ついては、内海線の全通を、促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、資金、資材等を勘案し、諸情勢の好転をまつて請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

福岡、戸田間國営自動車運輸開始促進の請願（請願者岩手縣二戸郡福岡町長小保内樽之介外九十五名）（山本猛夫君紹介）（第三二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手縣九戸郡伊保内、江刺家、戸田の三箇村の豊かな資源は、二戸郡福岡町の利用によつて始めてその価値を生じ、福岡町の産業も興隆するという共栄の関係にあるが、この間に輸送機関がなく、現在民間所有車によつて僅かに輸送をしている状態で、生産に順応することができず、物資の損傷は相当量に上つている、ついては、速かに福岡、戸田間に國営自動車の

運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発を図る等のため、民間業者を育成強化し、あるいは資材、予算等を勘案して、國営自動車運輸を実施する等輸送力の増強を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

霞ケ浦線拂下反対の請願（請願者茨城縣稻敷郡町村会長貝塚三郎）（小野瀬忠兵衛君紹介）（第三三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

霞ケ浦線は、土浦市から江戸崎町を経て佐原町に至る茨城縣と千葉縣を連絡する唯一の路線で、交通、運輸上両縣民に多大の利便を與えているが、若しこれが民営に移管されれば、その機能はいちじるしく低下し、地方産業に及ぼす影響は大きい、ついては、該國営自動車の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の民間拂下げについては、政治、経済状勢とも脫み合せて、輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

宇都宮、常陸太子間國営自動車拂下反対の請願外一件（請願者栃木縣芳賀郡茂木町長羽石卷外十六名）（佐藤親弘君紹介）（第三三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國営自動車の経営は、採算がとれず、それによつて生ずる赤字の國民負担の不合理等の理由によつて、國営自動車を廃止するとのことであるが、從來の経営の欠陷を是正し合理化すれば独立採算制は可能であり、又これを民間業者に拂い下げれば運賃の値上げは必至でありしかも民間業者は経営が不利の場合は路線を廃止する虞れがあるから宇都宮、常陸太子間の國営自動車の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の民間拂下げについては、政治、経済状勢とも脫み合せて、輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

臺ケ鼻に國営燈台設置の請願（請願者新潟縣佐渡郡二見村長岩崎小市郎外四十六名）（渡邊良夫君紹介）（第三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟縣佐渡郡二見港と相川港との間は、重要物資の輸送航路として船舶の航行が繁しいが、臺ケ鼻沖合双股岩附近は「エグリ」その他の岩礁点在しているため船舶の危険海域となつており、特に濃霧、吹雪、豪雨等の場合は対岸澤崎の燈台も望めず遭難する船舶が多い、ついては、臺ケ鼻に國営燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を確保する等のため、請願の地に燈台設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

二見港を重要港湾に編入並びに修築の請願（請願者新潟縣佐渡郡二見村長岩崎小市郎）（渡邊良夫君紹介）（第三四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟縣佐渡郡二見港は天惠の良港であり給水地としても絶好の立地條件を有しており、逐年取扱貨物が増加しているが施設に欠くところがあるのでその機能を充分に発揮することができない、ついては、該港を重要港湾に編入されるとともに防波堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の港を指定港湾に編入するとともに、資材、予算等を勘案して防波堤の築修を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

荒海、瀧の原間鉄道敷設促進の請願（請願者福島縣南会津郡荒海村長室井勇外三名）（菅家喜六君紹介）（第三六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島縣南會津郡は森林及び地下資源豊富で、これが開発のため會津田島から滝の原を経て栃木縣今市に至る鉄道の敷設を計画し、昭和二十二年十二月に會津田島駅と荒海駅間は開通されたが、瀧の原まで路盤工事を完成したままで戰争のため中止となつた、該路線の沿線地帶はうつそうとした大森林と有望な鉱脈を有するので、資源開発のため速かに荒海、瀧の原間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

林産並びに地下資源の開発を図る等ため、資金、資材等を勘案して、諸情勢の好轉を俟つて、請願区間の鉄道敷設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

人吉、渡両駅間に停車場設置の請願（請願者人吉市長小出政善）（福永一臣君外一名紹介）（第三六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本縣人吉市は昭和十七年一町三村が合併して市制施行され、東西五里余、南北五里余の廣大な地域にわたり又農林産物の集散地であるが、該市西方中原地区に停車場なく、地元民は人吉駅又は渡駅を利用していで通勤、通学及び物資輸送に多大の不利不便を忍んでいる、ついては、肥薩線人吉、渡両駅間六・五粁の中間に停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、資材・予算等を勘案して、請願の地に停車場の設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

長崎より茂木を経て喜々津に至る間に鉄道敷設の請願（請願者熊本縣天草地方事務所長小山七郎外三十五名）（岡西明貞君紹介）（第三八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

運輸省は長崎から、茂木、日見、矢上を経由して喜々津に至る新路線を計画しているが、該計画線は長崎市を中心とする南方貿易、観光事業及び附近町村の交

通、産業開発上、緊急に実現されたいが、特に茂木港は長崎港の外港として対岸の熊本縣天草郡とは諸物資の交易上重要地点であるばかりでなく、全九州地方及び本州との交通、交易上、又九州地方における國際観光ルートの一環としても、極めて重要なる地点であるから、本計画実施に当つては茂木町を経由するようされたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の発展並びに観光客の利便を図る等のため、資金、資材及び地形等を勘案し、諸情勢の好転を俟つて、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

旭川、幌加内間並びに和寒、上士別間國営自動車運輸開始の請願（請願者北海道上川郡和寒村長南雲源一郎）（松本六太郎君外一名紹介）（第三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旭川市から上川郡和寒村を経て雨龍郡幌加内村に通ずる路線並びに和寒村から剣淵村を経て、上士別村に通ずる路線は、開拓民の入植による人口の激増、並びに農・林産物、燐鉱石等の輸送により、開拓路線として重要性を加えつつある、ついては、該両路線に國営バス及びトラックを運行されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発を図る等のため、民間業者を育成強化し、あるいは資料、予算等を勘案して國営自動車運輸を実施する等、輸送力の増強をはかるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

城端、北濃間鉄道敷設の請願（請願者岐阜縣郡上郡白鳥村長谷脇禎三外二十一名）（平野三郎君紹介）（第三八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山縣城端より岐阜縣大野郡白川村、荘川村及び郡上郡高鷲村を経て北濃駅に至る路線は、中部日本を南北に縦貫する重要路線で、この沿線地帯には、無尽蔵の森林資源があり又白山登山口、白水の大瀑布、平瀬温泉、大日スキー場等の名勝遊覧地が多く、さらに長良川を利用する発電所の建設も計画されているが、交通が不便なので、未開発のまま放置されている、ついては、交通の円滑と資源の開発と、発電施設の速成を期するため、城端、北濃間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の円滑化並びに地方資源の開発を図る等のため、資金、資材等を勘案し、諸情勢の好転をまつて、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

仙石線の複線化並びに石巻、女川鉄道電化の請願（請願者仙臺市長岡崎榮松）（大石武一君外二名紹介）（第三八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙臺市の発展と石巻市及び隣接町村の膨脹によつて、仙石線沿線地方の産業、経済、文化及び交通が緊密化して、輸送力の増強を必要とするようになり又石巻市を中心とする牡鹿、桃生両郡の水産業の急激な進展によつて、現在の鉄道ではなはだしく不利不便となつた、ついては、仙臺、石巻間を複線にし、且つ石巻、女川間を電化して、仙臺市と女川町を直結されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強をはかる等のため、請願区間の複線化並びに電化については、諸情勢の好転をまつて資材、予算、電源等を勘案して、これが実施を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

上濱村に停車場設置の請願（請願者秋田縣由利郡上濱村長管原眞吉外一名）（村上清治君紹介）（第三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田縣由利郡上濱村は羽越線小砂川、象潟両駅間約八粁の中間に位し、交通、輸送機関としては僅かに馬車、省営トラックがあるばかりで、豊富な農・林・鉱・水産物の増産並びに輸送を著るしく阻まれ、又観光客の不便も少くなく、地元民は通勤、通学上多大の不便を感じつつあつて、冬季はしばしば連絡不能に陥ち入る状態である、ついては、速かに該村に停車場を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、資材、予算等を勘案して、請願の地に停車場設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

南豫線拂下反対の請願外二件（請願者愛媛縣東宇和郡土居村長二宮丘一外七百五十名）（高橋英吉君外八名紹介）（第三九一号）同（請願者愛媛縣北宇和郡日吉村長二宮義泰外七百八十名）（高橋英吉君外二名紹介）（第八五一号）及び同（請願者愛媛縣上浮穴郡小田町村長篠崎長之進外十九名）（關谷勝利君紹介）（第九二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛縣東宇和郡伊豫大洲、出目間の國営バス南豫線は開設以来順調な発展をとげ、該地方唯一の交通運輸機関として欠くことのできない重要路線であるが、今回政府はこれを拂い下げるやに聞くが、該路線は沿線関係民多年の要望により漸く実現されたもので、その事情に鑑みても該線路の拂下げは誠に遺憾で、これに反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の民間拂下げについては、政治、経済状勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

稻荷山、姥捨両駅間に停車場設置の請願（請願者長野縣更級郡桑原村長柳澤時治郎）（倉石忠雄君紹介）（第三九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

篠ノ井線稲荷山、姥捨両駅間に停車場を設置する請願は、既に國会で四回も採択されたが未だ実現をみない、政府は目下該線電化の計画中の由であるが、これが実現されれば煤煙事故の解消、けん引力の増大をもたらし又前記両駅間に新駅が設置されれば両駅間の交換時

間の短縮となるから速かにその実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利益を図る等のため、資材、予算等を勘案して停車場設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

石廊岬に國際ホテル建設の請願（請願者靜岡縣加茂郡下田町靜岡縣議会議員長友喜作外四名）（畠山鶴吉君紹介）（第四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊豆半島南端にある石廊岬は風光明美な景勝地で、東京から四、五時間で到着する外國人に最も親まれている観光地である、ついては、石廊岬に國際ホテルを建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

外客誘致を図る等のため、請願の地に國際ホテルの建設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

若江線拂下反対の請願（請願者福井縣遠敷郡若狭地方町村長田中信藏外五千名）（福田一君紹介）（第四四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國営自動車路線の民間拂下げについては、政治、経済状勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

一戸より鳥海、淨法寺を経て好摩に至る間に鉄道敷設の請願（請願者岩手縣二戸郡一戸町長野里秀夫外二名）（野原正勝君紹介）（第四四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線中難所とされている岩手縣岩手郡奥中山駅附近の急こう配を避けるため、好摩駅から七時雨山麓、淨法寺町を経由して北福岡駅を結ぶ鉄道の敷設が計画されていると聞くが、これには相当の難工事の箇所があるに反し、一戸町から鳥海村、淨法寺町、七時雨山麓を経由して好摩駅に至る鉄道路線の新設は極めて容易であり、敷設後の災害等は全く認められないし、しかも一戸町は交通上極めて枢要の地である、ついては、一戸町から淨法寺町を経て好摩駅に至る区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

東北本線奥中山駅附近の急勾配を避けるため、請願区間について実状を調査するとともに、予算並びに資材等を勘案し、諸情勢の好転をまつて、鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

諏訪線拂下反対の請願（請願者長野縣諏訪市長國営自動車諏訪線存置期成同盟会長塚原葦穂外十名）（今村忠助君紹介）（第四六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野縣小縣郡下の三十三箇町村並びに上田市方面と諏訪郡市、岡谷市塩尻方面を結ぶ國営自動車諏訪線は、本縣の観光、交通、文化、産業上欠くことのできない重要路線であるが、これが民間に拂下は種種の弊害を生ずる虞があるから、該線の民営移管に絶対反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の民間拂下げについては、政治、経済状勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

旧産業セメント鉄道拂下促進の請願（請願者産業セメント鉄道株式会社取締役社長麻生太賀吉外五名）（平井義一君紹介）（第四八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡縣起行、赤坂を結ぶ後藤寺線、金田、宮床を結ぶ糸田線及び赤坂、赤坂炭坑を結ぶ旧産業セメント鉄道赤坂線は戰時中政府に買収されたが、終戰後の今日は最早その必要がないから、該線の從來の使命であるセメント工業上又地方産業交通上、該鉄道を拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の路線は、既に数年にわたり國有鉄道の一環として、一体的運営の実を挙げ、よく輸送の重要使命を果しつつあるが、これが拂下については、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力確保並びに増強等の見地から、國有鉄道全体と併せ考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

斜里、根室標津間鉄道敷設促進の請願（請願者北海道斜里郡斜里町長米澤鶴松外一名）（松田鐵藏君紹介）（第四八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道釧網線斜里駅から標津線根室標津駅を結ぶ区間中、斜里駅から越川までは軌道が敷設されたが、その他の区間は工事中止の状態であるが、該線の開通は單に交通上の利便ばかりでなく沿線を中心とする未利用可耕地と林産資源の開発に重要使命を担うものである、ついては、速かに工事完成部分の運行を開始するとともに根北線の全通を要望するというのである。

二、請願の議決理由

林産資源の開発を図る等のため、諸情勢の好転をまつて、資材、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

長崎始発東京行準急列車を急行列車に切替の請願（請願者長崎縣議会議長岡本直行）（坪内八郎君外八名紹介）（第四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが國西南の玄関口である長崎

港は、外國船舶誘致の見地から又漁業の基地並びに九州観光路の中心としての有望な將來性から新國鉄ダイヤ施行の際は現在運行中の長崎・東京間準急列車を急行列車に切り替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図る等のため、急行列車に切替を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

平津戸、茂市間鉄道復旧促進に関する請願(請願者岩手縣水害復興会議長佐藤公一)(山本猛夫君外六名紹介)(第五一六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山田線平津戸、茂市両駅間に位する門馬、川井村は昭和二十三年の水害により運輸機関を奪われ、村民唯一の生活資材である木材、木炭等の搬出が困難となり、ために民村は生活に困窮している、ついては、速かに前記両駅間の鉄道を復旧するとともに該線開通に至る期間は臨時にガソリン車を運行されたいというのである。

二、請願の議決理由

沿線住民の利便を図る等のため、請願区間の鉄道の復旧促進を図るとともに、ガソリンカーの運行を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

東京都有天田郡荒原村長樋口一郎外三十五名)(前尾繁三郎君紹介)(第五一七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡園部町から荒原村を経て福知山市に至る國営自動車園福線は拂い下げられると聞くが、該線は該地方唯一の交通運輸機関として多大の利便をもたらしていたが、これを民営とすれば資金、資材、人的方面から見てその機能をいちじるしく喪失するものと考えられる、ついては園福線の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の民間拂下げについては、政治、経済状勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

小長井村大字長里に停車場設置の請願(請願者長崎縣北高來郡小長井村村長古賀德郎外二千三百十名)(坪内八郎君紹介)(第五三一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎縣北高來郡小長井村は東西十四粁にわたる地形をしているが、その西部地区を占める長里は面積、人口及び戸数ともに該村を伴ばを占め、農産物が豊富で、背後に廣大な山林と開拓地を有するが小長井、陽江両駅の中間にあつて両駅までそれぞれ約四粁の嶮路はこう配甚だしいため特産帆崎石及び肥料の搬出に多大の障害となつている、ついては、小長井村長里に停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、資材、予算等を勘案して停車場設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

千年村を機帆船補油地に指定の請願(請願者神戸市葺合区雲井町二ノ七ノ二西日本船主会備南地区機帆船会長神原秀雄)(田中堯平君外一名紹介)(第五九一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣沼隈郡千年村外二箇村に船籍を持つ石炭輸送機帆船に対しては、戰時中から石炭積地で全量補油制が実施されているため機帆船運航業者は多大の不利を忍んでいる、ついては、補油地として絶対の立地條件を具える千年村を機帆船補油地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、輸送力事情並びに燃料油需給状況とも睨み合せて考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

奥能登線拂下反対の請願(請願者石川縣鳳至郡鵜川町長五十嵐吉郎外十八名)(南好雄君紹介)(第六〇六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國営自動車奥能登線は、奥能登地方唯一の交通機関で、國有鉄道の代行機関としてその使命を果しつつあつて、能登開発がようやく軌道に乗ろうとしている時、その最大要素である交通機関が公共性を失つて私業化することは、開発事業に重大な支障を來たすことになるから、該自動車線の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の民間拂下げについては、政府、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

彌彦線拂下の請願(請願者新潟交通株式会社社長中野四郎太)(田中角榮君紹介)(第六〇八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信越線及び越後線を横断してそれぞれ東三條、西吉田で交さする彌彦線は燕駅において新潟交通会社社線と連絡しているが、該社はかねて彌彦線東三條まで乗入運轉を申請中であるが、該全線の拂下が実現されれば、電化による石炭の節約、運轉回数の増加、連絡の直通化、輸送力轉用による省線の強化等の利便をもたらすこと明かである。ついては、該線を拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて輸送力確保、増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

大野線拂下反対の請願(請願者福井縣大野郡下穴馬村長谷口市松外三百六十七名)(坪川信三君外三名紹介)(第六三〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國営自動車大野線は、沿線地域の天然資源の開発に貢献するところ大きく、越美南線の代行機関としてその使命は重大であるが、該線が民間に拂い下げられるとす

れば、地方産業に及ぼす影響が大きいばかりでなく、関係地方民の不利不便を招くことになるから、該線の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

天龍線拂下反対の請願（請願者靜岡縣周智郡森町長鈴木直人外千八百五十名）（足立篤郎君紹介）（第六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

靜岡縣周智郡國営自動車天龍線は、昭和二十一年開通以来、沿線地区の林産物の輸送に多大の貢献をしてきたが、これを拂い下げられれば、運行回数は減少し、民間企業は資材の入手難から経営困難に陥り、地方民が受ける不利不便ははなはだしいから、該線の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

光線拂下反対の請願（請願者山口縣光市長山本雷造外一名）（高橋定一君紹介）（第六三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口縣光駅から室積町に至る國営自動車光線は、光市の唯一の交通機関で、通勤上にも観光上にも同市と不可分の関係にあり、従来から省営即市営の実態を有していたが、市財政の窮乏から市営に移すことも困難であるが、該線が民間に拂い下げられれば、採算上から運行回数の減少、鉄道連絡の不備、定期券割引率の低下等の不利不便を伴うこと明かであるから、該線の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

買収鉄道拂下に関する請願（請願者東京都港区芝白金台町一丁目五十九番地被買収鉄道還元期成同盟会長山田胖外八名）（岡村利右衛門君紹介）（第六三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰時緊急措置として強制買収された元私有鉄道の拂下は沿線利用者の利便増進と沿線開発促進のため、速かに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の路線は、買収後既に数年にわたつて、國有鉄道の一環として運営せられ、よく輸送の重要使命を果しておるのであるから、これが拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて輸送力確保増強等の見地から、國有鉄道網全体としてこれを考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊東線の直通列車増発並びに電車化に関する請願（請願者伊東市役所内海老名敏郎）（畠山鶴吉君紹介）（第六四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊東線の利用者が激増しつつあつて、近く該線が電車化されると聞くが、現在二本の伊東行直通列車を最少限二倍に増発し、電車化の実現に当つては、本線接続電車は最低六輛連結し、且つ該線の國際観光上の重要性に基き、新鋭優秀車を配置されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図る等のため、車輛、資材、予算等を勘案して、直通列車の増発をはかるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

吾妻線拂下反対の請願（請願者長野縣小縣郡長村眞田内山博外七千七百八十二名）（井出一太郎君紹介）（第六九二号）、同（請願者群馬縣吾妻郡嬬戀村長山崎勝藏外一名）（塚田十一郎君紹介）（第七八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國営自動車吾妻線を民間に拂い下げられる由であるが、本線は上信國境唯一の路線で且つ名勝菅平を有する観光路であり、農林産物の搬出も多大であるから、該線の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、現下の政治、経済情勢とも睨み合せて輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

宮下、只見間國営自動車拂下反対の請願（請願者福島縣河沿郡柳津町伊藤留次郎外七百三十六名）（大和田義榮君外三名紹介）（第六九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島縣大沼郡宮下村から南会津郡伊北村只見に至る区間は、電源である只見川に沿い、重要資源に恵まれ、人口も多く、奥會津地方の開発のためにも國営自動車に依存するところは大きい、ついては、本区間の國営自動車の民間拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

川口より江刈、小川を経て小本に至る間に鉄道敷設の請願（請願者岩手縣岩手郡葛巻町長三浦藤兵衛外六名）（山本猛夫君紹介）（第六九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手縣岩手郡川口村から江刈村、小川村及び岩泉町を経て小本村に至る間は、全國有数の木炭生産地であり、殊に小川村の石炭並びに耐火粘土は質量ともに本邦第一であるが、運送難のためこれら豊富な資源は未開発のまま放置されている、ついては、これら埋藏資源開発のため、前記区間に鉄

道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発を図る等のため、諸情勢の好轉をまつて、資材、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

諏訪線を軽井澤まで延長の請願(請願者長野縣北佐久郡本牧村長大草又藏外七十五名(黒澤富次郎君外一名紹介)(第七〇〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野縣諏訪線の長久保新町を起点として軽井澤に至る國道は、旧中仙道で現在私営バスだけが通つているが、その沿線からは豊富な農・林・鉱資源を産出し、又軽井澤は世界的観光地であるから、物資の集散旅客の輸送には交通機関の完備が緊要である、このため地元民も諏訪線の軽井澤までの延長を要望している、ついては、速かに諏訪線を長久保新町から軽井澤まで、又は丸子駅から信越線御代田を経て軽井澤まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、資材、予算等を勘案して、請願区間の國営自動車運轉の延長を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

御浜離宮に國際ホテル建設の請願(請願者東京都太田区堤方町六百五十番地畠山鶴吉外三名)(大野伴睦君紹介)(第七〇六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在東京都内に國際観光ホテルは皆無の状態で平和國家建設上にあるわが國として外國人向の観光ホテルの建設は急務である、ついては、観光客誘致と貿易振興を図るため旧浜離宮内に半官半民の國際ホテルを建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

観光旅客の利便を図る等のため、資材、資金等を勘案して、請願の地点にホテル建設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩村田自動車区存置の請願(請願者長野縣北佐久郡町村会長阿部良太郎外十名)(黒澤富次郎君外一名紹介)(第七三一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野縣の國営岩村田自動車区は、昭和二十年設置以來南北両佐久郡の林産物その他の輸送に多大な実績を挙げ、又利用者は郡下五十箇町村外小縣郡にも及んでおるが、これを民間に拂い下げれば、営利本位に陥り、地方民の不利不便ははなはだしくなること必定である、ついては、該自動車区を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の民間拂下げについては、政治、経済情勢とも脫み合せて、輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

運輸省の枕木購入方法に関する請願(請願者札幌市北四條西四丁目一番地漆崎福藏外四名)(林好次君紹介)(第七三二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道における枕木生産業者は政府の生産計画に基き割当量を確保してきたが、政府は二十四年度から枕木購入方法を変更する由であるが、これは從來の計画生産と著しい矛盾を生ずるので、左記の措置を講ぜられたいというのである、(一)札幌鉄道局管内の貯藏品を他管内に移動し、九十六万本の該地在荷を最大限に購入すること、(二)前記の措置によりなお余剰を生じた時は、全國業者が同等に競爭できるような方途を取ること、(三)北海道枕木林産組合は引渡し済みの二十五万本を引当に短期借入れをして、生産者に支拂済みであるから、政府は支拂を促進すること。

二、請願の議決理由

鉄道枕木の購入については、その生産数量、使用数量等を勘案して、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

秋吉線拂下反対の請願(請願者山口縣美禰郡町村長会長河本繁信外百名)(吉武惠市君紹介)(第七三四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口線と美禰線を直結する國営自動車秋吉線は、國営鉄道と分離できない最短路線で、関係地方民の文化、産業、生活の培養線であるから、これを拂い下げられれば、通勤通学上にも又生活必需物資輸送の上にも住民のこうむる不利不便は絶大なものとなる、ついては、公共的交通機関としての該自動車の使命を考慮されて、國営として存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも脫み合せて、輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

五日市線拂下げに関する請願(請願者東京都西多摩郡五日市町百四十番地笹川幹外千名)(福田篤泰君外一名紹介)(第七三六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

五日市線は戰時中に買收され、その後一部路線が撤去され、又運轉回数はいちじるしく削減されたため戰後の復興は遅々として進まず、地方産業の復興上多大の障害となつている、ついては、該線を拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の路線は、買收後数年にわたつて、國有鉄道の一環として運営せられ、よく輸送の重要使命を果しておるのであるから、これが拂下げについては終戰後の政治、経済情勢とも脫み合せて輸送力確保増強等の見地からこれを考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

大黒島燈台に霧笛信号設置の請願(請願者北海道厚岸郡厚岸町長土岐紀文)(伊藤郷一君紹介)(第八〇六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道厚岸郡厚岸港は本道屈指の天惠的良港であり、該港を基地とする沖合漁業の振興が目覚しいが、夜間漁業の隆盛に伴い夜間の航行がきわめてひん繁であるから該港口をやくする尻羽岬東端の暗しょうに衝突遭難することが多い、ついては、船舶航行の安全を図るため、大黒島燈台に霧笛信号を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
船舶航行の安全を図る等のため、資材、予算等を勘案して霧笛信号の設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

相生、西大寺両駅間に鉄道敷設促進の請願（請願者岡山縣和氣郡町村長会長久間太外十八名）（大上司君紹介）（第八一三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫縣相生駅から岡山縣西大寺駅に至る赤穂線は地元民多年の熱望により着工し、戰争のため工事は休止中断され今日に至つているが、該線は全線にわたり既に難工事は完了しており、又沿線一帯は國内復興並びに海外貿易資材生産の大工業が密集し、幾多の名勝旧蹟にも惠まれているので、該線の産業経済、文化、観光上の役割は至大であり、且つ片上港及び西大寺港のしゅんせつ工事完成と相まつて、利用度の拡大することは明かである。ついては、速かに該線工事を再開されたいというのである。
二、請願の議決理由
幹線輸送力の増強上及び地方産業の開発を図る等のため、諸情勢の好轉をまつて、資材、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

機帆船海運政策に関する請願（請願者日本近海汽船協会長野村治一良）（岡村利右衞門君外一名紹介）（第八四三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
予算的措置があり、課税されない國有鉄道並びに船舶運営会運賃と自主採算制による機帆船運賃との競争は不公平であるから、前記運賃を独立採算制に切換え、これによつて、平等な立場で公正な競争ができるようにするとともに重要物資輸送に必要な機帆船用燃料として重油月間六千百キロリットル及びマシン油三百七十キロリットルを業者に割当てられたいというのである。
二、請願の議決理由
機帆船の運賃については、鉄道運賃等をも脫み合せて、これを考究し、又燃料油等の割合についても考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

米良線拂下反対の請願（請願者宮崎縣兒場郡西米良村長佐藤東外二十一名）（川野芳滿君外四名紹介）（第八四五号）及び同（請願者熊本縣球磨郡湯前町長永豊永鶴一外三百八十五名）（佐藤重遠君外六名紹介）（第一三二〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
米良線は南九州の開発に資するところ多大であり、今後ますますその施設の完備を図らねばならない重要路線であるにかかわらず、今回該路線を拂い下げるやに聞くが、それは誠に遺憾である、ついては、米良線の拂下に反対するというのである。
二、請願の議決理由
國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも脫み合せて輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

根室本線狩勝峠勾配切下に関する請願（請願者北海道十勝國上川郡新得町助役本間庄吉外六名）（林好次君紹介）（第八七四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道綜合開発上輸送のあい路となつている根室本線の狩勝峠は、上川郡新得町の西北方に位し、標高七百米の壁が、北海道を東西に二分し、千分の二十五の急こう配が道東地区の産業の興隆を妨げていることはこの上もない、ついては、該峠のこう配切下を実施され鉄道輸送の改善に資せられたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力増強を図る等のため、予算、資材等を勘案して勾配切下げ工事実施を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

奥三河開発のため鉄道敷設に関する請願（請願者愛知縣東加茂郡足助町長鈴木茂外六名）（三宅則義君紹介）（第八七九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛知縣東加茂郡はその面積の八割余が山林であつて、豊富な林産資源を有しているが、奥地道路網の不備に加え、鉄道の設備がないため山林資源の搬出はいちじるしく不利不便であり、且つ滯貨もはなはだしい、ついては、奥地道路網の完備を図るとともに名古屋鉄道岡崎線を足助町まで延長し、森林資源の開発に資せられたいというのである。
二、請願の議決理由
山林資源の開発を図る等のため、資金、資材等を勘案して請願区間の鉄道延長を考究せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

三陸沿岸縦貫鉄道敷設の請願（請願者三陸鉄道期成同盟会長木田豊吉外百六十名）（高橋清治郎君外三名紹介）（第八八五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
三陸沿岸縦貫鉄道は大船渡線氣仙沼駅から本吉郡及び桃生郡を縦貫して女川線石巻駅に連絡する路線であつて、沿線地方にはわが國屈指の漁場を控え、地下、林産資源また豊富であり、まさに東北の宝庫と称される地域であるが、交通不便のためこれら資源を開発することができないので、昭和十一年鉄道敷設に着工されたが戰争のため中止され現在に至つている、ついては、眼る資源開発のため、該鉄道の全通を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方資源の開発を図るため、資金並びに資材等を勘案し、諸情勢の好轉を俟つて請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請

願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長・稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

大糸線全通促進の請願（請願者新潟縣西頸城郡糸魚川町振興委員会長増田秀雄外二十九名）（塚田十一郎君紹介）（第八八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中央線松本市と北陸線糸魚川町とを結ぶ重要幹線、大糸線は、昭和四年起工され、長野縣側は中土、新潟縣側は平岩まで建設を終了したが、戰争のため中止され、現在中土並びに小瀧までそれぞれ運轉されているが、未開通区間十六粁余が路床工事を終り軌條敷設を待つばかりになつている現状であるから、速かに大糸線の全通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに地方交通の利便を図るため、資金並びに資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

北海道の國営自動車拂下反対の請願（請願者北海道厚岸郡厚岸町議会議長西村退藏外一名）（伊藤郷一君紹介）（第八八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北道海の國営自動車を拂い下げるとのことであるが、これが実施されるにおいては本道産業の振興に一大影響を及ぼすから、これが拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

三陸沿岸縦貫鉄道敷設促進の請願（請願者宮城縣登米郡豊里村長佐藤省三外十五名）（角田幸吉君外二名紹介）（第八九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸沿岸縦貫鉄道は大船渡線氣仙沼駅から本吉郡及び桃生郡を縦貫して女川線石巻駅に連絡する路線であつて、沿線地方にはわが國屈指の漁場を控え、地下、林産資源また豊富であり、まさに東北の宝庫と称される地域であるが、交通不便のためこれら資源を開発することができないので、昭和十一年鉄道敷設に着工されたが戰争のため中止され現在に至つている、ついては、眠る資源開発のため、該鉄道の全通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、資金並びに資材等を勘案し、諸情勢の好轉を俟つて請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

芦邊浦字瀧の上に燈台設置の請願（請願者長崎縣壹岐郡田河町議会議長京崎美太郎）（西村久之君紹介）（第八九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎縣壹岐郡田河町芦邊港は、玄海洋の漁業基地であるため漁船の出入ひん繁を極めているが、該港口附近は暗しよう多くしばしば遭難する現状である、ついては、芦邊浦字瀧の上に燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を図る等のため、予算、資材等を勘案して、燈台設置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

鶴岡、大泉村間國営トラック拂下反対並びにバス運輸開始の請願（請願者山形縣東田川郡大泉村長小野寺鶴吉外十名）（志田義信君紹介）（第九三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鶴岡市から東田川郡齊村等を経て大泉村に至る國営トラック線は、関係地方の鉱林産物等の輸送に多大の貢献をしてきたが、今回これを拂下げると聞くが、民間のトラックでは運送の万全を期することができないばかりでなく、地元民はさらに國営バスの運行を要望しているのであるから、前記区間の國営トラックを存続するとともになおバスの運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、又地方交通の利便を図るため、國営バスの運輸を開始する等輸送力の増強を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

秋吉線拂下反対の請願（請願者山口縣美禰郡町村長会長河本繁信外百十四名）（今澄勇君外二名紹介）（第九七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口線と美禰線を直結する國営自動車秋吉線は、國営鉄道と分離できない最短路線で、関係地方民の文化、産業、生活の培養線であるから、これを拂い下げられれば、通勤通学上にも又生活必需物資輸送の上にも住民のこうむる不利不便は絶大なものとなる、ついては、公共的交通機関としての該自動車の使命を考慮されて、國営として存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

小樽より俱知安を経て豊浦に至る間に鉄道敷設の請願（請願者小樽市長齋原英太郎外四名）（苫米地英俊君紹介）（第九七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

函館本線小樽市より余市郡赤井村、虻田郡俱知安町及び眞狩村を経て室蘭本線豊浦町に至る路線は、農、林、鉱資源に惠まれ、道南観光地帯を通過している。ついては、北海道の開発並びに函館本線の輸送力緩和のため、速かに該路線に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、資金並びに資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

新内、二股間鉄道敷設の請願（請願者北海道十勝支廳長寺田眞一外二名）（高倉定助君紹介）（第九八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

狩勝峠の麓に位する新内駅と二勝川上流二股に至る区間は、豊富な林産資源を有し、且つ金、銀、銅等の地下資源を埋藏するばかりでなく、電力資源の開発計画地であるから、前記区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、資金並びに資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩川、國分両駅間鉄道敷設の請願（請願者鹿兒島縣贈唹郡岩川町長吉瀬寛外三名）（前田郁君紹介）（第九八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大隅半島の大部分を占める贈唹郡は、農・畜・林・水産資源に富み、これが開発は日本再建に寄與する所が大きいが、現在まで交通不備のため、これら資源を充分活用することができなかつたことは誠に遺憾である、ついては、岩川、國分両駅間に鉄道を敷設し、該地方開発を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、資金並びに資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

龜草線並びに錦城線拂下反対の請願（請願者滋賀縣甲賀郡町村長会長竹内道之助外四十二名）（堤ツルヨ君紹介）（第九八五号）及び同（請願者滋賀縣甲賀郡石部町長竹内道之助外四十二名）（田代文久君紹介）（第一一九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀縣草津から三重縣龜山に至る龜草線は本邦最初の省営バスで、これを民営化すれば運賃の高率、運行の不規則及び赤字路線の運轉廃止をもたらすことは明かで、地元民の交通並びに産業の開発に及ぼす不利不便は甚大である、又甲賀郡内の信樂村外四箇村を結び京都加茂に通ずる錦城線の拂下もバス利用通学生徒に多大の不便を與えることは明かである、ついては、両線の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

廣島鉄道局廣島工機部廣分工場存置の請願（請願者廣島縣知事楠瀬常猪外一名）（宮原幸三郎君紹介）（第九八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は予算の縮減とこれに伴う行政整理の対象として呉市の廣島鉄道局廣島工機部廣分工場の事業の縮小並びに人員の整理を企図しているとのことであるが、該工場は呉市における唯一の官業であり、中國地区における鉄道客貨車の大修理工場としての好條件を具備しており、このような措置は当面の失業問題をひきおこすばかりでなく、呉市産業の重要基盤を破壞するものである、ついては、該工場を行政整理の対象から除外し、その存続を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

当該工場の設備状況車両修理事情等を勘案して、これが存置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊萬里、唐津間鉄道敷設の請願（請願者佐賀縣西松浦郡町村長会長田中德一外二十五名）（中村又一君外一名紹介）（第九九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀縣西松浦郡伊萬里町から黒川村、波多津村及び呼子町を経て唐津市に至る地域線は朝鮮及び中國に対し最短距離にあり、他面玄海、東支那海の豊富な漁場に臨むばかりでなく、農・畜・鉱産物の産生多く又名所旧蹟に富み絶好の観光地帶である、しかるに現在関係地域には交通機関のほとんど見るべきものなく、僅かに一部区間に民営バスの運行があるばかりの現状である、ついては、地方産業開発のため、該区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、資金及び資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

象潟自動車区拂下反対に関する請願（請願者秋田縣由利郡象潟町長高橋正吾外三名）（村上清治君紹介）（第九九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

象潟自動車区を拂い下げれば営利事業としてこれを経営する結果、地方開発は第二義的なものとなり、地方運輸交通に一大障害を來すは必至である、ついては、これが拂下に反対するとともに若し拂下をなす場合は、象潟町外六箇村に拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢と睨み合せて輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

信濃大町駅改築の請願（請願者長野縣北安曇郡大町町長松田正人外一名）（增田甲子七君紹介）（第一〇一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野縣北安曇郡大町は安曇平に

おける要衝であるとともに日本アルプスの観光基地であるが、信濃大町駅は旅客の多いときには待合室が狭小のため旅客は寒暑風雪にさらされ、駅事務室も能率に支障を来し、且つ駅舎が腐朽して危険な状態にある、ついては、速かに該駅改築を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便と安全を図る等のため、予算、資材等を勘案して、駅舎の改築を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

様似村より幌泉村を経て廣尾に至る鉄道敷設の請願（請願者北海道日高支廳長土橋武士外二百十八名）（篠田弘作君外一名紹介）（第一〇一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道日高線の終点、様似村から幌泉村を経て十勝廣尾町に至る日勝線の敷設はかねての縣案であるが、未だに実現せず、該路線の沿岸は世界的漁場を控え無限の林産・鉱産資源を藏するにもかかわらず、ほとんど未開発のまま放置され、又日高・十勝間の交通交易は著るしく不便でしばしば不通となる現状である、ついては、速かに該鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、資金並びに資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

飯岡より勝間田、植月を経て豊田又は大原に至る鉄道敷設の請願（請願者岡山縣相生市大島町九百三十八番地藤井二郎）（逢澤寛君紹介）（第一〇二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山縣北部地方は巨額の地下資源と山林資源を藏し、湯郷温泉、及び那岐山等の景勝地を接えているが、交通不便のため開発、並びに観光上支障を来しているから、該縣片上鉄道飯岡駅から湯郷、勝間田、植月、北吉野を経て豊田に至る間に、又は植月、古吉野、勝間田を経て大原町に至る間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに観光上の交通利便を図る等のため、資金及び資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

堀江、宮島口間航路開設の請願（請願者愛媛縣松山市堀江町四五中田秀一外一名）（大西弘君外七名紹介）（第一〇八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛縣堀江港は、松山市の北玄関であつて天然の良港であるとともに豫讃本線に沿う海陸運輸連絡が極めて便利である、さきに中國地方と四國との連絡を図るため堀江、仁方間に省営航路の開設を見たが、呉市仁方港は水深浅く背後の交通も余り便利でないので、運輸当局はさらに有利な連絡地として宮島口を選定し、港内の施設を完備し配給、要員等を整え開航を待機している状態である、ついては、速かに該区間に航路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願区間の航路開設については、中國、四國間交通連絡の便を図るため、地方的條件予算資材等を勘案して、これが実施を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

奥津、櫻井間鉄道敷設の請願（請願者三重縣一志郡八幡村長稻森武外二十名）（松本一郎君外二名紹介）（第一〇八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重縣松阪市から奈良縣磯城郡櫻井町に至る櫻松線は、現在三重縣一志郡八幡村奥津までで敷設工事は中止されているため、該線の利用は三重縣の一部に止まり産業開発に資するところが少ない、ついては、大阪、名古屋両市を結ぶ最短路線である該線の重要性と沿線の豊富な林、鉱、農等資源開発に及ぼす影響を考慮して、該線を速かに開通されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を図る等のため、諸情勢の好轉をまつて、資金、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

寶積寺、市塙両駅間に鉄道敷設の請願（請願者栃木縣塩谷郡北高根澤村大字上高根澤二千三百九十三番地阿久津武義外二百七十四名）（山口好一君紹介）（第一一一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線寶積寺駅から旧陸軍航空工廠までの運用鉄道を撤去して、寶積寺と市塙両駅間に鉄道敷設の件は、昭和二十一年以来五回にわたり國会で採択されたが、未だに実現されず、軌道は放置されたままになつており、一方地元民は通勤輸送に多大の困難を来している現状である、ついては、該工事を速かに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、資金並びに資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

内海線全通の請願（請願者宮崎縣油津町長隈本熊被）（田中不破三君外五名紹介）（第一一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎縣南那珂郡は無盡藏の木材と豊富な水産物に富むが、これが集散港である油津港と宮崎市との間に民営自動車の運行があるばかりで、縣下の産業の発展に多大の支障を来している、ついては、内海線の全通を、促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、資金並びに資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

紅葉山、金山両駅間に鉄道敷設の請願（請願者北海道空知郡南富良野村長村上壽造）（佐々木秀世君紹介）（第一一四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道根室本線に依存する地方は全道面積の二十五パーセントに当り最近とみに輸送量が増加しその重要性は倍加されている、ついては、未利用資源の開発と開拓促進のためにも南部横断線の最短距離にある紅葉山、金山両駅間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方産業の開発を図る等のため、諸情勢の好轉をまつて、予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

川之江、池田間鉄道敷設の請願（請願者徳島縣三好郡池田町長馬宮嘉次郎外八名）（眞鍋勝君外二名紹介）（第一一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛縣川之江町から徳島縣池田町に至る鉄道の敷設は昭和十二年度に着手される予定であつたが、戰争のため無期延期となり現在に至つている、しかるに該鉄道の持つ重大な使命はたんに四國地方における交通に寄與するばかりでなく九州大分から大阪へは從來の十七時間を三時間短縮し得るのである、ついては、速かに前記区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便を図るため、資金並びに資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

狩勝トンネル改良工事施行の請願（請願者北海道空知郡南富良野村長村上壽造）（佐々木秀世君紹介）（第一一五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道総合開発上輸送のあい路となつている根室本線の狩勝峠は、上川郡新得町の西北方に位し、標高七百米の壁が、北海道を東西に二分し、千分の二十五の急こう配が道東地区の産業の興隆を妨げていることはこの上もない、ついては、該峠のこう配切下を実施され鉄道輸送の改善に資せられたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力増強を図る等のため、予算、資材等を勘案して、こう配切下工事実施を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

岡多線拂下反対の請願（請願者愛媛縣喜多郡大洲町長田中納藏外二十四名）（小西英雄君紹介）（第一一九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡多線は開設以來地方産業の開発と文化の向上と経済の発展に與えた功績が多大であつたが、今回該線を拂下げるやに聞き及ぶが、國営自動車は國鉄の先行又は代行として、公益公共的使命を有するものであり、民間の利潤追求による経済に任せるべきでなく、且つ民営となれば産業上の必要路線であつても、不採算路線なれば休止する等地方交通、産業、文化に影響するところ大である、ついては、該線の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由
國営自動車路線の拂下げについては、政治経済情勢とも脫み合せて、輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

八幡濱港に臨港鉄道敷設の請願（請願者愛媛縣八幡濱市長菊池清治外四名）（小西英雄君紹介）（第一二二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛縣八幡濱港は天然の良港で対岸の九州と四國の連絡上重要な港で貨客の発着はひん繁を極めているが、該港と八幡濱駅との間千七百米の連絡は荷馬車、自動車による外はなく時間的及び経済的損失は多大である、しかるに臨港鉄道の敷設は多額の工費を要し、地方財政の現狀では到底負担できないから、國費をもつて該鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
海陸輸送の円滑を図る等のため、資金並びに資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて、請願区間の鉄道敷設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

涌網線全通の請願（請願者北海道網走市長吉田榮吉外一名）林好次君紹介）（第一二四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道涌網線は昭和十五年度に全通完成の予定であつたが、僅かな工事を残して中絶され今日に至つているが、該地方一円の豊富な農・水・林・鉱産資源の開発と地元住民の福祉のため、残存工事を再開し、該線の全通を図られたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発を図る等のため、資金並びに資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて、請願区間の鉄道敷設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

鹿兒島臨港鉄道敷設に関する請願（請願者鹿兒島縣議会議長有馬純）（岩川與助君紹介）（第一二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今般政府は鹿兒島港臨港鉄道を鹿兒島駅から中央市場まで敷設することになつたが、更らに船溜西南まで三百米区間を延長することにより二百坪の市有地に直結し貨物の積卸は極めて容易となり、同鉄道利用度を高めるものと信ずるから、これが実現を要望するというのである。

二、請願の議決理由
海陸貨物輸送を円滑ならしむるため、可及的速かに請願区間の鉄道敷設をなすを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

二俣、佐久間間鉄道敷設促進の請願（請願者濱松市長坂田啓造外六名）（中村幸八君外二名紹介）（第一二七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡縣磐田郡二俣町から同郡佐久間村に至る鉄道敷設工事の完成は、沿線地方における豊富な林、鉱産並びに電力の開発等に大なる役割を果すばかりでなく、東海道の重要都市と南信、北信、北陸の各地との連絡上はなはだ緊要である、ついては、速かに該区間の鉄道敷設工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、資金、資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

座光寺駅を「元善光寺駅」に改称の請願（請願者長野縣下伊那郡座光寺村長宮沢禮三外五名）（今村忠助君紹介）（第一三二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飯田線座光寺駅は、伊那電鉄が國鉄に移管されたとき、現駅名に改称されたものであるが、該駅は名さつ元善光寺の玄関駅であり、観光上から旧駅名がだ当であるから、座光寺駅を元善光寺駅に改名されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方事狀に即して駅名変更を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

福浪線拂下反対の請願（請願者福島縣安達郡小濱町長鈴木和一外十名）（大内一郎君紹介）（第一三二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般國営福浪線が拂い下げられると聞くが、該線は東北本線二本松駅と常磐線浪江駅との間を結び、沿線の豊富な重要資源を輸送しつつあるが、同路線の民営貨物自動車に比し運賃並びに能率の面から見てはるかに優秀である、ついては、愼重御審議の上右國営福浪線を絶対確保されると共に益々延長充実されたいというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

國営自動車拂下反対の請願（請願者北海道岩内郡小澤村議会議長浦川喜三次外二十名）（小川原政信君紹介）（第一三二四号）及び同（請願者靜岡縣浜名郡白須賀町長田村橘治外二十六名）（中村幸八君紹介）（第一三二五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國営自動車の経営は、採算がとれず、それによつて生ずる赤字の國民負担の不合理等の理由によつて、國営自動車を廃止するとのことであるが、從来の経営の欠陥を是正し合理化すれば独立採算制は可能であり、又これを民間業者に拂い下げれば運賃の値上げは必至でありしかも民間業者は経営が不利の場合は路線を廃止する虞れがあるから宇都宮、常陸大子間の國営自動車の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

直方、福間間國営自動車拂下反対の請願（請願者福岡縣鞍手郡宮田町議会議長吉田秀之外一名）（田代文久君紹介）（第一三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡縣鞍手郡下の直方、福間間の國営自動車は、関係地方唯一の交通機関であるが、これを拂い下げることになれば、その公共性は無視され、また運賃の値上げ等を招來し、関係住民に重大な不利益をもたらすは必至である、ついては、該路線の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

長野原、草津間國営自動車拂下反対の願請（請願者群馬縣吾妻郡草津町長　霜田善造）（岩川與助君紹介）（第一三六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野縣長野原、草津間の國営自動車は、草津温泉の浴客及び観光客の重要路線であるが、該路線は急こう配とカーブ多く、冬季間は積雪のため運行は困難であるが、当局の多大の努力により運行を続けていることは感謝にたえない、しかるに今回該路線を拂い下げられるとのことであるが、このような困難な事業を民間で果して完全な運営ができるか否かはなはだ憂慮にたえない、ついては、該路線の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

靜都國営自動車区拂下反対の請願（請願者北海道磯谷郡磯谷村田澤吉郎外四十五名）（小川原政信君紹介）（第一三六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

交通の便に惠まれない北海道磯谷郡磯谷村は、多年の念願がかなつて昭和二十三年漸く靜都自動車区の設置を見たところ、今回これを拂い下げる計画あるかに聞くが、このようなことになれば路線の公共性は無視され、産業の発展に支障を來すことは明らかである、ついては、該自動車区の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

志佐より上志佐を経て吉井に至る間に鉄道敷設の請願（請願者長崎縣北松浦郡上志佐村長鈴立久雄外四名）（西村久之君外一名紹介）（第一三六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎縣松浦線志佐駅から上志佐を経由し、肥前吉井駅に至る鉄道計画は、その実測を終了し、開通は確定的となつて地方民はその実現に多大の期待をかけていたところ、終戦前後の幾多のあい路のため、計画のまま実現に至らず今日に及んでいる、ついては、郡下南北町村をを結ぶ最短鉄道として、又該鉄道が北松炭田の開発上と地方産業の発展上と観光事業振興上に及ぼす影響の多大であることを認識して、速かに前記区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の炭鉱開発並びに地方産業の発展を図る等のため、資金並びに資材等を勘案し、諸情勢の好転をまつて、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

佐川駅より大崎村川口を経て池川町用居に至る間に國営自動車運輸開始の請願（請願者東京都港区芝櫻田太左衛門町三坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第一三六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知縣佐川町から大崎村川口を経て池川町用居に至る沿線は、人口二万に近く、森林、薪炭、紙等の産出が豊富であるが、交通に恵まれず、文化は遅れ、産物は死蔵している状態である、ついては、前記区間に國営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、民営業者を育成強化し、あるいは資材、予算等を勘案して、省営自動車運輸を開始する等輸送力の増強を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

塩原線拂下反対の請願（請願者栃木縣那須郡中塩原時ヶ崎四百五番地君島時男外千一百八名）（森山欽司君紹介）（第一四〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木縣西那須野駅から塩原町、矢板町を経て鬼怒川温泉に至る國営自動車塩原線は、地方産業の開発と観光上重要な役割を果しているが、該線が民営となれば観光客の争奪に利用されて不明朗な観光地となり、又運賃の値上、省線との連絡等において利用者には極めて不利となること明かであるから、該線の拂下げに反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

新見、高梁間國営自動車運輸開始の請願（請願者岡山縣阿哲郡本郷村長宮崎宗雄外二十三名）（近藤鶴代君外二名紹介）（第一四三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山縣阿哲郡新見町と川上郡成羽町を経由して上房郡高梁町に至る路線は、その交通量がますます増加しているが、現在の不利不便な民営自動車の運行のみでは、とうていふくそうする貨客の輸送は困難であり又地方産業に及ぼすところも大きい、ついては、新見、高梁間に國営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、民間業者を育成強化し、あるいは、資材、予算等を勘案して國営自動車運輸を実施する等輸送力の増強を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

宮林線拂下反対の請願（請願者宮崎縣宮崎郡生目村長松浦伊三郎外九名）（小山長規君紹介）（第一四三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮林線は宮崎、小林間五十五粁を結ぶ唯一の交通機関であり、しかも國会において鉄道敷設の必要を認めた重要路線で、現在國営自動車が運行されているが、これを拂い下げるときは、地方の産業、経済、交通等に重大な支障を来す虞がある、ついては、該線の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩日線拂下反対の請願（請願者山口縣玖珂郡廣瀬町長山本市郎外五百名）（高橋定一君紹介）（第一四三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陽線と山陰線とを結ぶ岩日線は、地方産業、交通、文化上の重要路線であるにかかわらず、これを拂い下げれば、利潤追及にのみ走り、地方民の利便は全く顧られなくなるのみでなく、地方発展に及ぼす影響ははなはだ大きい、ついては、該線の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地からこれを考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

遠野、川井間國営自動車を茂市まで延長の請願（請願者岩手縣下閉伊郡茂市村和美作之丞外五名）（野原正勝君外二名紹介）（第一四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手縣遠野町、川井村間の國営自動車を茂市村まで延長することは、沿道の鉱、林産資源の開発に資するところが大きいから、速かにこれが実施を要望するというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、民間業者を育成強化し、あるいは資材、予算等を勘案して國営自動車運輸を実施する等輸送力の増強を計るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

勝田、上菅谷両駅間に鉄道敷設の請願（請願者茨城縣那珂郡勝田町長安藤男）（山崎猛君紹介）（第一四三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
茨城縣水郡線上菅谷駅から、常磐線勝田駅に至る間に鉄道を敷設することは地元民多年の要望であり、これが実現されれば関係住民の利便が大きいばかりでなく、農、水産物の輸送を円滑にし産業の振興発展に寄與することはなはだ大きいから、速かに前記両区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発を図る等のため、資金並びに資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

伊那田島駅拡充の請願（請願者長野縣上伊那郡民桐村長宮崎勝三外二名）（今村忠助君紹介）（第一四六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
飯田線伊那田島駅に駅員を配置し、関係住民の利便に供されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方民の利便を図る等のため、予算、人員等を勘案して、駅員の配置を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

紀南線拂下反対の請願外一件（請願者奈良縣吉野郡下北山村長三尾眞一外二百名）（前田正男君紹介）（第一四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
國営自動車紀南線は奈良縣吉野郡上北山村及び下北山村の豊富な木材、薪炭搬出上の唯一の交通機関であるが、これを拂い下げるならば、該両村の産業は沈滞し、森林開発に支障を來し、関係住民の生活を脅やかす結果となる、ついては、該線の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由
國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも脫み合せて、輸送力增強等の見地から、これを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

掛川、御前崎間國営自動車運輸開始の請願（請願者靜岡縣小笠郡町村長会長蔦ヶ谷龍太郎外五十名）（水野彦治郎君紹介）（第一四六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
靜岡縣小笠郡掛川町は小笠郡の行政の中心地で、池新田町方面との往來も多い、又近く御前崎港修築工事が開始されるが、若し掛川町より御前崎町に至る間に國営自動車の運行を開始すれば、工事施行上の便は固よりやがて同港完成の暁は関東、関西方面と直結されることになり、沿線に産出する農・林・水産物の搬出に多大なる便益を與えることとなるのである、ついては、前記区間に國営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発を図る等のため、民間業者を育成強化し、あるいは資材、予算等を勘案して、國営自動車運輸を実施する等輸送力の增強をはかるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

浜名線拂下反対の請願（請願者靜岡縣浜名郡新居町長守田雪雄外五名）（八木一郎君外一名紹介）（第一四九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
靜岡縣浜名郡新居町から愛知縣豊橋市に通ずる國営自動車浜名線は一市五箇町村の唯一の交通機関であり、農産物並びに漁獲物の重要輸送機関であつて、これが民間に移譲される場合は利潤追求を本位とする経営から地方民の公共性を無視し、不利不便を招く結果を來たすこととなる、ついては、地方産業並びに文化発展の見地から該線拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由
國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも脫み合せて、輸送力增強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

豊後竹田自動車区拂下反対の請願（請願者大分縣直入郡竹田町長酒井澤喜外三百九十名）（金光義邦君紹介）（第一五二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大分縣直入地区は交通に惠まれず、多大の困難を克服して昭和二十一年五月臼杵自動車区支区としてトラックのみの自動車区を設置し、地方産業の発展に貢献して來たが、若し該國営自動車を拂下れば、直入地方の輸送網は破壞され、一部の不良輸送業者に利用されて地方産業は衰微するから、該線の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由
國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも脫み合せて、輸送力增強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

米澤、喜多方間國営自動車運輸開始並びに野岩羽線全通促進の請願（請願者福島縣耶摩郡岩月村字稻村八百番地幽谷小百合外二千九百名）（大和田義榮君外二名紹介）（第一五四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木縣今市より福島縣田島町、若松市、喜多方町、熱塩泉を経て米澤市に至る野岩羽線が貫通すれば、東京、寺森間並びに米澤、會津、東京間の鉄路が約百二十粁も短縮されることになるが、米澤、熱塩間及び荒海、今市間が未だ開通されていないことは誠に遺憾である、ついては、該線の全通を促進されるとともに、これが完成まで米澤市、喜多方町間に國営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方産業の開発を図る等のため、民間業者を育成強化し、あるいは資材、予算等を勘案して、國営自動車の運輸を開始する等輸送力の增強をはかるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

官報 号外

昭和二十四年六月一日

○第五回國会　衆議院会議録第四十一号附録（二）の五

日田市の國営自動車拂下反対の請願（請願者日田市長廣瀬正雄外六名）（金光義邦君紹介）（第一五八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回日田市における省営トラックを拂下げる由であるが、從來省営トラックは民間トラックでは運行できない長距離路線と奥地路線の運行が行われるとともに、民間トラックに比し輸送力の強大と、運賃の低廉とで生産増強に資するところが誠に大きく、これを拂下げれば輸送力の減退、運賃の高騰等種々な問題を生じ、該市の林・工関係業者にも大なる困難を與えること必至である、ついては、生産増強を図りわが國の産業復興に寄與するため、該省営自動車の拂下に反対するというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

幸崎、佐賀關間國営自動車拂下反対の請願（請願者大分縣北海部郡佐賀關町長幸金八外二十五名）（金光義邦君紹介）（第一五八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日豊線幸崎駅、佐賀關間に國営自動車の運行を開始されて以来、関係住民は多大の便益を感じていたところ、今般該線を拂下げられるやに聞くのははなはだ遺憾である、そもそも該線は佐賀關町の農、水産物等の輸送の唯一の交通機関であり、その利用度もますます増加の一途をたどつており、從來交通不便であつた該町にもたらした利便は大なるものがある、ついては、これらの特殊事情を考慮して、これが國営自動車を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

國営自動車路線の拂下げについては、政治、経済情勢とも睨み合せて、輸送力増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

二俣、佐久間間鉄道敷設促進の請願（請願者静岡縣磐田郡龍川村長高良伊平外四名）（金原舜二君外一名紹介）（第一六一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡縣磐田郡二俣村から同郡佐久間村に至る鉄道敷設工事の完成は、沿線地方における豊富な林、鉱産並びに電力の開発等に大なる役割を果すばかりでなく、東海道の重要都市と南信、北信、北陸の各地との連絡上はなはだ緊要である、ついては、速かに該区間の鉄道敷設工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、資金及び資材等を勘案し、諸情勢の好轉をまつて、請願区間の鉄道敷設を考究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十三日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

通信委員会

簡易生命保険及び郵便年金の融資再開に関する請願（請願者兵庫縣佐津郵便局長瀧本光）（有田喜一君紹介）（第七号）、同（請願者兵庫縣加古郡加古川町篠原町一丁目十六番地大村英三）（岡田五郎君紹介）（第三五号）、同（請願者兵庫縣多可郡松井庄村長篠原卯三郎外十七名）（岡田五郎君紹介）（第四五号）、同外一件（請願者兵庫縣津名郡郡家郵便局長濱田栄一外一名）（塩田賀四郎君紹介）（第五七号）、同（請願者和歌山縣東牟婁郡田原郵便局長中道悌二郎）（世耕弘一君紹介）（第八四号）、同（請願者大垣市長井川井一外一名）（武藤嘉一君紹介）（第一五九号）、同（請願者宇都宮市長佐藤和三郎）（山口好一君紹介）（第一六〇号）、同（請願者大阪府豊能郡西能勢村北部特定郵便局長会豊能郡会長前田正治）（淺香忠雄君紹介）（第一八一号）、同（請願者兵庫縣飾西郵便局長川上雅朗）（堀川恭平君紹介）（第二〇三号）、同外一件（請願者和歌山縣太田郵便局長坂本亮一）（有田喜一君紹介）（第二二三号）、同（請願者兵庫縣姫路市廣畑郵便局長田中辰治）（堀川恭平君紹介）（第二八六号）、同（請願者福島縣耶麻郡山都郵便局長斎藤治平外三名）（大和田義榮君紹介）（第三八二号）、同（請願者兵庫縣志染郵便局長柏木尚文）（原健三郎君紹介）（第四一三号）、同外一件（請願者滋賀縣西特定局長会大津部会長川合市良兵衛）（河原伊三郎君紹介）（第四一九号）、同（請願者大阪府北部特定郵便局長会昨田部会長青木勇藏外九名）（淺香忠雄君紹介）（第六一六号）、同（請願者大阪市布施足代郵便局長加茂栄三郎外十一名）（松永佛骨君紹介）（第九四七号）及び同（請願者奈良縣宇智郡原野郵便局長辻内市二外四名）（前田正男君紹介）（第一三四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在地方財政は財源枯渇のため、窮迫その極に達し、低利なる資金の融通を待つこと切なるものがある、ついては通信省の簡易生命保険並びに郵便年金積立金の地方貸付を速かに再開されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の現状に鑑み、簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用を資金地方還元の趣旨によつて再開することは地方財政逼迫を救済するとともに、両事業の普及発達上緊急の必要事である、なお、両事業積立金の運用は、全面的に通信大臣の管理下におき、これと不可分の関係にある事業運営との綜合的経営を図ることが保険年金事業の本質上適当であると認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

德島、横瀬両局間に直通電信電話回線並びに生比奈外三局間に電話回線架設の請願（請願者德島縣知事阿部五郎外九名）（柏原義則君紹介）（第九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

德島縣勝浦郡は、商取引上電信、電話の利用が多いが、生比奈、横瀬、高鉾、福原各局の現有回線は電信電話共用で小松島局を中継局としている関係で通信の輻湊遅延甚しく極めて不利不便である、ついては、速かに德島、横瀬両局間に直通電信電話回線並びに生比奈外三局間に電話回線を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、適切妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

足立電話局を東京局区域に編入の請願（請願者東京都足立区長大山雅二）（天野公義君紹介）（第六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

足立区は、東京都中唯一の生産区、集散区としてその役割重要なるにかかわらずその地域偏在のため交通通信の便に惠まれない、殊に電話はその通話量において足立局内相互間の通話より局外との通話が多いが現有の七十回線では全需要の一割をも充たし得ない狀況である、よつてこれが解決のため足立電話局を東京局区域内に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、この地域の狀況に徴して適切妥当と認める、よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

中村郵便局に集配事務開始の請願（請願者千葉縣君津郡中村村長切替勝太郎外七十一名）（多田勇君紹介）（第一二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉縣君津郡中村村は、君津局の集配区域になつているが、そのため通信が遅れ極めて不便である、ついては、速かに中村郵便局に集配事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、理由ありと認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

赤井郵便局に集配事務開始の請願（請願者福島縣北会津郡湊村村長渡部彌億外二百五十五名）（江花靜君紹介）（第一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島縣北会津郡湊村は、南北二十四キロに及ぶ地形の村で同村南端の原郵便局の集配区域になつているが、郵便物は会津若松から同村北部の赤井局を通過して原局に運ばれるので、赤井局取扱いの郵便物は逆送されることになり著しく遅延する、ついては、赤井局に集配事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、適切妥当と認める、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

歌垣郵便局に電信電話事務開始の請願（請願者大阪府豊能郡歌垣村長谷嘉十郎外八名）（井上良二君紹介）（第一四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府豊能郡歌垣村及び田尻村は、京阪の二大都市並びに近隣市町村との交通、商取引が盛んであるが、歌垣郵便局に電信電話の事務がないため両村の産業取引に支障を來している、ついては、該郵便局に電信事務及び電話交換事務を開始せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地域内の実情に鑑み、本請願は理由あるものと認める、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

関柴村に特定郵便局設置の請願（請願者福島縣耶麻郡関柴村大字平林字友田千七十三番地鈴木巴）（大和田義榮君紹介）（第一八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島縣耶麻郡関柴村に郵便局がないため村民は一里ないし二里半も距つている喜多方町又は熊倉村の郵便局を利用している現狀である、ついては、速かに該村に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配郵便局設置の條件を具備している、よつて財政の狀況、綜合置局計画の順位に照して適当の時期に郵便局を設置すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

沢渡郵便局に集配事務開始の請願（請願者福島縣石城郡沢渡村三阪村組合長永山繁義）（關内正一君紹介）（第二一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島縣石城郡沢渡郵便局は開設以來十箇年を経過しながら、未だ集配事務を取扱わないため通信が遅れ、極めて不便である、ついては、速かに集配事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は理由ありと認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

坂石郵便局に集配事務開始の請願（請願者愛媛縣東宇和郡横林村坂石郵便局長中城一惠外十五名）（高橋苦吉君外八名紹介）（第二二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛縣東宇和郡横林村坂石郵便局は、開設以來二十年を経過しながら、集配事務を行わないため、坂石方面の郵便物は著しく遅延し、極めて不利不便である、ついては、速かに該郵便局に集配事務を取扱われたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、理由ありと認める、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

朝鮮引揚者の郵便貯金拂戻制限撤廃に関する請願（請願者兵庫縣津名郡由良町生子芳郎外七名）（原健三郎君紹介）（第二八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

朝鮮からの引揚者は、内地で拂戻しを受けられるとのラジオ放送により郵便貯金に預入し帰國したところその後政令により第一、第二と分割封鎖され財産税を課せられた上、昨年七月には第二封鎖の三割を切り捨てられ、その上引揚者のみ今日にいたるも一箇月五百円の拂戻し制限を受けているため、その生活を一層困難にしている、ついては、速かに朝鮮引揚者の郵便貯金の拂戻制限を撤廃して自由拂戻のできるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、理由ありと認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

此花郵便局復興の請願（請願者大阪市此花区長松木正治外二十二名）（前田種男君紹介）（第三一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪市此花区は、人口三万五千余を有し、わが國屈指の重工業地帶として復興目覚しいものがあるが戰災によつて此花郵便局が焼失して以來区民は隣接区所在の福島郵便局を利用しており不便この上もない、ついては、速かに此花郵便局を復興されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、極めて適切妥当であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

荻窪郵便局舎新築の請願（請願者東京都杉並区西荻窪一丁目百八十六番地楠見義男外十八名）（山本猛夫君外一名紹介）（第三八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

荻窪郵便局は、昭和十一年に旧井荻町役場を改造し設置されたもので老朽狹隘しかも分散しているので、事務上能率を欠くばかりでなく利用者の不便も著しい、ついては、昭和二十四年度中に綜合局舎を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の局舎改築は速かにこれを実施するを適当と認める、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

海老名町大塚に郵便局設置の請願（請願者神奈川縣高座郡海老名町長志村長一外二名）（岩本信行君紹介）（第四四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川縣高座郡海老名町大塚地区は、最近人口著しく増加し急激に発展しつつあるが、未だ郵便局の設置なく附近郵便局まで四粁以上もあり地方住民の不利不便は極めて大きい、ついては、速かに該地区に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配郵便局設置の條件を具備している、よつて財政の状況、綜合置局計画の順位に照して、適当の時期に郵便局を設置すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

檜原村字劍ヶ峯に郵便局設置の請願（請願者福島縣耶摩郡北山村外二箇村組合長千葉善記外一名）（大和田義榮君紹介）（第五二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島縣耶摩郡檜原村の南部地域は檜原郵便局のある北部地域に比し部落数も多く且つ人口も開拓者の入植により急激に増加しており、学校公共施設もあるが郵便局がないため極めて不便である、ついては該村劍ヶ峯部落に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配郵便局設置の條件を具備している、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

船越郵便局に集配事務開始の請願（請願者宮城縣桃生郡雄勝町長岩澤市四郎外二十名）（内海安吉君紹介）（第五六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城縣桃生郡雄勝町は三方山に囲まれ、陸上交通機関がほとんどなく受持集配局との距離が、六キロないし十キロ余もあり、徒歩で一日を要するので水産物の取引上極めて不利である、ついては、速かに該局に集配事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適当と認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

西山郵便局に集配事務開始の請願（請願者新潟縣刈羽郡二田村長小林正治外四十五名）（田中角榮君紹介）（第五六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟縣刈羽郡二田村は、該村所在西山郵便局が無集配局であるため、郵便物は遠く高濱郵便局から逆送されることとなり、極めて不便である、ついては、速かに西山郵便局に集配事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適当と認められる、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

群岡村字德澤に特定郵便局設置の請願（請願者福島縣河沼郡群岡村德澤伊藤德好外百名）（大和田義榮君外六名紹介）（第六一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島縣群岡村德澤は、地況物産の関係から通信の需要も多いが、群岡郵便局から七粁余も隔つていて極めて不便である、ついては、速かに該地区に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、無集配郵便局設置の條件を具備している、よつて政府は財政の状況、綜合置局計画の順位に照して適当の時期に郵便

局を設置すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に附して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

中川村に郵便局設置の請願（請願者千葉縣夷隅郡中川村長小高艶三）（森曉君紹介）（第九〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉縣夷隅郡中川村は、人口三千七百八十名、戸数六百六十二戸を有し、郡下の交通の要衝で又農林産物の集散地であるが、未だ郵便局の施設なく村民の不利不便は大きい、ついては、速かに該村に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、無集配郵便局設置の條件を具備している、よつて財政の狀況、綜合置局計画の順位に照して、適当の時期に郵便局を設置すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

仙臺簡易保険支局廳舎新築の請願（請願者宮城縣仙臺市新小路五天野大介外六百六十六名）（飯塚定輔君紹介）（第九八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙臺簡易保険支局は、戰後廳舎を接収され、現在臨時中に工場として建てられた建物を利用しているため冬季には病人が続出し、現狀のままでは能率の増進はもとより事業の発展にも大影響ありと思われる、ついては、速かに廳舎を新築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、政府においても必要を認め、既に予算上の措置を講じているがなるべく速かに廳舎を新築すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

佐賀電話局の電話交換方式改善並びに局舎新築の請願（請願者佐賀市南十間端野口能敬外二千二百名）（三池信君外四名紹介）（第九九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀電話局の電話交換方式は、旧式で老朽しているため通話中の事故多く、且つ局舎は交換機の増設と人員の増加により、はなはだしく狭隘となり、その機能を充分発揮できない実情である、ついては交換方式を自動式に改めるとともに局舎を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、適当なりと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

辨天村に郵便局設置の請願（請願者秋田縣雄勝郡辨天村長伊藤千代松外一名）（飯塚定輔君紹介）（第一〇〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田縣雄勝郡辨天村は、人口三千三百、戸数五百八戸を算し、農業は郡下の最上位を占め、又縣下に誇る診療所も開設せられたが、通信機関に惠まれず、一里余を隔る湯澤町又は岩崎町の郵便局を利用している現狀で極めて不便である、ついては、該村内に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、無集配郵便局設置の條件を具備している、よつて財政の狀況、綜合置局計画の順位に照して適当の時期に郵便局を設置すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

散岐郵便局に集配事務開始の請願（請願者鳥取縣八頭郡散岐郵便局長田中登代美外三名）（稻田直道君紹介）（第一〇五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取縣八頭郡散岐、國英、八上の三箇村は、人口四千五百を数えるが散岐郵便局が集配事務を取扱わないため、住民の不利不便は甚しい、ついては、該局に集配事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、適切妥当と認める、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

原木駅前に無集配特定郵便局設置の請願（請願者靜岡縣田方郡函南村長代理柿島祐雄外二名）（小松勇次君紹介）（第一一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

靜岡縣田方郡韮山村は産業経済の中心地であるが、郵便局がないため地方民は多大の不便を忍んでいる、ついては、速かに同村原木駅前に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、無集配郵便局設置の條件を具備している、よつて財政の狀況、綜合置局計画の順位に照して適当の時期に郵便局を設置すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付してこれを採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

滝根町大字菅谷地内に無集配郵便局設置の請願（請願者福島縣田村郡滝根町長能谷武夫外七名）（大内一郎君紹介）（第一二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島縣田村郡滝根町大字菅谷地区は、鉱、農、林産多く、又工業の発展も予想されるが未だ郵便局なく極めて不便である、ついては該地区に無集配郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、無集配郵便局設置の條件を具備している、よつて財政の狀況、綜合置局計画の順位に照して適当の時期に郵便局を設置すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

種子島、鹿兒島市間直通電話架設の請願（請願者鹿兒島縣熊毛郡種子島西之表町長最上案外三名）（岩川與助君紹介）（第一二八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島縣熊毛郡種子島と鹿兒島市との距離は海上五十里、その間交通通信不如意であるから、前記区間は直通電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、この地域の特殊性に徴して極めて適切妥当である、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十九日
通信委員長　辻　寛一
衆議院議長幣原喜重郎殿

練馬郵便局舎新築並びに電話交換方式改善の請願(請願者東京都練馬区豊玉北五丁目十三番地神山廉作)(加藤隆太郎君紹介)(第二二九〇号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
練馬郵便局の電話交換方式は、多数の加入者を収容しながらも磁石単式で、その上局舎も老朽狭隘で電話設備の悪條件と相まつて通話の障碍となり、経済、文化生活の上に多大の不利不便をまねいている、ついては、昭和二十四年度中に局舎の新築並びに交換方式の改善をはかられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、適切妥当であり、政府は財政、資材の状況を勘案して可及的速にその実現をはかるべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十九日
通信委員長　辻　寛一
衆議院議長幣原喜重郎殿

田原村に郵便局設置の請願(請願者岩手縣江刺郡田原村議会議長菊地喜一外十三名)(小澤佐重喜君紹介)(第一三一二号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岩手縣江刺郡田原村は、東西四里、南北二里、戸数七百、人口四千七百を有する農村であるが、郵便局の設置なく地方民は多大の不利不便を感じている、ついては、速かに該村に郵便局を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の地域は、無集配郵便局設置の條件を具備している、よつて財政の状況、綜合置局計画の順位に照して適当の時期に郵便局を設置すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十九日
通信委員長　辻　寛一
衆議院議長幣原喜重郎殿

軍事郵便貯金拂戻に関する請願(請願者東京都港区赤羽町一番地高橋西之助外三名)(春日正一君紹介)(第一三四五号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
戰時中外地にあつた軍人軍属による軍事郵便貯金の中百八十万口は、貯金記号不明のため、いまだ支拂われないが、このうち百円以上の現在高を有するものに対しては預入局別氏名索引簿作成により拂戻可能と思われる、ついては、速かに拂戻の方途を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、理由ありと認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十九日
通信委員長　辻　寛一
衆議院議長幣原喜重郎殿

石神井電話局区内電話を東京局に編入の請願(請願者東京都練馬区石神井支所内松田密外三百名)(加藤隆太郎君紹介)(第一三四七号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
東京都練馬区石神井電話局区内の電話は、自動式準即時方式であるため、東京即時通話区域との通話は東京中央電話局落合分局を経由し、外の地区とは東京電話局で中継している状態で、加入者は極めて不便である、ついては、該局の電話を東京局に編入されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、概ね妥当と認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十九日
通信委員長　辻　寛一
衆議院議長幣原喜重郎殿

板橋区の電話加入区域変更に関する請願(請願者東京都板橋区成増町百十五番地塩理数次外四十七名)(加藤隆太郎君紹介)(第一二三四八号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
東京都板橋区成増町、練馬土支田町、上赤塚町及び下赤塚町の一部は、行政区の異なる埼玉縣大和局電話局区域に編入されているため、時間的ないし経済的不利不便は大きい、ついては、加入区域を練馬北町局区域に編入されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、妥当と認められる、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十九日
通信委員長　辻　寛一
衆議院議長幣原喜重郎殿

南波多郵便局に集配事務開始の請願(請願者佐賀縣西松浦郡南波多村長松原金六外二十六名)(保利茂君紹介)(第一四〇八号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
佐賀縣西松浦郡南波多村は、戸数七百六十戸を有するが、郡下で該村だけが集配局を持たないから、速かに南波多郵便局に集配事務を開始されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、理由ありと認める、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十九日
通信委員長　辻　寛一
衆議院議長幣原喜重郎殿

形上郵便局に集配事務開始の請願(請願者長崎縣西彼杵郡長浦村形上郷竹原博之)(坪内八郎君紹介)(第一四一六号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長崎縣西彼杵郡長浦村では、受持郵便局が南端に偏しているので、郵便物が著しく遅延して不便である、ついては、同村中央部所在の形上郵便局に集配事務を開始されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、理由ありと認める、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月十九日
通信委員長　辻　寛一
衆議院議長幣原喜重郎殿

葦穂村に電話線繁設の請願(請願者茨城縣新治郡葦穂村苅部義延外七十五名)(鈴木明良君紹介)(第一四四二号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
茨城縣新治郡葦穂村は、隣接町村まで六粁の峠路を越さねばならぬ山間のへき地で非常の場合等の連絡に多大の不便がある、ついては、該村に電話線を架設されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、適切妥当と認

める、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

逓信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

市野々郵便局に集配事務開始の請願（請願者山形縣西置賜郡津川村長齋藤名助外二名）（牧野寛索君紹介）（第一六四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形縣西置賜郡津川村の郵便物は羽前津川郵便局で集配しているが若し市野々郵便局で集配事務を開始すれば地理的関係からみて配達時間を著しく早めることになると思われる、ついては、速かに市野々局に集配事務を開始せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、理由ありと認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

逓信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

屋久島の永田、栗生、口ノ永良部郵便局に集配事務開始等に関する請願（請願者鹿児島縣熊毛郡屋久島尾之間郵便局長永田亀太郎）（岩川與助君紹介）（第一六三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島縣屋久島は道路が悪い上に雨量が多く、交通極めて不便な地であるから、屋久島の永田、栗生及び口ノ永良部郵便局を集配局に昇格し小瀬田及び湯泊両郵便局に電信電話事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、理由ありと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

逓信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

西志布志村に郵便局設置の請願（請願者鹿兒島縣囎唹郡西志布志村伊崎田本山豊二外九百九名）（二階堂進君紹介）（第一八一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島縣囎唹郡西布志村伊崎田は、人口三千八百二十六、世帯数七百八十四、面積三十二平方粁の大部落であるが、既設郵便局との距離が二里余もあつてはなはだ不便である、ついては、伊崎田字山ノ口に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、無集配郵便局設置の條件を具備している、よつて財政の状況、綜合置局計画の順位に照して適当の時期にこの地域に郵便局を設置すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十九日

逓信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

建設委員会

太田川及び原野谷川改修費國庫補助の請願（請願者静岡縣磐田郡袋井町長戸倉芳爾外十五名）（足立篤郎君紹介）（第一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡縣下の太田川及び原野谷川は、磐田、周智及び小笠三郡下二十数町村に及ぶ関係地域七万余町歩を占める河川であるが、数十年間これに維持補修工事を施さないため目下危険箇所すこぶる多く、関係住民は多大の不安に陥つている、ついては、これが改修費として一億二百九十万円を昭和二十四年度において國庫補助をされたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　浅利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

猪名川改修工事施行の請願（請願者伊丹市長瀬尾義男外五名）（原健三郎君紹介）（第四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫縣川邊郡の北部に源を発する猪名川は、屈曲多く堤防またきわめて弱である上に奥地山林の乱伐のため、毎年雨期には沿岸数十箇所が決潰して下流一帯の四千町歩にわたる耕地と多くの人家及び工場に多大の損害を與えているので、昭和十六年これが改修に着手したが、現在一部末端部分に施工されたばかりで未だ本格的工事に着手されないでいるので、関係住民の不安焦慮は計ることができないほどである、ついては、速かに該河川の全面的改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　浅利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

大澤田川砂防工事施行の請願（請願者岩手縣九戸郡長内村長岩城惣一郎外一名）（野原正勝君外二名紹介）（第八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手縣九戸郡長内村地内長内川の支流大澤田川は、未だ改修工事が施行されていないため、豪雨に際会すれば出水し、隔年又は数年毎に流域一帯に著しい被害を與えている、ついては、國庫の補助をもつて速かに該河川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　浅利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

豊平川治水工事完成促進の請願（請願者札幌市長高田富與外八名）（宇野秀次郎君外十一名紹介）（第一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道拓殖計画に基く札幌市周辺の豊平川の治水工事は、既に第一期工事を終つたが、第二期工事

は未だその約八割が完成されておらず、しかもその後の狀勢の變化により、更に追加施設を要するものが少くない、ついては、該川第二期工事の殘程部分を速かに完成されるとともに、新水路のせき堤を苗穂鉄橋下附近に移設し、且つ鴨々川水門取入口附近及び東橋下発電所用水取入口附近に新たに床止せき堤工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

山國川水系に國直轄砂防工事施行の請願（請願者大分縣知事細田德壽外十六名）（福田喜東君紹介）（第一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡、大分両縣境を貫流する山國川は、連年にわたつて沿岸各地に多大の損害を與えていたが昭和二十一年度より縣直営によりその上流地には砂防工事が実施されまた昭和二十四年度よりは國直轄をもつてその下流部の改修に着工したが、下流部の改修効果は一に上流地砂防工事の遅速いかんにかかつていると信ずる、ついては、速かに該河川の改修工事と一貫して國直轄の砂防工事を推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

角井川砂防工事施行の請願（請願者島根縣飯石郡志々村長今田正明外三名）（大橋武夫君外一名紹介）（第二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根縣飯石郡志々村を流れる角井川は、その流域一帯が火山灰のため出水の都度浸しよく特にはなはだしく、殊に昭和十八年以來打続く大出水により耕地、護岸、道路、橋等に及ぼせる被害は多大なもので、これが対策は緊急を要するが、貧困なる村財政ではいかんともしがたい、ついては、速かに該河川の砂防工事を國庫の補助により施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願は議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

藤木川砂防工事施行の請願（請願者島根縣簸川郡山口村長渡部利榮外五名）（大橋武夫君外一名紹介）（第二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根縣簸川郡山口村を流れる藤木川は、戰時中の山林乱伐のため年々出水を繰返えし、このまま放置すれば流域の耕地の被害はますます増大し重大なる結果を生ずるに至る現狀である、ついては、速かに該河川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

稗原川砂防工事施行の請願（請願者島根縣簸川郡稗原村長高尾文一外五名）（大橋武夫君紹介）（第二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根縣簸川郡稗原村を流れる稗原川は、昭和十四年頃より逐年河底が洗失し、このため出水の都度沿岸の耕地等に及ぼす損害は、誠に大きく特に昭和十八年の水害は甚大で、これをこのまま放置すれば、該河川の流域は荒廃することは必至である、ついては、速かに該河川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお。本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

半場川砂防工事施行の請願（請願者島根縣能義郡飯梨村長若槻修道外二名）（大橋武夫君紹介）（第二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根縣能義郡下の飯梨川の支流半場川は、近年著しく河底が低下し、且つ土砂の流失多く下流に多大の影響を與えているが、このまま放置すれば該河川の沿岸に悲惨なる災害を及ぼすこと火を見るより明かである、ついては、速かに國庫補助によつて該河川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

祖父谷川砂防工事施行の請願（請願者島根縣能義郡廣瀬町長永井清志外一名）（大橋武夫君紹介）（第二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根縣能義郡廣瀬町を貫流する祖父谷川は、沿岸一帯のかんがい用水として食糧増産に大なる貢献をして來たが、最近土砂の流出が著しく、該河川下流一帯は砂れきの堆積により、いつ水、はん濫の危險にさらされている、ついては、速かに該河川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

廣島縣内の道路改修促進の請願（請願者吳市長鈴木術）（宮原幸三郎君外一名紹介）（第二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方産業経済の開発向上は、一に交通網の整備拡充にあるが、廣島縣下の各道路は、狹小で急こう配多くしかも、う余曲折がはなはだしいのでその機能を充分発揮できない、そのため該縣は立地條件に惠まれ林・農・水・鉱産物に富みながら産業経済的発展を阻害されている、ついては、速かに三原、吳線、大竹、浜田港線、廣島、浜田港線、柏淵、三次線及び廣島、油木線の五府縣道の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

生産増強の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本

請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

呉市の復興土地区画整理事業費國庫補助増額の請願(請願者呉市長鈴木術)(宮原幸三郎君紹介)(第二八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

呉市の復興特別都市計画事業は、昭和二十一年より実施されているが、現在までの認承事業費は、全事業費の一割に過ぎないので、その完成は前途遠く、このままで該事業が遅々として進まないときは、土地区画整理事業のための家屋移轉数が著しく増加して、費用の増高を来すことは素より実施上一大困難に遭遇することは明らかである、ついては、昭和二十四年度における該事業に対する認承事業費は大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

戰災復旧の見地より早急に補助の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

大崎、鹿兒島間道路改修促進の請願(請願者鹿兒島縣日置郡田布施村尾下二千八百五十八番地鎌田正知外七名)(上林山榮吉君紹介)(第三〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

薩摩半島の中央を横断する大崎、鹿兒島線は、南薩地方に産する多量の生産物資を鹿兒島市に搬送する最短路線として重要なる役割をつとめつつあつて昭和二十三年度において國庫補助をもつてこれが改修工事を実施されたが、なお未改修区間を残しているためその機能を充分に発揮できない現状である、ついては、昭和二十四年度においても該路線の改修工事を続行されたいというのである。

二、請願の議決理由

生産増強の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

山口縣の災害復旧土木事業費國庫補助増額の請願(請願者山口縣知事田中龍夫)(青柳一郎君紹介)(第三二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口縣は昭和十七年の津浪の災害以来連年風水害を受け、縣民一致の努力により一應の復旧を見たが、その後物價の高騰に影響されて復旧の完璧を期することができないでいたところ、昭和二十三年及び翌二十四年の水害によりその損害実に十億円余に達し、これが復旧なくしては食糧の増産と地方産業の振興は到底望めない、ついては、該縣の切迫した財政難に鑑み、速かに災害復旧費に対する國庫の補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

木屋川河水統制事業施行促進の請願(請願者山口縣知事田中龍夫)(青柳一郎君紹介)(第三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

木屋川河水統制事業は、昭和十五年度より着工し八十五パーセントの工程にまで進捗したが、終戰直後の急激な狀勢の変化に伴い、厚東川河水統制事業の完成に重点を置く必要に迫られ、止むなくこれを休止するに至つたが、厚東川は、昭和二十三年度において完成する関係上、資材、労務の轉換も容易であり且つ下關市の復興並びに長府地帯の工場復活は、ますます該事業の必要性を加重してきたので、昭和二十四年度より再び工事を起して速かにこれが完成を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

松尾川砂防工事施行の請願(請願者岡山縣久米郡神月村長重近久保外一名)(大村清一君紹介)(第三四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山縣久米郡神月村地内の松尾川は、水源山地が荒廃して土砂の流出おびただしく、上下流部は、幅員が狭少で曲折が多いため沿岸一帯に大なる被害を及ぼしている、ついては、速かに該河川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

由宇川改修工事促進の請願(請願者山口縣玖珂郡由宇町長重廣范外七名)(青柳一郎君紹介)(第三六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口縣玖珂郡伊陸村に源を発し、防長米の主要なる生産地帯を貫流する由宇川は、昭和二十年九月の風水害により大はん濫を来たし、沿岸耕地その他に大なる被害を及ぼし、以来二年余にわたる由宇町民の縣命なる努力によつて一應復旧の半ばを終えた、しかるに該河川の河床は災害前に比し平均一乃至二米も浅くなり、なお憂慮すべき狀態にある、ついては、速かに該河川の水源地及び上流地帯に徹底的治水砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

倉尾村に砂防工事施行の請願(請願者埼玉縣秩父郡倉尾村長丸山福治郎外六名)(阿左美廣治君紹介)(第三八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉縣秩父郡倉尾村は、荒川の水源地であるが、出水のため多大の被害を受けた、しかるに該河川の一部水源地に砂防工事が実施され、その完了区域は全く危険狀態より脱することができたが、未だ工事施行中の該村池原、富田、合角の各地内その他の区域は今なお不安の狀態で、これが対策については貧困なる村財政ではいかんともしがたい、ついては、速かに該三地内その他の地内まで砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定の見地より早急に施行

の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

村山野川及び白水川上流改修工事施行の請願（請願者山形縣北村山郡東根町長齋藤三郎外十一名）（牧野寛索君紹介）（第四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形縣北村山郡野川及び白水川は夫々舟形山及び東郷村荒川に発して最上川に注ぐ川であるが、明治三十七年の大出水に対して不完全ながら改修工事を施したものの、戰時中における水源地帶の立木伐採のため、その後年々出水に見舞われ、このままでは甚大なる被害を招來する事は必然である、ついては、速かに野川及び白水川上流の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地により早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

岡山縣下の河川に砂防工事施行の請願（請願者岡山縣英田郡西粟倉村長荻原曉穗外六十一名）（大村清一君紹介）（第四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山縣下の河川は水源山地が荒廃して土砂の流失おびただしく、上、下流部は幅員が狹小で曲折が多いため、豪雨に際会してしばしば出水し流域一帶に多大の被害を及ぼしている、ついては、速かに岡山縣下の左記の各河川に砂防工事を施行されたいというのである。

(一)　塩谷川　(二)瀬戸川　(三)瀧谷川　(四)　木地山川　(五)西山川　(六)小房川　(七)影谷川　(八)瓶割川　(九)松尾川　(十)奥山川　(十一)塩之内川　(十二)西屋川　(十三)馬神谷川　(十四)羽出西谷川　(十五)大渡川　(十六)櫻川　(十七)河内川　(十八)杉谷川　(十九)道々川　(二十)高座川　(二十一)　植杉川　(二十二)西河内川　(二十三)粟谷川　(二十四)百谷川　(二十五)上森川　(二十六)宮代川　(二十七)打穴川　(二十八)長屋川　(二十九)三谷川　(三十)大瀧川　(三十一)小松川　(三十二)白賀川　(三十三)鉄山川

二、請願の議決理由

食糧増産の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請請は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

中津、飯田間道路改修の請願（請願者飯田市長高田茂外一名）（平野三郎君紹介）（第四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜縣惠那郡中津町と長野縣飯田市との間の道路は僅かに五十キロ、自動車で二時間にすぎない距離であるが、中津町中津川地内の道路三千二百米の区間が幅員狹小であるため長野縣塩尻駅、辰野駅を経て飯田市に至るう回道路を選ぶ外なくその所要時間は六時間となり、そのため両地方間の産業の振興、資源の開発及び観光に多大なる支障を來たしている、ついては、速かに中津、飯田間の道路の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

金山峠トンネル開設の請願（請願者北海道勇拂郡占冠村長中田菊太郎）（河口陽一君紹介）（第五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道旭川、浦河間の地方費道路の中、根室本線金山駅より七粁の地点に位する石狩、膽振の國境にある金山峠は、標高五百十七米で延長五粁余に及んでおりそれが曲折が多いため、貨物輸送は著しく制約され、そのため勇拂郡占冠村並びに日高村は、豊富な林・鉱資源を有しながらいちじるしくその生産を阻害されている、ついては、速かに該峠にトンネルを開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

生産増強の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

都営青山第二共同住宅改善に関する請願（請願者東京都港区赤坂青山北町五丁目二十四番地東五山田清外百九十八名）（船田享二君紹介）（第六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

都営青山第二共同住宅は、不備な箇所が多く日常生活を営むに多大の不便を感じている、ついては、速かに左記事項の改善を実施されたいというのである。(一)硝子戸の設置　(二)井戸及び水道口の箇所の屋根の設置　(三)流しといを土管に設置換え　(四)階上に給水設備の設置　(五)炊事箇所の修理並びに急設　(六)破損箇所の未完了工事の完成

二、請願の議決理由

民生安定の見地から早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

黒部川改修工事促進の請願（請願者富山縣新川郡櫻井町長荻野幸作外七名）（鍛冶良作君紹介）（第六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

黒部川は、わが國屈指の急流で古來よりしばしば水害を繰り返し、殊に昭和九年の出水は沿岸一帶に著しい被害を及ぼした、幸い昭和十二年度より十二箇年の継続事業として改修工事に着手されることになつたが、支那事変の勃発並びに最近の物價高等のため工事は遅々として進まないで、河狀は益々悪化し、大なる危險にひんしている、ついては、速かに該河川の改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

富田川の治水工事施行の請願（請願者和歌山縣西牟婁郡東富田村長湯川円次郎外十一名）（早川崇君紹介）（第六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山縣西牟婁郡の穀倉地帶を貫流する富田川は、上流の土質軟弱のため土砂の崩壞著るしく、これが堆積はその度を加え、更に下流川口近くのかんがい用井ていは砂石の流下を阻止して川底は二メートル以上も隆起し、耕地は川底よりも低く、ために排水が悪化し僅かの出水にも水田に流入して食糧増産を阻害している、ついては、該河川の堤防の復旧並びに補強工事を急速に実施するとともに根本的な改修並びに水源地帶の砂防工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
食糧増産の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

東澤村地内馬見ヶ崎川砂防工事施行の請願（請願者山形市長鈴木重屹）（松浦東介君紹介）（第七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
馬見ヶ崎川上流葉ノ木澤一帶の地域は、大正九年の出水によつて崩壞して以來遂年土砂の流出が増しその上近年森林の乱伐の結果東澤村地内の荒廃はなはだしく沿岸の決潰の危險が大である、又該河川は山形市の上水道の水源で三千余町歩の耕地をかんがいしている、ついては、速かに該河川上流の砂防工事並びに下流の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
食糧増産の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊座敷、大泊間縣道全通促進の請願（請願者鹿屋市長田平藤一外五名）（前田郁君紹介）（第八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿兒島縣肝屬郡佐多町伊座敷から大泊に至る縣道の開さく工事は、昭和二十二年に再び起工されたが、該工事は完成までに四、五年を要すると聞くが、これでは該地方の交通、産業上はなはだ遺憾であり、且つ大隅半島の開発を阻害することとなる、ついては、該縣道の全通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
産業開発の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

今切川口の浚渫及び砂防工事施行の請願（請願者德島縣板野郡松茂村長粟田善吉外六名）（柏原義則君紹介）（第八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
吉野川の支流今切川は、古來舟運及び排水の重要な使命を果して來たが、近時河口附近に漂砂が著しく堆積しその上連年の暴風雨により河口の閉そくの程度は益々深まり、ために排水機能を阻害し、且つ船舶の運行の困難は、該河川の舟運に依存している重要生産部門に多大の損失を與えるに至つている、ついては、速かに該河川の河口にしゅんせつ及び砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
生産増強の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

庶民住宅建設助成に関する請願（請願者宮崎縣議会議長甲斐善平）（川野芳滿君外四名紹介）（第九〇号）及び同（請願者宮崎縣知事安中忠雄外千名）（瀬戸山三男君外四名紹介）（第二六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
終戰以來三年余を経たが、國民の切実な要望にもかかわらず住宅の不足はいぜん深刻で國民の生活上大なる脅威となつている、しかるに一般大衆の経済力はひつ迫し自力復興は極度に低下している現状であるから、これが解決には政府の強力な住宅対策と國家資金の全面的注入による外はない、ついては、次の項目につき速かに実施されたいというのである。
（一）昭和二十四年度において國庫補助により庶民住宅を大幅に建設すること　（二）住宅金庫の設立　（三）重要産業労務者住宅資金に対する融資の増強　（四）手持資材による十五坪以下の住宅の建築は許可を要しないとすること等。

二、請願の議決理由
戰災復旧と民生安定の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本願請はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

魚野川災害復旧工事施行の請願（請願者新潟縣南魚沼郡町村会議会長山崎貞治外十八名）（亘四郎君紹介）（第九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟縣南魚沼郡を縦貫する魚野川は、水源地帶の森林濫伐のため年々出水し、その都度上流から放出する砂石のため河床は隆起して、少量の出水によつても堤防を欠潰し特に昭和二十三年のアイオンたい風によつて沿岸の農作物に甚大の損害を與えた、ついては、関係住民の生活の安定と食糧増産のため、速かに該河川の災害復旧工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
民生安定と食糧増産の見地から特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

魚野川水系各河川の砂防工事施行の請願（請願者新潟縣南魚沼郡町村長会長雲尾東岳外十九名）（亘四郎君紹介）（第九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟縣南魚沼郡魚野川の支流である三國川、登川、水無川、田川等は、水源地の荒廃により土砂を流出して河床が隆起し、そのため出水の都度随所に堤防が欠潰し、沿岸耕地に多大の被害を與えた、若しこのままに放置するときは五千町歩の耕地を放棄するまでの事態に立ち至つている、ついては、関係住民の生活の安定と食糧増産のため、速かに魚野川水系の各河川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
民生安定と食糧増産の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべき

ものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

新町橋改築に関する請願（請願者德島市都市計画協力会長河野知成）（柏原義則君紹介）（第一一九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
德島駅から眉山麓に至る幅五十米の防災道路の計画遂行に当り、該道路の中心を連絡する新町橋が僅か十米幅のままに放置されているが、これでは防災道路の機能を減殺することとなる、ついては、該橋の改築予算を計上されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

新潟、富山間縣道改修の請願（請願者新潟縣三島郡西越村長高橋重後郎外六名）（塚田十一郎君紹介）（第一二一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
縣道新潟、富山線は、裏日本を縦貫する産業上の重要路線であるが、道路の幅員が僅かに九尺であつてふくそうする交通量を消化できないため、関係地方の産業振興上多大の支障となつている、ついては、昭和二十四年度において該道路を改修されたいというのである。
二、請願の議決理由
産業振興の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

可愛川水系各河川改修の請願（請願者廣島縣双三郡三次町三浦正）（船越弘君紹介）（第一二二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
可愛川水系各河川は、廣島、島根両縣下の重要な農業生産地帯を貫流し日本海に注ぐ大河川であるが、可愛川と馬洗川等の合流点は、両岸ともに岩盤山が突出して遊水地帯がないため豪雨に際会すればたちまち濁流はん濫し沿岸住民の受ける損害は甚大である、又該水系は到る処貧弱な堤防であるため、しばしば決潰し河床は著るしく埋積しつつあるので、その被害も逐年増加の傾向にある、ついては、昭和二十四年度において該水系各河川の改修工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

勝田町地内の道路開設費國庫補助の請願（請願者茨城縣那珂郡勝田町長安藤男外一名）（塚原俊郎君紹介）（第一二六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
茨城縣那珂郡勝田町は、戰時中日立製作所水戸工場並びに日立工機株式会社の操業に伴い急激に発展したので、戰時中都市計画の区画整理に着手し終戰後これを中止しているが、今後生産再建のため該町を縦断して府縣道大宮平磯線に連絡する幹線道路を開設する計画を樹てたが、その総事業費は五百万円の多額にのぼるので、二百五十万円を國庫補助金として交付されたいというのである。
二、請願の議決理由
生産増強の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

花尾峠トンネル開設の請願（請願者宮崎縣南那珂郡本城村長内田博巳外三名）（川野芳滿君外四名紹介）（第一四一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮崎縣南那珂郡本城村は、交通最も不便な山間のへき地であつたが、明治四十二年都井村まで道路が開通して住民はその恩惠に浴することとなつた、しかるにこの区間には急こう配の花尾峠があつて、大型車及び重量車の運行が激増しつつある現在、該峠は極めて危険な実情にあるので、若し立宇津、黒井及び黒仁田を経由して花尾峠に約八十メートルのトンネルを開設するときは、輸送力が二十倍に増強され、沿道に豊富な漁獲物及び林産物の輸送に多大の貢献を與えることとなる、ついては、花尾峠トンネル開設費に対し國庫補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

大淀堰堤調査費増額の請願（請願者宮崎市長荒川岩吉外二十二名）（川野芳滿君外四名紹介）（第一四二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮崎縣東諸縣郡高岡町本八重地先の大淀川中流部の狭谷区間に計画された大淀堰堤建設計画は、貯水量約一億七千万立方メートルの巨大な水量に達する見込みであるが、その水没する区域はおうむね雑木林で耕地、人家の犠牲はほとんどない、若しこれが完成すれば、大淀川の改修計画は縮小され、年間四億六千万キロの発電源となり、全九州地方の電力事情は著るしく好轉することとなる、ついては、大淀堰堤計画の本格的な基本調査が二十四年度中に完了するよう調査費を増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
生産増強のため、電源開発の見地より特に早急に調査の必要があるものと認め、本請願はこれを議

院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において、採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

武庫川上流改修工事促進の請願（請願者兵庫縣有馬郡廣野村長坊垣俊太郎外三名）（原健三郎君紹介）（第一五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫縣有馬郡廣野村地内の武庫川上流改修工事は、予算の関係と戰爭のため中止されていたが、昭和二十三年度において一部改修の完了を見たものの、一朝出水に際しては沿岸の家屋、人畜、耕地に多大の被害を與えている、ついては、速かに武庫川上流改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

大仁町地先の狩野川改修工事継続促進の請願（請願者靜岡縣田方郡大仁町長鈴木章夫外二十六名）（畠山鶴吉君紹介）（第一五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

靜岡縣田方郡下の平野を貫流する狩野川の大仁町地先における改修工事は、大体六割近くまで完成したが、仮にこれが中止となれば出水の被害は甚大である、ついては、該工事を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

川井村地内の閉伊川切替工事施行の請願（請願者岩手縣下閉伊郡川井村川内澤口賢三外四十五名）（山本猛夫君紹介）（第一六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手縣下の閉伊川は、昭和二十三年アイオン颱風によつて沿岸地帶に未曾有の被害を與えた、ついては、流域住民の生活の安定と産業の復旧のため該河川の根本的恒久対策として切替工事を速かに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

淀川及び大和川改修工事施行の請願（請願者大阪市長近藤博夫）（淺香忠雄君紹介）（第一七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府の重要河川である淀川及び大和川は堤防がしばしば決潰して甚大な惨害を起していたところ昭和十四年これが補修工事に着手されたが、今なお未完成のままである、若しこのまま放置するときは大阪、堺両市に及ぼす災害は誠に言語に絶する、ついては、該両河川のこう水並びに大阪湾から來襲する高潮の災害を根絶するため、速かに改修工事を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

豊橋、富山間道路を國道に編入の請願（請願者岐阜縣惠那郡川上村長伊藤藏外一名）（岡村利右衞門君紹介）（第一八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豊橋市から飯田市及び岐阜縣坂下、下呂、高山を経て富山市に通ずる道路は、その沿道に膨大な天然資源を有し、且つ景勝、温泉に富む観光地としても名高く、東海地方と裏日本の北陸地方とを結ぶ最も利用價値の高い最短距離の路線であるから、該道路を國道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源開発と交通確保の見地より促進の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

國道二十三号線改修促進の請願（請願者香川縣坂田市長鎌田正光）（島田末信君紹介）（第一八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

四國地方の動脈的幹線道路である國道二十三号線中坂出市西新開と江尻町との区間約二・八粁は、その幅員が狭小で現在なお未改修のままであるので、一日平均トラック二百五十台ないし三百台の交通路としては、輸送機能の低下と保安上、これを放置しておくことは誠に遺憾である、ついては、速かに該区間の國道を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

豊富村の石炭輸送道路改修並びに開設の請願（請願者北海道天塩郡豊富村村長相馬惣三郎外一名）（玉置信一君外一名紹介）（第一九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡豊富村地内には三菱並びに日曹の鉱業所があるが、これら鉱業所と豊富村との間の唯一の交通路は鉱業所専用鉄道があるばかりで、今後奥地の開発により両鉱業所と該村との物資、労務輸送関係は盛んとなり専用線ばかりでは輸送力が不足し、これが補充のため輸送道路の拡充強化が絶対的に必要である、ついては、豊富村、三坑間の道路を改修するとともに開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

生産増強の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

赤石、神崎間道路開設の請願（請願者北海道岩内郡岩内町町長清水武夫）（小川原政信君紹介）（第一九二号）に関する請願

一、請願の要旨及び目的
北海道積丹半島西海岸は、四季を通じて魚族極めて豊富で農林資源にも富んでいるが、交通がはなはだ不便であるために未だに未開発のまま放置されている、ついては、これら資源開発のため古宇郡神恵内村大字赤石から積丹郡余別村大字神崎に至る道路を開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
資源開発の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

当別川、東土場間海岸道路開設の請願（請願者北海道岩内郡岩内町長清水武夫）（小川原政信君紹介）（第一九三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道岩内郡の港地方費道江差岩内線の一部島野村大字敷島内当別川から磯谷村大字北尻別字東土場に通ずる道路の中、雷電嶽の中腹がこう配はなはだしいため交通が全くと絶の状態にあるので、地方産業並びに住民の福利増進に大なる支障を来たしている、ついては、現在の予定路線である山道によらないで、海岸線に変更して道路を開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
産業開発の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

松浦川改修工事費國庫補助の請願（請願者佐賀縣東松浦郡鬼塚村長遠藤竹之助外七名）（保利茂君紹介）（第二一八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
佐賀縣下の第一の大河川である松浦川は昭和二十三年七月、九月の二回にわたる豪雨のため出水し、二千有余町歩の美田を浸し、道路、鉄道、農作物等に数十億円に達する被害を與えたが、小規模の改修工事ではとうてい災害を防除することができないから、該河川の改修工事費として國庫補助金を交付されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

加茂川護岸工事施行の請願（請願者岡山縣苫田郡高野村長兒島剛外二名）（大村清一君紹介）（第二二五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
加茂川は岡山縣苫田郡神庭村南端の山岳地帯と同郡高野村の平坦地との境界で曲折しているため、少量の降雨でも出水し沿岸地域に多大の被害を與え、殊に戰時中の山林濫伐の結果その被害は一層大きい、ついては、速かに該河川の護岸工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

利根川並びに荒川改修工事に関する請願（請願者浦和市仲町二丁目九十一番地埼玉農協治水対策委員会長武正總一郎外五名）（阿左美廣治君外十二名紹介）（第二五三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
利根川及び荒川の改修工事は目下進捗しつつあるが、なお未完成の区域が多く、また出水期を迎えて沿岸住民は日夜不安焦燥にかられている、ついては、昭和二十四年度出水期までに改修工事を完成するとともに利根川栗橋鉄橋つり上工事と併行して東武鉄道鉄橋のつり上工事を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

眞野川改修工事促進の請願（請願者宮城縣牡鹿郡稻井村長三浦廣外三十三名）（内海安吉君紹介）（第二九一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城縣牡鹿郡稻井村に源を発する眞野川は、同地内で北上川に合流する北上川最下流の支流である関係で、北上本流が増水する場合にはその逆流によつて決潰し又夏季の渇水期には海水の侵入によつて沿岸の耕地はかん害を受けている、ついては、速かに堤防の補強工事を施行し、上流にダムを築造して河水を調節するとともに渇水期のかんがい用に充てるため本、支流合流点に逆流防止のこう門を設け又萬石浦へ誘導放水路を開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

木曾川改修工事費國庫補助増額の請願（請願者愛知縣中島郡起町伊藤半逸）（河野金昇君外二名紹介）（第二九二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
木曾川改修事業は揖斐、長良両河川及び支派川の改修に主力が注がれ、事業の眼目である木曾川本流がゆるがせにされているため、同河川流域一帯はいつ不慮の災害をこうむるやも計り知れぬ状態にある、ついては、昭和二十四年度における改修費の國庫補助を増額して、速かに該河川の改修工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

釜谷峠にトンネル開設の請願（請願者宮城縣知事佐々木家壽治外十七名）（内海安吉君紹介）（第二九四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城縣桃生郡の縣道雄勝、飯野川線は金華山漁場を控えた豊富な水産物をはじめ、林、鉱産物の搬出路として重要な利用價値を有するものであるが、釜谷峠附近が急坂路で、生産物資の輸送はもとより、地方の振興にも多大なる支障をきたしている、ついては、釜谷峠にトンネルを開設されたいというのである。

二、請願の議決理由
生産増強の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

宮崎縣下の産業道路及び観光道路開設に関する請願（請願者宮崎縣南那珂郡町村議会議長会長石井彌平外十四名紹介）（第三〇〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮崎縣南那珂郡は豊富な山林資源に惠まれ又その海岸一帯に観光地を有しているが、道路が整備されていないため資源は死蔵され、観光地としての使命も充分発揮していない、ついては、都城、三股、北郷村を経て油津港に至る産業道路、都城より大束を経て油津港に至る産業道路及び鵜戸、油津、細田、南郷、市來を経て都井岬、本城、福島に至る産業、観光道路を開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
生産増強の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

西大阪の防潮事業費國庫補助の請願（請願者大阪市大阪府廳内西大阪水害対策委員会委員長淺野藤太郎）（前田種男君紹介）（第三〇二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
西大阪地帯は生産額数百億円に達する工業地域であるが、地盤沈下のため毎年高潮の災害を受け巨額に上る損害をこうむつているので、これが根本対策としては全面的地揚が最善の方途であるが、その実施困難であるから非常時の避難道路を兼ねた防潮堤を築造し併せて強力な排水設備を完備する事業を三箇年継続工事として計画している、ついては、該事業費に対し國庫補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

宮崎縣の開発事業費町村負担に関する請願（請願者宮崎縣南那珂郡町村議会議長会長石井彌平外十四名）（田中不破三君外五名紹介）（第三一三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
地方財政の窮乏は年々深刻の度を加えつつあるが、限られた財源では結局歳出面の大きな率を占める各種地元負担金の軽減を図る外ない実情である、ついては、宮崎縣下の道路の開設及び港湾改修工事等の実施に当つては、町村負担の過重に陷らぬよう措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
資源開発の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

淀川及び神崎川堤防復旧工事施行の請願（請願者大阪市西淀川区役所内西淀川防災協会長名越民次郎）（前田種男君紹介）（第三一六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
大阪市西淀川区は本市唯一の工場地帯で、その生産力は全國随一であるが、昭和十九年及び二十年九月に來襲した高潮のため海岸堤防並びに淀川及び神崎川堤防が決潰し、多大なる被害をこうむつた、しかるにこれが復旧工事は遅々として進まず、生産増強に大なる支障を來たしている、ついては、本区地内の淀川右岸、神崎川堤防並びに両河川河口海岸堤防の災害復旧工事を速かに施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
生産増強の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

北上川治水工事施行の請願（請願者岩手縣盤井郡薄衣村議会議長菊田九一外三名）（淺利三朗君紹介）（第三三八号）及び同（請願者岩手縣紫波郡見前村藤澤善右エ門外七名）（山本猛夫君紹介）（第三三九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
昭和二十二・三両年度における北上川の大水害により流域一帯は多大の被害を受けたので、現在これが治水工事を施行中であるが、盤井川下流の宮城縣界に接する数箇町村の沿岸地帯は、連年水害をこうむつているにもかかわらず単に狹さく部であるとの理由でなんらの水害防止施設がないのははなはだ遺憾である、ついては、北上川の改修工事を促進するとともに盤井川下流狹さく部を改修区に編入する等の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

戰災復興事業費國庫補助の請願（請願者愛知縣土木部計画課内戰災復興土地区画整理委員会中部地区連合会愛知縣地区代表杉浦林藏外四名）（辻寛一君紹介）（第三四三号）及び戰災都市復興事業費助成に関する請願（請願者宮崎市役所内宮崎土地区画整理委員会長杉尾利尾）（瀬戸山三男君外五名紹介）（第八七二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
戰災都市の復興事業は復興計画基本方針に基き近く換地予定指定完了の運びに至つているが、過去三箇年間の事業の実績は僅少な進捗率に過ぎない、これが原因は國庫予算の不足にある、從つて換地予定地区を指定しても土地使用が伴わず、該事業の遂行並びに都市復興に重大なる支障を來たしている、又昭和二十四年度は該事業の成否を定める段階にあるから、中部地方の該事業に対して國庫補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
戰災復旧の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

房総國道改修工事促進等に関する請願（請願者木更津市長山崎

直外七十四名(小高熹郎君紹介)(第三四五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

房総國道の改修工事は昭和十八年に着工され現在施行中であるが、房総半島は京濱地区並びに市川、船橋等の都市を眼前に控え、且つ観光地帯を有し、産業、観光道路として該國道の重要性は大きい、ついては、昭和二十四年度において未改修道路の完成、保田、勝山間、佐貫、湊間及び君津、佐貫間の道路の改修予算の計上、千葉より木更津、館山を経て外房を廻る道路を一級幹線國道として認定、主要横断道路の改修維持等を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通の便を確保し、産業振興の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

和田村地内の道路改修に関する請願(請願者北海道根室郡和田村長西田豊平)(伊藤郷一君紹介)(第三五九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道根室郡和田村を横ぎる幹線地方費道路札幌、根室線及び根室、落石線は、損潰はなはだしく、該村の産業復興上重大な影響を及ぼしている、ついては、昭和二十四年度予算において該路線の改修工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業復興の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

熊原川並びに杉倉川砂防工事施行の請願(請願者青森縣三戸郡上郷村長小坂義衛)(山崎岩男君外一名紹介)(第三六二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森、秋田両縣境の四角岳に源を発する熊原川は、上流地山林の濫伐の結果、土砂の流出はなはだしく昭和二十二年七月の出水に際して沿岸地域に多大の被害を與え、その後連年の増水に河床は土昇し、流域の田畑は埋没の悲運にある、又その支流杉倉川は土砂の流下著しく、出水ごとに流域一帯に被害を與えている、ついては、両河川上流の砂防工事を速かに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

大隅熊毛地区の道路及び河川改修工事費國庫補助の請願(請願者鹿児島縣知事重成格外一名)(二階堂進君紹介)(第三八五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島縣大隅熊毛地区には肝付川はじめ多くの河川があつて、その護岸工事又は河川の未改修のため、降雨期には毎年耕地、人家に被害を受けているから速かに河川の改修と砂防工事を施行されたい又該地区における道路は改修を要する箇所があつて産業の開発に多大の支障となつているから、垂水、志布線外七路線の改修工事を速かに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

高瀬川並びに地藏院川治水工事施行の請願(請願者奈良縣添上郡治道村長金居仙助外二名)(前田正男君紹介)(第四二五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良縣高瀬川及び地藏院川は大和穀倉の中央部を西流し、両河川の治水は重要性極めて大きいが、高瀬川の中流及び地藏院川の全区域は、屈曲が多く、河幅が狭く、堤防はぜい弱で、その上水源地帯の濫伐のため、毎年出水を繰り返し、該地方の生産に多大な支障をもたらしている、ついては、産業の開発と民生の安定のため、速かに該二河川の治水工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発及び民生安定の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

熱海海岸道路幅員拡張の請願(請願者熱海市議会議長吉木良平外四名)(畠山鶴吉君紹介)(第四二六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熱海海岸は大部分埋立地であり海岸道路が不完全なため、毎年波浪により破損し、その都度交通止めとなり、又同地唯一の名所であるお宮の松の根元六尺位の道路を毎日数百台の車馬が交通するので、その名所の保存と交通上の円滑を期するため、速かにロータリー式となして交通の安全を図り、且つこの附近一帯の道路の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊豆半島の縣道を國道に編入の請願(請願者静岡縣賀茂郡町村長会長下田町長加田萬藏外七名)(畠山鶴吉君紹介)(第四二八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊豆半島は風光明美な景勝の地であるが、交通の便悪く又道路の整備未だ充分でないので、観光並びに産業上多大な支障を來たしている、ついては、伊豆半島縣道を國道に編入し、循環道路に改修し

て、観光道路としての施設をほどこされたいというのである。

二、請願の議決理由

生産増強の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

小田原、熱海間道路舗装の請願(請願者熱海市長宗秋月外三名)(畠山鶴吉君紹介)(第四二九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都から小田原までは道路が舗装されているが、小田原、熱海間が取り残されていることは、該道路が現在進駐軍関係の自動車が毎日数百台通行する状態であるから誠に遺憾である、ついては、速かに該道路を舗装されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の便を確保する見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

熱海、三島間道路改修及び舗装の請願(請願者静岡縣議会議員山口盛枝外八名)(畠山鶴吉君紹介)(第四三〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熱海、三島間の道路は、箱根に通じ、観光道路として重要な路線であるが、降雨の都度土砂が流出し交通上多大な支障を來たしている、ついては、速かに該道路を改修し且つ舗装されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の便を確保する見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

府縣道吾妻會地線を國道に編入の請願(請願者長野縣飯田市大字飯田七七七番地下伊那郡町村長会長塩澤治雄外九名)(今村忠助君紹介)(第四五三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野縣下伊那郡は関西方面、名古屋市又は岐阜縣中津川町、坂下町その他枢要地方と経済上密接な関係を有するが、両地方に通ずる縣道はきわめて不完全であるため、その不利不便は少くない、ついては、林産資源の開発、飯田地方産業の振興、観光客の誘致、天龍水系発電所開発等の見地からも、吾妻、会地線を國道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

昆布森村地内の道路開設の請願(請願者北海道釧路郡昆布森村長加藤正一外一名)(伊藤郷一君紹介)(第四五九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道釧路郡昆布森村は天惠の豊富な魚田、炭田、森林等國家的大資源を有しているが、陸路がないためにこれが開発は極めて困難である、ついては、村産業の興隆、住民の経済安定を図るため、昆布森から老者舞に至る間に道路を開設し、昭和二十四年度中に一部の実測並びに工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

大阪市周辺地区に下水道事業施行の請願(請願者大阪市北区中之島一丁目柏原平太郎外七名)(押谷富三君紹介)(第四六六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪市周辺地区は大部分戰災を免れたために全市人口の約七十八パーセントを擁し又産業都市としての生産活動の中枢にあるが、該地区は普通潮位以下の地域が多いため低濕で晴天の日でも汚水が停滞しているうえに年々地盤沈下の悪條件にあるので、一朝降雨の際はたちまち汚水及び雨水がはん濫し、産業、並びに衞生に多大の支障を來たしている、ついては、該市周辺地区に下水道事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

生産増強及び衞生の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手縣の水害地住宅建設費國庫補助等に関する請願(請願者岩手縣水害復興会議長佐藤公一)(山本猛夫君外六名紹介)(第四六九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手縣における水害流失住宅の建設申請は、二千四百八十一戸の中千四百戸の割当を得たが、今なお千八十一戸に対しては割当がなく、生産の減退を來しているから、速かに割当を行い國庫補助金を交付され、又同地区の半壞家屋は四千八百三十戸に及ぶがほとんど住宅の機能を失い、辛じて生活しているから、これら被害者に対し住宅建設の長期低利資金融通の途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定の見地より特に施行の促進の要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

宇登呂、斜里間道路改修の請願(請願者北海道斜里郡斜里町長米澤鶴松外一名)(松田鐵藏君紹介)(第四七四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道斜里郡宇登呂、斜里間の町村道は、内六里は急坂曲折の山道であつたが、知床半島開発の重要性に基き、昭和二十二年八月準地方費道に編入されたが、この沿線は豊富な陸、海資源を産し、又該道路は宇登呂漁港との連絡路としても同地方開拓の動脈であるから、速かに該区間の道路を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手縣の治水事業費國庫補助等に関する請願（請願者岩手縣水害復興会議長佐藤公一）（山本猛夫君紹介）（第四七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手縣に対する昭和二十三年度水害復旧費國庫補助金の残額七億二千万円並びに國庫補助申請中の二十四年度十四億円、計二十一億二千万円を速かに交付され、又縣下、膽澤川、猿ヶ石川、和賀川、雫石川の上流せき堤工事と北上川改修とは一体不離の関係にあるので、同せき堤工事費として八十三億の國費を支出し、速かに同工事の完成を図られたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除及び産業開発の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、請願は本議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

城東区排水路開設事業施行の請願（請願者大阪市役所内大阪市会建設委員長柏原平太郎外三名）（押谷富三君外一名紹介）（第四七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪市城東、東成、生野の東大阪地域は地盤低く、排水の便も極めて悪く又急激に発展した区域で、下水道施設を欠き降雨毎に下水がはん濫し、家屋に浸水し、交通、保健、衛生上放置することができない状態であるので、市当局において五箇年継続事業として排水計画を立て、政府に事業認可申請中であるが、速かに該事業を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より事業認可と施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

呉市周辺の各河川砂防工事施行の請願（請願者呉市長鈴木術）（宮原幸三郎君紹介）（第四七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
呉市周辺における昭和二十年九月の大降雨による災害以来、同二十一年度から該市周辺の五十九河川を指定砂防河川として砂防工事に着手したが、同二十三年度末までに、全計画中僅かに一八パーセントの進捗率しか示さないので、市民は日々水害の危険にさらされている、ついては、右計画中緊急を要するもの四十八河川について五箇年計画として根本的砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

呉市の戰災復興事業費國庫補助増額の請願（請願者呉市長鈴木術）（宮原幸三郎君紹介）（第四八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
呉市は昭和二十年七月二日の空襲により本市域の中央部を焼失したため都市としての機能を失い、これが速かなる復旧にせまられている、ついては、天然の良港であり貿易港並びに商業都市として発展を予想せられ、又國際的観光基地としてきわめて有望な本市の復興事業を完成するため、これが國庫補助認証額を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
戰災復旧の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

引揚者の住宅に関する請願（請願者引揚者團体全國連合会委員長穂積眞六郎）（足立篤郎君紹介）（第五〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
引揚者住宅條件は極めて劣悪で、ために人心悪化の傾向さえあるついては、左記の事項を実施されたいというのである。（一）明年度帰還の無縁故引揚者の住宅の十分な準備、（二）引揚者のための大量な庶民住宅の建設、（三）住宅復興金庫の設置、及び住宅組合に対する融資の増額、（四）遊休住宅の強制買上、（五）余ゆう住宅課税による住宅建設特別会計の設置

二、請願の議決理由
民生安定の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手縣の水害復興調査費國庫補助の請願（請願者岩手縣廳内岩手縣水害復興会議長佐藤公一）（山本猛夫君外六名紹介）（第五二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手縣水害復興会議は、水害恒久対策に資するため、縣下の農、工業、測候所等の専門学者、技術者を一團とした調査部を設置し、重要な資料を提出させているが、今後相当長期の調査を必要とするから、縣財源も乏しいので調査費の一部、弐百万円を國庫から補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
國家財政の可能なる限度に於て國庫補助の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

大阪市内の橋梁嵩上及び修築工事施行の請願（請願者大阪市会建設委員長柏原平太郎外二名）（前田種男君紹介）（第五二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
産業都市大阪における水上輸送は、陸上輸送とともにきわめて重要であるが、地盤沈下のため該市六間屋川筋、西島川筋及び神崎川筋に架設されている各橋梁は一・四〇米乃至一・五〇米の沈下となり機帆船の航行不能のため輸送力は三分の一に低下している、ついては、生産増強を図るため橋梁の嵩上工事並びに一部修築工事に対し助成されたいというのである。

二、請願の議決理由
生産増強の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手縣の公共事業費國庫補助増額の請願（請願者岩手縣議会議長村上順平淺利三朗君外三名紹介）（第五三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手縣においては昭和二十三年及び二十四年引続き大水害に襲われ大打撃を受けたが、その復旧に対する政府の援助は僅か八パーセントに過ぎないし北上川の本支流ともその水源山地は荒廃し再び水害をこうむることは必至である、ついては、該縣の公共事業費に対する國庫補助金を増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
國家財政の可能なる限度において、最大限度の國庫補助の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

小野川改修工事施行の請願（請願者茨城縣稻敷郡賀村小野川河川改修促進同盟会長千島錄一外三万二千名）（橋本登美三郎君紹介）（第五五三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
茨城縣筑波郡小野川村に発し、南下して十一箇村を経て霞ヶ浦に注ぐ小野川は、肥よくな水田地帯を屈曲緩流しているが川岸に堤防はほとんどなく、特に近年該川水深部の荒廃は甚だしく、少量の降雨でも濁水は周囲にはん濫し、こう水時には宅地、田畑、道路、橋梁等に年々災害を繰り返している現状である、ついては、食糧の増産と民生の安定のため、速かに該川の改修工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

関門國道隧道工事完成促進の請願（請願者下関市長松尾守治外二十三名）（坂本實君紹介）（第五五四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
東京から鹿児島に至る二号國道は、本州と九州を結ぶ重要幹線道路であるが、関門海峡によりしゃ断され、交通、産業の興隆に大なる支障を来していたので、昭和十四年以来該海峡隧道工事に着工し終戰まで約三分の一の進捗を見、其の後第三回國会でも工費九億余円、六箇年継続事業としていわゆる「海峡案」なるものが採択されたが、工事完成期の遅延する場合は、経済上の損失と危険性を増大することは必至である、ついては、該工事の完成を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
交通及び産業の発達のため、強力に促進の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

川口村地内の川口川砂防工事継続の請願（請願者東京都南多摩郡川口村長高野村七外七名）（栗山長次郎君外一名紹介）（第五五五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
東京都南多摩郡川口村地内川口川は、幅員が狭小で屈曲が多いので河岸の崩壊がはなはだしく、出水のつど土砂を下流に押し流すため、昭和十四年度から砂防工事を施行したが、いまだ未施行の箇所が千六百五十米も残つているので水害を防除できない、ついては、速かに該河川の砂防工事を完成されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

大朝町の連絡道路開設の請願（請願者廣島縣山縣郡大朝町長石津洋吾外十四名）（宇田恒君外一名紹介）（第五九六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
廣島縣山縣郡大朝町は廣島縣の最北端に位し、中國山脈で島根縣と境を接する純農村であるが、耕地が少いうえ戰後海外からの引揚者、戰災者及び復員者の帰農により農業形態はますます零細化し憂慮すべき狀態にある、ついては、土地開発により農業経営の合理化を図るため、開拓予定地上ヶ原山林地帯に連絡する筏津女鹿原線、九門明抜宮線、茅原上ヶ原線、抜宮女鹿原線を速かに開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

廣島縣下の河川改修に関する請願外五件（請願者廣島縣賀茂郡安浦町長生田美譯外三十名）（宇田恒君外一名紹介）（第五九七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
廣島縣の河川は戰時中の濫伐と戰後の開拓事業のため水源地帯の荒廃は甚だしく、從つておびただしい土砂の流出を見、近年引き続く豪雨に際会して、流域の被害は甚大であり地元民も復旧に全力をあげているが、貧弱な地方財政ではいかんともすることができない、ついては、左記河川の改修について國庫補助をされたいというのである、(一)山縣郡の出原川及び可愛川　(二)賀茂郡の野路川、イラスヶ川及び田代川　(三)豊田郡の沼田川。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

亀山駅地先の大田川に橋梁架設の請願（請願者廣島縣高田郡小田村長三上基外一名）（宇田恒君外一名紹介）（第五九八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
廣島縣安佐郡の中央を貫流する大田川に架る橋梁は、郡内で二箇所あるばかりで、約二十粁の間沿岸六箇町村は僅かに十数箇所の渡船によつて交通し、又対岸に耕作地を有する農民は数里をう回して農具を運んでいる狀態で、亀山、飯室両駅を利用する廣島可部方面への通勤、通学者も多大の不便を忍んでいる、ついては、速かに亀山駅地先の大田川に橋梁を架設されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

市村地内道路幅員拡張工事費國庫補助の請願（請願者廣島縣御調郡市村村長山崎學外十六名）（宇田恒君外一名紹介）（第五九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣御調郡市村は農村であるが、その中央を貫流する御調川の右岸に沿つている三原、府中線道路は幅員三米あるが、左岸の道路は幅員僅かに一米の狭小なもので、そのため交通、運輸上多大の不便を感じている、ついては、該道路の幅員拡張費に対し國庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

上士幌村の水道敷設の請願（請願者北海道十勝國河東郡上士幌村長鈴木泰助外二名）（林好次君紹介）（第六〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道河東郡上士幌村は、昭和四年から内地開拓民の入植を見、約四百八十戸の農家を有するようになつたが、この地帶は波状型粘土地で排水悪く、又井戸水も百数十尺を掘つても湧水がなく、居辺川上流の小川も渇水して飲料水に事欠き、そのため移出する者続出している実情である、ついては、芽登川上流から導水する水道計画が中止されているから、農村開発のため速かに上士幌村に水道を施設されたいというのである。

二、請願の議決理由

農村開発の民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

鯉川改修工事継続施行の請願（請願者東京都西多摩郡多西村長田中克三外十一名）（並木芳雄君紹介）（第六〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都西多摩郡多西村菅生地内の鯉川は、平井川の支流で、屈曲が多く、ためにしばしば出水して流域に多大な被害を與えているので、昭和二十一年度から継続事業として現在まで該河川の改修工事を施行して来たが、予算関係で該事業も中止されるやに聞くが、部落民の落胆はこの上もない、ついては、部落民の福利増進のため、該河川の改修工事を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

廣島縣の開拓道路開設の請願外三件（請願者廣島縣豊田郡東野村長溫田逸彌外七名）（宇田恒君外一名紹介）（第六一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣においては食糧の増産と、多数の引揚者、戰災者の受入れのため國有林を開放し開拓事業に着手して成果をあげているが、開拓地は地元部落と隔絶して交通不便のため労力的ないし経済的損失が大きく、開拓事業の進捗を著るしく妨げている、ついては、左記の開拓道路の開設について國庫補助されたいというのである、

(一)豊田郡大草村蛯ヶ原　(二)同郡善入寺村用倉山　(三)同郡東野村生野島　(四)賀茂郡鄕原村大積山。

二、請願の議決理由

食糧増産と民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

鄕原村の災害復旧營國庫補助の請願（請願者廣島縣加茂郡鄕原村長藤木直規外十名）（宇田恒君外一名紹介）（第六一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣加茂郡鄕原村は、二等川及び黒瀬川の最下流に位し、山林の地盤軟弱のため昭和二十年九月大風水害をこうむり、それ以後村民は復興に努力して来たが、未だ未復旧箇所が多く残つているので食糧の増産に多大の支障を来しているが、窮乏した村財政ではいかんともすることができない、ついては、該村の災害復旧費の全額を國庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

住宅金庫運営に関する請願（請願者大阪市西区土佐堀通り二丁目十九番地関西産業復興会議長）（前田種男君紹介）（第六二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近く住宅金庫の設置が実現されるやに聞くが、その運営に際しては左記の事項につき考慮を拂われたいというのである。(一)民主的機構による運営　(二)基金百億円をさらに増額すること　(三)労務者及び職員住宅の建設を最優先とすること　(四)個人及び建築会社に対する金庫資金の悪用防止　(五)地区重点主義を採用し阪神地区の重要性を考慮すること。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に促進の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

姫路、若櫻間國道改修の請願（請願者兵庫縣姫路市長石見元秀）（堀川恭平君紹介）（第六三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陰、山陽を結ぶ第二十号國道は、兵庫縣飾磨郡余部村青山において第二号國道から分岐し宍粟郡山崎町戸倉峠を経て鳥取縣鳥取市に達する中國横断の國道であるが、道路の現状は兵庫縣側、鳥取縣側ともに屈曲こう配はなはだしく幅員もまたきわめて狭小で交通困難の状態であるから、沿線における農、林産物の搬出に多大な支障を来たしている、ついては、わが國経済再建のため速かに該國道の改修工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

國家経済再建のため、輸送力確保の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

戸島川改修の請願（請願者廣島縣高田郡小田村長三上基外十六名）（宇田恒君外一名紹介）（第六三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣高田郡下の戸島川の流域は、耕地三百余町を有するよく野であるが、久しく放置されていたので、該河川両岸は決潰を繰り返えし排水狀態悪く、降雨に会えば耕地に浸水し作物の被害は甚大で、而も年々この災害の程度を増している現狀であるから、速かに該河川を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

岐阜、富山間縣道を國道に編入の請願（請願者岐阜縣吉城郡船津町長新木正夫外十一名）（岡村利右衞門君紹介）（第六四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜縣吉城郡船津町は附近一帯に鉛、亜鉛等の鉱産物に富み、わが國産額の七割以上を産出し、又中部山岳國立公園の足溜りとして、観光客の往來も頻繁であるが、鉄道の恩沢に薄く、交通運輸上多大の不便を感じている、ついては、岐阜、富山両市間の縣道を國道に編入し、指定縣道第六十七号及び第六十八号を、富山縣第二号線に連結するよう取り計らわれたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

白山村地内北上川右岸改修の請願（請願者岩手縣膽澤郡白山村鈴木金七外三百三十二名）（淺利三朗君外一名紹介）（第六四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手縣膽澤郡白山村の対岸には大堤防構築が行われているが、該村側右岸には工事予定線が設定されているにもかかわらずこのような片岸の築堤は有事の際に、全村を壊滅させる虞があるから、速かに該河川右岸の改修工事も施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

庶民住宅建設に関する請願（請願者山口縣知事田中龍夫外千二百二十五名）（青柳一郎君紹介）（第六六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在住宅の不足は生産の復興を阻み民生の安定を脅かし、これが対策を強力且つ早急に実施しなければならないが、住宅の確保につき一般勤労庶民の自力復興はほとんど不可能に近い現狀であるから、その方策として多量の貸家を建設することが緊要である、しかるに貸家の経営は現狀では國又は公共團体の公益事業としてでなくては成り立たないと信ずる、ついては、昭和二十四年度の住宅対策について一般勤労庶民住宅の建設を優先的に図られたいというのである。

二、請願の議決理由

生産の復興と民生安定の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

住宅金庫設置に関する請願（請願者山口縣庶民住宅建設協会長松尾守治外三十名）（青柳一郎君紹介）（第六六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府出資により住宅専門の金融金庫を設置し、長期且つ低利の融資によつて住宅の建設を促進すれば、現下の住宅難を緩和し、生産の増強並びに民生の安定に寄與することが誠に大きいから、住宅金庫を速かに設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

日野町大字新井地先の堤防復旧工事施行の請願（請願者東京都南多摩郡日野町長吉谷榮外二十四名）（福田篤泰君紹介）（第六七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都南多摩郡日野町大字新井地先の浅川堤防は、昭和二十二年及び二十三年決潰し、未だに復旧しないが、雨期を控え該地の農作物、人畜の被害は不可避とみられ、交通の要路新井橋流失の危険も大きい、ついては、速かに該堤防復旧に着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

竹仁村下竹仁、造賀村堂條間道路開設の請願（請願者廣島縣豊田郡戸野村長藤原隆外七十二名）（宇田恒君外一名紹介）（第六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣豊田郡竹仁、戸野村及び賀茂郡造賀村は縣道に通ずる道路が急こう配で幅員が狭いため、農・林産物の輸送上住民のこうむる不利不便はきわめて大きいから、竹仁村下竹仁を起点として戸野村上戸野、吉永屋、宮光を経て賀茂郡造賀村堂條の部落を結ぶ道路を速かに開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地から早急に施行の必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

眞瀬村地先の小貝川堤防修築促進の請願（請願者茨城縣筑波郡眞瀬村長久保田光一郎外二千六百十名）（鈴木明良君紹介）（第六七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城縣の小貝川改修工事は目下進行しているが、筑波郡眞瀬村地先約三粁にわたる築堤工事はほとんど放置の狀態で、そのため毎年出水のつど多額の修理費と、防災

費の支出を繰り返し、農作物にも多大の損害を與えているから該築堤工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

蜆川改修の請願（請願者愛知縣碧南市議会議長奥谷市郎外三十名）（中野四郎君紹介）（第六七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知縣碧海郡油ヶ淵に発し碧南市南部を流れて衣ヶ浦湾に注ぐ蜆川は、該地方唯一の排水川で、上・中流の沿岸農地の排水と下流の水運に利便を與えていたが、昭和二十年一月以來三回の大地震で沿岸の耕地が廣く沈下したため、排水は著しく不良となり、ために、小雨でも耕地に浸水し、且つ下流において貨物船の航行は不能となり、関係民は多大の損失をこうむつている、ついては、速かに該河川の根本的改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地から早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

吉川村地内の道路開設に関する請願（請願者廣島縣加茂郡吉川村長波縣德已外四名）（宇田恒君外一名紹介）（第六七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣加茂郡吉川村地内の道路は、未だ完備していないため、物資の運搬に支障を來している、ついては、該村を通過する二路線を速かに開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

小田村大土山地区の開拓道路開設の請願（請願者廣島縣高田郡小田村大土山開拓農業協同組合長平田貞二外二十六名）（宇田恒君外一名紹介）（第六八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

廣島縣高田郡小田村所在の大土山中腹の縣営開拓地においては、外部との連絡は人一人かろうじて通行できる山路以外になく車輛又は畜力による事業用資材及び生産物の運搬は全く不可能であるだけでなく、学童の通学上非常な危険を伴い、村民有事の際には多大の不便と不安をもたらし、該事業の進展と入植者の定着を阻げている、ついては、該地第一工区と同第二工区とを結ぶ開拓道路を速かに開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

佐波川堤防改修促進に関する請願（請願者防府市役所内佐波川堤防改修促進期成同盟会長田邊利雄外二名）（青柳一郎君紹介）（第七〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口縣の中央部を貫流する佐波川の沿岸一帯は、大正七年以來堤防の改修が施工されないでいたところ終戰後河原の砂利運搬により荒廃いちじるしく、危険な状態となつたので、これが改修に着手したが、予算の関係で遅々として進行せず、下流地方民は不安にかられている、ついては、速かに該河川の堤防を修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

茨城縣の災害復旧土木事業費國庫補助の請願（請願者茨城縣議会議長菊田七平）（山崎猛君紹介）（第七一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城縣は廣大なる農地を保有し利根川を始め、大河川の貫流する全國屈指の農業縣であるが、該縣に対する災害復旧土木事業費の國庫補助は僅少で、堤防、護岸、道路、橋梁等の破壊個所は本年の出水期を迎え、少量の降雨でも三万町の耕地をでい海と化す危険がある、ついては、昭和二十四年度中に、昭和二十二年災害に対し七千万円の金融の途を開き、昭和二十三年災害に対して一億円の追加補助を計上するとともに金融の途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

牧田川改修工事に関する請願（請願者岐阜縣養老郡多藝輪中水害予防組合管理者鈴木秀雄）（田中啓一君紹介）（第七七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜縣養老郡高田町並びに笠郷村地域において牧田川に合流する金草川は、急流である牧田川が出水すれば、著るしく逆水の影響を受け、しばしばいつ水して決潰にひんするが、政府直轄事業である牧田川改修工事実施以來逆水量はますます増大している実情である、ついては、牧田川改修の附帯工事である金草川逆水ひ門設置工事を政府の直轄工事として同時に完成するよう要望するというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

園瀬川改修工事費國庫補助増額の請願（請願者德島市長原菊太郎外三名）（眞鍋勝君外一名紹介）（第七七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

德島縣名東郡佐那河内村と勝浦郡高鉾村との境の高鉾山に源を発し、德島平野を貫流する園瀬川は地質、山勢の関係上降水時には水量増加し、はん濫による被害がはなはだしい、ついては、該河川の

改修工事を速かに実地するため現在の國庫補助割当額を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

吉野川第二期改修工事促進の請願（請願者德島縣德島市東新町吉野川改修期成同盟会長岡田勢一外四十四名）（眞鍋勝君外二名紹介）（第七七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

德島縣を貫流するわが國屈指の大河吉野川は第一期改修工事完成以來すでに三十七年を経たが、この間において河床の上昇二米に及び、流路の変轉と低水施設の欠陷は南北両岸の堤防を著しく弱体化し、破堤、崩壊、き裂、ろう水等憂慮に堪えない現狀である、ついては、該縣民の不安を除去するため該河川の第二期改修工事費を増額して改修工事を速かに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

吉野川水系各河川の砂防工事費國庫補助増額の請願（請願者德島縣麻植郡鴨島町吉野川砂防期成同盟会長川眞田郁夫外十三名）（眞鍋勝君外二名紹介）（第七七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

德島縣麻植、阿波両地内の吉野川水系の川田町外十一箇町村内のけい流は、毎年襲來する豪雨によつて大こう水を起し、その都度流下する多量の土砂はますます天井川を形成し沿岸の町村民は出水ごとに極度の恐怖に襲われている実態である、ついては、該河川筋のけい流の砂防工事費に対し國庫補助増額を要望するというのである。

二、請願の議決理由

災害防除と民生安定のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

今切川改修工事施行の請願（請願者德島縣議会議長宮田美信）（眞鍋勝君外二名紹介）（第七七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

吉野川の北岸支流として名西郡高志村第十ひ門から旧吉野川に分流し、更に下流板野郡北島町高房において分派、應神村、川内村、北島町、松茂村の間を流下して松茂村長原において海洋に注ぐ今切川は、近時河口附近に漂砂堆積の結果毎年暴風雨には排水不能となり農耕地の冠水による被害ははなはだしい、ついては、食糧増産並びに産業興隆を図るため該河川のしゆんせつ土砂で、地盤沈下の川内村地内の低地に客土して、土地改良を図るとともに、砂防堤及び導水堤築造等の工事を速かに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産及び産業復興のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩井、野田を結ぶ地点の利根川に橋梁架設の請願（請願者茨城縣議会議長菊田七平）（山崎猛君紹介）（第七七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城縣から東京・千葉・埼玉の各縣と結ぶ道路は、取手、栗橋両橋梁によつてだけ連絡している現狀であるため、該縣産業の中心地である猿島・結城・眞壁等の諸郡の農産物は遠くう回して輸送されている狀況で、誠に不利不便である、ついては、取手、栗橋の中間地である岩井町と野田町を結ぶ地点に橋梁を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

野川坂陸橋改築の請願（請願者仙臺市長岡崎榮松外十三名）（庄司一郎君外二名紹介）（第七七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙臺市と山形市を結ぶ重要路線栢岡線中の野川坂陸橋及び峠は曲指多くその上、急坂のため、年間を通じて車輛の轉落又はその他の事故を誘発し、危険この上もない、ついては、野川坂陸橋東側に並行して鉄骨又はコンクリート式の陸橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

南山田より小瀬峠を経て西赤尾に至る國道開設の請願（請願者富山縣東礪波郡南山田村長田島茂外五十二名）（土倉宗明君紹介）（第八〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飛越國境の山間地帯は全國的にも最高位に位する積雪地で、冬期間は約四箇月にわたり南礪地区と高山地区との交通はと絶し、文化

江東三区の治水事業費國庫補助の請願（請願者東京都葛飾区役所内三区水防期成会理事長葛飾区議会議長大塚成一外二名）（中島守利君外一名紹介）（第八〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都足立区、葛飾区、江戸川区の江東三区は荒川放水路、綾瀬川、江戸川及び新川を始め、その他の河川とこれらの注ぐ東京湾に囲ぎようされ都下随一の低湿地帯でありながら水防治水の完ぺきを期せられず、昭和二十二年秋の水害に遭いその被害もまた甚大であつた事実に鑑み、三区七十万都民の衷情を考慮して、該地域の治水事業を國庫補助をもつて実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

の進展はもとより産業の振興上重大なる支障となり生活権さえ脅やかされている現状である、ついては、経済再建並びに民生安定を図るため、南山田村から小瀬峠を経て西赤尾に至る國道を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

経済再建及び民生安定のため、施行の必要があるものと、認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

藪神村地内道路改修の請願（請願者新潟縣南魚沼郡藪神村長青木爲之外三十二名）（田中角榮君紹介）（第八〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟縣南魚沼郡藪神村大字一村尾地内國道九号線を起点とし、中魚沼郡中條村境を終点とする峠路は通称一村尾峠四十八曲峠と呼ばれる難路であるため、農林産物及び一般物資の輸送を人力に依存している現状である、ついては、農林産物の増産と滯貨の一掃を図るため、南魚沼郡の起点から約五粁の間の前記峠路を速かに改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

勝沼、大月線を國道に編入並びに改修の請願（請願者山梨縣北都留郡笹子村天野金一（天野久君紹介）（第八〇五号）及び同（請願者山梨縣東山梨郡勝沼町長萩原平光外六名）（深澤義守君紹介）（第一〇四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨縣の府縣道勝沼、大月線は甲府市と東京都との連絡上、現在の八号國道に比較して距離において二十粁、交通時間において一時間を短縮する近路であり、山梨縣特産の生糸、生繭、薪炭、木材、ぶどう等の重要輸送路としてまた観光路としてこれが改修による利益はきわめて大なるものがある、ついては、該道路の重要性に鑑み、これを國道に編入するとともに速かに改修工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

姫川上流砂防工事施行の請願（請願者長野縣北安曇郡北小谷村長武田星輝外六名）（増田甲子七君紹介）（第八二八号）及び同（請願者長野縣北安曇郡中土村長鷲澤善一外二名）（今村忠助君紹介）（第一六五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野縣北安曇郡神城村に源を発する姫川は、水源地の崩壊、浸しよく及び地すべりがはなはだしいため土砂を流下して年々河床の上昇を來し沿岸一帯に多大の被害を與えているので、該河川の治水は長野、新潟両縣にとつて緊急の要務であるが、両縣の財政をもつてはとうていこれが完成を期することができない、ついては、速かに該河川の上流に國営砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

布施市の浸水防除対策に関する請願（請願者布施市議会議長松井善次郎外一名）（松永佛骨君紹介）（第八三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

布施市の排水施設は戰時中放置された結果ほとんど埋没し又は破損箇所多くその機能を全く発揮できない現状であり、殊に該市は低濕地帶で少量の降雨にも浸水し生業の増強並びに保健衛生上多大の支障を來たしている。ついては、該市の浸水防除対策として下水道建設事業の認証、事業費の國庫補助、起債の認可及び資材の割当等を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

生産増強及び保健衛生上、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

姫川改修に関する請願（請願者長野縣知事林虎雄）（植原悦二郎君外一名紹介）（第八三六号）及び同（請願者新潟縣西頸城郡振興会長増田秀雄）（塚田十一郎君紹介）（第八七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野縣北安曇郡神城村に源を発する姫川は、水源地の崩壊、浸しよくはなはだしく、そのため土砂を流下し年々河床の上昇及び河心の変動いちじるしく、沿岸地方に多大の被害を與えている、ついては、該河川を國直轄河川に編入の上、速かに上流部の砂防工事並びに下流部の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩井川村地内の五ヶ瀬川護岸工事施行の請願（請願者宮崎縣西臼杵地方事務所長佐藤壽外百三十六名）（佐藤重遠君紹介）（第八

三九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎縣西臼杵郡岩井川村は昭和二十年に來襲したこう水のため多大の被害をこうむり該村地内の五ヶ瀬川護岸は年々崩壊の一途をたどり農業倉庫及び沿岸一帯は危機にひんしている、ついては、該村地内の五ヶ瀬川護岸工事を速かに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

網走川等治水工事継続施行の請願(請願者北海道網走郡女滿別村長杉本氏一)(松田鐵藏君紹介)(第八七三号)及び網走川堤防改修の請願(請願者北海道網走郡女滿別村池下平太郎外二十六名)(林好次君紹介)(第一七三二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道網走郡津別町に発し、女滿別を流れて網走市に流入する網走川は、毎年降雨期にははん濫して沿岸農地に多大の被害を與えるので、昭和九年度から治水工事を施行中であるが、諸種の事情によつて完成予定年度の昭和二十一年度に至るも上流の一部並びに下流の大部分が未完成のままとなつている、そのため沿岸農地は年々水害をこうむり多大の減收を來している、又女滿別村地内の女滿別川は曲折はなはだしく河床隆起し流域一帯は濕潤による被害が大きい、ついては、網走川の治水工事並びに女滿別川の切換工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

美瑛川護岸工事促進の請願(請願者北海道上川郡神樂村字神樂町一丁目望月眞平外三名)(林好次君紹介)(第八七五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道十勝嶽に源を発する美瑛川は、急流であるため年々出水しては流域一帯を荒廃しているが、これが應急対策として急造の土堤をもつてしているが、このようなこ息な手段では被害を防除することができないから恒久策として速かに護岸工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

由良川堰堤工事再開の請願(請願者京都府知事木村惇外八名)(前尾繁三郎君紹介)(第八七八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府の由良川の改修は多年の懸案で、昭和十八年から起工されたが戰時中一時中止となり、戰後福知山市を中心とする大災害の連続により、二十二年該市沿岸に築堤工事を再開したが、從來の遊水地区の機能が消滅したため該市上下流では水位の上昇を來し、関係者は憂慮している、ついては、昭和二十四年度も該工事を続行するとともに上流の河川統制えん堤工事を再開されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の根本策として、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

獺谷の砂防及び水路開設工事施行の請願(請願者神戸市兵庫区湊山町獺谷水害対策委員会長馬場正直)(松澤兼人君外一名紹介)(第八八〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神戸市兵庫区湊山町獺谷はしばしば水害をもたらし、殊に昭和十三年及び二十年の大惨害は言語に絶するものであつた、その後國営及び市営により砂防ダムの築造が施行されたが、これだけでは充分でなく、現存水路は狹小且つ浅く雨期にはその谷の下にある密集家屋は再び惨害をこうむることは火を見るより明かである。ついては、速かに國営をもつて獺谷の砂防及び水路開設工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

富士橋改築促進の請願(請願者山梨縣南巨摩郡鰍澤町富士橋架橋期成同盟会長杉山政重)(深澤義守君外二名紹介)(第八八一号)及び同(請願者山梨縣南巨摩郡高田村長河西清重外十八名)(天野久君外二名紹介)(第一〇四八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富士川に架設されている富士橋は、年々出水の都度上流の漂流物流下のため破損流失し、そのため人馬の交通並びに物資の輸送に支障を來すので、さきに該橋の改築工事に着手し目下全工事の六十パーセントまで進行しているが、それが中止となれば後日再び工事を起すこととなり、経費並びに労力の上から多大の損失を招くこととなる、ついては富士橋の、重要路線連絡上の重大性に鑑み、改築工事を継続施行し完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

阿武隈川下流築堤工事促進の請願（請願者宮城縣伊具郡館矢間村長齋藤富外十六名）（庄司一郎君紹介）（第八八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
阿武隈川下流改修工事は、遅々として進まないため、年々の洪水により流域一帯は多大の被害を受けている実情に鑑み、これが應急対策として宮城縣伊具郡館矢間村中谷地堤防築設既定計画を繰り上げて速かに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

阿寒國立公園内幹線道路幅員拡張並びに改修の請願（請願者釧路市長佐藤宏平外六名）（伊藤郷一君紹介）（第八八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
阿寒國立公園は世界的な景勝地で観光立國の建前から重要使命を有するが、探勝道路が不備で狭小なため観光事業に多大の支障を來している、ついては、左記の道路を國費をもつて幅員を拡張し、且つ改修されたいというのである。
（一）訓路から阿寒湖を経て北見相生に至る区間　（二）釧路から弟子屈、川湯、屈斜路湖畔を経て北見美幌に至る区間　（三）阿寒湖畔から弟子屈温泉市街地に至る区間

二、請願の議決理由
交通の便を図るため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

高岡より佛生寺村を経て久目村触坂に至る縣道一部改修の請願（請願者富山縣氷見郡佛生寺村長曾根重光外十名）（土倉宗明君紹介）（第九六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高岡市から西礪波郡國吉村及び氷見郡佛生寺村を経て同郡久目村触坂に至る縣道は、西礪波郡と氷見郡との境に津々良隧道の難所を有し、この隧道前後の急坂と曲折した道路は積雪期に至れば崩壊箇所多く、交通は全く絶し、沿線一帯の農山村からの諸物資の搬出に困難を來し、高岡市をはじめその他の消費地の需要を充すことができず、地方産業に及ぼす影響は大きい、ついては、該縣道中津々良隧道の改良工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

小田川と高梁川の合流地点変更に関する請願（請願者岡山縣吉備郡箭田村役場内小田川治水期成同盟会長中島憲二外五十九名）（橋本龍伍君外九名紹介）（第九六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山縣吉備郡を貫流する高梁川改修工事計画の際に、附帯工事として柳井原貯水池が築設されたが、現在に至るも濕水はなはだしいため貯水に役立たず、又小田郡を流れる小田川の排水は無視され、且つ高梁川の逆流によつて沿岸地方に及ぼす被害は多大である、ついては、柳井原貯水池を廃して小田川と高梁川の合流地点を変更されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

國道二十三号線改修継続の請願（請願者丸亀市長三原勝英外一名）（田万廣文君外一名紹介）（第九六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
國道第二十三号線はその幅員が狭小且つ曲折多く、丸亀市内ではその欠陥特に著しいため交通事故はひん発している、それで昭和十四年以來継続事業として着工されたが施行計画の変更によつて中止されて、関係民の不利不便は多大である、ついては、該路線の改修を当初の計画通り施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

門司市櫻トンネル開通促進の請願（請願者福岡縣久留米市諏訪野町緒方時藏外二名）（福田昌子君紹介）（第九七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
門司市内は筑紫山脈の枝脈により表門司と裏門司とに区分され、幅員僅か三間にたりない櫻トンネルを主要交通路としているが、裏門司の人口は終戰後増加の一途をたどり、該トンネルの利用度は益益増大している、ついては、戰時中開設に着手された櫻トンネルの開設工事を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

七北田川災害復旧工事促進並びに河口改修の請願（請願者仙台市議会議長佐伯滿雄外二名）（千葉三郎君外一名紹介）（第九七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
仙台市を貫流する七北田川は昭和二十一年度から継続事業として進行中で、該河川河口は昭和二十二年の風水害に際会して直線となり好影響を受けて來たが、現在再び五百米も北方に移動し、出水期を目前に控え水害をこうむることが明らかである、ついては、該河川の災害復旧工事の促進並びに河口の完全改修を速かに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願の議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

笊川災害復旧工事並びに完全改修の請願（請願者仙台市議会議長佐伯滿雄外二名）（千葉三郎君

外一名紹介)(第九七二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙臺市を流れる笊川の災害復旧工事は予算その他の関係により充分な復旧補強ができず、沿岸一帯は多大の被害をこうむり食糧増産に重大な支障を來たしている、ついては、該河川の災害復旧工事の急速完成並びに根本的改修を速かに施工されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

名取川災害復旧並びに護岸工事施行の請願(請願者仙臺市議会議長佐伯滿雄外二名)(千葉三郎君外一名紹介)(第九七三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙臺市を貫流する名取川の改修は、予算その他の関係により復旧補強さえ充分でなく、出水期には再び災害を起すことは明らかである、ついては、該河本川の(一)馬瀬橋下流左、右岸の築堤及び補強(二)今泉地内の左岸第一期築堤(三)今泉、種次一本松間地内の左岸第二期工事(四)大野田堤防の急速完成等を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

廣瀬川災害復旧並びに護岸工事施行の請願(請願者仙臺市議会議長佐伯滿雄外二名)(千葉三郎君外一名紹介)(第九七四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙臺市を貫流する廣瀬川は荒廃はなはだしく出水期に際しては再び災害を起すことは明らかである、ついては、該河川の災害復旧工事並びに恒久的治水を図るため、築堤護岸工事を速かに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

若松、戸畑間海底トンネル工事施行の請願(請願者久留米市諏訪野町緒方時藏外二名)(福田昌子君紹介)(第九九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

若松、戸畑両市間に海底トンネルを開さくすることは、洞海湾出入船舶の衝突による被害を除去し、又交通の安全が期せられるばかりでなく、北九州、関門相互の連絡輸送を全からしめ、産業発展上寄與するところが大きいから、該開さく工事を速かに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

國家財政の許す限り、輸送力確保のため、施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

梅田川の災害復旧工事並びに完全改修の請願(請願者仙臺市議会議長佐伯滿雄外二名)(千葉三郎君外一名紹介)(第九九九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙臺市を貫流する梅田川の復旧工事は、予算その他の関係から充分な復旧補強工事が施行されず、未だに出水の都度はん濫し多大の被害を與えている状態である、ついては、該河川の災害復旧工事並びに完全な改修工事を速かに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

志和、廣島間道路開設の請願(請願者廣島縣賀茂郡西志和村長丸山雲外四名)(中川俊思君紹介)(第一〇一一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陽線八本松駅から鹽備線狩留家駅に通ずる道路は、昭和七年縣道として認可されたが工事は遅々として進まず、廣島市の復興に必要な物資の運搬並びに沿道農村の産業振興に多大の支障を來している、ついては、該道路の開設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

矢島、象潟間縣道改修の請願(請願者秋田縣道矢島、象潟線期成同盟会長村上清治外四名)(村上清治君紹介)(第一〇一二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田縣矢島町から象潟町に至る道路は府縣道認定線で改修工事中途のままになつているが、一方鳥海山麓は無限の資源を藏し秋田縣開発計画に伴い特別地区の指定をうけたが、開発事業の根幹となる道路の完成を見なくては事業の実施も困難であり、且つ該路線は宮城、岩手両縣に通じ日本海岸と太平洋岸を連絡する重要路線であるから、國費を以て改修を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

関東地方の水害復旧費助成に関する請願(請願者東京都世田谷区代田町一丁目六百三十五番地東京都議会議員岩田英一)(春日正一君外二名紹介)(第一〇三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

関東地方における治水事業は、國営たると縣営たるとを問わず予算の削減により各地に未完成区域を残し中止の状態にあるが、これをこのまま放置するときは再び群馬、埼玉、茨城、千葉各縣の穀倉地帯は水魔に見舞われ又干拓事業の中絶も食糧増産の途を阻害する、ついては、災害復旧費及び公共事業費を大幅に増額するとともに治水工事の完成を促進し併せて水利事業に対し無利子又は低利で融資されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付し

て採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

野之瀬村の災害復興費融資に関する請願（請願者山梨縣中巨摩郡野之瀬村長河西武雄）（深澤義守君紹介）（第一〇四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨縣中巨摩郡野之瀬村は、昭和二十四年四月火災により三億六千六百余万円に上る損害をこうむったが、貧弱な村財政をもつては罹災民の救済は困難である、ついては、災害復興資金を融資されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害復旧のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

北上川改修の請願（請願者岩手縣紫波郡乙部村大字乙部三十地割四十四番地法領田牛右エ門外六百六十三名）（野原正勝君外五名紹介）（第一〇四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北上川上流の左岸に位する乙部、長岡、彦部村地内の北上川は出水の都度河岸が決潰し農耕地にいちじるしい被害を與えている、しかも対岸の新設堤防が完成されたならば、左岸地域は例年以上の水害を受けることは必定である、ついては、左岸の乙部、長岡、彦部地内の北上川にも築堤工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

石狩、苫小牧間内陸運河開設及び運河地帶の濕地干拓に関する請願（請願者北海道苫小牧市長田中正太郎外十九名）（宇野秀次郎君外三名紹介）（第一〇五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道石狩町から苫小牧市に至る地帶は、往昔海であつたので、地質上、地形上堀さくは容易であり、且つ現下の窮状を打開する上に左記の諸利益をもたらすこと明白であるから、該地帶に内陸運河を開設し、且つ干拓工事を施行されたいというのである。（一）北海道と内地間の連絡距離の短縮と内陸鉄道のふくそう緩和及び輸送増強　（二）三万五千町歩の未開地の可耕化及び運河沿岸の急速開発　（三）大中小工業の振興と人口問題の解決　（四）海水導入及び海洋氣候浸透による氣温上昇　（五）景勝地の價値増加と鉄道電化の容易化　（六）石狩河口港の利用價値増加と客土的利益

二、請願の議決理由

産業開発のため、施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

一箕村地内不動川砂防工事促進の請願（請願者福島縣北会津郡一箕村長横山武藏外十六名）（大和田義榮君紹介）（第一〇七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島縣北会津郡一箕村の中央を流れる不動川は、水源山地が急しゆんなため常に増水し、昨年のアイオン台風では被害はなはだしく、縣及び村としても應急工事を施したが、完成は期し難い現状であるから、該河川砂防工事の予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

磐井川上流砂防工事促進の請願（請願者一関市長阿部時一外一名）（高田弥市君外五名紹介）（第一〇七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

カザリン、アイオン両台風により岩手縣磐井川上流地方に山崩れがあり、これに今にして砂防工事を施さないときは降雨期に第一期工事として完成された磐井川堤防は再び惨禍をこうむることは明かである、ついては、該河川上流域に砂防工事を速かに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

北上川改修並びに災害復旧促進の請願（請願者岩手縣膽澤郡姉体村樋口三六板尾泰治外六名）（小澤佐重喜君外五名紹介）（第一〇八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北上川の災害復旧も改修工事も未だに着手されず、関係民は降雨期を迎えて不安にかられている、ついては、該改修費並びに災害復旧費に対し國庫補助を増額されるとともに姉体常磐堤防を修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

幕別、池田間の十勝川に橋梁架設の請願（請願者北海道十勝支廳長寺田眞一外十七名）（高倉定助君外一名紹介）（第一〇八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道中川郡池田町から幕別町を経て帶廣市に至る路線は農産物の輸送路として重要地歩を占めるが、十勝川に橋りようがなく渡船により連絡している現状で、増水期には危険を伴い渡船運賃も高騰し、陸運輸上多大の支障を來たしている、ついては、速かに幕別町と池田町との町界十勝川渡船の地に橋りようを架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

川内地方の災害復旧事業促進に関する請願（請願者川内市議会議長桐原榮二外一名）（石原登君紹介）（第一一〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿兒島縣川内地方の復興事業は予算の関係上、遅々として進まない現狀であるから、左記の事項につきその促進を図られたいというのである。(一)川内市特別都市計画事業　(二)川内川改修工事並びに災害復旧工事　(三)太平橋の架替　(四)川内川港の修築
二、請願の議決理由
災害復旧のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

斐伊川治水工事施行の請願(請願者島根縣知事原夫次郎)(木村小左衞門君外三名紹介)(第一一〇一号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
島根縣船通山に源を発する斐伊川はその流域地質の特性から、おびただしい砂量を流出し、それによる河床の隆起は沿川耕地八千町歩を水害にさらすものである、ついては、次の治水対策を速かに実施されたいというのである。
一、斐伊川下流部の約百五十万立方米の堆砂の撤去　二、斐伊川上流砂防工事の促進　三、水源から河口に至る科学的総合調査を基礎とする恒久的治水治山対策の樹立。
二、請願の議決理由
食糧増産の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

兵庫縣の庶民向賃貸住宅増築に関する請願(請願者兵庫縣知事岸田幸雄)(塩田賀四郎君紹介)(第一一二三号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫縣における住宅の不足はおびただしく、家を建てられない勤労者の悩みは誠に深刻であるが、窮乏せる縣財政をもつては住宅の建設は困難である、ついては、半額國庫補助をもつて庶民向賃貸住宅を増築されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

板橋町の区画整理に関する請願(請願者東京都板橋区板橋町二丁目二十六番地細谷民治外十三名)(松井豊吉君紹介)(第一一三四号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
東京都板橋区板橋町から埼玉縣大宮、熊谷方面に至る國道中板橋五丁目先ロータリー箇所は魔のロータリーといわれ、昭和二十二年六月東京都の計画で同五丁目八百九十九番地先の突出地点を曲線の角度を緩和するため國道拡張の敷地にあてることに決定していたものを、突然東京都第十四地区の区画整理委員により路面の反対側である同町二丁目二十六番地及び三十一番地に変更された、これは民生の安定を脅かすものであるから既定計画通り区画整理を進められたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

表生駒山系砂防工事施行の請願(請願者大阪府中河内郡縄手町長山崎利貞外六名)(松永佛骨君紹介)(第一一三九号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
生駒山脈の山系は、森林濫伐の結果降雨の都度土砂を流出し、大こう水の危険にひんしている、ついては、速かに砂防工事に着手し山麓の住民の生命財産及び諸工場を保護されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

遠賀川堤防補強工事費國庫補助増額の請願(請願者福岡縣遠賀郡芦屋町吉田金藏)(田代文久君外一名紹介)(第一一五六号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡縣遠賀郡地域は全國最大の炭鉱地帯であるが、石炭採掘のため堤防は沈下し、河床は泥粉炭のため浅くなり、又炭鉱汚水のため農作物に多大の被害を與えつつあつて、これがため二百ミリ程度の雨量でさえ堤防決潰、田畑、家屋の浸水等の危険にさらされている、ついては、これが災害防止のため、堤防の補強工事費を國庫補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

阿武隈川築堤工事延長の請願(請願者福島縣伊達郡大枝村長鈴木國助外二名)(大内一郎君紹介)(第一一九八号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福島縣伊達郡の最北端を流れる阿武隈川流域は肥よくな耕地をなしているが、古來大こう水による被害を繰り返し、殊に近年該川の増水はん濫は甚だしく人家、農作物、耕地等に膨大な損害を與えているので、目下政府は現存堤防を梁川橋附近まで延長を計画中の由であるが、該計画では該川からの逆流は依然免れ得ないこと明かである、ついては、該工事を梁川橋下流三百米地点まで延長されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

安倍川改修工事継続施行に関する請願(請願者静岡市長増田茂外三十一名)(西村直巳君外一名紹介)(第一一九九号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
静岡縣の安倍川水源は大谷崩のため百八十万平方米に及ぶ大崩壊を生じ、降雨毎に土砂が河底に累積しかんがい引水に支障を來し、水害の脅威も大きかつたので、昭和七年から改修工事に着工したが、昭和二十年に工程の五十パーセントで工事は停止され現在に至つたが、水源の荒廃により水害の危険はますます増大している、つ

いては、該改修工事を継続するとともに、大河内砂防えん堤工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

三宅島の災害復旧及び堰堤工事費國庫補助の請願（請願者東京都三宅島坪田村長三池忠信外十名）（第一二二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都下三宅島は昭和二十三年再度にわたりアイオン、リビー合風が通過したため、人家、農作物、港湾施設等に未曾有の大損害をこうむり殊に該島の分水峯である雄山に堆積した火山灰、砂れき等が山津浪となつて流下したため、ふもと一帯は砂れき地に化し、さらに國内第二位の天草生産地である石花菜漁場を埋没したため致命的打撃をうけたので全村をあげて復旧に努力しているが、貧弱な村財政ではいかんともすることができない、ついては、災害の復旧及び雄山の砂れきのせき堤工事費に國庫補助を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

滑河、金江津間の利根川に橋梁架設の請願（請願者千葉縣香取郡滑河町長貝塚三郎外三千四百五名）（橋本登美三郎君外二名紹介）（第一二二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉縣香取郡滑河町と対岸茨城縣稻敷郡金江津村を結ぶ利根川に橋梁架設の実現こそ千葉縣産の薪炭、竹材と茨城縣産の茅、鮮魚等の交易を促進し稻敷郡における三十万石の米麦、千六百貫の芋等の主要産物の輸送を強化するものである、ついては、速かにこれが実施を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

肱川砂防工事促進に関する請願（請願者愛媛縣喜多郡南久米村長村上重生外二十四名）（小西英雄君紹介）（第一二二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛縣下の最大河川である肱川は毎年こう水を繰り返えし、そのため、下流の耕地、人家、道路、鉄道は一面の河原と化し、住民は生業に安んずることができぬ状態である、ついては、該河川の水源地帯の砂防工事を強力に促進するため、工事費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

道路の整備改善に関する請願（請願者全國道路利用者会議長嶋村力外八名）（白井佐吉君外五名紹介）（第一二二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在道路の荒廃に対し何等見るべき措置が講ぜられていない、ついては、道路の重要性を強く認識され左記の事項を速かに実現されたいというのである。（一）道路の整備改善に対する國家予算の大幅増額　（二）対日援助見返り資金の運用　（三）失業救済対策としての道路事業の推進　（四）道路利用者に対する合理的な賦課制度の確立　（五）揮発油税等の道路財源への充当　（六）産業道路の改良新設　（七）道路整備計画の適正化　（八）関係法規の全國的改正。

二、請願の議決理由

産業開発及び輸送力確保のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

新四ツ木橋架設工事促進の請願外一件（請願者東京都葛飾区議会議長大塚成一外一名）（中島守利君外一名紹介）（第一二三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

六百万東京都民の日常生活維持のため都市計画放射線第十三号路線中、荒川放水路に架設される新四ツ木橋の架橋工事を速かに完成し、千葉、茨城両縣に通ずる東京都東北部の関門路線を開通せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

神奈川縣下の砂防工事費國庫補助増額の請願（請願者全國治水砂防協会神奈川縣支部長加藤詮外十九名）（小金義照君紹介）（第一二三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川縣の山地は今次大戦争の犠牲により水源地の荒廃はなはだしく豪雨の都度こう水の災害を繰り返えしている、ついては、速かに、治水対策の根本施策である砂防事業を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

阿曾布村の開拓道路開設の請願（請願者阿曾布村長奥村義雄外三百三十四名）（岡村利右衛門君紹介）（第一二三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般岐阜縣吉城郡阿曾布村では山之村開拓計画が樹立されたが、山之村地区は廣大な開拓適地を有するが山間に囲まれた交通不便な地で、冬季はほとんど交通が絶え、部落民は多大の不利不便を感じているばかりでなく開拓に重大な支障となつている、ついては、山之村地区への連絡道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請

願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

渡良瀬川上流改修工事費國庫補助増額の請願（請願者足利市長木村淺七）（石田博英君外一名紹介）（第一二五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
利根川に注ぐ渡良瀬川は地方産業に寄與するところが大きいが、古くからその流域は水害をこうむり、昭和二十二年九月のカザリン台風による大災害を受け、関係民は復旧に努力中であるが、予算の不足のためほとんど成果があがらない現状であるから、昭和二十四年度予算においては該河川上流改修工事費を大幅に増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

和歌山縣下の戰災都市区画整理事業費國庫補助増額の請願（請願者和歌山縣廳内和歌山縣復興土地区画整理委員会連合会長垂井清之助）（世耕弘一君紹介）（第一二五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山縣下の戰災都市の区画整理事業は着工以来三箇年余を経過したが、予算の不足から遅々として進まず、換地使用を待ち切れない市民の無計画な建築が増加し、潰地所有者からの異議申立は続出し、ひいては復興意欲の減退と思想の悪化さえ來しているから、該事業費に対する國庫補助を大幅に増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
戰災復旧のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

菅生沼沿岸築堤工事促進の請願（請願者茨城縣北相馬郡大井澤村第一開拓組合長古村喜一外五名）（小野瀬忠兵衛君紹介）（第一二六〇号）及び同（請願者茨城縣北相馬郡大井澤村長海老原好一郎）（石野久男君外一名紹介）（第一四六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
茨城縣北相馬郡の菅生沼沿岸開拓地は利根川こう水調節池として無堤塘であるが、該地の開発は該沼沿岸の築堤によつて始めて実施されることができるもので、又地元民は常に水禍の脅威にさらされている現状であるから、該築堤工事を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

鹿島縣熊毛郡種子島南種子村長山口鉄之助外十三名）（岩川與助君紹介）（第一二七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿島縣熊毛郡種子島は未開墾地が全島の半ばに達しその開拓は緊急の要務であるが、道路が整備されていないため生産物の搬出が困難な現状にあるから速かに産業道路を開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

種子島の産業道路開設の請願（請願者鹿兒島縣熊毛郡種子島南種子村長山口鉄之助外十三名）（岩川與助君紹介）（第一二七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
種子島は本縣熊毛郡の一島嶼で、その面積は約二百平方粁、人口は約十万人を有し、農業を主とする島であるが、島の中央を南北に走る山脈は海岸線に迫り、平地は極めて少く、従つて耕地は海岸線に沿うて点在し、その間の交通は海岸線に沿うて僅かに開けた道路によるの外なく、この道路は屈曲が多く、幅員は狭小で、自動車の通行は困難な状態である。
二、請願の議決理由
産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

福田谷川砂防工事継続施行の請願（請願者兵庫縣氷上郡和田村長植野謙次郎外七名）（有田喜一君紹介）（第一二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福田谷川は兵庫縣氷上郡和田村福田、草部の両部落を経て小川村南中を貫流する屈曲の多い渓流であるが、その水源地の濫伐のため河床漸高し豪雨の都度沿岸の家屋、田畑に被害を與えている、ついては、起工された砂防工事を継続され昭和二十四年中に完成されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

戰災都市の土地区画整理事業予算増額に関する請願（請願者鹿兒島市長勝目清）（岩川與助君紹介）（第一三〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府は全國戰災都市の五箇年の復興計画を決定し、二百億円の予算で発足したが、復興事業の基礎となる土地区画整理事業に対する予算の支出は極めて僅少であるため、六十パーセント余の換地も完了したにかかわらず、該事業は痲ひ状態に陥り、重大な社会問題を起す虞れがあるから、該予算を大幅に増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
戰災復旧の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

二俣村梨木に開門築設の請願（請願者宮城縣桃生郡飯野川町長五島三右ェ門外八名）（内海安吉君紹介）（第一三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城縣桃生郡大谷地村、飯野川町、二俣村、大川村等の耕地三千五百町歩の水災を防除するため、同郡二俣村梨木、大谷地村二子地先の北上川及び追波川の分岐点入口に開門を新設されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

高千穂溪谷に鉄橋架設の請願（請願者宮崎縣西臼杵郡高千穂町安在重右衛門外二百十六名）（佐藤重遠君外七名紹介）（第一三〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
延岡市と熊本市を結ぶ縣道は宮崎縣東臼杵郡の農、鉱産物等の重要搬出路線であるが、該縣道が高千穂溪谷に入るや、道路は急曲線、急こう配となり、そのため

ラック、荷馬車等の積載量はほとんど半減され、且つその運行ははなはだ危險である、ついては、これが障害と危險除去のため高千穂溪谷に鉄橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

名古屋、新潟間道路を國道に編入の請願（請願者長野縣知事林虎雄外七十四名）（今村忠助君紹介）（第一三一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

名古屋市から飯田市、松本平、善光寺平を経て新潟市に至る中部日本横断道路の整備は、沿線一帯の林、農産の振興と養蚕、製糸業に貢献するところが大きいから、該道路を國道として編入の上改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業振興及び輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

静岡縣周智郡縣道森、犬居線の隧道開設工事継続の請願（請願者静岡縣周智郡熊切村長山口浩平外十八名）（足立篤郎君外二名紹介）（第一三六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡縣周智郡縣道森、犬居線は昭和二年から着工し一部隧道を残して、完成直前にありながら、未完成のまま放置されているが、奥地の森林開発と、地方民の利便と観光上該路線の有する使命の重要性を認識して、速かに隧道開設工事を施行し、もつて該路線を開通されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

赤岡町海岸に防波堤築設の請願（請願者東京都港区芝櫻田太左衛門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第一三七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知縣赤岡村は太平洋に臨み、年々怒濤のためその被害大なるものがあるので、沿岸一帯に防波堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

仁西村地内の仁淀川堤防補強工事施行の請願（請願者東京都港区芝櫻田太左衛門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第一三七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知縣吾川郡仁西村地内の仁淀川堤防は近年決潰して、附近一帯に災害を及ぼすので現在堤防を築設しつつあるも、経費の関係上それがぜい弱である、ついては、補強工事を施行して地元民の不安を一掃されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除と民生安定のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊野より清水、本川を経て川之江に至る國道開設の請願（請願者東京都港区芝櫻田太左衛門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第一三七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知縣吾川郡伊野町から清水、本川両村を経て川之江に至る國道は、林鉱、農産物及び水力発電事業が四國で有数の地帯である、ついては、速かに國道を開設してこれが事業の飛躍的振興を図るとともに地方文化向上に資せられたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

物部山ダム築設による立退補償に関する請願（請願者東京都港区芝櫻田太左衛門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第一三七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知縣物部川ダム建設のため数十戸の既存部落及び山林田畑等が犠牲となるから、新部落を建設し、且つ十分の補償をされたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、補償の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

那珂川水害対策に関する請願（請願者茨城縣那珂郡勝田町枝川小澤菊壽外二百九十三名）（山崎猛君紹介）（第一四四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城縣那珂川は古來水害対策を講ぜられず放置されたままなので、引き続くこう水のため河床は著しく高くなり、部落民は多大の不安に陷つている、ついては、沿岸の築堤を両岸同時に着手し、河床のしゆんせつを実施し、陸橋を架設する等の治水対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

天龍川西岸堤防修築促進の請願（請願者靜岡縣浜名郡和田村長金原善知外八名）（中村幸八君外一名紹介）（第一四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰時中天龍川上流の山林濫伐のため、近年豪雨に際し、濁流のはん濫いちじるしく、沿岸住民は不安におびえている実情に鑑み、堤防の改修工事を施行中であるが、靜岡縣浜名郡和田村地内の堤防は、地震のため東岸堤防より三米も沈下し、こう水の危險がはなはだ大きいにもかかわらず、いまだ

改修工事に着手されていないことは誠に遺憾である、ついては、速かに和田村、豊西村及び龍池村地内の堤防の修築工事を施行されたいというのである。

三、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

渡良瀬川護岸工事施行の請願(請願者栃木縣足利郡梁田村長柳田松太郎外四名)(森下孝君紹介)(第一四五一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十二年及び二十三年両年度の渡良瀬川大こう水が、流域一帯に大被害を與えたことは記憶に新たなものであるが、その後岩井山より以北の沿岸の堤防は着々復旧並びに補強工事が行われているにもかかわらず、山辺町田中から梁田村神明地区に至る堤防が極めて危険なまま放置されていることは誠に遺憾である、ついては、山辺町田中から梁田村神明地区に至る渡良瀬川堤防の復旧並びに補強工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

福岡縣八女、山門、三潴、三池四郡を貫流する矢部川は、その流量の変化いちじるしいため、渇水期においてはかんがい用水の不足を來し、降雨期においてはこう水を起し、流域耕地に與える損害は誠に大きい、この水害防止とかんがい用水の確保のため、矢部川にダムを築設するときは、数万石の主要食糧増産が可能であるばかりでなく、水力発電、観光、植林等に及ぼす利益ははなはだ大きい、ついては、矢部川ダムを築設し、流域一帯の綜合開発を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

治水及び産業開発の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

矢部川綜合開発に関する請願(請願者福岡縣三潴郡福島町長稻富大作外二十三名)(甲木保君紹介)(第一四五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國道二号線変更に関する請願(請願者相生市長岡田源吾外八名)(大上司君紹介)(第一四五三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國道二号線中相生市以西の國道は若狭野村、有年村及び船坂各村を経由して岡山縣に入るものであるが、その沿線はいずれも純農村地帯で従つてその利用度低く、且つ予定線建設について種々障害があるから、相生市から南下して相生市坂越町、赤徳町等の商工業地帯を経由する海岸線に変更し、もつて國道の利用度を高められたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

大呼戸橋を鉄橋に架替の請願(請願者山梨縣北都留郡梁川村長坂本勇外一名)(天野久君紹介)(第一四五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨縣北都留郡梁川村及び鰍村地内大呼戸沢に架橋されている大呼戸橋は、架設以來二十九年を経過し、腐朽はなはだしく危険この上もない、ついては、該橋を鉄橋に架替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除と輸送力確保の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

豊井村上今井地内の千曲川に橋梁架設の請願(請願者長野縣下水内郡豊井村長清野建之助外二十三名)(小坂善太郎君紹介)(第一四五五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野縣下水内郡豊井村今井地内の農民は千曲川が出水すれば、対岸との交通が絶するため、眼前一粁の耕地にも往復二十粁も回せねばならず、営農上の支障は絶大である、ついては、今井地内の千曲川に橋梁を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

谷田川改修の請願(請願者群馬縣邑楽郡館林町長荻原慶次郎外十八名)(増田連也君外四名紹介)(第一四六一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬縣邑楽郡の西南に源を発し、郡内の米穀地帯を貫流する谷田川は、戰時中の山林濫伐等に起因して、河床は極度に上昇し、堤防の決潰等の被害は増大の一途をたどり、殊に昭和二十二年九月における大こう水には地域一帯にでしん大な被害を與えた、ついては、沿岸一帯を水禍から救い、もつて食糧増産を図るため、該河川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

矢作橋架替に関する請願(請願者愛知縣碧海郡矢作町長後藤直次)(三宅則義君紹介)(第一四六二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の愛知縣碧海郡矢作町矢作橋の架替工事の施行に関し、その位置が南北二説あるとのことであるが、北部に架設された方が障害物少く、町の発展上効果的であるから、矢作橋の架替工事の施行に当つては、その位置を北部に選定されたいというのである。

二、請願の議決理由

利害精査の上、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこ

れを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

七種川砂防工事継続の請願（請願者兵庫縣神崎郡福崎町長大野鶴市）（堀川恭平君紹介）（第一五一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫縣神崎郡福崎町地内七種川砂防工事は昭和二十一年度から継続工事として引続き施工中であるが、万一、二十四年度において工事中絶の場合は水流の集約によつて却つて水害の危険性を増大し、沿岸住民は完成の一日も早からんことを渇望しているので、引続き昭和二十四年度においても工事を施行され、又この際根本的治水策として上流の砂防えん堤工事も実情調査の上施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

茶臼山地すべり防止対策に関する請願（請願者長野縣更級郡共和村村長渡邊一外四名）（倉石忠雄君外一名紹介）（第一五一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野縣更級郡共和村にある茶臼山は、山腹一帯は往時から緩漫な地すべり地として知られているが、最近これが活發化し、滑動地域は既に五十余町歩に拡大して、ほ行した土砂は下流滝沢川の砂防えん堤を乗り越えるに至り、共和村岡田部落の民家三百戸は埋没の危機にさらされている、若しこのまま推移するときは、岡田部落は地すべりの土砂にじゆうりんされるのみでなく、下流三箇村の肥よくな耕地千百町歩に大被害を及ぼすことと明らかで、その後流出した土砂によつて耕地面より八米余も高い天井川を形成した岡田川及び滝沢川両堤防内にある岡田部落は、一朝災害に際会すればたちまち埋没される危險状態にあるから、排水工事に併せ避難路としてトンネルを開さくされたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

犀川流域の地すべり防止対策に関する請願外一件（請願者長野縣議会議員清水漸外十七名）（倉石忠雄君外一名紹介）（第一五一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

犀川砂防事務所管内は長野縣北安曇郡及び東筑摩郡にわたる犀川流域五箇村であるが、全般的に第三紀層、砂岩、頁岩の風化のはなはだしい地質であつて、古來から地すべりに悩まされている地域である、明治十八年以來砂防工事を続行していたのであるが、近時工事予算の配当は思うにまかせず、耕地の荒廃及び住民の被害は増加の一途をたどるばかりである、ついては、地すべり防止対策を早急に講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

葛野川砂防工事継続施行の請願（請願者兵庫縣氷上郡葛野村村長安達寶）（有田喜一君紹介）（第一五二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫縣氷上郡葛野村は林野に囲まれた純農山村であるので渓流多く、降雨毎に土砂流失して該村の中央を貫流する葛野川のでい水はん濫し、沿岸を浸しよく破壊して荒廃の一途をたどりつつあつたが、國庫補助砂防工事が施行されて以來、上流から漸次えん堤護岸の築造を見るに至りこう水も施行区間は免れたのである、しかるに工事未完成の廣大な下流沿岸は放置されたままであるので出水の都度被害を受けているが、予算の関係で工事を中絶することになれば、既成工事もまた効果を減少し沿岸住民は生業に安ずることができなくなるから、該工事を続行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

兵庫縣下各河川の砂防工事施行の請願外七件（請願者兵庫縣有馬郡山口村村長西垣内喜一外百二名）（原健三郎君紹介）（第一五二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫縣下の各河川は水源地に数多の崩壊箇所があり、砂れきをおびただしく流下し、沿岸の耕地の埋没及び流失と堤防並びに道路の破損等の被害を與えている、ついては、これが防除対策として次の河川に砂防工事を施行されたいというのである、(一)船坂川　(二)洲本本市の水道水源地　(三)松崎谷川　(四)楠本川　(五)谷之川　(六)折ケ谷　(七)松ケ谷川　(八)柿ノ木谷川。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

飛騨川上流砂防工事施行の請願（請願者岐阜縣益田郡下呂町長今井覺次郎外十二名）（岡村利右衞門君紹介）（第一五六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飛騨川の上流飛騨地区は地勢概ね急しゆんで、支川の随所に大きな崩壊箇所あり、その上戰時中の山林濫伐はなはだしく、これが搬出に際して地膚を傷け、崩壊の基因を作り、この流失土砂のため、耕地の流失及び埋没、橋梁の流失等その被害はじん大である、ついては、飛騨川上流部の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

櫻谷川砂防工事施行の請願（請願者兵庫縣加東郡市場村樫山駐在員向井勇外七名）（岡田五郎君紹介）（第一六一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
櫻谷川は兵庫縣加東郡市場村樫山字榊山中から樫山部落を貫通し加古川本流に注ぐ流路六粁余の渓流であるが、川幅は狹少且つ曲折多く、その上山腹の崩壊が各所に見られ、僅少の降雨に際してもたちまち土砂を流出し濁水はん濫して田畑を埋沒し交通は杜絶し年々その復旧に多額の費用を要する現狀である、ついては、速かに該河川に砂防工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

松本、高山間縣道を國道に編入の請願(請願者長野縣松本市長筒井直久外十名)(岡村利右衞門君紹介)(第一六二二号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
縣道松本、高山間路線は長野縣と岐阜縣を結ぶ唯一の重要路線で、その整備拡充は両縣の資源を開発交流し、重要生産物である木材の集散を容易にするばかりでなく、優秀な観光道路となるから、該道路を國道に編入しその整備拡充を図られたいというのである。
二、請願の議決理由
資源開発の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

山田川外三河川砂防工事施行に関する請願外三件(請願者兵庫縣有馬郡三輪町長北村幸三郎外五名)(吉田吉太郎君紹介)(第一六二七号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
武庫川の支流である山田川、尻子谷川及び大舟谷川は水源地帶に到る処に崩壊があり、そのため降雨の都度、出水して砂礫を流下し流域に多大の災害を與えつつある、ついては、武庫郡良元村藏人谷口谷を始め関係要地に強力な砂防を設けられたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

手取川改修促進の請願外十八件(請願者石川縣石川郡美川町八十七番地中村孝外三千七十三名)(梨木作次郎君外一名紹介)(第一六二九号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
石川縣手取川は白山に源を発し加賀平野をかんがいし日本海に注いでいるが、水源山地の濫伐による荒廃はなはだしく、河床には二尺から八尺に及ぶ土砂の堆積があり、川口の閉塞を來し、昭和十七年から十三回にわたるはん濫は逐年その被害規模を増大しつつある、さらに流域は早場米の穀倉地域で関西の端境期の食糧は大部分加賀米によつている実情である、ついては、全額國庫負担による該河川改修工事予算を計上し徹底的な改修を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

番匠川改修工事施行の請願(請願者佐伯市長矢野龍雄外二名)(村上勇君紹介)(第一六四四号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
大分縣南海部郡番匠川は上流山地に稀有の大崩壊があり、河口は旧軍用工事で閉塞されたので流域、特に佐伯市は眞に危険な狀態にあるので改修工事を施行中であるが、工事巨額で地元負担は余りに過大であるから、國営で施行するよう取り計らわれたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

大分川改修工事継続の請願(請願者大分市長上田保外二十名)(村上勇君外四名紹介)(第一六五五号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
大分川は明治以來重要河川として指定され、昭和十六年から改修工事に着手し、戰時中も継続され、下流右岸の築堤も完成間近いにもかかわらず、工事半ばで中止の由であるが、該川は近く出水の危険が濃厚である上、改修の重点は左岸にあるので地方民の不安は絶大であるが、現下の地方財政ではとうてい負担に耐えないし、昨年度國営直轄に指定された山國川に比し改修の必要性はむしろ大きいから、國営で該工事を継続されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

塩尻峠に隧道開設の請願(請願者岡谷市長宮坂健次郎外十六名)(今村忠助君外一名紹介)(第一六六三号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡谷市から塩尻峠の險路を越えて塩尻、松本を結ぶ國道八号線は、産業道路として車馬の運行いんしんを極めているが、路面のおうとつはなはだしく、且つ、急曲線、急こう配であるため危険多く、しかも多期は積雪により長期にわたつて運行を休止されるので、車馬は数十哩のう回を余儀なくされている、しかしながら塩尻峠に隧道を掘さくすれば、同区間の距離が短縮されるばかりでなく、通年運轉が可能であり、その便益は大きい、ついては、塩尻峠の隧道掘さく工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

長地、岡谷間道路改修の請願(請願者岡谷市長宮坂健次郎外十二名)(今村忠助君外一名紹介)(第一六六六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
國道八号線の連絡道路として、諏訪、上伊那、下伊那三郡に通ずる縣道下諏訪伊那線は、産業道路としてその利用度極めて高く、大都市に劣らぬ交通量があるが、その舗装道路は極度に荒廃して降雨期には水溜を生じ、人馬、車馬の交通極めて危險であるため、地方産業の生産上に多大の障害を與えている、ついては、該線長地村、岡谷市間の道路を改修するとともに舗装修理工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

下諏訪、丸子間道路改修並びに和田峠に隧道開設の請願(請願者長野縣諏訪郡下諏訪町長永田昌一外十七名)(林百郎君外一名紹介)(第一六六七号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長野縣諏訪郡下諏訪、丸子両町を結ぶ國道十四号線は、産業道路としてその利用度極めて高いが、道路のおうとつはなはだしく、その上急こう配、急曲線であるため危險多く、特に冬期は積雪いちじるしいため運行不可能で、数十哩の う回を余儀なくされている、しかしながら和田峠に隧道を掘さくすれば距離は短縮し、しかも通年車馬の運行が可能であり、その及ぼす便益は大きい、ついては、國道十四号線の改修工事を施行するとともに和田峠の隧道掘さく工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

落合、今井間道路改修の請願(請願者岡谷市長宮坂健次郎外十一名)(林百郎君外一名紹介)(第一六六八号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長野縣諏訪郡落合村より諏訪市下諏訪町を経て岡谷市今井に至る國道第八号線は、産業道路としてその利用度極めて高く、都会地に劣らぬ交通量を示しているが、路面劣悪のため降雨期はでい土と化し、その運行に多大の不利不便を來している、ついては、國道第八号線中比較的閑散な落合村、ちの町間道路を改修しちの町、岡谷市今井間の路面の舗装工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

諏訪事業の増強に関する請願(請願者大分縣中津市本町山國川改修期成同盟会長淺沼義男外十六名)(福田喜東君外一名紹介)(第一六九七号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
國土復興に最も重要な河川関係事業を行政整理、機構改革により縮小することは、河川のはん濫の原因となり國土をさらに荒廃させ産業の振興を阻害するものである、ついては、河川事業の増強に関し左記の事項につき特段の措置を講ぜられたいというのである。
(一)河川工事の増強及び防災
(二)河川関係従業員所要人員の確保
二、請願の議決理由
荒廃の現状にかんがみ、人員確保の上、強力に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

寶滿川改修の請願(請願者福岡縣筑紫郡筑紫村長山崎敏夫外四名)(中島茂喜君紹介)(第一七二六号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡縣寶滿川の流域は筑紫、朝倉、三井の三郡及び筑紫、御笠、夜須、三國、立石の五箇村にわたり曲折が多いため、雨期に際してはその洪水に支障を招來し、且つ河幅狹く堤防が低いため河水は沿岸の美田にはん濫し、一夜にして河川の様相と化する個所さえ生じ、被害はじん大であつて應急処置では永久にこの惨禍を防除できないから、寶滿川を根本的に改修されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

大谷川砂防工事継続施行の請願(請願者兵庫縣相生市長岡田源吾)(大上司君紹介)(第一七二七号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫縣相生市相生地内大谷川の水源山地の荒廃による相生市の災害防止のため、昭和二十三年から前記の水源地帶の砂防せき堤築造工事を進ちよく中であるが、今般現下諸般の情勢により該工事の継続が至難と傳えられる、若し該工事の中止を見た場合は、事態は極めて重大であり市民は再び災害の不安に陷り、且つ港湾を生命とする相生市勢の発展にも重大影響をもたらすので、該工事を続行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

宇美線二号縣道幅員拡張及び改修の請願(請願者久留米市諏訪野町緒方時藏外二名)(中島茂喜君紹介)(第一七二九号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山國川は福岡、大分両縣の境を流れ、從來治水政策の相違から縣民間に利害対立し種々問題を起したが、さきに直轄河川に編入され改修工事は建設省で施行されることとなつた、ついては、終戰当時の山林濫伐により荒廃した東友枝村及び友枝川等の水源地帶の砂防工事を施行中であるが、理想的治水対策として、水源地帶から河口まで一貫した計画の下に同一水系の各支川の砂防工事を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十四年五月二十日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

野町緒方時藏外二名）（中島茂喜君紹介）（第一七三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡縣粕屋郡東部線篠栗から嘉穂郡に通ずる縣道から中途二股瀬の東端で分岐して東南する宇美線二号縣道は奥地に亀山、志免、勝田の各鉱山を控え、年産約百万トン近くの出炭量を有し炭坑関係者だけで約五万の人口を抱擁する粕屋炭田の中枢部をなす一大輸送路であるが、戰争以來荒廃するままに放置されていた上に三間半の狭路であるため名狀することのできない交通難を呈出している、ついては、この狭あいな道路幅員を六間に拡張した路面をアスファルトで補装されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、輸送力確保の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

府縣道秋月大隈線改修の請願（請願者福岡縣朝倉郡秋月町長林卓）（中島茂喜君紹介）（第一七三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡縣朝倉郡秋月・大隈線は旧八丁峠を経て豊前、筑後方面に通ずる要路でこれが改修は昭和二十一年一應工事を中止しているが、沿線の木材、薪炭の搬出並びに炭田地帯と農業地帯との交通に至便となり地方産業に及ぼす影響が大きいから、速かに、改修工事を継続されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業振興のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

鳥川護岸工事施行の請願（請願者高崎市長小島弘一外六名）（中曾根康弘君紹介）（第一七五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬縣高崎市の石原、半田、寺尾各地区の耕地は、豪雨の都度同市を南北に貫流する烏川のはん濫により約百町歩の水田が一面の湖となり沿岸住民は生業に安んずることができない、ついては、石原、寺尾両地区を結ぶ烏川の護岸工事を緊急に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

大野川改修工事に関する請願（請願者大分縣鶴崎町森町大野川期成同盟会会長阿部百人外十四名）（金光義邦君外三名紹介）（第一八〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが國再建に欠くことのできない農作物増産の根幹をなす河川事業が、机上計画によって削減され、その業務を担当している従業員まで機械的に行政整理の名をかりて減員することは経済九原則の本旨に沿わないものであり、沿岸町村民の生命財産及び耕地は水害期をひかえて不安な狀態に置かれているから、大分縣大野川の治水施設の増強並びに河川関係従業員の減員によって生ずる災害防除対策の確立を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

西目村、本荘町間海岸砂防工事施行の請願（請願者秋田縣由利郡西目村議会議長正木吉之丈外一名）（村上清治君紹介）（第一八二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

從來海岸砂防工事はおおむね緩傾斜の砂丘を造り、その内部に黒松を植栽する方式をもってしたが、これが成功するには多大の人件費と歳月を要する上、砂丘の傾斜面が緩かなため廣大な利用できない土地を存置しなければならない、しかるになぎさを去る内部約百米の地点に高さ三米程度のコンクリート又は石垣を以て一連の固定堤防を築くならば、一時的に多額の経費を要するが、永久的なものであるから、却って経済的であり、施工面積が少なくて済むので、この施工方法を採用して、秋田縣由利郡西目村大字出戸部落から北方同郡本荘町子吉川河口左岸までの日本海々岸約五千米を國費をもって砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月二十日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第四十一号参照〕

厚生委員会

健康保険組合事務費全額國庫負担の請願（請願者東京都港区赤坂青山南町一丁目五十五番地健康保険組合連合会常務理事上山顯）（青柳一郎君外一名紹介）（第六二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

健康保険組合事務費全額國庫負担の請願（請願者東京都港区赤坂青山南町一丁目五十五番地健康保険組合連合会常務理事上山顯）（青柳一郎君外一名紹介）（第六二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

健康保険組合は勤労者の生活の安定に寄與する重大使命を担っているが、該組合に対する國庫負担金の割合は十年前の十分の一に過ぎず、しかも経済界の混乱が該組合の財政にも反映して、財政的に該組合の維持ははなはだしく困難となった、ついては、該組合事務費を全額國庫負担とせられたいというのである。

二、請願の議決理由

國民保健上必要なる措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

健康保険組合に対する國庫補助増額の請願（請願者健康保険組合連合会京都支部長菅井龍馬）（福田昌子君紹介）（第八六三号）及び同（請願者健康保険組合連合会常務理事上山顯）（青柳一郎君紹介）（第一三三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

健康保険制度運営に重要な役割を果しつつある健康保険組合は、財源難に加え、診療費の高騰と事務費の増大のため、その組合の財政は極度に窮迫している、ついては、健康保険組合に対する國庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

國民保健上必要なる措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付す

べきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院会議録第八号中正誤

頁	段	誤　正
七五	二	三〇 に改める。 に改め、同條第四項を削る。

衆議院会議録第十九号中正誤

頁	段	誤　正
二三	二	三五 使途　費途

衆議院会議録第二十三号中正誤

頁	段	誤　正
二九〇	二	二九 前項の業務方法書　第一項の業務方法書
三〇八	五	三 金額二十圓　金額ニ十圓
三一七	三	二六 労働大臣の　労働大臣が中央職業安定委員会に諮問のうえ

衆議院会議録第二十五号中正誤

頁	段	誤　正
三九	四	三〇 失業が出ず　失業が生ずる
三六〇	二	二 日雇労い働者　日雇い労働者
三六二	五	九 次の二條　次の三條
三六六	四	一 前二條　前條
〃	〃	九 第一七六号　第百七十六号
三六七	四	三 防疫醫　防疫技師
〃	〃	二四
〃	五	五
〃	〃	一七
〃	〃	三

衆議院会議録第二十六号中正誤

頁	段	誤　正
三六八	一	二九 運営法の　法運営の
〃	五	二 届出受難者　届出受理者
三七一	一	五 地方財政法等の一部を改正する法律案　地方財政法の一部を改正する等の法律案
〃	二	五

衆議院会議録第二十六号中正誤

頁	段	誤　正
三八三	二	三 公労員　公務員
三八九	四	三 競爭者が　競落者が
三九〇	一	三 文部大臣が　文部大臣が、
〃	〃	六 基礎にし　基礎にして、
〃	二	一七 相当額を除く。　相当額を除く。
〃	〃	二五 (出版料納付義務の減免)　(出版料の減免)
〃	三	二六 規定により、　規定により
三九〇	四	三 関して、　関して
〃	〃	三六 第三十五号)、及び　第三十五号)及び
〃	五	二五 教科用図書委員会　教科用図書審議会
三九五	三	三 沿いたいこの　沿いたいとの
四〇三	三	一九
〃	〃	二〇
〃	〃	三 鐵道　鉄道
〃	四	一四
〃	〃	二〇
四〇三	三	三 帝國鐵道會計　帝國鉄道会計
〃	四	九 日本國有鐵道ヨリ發スル證書、　日本國有鉄道ヨリ発スル証書、
〃	〃	三 國有鐵道ニ關連スル國營船舶ヲ含ム以下同ジ　國有鉄道ニ関連スル國営船舶ヲ含ム以下同ジ
〃	〃	三 「運輸大臣」　「運輸大臣」
〃	〃	二四 國有鐵道ノ乘客　「國有鉄道ノ乘客」
〃	〃	「日本國有鐵道ノ鐵道及連絡船ノ乘客」　「日本國有鉄道ノ鉄道及連絡船ノ乘客」
四〇六	二	三 緊急　緊密
四〇六	三	三 以下同じ)　(以下同じ。)」
〃	四	二〇 するの　する
〃	〃	二四 兒童相談所　兒童相談所長
四〇七	二	一七 寮育　療育
〃	〃	一八 「盲ろうあ施設」　「盲ろうあ兒施設」
四〇八	一	一七 第二十六條　第六十二條
〃	五	三六 兒童、福祉法　兒童福祉法
四〇九	五	一 堤ルツヨ君　堤ツルヨ君
四一〇	四	六 御異なし　御異議なし
四一二	四	二四 漁船　漁船ニ乘組ミタル期間
〃	〃	七 〃　〃
四一三	二	三 自八至九　改め、同條第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ」を削る。改める。
四一四	一	六 負担の割合　負担割合
〃	二	三 審議会を　審議会の

衆議院会議録第二十七号中正誤

頁	段	誤　正
四二一	一	八 決議　決議案
四二三	三	六 観迎　歡迎
四二五	五	四 積立金運の用管理　積立金の運用管理
四二六	五	六 他に從発言　他に御発言
四二七	四	二四 收入歳出　歳入歳出
同	同	六 改支計算書　收支計算書
四二八	四	三 対坑　対抗
四二八	五	七 「八人」に、「八、人」に改め、　関係がないもの　関係のないもの
四二九	一	三

四四〇	二	六	第十五條　第十三條
〃	〃	二六(二九)	第二十八條第一項中　第二十八條第三項中
〃	〃	二七	第二十八條第四項中　第二十八條第三項中
〃	三	九	における　における
四四一	二	一八	第十九　日程第十九
四四三	四	一	律第三十六号　律第二十六号
四四五	一	三	法施行最初　法施行後最初
四四六頁二段第十七行の次に左のように入れる			
國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案に関する法律案（内閣提出）に関する報告書			
〔都合により最終号の附録に掲載〕			
四四八	二	六	宅地か　宅地が
〃	〃	三三(三四)	政令で定め　政令で定める
〃	三	三	みなされた　みなされた價
〃	三	一	定められるべき價格　定められるべき價額
〃	五	二六	学識経験者　学識経験
四四九	三	二七	比率して　比準して
〃	四	八	宅地である　宅地がある
〃	〃	二六	住宅があるときは、　宅地があるときは、
〃	〃	三三	第一項により　第一項の規定により
〃	〃	三四	比率　比準
〃	五	八	比準して　比準して、
四五〇	四	二六	議審の　審議の
四五二	一	二四	絶体　絶対
四五四	三	二九	第一項中第六号　第一項第六号
四五五	四	三	予防更正　予防更生
四五六	〃	二	において　について

四五八	一	三五	破綻　破綻
四六四	〃	二六	予備の点　不備の点
四六七	〃	三六	供し　供し、
〃	二	三	認定した　定める
〃	四	二六(二七)	規定による認可　規定による財産移轉の認可
〃	〃	三六	時價の　時價との
四六九	五	三七	管理又は　管理者又は
四七〇	三	八	各号　各項
〃	〃	〃	定めるもの外　定めるものの外、
〃	四	二七	居住す者水防の　居住する者、又は水防の
〃	〃	三三	いないとき　いないとき、
四七一	三	七	委嘱を　委嘱
〃	〃	八	各号　各項
〃	〃	九	指定管理團体に　指定管理團体の水防協議会に
〃	〃	三三	第九條　第十條
〃	五	九	当該の　当該
四七二頁一段二一行―二三行「但し、第三十二條第二項及び第三項の規定の施行の期日は、政令で定める。」は削るべきの誤			
四七三	一	三五	第二項二号中　第二項第二号中
四七四	〃	三〇	変動　変更
四七五	二	二七	あらかじめ、あらかじめ
〃	三	二	應じ、應じ
四七六	五	三三	必要があると　必要があるものとして
四七七	一	二六	前三條　前四條
四七九	〃	八	構する　講ずる

衆議院会議録第二十八号中正誤

頁	段	行	誤	正
三六	五	一	前條　第八條	

四九三	三	三三	同順位者のうち　同順位者のうち、
四九七	〃	一三	事業主義　專業主義
〃	〃	二四	解散し。又は　解散し、又は
四九八	四	二六	残業　残務
五〇〇	二	一四(一五)	その滅失譲渡、　その滅失、譲渡、
〃	三	三三	現金をもつて　現金をもつて、
五〇一	二	二六	財政法第三十五條　財政法第二十五條
〃	五	一	会計額　合計額
五〇二	〃	二	は政令で定める。　は、政令で定める。
五〇四	四	三七	ことができる。　ものとする。
〃	五	四	ものとする。　ことができる。

五二九頁二段二九行目より三一行目迄は次のとおりになるべきの誤

七　その他農地改良又は保全のため必要な事業

五二九	四	一三	委員会が　委員会が、
五三〇	〃	四	決定が、　決定が
五三一	一	一〇	土地改良区に　土地改良区に、
〃	〃	三四	補欠員　補欠役員
〃	二	二	土地改良区、　土地改良区
〃	一	三五	ところにより　ところにより、
〃	〃	三六	半数　過半数
〃	〃	一九	別の　別段の
〃	〃	四九	おいて、　おいて
〃	〃	二六	提出して　提出して、
五三一	三	一	対し　対して

五三頁四段三行目から三行目迄は次のとおりになるべきの誤

金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

五三頁四段二行目の次に次の一項を加うべきの誤

2　市町村が前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しない場合には、理事は、地方税の滞納処分の例により、都道府縣知事の認可を受けて、その処分をすることができる。

五三三	四	二六	2　3
〃	〃	二六	次ぐものとし、　次ぐものとし、
〃	五	二六	ついては　ついて
五三三	一	一四	規定により権利義務の移轉を受くべき者がないときは、　承継又は第三條第二項の規定による交替がないときは、
五三六	三	一八	國の　國が
〃	〃	二〇	大臣に　大臣に、
〃	〃	三	あつては、　あつては
〃	〃	二六	につき、　につき
〃	四	三七	その計画　土地改良事業計画

五三七頁一段三行の次に次の一項を加うべきの誤

8　前項の規定は、同項に規定する土地であつて、その土地につき耕作すべき者が賣渡を受け、若しくは定住したもの又は耕作が開始されているものについては適用しない。

五三七	二	三	おいて、　おいて、第八十七條第七項又は
〃	〃	五	負担金　負担金の徴收
五三八	四	二〇	知事　農地委員会
〃	五	二九	前條　前項
五三九	二	二	おいて　おいて、

五三二	一	二六	妨げ　妨げ、
〃	〃	三三	こわし　こわし、
〃	二	一八	要求し　要求し、
〃	三	三三	連合会　連合
五三三	一	二三	契約　規約
〃	二	二	公告の　公告が
〃	三	七	耕地整理組合員　耕地整理組合の組合員
〃	〃	三	額が　額の
五三四	一	二七	危険ノ　危険ガ
五三五	二	二六	縣農業　農業
五三六	〃	三	ついて　ついて、
五四一	〃	二六	解してはならない　解してはならない。
五四二	五	一六	不公正の　不公正な
五四三	〃	三	受けたい旨　受ける旨
五四六	四	二五	雇人、　雇入、
五四八	三	三三	関しては　関しては、
五四九	一	一八	ならない、　ならない。
五五〇	〃	一	「第二十一條第二項、　「労働組合法第二十一條第一項、
五五一	三	二九	大谷省三君　大矢省三君
五五六	〃	二六	あと　あると
〃	四	一〇	この程で度　この程度では
〃	〃	三四	石田一松君　石田一松君

衆議院会議録第二十九号中正誤

頁	段	行	誤	正
五五九	二	三	かよに	かように
〃	四	六	植原悦次郎君	植原悦二郎君
五七五	二	四	第七　第一	
〃	〃	五	日程第七　日程第一	
五八六	四	三	第二十條　第十九條の二	

五九〇　五　三七　証券保管又は　証券保管証又は

衆議院会議録第三十号中正誤

頁段行　誤　正

五九七　欄外　警備力調査　警備力調整

六〇一　一　二三　カンナヒス　カンナビス

六一三　一　三五　調査　調整

六二八　三　九
六二九　三　二六
〃　四　一五
〃　二八
〃　一七　車輛　車両

六二九　三　一〇　その他の　その他

六二九　三　二六　所管　所掌

〃　五　二　事務のうち　事務のうち、

六三〇　一　二四　鉄、くず　鉄くず

〃　三　三　くず化　くず化

六三二　二　三　保安審議会　保安協議会

六三三　四　一六　石炭局に　石炭局に、

六三三　五　三四　法律第五十三号　法律第五十六号

六三四　一　一四　左の法令は　左の法令は、

〃　一　二四　臨時地方石炭　臨時石炭

〃　二　九　ない爲、　ないため、

六三六　一　二　六案は　本案は

六三七　三　九　間然するところなき　間然するところなき

六三九　二　三　従業員に対し、　従業員に対し、

六四〇　五　一七　審議にた　審議した

六四一　四　一四　原彪君　原彪君（続）

〃　三　採與　授與

六五四　五　一三　（本信行君）　（岩本信行君）

〃　四　二四
〃　二八
〃　三三
〃　一六
〃　三九
〃　二五　更正　更生

六五五　一　一〇　医学的管理の下に生活指導及び作業訓練を行うこと。　その医学的及び社会的更生のため、必要な指導及び訓練を行うこと。

〃　一　九

〃　一段十一行目より一六行目まで削るべきの誤

〃　一七　3　2

〃　一段二四行目より二五行目まで削るべきの誤

〃　二　三五　運営について必要な事項は、厚生省令で定める。　運営に関する必要な事項について、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）その他の法律に別段の定のないときは、厚生省令でこれを定める。

六五六　二　二七　ごとに　ごとに、

六五六　三　三三　検討し、　工業標準の改正を必要と認めるときは、

六五六頁五段三五行目より六五七頁一段三行目まで削るべきの誤

六五八　三　三　見本はなん　見本なんだ

六六二　四　一　製造者に対し、　製造者に対し、

〃　四　三　この場合においては　この場合において、

六七三　一　一〇　鑑定人に　鑑定人は、

〃　四　三二　当該價格　当該價額

六七六　一　一〇　預ヶ金ノ　預ヶ金ニ付テノ

〃　〃　二四　他ノ法律　法律

衆議院会議録第三十一号中正誤

頁段行　誤　正

六九六　一　一四　緊急動を　緊急動議を

七一三　三　二九　対しては　対しては

七一四　三　一九　原則とし　原則と

七一五　五　七　機関が　機関が、

七一六　一　二四　偏平率　扁平度

七一九　〃　一七　対して　対して、

衆議院会議録第三十二号中正誤

頁段行　誤　正

七二六　一　一六　國管　國営

七二七　〃　三　「電氣通信局」　「地方電氣通信局」

〃　二　二　通信職員　逓信職員

七三八　一　一　本來　本年

七三六　三　三五　公正な保障を保障する　公正な運営を保障する

七三七　五　一六　「第十四條」　「第十三條」

衆議院会議録第三十三号中正誤

頁段行　誤　正

七四一　欄外　消防機構に関する決議案　消防機構強化に関する決議案

七四四　一六　おりまして　おりました

七四八　三　二　調整　調達

七四七　〃　一四　属させ　属せ

〃　四　二　審査　監査

〃　〃　一二　綜合　総合

七五七　四　三　他省　他局

七六〇　一　二六　第三十五條第一項、　第三十五條第一項、第三十八條、第三十

七七九　五　一　投果　投票

衆議院会議録第三十四号中正誤

頁段行　誤　正

七九四　四　一　の私　私の

〃　〃　一八　私は直に　私は眞に

〃　五　三五　鉄又は　銑又は

八〇三　一　一〇　行目の次に見出しとして「（投票の無効）」を加える。　行目の次に見出しとして「（投票の無効）」を加える。昭和二十四年法律第百四十二号

〃　五　一　年法律第百九十九号　昭和二十三年法律第百九十九号

八〇五　二　〃　第五十五條中「総会」とあるのは　第五十五條中「総会」とあるのは、同法第五十六條中「裁判所」とあるのは

〃　〃　二　同法第五十六條中「裁判所」とあるのは　同法第五十六條中「裁判所」とあるのは、第百十一條の改正規定

八〇六　一　一六　第百十一條の規定　第百十一條の改正規定のごとく

八〇八　四　二九　のごとく　許可制をなつたこと

八一〇　一　三五　許可を制　中小企業

〃　二　九　なたつこと　一個

八一二　四　一八　中小企案　場合は、第百十一條まで遅滞なく、この場合において、

八一三　〃　三四　一箇　但し、

〃　五　二　場合には

〃　二　三　第百十一條

〃　五　一〇　遅滞なく

八一五　一　五　但し、

八一六　二　二三　するには　するには、この場合において、

〃　四　二五　但し、　法律第十一号。以下

八二一　一　一八　法律第十一号）（以下　林業

八二三　五　三四　林産業　経過

八二五　四　一三　則罰の経過　多々ある

八二三　〃　二〇　多ある　左の各号に該当する

八二四　二　二六　左の各号に掲げる　りやく奪物件

八二七　三　一六　りやく奪物件　五千四百六人

〃　〃　二〇　五、四〇六人　各内部部局、

〃　〃　二四　内部部局、　定のある

〃　〃　三　定めのある　六月一日から

八二七　四　二　六月、一日から　までの間に、

〃　〃　二五　までの間に　降任され、

〃　五　二　降任され　ついては、

〃　〃　三　ついては　において、

〃　〃　五（一〇）　において　行政機関

八三八　一　一三　各行政機関　「、法務総裁」

八三八　三　三八　「法務総裁」　法務廳

〃　四　六　法労廳　一般会計への

〃　五　三七　一般会計えの　政令で定める。」に改める。

八三九　〃　一四　政令で定める。」　「昭和二十一年」

八四〇　四　一五　施行法施行後八月　施行後八月

〃　〃　二　「昭和二十一年」　「昭和二十年」

八四一　一　二六　同條中、　同條第三項中

八四二　一　一〇　同條第三項中、　同條第三項中

八四〇　頁二段欄内三行目公認会計士審議会は公認会計士審査会の誤

衆議院会議録第三十五号中正誤

頁	段	行	誤	正
八七		一二	第三條―第二十七條	第三條―第十二條
〃	〃	二六	第二十八條―第三十四條	第三十三條―第三十九條
〃	〃	三〇	第三十五條・第三十六條	第四十條・第四十一條
〃	〃	三	第三十七條―第四十條	第四十二條―第四十五條
〃	〃	三	第四十一條―第四十五條	第四十六條―第五十條
八五	五	三	檢査をさせ	檢査をさせ、
八五	九	三元	多寡によつて、	多寡によつて
〃	一	三	船舶運航事業者	船舶運航事業
八六	〃	三七	檢数人等	檢数人等は、
八六	三	三元	いたのすで	いたすので
八六	四	三〇	自分量	目分量
八六	一	三五	勤務大衆	勤労大衆
〃	二	七	よつて	よつて
〃	〃	三五	日程に追加	日程は追加
八七	二	三元	福田一男君	福田一君

衆議院会議録第三十六号中正誤

頁	段	行	誤	正
八七	四	三	松本一郎君	松本一郎君
八八	三	三〇	投じたしの	投じたもの
八九	〃	三五	事務	事務
〃	四	七	事項。	事項
八九	三	八	教團を支持しては	教團を支援しては
〃	〃	三四	若しくは、	若しくは
〃	五	三四	その他の補助）	その他の援助）
八九	一	三〇	これに基いて	これらに基いて
〃	〃	三七	公民館が、	公民館が
〃	三	三三	権限を、	権限を
九〇三	一	三五	「、農業保険組合」	「、農業共済保険組合」
〃	〃	一六	十三ノ二	十三の二
〃	〃	二四	徴税令書には	徴税令書又は
〃	〃	二五	同條に次の	同項に次の
〃	〃	三三	（第一期分の徴税令書を受けた日）	（年税又は期税で納期を分けたものについては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日）
〃	〃	三六	（過納徴収金	「（過納徴収金
〃	四	三七	の次に、	の次に
九〇四	一	三六	立ち合わせなければ	立ち会わせなければ
〃	四	三一	日時、	日時
九〇六	一	三七	事業所、又	事業所又は
〃	二	三	第四十七條	同條
〃	〃	三四	第二項	
〃	四	三六	ついても、	ついて、
九〇七	一	三五	するとを問わず、	するを問わず、
〃	二	八	借り受け料金	借受料金
〃	〃	三一	の下に、	の下に
〃	〃	三六	第二十七條四	第二十七條ノ四
〃	三	三八	道府縣において、	道府縣において
〃	〃	四	十三　稅附加	十三　電話稅附加稅
〃	〃	七	事務所、事業所	事務所、事業所（一期とするときは、九月）
〃	〃	一〇	（一期とするときは、九月）	
〃	〃	三	その使用者」	その使用者）
九〇八	二	二四	大阪府、	大阪市、
〃	〃	二六	（五大市の長を除く。以下本條中同じ。）	（五大市の長を除く。）
〃	三	一〇	收稅官吏の職務は、	收稅官吏の職務は、場合において、
〃	〃	一三	場合において、	
〃	〃	二元	附加稅その他政令で定める稅に関する	附加稅に関する
〃	四	一七	「四百五十円に第四十條」	「四百五十円に第四十七條」
〃	〃	二	に改め同項	に改め、同項
九〇九	一	三七	徴收にかかる、	徴收に係る
〃	二	三（六）	免がれる	免かれる
〃	〃	七	損がいし、	損かいし、
〃	〃	三	情を知つて、	情を知つて
〃	〃	元	第百二十六條	第百三十六條
〃	〃	三	第百四十條の三	第百四十條の三
〃	二	三六	届出をしなかつた	正当な理由がなくて、届出をしなかつた
〃	〃	三六	第百三十七條の三」	第百三十七條の三」
〃	四	三	第百二十六條ノ二	第百二十六條の二
〃	〃	三	この法律前	この法律施行前
〃	〃	三	尚	なお、従前
〃	五	六	市町村稅独立稅割、	市町村稅独立稅割
〃	〃	三	電話稅附加稅及び電話稅附加稅	電稅附加稅
〃	〃	元	とあるは	とあるのは
九一三	四	四	反撲	反発

衆議院会議録第三十七号中正誤

頁	段	行	誤	正
九一〇	四	三	かよこな	かような
九一三	二	五	おるをで	おるので

衆議院会議録第三十八号中正誤

頁	段	行	誤	正
九一四	二	三〇	省令を定める	省令で定める
九一五	一	六	これについこ許否	これについて許否
九一六	三	三五	これを掌る。」	これを掌る」
〃	五	三	「第百三十九條ノ一」	「第百三十九條ノ二」
九一七	二	一〇	「法務府事務官」	「法務府事務官に、「出張所」を「支局」に、

九四九頁四段一七行から二五行までは次のとおりになるべきの誤

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて國会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年五月二十三日

参議院議長　松平恒雄

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は参議院修正）

第十八條　非訟事件手続法（明法三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第百十七條及び第百十八條中「司法事務局又ハ其ノ出張所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若クハ地方法務局又ハ其ノ支局若クハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第百二十五條第一項中「第百四十一條」を「第百三十九條ノ二、第百四十一條」に改める。

第百三十九條中「司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第百三十九條の次に次の一條を加える。

第百三十九條ノ二　登記所ニ於ケル事務ハ法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

第百四十二條第一項を次のように改め、同條第三項を削る。

登記所ハ何人ニモ登記簿ノ閲覽ヲ許スヘシ

第百四十三條を次のように改める。

第百四十三條　登記所ハ手數料ヲ納付シテ申請ヲ爲シタル者ニハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ヲ交付シ又ハ登記事項ニ變更ナキコト、或事項ノ登記ナキコト若クハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ヲ爲スヘシ

郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ前項ノ規定ニ依ル證明書ヲ請フトキハ登記所ハ之ヲ送付スヘシ

第百五十條の三の次に次の二條を加える。

第百五十條ノ四　登記ノ申請書ニ捺印スヘキ者ハ豫メ之印鑑ヲ登記所ニ提出スヘシ改印ヲ爲シタルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ委任ニ因ル代理人ニ依リテ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其委任ヲ爲シタル者ニ付之ヲ適用ス

第百五十條ノ五　登記所ハ會社又ハ外國會社ノ代表者ニシテ登記所ニ印鑑ヲ提出シタル者カ手數料ヲ納付シテ申請ヲ爲シタルトキハ其印鑑ノ證明書ヲ交付スヘシ

第百四十三條第二項ノ規定ハ前項ノ證明書ノ送付ニ付キ之ヲ準用ス

第百五十一條第一項後段及び第二項を削る。

第百五十一條ノ二第一項中「異議ノ申立ナキトキハ」を「異議ヲ述ヘサルトキハ」に改める。

第百五十一條ノ三を次のように改める。

第百五十一條ノ三　異議ヲ述フル者アリタルトキハ登記所ハ其異議ニ付決定ヲ爲スヘシ

第百五十一條ノ四中「異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下スル裁判カ確定シタルトキハ」を「異議ヲ述フル者ナキトキ又ハ異議ヲ却下シタルトキハ」に改める。

第百五十一條ノ六第二項中「法務總裁」を「監督法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第百五十六條の次に次の一條を加える。

第百五十六條ノ二　第百四十三條第一項及ヒ第百五十條ノ五第一項ノ手數料ヘ額ハ○政令ヲ以テ之ヲ定ム　○物價ノ情況登記簿ノ謄本ノ交付等ニ要スル實費其他一切ノ事情ヲ考慮シ

第百五十七條中「第十三條、」を削り、「第二十二條」を「第二十二條第一項」に、「及ヒ第五十九條」を「、第五十九條、第百五十條、第百五十一條、第百五十三條及ヒ第百五十四條」に改める。

第百八十條第一項中「總社員」を「社員」に改め、同條第二項を次のように改め、同條第三項及び第四項を削る。

前項ノ申請書ニハ總社員ノ同意又ハ或社員ノ一致アリタルコトヲ證スル書面其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス但社員ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

第百八十八條第一項中「總取締役」を「會社ヲ代表スヘキ取締役」に改め、同條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

前項ノ申請書ニハ株主總會ノ議事錄其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス但取締役又ハ監査役ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

第百八十八條ノ二第二項中「第三項」を削る。

第百八十八條ノ三第一項中「總取締役」を「會社ヲ代表スヘキ取締役」に改め、同條第三項「中第三項」を削る。

第百九十一條第一項中「總取締役」を「會社ヲ代表スヘキ取締役」に改める。

第百九十二條を次のように改める。

第百九十二條　削除

第百九十七條第一項中「ノ全員」を削り、同條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

前項ノ申請書ニハ株主總會ノ議事錄其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス但無限責任社員又ハ監査役ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

第百九十八條ノ二第一項中「ノ全員」を削る。

第百九十八條ノ三を次のように改める。

第百九十八條ノ三　削除

第十九條　不動產登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目錄中「第五章　抗告」を「第五章　異議」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條　登記事務ハ登記スヘキ權利ノ目的タル不動產ノ所在地ヲ管轄スル法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル

不動產カ數箇ノ登記所ノ管轄區域ニ跨カルトキハ申請ニ因リ法務局又ハ地方法務局ノ長ニ於テ管轄登記所ヲ指定ス但數箇ノ法務局又ハ地方法務局管內ノ登記所ノ管轄區域ニ跨カルトキハ法務總裁ニ於テ之ヲ指定ス

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條ノ二　登記所ニ於ケル事務ハ法務局若ハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

第十八條中「地方裁判所長」を「法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第十九條の次に次の一條を加える。

第十九條ノ二　登記簿ノ全部又ハ一部ノ滅失シタル登記所ニ申請書編綴簿ヲ備フ

第二十條第一項中「、共同人名簿及ヒ圖面」を「及ヒ共同人名簿」に改め、同條第二項に次の但書を加える。

但申請書編綴簿ニ編綴シタル書面ニ付テハ其保存期間ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル記載ヲ爲シタル日ヨリ之ヲ起算ス

第二十一條第一項中「請求スルコトヲ得」の下に「登記事項ニ變更ナキコト、或事項ノ登記ナキコト又ハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ニ付キ亦同シ」を加え、同條第二項中「登記簿ノ謄本又ハ抄本」を「登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ前項ノ規定ニ依ル證明書」に改め、同條に次の一項を加える。

第二項ノ手數料ノ額ハ○政令ヲ以テ之ヲ定ム　○物價ノ狀況登記簿ノ謄本ノ交付等ニ要スル實費其他一切ノ事情ヲ考慮シ

第二十二條中「又ハ豫審判事」を

削り、同條に次の一項を加える。

前項但書ノ規定ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル記載ヲ完了スル迄ノ間ハ申請書編綴簿ニ編綴シタル書面ニハ之ヲ適用セス

第三十條中「府縣、郡、市、町村若クハ區」を「地方公共團体」に改める。

第三十二條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第三十五條に次の一項を加える。

官廳ノ所管ニ屬スル不動産ニ關スル權利ニ付キ登記ヲ囑託スル場合ニ於テ命令又ハ規則ヲ以テ指定セラレタル官廳又ハ公署ノ職員ハ第一項第五號ニ揭ケタル書面ヲ提出スルコトヲ要セス

第四十一條、第四十二條及び第四十三條第一項中「戸籍吏」を「市町村長若クハ區長」に改める。

第六十三條ノ二第一項中「地方裁判所長」を「法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第七十二條から第七十五條までを次のように改める。

第七十二條　第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間中ニ受附ケタル新登記ノ申請書、通知書、許可書及ヒ管轄轉屬ニ因リ移送ヲ受ケタル登記簿謄本ハ受附番號ノ順序ニ從ヒテ之ヲ申請書編綴簿ニ編綴スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル編綴アリタルトキハ登記スヘキ事項ニ付テハ編綴ノ時ニ登記アリタルト同一ノ効力ヲ生ス

第七十三條　第六十條乃至第六十二條ノ規定ハ登記官吏カ前條第一項ノ規定ニ依ル編綴ヲ完了シタル場合ニ之ヲ準用ス

申請書ニ登記濟證ヲ添附スルコトヲ要スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル編綴濟證ノ添附ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第七十四條　第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間滿了シタルトキハ遲滯ナク第七十二條第一項ニ揭ケタル書面ニ基キ登記簿ニ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十五條　前條第一項ノ規定ニ依リテ登記簿ニ記載ヲ爲シタルトキハ當事者ニ對シ之ニ登記濟證ヲ與フヘキ旨ヲ通知シ若シ回復シタル登記ト同項ノ規定ニ依リテ記載シタル登記ト牴觸スルトキハ同時ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

當事者カ登記濟證ヲ申請スル場合ニ於テハ第七十三條第一項ノ規定ニ依ル編綴濟證ヲ提出スルコトヲ要ス

第六十條ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條の次に次の二條を加える。

第七十六條ノ二　登記用紙ノ繼續夥多ニシテ取扱不便ト爲ルニ至リタルトキハ其登記ヲ新用紙ニ移スコトヲ得

第六十八條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條ノ三　登記ヲ移シ又ハ轉寫スル場合ニ於テハ現ニ効力ヲ有スル登記ノミヲ移シ又ハ轉寫スヘシ

第七十七條第二項中「壹貳參」を「壹弐参」に改める。

第八十五條第二項の次に次の一項を加える。

所有權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ轉寫スル場合ニ於テ登記原因、其日附、登記ノ目的及ヒ受附番號カ同一ナルトキハ甲地ノ登記用紙ヨリ乙地ノ登記用紙ニ登記番號ノミヲ轉寫シ該登記番號ノ土地ニ付同一事項ノ登記アル旨ヲ附記スヘシ

第八十七條第三項中「前項ノ場合ニ」の下に「、第八十五條第四項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ」を加える。

第九十二條中「添附シ倩建物ノ分合、構造ノ變更又ハ建坪ノ增減ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其圖面ヲ」を削る。

第九十七條中「第四項」を「第五項」に改める。

第百二條ノ二を次のように改める。

第二條ノ二　削除

第百三條ノ三及び第百三條ノ四を削る。

第百六條第一号中「家屋臺帳謄本ニ依リ」の下に「自己又ハ被相續人カ」を加える。

第百七條中「添附シ前條ノ規定ニ依ル申請ニ付テハ圖面ヲ」を削り、「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改める。

第百四十一條中「戸籍吏」を「市町村長又ハ區長」に改める。

第百四十二條ノ二及び第百四十二條ノ三を削る。

第百四十九條ノ二第一項中「異議ノ申立ナキトキハ」を「異議ヲ述ヘサルトキハ」に改める。

第百四十九條ノ三及び第百四十九條ノ四を次のように改める。

第百四十九條ノ三　異議ヲ述フル者アリタルトキハ登記官吏ハ其異議ニ付キ決定ヲ爲スヘシ

第百四十九條ノ四　削除

第百四十九條ノ五中「異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下スル裁判カ確定シタルトキハ」を「異議ヲ述フル者ナキトキ又ハ異議ヲ却下シタルトキハ」に改める。

「第五章　抗告」を「第五章　異議」に改める。

第百五十條を次のように改める。

第百五十條　登記官吏ノ處分ヲ不當トスル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第百五十一條中「抗告」を「異議ノ申立」に、「抗告狀」を「異議申立書」に改める。

第百五十二條を次のように改める。

第百五十二條　削除

第百五十三條中「抗告」を「異議」に、同條第一項中「抗告裁判所」を「監督法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第百五十四條から第百五十六條までを次のように改める。

第百五十四條　法務局又ハ地方法務局ノ長ハ異議ニ付キ決定ヲ爲スヘシ此場合ニ於テ異議ヲ理由アリトスルトキハ登記官吏ニ相當ノ處分ヲ命シ其旨ヲ異議申立

人ノ外登記上ノ利害關係人ニ通知スルコトヲ要ス

第百五十五條　法務局又ハ地方法務局ノ長ハ處分ヲ爲ス前登記官吏ニ假登記ヲ命スルコトヲ得

第百五十六條　削除

第百五十七條中「抗告裁判所」及び「裁判所」を「法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第百五十八條及ヒ第百五十九條を次のように改める。

第百五十八條及ヒ第百五十九條

削除

頁	段	行	誤	正
九五〇	一	六	修正議決	可決
九五一	四	三	決議案	法律案

衆議院会議録第三十九号中正誤

頁	段	行	誤	正
九五六	二	四	こうべきを	こうべをたれて
九五七	三	三〇	民主党	民自党
九五八	三	三八	言語同断	言語道断
九六〇	一	三〇	議場の	議長の

衆議院会議録第四十一号中正誤

頁	段	行	誤	正
一〇〇五	二	三	「内閣委員会」は別行になるべきの誤	
一〇一三	三	二	第七十〇〇條	第七十〇〇二條
一〇一六	一	三	八行の次に次の通り加うるべきの誤	
			健康保險組合事務費全額國庫負担の請願外二請願に関する報告書	

〔都合により本号の附録に掲載〕

定價　一部　四円五十銭
送料実費
発行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷所　電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇
図書課